昭和七年四月十五日印刷
昭和七年四月二十日發行

不許複製

國譯一切經 毘曇部十二

編輯兼發行者 岩野眞雄
東京市芝區芝公園七號地十番

印刷者 渡邊通夫
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

印刷所 日進舍
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

發行所 大東出版社
東京市芝區芝公園地七號地十番
振替東京一九四七一番
電話芝（二）三〇一四・〇一一六番

製本所 兩角製本所

中、世尊は最勝の法を說くなり。謂く四蘊中、壽を最勝と爲すをもて、是の故に偏へに說くなり」と。有るが說く「唯、壽のみ能く四蘊を持して散壞せざらしむるをもて、是の故に偏へに說くなり」と。有るが說く「壽は一期に於て斷ずること無く、衆同分をして亦、間斷すること無からしむるも、餘法は爾らざるをもて、是の故に偏へに說くなり」と。復、說者有り「壽量に由るが故に世間の或ひは增し、或ひは減じ、或ひは進み、或ひは退し、或ひは興り、或ひは衰ふことを表知す。此の因緣に由るが故に偏へに壽を說くなり」と。

四八 惡行と妙行とが愛と非愛との最大果を感ずることを說くが如く、是くの如く、善・不善根、幷びに十業道も亦、應に廣說すべきなり。謂く三不善根中、何ものが最大罪なりや。謂く能く破僧の虛誑語を起すものなり。此の不善根は能く無間地獄の一劫壽の果を取ればなり。十不善業道中、何ものが最大罪なりや。謂く破僧の虛誑語なり。此の業は能く無間地獄の一劫壽の果を取ればなり。三善根中、何ものが最大の果なりや。謂く能く第一有の等至中の思を起すものなり。此の善根は能く非想非々想處の八萬劫壽の果を取ればなり。十善業道中、何ものが最大の果なりや。謂く第一有の等至中の思と倶なるものなり。此の業道は能く非想非々想處の八萬劫壽の果を感ずればなり。應に知るべし、此の中は略說なるを以つての故に、但、惡行と妙行との最大の果のみを說きて、餘に非らざるなり。(未完)

ひ、こは同類因と遍行因とが自己に相似せる果を生ぜし場合をいふ。士用果とは、因果關係を、主として體と用との關係の如く見んとするものにして、倶有因及び相應因の果なり。最後の離繫果は六因の果に非らずして、慧によりて結を斷盡して得する擇滅をいふ。

【四四】八萬劫壽を感ずるは一思によるや他思によるや。

【四五】八萬劫壽を感ずる思の所在は近分か根本か。

【四六】八萬劫の劫は何劫か。

【四七】八萬劫壽と言ひて四蘊を說かざる理由。

【四八】三不善根・十惡業道中の最大罪と三善根・十善業道中の最大果に就きて。
こは前の三惡行中の最大罪と三妙行中の最大果と同じ。

應する思なり。此の思は能く一切の結盡斷遍知の果を證すればなり。此の中の意は、異熟果を問ふに由るが故に、是の答を作すなり。

〔四四〕問ふ、一思が能く八萬劫壽を感ずとせんや、多思がなりとせんや。若し一思なりとせば、云何んが少業にして能く多果を感ずるや、若し多思なりとせば、云何んが一衆同分の果を分分に別感すと名けざるや。或ひは說者有り「一思が能く感ず」と。問ふ、云何んが少業にして能く多果を感ずるや。答ふ、先に一思を以つて總感し、後、多思を以つて成滿するなり。譬へば畫者の、先づ一色を以つて模を作し、後衆彩を塡するが如く、此れも亦、是くの如し」と。復、說者有り「多思が能く感ず」と。問ふ、云何んが一衆同分の果を分分に別感すと名けざるや。答ふ、彼の定中に於ては一境界を緣ずる一類の行相に。衆多の思の相續して而も起る有り。或ひは有るは能く十千劫壽を感じ、或ひは有るは能く二十千劫壽を感じ、或ひは有るは能く三十千劫を感じ、或ひは有るは能く四十千劫等の壽を感ず。是くの如く多思は分分に別感するも、然も一種の定前の加行に依りて一類の定を起し、一境界を緣じて一類の行相が多思相續して現前し而して感ずるが故に、一身と名くるなり。如是說者はいふ「一思が總感し、多思が成滿するなり」と。

〔四五〕問ふ、此の思は是れ近分地の攝とせんや、根本地の攝とせんや。或ひは說者有り「是れ近分地なり」と。復、說者有り「是れ根本地なり」と。如是說者はいふ「此は則ち不定にして、或ひは近分地、或ひは根本地なり」と。所以は何ん。一切の思は同一地なるを以つての故に」と。

〔四六〕問ふ、八萬劫とは是れ何の劫なりや。或ひは說者有り「此は是れ中劫なり」と。復、說者有り「此は是れ成劫なり」と。復、說者有り「此は是れ壞劫なり」と。如是說者はいふ「此は是れ大劫なり」と。

〔四七〕問ふ、此の業は能く四蘊の異熟を取るに、何が故に唯、壽果を取るとのみ說くや。或ひは說者有り「壽を以つて先と爲して世尊は總じて四蘊の果を取ることを說くなり」と。復、說者有り「此の

ざるなり。

【四二】 始寒持(頂髻)は父を仙道(Rudrāyaṇa)王、母を月光(Candrāprabhā)と云ひ、父王歸佛して出家し羅漢果を得たり。頂髻は父を繼ぎて王位に登れり。頂髻、非法を以つて民を苦めしかば、仙道は之を諫悟せしめんとす、之を聞きし佞臣は頂髻王に勸めて中途に仙道を殺さしむ。斯くて殺父と殺阿羅漢との二逆罪を犯せり。後王の憂惱するを見て佞臣は方便を設けて眞の阿羅漢無きことを信ぜしめ、遂に布施を止めしむ、これにより て邪見を生じ善根を斷ぜしなり。詳しくは有部毘奈耶四十五－六卷(大正・二三、頁八七三－八八一)を參照すべし。

【四三】 本節は三妙行中に於て何れが最大の異熟果を感ずるや、及びその最大の異熟果たる八萬劫壽は如何にして得らるゝや等に就きて論究する段なり。

因みにこは發智論の頌文よりせば、「大果」の項に當る。

【四三】 五果とは、異熟果、增上果、等流果、士用果、離繫果の五をいひ、その中異熟果は、異熟因の果にして、增上果は能作因の果なり、等流果は因の性質と果の性質とが相似せるときその果を等流果とい

能く劫住の罪を生ずるもの有れば、一切皆、能く破僧なりやといふにつきては、應に四句を作すべきなり。(一)或ひは有るは破僧にして能く一劫住の罪を生起するに非らざるものあり。謂く、非法に於て法の想を起し、及び破僧に於て非罪の想を起して、而も僧を破壞するものなり。(二)或ひは有るは能く一劫住の罪を生ずるも而も破僧に非らざるものあり。謂く斷善根なり。(三)或ひは有るは破僧にして亦、能く一劫住の罪を生起するものあり。謂く、非法に於て非法の想を起し、破僧中に於て有罪の想を起して而して、僧を破壞するものなり。(四)或ひは有るは僧を破壞することも能はず、亦、一劫住の罪を生ずることも能はざるものあり。謂く[三七]前相を除くものなり」と。大德說きて曰く、「彼れは破僧の加行を起す時、亦、斷善の加行をも起し、斷善の加行を起す時、亦、破僧の加行をも起す。是の故に彼れは破僧する時、則ち斷善し、斷善する時、則ち破僧す。彼れは俱時に二罪を造るに由るが故に、極重惡の不善業を成就し、而も一念悔愧の心無きなり」と。

[三八]問ふ、諸の無間業を造るもの、彼れは斷善なりや。設し斷善なれば、彼れは無間業を造るや。答ふ、應に四句を作すべし。(一)或ひは有るは無間業を造るも、斷善に非らざるものあり。[三九]未生怨王等の如し。(二)或ひは有るは斷善なるも無間業を造るに非らざるものあり。[四〇]六師等の如し。(三)或ひは有るは無間業を造り亦、斷善なるものあり。提婆達多・[四一]始寒持(Śikhaṇḍī)等の如し。(四)或ひは有るは無間業を造らず亦、斷善ならざるものあり。謂く、前相を除くものなり。

[四二]第三十二節　三妙行中の最大果報に就きて

【本論】 三妙行中、何ものか最大の果なりや。謂く第一有の等至中の思なり、此の業は能く非想非非想處の八萬劫壽の果を取ればなり。

當に知るべし、此の中、異熟果に依りて問を爲すが故に、此の答へを作すことを。若し[四三]五果に依り、或ひは唯、離繫果にのみ依りて問を爲せば、應に[illegible]の答へを作すべし、謂く、金剛喩定と相

【三七】 相は大正本に想とあるも三本宮本に隨つて相と改む。

【三八】 **造無間業者と斷善根者との雜・不雜論。**

【三九】 未生怨王(Ajātaśatru 阿闍世王)は、父王頻婆沙羅を殺せし點に於て無間業を作りしも、後、歸佛して因果の道理を信ぜしかば、斷善根者に非らず。

【四〇】 玆に六師とは六師全體を指すものに非らずして、恐らく六師中の一人なる布剌拏(Pūrṇa Kāśyapa)の如き因果無しと主張するものを指すならん、彼は因果を撥無するが故に邪見を起し、邪見を起すが故に善根を斷ずるも五逆罪を犯さざるが五無間業を造ら

爾の時、世尊は正智見を起して審かに前際に我れ昔時、他の眷屬を破せしこと勿きやを觀じ、即ち自から昔し我れ無量無數劫の前、曾つて他の仙人の眷屬を破壞せしをもて、彼の業の異熟、今現在前するなりと觀見し、是れを觀見し已りて、此の僧衆は定めて當に破壞すべしと知り、便ち靜室に入りて默然として宴坐せしに、提婆達多は便ち僧を破壞せり。故に知る世尊は界内に在りて而も衆に在らざりしことを。

【三五】諸佛に於ける破僧事の有無に就きて。

三五 問ふ、一切の佛に皆、是くの如き破僧事有りと爲すや。有るが說く「爾らず。所以は何ん。若し是くの如く他を破壞する業を造作し、增長せしこと有るものなれば、便ち破僧有るも、若し是の業無きものなれば、則ち破僧無し。唯、世尊釋迦牟尼のみ曾て此の業を造作し增長せしこと有りしが故に、今僧破あるも、餘佛は爾らず」と。有るが說く「餘佛にも亦、破僧有り、曾て聞く、迦葉波佛の時、苾芻有り名けて花上と曰ふ、是れ譽上の子なり、五無間を造りて善根を斷滅せりと」。

【三六】破僧と斷善根との前後に就きて。

三六 問ふ、提婆達多は先に破僧して後に善根を斷ずと爲すや、先に善根を斷じて後に破僧すや。或ひは說者有り「彼れは先に僧を破して後善根を斷ず。所以は何ん。要ず尸羅を具し、多聞にして端正なる貴族の威肅ありて言詞に善巧なるものなれば、乃ち能く破僧す。若し善根を斷ずれば便ち淨戒を失し、增上に非らざるが故に破僧すること能はざればなり」と。尊者世友は亦、是の說を作す、「提婆達多は先に僧を破壞して後に善根を斷ずるなり。若し先に善根を斷じて後に破僧せば、破僧時に於て應に一劫住の罪を生ずること能はず。所以は何ん。斷善根の補特伽羅は非法中に於て非法の想を起し、破僧中に於て有罪の想を起すに非らざればなり。若し、非法中に於て法の想を起し、破僧中に於て無罪の想を起して而も破僧するものなれば、終に一劫住の罪を生ずること能はず。要ず非法に於て非法の想を起し、破僧中に於て有罪の想を起し、是くの如くして破僧せば、方に能く一劫住の罪を生起するなり。此の道理に由りて、諸の僧を破壞するものは一切皆、劫住の罪を生ずるや、設し、

るも、若し懸遠を取れば出家心の果なり」と。如是説者はいふ、「若し此の心に住して僧を破壊するものなれば、卽ち此の心の果なり」と。

[三二]問ふ、何等の種類の補特伽羅が破壊すべきや。答ふ、唯、是れ異生のみにして諸の聖者には非らず。所以は何ん。世尊は、一切の聖者が破壊すべしといふ處も無く容も無しと記説せるが故なり。問ふ、諸有の已に順決擇分を得せしものは、破すべしとせんや不や。或ひは説者有り「此れを除きて所餘は是れ破壊すべし」と。復、説者有り「此れも亦、破すべし。所以は何ん。世尊は唯、一切の聖者のみ是れ破壊すべき處も無く容も無しと記せしも、餘を記せざるが故に」と。

[三三]問ふ、提婆達多の如きは能く僧を破壊せしに、何が故に説きて、「世尊の眷屬は破壊すべからず」と言ふや。尊者世友説きて曰く「此の中、四向四果を説きて世尊の眷屬と名く。是れ眞の弟子、是れ眞實の僧にして破壊すべからざるなり」と。復次に、佛の眷屬に二有り、一には是れ異生、二には是れ聖者なり。提婆達多は唯、異生のみを破するなり。此れに由るが故に、彼れは能く僧を破すと説くも、一切の聖者は皆破すべからず。此れに由るが故に、世尊の眷屬は破壊すべからずと説くなり。大德説きて曰く「佛の眷屬に二有り、一には內、二には外なり、內とは、聖者にして動ずること無く壞すること無きものを謂ひ、外とは、異生にして動ずべく壞すべきものを謂ふ。此の中、異生は動壞すべきが故に、提婆達多が能く僧を破壊せしなり。聖は動壞無きが故に、世尊の眷屬は壞せずと説くなり」と。

[三四]問ふ、破僧時に佛は衆に在りや不や。答ふ、佛は時に彼の界內に住するも而も衆に在らず。云何んが知るや。嘗て聞く。提婆達多が破僧せんと欲する時、佛は慈愍を以つての故に之を呵制して言へり、「提婆達多よ、汝は破僧すること勿れ。極重惡不善業を起すこと勿れ、非愛の大苦果處に趣むくこと勿れ」と。佛は是くの如く慇懃に呵制すと雖も、而も彼れは都べて之を止息するの心無かりき。

【三二】僧破する人の種類に就きて。異生にして聖者に非らず。

【三三】所破の僧は世尊の眷屬(聖者)に非らず。

【三四】破僧時に於ける佛の所在と、僧衆との關係。

聖教中に於て和合し一味にして破壞すべからざるに由る。[二六]二皰未だ出でざる時に於てにも非らずとは、謂く、聖教中に未だ戒見の二種の皰の生ぜざる時なり。未だ和合して共に[二七]結界せざる時にも非らずとは、要らず一界內に二部の僧有りて、別住し異忍するを方に破僧と名くるが故なり。未だ[二八]第一雙を建立せざるときにも非らずとは、謂く、未だ第一雙を建立せざる時には、定んで能く法輪僧を破するもの無きなり、諸佛には法爾に皆、第一雙の賢聖の弟子有りて、若し有るが法輪僧を破壞し已れば、日夜を經ずして此の第一雙が還つて和合せしむればなり。大師の涅槃後に於てにも非らずとは、若し大師の般涅槃後に於いて、是くの如き言を作して、「我れは是れ大師にして如來は非らず」といはば、咸共に責めて言く、「大師世に在るとき、汝は何ぞ、我れは是れ大師なりと言はずして今、涅槃後に乃ち是の語を作すや」と。是の故に決定して、此の六時に於ては法輪は壞せざるも、所餘の時に於ては法輪は壞すべきなり。

[二九]問ふ、何等の心に住して僧破するや。或ひは說者有り「眼識に於て住す」と。復、說者有り「耳識に於いて住す」と。復、說者有り「意識に於いて住す」と。如是說者はいふ「六識身中の隨つて一識に住して皆、僧破し容し」と。

[三〇]問ふ、何等の受に住して僧破するや。或ひは說者有り「樂根に於いて住す」と。復、說者有り「苦根に於いて住す」と。復、說者有り「喜根に於いて住す」と。復た說者有り「憂根に於いて住す」と。復、說者有り「捨根に於いて住す」と。如是說者はいふ、「五受根中に於いて隨つて一受に住して、皆、僧破し容べし」と。

[三一]問ふ、僧破は是れ何の心の果なりや。或ひは說者有り「是れ出家心の果なり。所以は何ん。在家には、僧を破壞すること有ること無きが故に」と。復、說者有り「受具心の果なり。所以は何ん。勤策には僧を破壞すること有ること無きが故に」と。復、說者有り「若し隣近を取れば、受具心の果な

【二六】 玆に二皰とは、正戒と正見との瘡ともいふべき邪戒と邪見とをいふ。因みに皰とは瘡のこと。

【二七】 結界せざる時とは、未だ確乎たる教團を樹立せざる以前をいふ。因みに結界とは、伽藍を造り或は戒壇を作る場合、一の作法を作して境界を定むるをいふ。

【二八】 第一雙とは佛弟子中禪定の第一人者たる目連と、智慧の第一人者たる舍利弗との二人を止觀第一雙と呼ぶなり。

【二九】 **破僧時と六識心との關係。**

【三〇】 **破僧時と五受根との關係。**

【三一】 **僧破は何心の果なりや。**

[二二]問ふ、何を齊りて當に法輪僧壞すと言ふべきや。答ふ、施設論に說く「提婆達多は自から第五と爲り、皆、共に籌を受く、此を齊りて當に法輪僧壞すと言ふべきなり」と。復、說者有り、「表白を作し已るなり」と。復、說者有り「所聞の處を離るるなり」と。復、說者有り「所見の處を離るるなり」と。復、說者有り「見聞處を離るるなり」と。如是說者はいふ『若し意樂に由りて餘師を誓受するをいふ。謂く、彼の愚癡の諸の苾芻衆は、定んで意樂に由りて是くの如き心を發し、是くの如き語を作す、「提婆達多は是れ我が大師にして、佛世尊は非らず」と。此れを齊りて當に法輪僧壞すと言ふべきなり』と。

[二三]問ふ、何等の種類の補特伽羅が法輪僧を破るや。答ふ、補特伽羅に二種有り、一には愛行にして二には見行なり。諸の見行者は法輪僧を破するも愛行者は非らず。見行者は所有の意樂・堅固・猛利なるを以つて、雜染と淸淨との品に於て所作決定し退轉有ること無きも、諸の愛行者には是くの如き事無きが故に、破すること能はざるなり。又、唯男子のみ法輪僧を破するも、諸の女人は非らず。亦、扇搋・半擇迦等も非らず。所以は何ん。法輪を破する時、法爾に自から安立して大師と爲るに、而も諸の女人は增上の器に非らず、大師に於て分に非らざるが故に、破すること能はざるなり。然れども能く廣く破僧の方便を作すこと、猶し、麁喜苾芻尼等の如し。諸の扇搋・半擇迦・無形・二形は皆、是れ愛行なり。諸の愛行者の所有の意樂は堅ならず、猛ならずして、染淨品に於て皆、決定せざるをもて、是の故に、彼の類は破僧すること能はざるなり。

[二四]問ふ、何の時分に於て、法輪僧を破するや。答ふ、六時中に於ては破僧すること能はざるも、餘時は則ち能ふなり。謂く、初時に非らず、亦、後時にも非らず、二皰の未だ出現せざる時に於てには非らず。未だ和合して共に結界せざる時にも非らず、未だ第一雙を建立せざる時にも非らず。大師の涅槃せし後時に於てにも非らざるたり。[二五]初と後とに非らずとは、此の二時には諸の苾芻衆は、

に就きて。
【二二】破法輪僧完成の限界に就きて。
【二三】法輪僧を破る人の資格に就きて。
【二四】破法輪僧の時期に就きて。
【二五】初とは初轉法輪をすぐる暫らくの間をいひ、此の時に於ては僧衆も少く、凡て眞面目に緊張せるが爲めに破僧のこと無し。後とは佛入涅槃せんとする前暫らくの間にして、此の時は衆僧悲みと景慕の念に打たれおたるが爲めに又破僧のこと無きなり。

るも、餘洲には大師と及び道と有ること無きをもて、是の故に亦、法輪を破るもの無きなり。譬へば、世間に若し處にして王有れば、是の處には僞王の起ること有り、若し處にして力士有れば、是の處には捔力者の起ること有るが如く、此れも亦、是くの如し。若し是の處に於て大師有れば、是の處には邪師の起ること有り、若し處にして道有れば、是の處には邪道の起ること有り。法爾に邪と正とは同處にありて相違すればなり。

[一八]問ふ、羯磨僧を破ると、法輪僧を破るとに何の差別有りや。答ふ、羯磨を破るものとは、謂く、一の界内に二部の僧の各各別住するもの有りて[一九]布灑陀・羯磨・說戒を作すなり。法輪を破るものとは、謂く、異師・異道を立つるなり。提婆達多の言ふが如し「我れは是れ大師にして、沙門喬答磨は非らず。五法は是れ道にして、喬答磨所說の八支の聖道は非らず。所以は何ん。若し能く是の五法を修習せば、速かに涅槃を證するも、八支道は非らざればなり。[二〇]云何んが五法なりや。一には盡壽、糞掃衣を著し、二には盡壽、常に乞食して食し、三には盡壽、唯、一坐食し、四には盡壽常に逈露に居し、五には盡壽、一切の魚肉血味・鹽・酥・乳等を食せざるなり」と。

是れを羯磨僧を破ると法輪僧を破るとの差別と謂ふなり。

[二一]問ふ、破僧する時に於て、極少は幾人が破僧事を成ずるや。答ふ、羯磨僧を破るに就ていへば、極少は八人なり。四人以上を方に名けて僧と爲すも、三人は爾らず。一界內に於て二部の僧の各各別住するもの有りて、布灑陀・羯磨・說戒を作すは乃ち名けて羯磨壞と爲すことを得るが故に。法輪僧を破するに就いて言へば、極少は九人なり。一界內に二部の僧の各各、別住するもの有りて、無慚愧部中に於て、定んで別に一(ひとり)の、衆に尊重せられ能く教誨するもの有るを以つてなり。當に知るべし、則ち是れ提婆達多なり。正衆中に於て極少は四人、邪衆中に於て極少は五人なり。是くの如く極少の下は、九人に至れば則ち法輪僧壞するなり。

の分裂の如きは即ちこの破羯磨僧の最大なるものなり。而して、兩派が佛の權威を認める點は同一なり。然るに、法輪僧を破すとは、提婆が佛に背きて別の教團を組織せんとしたるが如きものにして、佛の權威を認めざるものなる點前者と異れり。

【一八】破羯磨僧と破法輪僧との區別。

【一九】布灑陀(Upavasatha)とは、半月毎に衆僧を集めて戒經を說き、比丘をして普く、戒中に安住せしめて能く善法を長養せしめ、又、在家の法には、六齋日に八戒を持して善法を增長するをいふ。羯磨(Karma)とは比丘受戒亦は懺悔するとき等の作法をいふ。說戒とは、律の作法に每半月の終の日に大衆を集めて戒經を讀み聞かせ、又半月の間に於て犯せし所の罪あるを憶ひ出してその罪を說かしめ、以つて善を長じ惡を除かしむるをいふ。

【二〇】特に提婆の五法に就きて。この五法の內容は諸律の傳必ずしも一致せず、詳しくは、赤沼氏、印度佛教固有名詞辭典(頁一五三)を參照すべし。

【二一】破僧の最少限度の人數

の等至を修習することを得ず、三乘の種子を種殖することを得ず、三千大千世界に法輪は轉ぜず。展轉して聲が[一一]淨居の諸天に至り、其の覺慧をして安靜明了に現行することを得ざらしむるなり。若し破せられし僧が還つて和合する時は、應に正性離生に入るべきものは卽ち正性離生に入り、應に果を證することを得べきものは卽ち果を證することを得、應に離欲すべきものは離欲することを得、應に漏を盡すべきものは漏を盡すことを得、便ち有るは三藏を誦持し思惟し、空閑處に在りて諸法を思惟し、靜慮と無色との等至を修習し、亦、能く三乘の種子を種殖し、三千大千世界に法輪は復轉じ、展轉して聲は淨居の諸天に至り、其の覺慧をして復、安靜明了に現行することを得せしむ。是の因緣に由りて、若し惡心を起して、佛身血を出すとも、劫を經て住する罪を生起すること能はざるに、若し僧を破壞せば便ち能く劫を經て住する罪を生起するなり。

[一二]第三十一節、特に破僧に關する諸問題

[一三]問ふ、破僧は何を以つて自性と爲すや。答ふ、不和合の無覆無記の不相應行を以つて自性と爲し、是れ不相應行蘊の所攝なり。卽ち餘處に說く「復た所餘の是くの如き種類の不相應行有り」と。是の故に、僧破は異り破僧罪は異る。僧破は是れ不和合性の無覆無記にして、是れ不相應行蘊の所攝なるも、破僧罪は是れ虛誑語・不善の語業にして、色蘊の所攝なり。[一四]退の體異り、退の法も亦、異るが如し。退の體は是れ不成就性にして、無覆無記・不相應行蘊の所攝なるも、退の法は是れ不善と有覆無記とにして、五蘊の所攝なり。此れも亦、是くの如し、僧破は異り、破僧罪は異なる。此れに由りて、[一五]僧破は僧に成就せられ、破僧罪は破僧人が成就するなり。

[一六]問ふ、何れの處に破僧ありや。答ふ、欲界の人趣に在り。若し[一七]羯磨僧を破するものなれば、通じて三洲に在るも、若し法輪僧を破するものなれば、唯、贍部洲にのみあり、所以は何ん。若し處にして、大師の得べきことと及び道の得べきこととが有れば、卽ち是の處に於て、法輪を破るもの有

【一一】淨居の諸天とは、無煩・無熱・善現・色究竟の五天をいひ、こは不還の聖者の生ずる所なるが故に、五那含天ともいふ。而してこは聲の屆き得る最上處なるが故に、轉法輪の聲が此處迄至ると說けるなり。精しくは婆沙、卷一八三、頁九一六上參照、

【一二】前節に於て最大罪たる破僧罪に關して種々の論究を試みたるに因みて、以下破僧に就きて諸種の題目を揭げて之を攻究するは本節の課題なり。

【一三】**破僧の自性に就きて。**破僧の體は和合性の非得なり卽ち不和合性なり、故に無覆無記にして不相應行蘊の所攝なるなり。

【一四】退の體と退法とに關しては婆沙六十卷(毘曇部九、頁三九六—七)を參照すべし。

【一五】僧破は結果なるが故に能破者に非らずして所破者が成就するなり、之に反して破僧罪は、能破者が成就す。

【一六】**破僧の所處に就きて。**

【一七】羯磨僧を破すとは、共に同一結界を結びて同一處にて布薩し羯磨し說戒すべき規則を破りて、之を二派に分立することなり。大衆部上座部

り、或ひは衰ふることを表知するをもて、是の故に偏へに說くなり」と。

[九]問ふ、何が故に、破僧は劫住の罪を得するに、惡心を起して佛身血を出すは非らざるや。答ふ、若し惡心を起して佛身血を出せば、佛の生身(rūpakāya)を壞するものにして、若し僧を破壞せば、佛の法身(dharmakāya)を壞するものなり。一切如來應正等覺は法身を敬重するも、生身を重んぜざればなり。復、說者有り「若し惡心を起して佛身血を出せば、但、尊重を毀るのみなるに、若し僧を破壞せば、卽ち尊重と所重とを毀壞すと名くるなり。若し惡心を起して佛身血を出せば、但、大師を傷つくるのみなるに、若し僧を破壞すれば、卽ち大師と所師とを傷損すと名くるなり。大師の如く、是くの如く、法王・歸依・依趣も亦、爾り」と。有るが說く「彼れは殺心を起して佛身血を出せるものなるをもて、但、是れ加行罪のみなり。――佛は法爾に害すべからざるを以ての故に。破僧は爾らずして是れ根本罪なればなり。加行と根本との如く、是くの如く、加行と究竟とも亦、爾り」と。復、說者有り「若し惡心を起して佛身血を出さんとせば、多く、廣大なる加行を發起せずして、但、卒爾の卒暴に由りてのみ傷つくに、破僧は爾らずして要らず、廣大なる加行を發起するに由る、卽ち、或ひは一月乃至四ヶ月を經て、方便して諸の新學の苾芻を誘誑し、彼をして[一〇]已れに順ぜしめ。然る後能く破するをもて、是れを以つて罪重きなり」と。復、說者有り「若し惡心を起して佛身血を出せば、大衆を惱亂せず、佛身を傷つくると雖も、佛をして惱亂心を生ぜしむること能はず亦、諠擾せず、此の事を作すも世間の衆生は、或ひは聞くもの有り、或ひは聞かざるものあるを以つての故に。若し僧を破壞せば、極めて大諠擾し大衆を惱亂すればなり、破僧する時、應に正性離生に入ることを得べきものは、正性離生に入ることを得ず、應に果を證することを得べきものは、果を證することを得ず、應に離欲すべきものは、離欲することを得ず、應に漏を盡くすべきものは、漏を盡くすことを得ず、三藏を誦持し思惟することを得ず、靜慮に諸法を思惟して、靜慮と無色と

とは諸傳の一致する所なり。

【五】茲に毘奈耶とは現存の律中に見當らざるも前註に出せる有部律には佛、舍利弗・目連の二人を地獄に遣して提婆に獨覺となるの記別を與へしむる記事を揭ぐ。

【六】減一劫とは中劫中人壽十歲より增して八萬歲に到る間の增劫と八萬歲より減じて十歲に到る減劫とあり、今茲に云ふ減一劫とは後者を指す。

【七】**破僧罪は地獄の一劫壽を取ると云ひて五蘊の異熟を取ると云はざる理由。**

【八】茲に壽量云云とは、世に善業が行はれ、世が榮ゆる時は人の壽量が次第に增し、世に惡業が行はれ世が衰ゆるときは壽量が次第に減ずるをいふ。
詳しくは婆沙百十三卷を見よ。

【九】**破僧罪が出佛身血より重き所以に就きて。**

【一〇】大正本には已とあるも己の誤植なり。

卷の第百十六（第四編　業蘊）

（業蘊　第四中、惡行納息第一之五）

[一]第三十節　三惡行中に於ける最大罪に就きて（附、提婆の成獨覺論）（續き）

[二]問ふ、此の業は能く一劫壽の果を取るといはるるも、是れ何の劫と爲すや。或ひは說者有り「是[三]成劫なり」と。復、說者有り「是れ壞劫なり」と。復、說者有り「是れ大劫なり」と。如是說者はいふ、『此れは是れ中劫なり。[四]彼れには亦、中劫を盡さずして而も脫することを得るもの有るに由るが故に。[五]毘奈耶に說くが如し「提婆達多は當に人壽四萬歲時に於て人中に來生すべく、必定して當に獨覺菩提を證すべし。舍利子等の及ぶ能はざる所なり」』と。問ふ、是くの如き伽他を當に云何んが通ずべきや。

　諸有の破僧の人は　和合僧を破壞し　無間地獄に生じて　壽量は劫を經て住す

と。尊者世友は是くの如き說を作す「[六]減一劫のあひだ住するも亦、一劫と名く。世間の人の如し、減一日に於いて住持し所作するも亦、直日と名く、此れも亦、是くの如きなり」と。

[七]問ふ、此の破僧罪は亦、能く地獄の五蘊の異熟を取るに、何が故に、但、一劫壽を取るとのみ言ふや。或ひは說者有り「壽を以つて先と爲して、世尊は總じて五蘊の果を取ると說くなり」と。復、說者有り「此の中、世尊は最勝の法を說けばなり、謂く、五蘊中、壽命は最勝なるをもて、是の故に偏へに說くなり」と。復、說者有り「壽命は能く一切の五蘊を持して散壞せざらしむるをもて、是の故に偏へに說くなり」と。復、說者有り「壽は初生より衆同分を盡すまで間斷有ること無く、衆同分をして亦、間斷すること無からしむるも、餘法は爾らざるをもて、是の故に說かざるなり」と。復、說者有り「[八]壽量に由るが故に世間の或ひは增し、或ひは減じ、或ひは進み、或ひは退き、或ひは興

【一】本節は前節の續きなれど卷、分るゝにより便宜上分節せるのみ。

【二】**破僧者の無間地獄に於ける壽量に就きて。**

【三】成劫（Vivartakalpa）とは、世界成立の二十中劫の間をいひ、即ち風起りてより乃ち無間地獄に始めて有情の生ずる迄なり。壞劫（saṃvartakalpa）とは、住劫を過ぎて、地獄の有情の復び生ぜざるより乃至器世間の滅する迄の二十中劫の間をいふ。大劫（Mahākalpa）とは、八十中劫をいふ。中劫（antarakalpa）とは、人壽十歲より增して八萬歲に到り再び減じて十歲に到る間の時量を中劫と名くるなり。

【四】**特に提婆の成獨覺に就きて。**因みに提婆の獨覺となることを記せる經典は、增一阿含卷第四十七、第九經（大正・二、頁八〇二中―）、根本說一切有部毘奈耶破僧事卷第十（大正・二四、頁一五〇下）（Milindapañho IV. I. 32.）等に出ず。尙、又、提婆が獨覺となりし時の名は、南無、或は具骨、或は、atthissara（具骨??）と異なれど、臨終の際、佛を念ぜしことによりて獨覺を得たり

壞せしむるをもて、是の故に偏へに說くも、餘の業は爾らざるをもて是の故に說かざるなり。

〔一〇一〕問ふ、說くが如し「能く無間地獄の果を取る」と。何が故に、無間地獄（Avici）と名くるや。答ふ、此は假立の名、假立の想にして、必ずしも名の如く悉く其の義有るにあらず。又、此の地獄は亦、無間と名け、亦、熱鐵猛焰熾然にして、支體を攢射すとも名け、亦、常に六觸處門に於て諸の苦惱を受くとも名け、亦、自受業の招く所の苦とも名くるなり。復、說者有り「此の中に於ては樂受を暫時も現在前せしむべき間も無く、隙も無きが故に無間と　く。問ふ、餘の地獄中に、歌舞及び飮食等の喜樂の事有りと爲すや。答ふ、餘の地獄中には、異熟の喜樂無しと雖も、而も等流の喜樂有り。施設論に說くが如し、「等活地獄には有る時、有る分に涼風暫らく吹き、或ひは是くの如き音聲にて等活・等活と唱言するを聞く時、彼の有情は忽然として還び活き、支節、血肉は、平復して本の如く、暫らく喜樂を生ずるに、無間地獄には是くの如き事無きが故に、無間と名くるなり」と。復、說者有り、「彼れに生ずる有情は其の數甚だ多くして、無間無隙なるが故に無間と名くるなり」と。此の說は然らず。所以は如何、上品の惡行により彼の地獄に生ずるに、世間の有情は皆能く上品の惡行を起さず。譬へば、要ず上品の妙行を修習せば方に有頂に生ずるに、世間の有情は皆能く上品の妙行を起さゞるをもて、是の故に有頂に生ずるものは少なきが如く、無間に生ずるものも亦、爾り。故に彼の說は非說なり。問ふ、若し爾らば、云何んが無間と名くるや。答ふ、異熟果に依りて說きて無間と名くるなり。諸の有情は、大惡業を造り、彼の地獄に生じ、廣大なる身を得し、一一の身形は悉く皆、廣大にして彼の多處中に遍くして間隙無きを以ての故に、無間と名くるなり。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第百十五

【一〇一】特に無間地獄の名稱に就きて。

く無間地獄の一劫壽量の異熟の苦果を取ればなり。

餘の業は不定なるが故に。

九九 問ふ、此には破僧の虚誑語を最大罪と爲すと說き、餘處には復、意業を最大罪と爲すと說き、餘處には復、邪見を最大罪と爲すと說く。此の三大罪に何の差別有りや。或ひは說者有り「罪に三種有り、一には業、二には煩惱、三には惡行なり。業中にては意業を大罪と爲し、煩惱中にては邪見を大罪と爲し、惡行中にては破僧の虚誑語を大罪と爲すなり」と。復、說者有り「大衆を惱亂するが故に意業を大罪と爲し、一切の善根を滅するが故に邪見を大罪と爲し、能く大苦の異熟果を感ずるが故に破僧の虚誑語を大罪と爲すなり」と。復、說者有り「三業中にては意業を大罪と爲し、五見中にては邪見を大罪と爲し、五無間業中にては破僧の虚誑語を大罪と爲すなり」と。復、說者有り「見所斷業道中にては邪見を大罪と爲し、修所斷業道中にては破僧の虚誑語を大罪と爲し、見修所斷業中にては、意業を大罪と爲すたり」と。復、說者有り「思業に依るが故に意業を說きて大罪と爲し、思の所造業に依るが故に破僧の虚誑語を說きて大罪と爲し、非業に依るが故に邪見を說きて大罪と爲すなり」と。復、說者有り「能起業に依るが故に、意業を說きて大罪と爲し、所起業に依るが故に、破僧の虚誑語を說きて大罪と爲し、非業に依るが故に邪見を說きて大罪と爲すなり」と。復、說者有り「能轉業に依るが故に意業を說きて大罪と爲し、所轉業に依るが故に破僧の虚誑語を說きて大罪と爲し、非業に依るが故に邪見を說きて大罪と爲すなり」と。是れを三種の大罪の差別と名く。

一〇〇 問ふ、彼の破僧の時、亦、身業の往來と加行の思惟と及び餘の語業と有るに、何が故に但、虚誑語のみが能く破僧すと說くや。答ふ、若し破僧する時、加行と究竟との一切時に有るものなれば、此の中に之を說く。諸業中に於て唯、虚誑語のみが加行と究竟との一切時に有りて、能く僧をして、

無きなり。

【九六】 三障の輕重に就きて、

【九七】 倶舍論、十七卷には、煩惱障は次生に惡趣を引き業障は次生に地獄を引くを以て、此の二、重しと云へり。

【九八】 本節は三惡行中に於ける最大罪たる破僧の虚誑語が無間地獄の一劫壽の異熟果を感ずることに關して種々な論究を試みたる段なり。中に於て提婆が一劫壽の中途にして人天に生じ獨覺となりしことを說けるは注目に價す。因みに三不善根及び十不善業道中の最大罪も之れと同一なり。倘、こは發智の頌文よりせば「何大罪」に相當する段なり。

【九九】 最大罪の三種類に就きて。

【一〇〇】 特に「虚誑語のみを破僧す」と說く所以に就きて。

が能く彼の果を滿ずるとき、業は此れ彼の果に於て定有り不定有り。害生命納息の說は彼の定なるものにして、尊者指鬘・室利毱多の轉易すべき所のものは、是れ不定なるものなり。是くの如くせば、二說は、倶に善通すと爲すなり。[九〇]

【本論】[九一]云何んが異熟障なりや。謂く、諸の有情處の[九二]那落迦・傍生・鬼界・北拘盧洲・無想天處なり。

問ふ、餘洲にも亦、異熟有りて障と爲る。[九三]扇搋迦・半擇迦・無形・二形等の如し。此の中、何が故に說かざるや。答ふ、此の中に應に說くべくして而も說かざるは、當に知るべし此れは是れ有餘の說なることを。是れを以つて、前に此の中の三障は皆、有餘の說なりと說けるなり。復、說者有り「此の中但、決定して障と爲るものゝみを說くも、彼れは決定に非らず。彼の有情所有の異熟には或ひは障と爲るもの有り、或ひは障と爲らざるものあるに由り、是を以つて說かざるなり」と。

[九四]問ふ、是くの如き三障は一相續に於て、幾ばくを成就しうべきや。答ふ、或ひは但、一のみを成ず、謂く三種の隨一に於て、一を成就するなり。或ひは二を成就す、謂く煩惱障と業障、或ひは煩惱障と異熟障にして、[九五]業障と異熟障とを成就するもの有ること無し。煩惱障の者は非らず。此れに由りて亦、三を成就するもの無し。

[九六]問ふ、是くの如き三障は何ものが最も重きや。或ひは說者有り「異熟障は重し。所以は何ん、因時は轉ずべきも果時は轉ずべからざるが故なり」と。復、說者有り「業障は最も重し。所以は何ん、業障は能く異熟障を引くが故に」と。如是說者はいふ「煩惱障重し。煩惱障は能く業障を引き、業障は復た能く異熟障を引く。是くの如く、皆。煩惱を以つて本と爲すを以つて是の故に最も重し」[九七]と。

第二十九節　三惡行中に於ける最大罪に就きて（附提婆の成獨覺論）[九八]

【本論】 三惡行中、何ものか最大罪なりや。謂く、破僧の虛誑語なり。此の業は能

【九〇】 廣き意味に於ては、指鬘等の場合も害生納息の場合も、何れも無間の加行といふを得べきも、前者は加行として未だ完全せざる所あるに對して、後者は完全なる加行なり。從つて完全(近)加行は不可轉なるも、不完全(遠)加行は可轉なりといふ主張ならん。

【九一】 **以下異熟障に就きて。**

【九二】 那落迦・鬼・傍生は苦痛及び愚癡の爲めに聖道を起すこと能はず、北洲は無常を感ずる機會無きが故に又、無想天は外道の極位と信ずる所なるを以つて共に聖道に進むこと能はざるなり。

【九三】 扇搋迦(Saṇḍhaka生來不男・不女)半擇迦(Paṇḍaka黃門)二形(Ubhaya Vyañjanaka)等は意樂輕動にして作意猛利に非らざるが故に斷善もなさず、又聖道にも入らざるなり。

【九四】 **一相續中に成就する三障の數に就きて。**

【九五】 業障は人の三洲に限り此に反して異熟障は人の三洲には無きを以つて、業障と異熟障との二を成就するものは

く轉ずるや。若し不定なれば、[八七]害生命納息の所說を云何んが通ずべきや。說くが如し、「頗し未だ害生せず殺生せずして未だ滅せざるとき、此の業の異熟が定んで地獄に生ずるもの有りや。答ふ、有り、無間業の加行を作す時命終するが如し。[八七]或ひは說者有り「此の業は彼の果に於て定まる」と。問ふ、害生命納息は則ち善通すと爲すも、而も此の中に何が故に說かざるや、[八八]若し、此の中に應に五無間業と及び彼の加行とを說くべくして而も說かずとせば、何の意有りや。答ふ、此は已に說きて五無間中に在り、五無間業は此を用ひて加行と爲すが故に、若し果を說けば當に知るべし已に加行をも說けることを。問ふ、尊者指鬘は云何んが能く轉ぜしや。答ふ、彼れは猶未だ無間の加行を作さゞればなり。是の故に彼れは說けり、我は今、且らく未だ母を殺さず且らく當に飯食すべしと。問ふ、豈一切智を害せんと欲せしに非らざるや。答ふ、[八九]爾の時彼れは一切智に非らざるものに於て害の加行を起せしものにして、一切智に於てには非らず。是の因緣に由りて世尊は凡流の苾芻を化作し、踏婆林に入り、彼の尊者をして一切智に於て殺の加行を起して救療すべからざること勿らしむ。若し諸の有情にして一切智に於て殺の加行を起せば、殑伽沙の數の如き如來應正等覺も亦、救つて地獄を脫せしむること能はざるなり。故に知る、彼れは一切智に非らざるものに於て殺の加行を起すも、一切智に於てには非らざることを。問ふ、室利毱多は云何んが能く轉ぜしや。答ふ、彼れも亦、無間の加行を作さざりしなり。是の故に彼れは密かに火穽及び毒を雜へたる食を設くると雖も、而も心に念じて言く、如來にして若し是れ一切智ならば、自から當に之を避くべく、若し一切智に非らざれば便ち當に殄滅すべく、世間を幻惑し含噉せしむること勿れと。故に彼れは一切智の所に於て殺の加行を起せしには非らず、是を以つて轉ずべきなりと。復、說者有り「此の業は彼の果に於て不定なり」と。問ふ、此の中に說かざることは則ち善通し、尊者指鬘と室利毱多との業も亦、轉ずべしと爲すも、害生命納息を當に云何んが通ずべきや。答ふ、諸の無間の加行

きは決定して無間業の根本業道を成ずるや、或は加行を起すもその中間に滓道の生ずることありて無間の業道を成ぜざることありやに就きての論究なり。

【八六】 若し加行成ぜば決定して業道を成ずとせば、佛陀を殺さんとせし、指鬘(Aṅgulimāla)及び室利毱多(Śrigupta)が現世に於て見諦せし史的事實を如何にすべきやとなり。因みに室利毱多が、尼犍子の輩に教唆されて火坑及び毒食を設けて佛陀を殺さんとして果さず、遂に佛陀に教化されし史談は、增一阿含四一卷第七經、(大正二、頁七七三下)に出ず。

【八七】 害生納息の此の文は發智論卷第十一、(大正、二六、頁九七五上)婆沙論卷第百十八(大正、二七、頁六一七上)にあり。

【八八】 若は大正本に答とあるも明本によりて若と訂正せり。

【八九】 指鬘は佛陀を殺さんとせしも、而も佛陀に於てこれ佛陀なりとの認識を以つて殺さんとせしに非らざるが故に、その對象に對する認識不足といふ點よりして、そは無間業の加行とは云はれずとなり。

何等を五と爲すや。一には母を害すると、二には父を害すると、三には阿羅漢を害すると、四には僧を破すると、五には惡心もて佛身の血を出すとなり。

[八三]問ふ、前所說の如きは能く聖道と及び聖道の加行の善根とを礙ゆるが故に、名けて障と爲せり。五無間業を除きて、復、其の餘の妙行と惡行との所謂る[八四]決定の第八有業と、及び上の瞋恚纒をもて多くの蟻等を害捃し、此れが障と爲るに由りて現法中に於て聖道に趣入すること能はざるものとも有るに、何が故に、說いて業障と爲さゞるや。答ふ、亦、應に此を說きて以つて業障と爲すべきに、而かも說かざるは、當に知るべし此の義有餘なることを、此の中の三障は皆、有餘の說なり。復、說者有り「五無間業は定んで能く障と爲るをもて是の故に偏へに說くも、餘の妙行と惡行とは、或ひは能く障と爲り、或ひは障と爲らざるをもて、是の故に說かざるなり」と。復、說者有り「五無間業は五因緣を具し見易すく知り易きをもて、是の故に偏へに說くなり。何等を五と爲すや。一には自性(Svalakṣana?)の故に、二には趣(Gati)の故に、三には生(Upapatti)の故に、四には果(Phala)の故に、五には補特伽羅(Pudgala)の故になり。自性の故にとは、此の五種の性が是れ決定して極惡の惡業なるを謂ひ、趣の故にとは、此の五が決定して地獄に於て受け、餘の趣に於てせざるをいひ、生の故にとは、此の五が決定して順次生受にして、順現法受に非らず、順後次受に非らず、順不定受にも非らざるをいひ、果の故にとは、此の五種が定んで世間の極不愛の果を感ずるを謂ひ、補特伽羅の故にとは、能く此の五を造る補特伽羅は見易く知り易きを謂ふ。謂く此は能く母を害し、此は能く父を害し、乃至此は能く佛身の血を出すなりと。此の五種を除く所餘の一切の妙行と惡行とには皆、是くの如き五種の因緣の見易く知り易きもの無きをもて、是の故に說かざるなり。

[八五]問ふ、諸の無間の加行が能く彼の果を滿ずとせば、業は此れ彼の果に於て定るとせんや、不定なりや。若し定たりと言はば、此の中、何が故に說かざるや。又、尊者、[八六]指鬘と室利毱多とは云何が能

【八三】**特に五無間業以外の業障に就きて。**

【八四】決定の第八有業とは、欲界經生の聖者は欲界の第八有身を感ずること無く、必ず第七生には涅槃に入る。故に若し決定して第八有を感ずる業あるときは入聖すること能はざる業なることを示す。此の第八有業と、尙此の外、決定して惡趣・卵生・濕生・女人身等を感ずる業とは業障といふべきなりとは俱舍十七卷の所說なり。

【八五】**無間業の加行の可轉不可轉論。**こは無間業の加行を起せしと

るものとは、謂く下品の煩惱にして數行せざるもの是なり。此の中、熾然なるも猛利に非らざる煩惱も亦、是れ煩惱障なり。此の煩惱は是れ下品なりと雖も、數行するを以つての故に、下に依りて中を生じ、中に依りて上を生じ、漸次乃至して能く善根を斷ずるに由るなり。彼の猛利なるも熾然に非らざる煩惱は亦、煩惱障に非らず。此の煩惱は是れ上品なりと雖も、數行せざるが故に漸やく損減すべく、乃至して能く正性離生に入り究竟して斷滅するに由るなり。彼の熾然にして亦、猛利なる煩惱は是れ煩惱障にして、一切のうち重しと爲す。彼の熾然にも非らず、猛利にも非らざる煩惱は煩惱障に非らずして、一切のうち輕しと爲すなり。[八一]是くの如く善根にも亦、四句有り、(一)或ひは有る善根にして熾然なるも猛利に非らざるものあり、(二)或ひは有る善根にして猛利なるも熾然に非らざるものあり。(三)或ひは有る善根にして熾然にして亦猛利なるものあり。(四)或ひは有る善根にして熾然にも非らず猛利にも非らざるものあり。熾然なるも猛利に非らざるものとは、謂く下品の善根にして數行するもの是れなり。猛利なるも熾然に非らざるものとは、謂く上品の善根にして數行せざるもの是れなり。熾然にして亦、猛利なるものとは、謂く上品の善根にして數行するもの是たり。熾然にも非らず、猛利にも非らさるものとは、謂く下品の善根にして數行せざるもの是れなり。此の中、熾然なるも猛利に非らざる善根は煩惱障の爲めに障へられず、此は是れ下品の善根なりと雖も、數行するを以つての故に下に依りて中を生じ、中に依りて上を生じ、漸次に增長して能く速に一切の結斷に趣證するに由るなり。彼の猛利なるも熾然に非らざる善根は、則ち煩惱障の爲めに障へらる。此は是れ上品の善根なりと雖も、數行せざるが故に、或ひは煩惱が數數現行して漸次に增長し、能く善根を斷じ容きに由るなり。彼の熾然にして猛利なる善根は一切のうち勝と爲し、彼の熾然ならず、猛利ならざる善根は、一切のうち劣と爲す。

【本論】[八二]云何んが業障なりや。謂く五無間業なり。

【八〇】煩惱の熾然と猛利とによる四句分別。

【八一】善根の熾然と猛利とによる四句分別。

【八二】以下業障に就きて

することは難し」と說くが如き此の言は善通するも――彼れは精勤と方便と敎化とに由りて皆、見諦せしが故に――「能く聖道と及び聖道の加行の善根とを礙ゆ」と說くが如き、此は云何んが通ずるや。答ふ、彼れは能く聖道と及び聖道の加行の善根とを礙ゆと雖も、然かも佛力の巧化の方便に由りて彼れ等は見諦を得せり。舍利子等の諸の大聲聞に於ける所化の境には非らず。復、說者有り「熾然猛利なる貪煩惱を具足すとは、黃門等の如く、熾然猛利なる瞋煩惱を具足すとは、氣噓等の如く、熾然猛利なる癡煩惱を具足すとは[七八]六師等の如し」と。問ふ、若し爾らば「能く聖道と及び聖道の加行の善根とを礙ゆ」と說くが如き此の言は善通するも――彼れは畢竟して見諦せざるが故に――「厭離を生ずること難く、敎誨すべきこと難し等」と說くが如き此は云何んが通ずるや。彼れは畢竟して見諦を得せざりしに由り、難しとは名けざるが故に。答ふ、應に是の說に作るべし、「厭離を生ぜず、敎誨すべからず等」と、而も是の說を作さゞるは何の意趣有りや。謂く卽ち厭離を生ぜざるを厭離を生ずること難しと名け、乃至卽ち解脫を得せざるを解脫を得すること難しと名くるなり。

[七九]問ふ、云何んが此の煩惱障を建立するや。成就に依るとせんや、現行に依るとせんや。答ふ、現行に依りて成就に依らず。若し成就に依らば、則ち一切の有情には差別有ること無く、等しく具さに諸の煩惱を成就するが故に。現行に依りて建立するに由るが故に、煩惱の差別は則ち四句を成ずるなり。[八〇](一)或ひは有る煩惱にして熾然なるも猛利に非らざるものあり。(二)或ひは有る煩惱にして猛利なるも熾然に非らざるものあり。(三)或ひは有る煩惱にして亦、熾然にして亦、猛利なるものあり。(四)或ひは有る煩惱にして熾然にも非らず亦、猛利にも非らざるものあり。煩惱にして熾然なるも猛利に非らざるものとは、謂く、下品の煩惱にして數行するもの是れなり。猛利なるも熾然に非らざるものとは、謂く上品の煩惱にして、數行せざるもの是れなり。熾然にして亦、猛利なるものとは、謂く上品の煩惱にして數行するもの是れなり。熾然なるにも非らず猛利なるにも非らざ

脫の可能を否定せるが如き觀あり。然るに今簸智論の立場に立つて難陀等を煩惱障の實例として引用し來らば、當然婆沙論の定義に反することとなる、之れを如何に會通するやといふにあり、之に對する解答は、婆沙論の定義を認め乍ら難陀等の場合は特別に佛陀の巧化を蒙りし場合なるが故に一律に論ずべきものに非らずとなり。

【七八】 六師とは、一切の法は斷滅性空なりと主張せし富蘭那(Pūrana Kāśyapa)と、苦樂は自然生なりとの主張を抱きし末伽梨拘賒梨子、(Maskari Gośālīputra)と、修道に由らずして解脫し得と說きし删闍夜毗羅胝子、(Sañjaya Vairaṭīputra)と、苦行を道とせし阿耆多翅舍欽婆羅(Ajitakeśakambala)と、諸法は相あり、亦、相無しと計せし迦羅鳩馱迦旃延、(Kakuda Kātyāyana)と、苦樂罪福は盡く前世に由り今修道するもそをよく斷ずること能はずと計する尼犍陀若提子(Nirgrantha Jñātīputra)とをいふ。

【七九】 **特に煩惱障の建立に就きて。**こは現行の煩惱により成就によらず。

[七一] 問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、契經の義を分別せんと欲するが爲めの故たり。契經に說くが如し「若し諸の有情にして六法を成就するものなれば、如來の所證と所說との法と毘奈耶とを聞くと雖も、而も遠塵・離垢して諸法中に於て淨法眼を生ずるに堪任せず。[七二] 何等をか六と爲すや。一には煩惱障、二には業障、三には異熟障、四には不信、五には不樂、六には惡慧なり」と。是くの如き六法を成就することを說くと雖も、而も云何んが煩惱障と名くるや、云何が業障なりや、云何んが異熟障なりやを未だ廣く辯ぜず、亦、未だ曾て說かず。彼の契經は是れ此の論の緣起の根本なるをもて、彼れに未だ說かざる所のものは、今應に之を說くべきなるが故に、斯の論を作すなり。復、說者有り「前に諸の業を分別すと雖も、而も未だ彼の業等の障を分別せざりしをもて、今分別せんと欲するが故に、斯の論を作すなり」と。

[七三] 是くの如き三障は總じて、熾然猛利の煩惱と、五無間業と、那落迦等の種々の異熟とを以つて其の自性と爲すなり。

[七四] 已に自性を說けるをもて、所以を今當に說くべし。問ふ、何が故に、障(Āvaraṇa)と名くるや。答ふ、是くの如き三種は能く聖道と、及び聖道の加行の善根とを礙ゆるをもて、是の故に障と名くるなり。

【本論】[七五] 云何んが煩惱障なりや、謂く一有りて本性に熾然の貪・瞋・癡の煩惱を具足し、此くの如きに由るが故に、厭離を生ずること難く、敎誨すべきこと難く、開悟すべきこと難く、免離を得ること難く、解脫を得ること難きが如し。

此の中、本性に熾然猛利なる貪煩惱を具足すとは、[七六] 難陀等の如く、熾然猛利なる瞋煩惱を具足すとは、指鬘等の如く、熾然猛利なる癡煩惱を具足すとは、迦葉波等の如し。[七七] 問ふ、若し爾らば、「厭離を生ずること難く、敎誨すべきこと難く、開悟すべきこと難く、免離すべきこと難く、解脫を得

と業障と異熟障との三障の自體の論究を其の主目的とす。發智論の頌文は本節の内容を「三障體云何」の文字を以つて示せり。

【七一】 **論究の由來。**

【七二】 **特に煩惱障等の六法に就きて。**

【七三】 **三障の自性に就きて。** 煩惱障は熾然猛利(數行)の貪瞋癡の煩惱を自性となし、業障は五無間業をその自性となし、異熟障は、地獄・鬼・傍生の三惡趣と、北倶盧洲と、無想天とを自性となす。

【七四】 **障の意義に就きて。**

【七五】 **以下煩惱障に就きて。**

【七六】 難陀の貪、指鬘の瞋、迦葉の癡に關しては既に婆沙五十卷(毘曇部九、頁一六一)に出せり。往見すべし。

【七七】 此の間の意は、發智論の障の定義には、「解脫を得すること難し」とのみありて、解脫の可能性を認めたるに對して、前の婆沙論の障の定義には「聖道を障ゆ」とありて解

ち了するものなれば身受と名くるも、推尋して乃ち了するものなれば心受と名くるなり」と。復、說者有り「諸受中、若し色に依りて色を緣ずるものなれば身受と名くるも、若し非色に依りて色と非色とを緣ずるものなれば、心受と名くるなり。色と非色との如く、是くの如く有對と無對、積聚と非積聚、和合と非和合を說くことも亦、爾るなり」と。尊者世友は說きて曰く「佛は二受を說けり。謂く身受と心受となり。何ものをか身受と名け、何ものをか心受と名くるや。此の中、身受なるもの有ること無く、諸の所有の受は皆、是れ心受なり。何を以つての故にといへば、心と相應するが故なり。然るに所有の受にして若し五根に依りて轉ずるものなれば、身受と名く、恒に身を以つて增上緣と爲すが故に、若し意根に依りて轉ずるものなれば心受と名く、恒に心を以つて增上緣と爲すが故に」と。有るが是の說を作す「身受なるもの有ること無く、諸の所有の受は皆、是れ心受なり、何を以つての故にといへば、心と相應するが故なり。然るに所有の受にして若し三根[六八]に依りて轉じ、和合の境を取るものなれば、身受と名く。恒に想を作すが故なり。若し三根に依りて轉じ、不和合の境を取るものなれば心受と名く。恒に想を作すに非らざるが故なり」と。大德說きて曰く「受に二種有り、一には身受にして二には心受なり。若し是れ身受なれば亦、是れは心受なるも、有るは是れ心受にして而かも身受に非らざるものあり。謂く、所有の受にして外事を取りて分別を起さずして、但、內事に依りてのみ其の相を執取して分別を起すものなり。謂く一切の補特伽羅有りと緣じ[六九]、法處所攝の色と心不相應行無爲法を緣ずる等を心受と名く」と。評して曰く、大德は是くの如き心受をして實の境界無くして唯、分別によりてのみ轉ぜしめんと欲するなり。

第二十八節[七〇]　三障業に就きて

（本論） 說くが如し、「三障あり、謂く煩惱障（Kleśa-āvaraṇa）と業障（Karma-āvaraṇa）と異熟障（Vipāka-āvaraṇa）となり。

ことは、認識論上注目に價するものとす。

【六七】 茲に無分別とは、五識身に自性分別のみ有りて、計度及び隨念分別無きをいひ、有分別とは意地に此の三種の分別を具有するをいふ。即ち身受は五識身に在り、心受は意地に在るを以つて斯くの如く言ひ得るなり。

【六八】 三根とは苦・樂・捨の三受根なり。

【六九】 法處所攝の色なる無表と、色心の兩者に旁がる一種の關係原理の如き心不相應行と、無爲法とは、五識の對象となるべからずして唯、意識のみの對象なり、故に之を緣ずるものは即ち心受なりとは大德の主張なり。

【七〇】 本節は聖道と及び聖道の加行とを障ゆるものの中、最も甚しきものなる、煩惱障

[六一]問ふ、何が故に、喜根は是れ異熟果なるに憂根は非らざるや。答ふ、喜受の行相には麁有り、細有りて必ずしも恒時に作意して起らず、必ずしも恒時に是れ强分別せず、微細にして定中にても亦、有ることを得るが故なり。又、此の喜根は欲を離れて捨するに非らず、異熟法と相違せざるが故に、是れ異熟なること有るも、憂根は爾らざるが故に異熟に非らざるなり。[六二]問ふ、何が故に捨根は唯、善業のみの所感にして、不善に非らざるや。答ふ、捨根の行相は微細寂靜にして智者の樂ふ所なるが故に、善業の所感なるも、諸の不善業は性、是れ麁動なるが故に、捨受の異熟を感ずること能はざるなり。

【本論】[六三]（四）頗し有る業にして身と心との受を感ぜずして、而も異熟を感ずるものありや。答ふ有り、謂く諸の業にして色と心不相應行との異熟を感ずるものなり。

色の異熟とは、謂く九處にして[六四]聲處を除くなり。心不相應行の異熟とは、謂く命根・衆同分・得生・住・老・無常なり。有るが說く、「及び[六五]無想事なり」と。

[六六]問ふ、此の中、何ものをか身受と名け、何ものをか、心受と名くるや。答ふ、若し受にして五識身に在るものなれば身受と名くるも、意地に在るものなれば心受と名くるなり。復、說者有り、「諸受中の[六七]無分別のものなれば、身受と名くるも、有分別のものなれば心受と名くるなり」と。復、說者有り「若し受にして自相の境を緣ずるものなれば身受と名くるも、自相と共相との境を緣ずるものなれば、心受と名くるなり」と。復、說者有り「若し受にして現在の境を緣ずるものなれば身受と名くるも、三世及び無爲の境をも緣ずるものなれば心受と名くるなり」と。復、說者有り「若し受にして實有の境を緣ずるものなれば、身受と名くるも、實有と假有との境を緣ずるものなれば心受と名くるなり」と。復、說者有り「若し受にして境に於て一往取るものなれば身受と名くるも、數數取るものなれば心受と名くるなり」と。復、說者有り「若し受にして境に於て暫らく緣じて卽

【六一】 特に喜根が異熟なる理由に就いて。

【六二】 特に捨根が唯、善業の所感なる理由に就いて。

【六三】 心・身受を感ぜざる業に就いて。

【六四】 聲處を除く所以は、聲處は等流及び所長養なれど、異熟生に非らざるが故なり。卽ち、若し異熟生なりとせば我々の欲すると否とにかかわらず任運に聲を生ずべき筈なるに、事實に於ては我々の自由意志に隨つて出すことも止むることも出來、其點異熟生のものと相違するなり。（倶舍二卷參照）

【六五】 無想事は有漏善なる無想定の異熟果にして、心不相應行の攝なり。

【六六】 心受と身受との區別に就きて。この中に五識と意識との性質の相違が自から明にされゐる。

【本論】[五七]（二）頗し有る業にして心受を感ずるも、身に非らざるものありや。答ふ、有り。謂く善の無尋業なり。

此の中、諸有の下地に不苦不樂受の異熟果を無からしめんと欲するものはいふ、「此の善の無尋業所感の心受の異熟とは、謂く第二靜慮の喜根と第三靜慮の樂根と第四靜慮及び無色界の捨根となり」と。有るが說く「亦、初靜慮の喜根をも感ず、[五九]同一地なるが故に。而かも三識と相應する樂根を感ぜざるは、此の業が微細なるを以つての故なり」と。諸有の下地にも亦、不苦不樂受の異熟果を有らしめんと欲するものはいふ、「此の善の無尋業所感の心受の異熟とは、謂く、第二靜慮の喜根と捨根と、第三靜慮の樂根と捨根と、第四靜慮及び無色界の捨根となり」と。有るが說く「亦、靜慮中間の捨根をも感ず」と。有るが說く「亦、初靜慮の喜根を感ず、樂根は麁なるが故に此の業の感ずるものに非らず」と。

【本論】[六〇]（三）頗し有る業にして身と心との受を感ずるものありや。答ふ、有り、謂く、善の有尋業なり。

諸有の下地に不苦不樂受の異熟果を無からしめんと欲するものはいふ、「此の善の有尋業は、若し欲界に在れば、五識身と相應する樂根の身受の異熟を感じ、及び意識と相應する喜根の心受の異熟を感ず。若し初靜慮に在れば、三識身と相應する樂根の身受の異熟を感じ、及び意識と相應する喜根の心受の異熟を感ずるなり」と。諸有の下地にも亦、不苦不樂受の異熟果を有らしめんと欲するものはいふ、「此の善の有尋業は、若し欲界に在れば五識身と相應する樂根と捨根との身受の異熟を感じ、及び意識と相應する喜根と捨根との心受の異熟を感ず。若し初靜慮に在れば、三識身と相應する樂根と捨根との身受の異熟を感じ、及び意識と相應する喜根と捨根との心受の異熟を感ずるなり」と。

【五五】特に不善業が心受を感ぜざる理由。
【五六】特に悪根が異熟に非らざる理由に就きて
【五七】心受を感ずるも身受を感ぜざる業
【五八】本巻第十八節「特に三受業に就て」の中の「捨受の異熟の所在に關する論究」の項を參照すべし。
【五九】有說は、無尋業を無尋唯伺及び無尋無伺業と解す。その中、無尋唯伺業とは中間定の業なり、然るに中間定は初禪に攝せらるるをもつて、茲に同一地といひ、遂に初靜慮の喜根をもその中に含ましめんとせるなり。
【六〇】身・心受を感ずる業に就いて。

義は異るも體は異ならざるが故なり。

第二十六節　三界繫業と三學業と三斷業との雜・不雜論[50]

【本論】[51] 三業あり。謂く、欲界繫等の業なり。復、三業あり。謂く學等の業なり。復、三業あり、謂く見所斷等の業なり。前は後を攝すとせんや、後は前を攝するや。答ふ、後は前を攝するも、前は後を攝するに非らず。攝せざるものは何ん、謂く無漏業なり。

此の中、前の三業は唯、有漏のみなるに、後の三業は有漏と無漏とに通ずるをもて、是の故に、「後は前を攝するも、前は後を攝するに非らず。攝せざるものは何ん。謂く無漏業なり」と言ふなり。

【本論】[52] 三業あり。謂く學等の業なり。復、三業有り、謂く見所斷等の業なり。前は後を攝すとせんや、後は、前を攝するや。答ふ、其の事に隨つて展轉相攝するなり。

前の釋の如し。

第二十七節　特に心・身受を感ずる業に就きて[53]

【本論】[54] (一)頗し有る業にして、身受を感ずるも、心に非らざるものありや。答ふ、有り、謂く不善業なり。

謂く、不善業は唯、苦根の異熟のみを感ずるを以つての故なり。

[55] 問ふ、何が故に、不善業は心受を感ぜざるや。答ふ、彼の類の心受とは所謂る憂根なり。而も憂根は異熟に非らざるが故に心受を感ぜざるなり。[56] 問ふ、何が故に憂根は異熟に非らざるや。答ふ、憂根は作意して生ずるが故に、分別強きが故に、欲を離るれば捨するが故にたり。異熟は爾らず。

【五〇】 本節は、欲・色・無色界繫業と、學・無學・非學非無學業と見所斷修所斷・無斷業との相攝關係を論ずる段なり。

【五一】 **三界繫業と三學業との相攝關係。**

【五二】 **三學業と三斷業との相攝關係。**

【五三】 こは本卷の初めに於て三受業に關說せしを以つて、それと直接關係ある身受を感ずる業と、心受を感ずる業とを四句分別に由りて明かにし、最後に心受と身受との差別に就きて諸家の異說を紹介せんとする段なり。因みにこは發智の頌文よりせば「身・心受四句」に相當す。

【五四】 **身受を感ずるも心受を感ぜざる業に就いて。**

第二十四節　三世業と三性業乃至三界繫業との雜・不雜論[四四]

【本論】[四五]三業あり。謂く、諸の過去等の業なり。復、三業有り、謂く善等の業なり。復、三業有り、謂く、學等の業なり。復、三業有り、謂く、見所斷等の業なり。前は後を攝すとせんや、後は前を攝するや。答ふ、其の事に隨つて展轉相攝す。義は異なるも、體は異ならざるが故なり。

【本論】[四六]三業あり、謂く過去等の業なり。復、三業有り。謂く欲界繫等の業なり。前は後を攝すとせんや、後は前を攝するや。答ふ、前は後を攝するも、後は前を攝するに非らず。攝せざるものは何ん。謂く無漏業なり。

此の中、前の三業は有漏と無漏とに通ずるも、後の三は唯、有漏のみなるをもて、是の故に「前は後を攝するも、後は前を攝するには非らず。攝せざるものは何ん、謂く、無漏業なり」と言ふなり。

第二十五節　三性業と、三學業乃至三界繫業との雜・不雜論[四七]

【本論】[四八]三業あり。謂く、善等の業なり。復、三業あり。謂く欲界繫等の業なり。前は後を攝すとせんや。後は前を攝するや。答ふ、前は後を攝するも、後は前を攝するに非らず。攝せざるものは何ん。謂く無漏業なり。

此の中、前の三業は有漏と無漏とに通ずるも、後の三業は唯有漏のみなるをもて、是の故に「前は後を攝するも後は前を攝するに非らず、攝せざるものは何ん。謂く無漏業なり」と言ふなり。

【本論】[四九]三業あり。謂く、善等の業なり。復、三業有り、謂く學等の業なり。復、三業あり、謂く、見所斷等の業なり。前は後を攝すとせんや。後は前を攝するや。答ふ、其の事に隨つて展轉相攝す。

【四四】本節は過去・現在・未來の三世業と、三性業・三學業・三斷業・三界繫業との相攝關係を明す段なり。
【四五】三世業と三性業乃至三斷業との相攝關係。
【四六】三世業と三界繫業との相攝關係。
【四七】本節は善・不善・無記の三性業と、三學業・三斷業・三界繫業との相攝關係を論ずる段なり。
【四八】三性業と三界繫業との相攝關係。
【四九】三性業と三學業及び三斷業との相攝關係。

り。

此の中、前の三業は唯、有記、唯、有漏のみなるに、後の諸の三業は有記と無記、有漏と無漏とに通ずるをもて、是の故に「後は前を攝するも、前は後を攝するに非らず。攝せざるものは何ん。謂く、無記業と無漏業となり」と言ふなり。

[四二]問ふ、何が故に、無記と及び無漏との業は樂受等の異熟を感ぜざるや。答ふ、諸の無記業は自性羸劣にして勢ひ堅住ならざるが故に異熟無く、諸の無漏業は諸の煩惱を離れ、三界繫に非らざるが故に異熟無きなり。所以は何ん。若し所起の業にして自性、堅強にして煩惱に繫せらるゝものなれば能く異熟を感ず。譬へば外種の若し體堅實にして、水に潤され糞土に覆はるゝこと有れば、乃ち能く芽を生ずるも、若し堅實ならざれば、水に潤され糞土に覆はるゝことありと雖も芽を生ずること能はず。若し堅實なりと雖も水に潤され、糞土に覆はるゝこと無ければ亦、芽を生ぜざるが如く。內業も亦、爾り。若し體堅強にして愛水に潤され餘の煩惱に覆はるれば、能く異熟を感ずるも、諸の無記業は愛水に潤され餘の煩惱に覆はると雖も、而も性劣り、堅ならざるをもて異熟を感ぜず、諸の無漏業は體堅強なりと雖も、愛水に潤され餘の煩惱に覆はるゝこと無きをもて、異熟を感ぜざるなり。諸の不善業と有漏の善業とは、二義を具足するをもて能く異熟を感ず。是の故に、無記と及び無漏との業は、前の所攝に非らざるなり。

【本論】[四三]三業あり。謂く順樂受等の業なり。復、三業有り、謂く、欲界繫等の業なり。前は後を攝すとせんや、後は前を攝するや。答ふ、後は前を攝するも、前は後を攝するに非らず。攝せざるものは、何ん。謂く無記業なり。

此の中、前の三業は唯、有記のみなるに、後の三は有記と無記とに通ずるをもて、是の故に「後は前を攝するも前は後を攝するに非らず。攝せざるものは何ん、謂く無記業なり」と言ふなり。

【四二】特に無記業と無漏業とに異熟果無き理由に就いて。

【四三】三受業と三界繫業との相攝關係。

【本論】[三八] 三業あり、謂く、順現法受等の業なり。復、三業有り。謂く過去等の業なり。復、三業有り。謂く善等の業なり。復、三業有り。謂く學等の業なり。復、三業あり、謂く見所斷等の業なり。前は後を攝すとせんや、後は前を攝するや。答ふ、後は前を攝するも、前は後を攝するに非らず。攝せざるものは何ん。謂く不定業と無記業と無漏業となり。

此の中、前の三業は唯、定のみを攝し、唯、有記、唯、有漏業なるに、後の諸の三業は通じて定と不定、有記と無記、有漏と無漏との業を攝するをもて、是の故に、「後は前を攝するも、前は後を攝するに非らず、攝せざるものは何ん。謂く、不定業と無記業と無漏業となり」と言ふたり。

【本論】[三九] 三業あり、謂く順現法受等の業なり。復、三業あり、謂く欲界繋等の業なり。前は後を攝すとせんや、後は前を攝するや。答ふ、後は前を攝するも、前は後を攝するに非らず、攝せざるものは何ん。謂く不定業と無記業となり。

此の中、前の三業は唯、定のみを攝し、唯、有記業のみなるに、後の三は通じて定と不定、有記と無記との業を攝するをもて、是の故に「後は前を攝するも、前は後を攝するに非らず、攝せざるものは何ん、謂く不定業と無記業となり」と言へるなり。

第二十三節[四〇] 三受業と、三世業乃至三界繋業との攝・不攝論

【本論】[四一] 三業あり、謂く順樂受等の業なり。復、三業有り、謂く過去等の業なり。復、三業あり、謂く善等の業なり。復、三業有り、謂く學等の業なり。復、三業有り、謂く見所斷等の業なり。前は後を攝すとせんや。後は前を攝するや。答ふ、後は前を攝するも、前は後を攝するに非らず。攝せざるものは何ん。謂く、無記業と無漏業とな

【三八】 **三時業と三世業乃至三斷業との相攝關係。**

【三九】 **三時業と三界繋業との相攝關係。**

【四〇】 本節は順樂受等の三業と三世業・三性業・三學業・三斷業・三界繋業との相攝關係を明にする段なり。

【四一】 **三受業と三世業乃至三斷業との相攝關係。**

ざるものあり。謂く、能く諸業を斷ずる學の思を除く餘の無漏業と及び無記業となり。

[三四] 四業あり、前說の如し。三業あり、謂く過去等の業なり。復、三業有り、謂く善等の業なり。復、三業有り、謂く學等の業なり。復、三業有り、謂く見所斷等の業なり。四は三を攝すとせんや。三は四を攝するや。答ふ、三は四を攝するも、四は三を攝するに非らず。攝せざるものは何ん。謂く能く諸業を斷ずる學の思を除く餘の無漏業と、無色界繫の善業と及び無記業となり。

[三五] 四業あり、前說の如し。三業あり、謂く欲界繫等の業なり。四は三を攝すとせんや、三は四を攝するや。答ふ、應に四句を作すべし、(一)有るは四にして三に非らざるものあり。謂く、能く諸業を斷ずる學の思なり。(二)有るは三にして四に非らざるものあり。謂く無色界繫の善業と無記業となり。(三)有るは四にして亦、三なるものあり、謂く欲界繫の善・不善業と色界繫の善業となり。(四)有るは四にも非らず、三にも非らざるものあり、謂く、能く諸業を斷ずる學の思を除く餘の無漏業なり。

[三六] 第二十二節　三時業と三受業乃至三界繫業との雜・無雜論

[三七] 【本論】 三業あり、謂く順現法受等の業なり。復、三業有り、謂く順樂受等の業なり。前は後を攝すと爲すや、後は前を攝するや。答ふ、後は前を攝するも、前は後を攝するに非らず。攝せざるものは何ん、不定業なり。

此の中、前の三は唯、定業のみを攝し、後の三は通じて定と不定との業を攝するをもて、是の故に「後は前を攝するも、前は後を攝するに非らず、攝せざるものは、何ん。謂く不定業なり」と言ふなり。

[三四] 四業と三世業乃至三斷業との雜・不雜關係。

[三五] 四業と三界繫業との雜・不雜に關する四句分別。

[三六] 本節は順現法受等の三業と、三受業・三世業・三性業・三學業・三斷業・三界繫業との相攝關係を明にする段なり。

[三七] 三時業と三受業との相攝關係。

【本論】[三〇] 三業あり、謂く身・語・意業なり。復、三業有り。謂く欲・色・無色界繫業なり。前は後を攝すとせんや。後は前を攝するや。答ふ、前は後を攝するも、後は前を攝するには非らず。攝せざるものは何ん。謂く無漏業なり。

此の中、前の三業は有漏と無漏とに通ずるも、後の三業は唯、有漏のみなるをもて、是の故に「前は後を攝するも、後は前を攝するに非らず。攝せざるものは何ん、謂く無漏業なり」と言ふなり。

第二十一節[三一] 黑黑等の四業と、三時業乃至三界繫業との雜・不雜論

【本論】[三二] 四業あり、前說の如し。三業あり、謂く、順現法受業等なり。四は三を攝すとせんや、三は四を攝すと爲すや。答ふ、應に四句を作すべし、(一)有るは四にして三に非らざるものあり、謂く、能く、諸業を斷ずる學の思と、欲界繫の善・不善の不定業と、及び色界繫の善の不定業となり。(二)有るは三にして四に非らざるものあり、謂く、無色界繫の善の決定業なり。(三)有るは四にして亦、三なるもの有り、謂く、欲界繫の善・不善の決定業と及び色界繫の善の決定業となり。(四)有るは四にも非らず、三にも非らざるものあり。謂く能く諸業を斷ずる學の思を除く餘の無漏業と、無色界繫の善の不定業と及び無記業となり。

[三三] 四業あり、前說の如し。三業有り、謂く順樂受等の業なり。四は三を攝すとせんや。三は四を攝するや。答ふ、應に四句を作すべし、(一)有るは四にして三に非らざるものあり。謂く、能く諸業を斷ずる學の思なり。(二)有るは三にして四に非らざるものあり、謂く、無色界繫の善業なり。(三)有るは四にして亦、三なるものあり、謂く欲界繫の善不善業と色界繫の善業となり。(四)有るは四にも非らず、三にも非ら

【三〇】 三業と三界繫業との相攝關係。

【三一】 本節は黑黑異熟業、白白異熟業・黑白黑白異熟業・非黑非白無異熟業能盡諸業の四業と、三時業・三受業・三世業・三性業・三學業・三斷業・三界繫業との雜・不雜を論ずる段なり。

【三二】 四業と三時業との雜・不雜に關する四句分別。黑業は欲界不善業、白業は色界の善業、黑白業は欲界の善業、非黑非白業は諸業を斷ずる學の思にして、三時業は善不善の決定業なることを念頭に置かば此の文は解し易し。

【三三】 四業と三受業との雜・不雜に關する四句分別。

り」と。[二五]諸の下地に不苦不樂受の異熟無しと說くもの、彼れは、欲界と下三靜慮との阿羅漢等は威儀心に住して涅槃に入り、廣果の阿羅漢は威儀心と異熟心とに住して涅槃に入り、[二六]無色界の阿羅漢は異熟心に住して涅槃に入ると說き、諸の下地にも亦、不苦不樂受の異熟有りと說くもの、彼れは欲界と四靜慮との阿羅漢等は威儀心と異熟心とに住して涅槃に入り、無色界の阿羅漢は異熟心に住して涅槃に入ると說くなり。

[二七]第十九節　三業と三受業との雜・不雜論

已に前と後との三業の自性を說けるをもて、今當に雜・無雜の相を顯示すべし。

【本論】 前は後を攝すとせんや、後は前を攝するや。答ふ、前は後を攝するも、後は前を攝するに非らず。攝せざるものは何ん。謂く無記業と無漏業となり。

此の中、前の三業は有記と無記とに通ずるも後の三業は唯、有記のみなり。前の三業は有漏と無漏との業に通ずるも、後の三業は唯、有漏のみなり。是の故に「前は後を攝するも、後は前を攝すに非らず、攝せざるものは何ん、謂く無記業と及び、無漏業となり」と言ふなり。

[二八]第二十節　三業と三世業乃至三界繫業との雜・不雜論

【本論】 [二九]三業あり、謂く身・語・意業なり。復、三業有り、謂く、過去・未來・現在業なり。復、三業有り、謂く、善・不善・無記業なり。復、三業有り、謂く學・無學・非學非無學業なり。復、三業有り、謂く見所斷・修所斷・無斷業なり。前は後を攝するとせんや。後は前を攝するや。答ふ、其の事に隨つて、展轉相攝す。

所以は何ん。身・語・意業の自性は、或ひは過去、或ひは未來、或ひは現在、或ひは善、或ひは不善、或ひは無記、或ひは學、或ひは無學、或ひは非學非無學、或ひは見所斷、或ひは修所斷、或ひは無斷なるを以ての故に、其の事に隨つて展轉相攝すと言ふなり。

【二五】**捨受の異熟と阿羅漢の入涅槃とに就きて、**

【二六】無色界には色無きが故に、威儀路心無きなり。

【二七】本節は身・語・意の三業と順樂受等の三受業との相攝關係を明にせる段なり。

【二八】本節は、身・語・意の三業と、三世業・三性業・三學業・三斷業・三界繫との相攝關係を明せる段なり。

【二九】**三業と、三世業乃至三斷業との相攝關係。**

無し、是の故に下地の所有の善業は此の受の異熟を感ぜざるなり」と。問ふ、彼れにも亦、苦受を求むるもの有ること無きに、何が故に、下地に此の異熟を感ずるや。答ふ、欲界の有情は樂を求めんが爲めの故に、多く苦の因を造るが故に、求めずと雖も而も彼の異熟を感ずるなり。捨受は寂靜なるをもて、樂受を求めて而も捨受業を造るもの有ること無し、是の故に彼の異熟無きなり。[二〇]問ふ、靜慮中間の所有の善業は當に能く何受の異熟を感ずと言ふべきや。答ふ、初靜慮の喜根の異熟を感ずるなり。復、說者有り、「初靜慮の樂受の異熟を感ず」と。問ふ、若し爾らば、[二一]後の文を云何んが通ずるや。說くが如し「頗し有る業にして心受の異熟を感じ、身受のに非ざるものありや。答ふ、有り、謂く、[二二]善の無尋業なり」と。答ふ、彼の文は應に是の說に作るべし、「謂く、善の無尋無伺業なり」と。而かも此の說を作さゞるは何の意有りやといふに、應に知るべし、此の中、言勢減少せるなりと。或ひは說者有り「靜慮中間の所有の善業は、受の異熟果を感ぜずと雖ども、而も能く色と心不相應行とを感ずるなり」と。問ふ、若し爾らば、何が故に此の[二三]後の論に「善の無尋業は心受を感ず」と言ふや。答ふ、但、能く心受を感じ身に非ずとのみ言ひて、唯、心受の異熟のみを感じて、色と不相應行とを感ずるに非らずとは言はざるなり。[二四]復、說者有り「下地にも亦、不苦不樂受の異熟有り」と。問ふ、此の中の所說を當に云何んが通ずべきや。說くが如し「云何んが順不苦不樂受業なりや。謂く廣果繫の善業と及び無色界繫の善業となり」と。答ふ、此の中は但、順不苦不樂受業の異熟の最後の邊際のみを顯はせばなり。謂く第四靜慮は是れ有色地の邊にして、無色界は是れ三界の邊なり。復、說者有り「此の中は但、此の受の異熟の不共の田と器とのみを顯すなり。誰れが是れ此の受の異熟の不共の田と器となりや。謂く第四靜慮と及び無色界となり」と。復、說者有り「下地には此の受の異熟有りと雖ども、然かも餘受の覆ふ所と爲りて相明了ならず、久しく相續せざるに、廣果より上は更に餘受無く、唯、此の受のみ有りて、明了にして相續するをもて、是の故に偏へに說くな

【二〇】**特に靜慮中間の善業所感の受の異熟に就きて。**

【二一】後の文とは、本卷第二十七節「特に心・身受を感ずる業に就て」の四句分別中の第二句を指す。

【二二】無尋業とは、無尋無伺業(二靜慮以上の業)とも無尋唯伺業(靜慮中間の業)とも解せらるゝを以て次の如き二說を生ぜしなり。

【二三】後の文とは、註二十一に準じて知れ。

【二四】**下地に捨受の異熟の存在を許す主張及びその理由に就いて。**

の異熟を感ずとは定まらずと雖ども、然かも樂受の異熟を感ずるものは、唯、此の業のみにして餘に非らず、故に此れを說きて順樂受業と爲す。餘の二受業の所說も亦、爾り。復、說者有り、「順樂受業は樂受の異熟を感ずとは定まらずと雖も、然かも、樂受は能く喜と樂との與めに所依止と作り、喜と樂とをして生ぜしめ、相續して轉ぜしめ、安足處と作るが如く、餘の異熟果も亦、能く是くの如くなるが故に、順樂受業と名く。順苦受業は苦受の異熟を感ずとは定まらずと雖も、然かも苦受は、能く憂と苦との與めに所依止と作り、憂と苦とをして生ぜしめ相續して轉ぜしめ、安足處と作るが如く、餘の異熟果も亦、能く是くの如くなるが故に順苦受業と名く。順不苦不樂受業は、不苦不樂受の異熟を感ずとは定まらずと雖も、然かも、不苦不樂受は、喜と樂と憂と苦との與めに所依止と作ること能はず、喜と樂と憂と苦とをして生ぜしめ、相續して轉ぜしめ安足處と作ること能はず、餘の異熟も亦、復、是くの如くなるが故に順不苦不樂受業と名くるなり」と。復、說者有り「樂受は能く所依を長養するが如く、餘の異熟も亦、爾るが故に順樂受業と名け、苦受は能く所依を損害するが如く、餘の異熟も亦、爾るが故に順苦受業と名く。不苦不樂受は能く所依を長養するにも非らず、亦、損害するにも非らざるが如く、餘の異熟も、亦、爾るが故に、順不苦不樂受業と名くるなり」と。

[一七]問ふ、欲界乃至第三靜慮に不苦不樂受の異熟有りや不や。若し有りとせば、此の中の所說を云何んが通ずべきや。說くが如し「云何んが順不苦不樂受業なりや。謂く廣果繫の善業と及び無色界繫の善業となり」と。若し無しとせば、[一八]靜慮中間の所有の善業は、當に何受の異熟を感ずと言ふべきや。[一九]或ひは說者有り「下地には不苦不樂受の異熟有ること無し。所以は何ん、下地の法は麁なるに此の受は微細なり、下地は寂靜ならざるに、此の受は寂靜なればなり」と。復、說者有り「下地の有情所起の善業は皆、樂受を求めんが爲めの故に起すをもて、不苦不樂受を希求するもの有ること

こは不苦不樂受業をなす異生聖者の共住の色界に於ける最後邊なるを以て、茲に廣果繫の善業を說けるものなるべし。

【一四】三受業とその異熟果との關係に就きて。 こは三受業が異熟果を感ずる場合、例へば、順樂受業なれば必ず、樂受の異熟果も感ずるや。或ひは他の異熟果をも感ずるや等に就き論究すると同時に、三受業の名稱を得る所以を明にせる段なり。

【一五】 後の論とは、此の卷の「特に心、身受を感ずる業に就て」の節中の第四句を指す。

【一六】 玆に色とは聲處を除く所餘の九處にして、心不相應行とは、命根・衆同分・得・四相等をいふ。

【一七】以下捨受の異熟の所在に關する論究。 之に下地に捨受の異熟の存在を許す一派と然らざる派との二派あり。

【一八】 靜慮中間には苦受も無く亦、樂受も無きを以つて、若し更に不苦・不樂受の異熟無しとせば、何受の異熟を感ずべきや、恐らく、受の異熟を感ずること無きこととなるべけんとなり。

【一九】下地に捨受の異熟の存在を許さざる主張及びその理由に就て。

する法なり。云何んが苦受の法なりや。謂く苦受と相應する法なり。云何んが不苦不樂受の法なりや。謂く不苦不樂受と相應する法なり」と。[一〇]異熟受とは、此の中に說くが如し、「順樂受業・順苦受業・順不苦不樂受業なり」と。此の五受の中に於て、異熟受に依りて此の論を作すなり。

[一一]云何んが順樂受業なりや。謂く欲界繫の善業乃至[一二]第三靜慮地の善業なり。云何んが順苦受業なりや。謂く不善業なり。云何んが順不苦不樂受業なりや。謂く、[一三]廣果繫の善業と及び無色界繫の善業となり。

[一四]問ふ、順樂受業は決定して能く樂受の異熟果を感ずるや。餘の二受業の問を爲すことも亦、爾り。若し決定すとせば、此の後の所說を當に云何んが通ずべきや。[一五]後の論に言ふが如し、「頗し有る業にして身・心受の異熟を感ぜずして而も異熟を感ずるものありや。答ふ、有り。謂く、諸の業にして色と心不相應行との異熟を感ずるものなり」と。若し不定なりとせば、何が故に說きて順樂受業・順苦受業・順不苦不樂受業と名くるや。有るが說く「定めて感ず。謂く、順樂受業は決定して能く樂受の異熟を感じ、此れに由るが故に、順樂受業と名け、乃至、順不苦不樂受業は決定して能く不苦不樂受の異熟を感じ、此れに由るが故に、順不苦不樂受業と名く」と。問ふ、若し爾らば、後の所說を云何んが通ずべきや。說くが如し「頗し有る業にして身・心受の異熟を感ぜずして、而も異熟を感ずるものありや、乃至廣說」と。答ふ、彼の業は定めて彼の受の異熟を感じ及び[一六]色と心不相應行とを感ずるなり。然るに所感の受は常に現前せざるも所感の色等は則ち恒に相續するをもて、所感の受が現前せざる時に於て、彼の受業を說きて唯、色と心不相應行とを感ずとのみ、いふなり。是の故に過無し。此くの如くなれば則ち、二文は善通するなり。復、說者有り「順樂受業は能く順樂受の異熟を感ずとは定まらず、乃至、順不苦不樂受業は能く不苦不樂受の異熟を感ずとは定まらず」と。問ふ、若し爾らば、何が故に、此の業を、順樂受等と名くるや。答ふ、順樂受業は樂受

現前順受とは謂く正しく現行する受なりとあり。

【六】大因緣經とは、中阿含卷第二十四、大因經を指す。(大正・一、頁五八〇上參照)。

【七】所緣受(Ālambana-vedanā)とは、認識關係に於て、一切の對象を受が領納する場合一切の對境を受と關係づけて所緣受といふなり。(倶舍には、所緣順受とは謂く一切の境なりとあり)

【八】識身論卷第三、(大正・二六、頁五四五下)に之と殆んど同じ文句あるも全同には非らず。

【九】相應受(Saṃprayukta-vedanā)とは、受と相應する法を、受に關係づけて、相應受と呼ぶなり。(倶舍には、相應順受とは謂く一切の觸なりとあり。)

【一〇】異熟受(Vipāka-vedanā)とは、業が異熟果を感ずるとき、之を受と關係せしめて論ずる場合なり(倶舍には、異熟順受とは謂く異熟を感ずる業なりとあり)

【一一】**三受業の自性に就きて。**

【一二】樂受は第三靜慮地迄有り得るを以つて茲に斯く云へるなり。

【一三】廣果繫とは、茲では第四靜慮繫の意味なり、抑も廣果天は第四靜慮の八天中、下より第三位に位するものなれど

卷の第百十五（第四編　業蘊）

（業蘊第四中、惡行納息第一之四）

第十八節　特に三受業に就きて[一]

【本論】　三業あり、謂く、身・語・意業なり。復三業あり、謂く、順樂受業（Sukhavedanīya karma）・順苦受業（Duḥkhavedanīya karma）順不苦・不樂受業（Aduḥkhāsukhavedanīya karma）なり。

[二]問ふ何が故に、此の論を作すや。答ふ、契經の義を分別せんと欲するが爲めの故なり。契經に說くが如し、「順樂受等の業あり」と。契經は是の說を作すと雖も而も廣く辯ぜず……廣說すること前の如し。復、說者有り「前には身等の三業を分別すと雖も、而も未だ順樂受等の三業を分別せざるをもて今、分別せんと欲するが故に斯の論を作すなり」と。

[三]所說の受の名に總じて五種有り。一には自性受、二には現前受、三には所緣受、四には相應受、五には異熟受なり。[四]自性受とは、三受を說くが如し、謂く樂受・苦受・不苦不樂受なり。[五]現前受とは、[六]大因緣法門經に說くが如し「阿難よ、當に知るべし、樂受を受くる時、餘の二受は便ち滅す、應に知るべし是くの如き所受の樂受は、是れ無常・苦・滅壞の法にして、我・我所を離る。是くの如く苦受・不苦不樂受も應に知るべし亦、爾ることを」と。[七]所緣受とは、[八]識身論に說くが如し「眼と色とを緣と爲して眼識を生じ、三和合するが故に觸あり、觸を緣と爲すが故に受あり。當に知るべし、此の受は能く色を領受するも數取趣は非らず。色は是れ眼觸所生の受の緣なるも、數取趣のには非らず。是くの如く乃至して意と法とを廣說することも亦、爾り」と。[九]相應受とは、說くが如し「樂受の法有り、苦受の法有り、不苦不樂受の法有り。云何んが樂受の法なりや。謂く樂受と相應

【一】　本節は、次節に於て三業と三受業との雜・不雜論を爲すに先立つて、三受業の自性等の種々の性質を明にするをその目的とす。

【二】　論究の所以。こは次節の論究の由來を明せるもの。

【三】　特に受の五種に就きて。因みに俱舍論卷第十五の五種の順受（Vedanīyatā）と照合して攻究すべし。

【四】　自性受（svabhāva-vedanā）とは、領納することそれ自體を意味するなり。（俱舍には、自性順受とは謂く一切の受なりとあり。）

【五】　現前受（sammukhī-bhāva-vedanā）とは、一受が現在前してゐる時に於てはその一受が心を全部占有して（但し、その受と相應して起る心所は之を除く）他の受の起らざるをいふ。（俱舍には、

なり。

此の中、前の三は通じて定と不定との業を攝するも、後の三は唯、定業のみを攝す。前の三は通じて善と不善と無記との業を攝するも、後の三は唯、善と不善との業のみを攝す。前の三は通じて有漏と無漏との業を攝するも、後の三は唯、有漏業のみを攝す。是くの如く廣說せば、無量の門有りて前後差別す。今は簡略して說くが故に、「前は後を攝するも、後が前を攝するには非らず。攝せざるものとは何ん。謂く、不定業と無記業と無漏業となり」と言ふなり。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第百十四

と及び不定受となり——を造り、能く識無邊處の一種の業——謂く不定受なり——を造り、能く、無所有處の二種の業——謂く順次生受と及び不定受となり——を造る。若し已に無所有處の染を離るゝも、未だ非想非々想處の染を離れざれば、彼れは能く空無邊處の二種の業——謂く順現法受と及び不定受となり——を造り、能く識無邊處と無所有處との一種の業——謂く不定受なり——を造り、能く非想非々想處の二種の業——謂く順次生受と及び不定受となり——を造る。若し已に非想非々想處の染を離るれば彼れは能く、空無邊處の二種の業——謂く順現法受と及び不定受となり——を造り、能く三無色の一種の業——謂く不定受なり——を造る。[八〇]聖者の空無邊處に生ずるものを說くが如く、是くの如く乃至非想非々想處に生ずるものにつきて廣說することも亦、爾り。

[八一]欲界の中有位に住するものは、能く二十二種の業を造る。謂く、中有位の異熟定業と及び不定業と、是くの如く、羯刺藍・遏部曇・閉尸・鍵南・鉢羅奢佉・初生・嬰孩・童子・少壯・衰老位の各に、異熟の定と及び不定との業有り、是れを二十二業と名く。羯刺藍位に住するものは能く二十種の業を造る。謂く中有の業の二を除くものなり。是くの如く乃至して、衰老位に住すれば能く二業を造る。謂く則ち老位の定と不定との業なり。

[八二]問ふ、若し中有位所造の諸業が、本有位に至りて異熟果を受くるとせば、此の業は當に順現法受と言ふべきや順次生受なりや。答ふ、此れは是れ順現法受業にして順次生受に非らず。所以は何ん。中有と本有とは總べて衆同分に差別無きが故に。

第十七節　身・語・意の三業と三時業との雜・不雜論[八三]

已に前後の三業の自性を說けるをもて、今當に雜・無雜の相を顯示すべし。

【本論】 前が後を攝すとせんや、後が前を攝するや。答ふ、前は後を攝するも、後は前を攝するには非らず。攝せざるものとは何ん。謂く、不定業と無記業と無漏業と

【八〇】特に上三無色に生ぜし聖者の場合に就きて——

【八一】特に中有の造業に就きて

【八二】中有所造の定業は、順現法受業なり

【八三】こは身・語・意の三業と、順現法受・順次生受・順後次受の三業との雜・不雜論を課題とす。極めて短かき節なれど發智論の科段に隨つて分節し置くのみ。

に生在するものにつきて說けり。

[七四]若し諸の聖者にして、初靜慮に生在し、未だ初靜慮の染を離れざれば、彼れは能く初靜慮の三種の業——[七五]順後次受を除く——を造る。若し已に初靜慮の染を離るゝも、未だ第二靜慮の染を離れざれば、彼れは能く初靜慮の二種の業——謂く順現法受と及び不定受となり——を造り、能く第二靜慮の三種の業——順現法受を除く——を造る。若し已に第二靜慮の染を離るゝも、未だ第三靜慮の染を離れざれば、彼れは能く初靜慮の二種の業——謂く順現法受と及び不定受となり——を造り、能く第二靜慮の一種の業——謂く不定受なり——を造り、能く、第三靜慮の三種の業——順現法受を除く——を造る。廣說乃至、若し已に無所有處の染を離るゝも、未だ非想非非想處の染を離れざれば、彼れは能く初靜慮の二種の業——謂く順現法受と及び不定受となり——を造り、能く三靜慮と三無色との一種の業——謂く不定受なり——を造り、能く非想非非想處の二種の業——謂く順次生受と及び不定受となり——を造る。若し已に非想非非想處の染を離るれば、彼れは能く初靜慮の二種の業——謂く順現法受と及び不定受となり——を造り、能く三靜慮と四無色との一種の業——謂く不定受なり——を造る。[七六]聖者の初靜慮に生ずるものを說けるが如く、是くの如く第二・第三・第四靜慮に生ずるものを廣說することも亦、爾り。「未だ自地の染を離れざれば、彼れは能く自地の[七七]四種の業を造る」といふを除くは前との差別なり。

[七八]若し聖者にして、空無邊處に生じ、未だ空無邊處の染を離れざれば、彼れは能く空無邊處の二種の業を造る。謂く[七九]順現法受と及び不定受となり。若し已に空無邊處の染を離るゝも、未だ識無邊處の染を離れざれば、彼れは能く空無邊處の二種の業——謂く順現法受と及び不定受となり——を造り、能く識無邊處の二種の業——謂く順次生受と及び不定受となり——を造る。若し已に識無邊處の染を離るゝも、未だ無所有處の染を離れざれば、彼れは、能く空無邊處の二種の業——謂く順現法受

【七四】**特に初靜慮に生ぜし聖者の場合に就きて**——

【七五】茲に順後次受業を除く所以は、婆沙論の色界十六天說に隨へば初禪天は梵輔と梵衆との二天のみとなるが故に、最下位の梵衆天に生れしものとするも（若し上流般涅槃の不還者なれば）次生は梵輔天、第三生は第二禪天の少光天となるを以つて、初靜慮に於ける順後次受業は起し得ること能はざるを以つてなり。

【七六】**特に第二乃至第四靜慮に生ぜし聖者の場合に就きて**

【七七】茲に初靜慮に生ぜし場合と異りて四業を起し得るは、第二・第三靜慮地に各〻三天、第四靜慮地に八天あるが故に、順現法受・順不定受・順次生受は勿論順後次受をも起し得るが故なり。

【七八】**特に空無邊處に生ぜし聖者の場合に就きて**——

【七九】茲に順次生受も順後次受をも起さざるは、既に空無邊處に生ぜる不還は此の地は一地が即ち一處（生處）なるをもつて、再び此の地に生ずること能はざればなり。

如く、已に諸地の異生を說けり。

〔六八〕若し諸の聖者にして、欲界に生在し、未だ欲界の染を離れざれば、彼れは能く欲界の四種の善と不善との業を造る。已に欲界の染を離るるも未だ初靜慮の染を離れざれば、彼れは能く欲界の〔六九〕二種の業——謂く順現法受と及び不定受となり——を造り、能く初靜慮の三種の業——順現法受を除く——を造る。已に初靜慮の染を離るるも未だ第二靜慮の染を離れざるものにして、若し退法者なれば、彼れは能く欲界の二種の業——謂く順現法受と及び不定受となり、——を造り、能く初二靜慮の三種の業——順現法受を除く——を造る。有るが說く「彼れは能く第二靜慮の二種の業——謂く順後次受と及び不定受となり——を造る」と。若し不退法者なれば、彼れは能く、欲界の二種の善業——謂く順現法受と及び不定受となり——を造り、能く初靜慮の一種の業——謂く不定受なり——を造り、能く第二靜慮の三種の業——順現法受を除く——を造る。乃至、若し已に無所有處の染を離るるも、未だ非想非非想處の染を離れざるものにして、若し退法者なれば、彼れは能く欲界の二種の業——謂く順現法受と及び不定受となり——を造り、能く四靜慮の三種の業〔七〇〕——順現法受を除く——を造り、能く四無色の三種の業——順現法受を除く——を造る。此は則ち總說なり。若し別說せば、四無色中、若し〔七一〕順次生受業を造れば、則ち順後次受業を造らず。若し順後次受業を造れば、則ち順次生受業を造らず。有るが說く「彼れは能く非想非非想處の二種の業を造る。謂く順後次受と及び不定となり」と。若し不退法者なれば、彼れは能く欲界の二種の善業——謂く順現法受と及び不定受となり——を造り、能く四靜慮と三無色との一種の業——謂く不定受なり——を造り、能く非想非非想處の二種の業——謂く、〔七二〕順次生受と及び不定受となり——を造る。〔七三〕若し已に非想非非想處の染を離るれば、彼れは能く欲界の二種の業——謂く順現法受と及び不定受となり——を造り、能く四靜慮と四無色との一種の業——謂く不定受なり——を造る。是くの如く已に聖者にして欲界

【六八】**特に欲界生の聖者の場合に就きて——**

【六九】茲に順次生受と順後次受との二業を除くは、聖者にして欲染を離れしもの（不還）は、退して命終すること無く必ず再び得果して命終するが故に、欲界の生を受くること無ければなり。

【七〇】大正本には順の字無きも今、三本及び宮本によりて之を補ふ。

【七一】不還者は、下地は勿論同處なりとも再び生ずること無し。然るに四靜慮地中には各々數處あるが故に、一地中に順次生受と順後次受との二業を起し得れど、無色地は各、一處なるが故に、順次生受か順後次受かの何れか一業のみを起し得るのみなり。

【七二】順後次受業を起さざる所以は、既に無所有處の染を離れ且つ不退法者なるをもつて欲界乃至無所有處に生ずる筈無く必ず次生には有頂に生ずるが故なり。

【七三】聖者にして非想非非想處の染を離れしもの（阿羅漢）は退して命終すること無きを以つて、順次生受と順後次受との二業を造くること無きことを心得て、此の文を讀まば解し易し。

界の三種の[六二]善業──[六三]順次生受を除く──を造り、能く初靜慮の三種の業──順現法受を除く──を造る。若し已に初靜慮の染を離るるも未だ第二靜慮の染を離れざるものにして、若し退法者なれば、彼れは能く欲界の四種の業を造り、能く初二靜慮の三種の業──順現法受を除く──を造る。有るが說く「彼れは能く第二靜慮の二種の業を造る。謂く順後次受と及び不定受となり」と。若し不退法者なれば、彼れは能く欲界の三種の善業──順次生受を除く──を造り、能く初靜慮の[六四]二種の業──謂く順後次受と及び不定受となり──を造り、能く第二靜慮の三種の業──順現法受を除く──を造る。廣說乃至、若し已に無所有處の染を離るるものにして、若し退法者なれば、彼れは能く欲界の四種の業を造り、能く四靜慮と四無色との三種の業──順現法受を除く──を造る。有るが說く「彼れは能く、非想非非想處の二種の業──謂く順後次受と及び不定受となり──を造る」と。若し不退者なれば、彼れは能く欲界の三種の善業──順次生受を除く──を造り、能く四靜慮と三無色との二種の業──謂く、順後次受と及び不定受となり──を造り、能く非想非非想處の三種の業──順現法受を除く──を造るなり。是くの如く已に異生の欲界に生在するものを說けり。

[六五]若し諸の異生にして、初靜慮に生じ未だ初靜慮の染を離れざるものなれば、彼れは能く初靜慮の四種の業を造る。若し已に初靜慮の染を離るるも未だ第二靜慮の染を離れざるものなれば、彼れは能く初靜慮の三種の業[六六]──順次生受を除く──を造り、能く第二靜慮の三種の業──順現法受を除く──を造る、廣說乃至、若し已に無所有處の染を離るれば、彼れは能く初靜慮の三種の業──順次生受を除く──を造り、能く三靜慮と三無色との二種の業──謂く順後次受と及び不定受となり──を造り、能く非想非非想處の三種の業──順現法受を除く──を造る。[六七]初靜慮に生ずるものを說くが如く、是くの如く乃至非想非非想處に生ずるものにつきても亦、應に廣く說くべし。是くの

【六二】欲界の善業のみを造りて不善業を造らざるはこれ不退法者なるが故なり。

【六三】玆に欲界の順次生受を除くは、不退者なるが故に、次生には必定して欲界に生ずること無ければなり。されど彼は假令、不退法者なりとも異生なる限り、後、還つて下に生ずることあるが故に、順後次受業を造り得るなり。(俱舍十五卷參照)

【六四】玆に順現法受と順次生受との二業を除くは、前註六一及び六三に述べし理由を適用せしによる。

【六五】**特に初靜慮に生ぜし異生の場合に就きて**

【六六】順次生受を除くは既に初靜慮の染を離るるを以つて次生には必ず初靜慮に生ずること無ければなり。

【六七】**特に第二靜慮乃至有頂に生ぜし異生の場合に就きて**

欲界は佛菩薩等の勝縁に依りて能く順現法受業を起すも、上二界には此の勝縁無しと說けるに、云何んが能く起すや。答ふ、彼の處にては但、[五五]因力のみが任持するを以つて亦、能く順現法受業を引起し、欲界にも亦、但、因力にのみ由りて此の業を起すもの有り。謂く、或ひは有る人は門を開いて大施し、賢聖を供養するも而も順現法受業を引くこと能はざるものあり、或ひは復、有る人は、一摶食を以つて一傍生に施して而も能く順現法受業を引くものあり。是くの如き等の故に知る、必ずしも皆、勝縁に依りて而も此の業を起すにあらざることを。然るに其は要ず因力の任持するに由りて方に能く引起するなり。是の故に往昔、阿毘達磨の迦濕彌羅の諸大論師は咸、是の說を作せり、「若し慇淨心あれば、一把の草を持して他の牛に施して食せしむるも、當に知るべし、能く順現法受業を引くことを」と。

[五六]問ふ、何の趣中に於て能く幾業を造るや。答ふ、那落迦中には能く四種の不善業と三種の善業とを造る、[五七]順現法受を除くなり。傍生・餓鬼と及び三洲の人と欲界の天との中には、能く四種の善と不善との業を造る。北拘盧洲は能く四種の善業と三種の不善業とを造る。順次生受を除くなり。色・無色界の天中には、能く多少を造ること前已に、說けるが如し。

[五八]問ふ、何の生中に於て能く幾業を造るや。答ふ、四生中に於て皆、能く四種の善・不善業を造るなり。

[五九]問ふ、誰れが何地に於て能く幾ばくの業を造るや。答ふ、[六〇]若し諸の異生にして欲界に生在し、未だ欲界の染を離れざるものなれば、能く欲界の四種の善と不善との業を造り、若し已に欲界の染を離るるも未だ初靜慮の染を離れざるものにして、若し退法者なれば、彼れは能く欲界の四種の業を造り、能く初靜慮の三種の業――[六一]順現法受を除くなり――を造る。有るが說く、「彼れは能く初靜慮の二種の業を造る。謂く順後次受と及び不定受となり」と。若し不退法者なれば、彼れは能く欲

【五五】茲に因力とは行爲を引起する動機といふ程の意。

【五六】**四種業の趣分別**

【五七】地獄趣に善の順現法受業無きは、地獄には愛果無きが故に、假令善業を作るも、現生に之を受用すべきこと能はざるを以つてなり。

【五八】**四種業の四生分別** 因みに四生とは胎・卵・濕・化の四生たることといふ迄もなし。

【五九】**以下異生・聖者が各地に於て造る業の數に就きて**は、異生及び聖者を地別によりて分ち、異生 聖者がその一一の地に於て、三時業と不定業との四業中の幾業を起すやを分別せんとする段なり。

【六〇】**特に欲界生の異生の場合に就きて**

【六一】順現法受業を除くは、身、欲界に在るを以つて上界の果を受くべき道理無ければなり。

其の果に勝劣の差別あるが如く、内業も亦、爾り。順現法受業は果を去ること最も近くして而も果は最も劣り、順次生受業は果を去ること次に遠くして而も果は次に勝り、順後次受業は、果を去ること最も遠くして而も果は最勝なり。業に隨つて其の果に勝劣の差別あるが故に順後次受業は最勝なるも餘は非らず。

[五〇] 問ふ、何の界中に於て能く幾業を造るや。有るが說く「欲界には能く四種の善・不善業を作り、色・無色界には能く三種の善業を造る、順現法受を除くなり。所以は何ん。欲界中に於ては、佛・菩薩・聲聞・獨覺・父母・師長、諸の有德等の邊に依りて、增上の善・惡業を發起するが故に、此の業は速疾に異熟果を受くるも色・無色界には此の勝れたる緣無きをもて、是の故に彼に於ては此の順現法受業を起すこと能はざればなり」と。問ふ、若し爾らば、品類足論の說を當に云何んが通ずべきや。[五一] 彼の論に說きて言ふが如し「順現法受業と順次生受業と順後次受業とは、一切の隨眠の隨增する所なり」と。答ふ、彼の論中に於て應に此の說を作すべし、「順現法受業は欲界の一切の隨眠の隨增する所にして、順次生受業と順後次受業とは、[五二] 欲界一切の隨眠と色・無色界の遍行隨眠と及び修所斷の隨眠とが隨增する所なり」と。應に是の說を作すべくして而かも說かざるは、何の意趣有りや。當に知るべし彼の文は是れ總じて、略して說けるものなることを。問ふ、若し爾らば、集異門論の說を復、云何んが通ずるや。[五三] 彼の論に說いて言ふが如し、「順現法受業と順次生受業と順後次受業とは、欲界の一切の隨眠と色・無色界の遍行隨眠と及び修所斷の隨眠との隨增する所なり」と。答ふ、彼の文は應に是の說に作るべし、「順現法受業は欲界一切の隨眠の隨增する所にして、順次生受業と順後次受業とは、欲界の一切の隨眠と、色・無色界の遍行隨眠と及び修所斷の隨眠との隨增する所なり」と、應に是の說を作すべくして而も說かざるは何の意趣有りや。當に知るべし、彼の中は言勢の所引の故に是の說を作せしなりと。如是說者はいふ、「色・無色界にも亦、能く順現法受業を引起す」と。[五四] 問ふ、前に、

【五〇】 **四業の界分別**

【五一】 現存の品類足論には此の文に相當するもの見當らざるも、之に相似するものあり。即ち品類足論卷第九(大正.二六、頁七二八下)に曰く「順現法受業、順次生受業、順後次受業……欲界一切、色・無色界遍行及修所斷隨眠隨增」と。

【五二】 欲界の三時業は、善と不善とに通ずるが故に、欲界の一切の隨眠が隨增すれども、上界の業は唯、善(但し有漏なり)のみにして、有漏善は修所斷なるが故に、修所斷の隨眠と遍行との隨眠が隨增するなり。

【五三】 現存の集異門足論には此の文見當らず。

【五四】 **特に現法順受業を引起する原因に就きて**

【四五】問ふ、此の順現法受業等は、幾くが能く衆同分の果を引き、幾くが能く衆同分の果を滿ずるや。或ひは說者有り「二は能く衆同分の果を引き亦、能く衆同分の果を滿ず。謂く、順次生受業と順後次受業となり。二は能く衆同分の果を滿ずるも、衆同分の果を引くこと能はず。謂く順現法受業と順不定受業となり」と。【四六】復、說者有り「三は能く衆同分の果を引き亦、能く衆同分の果を滿ず。謂く、順現法受を除く、所餘の三なり。一は能く衆同分の果を滿ずるも、衆同分の果を引くこと能はず。謂く、【四七】順現法受なり」と。復、順現法受業をして亦、能く衆同分の果を引かしめんと欲するもの有り。若し是の說を作せば、此の四種の業は一切皆、能く衆同分の果を引き、及び衆同分の果を滿ず。

【四八】問ふ、是くの如き諸業は何れが最勝なりや。或ひは說者有り「順現法受業は最勝なり、所以は何ん。近く果を得するが故に」と。復、說者有り、「順後次受業は最勝なり、所以は何ん。一切の菩薩の業は、最も勝ると爲すに、而も皆、是れ順後次受なるが故に」と。

【四九】問ふ、順現法受業は能く近く果を得するをもて、諸業中に於て說きて勝ると爲すべきも、順後次受業は果を去ること懸遠なるをもて、云何んが最勝なりや。答ふ、順現法受業は近く果を得すと雖ども、而も果は下劣なるをもて最勝と名けざるに、順後次受業は、果を去ること遠しと雖ども、而も果は殊勝にして盡くし難きが故に最勝と名くるなり。譬へば外の種子の如し。有るは近く果を得するも而も果下劣なるあり、有るは果を去ること遠きも而も果は最勝なるあり。有る秋苗の如きは三半月を經て則便ち果を結ぶも、此の果は最も近くして而も最も下劣なり。稻麥等の如きは六ケ月を經て其の果乃ち熟す、果を去ること次に遠くして而も次に勝ると爲す。佉梨樹の如きは五六年或ひは十二年を經て方に其の果を結ぶ、此の果は次に勝る。多羅樹(Tala)の如きは、百年を經て方に其の果を結ぶ、此の果は最勝なり。外の種子が果を去ること最も近ければ其の果最も劣り、果を去ること次に遠ければ其の果は次に勝り、果を去ること最も遠ければ其の果最も勝る。種に隨つて

【四五】 **四業の引業・滿業分別**

【四六】 この說は俱舍論（卷十五）の採用せる說なり。

【四七】 順現法受業が引業に非らざるは、現身の衆同分はこれ先業の所引なるが故に、再び此の現身を現世に於て、現世の業が引起することなければなり。

【四八】 **三時業の優劣に就きて**

【四九】 **特に順後次受業の最勝なる所以に就きて**

行を勤修して彼れ是の思を作すなり「願はくは我れは是れに由りて當に此の業を轉ぜんことを」と。

[四三] 復、有餘師は八種の業を說く。謂く、順現法受業に二種有り、一には異熟決定にして、二には異熟不決定なり。順次生受業と順後次受業と順不定受業とにも亦、各、二有り、一には異熟決定にして、二には異熟不決定なり。是れを八業と謂ふ。中に於て、諸の異熟定業は皆不可轉なるも、諸の異熟不定業は皆可轉なり。此れを轉ぜんが爲めの故に、禁戒を受持し梵行を勤修するなり。是の故に此の中應に四句を作すべし。謂く、(一)或ひは有る業にして時分決定するも異熟不定なるものあり。(二)或ひは有る業にして異熟決定するも時分不定なるものあり。(三)或ひは有る業にして、時分決定し、異熟も亦、定まれるものあり。(四)或ひは有る業にして、時分も不定、異熟も亦、不定なるものあり。(一)云何なる業が時分決定するも異熟不定なりや。謂く、順現法受業と順次生受業と順後次受業との中の異熟の不定なる業なり。(二)云何なる業が異熟決定するも時分不定なりや。謂く順不定受業中の異熟の定まれる業なり。(三)云何なる業が時分も決定し異熟も亦、定まれるものなりや。謂く順現法受業と順次生受業と順後次受業との中の異熟の定まれる業なり。(四)云何なる業が時分も不定、異熟も亦、不定なりや、謂く順不定受業中の異熟不定業なり。是くの如きを名けて八業の四句と爲すなり。

[四四] 問ふ、頗し一時一刹那の頃に能く三種の業を起すもの有りや。——謂く、順現法受業と順次生受業と順後次受業となり。答ふ、有り。謂く先に二使を遣して斷生命と不與取とを行ぜしめ、後自から欲邪行を行ずるなり。此は自からが究竟する所にして他、に由るに非らざるを以つての故に。若し是くの如き種類の法生ぜば、三業は同時に皆、究竟を得するなり。中に於て、初業は現法中に於て異熟果を受け、第二業は無間生に於て異熟果を受け、第三業は隨つて第三生以後の諸生に於て異熟果を受く、其の餘の業道の、自から作すと、他に敎るとの差別も亦、爾り。

【四三】**八種業に就きて**　この中に、時分の決定・不決定と、異熟の決定・不決定とによりて四句分別を生ずること文の如し。因みに倶舍論卷第十五によればこは譬喩者の主張なり。

【四四】**三時業を同一時に起す場合に就きて**

第四に隨ふか、或ひは復、此を過ぎて異熟果を受くるものなれば、是れを順後次受業と名くるなり。

[三八]問ふ、諸の順現法受業は、定んで現法に於いて受くるや。順生と順後とに就いて問を爲すことも亦、爾り。[三九]譬喩者は說く「此は決定せず、一切の業は皆、轉ずべきを以つての故に、乃至五無間業も亦、轉ぜしむ可ければなり」と。問ふ、若し爾らば、云何んが說きて順現法受業等と名くるや。彼れは是の說を作す「諸の順現法受業は、現法中に於て異熟果を受くるとは定まらず。若し受くるものなれば定んで現法に於てし、餘には非らざるなり、故に順現法受業と名く。順生と順後との所說も亦、爾り」と。彼れは「一切の業は皆、轉ずべく、乃至無間業も亦、轉ずべし。若し無間業にして轉ずべからざれば、應に能く[四〇]第一有を越ゆること有ること無かるべし、然るに能く第一有を越ゆるもの有るをもて、是の故に無間業をも亦、應に轉ずべきなり」と說くなり。阿毘達磨論師の言く「諸の順現法受業は、決定して現法中に於て異熟果を受く。故に順現法受業と名くるなり。順生と順後との所說も亦、爾り」と。是の故に、若し何が故に順現法受業乃至順後次受業と名くるやと問はば、應に此れを以つて答ふべきなり。

[四一]復、有餘師は四種の業を說く。謂く、順現法受業と、順次生受業と順後次受業と順不定受業となり。諸の順現法受業乃至順後次受業此の業、は不可轉なるも、諸の順不定受業、此の業は可轉なり、唯、此の第四業のみを轉ぜんが爲めの故に、禁戒を受持し、梵行を勤修して、彼れ此の思を作すなり。「願はくは我れは是れに由りて當に此の業を轉ずべきことを」と。

[四二]復、有餘師は、五種の業を說く。謂く、順現法受業と順次生受業と順後次受業との各の唯一種と、順不定受業中に復、二種有るとなり、一には異熟決定にして、二には異熟不決定なり。諸の順現法受業と順次生受業と順後次受業と順不定受業中の異熟決定業とは皆、不可轉にして、順不定受業中の異熟不決定業、此の業は可轉なり、唯、此の第五業のみを轉ぜんが爲めの故に、禁戒を受持し、梵

【三八】　**以下三時業の受報時に關する譬喩者及び阿毘達磨論師の主張**

【三九】　**特に譬喩者の一切業可轉說に就きて**

【四〇】　第一有を越ゆ云云に就きては、婆沙六十九卷、昆曇部十、頁一八〇の中有不可轉論の項を見よ。

【四一】　**四種業に就きて**　ここは不可轉の三時業の外に更に可轉の不定業を認めんとするものにして、而も、可轉業と修行との關係は宗教的にも又、倫理的にも極めて重要なる問題に觸れたるものといふべきなり。因みにこの四業說を俱舍論主は善說とせり。

【四二】　**五種業に就きて**

が歸安在なりやと。其の妻具さに上事を以つて之に答ふ。是に於て其の夫は未曾有を得し、三寶に歸依せりと。是くの如く善業は、要らず相續を待ち、或ひは相續を廢して、方に其の果を受くるなり。

[三三] 昔、健駄羅國の迦膩色迦王(Kaniṣika)に一の黃門有りて恒に內事を監せり。暫らく城外に出でて群牛有るを見たり、數は五百に盈つ。來りて城內に入り驅牛者に問ひて言く、此は是れ何の牛ぞやと。答へて言く、此の牛は將に其の種を去らんとするものなりと。是に於て黃門は則ち自から思忖す。我れ宿惡業によりて不男身を受く。今應に財を以つて此の牛の難を救ふべしと。遂に其の價を償ひて悉く脫することを得せしむ。善業力の故に此の黃門をして則ち男身に復せしめしかば、深く慶悅を生じ、尋いで城內に還り、宮門に佇立し、使を附して王に啓す、請はくは入りて覲奉まつらんと。王喚びて入らしめ、怪みて所由を問ふに、是に於て黃門は具さに上事を奏す。王聞きて驚喜し厚く珍財を賜ひ、轉じて高官を授け、外事を知らしめたりと。是くの如く善業は要らず相續を待ち、或ひは相續を廢りて方に其の果を受くるなり。

[三四] 昔、怛叉尸羅國(Takṣasilā)に一女人有り。[三五] 月光王(Candraprabha)が千頭を捨てし處に至りて、無憂王(Aśoka)所起の靈廟を禮すとき、狗糞有りて佛の座前に在るを見、尋いで是の思を作す、此の處は清淨なるに、如何ぞ狗糞が其の中を穢汚するやと。手を以つて捧除し、香泥にて塗飾せり。善業力の故に、此の女人をして遍く體に香を生ずること栴檀樹の如く、口中に常に靑蓮華の香を出さしめたりと。是くの如く善業は要らず、相續を待ち或ひは相續を廢りて方に其の果を受くるなり。是れを略して順現法受の三種の善業を引くものと爲すなり。

[三六] 云何が順次生受業なりや。謂く若し業にして此の生に造作し增長して、第二生に於て異熟果を受くるものなれば、是れを順次生受業と名くるなり。

[三七] 云何んが順後次受業なりや。謂く、若し業にして此の生に造作し增長して、第三生に隨ふか、或ひは

【三三】 善の例證其の二――去勢されんとする牛を救ひて、男身に復せし黃門の譚。因みにこは、雜寶藏經、卷第二、內官贖所犍牛得男根緣(大正・四、頁四五九)に出す。

【三四】 善の順現受業の例證其の三、――靈廟を清淨にせしため身體より香氣を發せし女の譚――

【三五】 月光王が千度自己の頭を捨して布施行を完成せし本生譚は、賢愚經卷第六、(大正・四、頁三八七――三九〇)にあり往見すべし。

【三六】 **順次生受業に就きて**

【三七】 **順後次受業に就きて**

を引くと爲す。

〔三二〕昔、憍薩羅國に王有り、勝軍と名く。其れに一女生るるに十八醜を具せり。貧賤なるものには與へず、富貴なるものは求めざりき。長者の財位を喪失せるもの有り。王聞きて使を遣して召至して告げて言く、吾れに小女有り、少しく容色に乏し。卿、若し恥じざれば、厚く珍財を俸ぜんと。其の人之を許せしをもて、王聞きて歡喜し、多く財寶・田宅・僕使を賜ひ、其の所欲を恣にせしむ。降嬪するに禮を以つてし、密かに歸第せしむ。其の人慚恥して出ずるときは則ち關鑰せしをもて、親知も見ること莫し。諸の密友有り、責めて言く、何が故に、我に妻を示さざるや。長者子の言く、何ぞ遽かに之れ有らんやと。衆人其の推延するを怪みて、遂に共に約を立つ。却後七日、各室家を將ひて、某園林に會し歡娛讌賞せん。違ふ者は當に金錢五百を罰すべしと。第七日に至りて皆、所約の如くするに、唯、長者子のみ婦を將ひずして來り、自から財富を恃みて罰の多少に任ず。其の婦獨り家中に在りて自から責め自から恨む。我れ宿し何の罪ありてか、此の惡身を受け、衆人皆、樂しむに、唯、我れのみ獨り苦しむやと。早く死するに如かずとて、一心に佛を念じて便ち自害せんと欲す。佛、時の至れるを知り、則ち此に於て沒して其の前に踊出す。女は如來を見て深く悲喜を生じ、殷淨の心を發して佛の相好を觀るに、善業力の故に、須臾に身を變じて、猶し天女の如し。倍增踊躍せしをもて佛爲めに法を說くに、遠塵離垢して預流果を得せり。世尊既に還りて、彼の女獨り坐せり。端正無比にして安隱快樂なり。時に彼の朋類既に其の人、妻室を將ひざるを見て便ち醉すに酒を以つてし、其の戶鑰を竊み、共に其の家に往きて遙かに其の婦を見るに、端嚴無比なること帝釋の妃の如し。是に於て衆人は深く讚仰を生じ、因りて相ひ謂ひて曰く、比が人に示さざるは誠に此れに由るなりと。則ち園所に馳せて共に其の夫に謝し、并びに之を慶讃す。其の人慚赧し、相ひ譏弄するなりと謂ふ。還りて之を見るに及びて、深く疑怪を生じ、問ふて言く、聖女は是れ幻術と爲せんや、鬼魅とせんや、我

【三二】善の順現法受業の例證其の一——醜女が念佛によりて美女となりし譚。因みに此の譚は雜寶藏經・卷第二、波斯匿王醜女賴提緣（大正・四、頁四五七）及び、賢愚經・卷第二、波斯匿王女金剛品、（大正・四、頁、三五七、撰集百緣經、波斯匿王醜女緣（大正・四、頁二四二）

の斷ずるが如く、藕根を斷つが如し。獵師荒忙して驚いて所以を問ふ。樵人恥愧して具さに委[二九]曲を述ぶ。是の二獵師は樵人を責めて曰く、他既に汝に於て此の大恩有るに、汝は今、何を忍んで斯かる惡逆を行ずるや。怪なるかな、汝の身、何ぞ糜爛せざるやと。是に於て獵師共に其の肉を持して僧伽藍に施す。時に僧の上座に妙願智を得するあり、則ち時に入定して、是は何の肉なるやを觀じ、則ち是は一切衆生の與めに利樂を作すものたる大菩薩の肉なることを知り、尋いで時に出定し此の事を以つて衆に白す。衆皆驚歎して共に香薪を取りて其の肉を焚燒し、其の餘骨を收めて窣堵波を起し禮拜供養せりと。是くの如き惡業は要らず、相續を待ち、或ひは相續を度りて、方に其の果を受くるなり。

[三〇]復次に、昔、屠販牛人有り。牛を驅りて路を涉るに、人多くして糧盡き飢渴熱乏す。息て議して曰く、此等の群牛は終に己が物に非らず、宜しく舌を割取して以つて飢虛を濟すべしと。則ち時に鹽を以つて諸牛の口に塗るに牛、鹹味を貪りて舌を出して之を舐む。則ち利刀を用ひて一時に截取し、火を以つて暿炙して共に之を食す。食し已りて相與に水に臨みて澡漱し、俱に楊枝を嚼み齒を揩りて既に了るとき、擘けて以つて舌を刮る。惡業力の故なり。諸人の舌根は猶し爛果の如くなりて一時に俱に落つと。是くの如く、惡業は要らず相續を待ち、或ひは相續を度りて方に其の果を受くるなり。

[三一]復次に、聞くならく昔、暴惡者有り。母をして器を執らしめ、自から牛乳を搆くに、搆くこと便ち量を過ぐるをもて、母、之を止めて言く、餘りのものは留めて以つて犢子に乳すべしと。其の人、既に聞き忽ち瞋忿を生じ、手を以つて乳を搆ひ其の、母の面に散ずるに、母の身に著する乳滴の多少に隨つて、惡業力の故に則ち彼の人身の上に還つて爾所の白癩を生ぜしむと。是くの如く惡業は要ず相續を待ち、或ひは相續を度りて方に其の果を受くるなり。是れを略して順現法受の三種の惡業

【二九】曲は大正本に由とあるも、三本宮本に隨つて曲と訂正せり。

【三〇】惡例證其の二――屠販牛者が牛舌を切取せしため・自己の舌が爛れし譚。

【三一】惡例證其の三――暴惡者が母に乳を散じて白癩を生ぜし譚。

ひは則ち此の一相續中に於て、或ひは則ち此の一時分中に於て、或ひは則ち此の一衆同分中に於いて異熟果を受くれば、是くの如きを名けて順現法受業と名くるなり。必ず、業にして此の刹那に造りて則ち此れと及び次ぎとの刹那に熟する義有ること無し。異類に由るが故に、親しく引發するが故になり。

〔二七〕此の中、所有の世の現見する所の順現法受業につきていへば、――〔二八〕曾て聞く、採樵者有り、山に入り雪に遇ひ迷ひて途路を失ふ。時會日暮れ雪深くして寒さに凍り將に死せんとす。久しからずして卽ち前みて一蒙密林中に入り乃ち、一羆の先に林内に在るを見る形。色青紺にして、眼は雙炬の如し。其の人惶恐す。分れば當に命を失すべければなり。而るに此れ實に菩薩現じて羆身を受けしものなりしをもて、其の人の憂ひ恐るゝを見て、尋いで慰喩して言く、汝、今怖るゝこと勿れ、父母は子に於て或ひは異心有ることありとも、吾れは今汝に於て終に惡意無しと、卽ち、前みて捧取し、將ひて窟中に入れ、其の身を溫煖し蘇息せしめ已りて、諸の根果を取り勸めて食する所に隨ふ。冷えて消えざることを恐れて抱持して臥す。是くの如く恩養して六日を經、第七日に至るに、天晴れて路現はる。人に歸心有り、羆旣に知り已りて復、甘果を取りて飽しめ、而も之を餞す。送りて林外に至り慇懃に別れを告ぐるとき、人跪きて謝して曰く、何を以つてか恩を報ぜんやと。羆の言く、我れは今餘の報ゆることを須ひず、但、此の日我れ汝の身を護るが如く、汝が我が命に於けるも亦、是くの如くなることを願ふのみと。其の人、敬諾し樵を擔ひて山を下る。二獵師に逢ふ、問ふて言く、山中に何の虫獸を見しや。樵人答へて言く、我も亦、餘獸を見ず、唯、一の羆を見たるのみなりと。獵師求請して曰く、能く相ひ示すや不やと。樵人答へて曰く、若し能く我れに三分の二を與へば、吾れは當に汝に示すべしと。獵師相ひ與ふることを許せしに依りて、倶に行きて竟に羆の命を害す。肉を分ちて三と爲し。樵人兩手にて羆の肉を取らんと欲するに惡業力の故に雙臂倶に落つること、珠纓

〔二七〕順現法受業の例證　之に惡例の三と善例の三とあり。

〔二八〕惡の順現法受業の例證其の一――樵夫が羆を殺し爲めに雙臂落脫せし譚。因みに此の本生譚は大智度論四九卷（大正、二五、頁四一三）にも引用せらるるものなり。

非學非無學との業を攝するも、四業は唯、學と非學非無學との業のみを攝するなり。三業は具さに欲界・色界・無色界繫の業を攝するも、四業は唯、欲・色界繫の業のみを攝す。三業は具さに善・不善・無記の業を攝するも、四業は唯、善・不善の業のみを攝す。三業は具さに見所斷・修所斷・無斷の業を攝するも、[二三]四業は唯、三種の一分のみを攝す。三業は具さに有漏と無漏との業、染汚と不染汚との業、有異熟と無異熟との業、相應と不相應との業、有隨轉と無隨轉との業、表と無表との業を攝するも、四業は唯、諸の二業の少分のみを攝す、是くの如き等の門は皆應に廣く說くべきなり。是の故に說きて「三は四を攝するも四は三を攝するに非らず、攝せざるものとは何ん、謂く能く諸業を斷ずる學の思を除く餘の無漏業と無色界繫の善業と一切無記の業となり」と言ふなり。

[二四]第十六節　特に三時業に關する論究

【本論】 三業とは、謂く身・語・意業なり。復、三業有り。謂く順現法受業 (dṛṣṭadharmavedanīya)と順次生受業(upapadya vedanīya) と順後次受業(aparaparyāyavedanīya)となり。

[二五]問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、契經の義を分別せんと欲するが爲めの故なり。契經に說くが如し「順現法受等の三業あり」と。而かも廣く辯ぜず、……廣說すること前の如し。復、說者有り、「前に身等の三業を分別すと雖も、而も未だ順現法受等の三業を分別せざるをもて、今、分別せんと欲するが故に斯の論を作すなり。

[二六]云何んが順現法受業なりや。謂く若し業にして此の生に造作し增長し、て則ち此の生に於て異熟果を受くるものなれば、是れを順現法受業と名くるなり。問ふ、若し業にして此の時に造作し增長して、則ち此の時に於て異熟果を受くるものなりや。答ふ、爾らず。所以は何ん。諸の善・惡業は要ず相續を待ち、或ひは相續を度りて方に異熟を受くればなり。謂く、若し此の業を造作し增長して、或

【二三】黑業は欲界の見・修所斷の不善業のみを攝し、白業は、色界の修所斷の有漏善の業のみを攝し、黑・白業は、欲界の修所斷の有漏善の業を攝し、非黑非白業は見修所斷業に非らず。

【二四】本節は次節に於て、三業と三時業との雜・不雜關係を明かにせんとする必要上、先づ三時業の自性・及び性質等を論究するを目的とす。

【二五】**論究の由來**　とは次節に於いて、三業と三時業との相攝關係を論究する所以を明せるもの。

【二六】**順現法受業の自性に就きて**

故に」と。問ふ、諸の無漏の慧と相應し俱有するものは皆、能く正に前の三種の業を斷ずるに、何が故に、唯、無漏の學の思のみを說くや。答ふ、思は能く發動して諸法を斷ぜしむるをもて是の故に偏へに說くなり。復、說者有り「皆、能く斷ずと雖も此の中、業を辨ずるが故に唯、思のみを說くなり」と。問ふ、若し爾らば、亦、應に隨轉の身・語業をも說くべきに、何が故に唯、思のみを說くや。答ふ、此の學の思は無漏の慧と相應して轉じ、同一所緣・同一行相・同一所依にして相ひ助け有力にして能く諸業を斷ずるも、身・語業には是の事有ることを得るに非らざるに由るをもて、是の故に說かざるなり。

第十五節　身・語・意の三業と黑黑等の四業の雜・不雜論[二〇]

已に三業と四業との自性を說けるをもて今當に雜無雜の相を顯示すべし。

【本論】[二一] 三業と四業とは、三が四を攝すとせんや、四が三を攝するや。答ふ、三は四を攝するも、四は三を攝するには非らず。攝せざるものとは何ん。謂く、能く諸業を斷ずる學の思を除く餘の無漏業と、無色界繫の善業と、一切の無記業となり。

此の中、能く諸業を斷ずる學の思を除く餘の無漏業とは、諸の十七の無漏の思を說いて第四業と爲すもの、彼れは十七思を除く餘の無漏の加行・無間・解脫・勝進道と相應する思と、及び學の隨轉業[二二]と幷びに一切無學の業とを說きて是れを餘の無漏業と名くるなり。諸の、一切の無間道と相應する學の思を說きて第四業と爲すもの、彼れは、一切無間道を除く餘の無漏の加行・解脫・勝進道と相應する學の思と及び學の隨轉と幷びに一切無學の業とを說きて是れを餘の無漏業と名くるなり。諸の一切の學の思を說きて第四業と爲すもの、彼れは學の隨轉業と一切無學の業とを說きて是れを餘の無漏業と名くるなり。如是說者の謂は、初說にあり。無色界繫の善業を除くとは無色界繫の一切の善業を謂ひ、無記業を除くとは三界繫の諸の無記業を謂ふ。此の道理に由りて、三業は具さに學と無學と

【二〇】本節は、發智の頌文中の「九門業相攝」の一に當る。身・語・意の三業と、黑黑異熟業、白白異熟業、黑白黑白異熟業、非黑非白無異熟業能盡諸業の四業との相攝關係を明にする段なり。

【二一】三業と四業との雜・不雜關係に就きて

【二二】學の隨轉業とは茲では、學の有する道具戒をいふ。

皆、此の業を說きて「不善・染汚の黑及び、不可意の異熟を感ずる黑と不同なるが故に、非黑と說き、又亦、善の有漏の白及び、可意の異熟を感ずる白と不同なるが故に非白と說く」といふ。復、說者有り「此は果の白に依るが故に非白と說く。白に二種有り、一に因の白にして。二に果の白なり、善の有漏業は[一八]二白を具するが故に白と名くるも、諸の無漏業は唯、因の白のみ有りて而かも果の白無きが故に白と名けざるなり」と。復、說者有り「異熟の白に依るが故に非白と名く、白に二種有り、一に自體の白にして二に異熟の白なり。善の有漏業は二白を具するが故に白と名くるも、無漏業には唯、自體の白のみ有りて異熟の白無きが故に白と名けず」と。復、說者有り、「此の無漏業は能く世間所愛の異熟を斷ずるも、世の所愛には非らず、白相有ること無ければなり。故に白と名けざるなり。」と。是の義を以つての故に非黑白と名くるなり。此の無漏業は前の三の如く、異熟業を感ずるに非らず。是の故に說きて、無異熟業と名くるなり。此の無漏業は前の三業をして畢竟して滅盡し等盡し、遍盡し、永斷し永害し、棄捨し、變吐し、離欲し、寂滅せしむるをもて是の故に說きて能盡諸業と名くるなり。[一九]是くの如くなれば則ち十七の學の思を說くなり。謂く、見道中、四法智忍と相應する學の思と、欲界の染を離るる八無間道と相應する學の思との此の十二思は、能く黑黑異熟業を盡くし、欲界の染を離るる第九無間道と相應する學の思は、能く黑黑異熟業と及び黑白黑白異熟業とを盡くし、初靜慮の染を離るる第九無間道と相應する學の思、乃至第四靜慮の染を離るる第九無見道と相應する學の思は、能く白白異熟業を盡くすなり。是くの如き十七の無漏の思を說きて能く諸業を斷ずる學の思と名くるなり。復、說者有り「一切の無間道の無漏の思は皆、能く諸業を斷ずる學の思と名く、一切の無間道は皆、能く諸業を斷ずるを以つての故に」と。復、說者有り「一切の學の思を皆、能く諸業を斷ずる學の思と名く、諸の學の思は皆、能く有漏業を對治するを以つての故に」と。如是說者はいふ、「こは初說の唯、十七の無漏の思のみを謂ふ、正に能く前の三業を對治するが

【一八】二白云云とは、布施等の有漏善(因白)を修して、生天等の可意の異熟果(果白)を感ずることあるをいふ。然るに無漏業は、異熟果を感ずること無きを以つて唯因白のみありて果白無きなり。

【一九】特に學の十七思に就きて

や。答ふ、一の依止中、一の相續中にて、二種の業所感の異熟――一に黑、二に白なり――を受くることを顯示せんと欲するが爲めなり。是の故に說きて黑白黑白異熟業と名く。問ふ、諸の惡趣中にも亦、黑白二業の異熟を受くるに、何が故に唯、能く人天趣の異熟を感ずる業のみを說きて黑白黑白異熟業と名け、能く惡趣の異熟を感ずる業を說かざるや。答ふ、應に說くべくして而も說かざるは、當に知るべし此の義有餘なることを。復、說者有り「若し能く人天を感ずる善業を說きて黑白黑白異熟業と名けば、當に知るべし、已に能く惡趣を感ずる善業も亦、是れ彼の業なることを說くことを。雜雜の相に差別無きを以つての故に。若し此れを說けば、當に知るべし已に彼をも說けることを」と。復、說者有り、「彼れは決定せざるをもて、是の故に說かざるなり。謂く、欲界の人天趣中に在りては、一處として、黑白業の異熟を雜受せざるもの有ること無きに、諸の惡趣中には、黑白業の異熟を雜受する處有りと雖も、而も更に、有る處は一向に純ら黑業の異熟のみを受く。謂く、一分の傍生鬼と及び一切の地獄となり。惡趣中に決定せざるもの有るに由り、是の故に說かざるなり」と。復、說者有り「欲界繫の修所斷の善・不善業を黑白黑白異熟業と名く、一種類中に二業雜はるが故に」と。復、說者有り「若し善・不善業にして能く欲界の人天・傍生・鬼趣の異熟を感ずるものなれば、黑白黑白異熟業と名く。一趣中に於て、二業の異熟を雜受するが故に」と。如是說者はいふ「欲界の一切の善業を黑白黑白異熟業と名く。彼の善業の體は是れ白なりと雖も、而も不善の黑の爲めに陵雜せらるゝを以つてなり。不善は、能く自地の善を斷ずるを以ての故に。不善は爾らず、自地の善の爲めに陵雜せられざればなり、自地の善は、自地の不善を斷ずること能はざるが故に。此れに由りて欲界の善業を第三業と名くるなり」と。

[一六]云何んが、非黑非白無異熟業能盡諸業なりや。謂く、能く諸業を永斷する學の思なり。問ふ、諸の無漏業は是れ勝義の白なるに、何が故に乃ち非黑非白と名くるや。答ふ、[一七]集異門論と施設論とは

【一六】　非黑非白無異熟業能盡諸業の自性

【一七】　集異門論とは、同論、卷第八、(大正二六、頁三九八中)の「此中不黑者謂此業非如不善業由不可意黑說名爲黑故名不黑。不白者謂此業非如有漏善業由可意白說名爲白故名不白」の文を指すものの如けれど、今玆の文と同一に非らざるは注目に價す。

起受と生受、起異熟と生異熟、起果と生果、細果と麁果も應に知るべし亦、爾ることを」と。復、說者有り、「若し業にして能く二種の異熟——謂く、色と非色となり——を感ずるものなれば、此の諸の善業を白白異熟業と名くるも、無色界の業は唯、非色のもののみを感じて、色のものを感ぜず。此の故に說かざるなり」と。復、說者有り、「若し二業を具して能く異熟——謂く、[一四]色と非色となり——、を感ずるものなれば此の中の善業を白白異熟業と名くるも、無色界には唯、非色の業のみ有りて有色の業無し。是の故に說かざるなり」と。色・非色の如く、是くの如く、相應と不相應、有所依と無所依、有行相と無行相、有所緣と無所緣、有作意と無作意の二種の業につきても應に知るべし亦、爾ることを」と。復、說者有り「若し三業を具して能く異熟を感ずるものなれば——謂く身・語・意なり、——此の淨善業を白白異熟業と名くるも、無色界中には唯、意業のみ有りて、能く異熟を感ず。是の故に說かざるなり」と。復、說者有り「若し具さに五蘊を以つて能く異熟を感ずるものなれば、此の淨善業を白白異熟業と名くるも、無色界中には唯、四蘊のみ有りて能く異熟を感ず、是の故に說かざるなり」と。復、說者有り「若し十善業道を具足すること有りて、能く異熟を感ずるものなれば、此の淨善業を、白白異熟業と名くるも、無色界中には唯、三善業道のみ有りて能く異熟を感ず。是の故に說かざるなり」と。復、說者有り「若し此の界中に二の鮮淨有り、二の明白有るものなれば、——一に因、二に果なり、——此の界の善業を白白異熟業と名くるも、無色界中には、一の鮮淨と明白とのみ有り——謂く因なり、——是の故に說かざるなり」と。是くの如き等の種種の因緣に由りて唯、色界繫の善業のみを白白異熟業と名け、無色界繫の善業には非らざるなり。

[一五]云何んが黑白黑白異熟業なりや。謂く、欲界繫の善業にして能く人天趣の異熟を感ずる業なり。問ふ、一業にして、亦は黑、亦は白なるもの有ること無きに、何にが故に黑白黑白異熟業と名くる

【一四】色業とは、身語の二業をいひ、非色業とは意業をいふ。

【一五】黑白黑白異熟業の自性に就きて

爾るべけん。所以に憂怖するなり。唯、願はくは、大慈よ、我が爲めに牛戒を受持するものは當に何の所に趣くべく、當に何の所に生ずべきやを宣說したまへと。世尊の告げて曰く、牛戒を受持して若し缺犯無くば當に牛中に生ずべく、若し缺犯有れば、當に地獄に墮すべしと。是の如き等の事は經に廣く說けるが如し。問ふ、云何んが狗戒牛戒を受持して缺犯無きものと名くるや。答ふ、若し狗戒を持して狗法と一如なれば、缺犯無しと名け、若し牛戒を持して牛法と一如なれば、缺犯無しと名くるも、若し爾らざれば、缺犯有りと名くるなり。是の故に、世尊は重惡業を以つて諸の有情を怖れしむるが故に、能く那落迦趣を感ずる諸の不善業と說くなり。彼の經に順ぜんが爲めの故に、集異門論は是くの如き說を作す、「那落迦を感ずる諸の不善業を黑黑異熟業と名く」と。復、說者有り、「見道所斷の諸の不善業を黑黑異熟業と名く。自の種類中には白の雜じること無きが故なり」と。如是說者はいふ、「一切の不善業は皆、黑黑異熟業と名く。欲界中の不善は强盛なるに由り、善法の陵雜する所と爲らず、不善法は自地の善を能く伏し、能く斷ずるを以つての故に、善業は羸劣にして而も不善の陵雜する所と爲る、欲界の善は不善を斷ずること能はざるを以つての故に」と。

【三】白白異熟業の自性に就いて

〔三〕云何んが白白異熟業なりや。謂く、色界繫の善業なり。問ふ、無色界繫の善業も亦、白の異熟を感ずるに、何が故に、唯、色界繫の善業のみを說きて白白異熟業と名け、無色界繫の善業を說かざるや。答ふ、應に說くべくして說かざるは、當に知るべし此の義有餘なることを。復、說者有り「若し色界繫の善業を說きて白白異熟業と名けば、當に知るべし、已に無色界繫の善業をも亦、是れ彼の業なることを說けることを。同じく是れ定地・修地の法なるが故に。若し此れを說けば、當に知るべし亦、彼をも說くことを」と。復、說者有り、「若し諸の善業にして能く二種の異熟果を感ずるもの——謂く、中有と生有となり——なれば、此の善業を白白異熟業と名くるも、無色界の業は唯、生有のみを感じて中有を感ぜず、是の故に說かざるなり。中有と生有との如く、是くの如く、

世間所有の雜行の禁戒は我等二人修學して已に滿ぜり。誰か能く如實に我等の所感の異熟を記別するや。聞くならく、釋迦種に一太子生じ、顏貌端正にして三十二大丈夫相八十隨好を以つて其の身を莊嚴し、觀るもの厭足すること無し。身は眞の金色にして[二]常光一尋なり、言音は淸亮・和雅・悅意にして、妙音鳥の羯羅頻迦(Kalaviṅka)に過ぎ、智見は無礙にして辯才は無滯なり。家法を厭捨して出でて非家に趣むき、苦行を勤修し、復、還つて厭離して[三]處中の行を修し、無上正等菩提を證得し、一切智を具し、如實に諸法の性相を證見し、一切の疑網を斷じ、一切に決定を施こし、一切の問論の原底に究達せり。我等二人は今應に往いて問ふべきなり。若し我等の禁戒所感の異熟を記別することを得ば、則ち當に依つて學すべし。豈に快ならずやと。是に於て二人は佛所に來至し、種種の愛語もて相ひ慰問し已りて退いて一面に坐せり。時に布刺拏は先づ他の爲めに問ひ、而して佛に白して言く、此の栖爾迦は狗戒を受持し修學すること已に滿ぜり。當に何の所に趣くべきや。當に何の所に生ずべきやと。世尊告げて曰く、汝、布刺拏、止めよ、問ふことを須ひざれ。此の事に因ること勿れ、汝等は皆、當に忍ぜず信ぜざるをもて、心に恥恨を懷くべければなりと。是くの如くすること三たびに至るも、彼れは猶、慇懃に請問して止まざるをもて、佛は慈愍を以て告げて曰く、諦かに聽け、吾は當に汝の爲めに如實に記別すべし。狗戒を受持して若し缺犯無くば當に狗中に生ずべく、若し缺犯有れば、當に地獄に墮すべしと。時に布刺拏、佛の語を聞き已りて心に憂怖を懷き悲泣哽咽して自から勝ること能はず。世尊告げて曰く、吾れ先に豈、數、汝に告げて言はざりしや、「止めよ、問ふことを須ひざれ、此の事に因ること勿れ。汝等は皆、當に忍ぜず信ぜざるをもて、心に恥恨を懷くべければなり」と、今果して是くの如しと。時に布刺拏は便ち自からを抑止して而も佛に白して言く、世尊が栖爾迦を記するに「當に狗處に生ずべし」を以つてせしが故に、我れは悲泣するにあらず、然かも我れは長夜に牛戒を受持して修學すること已に滿ぜり、恐らくは亦、當に

【二】常光一尋とは又、常光一丈ともいひ、佛身の平常の光明なり。
【三】處中の行とは、極端なる苦行主義者の修する苦行にも非ず、又、極端なる快樂論者の修する行にも非らざる、謂はば、不苦不樂の中道の修行なり。

く說けば、已に黑は是れ因にして果に非らざることを成立すればたり。賊兒と說くが如し。此の所出の言は父を罵るも子には非らず。此の中も亦、爾り。復、說者有り、「此の中、不可意の黑に依止するが故に是の說を作す。黑に二種有り、一は染汚黑にして二は不可意黑なり。此の中の業は、二黑に由るが故に說きて名けて黑と爲すも、異熟は但、不可意の黑に由るが故に亦、黑と名くるなり」と。問ふ、黑業も亦、人天中の異熟を感ずるに、何が故に但、惡趣の異熟を感ずとのみ說くや。答ふ、亦、應に說くべくして、而かも說かざるは、當に知るべし、此の義有餘なることを。復、說者有り、「彼れは決定せざればなり。謂く、人天中にては、若し處にして、黑業の異熟有れば、此の處には必ず白業の異熟有りて、處にして唯、黑業の異熟のみ有りて白業の異熟無きもの無きに、諸の惡趣中にては、若し處にして、白業の異熟有れば、此の處には必ず黑業の異熟有るも、有る處にして唯、黑業の異熟のみ有りて白業の異熟無きものあり、惡趣中には、決定して黑の異熟處有るに由るなり。是の故に偏へに說くなり」と。[七]集異門論は復、是の說を作す、「云何んが黑黑異熟業なりや。謂く、不善業にして、那落迦趣を感ずるものなり」と。問ふ、諸の不善業は亦、傍生・鬼趣の異熟をも感ずるに、何が故に、唯、那落迦を感ずとのみ說きて、餘を說かざるや。答ふ、應に說くべくして而も說かざるは當に知るべし、此の義有餘なることを。復、說者有り、「彼れは決定せざればなり。謂く、傍生・鬼趣は亦、不善業の異熟をも受け亦、善業の異熟をも受くるに、那落迦趣は決定して唯、不善業の異熟のみを受くるをもて、是の故に偏へに說くなり」と。復、說者有り「世尊は經中に重惡業を以つて諸の有情を怖れしむ。彼の經に順ぜんが爲めに是の故に但、那落迦を感ずる諸の不善業のみを說きて黑黑異熟業と名くるなり」と。此の義を顯はさんが爲めに、應に彼の經を引くべし。二の外道有り、一を[八]布刺拏憍雉迦(Pūrṇa kolika?)と名け、[九]牛戒を受持す、二を頞制羅柄爾迦(Acela śreṇika)と名け[一〇]狗戒を受持せり。此の二外道は一時の間に於て同集會坐して是の如き言を作せり。

【七】集異門足論とは、同論、卷第七、(大正・二六、頁三九六上)を指すものの如し。されど玆の引用文と全同なるもの見當らず。
【八】M. 57. Kukkuravatikasutta を見よ。漢譯中阿含には之の經を缺く。
【九】牛戒とは、外道の中に牛の死して生天するものを見、牛法はこれ生天の因なりと邪度し、牛の如く頭を低れ草を食するが如きを言ふ。
【一〇】狗戒とは、外道の中に狗の死して天上に生るるものを見て、狗法は生天の因なりと邪に推度して狗の如く戶外に臥し人糞を食するが如きをいふ。

卷の第百十四（第四編　業蘊）

（業蘊第四中、惡行納息、第一之三、舊缺）

第十四節　特に黑黑異熟業等の四業に就きて[一]

【本論】三業とは身・語・意業を謂ひ、四業とは黑黑異熟業（karma kṛṣṇa kṛṣṇavipāka)・白白異熟業（karma śukla śuklavipāka)・黑白黑白異熟業（karma kṛṣṇaśukla kṛṣṇaśuklavipāka)・非黑非白無異熟業能盡諸業（karma-akṛṣṇa aśukla-akṛṣṇāśuklavipāka karma karma-kṣayāya saṃvartati）を謂ふ、三は四を攝すとせんや、四は三を攝するや。

[二]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、契經の義を分別せんと欲するが爲めの故なり。[三]契經に說くが如し、「三業あり四業あり」と。契經は是の說を作すと雖も而も未だ廣く辯ぜず、亦、未だ曾つて三は四を攝すとせんや、四は三を攝すとせんや……乃至廣說と說かざればなり。復、說者有り「前に三業を分別せりと雖も而も未だ四業を分別せざるをもて、今分別せんと欲するが故に斯の論を作すなり」と。

[四]此の中、云何んが、黑黑異熟業なりや。謂く、不善業にして能く嶮惡趣の異熟を感ずるものなり。[五]問ふ、異熟は應に黑と名くべからず、所以は何ん。[六]品類足論に說くが如し「云何んが黑法なりや。謂く不善法と及び有覆無記法となり。云何んが白法なりや。謂く、善法と及び無覆無記法となり」と。諸の異熟果は無覆無記なるに何が故に黑と名くるや。答ふ、此の中但、應に「云何んが黑業なりや。謂く不善業にして能く嶮惡趣を感ずるものなり」と說くべく、應に更に、「黑異熟」の言を說くべからず。應に是の如く說くべくして而も爾らざるは、何の意趣有りやといふに。謂く、是の如

【一】本節は發智論が身・語・意の三業と、黑黑等の四業との雜・不雜論をなせるに乘じて、先づその論述をなすに先ちて、黑等の自性に關する解說を試みる段なり。

【二】論究の由來　とは、三業と四業との雜・不雜論を論究する理由を述べたるものなり、從つて、次節に直接關係あるも、本節には直接關係せず。

【三】黑等の四業に關する記事は、中阿含卷第二七、達梵行經（大正・一、頁六〇〇上）にあり。

【四】黑黑異熟業の自性に就きて　この中に品類足論及び集異門足論等の說を引用して之を論評し、以つて四業の自性を明にせり。

【五】問者の意は、異熟は無覆無記なるものなれば、斷じて不善（黑）と名けらるるものに非らざるに、今茲に黑黑異熟業を「不善にして能く嶮惡趣の異熟を感ずるもの」と定義せるを以つて、それを駁せんとするにあり。

【六】品類足論とは、卷第六（大正・二六、頁七一五中）の「有罪法云何　謂不善及有覆無記法、無罪法云何。謂善及無覆無記法」の文を指すならん。

るや。答ふ、施設論に說くが如し「諸の斷生命は是れ業・是れ作用にして、能く斷生命を發起する思の與めに因と爲り道と爲り、跡と爲り、路となり、廣說乃至諸の雜穢語は是れ業・是れ作用にして、能く雜穢語を發起する思の與めに因と爲り、道と爲り、路と爲り、路と爲るも、所有の不善の貪・恚・邪見は業に非らず、作用に非らずして、唯、彼に卽して俱生する品の思の與めに因と爲り、道と爲り、跡と爲り、路と爲るのみなり。離斷生命は是れ業・是れ作用にして能く離斷生命を發起する思の與めに因と爲り、道と爲り、跡と爲り、路と爲り、廣說乃至、離雜穢語は是れ業・是れ作用にして能く離雜穢語を發起する思の與めに因と爲り、道と爲り、跡と爲り、路と爲るも、所有の無貪・無瞋・正見は、業に非らず、作用に非らずして唯、彼に卽して俱生する品の思の與めに因と爲り、道と爲り、跡と爲り、路と爲るのみたり」と。此に由りて彼の義、應に爾るべきことを證知するなり。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第百十三

他を遣はせしものの思滅して已に久し、云何んが思と同じく現在に在りて路と爲り、思をして究竟せめて業道と立つと名くることを得んや。答ふ、可得の義に就いて業道を建立するなり。謂く、若し餘法にして思と同時に路と爲り得べきものなれば故に業道と立つ。一刹那に二思は得べきに非らず現在に路と爲るにも非らず。是の故に思を立てて業道と爲さざるなり。問ふ、思も亦、思と同じく現在に在るに——謂く他相續の思なり——何が故に說かざるや。答ふ、自相續に依りて業道を建立し、他に依りて立てざればなり。

[95]第十三節　三業と十業道との雜・無雜論

已に三業と十業道との自性を說けりるをもて、今當に雜・無雜の相を顯示すべし。

【本論】　三業と十業道とは、三は十を攝すとせんや、十は三を攝するや。答ふ、[96]應に四句を作すべし、(一)有るは業にして業道に非らざるものあり、謂く、業道に攝せざる所の身・語業と及び意業の全となり。(二)有るは業道にして業に非らざるものあり、謂く、後の三業道なり。(三)有るは業にして亦、業道なるものあり。謂く前七業道なり。(四)有るは業には非らず業道にも非らざるものあり、謂く、前相を除くものなり。

相とは謂く名ざす所なり、……前に廣く說けるが如し。謂く、卽ち色蘊中、[97]業色を除きて餘の色蘊を取り、行蘊中、不善の貪・瞋・邪見と及び無貪・無瞋・正見と幷びに一切の思とを除きて餘の相應・不相應の行蘊を取り、及び三蘊の全と幷びに[98]無爲法となり。是くの如き一切を第四句と作すが故に「謂く前相を除くものなり」と言ふなり。

[99]問ふ、十業道の中、何が故に前七は、業及び業道と建立し、後の三は唯、業道にして業に非らざ

【九五】本節は身・口・意の三業と、十業道との雜・不雜關係を論究するをその目的とす。
【九六】**三業と十業道との雜・不雜に關する四句分別。**
【九七】業・色とは表・無表色をいふ。因みに大正本には唯、業とのみあるも、三本、宮本によりて業色と改む。
【九八】大正本には爲爲法とあるもこは無爲法の誤植なり。
【九九】**特に前七業道は業にして業道なるに、後三業道が業道にして業に非らざる理由に就きて**

して那落迦・傍生・鬼趣に生ずるは、是れ異熟果なり、彼處より沒して人中に來至して瞋恚猛利なるは是れ等流果なり。彼れ增上するが故に所感の外物が多分に枯悴し果實苦澁なるは、是れ增上果なり。諸有の邪見を若しくは習し若しくは修し、若しくは多く修習して那落迦・傍生・鬼趣に生ずるは是れ異熟果なり。彼處より沒して人中に來至して愚癡猛利なるは、是れ等流果なり。彼れ增上するが故に所感の外物が多分に零落して花果乏少となり、或ひは全く果無きは是れ增上果なり。

[九二]離斷生命を若しくは習し、若しくは修し、若しくは多く修習して人、天趣に生ずるは是れ異熟果なり。彼處より沒して此の間に來至し、無病長壽なるは、是れ等流果なり。彼れ增上するが故に所感の外物が皆、光澤多く長時堅住なるは是れ增上果なり。此の道理に由りて其の餘の白品の九善業道が上と相違することを皆、應に廣く說くべきなり。故に三果に由りて十業道を立つるなり」と。

[九三]問ふ、何が故に、思を說いて業道と爲さざるや。答ふ、思は卽ち是れ業なり。思の所行なるが故に名けて業道と爲す。當に知るべし、業道は卽ち是れ思に非らざることを。是の故に說かざるなり。王の所行を說きて王路と名くるも而も王路は王に非らざるが如く、此れも亦、是くの如し、思の所行なるが故に說きて業道と名くるも而も業道は思に非らざるなり。王座等の喩も亦復、是くの如し。復、說者有り「若し法にして思と、譬へ[九四]ば三事和合して生ずるが如く、有作用にして轉ずるものなれば、立てて業道と爲すも、思は思と譬へば三事和合して生ずるが如く有作用にして轉ぜざるが故に、業道に非らず」と。復、說者有り「若し法にして思と倶時に生じて有作用にして轉ずるものなれば、立てて業道と爲すも、思は思と倶時に生じて有作用にして轉ぜざるをもて、業道と立てず」と。復說者有り「若し法にして思と同じく現在に在りて思の與めに路と爲るものなれば、立てて業道と爲すも、思は思と同じく現在に在りて思の與めに路と爲らざるをもて業道と立てざるなり」と。問ふ、若し他を遣して生命を斷じ乃至雜穢語を作さしむるに、彼の使、或は多日を徑て、乃ち作す時、

【九二】 十善業、道の三果に就きて。

【九三】 思を業道と說かざる理由に就きて。

【九四】 三事和合とは根・境・識三事和合するをいふ。

習し若しくは修し、若しくは多く修習して、那落迦・傍生・鬼趣に生ずるは是れ異熟果なり。彼處より沒して人中に來生して、財寶匱乏なるは是れ等流果なり。彼れ增上するが故に所感の外物に災有り患有り多く霜雹塵穢等の障に遭ふは是れ增上果なり。諸の欲邪行を若しくは習し、若しくは修し、若しくは多く修習して、那落迦・傍生・鬼趣に生ずるは是れ異熟果なり。彼處より沒して人中に來生して妻の貞良ならざるは是れ等流果なり。彼れ增上するが故に所感の外物に多く怨競有るは是れ增上果なり。諸の虛誑語を若しくは習し、若しくは修し、若しくは多く修習して、那落迦・傍生・鬼趣に生ずるは、是れ異熟果なり。彼處より沒して人中に來生して多く誹謗に遭ふは、是れ等流果なり、彼れ增上するが故に所感の外物に諸の臭穢多きは是れ增上果なり。諸の離間語を若しくは習し、若しくは修し、若しくは多く修習して、那落迦・傍生・鬼趣に生ずるは是れ異熟果なり。彼處より沒して人中に來生して親友が乖離するは是れ等流果なり。彼れ增上するが故に、所感の外物が多く平正ならず、丘陵・坑坎・嶮阻・懸隔なるは、是れ增上果なり。諸の麁惡語を若しくは習し若しくは修し若しくは多く修習して、那落迦・傍生・鬼趣に生ずるは、是れ異熟果なり。彼處より沒して人中に來生して恆に種々の不如意の聲を聞くは是れ等流果なり。彼れ增上するが故に所感の外物が麁弊・鄙惡・毒刺・沙礫にして、金等有りと雖も少く而も光無く、調せず、用ひ難きは是れ增上果なり。諸の雜穢語を若しくは習し若しくは修し若しくは多く修習して那落迦・傍生・鬼趣に生ずるは、是れ異熟果なり、彼處より沒して人中に來至し、言威肅ならざるは、是れ等流果なり。彼れ增上するが故に所感の外物が時候乖變し、速疾に磨滅し、多く實を成ぜざるは、是れ增上果なり。諸有の貪欲を若しくは習し若しくは修し、若しくは多く修習して那落迦・傍生・鬼趣に生ずるは是れ異熟果なり。彼處より沒して人中に來生して貪欲猛利なるは、是れ等流果なり。彼れ增上するが故に所感の外物が多分に損滅し微細尠少なるは是れ增上果なり。諸有の瞋恚を若しくは習し、若しくは修し、若しくは多く修習

等の障の侵損する所とならず。離欲邪行業道の增す時は、一切の外物に諸の怨競無く、離虛誑語業道の增す時は、一切の外物には皆香潔多く、離々間語業道の增す時は一切の外物は嚴好にして求め易く、地は平なること掌の如く廣博嚴淨なり、離麁惡語業道增す時は、一切の外物は微妙豐饒にして、嶮澁・毒刺・沙礫有ること無く、金銀等の寶は調柔光淨にして堪任する所多く、離雜穢語業道の增す時は、一切の外物は時に乖變無く、堅固成實なり。無貪業道增す時は、外物充足し圓滿增盛なり、無瞋業道增す時は、外物に光澤ありて果實甘美なり。正見業道增す時は、外物豐饒にして花果繁實す。是れを此に由りて外物を增さしむと名くるなり。

[八九] 云何が復、此の業に由るが故に、壽量等の內物を增さしむることを知るや。謂く、若し十善業道具さに增長する時なれば、此の贍部洲に四の增盛有りて世に出現す。謂く、壽量增盛と、有情增盛と、資具增盛と、善品增盛となり。壽量增盛とは、劫末時には此の贍部洲は人壽十歲なるも、劫の增す時に至れば、壽八萬歲なるを謂ひ、有情增盛とは、劫末時に此の贍部洲には唯、萬人を餘すのみなるに、劫の增す時に至れば、廣博嚴淨にして諸の淳善福德の有情多く、城邑は次比し、人民充滿するを謂ひ、資具增盛とは、劫末時には、此の贍部洲は人民飢饉し稊稗等を以つて上妙の食と爲すに、劫の增す時に至れば、安隱豐樂にして種々の地味帝竹稻米を上妙の食と爲すを謂ひ、善品增盛とは、劫末時には世間に十惡業道增盛なるも、劫の增す時に至れば、世間に十善業道增盛するを謂ふなり」と。

[九〇] 復、說者有り「三果に由るが故に十業道を立つ、一には異熟果、二には等流果、三には增上果なり。謂く、斷生命を若しくは[九一]習し若しくは修し、若しくは多く修習して、那落迦・傍生・鬼趣に生ずるは、是れ異熟果なり。彼處より沒して人中に來生して多病短命なるは是れ等流果なり。彼れ增上するが故に所感の外物が皆、光澤少く久しく堅住せざるは是れ增上果なり。諸の不與取を若しくは

【八九】 十善業道の增盛と壽量有情・資具・善品增益に就きて、

【九〇】 十惡業道の三果に就きて、因みに俱舍十七卷の業道と果の項を參照せば便宜多からん。

【九一】 習す(āsevita)とは加行位に、修す(bhāvita)とは根本位に、多く所作す、(Bahulikrita)とは後起位に約めしなり。

久しく堅住せず。若し不與取業道増す時なれば、一切の外物に災有り、患有りて多く霜雹塵穢等の障に遭ふなり。若し欲邪行業道増す時なれば、一切の外物には多く怨競有り。若し、虚誑語業道の増す時なれば、一切の外物に諸の臭穢多し。若し離間語業道増す時なれば、一切の外物は多く不平正にして、丘陵・坑坎・嶮阻・懸隔す。若し麁惡語業道増す時なれば、一切の外物は麁弊・鄙惡・毒刺・沙礫にして、設ひ金銀等の寶有るも少くして而も光無く調せず用ひ難し、若し雜穢語業道増す時なれば、一切の外物は時候乖變し、速疾に磨滅し多く實を成せず。若し貪欲業道増す時なれば、一切の外物は多分に損減し微細尠少なり。若し瞋恚業道増す時なれば、一切の外物は多分に枯悴し果實苦澁なり。若し邪見業道の増す時なれば、一切の外物は多分に零落し、花果乏少し、或ひは全く果無し。是れを此れに由りて外物を減ぜせしむると名くるなり。

(八七) 云何が復、此の業道に由るが故に、壽量等の內物をして減ぜしむと知るや。謂く、若し十不善業道が具さに増長する時なれば、此の贍部洲に四の衰損有りて世に出現す。謂く、壽量の衰損と、有情の衰損と、資具の衰損と、善品の衰損となり。壽量の衰損とは、謂く劫初時には此の贍部洲は人壽無量歲なりしも、劫末時に至りて、人壽十歲となるをいふ。有情衰損とは、謂く劫初時には此の贍部洲は廣博嚴淨にして、諸の淳善、福德の有情多く、城邑は次比し、人民は充滿せるも、劫末時に至れば唯、萬人を餘すのみとなるをいふ。資具の衰損とは、謂く劫初時には、此の贍部洲は安隱豐樂にして種々の地味・帝竹・稻米を上妙の食と爲すに、劫末時に至れば、人民飢饉し、唯、稊稗等を上妙の食と爲すなり。善品の衰損とは、謂く、劫初時には此の贍部洲には十善業道増上圓滿するも、劫減時に於ては、十惡業道増上圓滿するをいふ。

(八八) 云何が、此れに由りて諸の外物をして時有りて増さしむるや。謂く、若し離斷生命業道の増す時なれば、一切の外物は悉く光澤多く長時に堅住し、離不與取業道増す時は、一切の外物は災患・霜雹

【八七】十不善業道の増盛と壽量・有情・資具・善品の損滅に就きて。

【八八】十善業道の増盛と外物増益の相状。

ふ、若し思を業と名け、思の遊履する所にして、究竟して轉ずるを業道と名くとせば、餘の善と不善と一切の無記とは、皆、思の遊履する所にして究竟して轉ずるものと爲らざるもの無く、一切は皆、應に說きて業道と名くべきに、何の殊勝の不共の因緣有りて唯、此の十のみを說きて以つて業道と爲すや。答ふ、此は是れ世尊の有餘の說なり。大師は、彼の所化の有情の心行の願樂を觀じて簡略して說けばなり。脇尊者の曰く「唯、佛世尊のみ究竟して諸法の性相を了達し、亦、勢用をも知るも、餘の知る所には非らず。若し法にして業道の相有るものなれば、卽便ち之れを立つるも無きものなれば立てざるなり」と。尊者妙音は亦、是の說を作す「大師は此の十種の業道には是くの如き勢用、是くの如き强盛、是くの如き親近有りて、能く業思の與めに所行路と作りて究竟して轉ぜしむるも、此の業道を除く餘の一切の法には是くの如き事無しと知るなり」と。復、說者有り、「二因緣に由りて業道を建立す、一には世に訶毀せらるものにして、二には世に稱歎せらるゝものなり。卽ち是れ十種の不善業道と及び善業道となり」と。問ふ、若し世に訶毀せらるゝものを業道と名けば、是は則ち惡心もて佛身血を出すは一切世間が皆共に訶毀するものなるに、何が故に說きて以つて業道と爲さゞるや。答ふ、若し世に訶毀せらるゝこと、如來の世に出づると及び世に出でざるとの一切時に有るものなれば、立てゝ業道と爲すも、佛身血を出すは、佛、世に有るときは有るも、佛、世に無きときには無し、故に業道と立てざるなり。稱歎中に於て、佛身血を出すことを遠離することにつきての所有の問答も應に知るべし亦、爾ることを。復、說者有り「三因緣に由りて業道を建立す、一には依處に由り、二には施設に由り、三には愛・非愛の果を分別するに由る」と。復、說者有り「若し此れに由るが故に、內外物をして時有りて衰損せしめ、時有りて增盛ならしむるものなれば業道を建立す、當に知るべし、此の中、所居を外と爲し、壽等を內と爲すことを。

[八六]云何が、此に由りて外物が衰損するや、謂く、斷生命業道增す時は、一切の外物は皆、光澤少く、

【八六】 **十不善業道の增盛と外物衰損の相に就きて、**因みに善・惡業道の增減によりて、世の有様に變化を來たすことは既に起世經卷第九、劫住品等に見ゆ。

樂器及び樂人等無きに非らざるも、但、其の中に於て樂師は最勝たるが故に其の名を得す。又、書者の如し、種々の紙・墨・筆等と及び勤方便の和合して字を成ずること無きに非らざるも、然かも最勝なるに隨つて人其の名を得す。染者、鍛者の喩も亦、是くの如し。今此も亦、然り。種々の自性と俱有と及び相應との法有りて一切皆、能く異熟果を感ずと雖も、然かも其の中に於て、能く果を分別するは業を最勝と爲す、是の故に偏へに說くなり。復、說者有り「三義に由るが故に說きて名けて業と爲す、一には作用有るが故に、二には行動有るが故に、三には造作有るが故になり。作用有りとは、卽ち是れ語業にして、是くの如く評論す「我は當に如是如是に所作すべし」と。行動有りとは、卽ち是れ身業にして、實には動ずること無しと雖も、餘方に往くが如し。造作有りとは、卽ち是れ意業にして、前二を造作するなり」と。此の義に由るが故に說きて名けて業と爲すなり。

[八三]十業道とは、謂く、身の三業道と語の四業道と意の三業道となり。

[八四]問ふ、十善業道と十不善業道と豈に合して二十有りと說かざるや。何が故に、此の中、但、十有りとのみ說くや。答ふ、十を過ぎざるが故なり。謂く、惡行の所依止處に依りて十種の不善業道を發起し、卽ち此の處に依りて遠離するに由るが故に卽ち能く十善業道を發起するなり。復、說者有り「略して十種と說き、廣げて二十と說くなり。略と廣との如く、是くの如く、無差別と差別、總と別、遍と不遍、無異と有異、俱時と次第も應に知るべし亦、爾ることを」と。復、說者有り「利根者に隨ふが故に十有りと說き、鈍根者に隨ふが故に二十と說く、利根と鈍根との如く、是くの如く、因力と緣力、內力と外力、內の如理作意の所任持力と外の他言音多修習力、略開智力と廣辯智力も應に知るべし亦、爾ることを」と。是れを十業道の自性と名くるなり。

[八五]已に自性を說けるをもて、所以を今當に說くべし。問ふ、何が故に業道と名け、業道に何の義有りや。答ふ、思を名けて業と爲す、思の遊履する所にして究竟して轉ずるを名けて業道と爲す。問

茲に引用さるゝ文は思經の要約の如し。(大正・一、頁四三七)。

【八〇】 **三業ゝび其の建立の理由に就きて、**

【八一】 **業の意義に就きて、**

【八二】 七衆の法式を任持すとは、(一)比丘(bhikṣu)、(二)比丘尼(bhikṣuṇī)の具足戒、(三)正學(śikṣamāṇā)の六法、(四)勤策(śrāmaṇera)(五)勤策女(śrāmaṇerikā)の十戒、(六)近事(upāsaka)、(七)近事女(upāsikā)の五戒を夫々、保つことによりて、その資格を保持するをいふ。

【八三】 **十業道の自性に就きて。**

【八四】 **特に十業道と說きて二十業道と說かざる理由**

【八五】 **業道の意義に就きて。**

想を立つ、彩畫綿繡等の物を見るとき、說いて「是くの如き奇巧なる作業」と言ふが如し。此は實に業に非らずして但、是れ業の果なるのみなり。是れを世間の現見の所行の事を顯了せんがための故なりと名くるなり。此の三緣に由るが故に斯の論を作すなりと。

[八〇]三業とは、謂く身業・語業・意業なり。問ふ、此の三業は云何んが建立するや。自性の故にとせんや、所依の故にとせんや、等起の故にとせんや。若し自性なりとせば、應に唯、一業所謂る語業のみなるべし。語は卽ち業なるが故に。若し所依なりとせば、應に一切業は皆、身業と名くべし、三種の業は皆、身に依るを以つての故に。若し等起なりとせば、應に一切の業は皆、意業と名くべし。三は皆、是れ意の等起なるを以つての故に。答ふ、具さに三緣に由りて三業を建立するなり。一に自性の故に、語業を建立し、二に所依の故に身業を建立し、三に等起の故に意業を建立す。復、說者有り、「三緣に由るが故に、三業を建立す、一に自處に依るが故に、二に他處に依るが故に、三に相應處に依るが故になり。自處に依るが故に語業を建立し、他處に依るが故に身業を建立し、相應處に依るが故に意業を建立するなり」と。是くの如きを名けて三業の自性と爲す。

[八一]已に自性を說けるをもて、所以を今當に說くべし。問ふ、何が故に業と名け、業に何の義有りや。答ふ、三義に由るが故に、說きて名けて業と爲す。一には作用の故に、二には法式を持するが故に、三には果を分別するが故になり。作用の故にとは、卽ち作用を說いて名けて業と爲すを謂ひ、法式を持すとは、能く[八二]七衆の法式を任持するを謂ひ、果を分別するとは、能く愛・非愛の果を分別するを謂ふなり。問ふ、若し爾らば、彼れと倶有し相應する法も亦、能く愛・非愛の果を分別するをもて悉く業と名くるや。答ふ、此の中、唯、勝れたるものゝみを說きて業と名く、此の三種業は、諸の倶有と相應との法中に於て、最も勝ると爲すが故に。譬へば世間に種々なる勝處に於て、種々の名を得するが如く、此れも亦、是くの如し。世間に樂師が樂を作すと說くが如し、此の中に樂具・

記中の第一たる一向記(ekāṃśa-vyākaraṇa)にして、例へば一切の有情は皆當に死すべきやの問に對して、一切有情は皆、定んで死すべしと記するが如き、極めて簡單なる場合なり。

【七二】**以下論究の理由としての業の自性に對する異說。**

【七三】**契經の二業說**——契經とは、中阿含、卷第二七、達梵行經、(大正・一、頁六〇〇上) A.N.VI. 63. Nibbedhika sutta を指す。

【七四】**勝論の五業說**——勝論經、一、一、七に於て五種の業を說けり。
一、取業(utkṣepaṇa)
二、捨業(avakṣepaṇa)
三、屈業(ākuñcana)
四、伸業(parisārṇa)
五、行業(gamana)
此等の說明は印度六派哲學、(頁三四五)を參照すべし。

【七五】**數論の九業說**　こは現存の數論派の原典中に見當らず、尙、可尋。

【七六】**外道の十二處業性說**——

【七七】**譬喩者の三業一思說**——

【七八】**分別論者の貪・瞋・邪見を業の自性となす說**、——倶舍論、十六卷には、之れを譬喩者の說となせり。

【七九】契經とは、中阿含卷第三、思經を指すものゝ如く、

說き、第五を業と爲し、[七五]數論外道が九種の業――謂く、取・捨・屈・申・擧・下・開・閉・行なり――を說き、第九を業と爲し、或ひは[七六]有る外道の十二處は皆、是れ業の性なりと說くが如し。彼れ是の言を作す、「眼は何業を作すや。謂く、色を見るなり。色は何業を作すや、謂く、眼の所行なり、――廣說乃至――意は何業を作すや。謂く、能く法を知るなり。法は何業を作すや。謂く意の所行なり」と。是くの如き邪宗の所立を止め、無倒に諸業の自性を顯示せんと欲するなり。又、[七七]譬喩者は說く「身・語・意業は皆、是れ一思なり」と。彼の意を遮して、思の體を除きて別に身・語の二業の自性有ることを顯はさんが爲めなり。又、[七八]分別說部は、「貪欲と瞋恚と邪見とは是れ業の自性なり」と建立す。彼れは何が故に是の說を作すや。[七九]契經に依るが故なり、契經に說くが如し「故思の所造の身の三種の業あり、已に作し已に集むるに、是れ惡不善なれば能く衆苦を生じ、苦の異熟を感ず。故思の所造の語の四種の業と意の三種の業とあり、已に作し已に集むるに、是れ惡不善なれば能く衆苦を生じ、苦の異熟を感ず。意の三業とは、謂く、貪・恚・邪見なり」と。此の經に由るが故に、貪等の三は是れ業の自性なりと說くなり。彼の意を遮して貪欲等は業の自性に非らざることを顯はさんが爲めの故に斯の論を作すなり。問ふ、若し貪欲等が業性に非らざれば、分別說部所引の經を云何が通ずべきや。答ふ、是は業の資糧なるが故に說きて業と名くること、薄伽梵が處々の經中に彼の資糧を說きて名けて彼の法と爲せしが如し。前に廣く、樂の資糧等を說きて名けて樂等と爲せしが如く、此の中も亦、爾り。業の資糧に於て說きて名けて業と爲すなり。尊者法救は是くの如き說を作す「此の中、世尊は唯、其の業を所依處に就いてのみ攝して、業性を顯示するが故に、是の說を作すなり。謂く、若し此の階梯に依りて殊勝の思が究竟して轉ずれば、則ち此の處に於て、業の名を宣說せしなり」と。是くの如き一切を、他の所說を遮止せんが爲めの故なりと名くるなり。

世間の現見の所行の事を顯了せんが爲めの故なりとは、謂く、諸の世間は其の業果に於て業の名

【六五】 十二轉とは、恐らく十二有支のことにして、業轉とはその中の行と有との二を、指すものならん、（婆沙四一卷、毘曇部八、頁三八〇參照）

【六六】 佛の十力とは、（一）處非處智力、（二）業異熟智力、（三）靜慮解脫等持等至智力、（四）根上下智力、（五）種種勝解智力（六）種々界智力、（七）徧趣行智力、（八）宿住隨念智力、（九）死生智力、（十）漏盡智力をいひ、業力とは卽ち第二の業異熟智力（自業智力）を指す。

【六七】 八蘊とは、雜蘊・結蘊・智蘊・業蘊・大種蘊・根蘊・定蘊・見蘊の八をいふ。

【六八】 四不思義とは、四難思ともいひ、其の說明は既に前に（毘曇部八、頁三八〇）に出せるを以つて住見すべし、因みに四不可思議のことは增一阿含十八卷、（大正・二、頁六四〇上）に在り。

【六九】 辰那栗連婆は頻婆娑羅王が死して、毘沙門天宮に生れしとき得たる名前なり。此の因緣譚に關しては長阿含卷第五、闍尼沙經（Janavasabha sutta）を參照すべし。（大正・一、頁三四）

【七〇】 娑は大正本に婆とあるも明本によりて娑と訂正せり。

【七一】 一切問記事とは、四問

別を悉く知らんと欲するが爲めの故に、極めて作意せしなり」と。復、說者有り「當來に所化の生ずることを待たんが爲めの故なり。有る所化は生じて應に說法を聞き、饒益の事を作すべきも、此の衆中に於ては猶、未だ集會せざればなり」と。復、說者有り[六九]「辰那栗連婆(Janavṛṣabha 勝威)を待たんが爲めの故なり。彼れは是れ先世に頻毘[七〇]娑羅なりしに、此の衆中に於て、猶未だ集會せざりしをもてなり」と。復、說者有り「阿難をして尊重の意を生じ、慇懃に恭敬し、無倒に受持し、思量觀察せしめんと欲すればなり」と。復、說者有り「諸の邪慢の人の憍傲の心を除斷せんと欲するが爲めの故なり。謂く、有るは、法に於て少分知り已れば便ち憍慢を生じて而も修學せず。彼の意を除かんが爲めに、佛世尊は加行に由らずして、一切法に於て殊勝の智見が無障礙に轉ずるも、尙、[七一]一切問記事中に於てすら慇懃に觀察す、況んや、汝小智に於て、而も、當に學せずして憍慢を生ずべけんやといふを顯はすなり」と。復、說者有り「正士の法を成就することを顯はさんと欲するが故なり。諸有の正士は法爾に皆、善の思の所思、善の說の所說、善の作の所作に應ずればなり」と。復、說者有り「世尊一時閑靜處に入りて默然として宴坐す。尊者阿難は斯の事を請問するに、世尊は未だ答ずして便ち寂定に入り定より起ち已りて乃ち爲めに記別す」と。是の因緣に由るが故に斯の論を作すなり。

[七二]復、說者有り「三因緣に由りて所以に論を作す、一には契經の義を分別せんが爲めの故に、二には他の所說を遮止せんが爲めの故に、三に世間の現見の所行の事を顯了せんが爲めの故なり」と。

契經の義を分別せんが爲めとは、謂く、[七三]契經に說く、業に二種有り、一に思業(Cetanākarma)、二に思所起の業(Cetayitvākarma)なり」と。彼の所說の業を今、廣く釋せんと欲するなり。是れを契經の義を分別すると名く。

他の所說を遮止せんが爲めとは、[七四]勝論外道が五種の業——謂く、取・捨・屈・申・行なり——を

が故に、無貪・無瞋の二と倶生す。

【六〇】**特に第二靜慮乃至無色界に生ぜしものゝ場合に就きて。**

【六一】**十善業道の界趣分別。**

【六二】無色界には色無きが故に身・語の七善業道現在前せず。然し、聖者は過去・未來の無漏律儀を成就し、異生は過去・未來の靜慮律儀を成就す。故に成就の點より言へば十を具足するも、現在前をいへば唯無貪等の三のみなり。

【六三】本節は次節に於て、三業と十業道との雜・不雜關係を論ずるに先立つて預じめ、その準備門として業と業道との自性と齎義並びに性質等を說明するをその課題とす。因みに本節中に、十不善業道增すにつれて、世は惡化し、壽量短縮し、諸種の資具が損減するに對して、十善業道の增盛するにつれて前と反對の傾向を示すことを種々說けるは倫理的効果を論ぜる興味ある文獻とす。

【六四】**特に論究の理由としての業甚深に就いて、**因みに業甚深の說明は、前の四十一卷(毘曇部八、頁三七九—)の說明と、その機構を殆んど同じくせることを注意し置く。

北拘盧洲には唯、後の三のみ有り。皆、非律儀非不律儀の所攝なり。色・無色天は、前已に說けるが如し。

第十二節　特に業と業道との自性及び意義に就きて[63]

【本論】　三業と十業道とは、三が十を攝すとせんや、十が三を攝するや。乃至廣說。

[64]問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、契經の義を分別せんと欲するが爲めの故なり。契經に說くが如し「三業・十業道有り」と。契經は是の說を作すと雖も、而も未だ廣く辯せず、……廣說すること前の如し。復、說者有り「業と趣とは最も甚深、最も微細にして見難く覺し難きことを顯はさんと欲するが故なり。所以は何ん、一切の如來の所說の經中、甚深なること業經に如くもの有ること無く、[65]十二轉中、甚深なること業轉に如くもの有ること無く、[66]佛の十力中、甚深なること業力に如くもの有ること無く、[67]八蘊中に於て甚深なること業蘊に如くもの有ること無く、[68]四不思議中、甚深なること業不思議に如くもの無し。是の緣に由るが故に、世尊は一時、極めて善く安住し、慇懃に作意し、心を攝して思惟し、閑靜處に入り默然として宴坐して、摩揭陀國の諸の輔佐の臣が何の趣に在りとせんや、何の生を受くるとせんや、何處に往くとせんやを審かに諦め觀察し、此の作意に由りて方に能く、彼の諸臣等が是くの如きの趣に在り、是くの如き生を受け、是くの如き處に往くと了知せり。問ふ、諸佛は法爾に纔かに心を擧ぐる時は、一切法に於て殊勝なる智見は無障礙に轉ずるに、何の義の爲めの故に、極めて善く安住し、慇懃に作意し、廣說乃至默然として坐するや。或ひは說者有り「業と趣とは最も甚深なるが故に、最も微細なるが故に、最も見難きが故に、最も覺し難きが故なることを顯さんが爲めなり」と。復、說者有り「審かに摩揭陀國の諸の輔佐臣の種々の因性・種々の果性・種々の相續性・種々の對治性と及び命終心と續生心等とを觀察し、此の觀察に由りて應の如く悉く知らんが爲めなり」と。復次に、世尊は彼の諸臣等の生處の差

故に、若し善の五識に住すれば無貪・無瞋の二を加へたる九善業道と倶に轉じ、若し善の意識に住するときは、更に正見を加へたる十か、正見に住するに非ざる時は之を除く九かの善業道と倶に轉ずるなり。

【五四】特に受戒者の欲界生のものの場合に就きて。

【五五】　色界の善心云々とは、善心所攝の世俗智中には正見をも含むが故に、前七業道と無貪・無瞋と正見との十善業道と倶知すといひ、又、色界の無漏の正見と特に斷りしは無漏心の場合は、智と見とを區別するが故に、正智を起す時、正見起らざればなり。

【五六】　盡智・無生智は正見と倶生すること無きが故に、正見を除く九善業道と倶生す。

【五七】　無色界には色無きが故に、前七善業道起らざるを以つて無漏の正見と倶生するときは三善業道・盡・無生智と倶生するときは二善業道と倶生すとなり。

【五八】特に初靜慮に生ぜしものの場合に就きて。

【五九】　初靜慮に生ずといへども眼・耳・身の三識の善心に住して未だ入定せざるが故に、定倶戒の隨轉色も無く、意識に住するに非らざるが故に正見無し、されど善三識心なる

る心を起すときは、三善業道と倶生するに由りて思は究竟して轉じ、若し彼の地の盡智・無生智と倶生する心を起すときは、二善業道と倶生するに由りて思は究竟して轉ずるなり。

[五八]初靜慮に生ずるものに就いていへば、若し[五九]三識の善心を起すときは、二善業道と倶生するに由りて思は究竟して轉じ、若し自地の意識の不定の善心を起すときは、三善業道と倶生するに由りて思は究竟して轉じ、若し自地の意識の有漏定心と及び自地の無漏の正見と倶生する心とを起すときは、十善業道と倶生するに由りて思は究竟して轉じ、若し自地の盡智・無生智と倶生する心を起すときは、九善業道と倶生するに由りては思究竟して轉じ、若し第二・第三・第四靜慮の善心と及び彼の地の無漏の正見と倶生する心とを起すときは、十善業道と倶生するに由りて思は究竟して轉じ、若し、彼の地の盡智・無生智と倶生する心を起すときは、九善業道と倶生するに由りて思は究竟して轉ず。若し無色界の善心と及び彼の地の無漏の正見と倶生する心とを起すときは、三善業道と倶生するに由りて思は究竟して轉じ、若し彼の地の盡智・無生智と倶生する心を起すときは、二善業道と倶生するに由りて思は究竟して轉ずるなり。

[六〇]初靜慮に生ずるが如く、是くの如く第二靜慮に生じ、乃至無色界に生ずるものに就いても皆、應に廣說すべきなり。差別をいへば、三識身を除くと、無色界に生ずるものは亦、前七業道を除くとなり。

[六一]問ふ、何の界、何の趣に於て、幾くの善業道の得べきもの有りや。答ふ、欲界には十を具す、或ひは、律儀、或ひは非律儀・非不律儀の所攝なり。色界も亦、十を具す、皆、律儀の所攝なり。[六二]無色界中には成就をいへば十有るも、現前をいへば唯、三のみなり。

諸趣中に於ては那落迦には後の三有り。傍生と鬼趣とは十を具す、皆、非律儀・非不律儀の所攝なり。人趣の三洲と及び欲界天とは皆、十を具有す、或ひは律儀、或ひは非律儀・非不律儀の所攝なり。

---

rati)（五）離飲諸酒、（Madya-pānavirati）（六）離塗飾香鬘舞歌觀聽、（Gandhamālyavilepanavarṇaka dhāraṇavirati.）（七）離眠坐高廣嚴麗牀座、（Uccāśayanamahāśayanavirati）（八）離非時食（Vikālabhojanavirati）にして、とは近住（Upavāsa）の一晝夜保つものなり。因みに、第六を開いて、離塗飾香鬘と離舞歌觀聽との二となし、更に離受畜金銀を加へたるを十戒といひ、こは勤策の保つ戒なり。五戒とは、（一）離殺生、（二）離不與取、（三）離欲邪行（Kāmamithyācāravirati）（四）離虛誑語、（四）離飲諸酒の五をいひ、こは、近事（Upāsaka）の保つもの。

【五一】五識の善心なるが故に正見なきも無貪・無瞋あり、之に八戒等を受くる時なるが故に身三・語一（離虛誑語）ありて、合せて六善業道あるなり。若し善の意識に住すれば更に正見が加はるを以つて七善業道となるなり。

【五二】染汚心或は無記心に住するが故に、無貪・無瞋・正見無く、而も近事近住等の律儀なるが故に身三、語一の四善業道あり。

【五三】具足戒を受くるときは、身三語四の七律儀を得するが

爲めに、[四七]四依・四重等の事を說くは、是れを善業道の後起と名くるなり。

[四八]此の中、根本の七善業道は、若しくは表も及び此の刹那の無表も各、七義を具す。一には尸羅、二には妙行、三には律儀、四には別解脫、五には別解脫律儀、六には業、七には業道なり。此れより已後の、諸の無表業には、各、唯、五義のみ有り、謂く、別解脫と及び業道とを除くなり。已に究竟して諸惡を解脫することを得るも、最初に非らざるが故に、亦、唯、思の究竟する時に於てのみ業道と名くるが故に。

[四九]問ふ、幾くの善業道と倶生するに由りて思は究竟して轉ずるや。答ふ、[五〇]八戒及び五戒を受くる時に於ては、若し[五一]五識の善心に住するものなれば、六善業道と倶生するに由りて思は究竟して轉じ、若し意識の善心に住するものなれば、七善業道と倶生するに由りて思は究竟して轉じ、[五二]若し染汚心或ひは無記心に住するものなれば、四善業道と倶生するに由りて思は究竟して轉ず。十戒を受くる時も亦、爾り。[五三]具戒を受くる時は、若し五識の善心に住するものなれば、九善業道と倶生するに由りて思は究竟して轉じ、若し意識の善心に住するものなれば、十或は九善業道と倶生するに由りて思は究竟して轉じ、若し染汚心か或ひは無記心か或は無心に住するときは、七善業道と倶生するに由りて思は究竟して轉ず。非律儀・非不律儀を受くる時には、身・語の七善業道は所要の期に隨つて多少不定なり。意の三善業道は或ひは有り、或ひは無く、或ひは多く、或ひは少し。

[五四]欲界に生ずるものに就いていへば、若し欲界の五識の善心を起せば、二善業道と倶生するに由りて思は究竟して轉じ、若し欲界の意識の善心を起せば、三善業道と倶生するに由りて思は究竟して轉じ、若し[五五]色界の善心と、及び彼の地の無漏の正見と倶生する心とを起すときは、十善業道と倶生するに由りて思は究竟して轉じ、若し彼の地の[五六]盡智・無生智と倶生する心を起すときは、九善業道と倶生するに由りて思は究竟して轉ず。若し[五七]無色界の善心と及び彼の地の無漏の正見と倶生す

【四七】四依とは、玆では行の四依の意にして、(一)糞掃衣(Pāṃsukūla)、(二)常乞食、(Piṇḍapāta)、(三)樹下坐、(Vṛkṣamūla)、(四)腐爛藥(Pūtimuktabhaiṣajya)の四法をいひ、四重とは、四波羅夷(Pārājika)にして、(一)婬戒(Abrahmacarya 非梵行)(二)盜戒(Adattādāna 不與取)(三)殺人戒(Vadha)(四)大妄語戒(Uttaramanuṣya dharma 妄說上人法)をいふ。

【四八】**前七根本善業道の七義に就きて、**とは、險惡なる諸業を對治するが故に尸羅と名け、智者が稱揚するが故に妙行と名け、能く身語を防ぐが故に律儀と名け、別々に惡を捨するが故に別解脫と名け、別々に惡を防ぐが故に別解脫律儀と名け、思の心所の引起せる所作の自體なるが故に業と名け、その時、所作竟究するが故に業道と名くるなり。(倶舍、十四卷參照)

【四九】**思が究竟して轉ずるとき倶生する善業道の數に就て**

【五〇】八戒とは、(一)離殺生(Prāṇātipātavirati)(二)離不與取(Adattādānavirati)(三)離非梵行(Abrahmacaryavirati)(四)離虛誑語(Mṛṣāvādavirati)

【本論】 三妙行と十善業道とは、三が十を攝すとせんや。十が三を攝するや。乃至廣說。

[四一]問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、契經の義を分別せんと欲するが爲めの故なり。契經に說くが如し、「三妙行、十善業道有り」と。契經は是の說を作すと雖も、而も未だ廣く辯ぜず、……廣說することと前の如し。復、說者有り「前已に三種の妙行を分別せるも、未だ十善業道を分別せざるをもて、今分別せんと欲するが故に斯の論を作すなり。

[四二]此の中、三妙行は、名は略なるも事は廣く、十善業道は、名は廣きも、事は略なり。故に三妙行は十善業道を攝するも、十善業道は三妙行を攝するには非らず。喩を說くこと前の如し。

【本論】 答ふ、三は十を攝するも、十は三を攝するに非らず、攝せざるものとは何ん。謂く、業道所攝の身・語・意の妙行を除く所餘の身・語・意の妙行なり。

此の中、何等の身・語の妙行が業道の攝するものに非らざるや。謂く、身・語業道の加行と後起と及び施設論所說の諸業と、幷びに遮罪所攝の諸業を離るゝものとなり。何等の意妙行は、業道の攝するものに非らざるや。謂く善の思なり。

[四三]第十一節　特に十善業道に就きて

[四四]今應に、十善業道の根本と加行と後起との三種の差別を顯示すべし。謂く、十不善業道の根本を離るゝは、卽ち善業道の根本にして、不善業道の加行と後起とを離るゝは、卽ち善業道の加行と後起となり。此は復、云何ん。猶し[四五]勤策の具戒を受くる時の如し。先に衣服を整へ、受戒の場に入り、僧足を頂禮し、親教師を求め、衣鉢を受持し、問遮する處に往き、衆中に來至し、重問し遮難し、[四六]一羯磨乃至第三羯磨を白して未だ竟らざれば、是れを善業道の加行と名け、若し第三羯磨究竟するに至れば、爾の時の表業及び此の刹那の無表は是れを善業道の根本と名く。是れより以後

【四一】 **論究の由來。**

【四二】 **三妙行と十善業道との雜・不雜關係。**

【四三】 前節に於て十善業道のことに觸れたるに因みて、本節はその十善業道の性質を論ぜんとするなり。先づ始めに業道の根本・加行・後起の區別を明し、有色の七根本業道の七義、十業道と思との俱生關係、及び界趣分別等を論述するはその內容なりとす。

【四四】 **十善業道の根本・加行・後起に就いて。**

【四五】 勤策(Śrāmaṇera)とは舊に沙彌と翻じ、比丘たらんと欲して努力しつゝあるもにして十戒を保つものをいふ。

【四六】 一羯磨、云々とは、白四羯磨(jñapti caturthaṃ karmavācanā)のとき、僧衆に向ひて先づ其の事件を告白し、後、三度その可否を問ひて、その事を決するものなるに、その三度の羯磨の中、第三羯磨の完了せざるとき迄を茲に善業道の加行といふとなり。

十三天(Trāyastriṃśā)も亦、爾り。夜摩天(Yāmā)は相抱いて婬を成じ、覩史多天(Tuṣitā)は手を執りて婬を成じ、樂變化天(Nirmāṇaratayā)は歡笑して婬を成じ、他化自在天(Paranirmitavaśa-vartina)は相ひ顧眄して婬を成ずるなり」と。

[三八]問ふ、地居所起の婬事の加行は、卽ち是れ空居の根本業道なり、空居の業道には加行有りや不や。答ふ、皆、加行有り、謂く、夜摩天は卽ち手を執りて、歡笑顧眄するを以つて加行と爲し、覩史多天は卽ち歡笑顧眄するを以つて加行と爲し、樂變化天は卽ち顧眄を以つて加行と爲すなり。問ふ、唯、相顧眄するのみにて業道を成ずる處にも加行有りや不や。答ふ、彼に於ても亦、有り。先に一方に對するとき、他女を眄せんが爲めに、餘方を迴顧して、未だ覩ざれば加行なるも、見ば根本を成ず。先に一宮に坐するとき、他女を顧みんが爲めに起ちて餘宮に趣き、未だ覩ざれば加行なるも、見れば根本を成ずるなり。

[三九]問ふ、何に縁りて地居は形を交じえて婬を成ずるに、空居は爾らざるや。答ふ、此の煩惱は麁なるも、彼の煩惱は細なり、此の煩惱は重きも、彼の煩惱は輕し、此の煩惱は勤なるに、彼の煩惱は利なればなり。又、彼の諸天は境界熾盛・境界明淨・境界勝妙なり。是くの如き境界に牽引せらるゝに由るが故に、纔かに儷對する時、卽ち醉悶せしむ。是の故に彼に於ては欲火息み易きなり。復、說者有り「以上の諸天は離欲道に近し、是の故に彼に於ては欲火漸く微なるなり」と。如是說者はいふ「一切の婬事は必ず二の形交りて欲火方に息む」と。問ふ、若し爾らば施設論の說を當に云何が通ずべきや。答ふ、彼れは、時量の遲速の差別を說くなり、謂く、夜摩天は相抱くが如き時量に欲火便ち息み、乃至他化自在天は顧眄するが如き時量に欲火便ち息むなり。施設論中、但、時量のみに依るが故に、是の說を作すなり。

[四〇]第十節　三妙行と十善業道との雜・不雜論

【三八】**特に諸天行婬の加行に就きて**、因みに地居(bhaumā)とは、地上に住するものをいひ、空居(āntarikṣavāsina)とは天空に住する諸天をいふ。

【三九】**地居は形交し、空居が形交せざる理由。**

【四〇】本節は、身・口・意の三妙業と、離殺生等の十善業道との雜・不雜關係を論究せんとする段なり。因みにこは發智論の頌文の「及對十業」に相當するもの。

るが我所に於て恭敬供養するも、及び涅槃の後乃至千歳のとき、我が馱都の芥子許の如きものに於て恭敬供養するも、我れは說く、[三四]若し平等の心に住せば、異熟果を感ずること平等平等なることを」と。此の言に由るが故に、世尊滅度して千歳を經ると雖も、一切世間の恭敬供養は佛皆、攝受するなり』と。

[三五]問ふ、若し禁戒を受學する女人の所に於て不淨行を行ず、卽ち謂く、苾芻尼・鄔波斯迦・梵行を勤修するもの、及び熾然に外道の苦行を修するものにおいて、彼等を毀犯す――れば、誰の處に於て、根本業道を得するや。或ひは說者有り「彼れは各別に所師の處に於て得す」と。復、說者有り、「彼の同梵行處に於て得す」と。如是說者はいふ、「王處に於て得す、彼れは是れ國王の防護する所なるが故に」と。問ふ、寄客の女人に於て不淨行を行ずれば、彼れは誰の處に於て根本業道を得するや。或ひは說者有り「所寄の主人の處に於て得す」と。如是說者はいふ、「王處に於て得す、彼れは是れ國王の防護する所なるが故に」と。問ふ、自から貨る女に於て不淨行を行ずれば、誰の處に於て根本業道を得するや。答ふ、若し、其の價を與ふれば都て得する處無きも、若し價を與へざれば、王處に於て得す。問ふ、未だ嫁せざる女に於て不淨行を行ずれば、誰の處に於て根本業道を得するや。答ふ、若し已に他に許せしものなれば、夫處に於て得し、若し未だ他に許さゞるものなれば、其の父母、諸の親處に於て得す。問ふ、若し女人にして、其の父母・兄弟・姉妹・親族等の爲めに護らるゝもの、[三六]有罰・有礙なるもの、是れ他の妻妾なるもの、他に攝受せらるゝもの有り、乃至、或ひは、一花鬘を贈らるるもの有るとき、若し彼の所に於て不淨行を行ずれば、誰の處に於て根本業道を得するや。答ふ、能く攝護するもの乃至一花鬘を贈るものゝ處に於て得す。

[三七]施設論に說くが如し、「贍部洲(Jambudvīpa)の人は形を交じえて婬を成じ、東毘提訶(Pūrvavideha)・西瞿陀尼(Avaragodāniya)・北拘盧洲(Uttarakuru)・四大王衆天(Cāturmahārājakāyikā)・三

【三四】佛の生前に供養するときと、死後佛塔に供養するときと、同じ心にて供養するならば、その受くる所の果報も同一なりとなり。

【三五】犯すべからざる女人を犯したるときの欲邪行罪を得る處に就きて、

【三六】有罰・有礙なるものとは、一般に監督者保護者を有するものといふ程の意。

【三七】人・天の行婬の樣式に就いて。

「亦、自らをも相ひ害す。故に、是くの如く說くなり、諸天の手足は斷ずるに隨つて隨つて生ずるも、斬首し中截せば卽便ち殞沒す」と。不與取乃至雜穢語有りとは、彼れも亦、他物を刧盜し、他の所受を侵し、矯りて妄言を作し、破壞語を說き、憤恚・罵辱し、非時に歌詠する等のこと有るが故なり。貪欲・瞋恚・邪見を具有するは、未だ欲を離れざるが故なり。

第九節 特に偷盜及び欲邪行業道に就いて [二九]

[三〇] 問ふ、若し命過せし苾芻の財物を盜まば、誰の處に於て根本業道を得するや。答ふ、若し已に[三一]羯磨を作せし者なれば、羯磨衆の處に於て得し、若し未だ羯磨を作さゞるものなれば、普く一切の善說法衆の處に於て得するなり。

[三二] 問ふ、若し伏藏物を得するとき、盜想を作して而かも自用せば、彼れは誰の處に於て根本業道を得するや。答ふ、王處に於て得す、大地の所有は皆、王に屬するが故なり。復、說者有り「其の田宅の所屬處に於て得す。所以は何ん。彼れは此の中に於て稅利を被るが故なり」と。如是說者はいふ、「王處に於て得す、大地の所有は王を主と爲すが故に、其の田宅の主は唯、地の利を輸するのみにて伏藏の利に非ざればなり」と。

問ふ、若し兩國の中間に伏藏するものを取るとき盜想を作せば、復、誰の處に於て根本業道を得するや。答ふ、若し轉輪王の世に出現せる時なれば、輪王の處に於て得し、若し輪王無きときなれば都べて得する處無し。

[三三] 問ふ、若し如來の窣堵波(stūpa)の物を盜めば、誰の處に於て根本業道を得するや。有るが說く、「亦、國王の處に於て得す」と、有るが說く「施主の處に於て得す」と。有るが說く「守護人の處に於て得す」と。有るが說く、「能く彼を護る天龍・藥叉・非人の處に於て得す」と。如是說者はいふ『佛の處に於て得す。所以は何ん。世尊の言ふが如し「阿難よ、當に知るべし、若し我れ世に住るとき有

【二九】 本節は先づ偷盜の特殊の場合なる、亡比丘の物・伏藏物・佛塔のもの等を盜みしとき、誰の處に於て盜罪を得るやを明し、次に、種々の女人を犯せしときその邪婬罪は何人に對して得するや、又、人天の行婬の樣式及び加行は如何ん、等に就いて論究するを其の課題とす。

【三〇】 **命終せし比丘の財物を盜まば何處に偷盜罪を得るや** 因みに亡比丘の財物を述語で「廻轉物」といふ、蓋し他の比丘に廻轉すべきものなりとの意ならん。

【三一】 羯磨(Karma)とは、授戒・懺悔等の業事を作す一種の宣告式にして、羯磨衆とは、その式に列席する人々をいふ。卽ち茲では一比丘が或る僧團に於て羯磨を作して後命過せし場合、其の比丘の財物を盜まば偷者は、その僧團全體に對して盜罪を得するなり。此に反して未だ一定の僧團に於て羯磨せずして命過せしもの〻場合なれば、善說法衆卽ち佛弟子一般に對して盜罪を得すとなり。

【三二】 **伏藏物を盜みし時、誰の處に盜罪を得るや、**

【三三】 **佛の塔のものを盜みし場合、**

無色界には一切都て得べからざるなり。

[二四]問ふ、何の趣中に於て、幾くの不善業道の得べきもの有りや。答ふ、捺落迦趣には後の五のみ有りて、非律儀・非不律儀の所攝なり。斷生命無しとは彼れには、能く他命を斷ずもの無きに由るが故なり。說くが如し「彼れに於ては乃至所有の惡不善業が未だ盡し滅し吐せざれば、定んで命終せず」と。不與取無しとは、彼れには財分を受くること有ること無きに由るが故なり。欲邪行無しとは、彼れには妻室を攝受すること有ること無きに由るが故なり。虛誑語及び離間語無しとは、虛誑語の事を攝受すること無きが故にと、常に和合無きが故にとなり。麁惡語有りとは、苦受に逼らるゝが故なり。雜穢語有りとは、非時に說くが故なり。[二五]貪欲・瞋恚・邪見を具有するは未だ欲を離れざるが故なり。

傍生と鬼趣とは皆、十種を具し、非律儀・非不律儀の所攝なり。

人趣の三洲は十不善業道を具し、或ひは不律儀の所攝、或ひは非律儀・非不律儀の所攝なり。北拘盧洲には、後の四有りて非律儀・非不律儀の所攝なり。斷生命無しとは、[二六]定壽千歲にして中夭無きが故と、及び性淳善にして定んで升進するが故なり。不與取無しとは、彼れには自他分を攝受すること無きが故なり。欲邪行無しとは、妻室を攝受すること無きが故なり。彼れ若し非梵行を作さんと欲する時は、彼の女人と共に樹下に詣るに、若し所應の者なれば、樹枝は低覆して彼等をして和合せしむるも、若し覆はざれば並びに愧ぢて離るゝなり。虛誑語無しとは、虛誑語の事を攝受すること有ること無きが故なり。離間語無しとは、彼の有情は恒に和好するに由るが故なり。麁惡語無しとは、彼れに常に[二七]軟美の言を說くに由るが故なり。雜穢語有りとは、彼れは非時に歌詠し戲笑するに由るが故なり。[二八]貪欲・瞋恚・邪見を具有するは、未だ欲を離れざるが故なり。

欲界天中には、十不善業道を具し。非律儀・非不律儀の所攝なり。問ふ、彼の天に斷命の事有りとせんや不や。答ふ、彼れは自から相ひ害せずと雖も、而も餘趣を害することあり、復、說者有り、

【二四】**不善業道の趣分別**　因みに俱舍十七卷、「業道の界・趣・處に於ける成就と現行」の項を參考せば、了解し易からん。

【二五】地獄に於ては瞋恚は現行し、貪欲・邪見は之を成就するも現行せず。即ち可愛の境無きが故にと、現に業果を見るが故にとの爲めなり。

【二六】北拘盧洲には貪が現行せざるが故に、我所の觀念起らざるを以つて、自己の所有、他の所有の區別無きなり。

【二七】軟美の言を說くは、北洲には瞋現行せざるを以つてなり。

【二八】北洲に於ては貪・瞋・邪見を成就するも現行せず。今具有すとは成就を說けるなり。

し、爾の時、三不善業道と倶生するに[二〇]由りて思は究竟して轉ずること、猶し、群賊の相期して一處に他を劫掠する時、刹那の頃に於て、有るは彼の車を牽き、有るは彼の命を斷じ、有るは彼の婦を婬するが如し。當に知るべし、爾の時、彼の諸の盜者は、三不善業道と倶生するに由りて思が究竟して轉ずること有ることを。

語業の自性の四不善業道中に於て、或る時は一に由りて思は究竟して轉ず。謂く、語の四業が一一にて而も起るなり。有るが說く「一とは唯、雜穢語のみなり」と。或る時は二に由りて思は究竟して轉ず。謂く、虛誑語を作すとき非時なるが故に雜穢語も有り、或ひは離間語を作すとき非時なるが故に雜穢語も有り、或ひは麁惡語を作すとき非時なるが故に雜穢語も有るをいふ。或る時は、三に由りて思は究竟して轉ず、謂く、虛誑語・離間語を作すとき非時なるが故に雜穢語も有り、或ひは虛誑語・麁惡語を作すとき非時なるが故に雜穢語も有り、或ひは、離間語・麁惡語を作すとき非時なるが故に雜穢語も有るをいふ。或る時は、四に由りて思は究竟して轉ず。謂く、虛誑語・離間語・麁惡語を作すとき非時なるが故に雜穢語も有るをいふ。

若し總じて之を論ぜば、或る時は五に由りて思は究竟して轉じ、乃至、八に由りて思は究竟して轉ず、謂く、六使を遣して六業道を作し、自から欲邪行を行ずるなり。若し是くの如き種類の法生じ、一刹那の頃に七皆究竟し、及び意の三業道の隨一が現前することあれば、是くの如き八種の業道と倶生して思は究竟して轉ずるなり。當に知るべし、意の三は各別に現起し、思は究竟して轉ずることを。倶生の義無きは二心無きが故にと、他を遣ること無きが故にとなり。此れに由りて或は九、或は十と倶生するの義ありと說かざるなり。

[二一]問ふ、何の界中に於て、幾くの不善業道の得可きもの有りや。答ふ、唯、欲界に於てのみ一切は具足して――或ひは[二二]不律儀の所攝なるも、或ひは非律儀、非不律儀の所攝なるも――得可きも、[二三]色・

【二〇】 由は大正本に無きも、三本・宮本によりて之を補へり。

【二一】 不善業道の界分別。

【二二】 茲に不律儀（asaṃvara）の所攝とは、身三、口四の七不善業道中、特に心に誓つて之を犯すものをいひ、こは唯、人の三洲にのみ在り。非律儀・非不律儀（naivasaṃvara-nāsaṃvara）の所攝の不善業道とは、十不善業道中、前の不律儀の所攝のものを除く、諸餘のものをいふなり。

【二三】 色・無色界に不善業道なきは、不善は唯、欲界に限るを以つてなり。

みて種々の非義・非時・不應法の語を作し、或は俳優者、愚と作らんと欲する者が、歡笑して語る時、指顧跳躍して諸の言笑を作し、乃至未だ彼の根本の語を發せざる爾の時の所有の不善の身・語業は、是れ雜穢語の加行なり。若し正しく諸の無義の說、雜戲語を發起する時の所有の不善の語表と及び此の刹那の無表とは、是れ雜穢語の根本なり。是れより以後卽ち此の事に依りて起す所の不善の身・語の表・無表業は、是れ雜穢語の後起なり。

其の餘の(八)貪欲(Abhidhyā)・瞋(九)恚(Vyāpāda)・(十)邪見(Mithyā-dṛṣṭi)の意の三業道は、起れば卽ち根本にして、加行・後起の差別有るに非らず。有るが說く「亦、加行と後起と有り、謂く不善の思なり」と。

[一六]此の中、根本の七不善業道の諸有の表業と及び此の刹那の諸の無表業とは、各、五義を具す、一には惡行、二には犯戒、三には不律儀、四には業、五には業道なり。[一七]是れより已後の諸の無表業には各、唯、四義のみ有り。謂く、業道を除くなり。唯、思の究竟する時に於てのみ業道と名くるが故に。

[一八]問ふ、幾くの不善業道と倶生するに由りて、思は究竟して轉ずるや。答ふ、身業の自性の三不善業道中に於て、或る時は、一に由りて思は究竟して轉ず。謂く、身の三業が一一にて而も起るなり。或る時は二に由りて思は究竟して轉ず。謂く一有りて、他の羊等を盜むとき、是の希望を有して卽ち盜時に於て亦、其の命をも斷ずるとか、或は自から欲邪行を行ずるとき使を遣して殺と盜との隨一を作さしむるとかの如し。欲邪行は唯、自のみが究竟する所なるを以つての故に。若し是くの如き種類の法生ずること有らば、一刹那の頃に、二の不善業道と倶生するに由りて思は究竟して轉ず。或る時は、三に由りて思は究竟して轉ず。謂く一有りて先に二使を遣して殺生し偸盜せしめ、自から欲邪行を行ずるが如し。若し是くの如き[一九]種類の法生ずること有らば、一刹那の頃に三は皆、究竟

【一六】 **特に前七根本不善業道の五義(異名)に就いて、**此の七不善業道の表と無表とは、智者の訶厭すべき所なるが故に、又非愛の果を招くが故に惡行と名け、淨戒を障ゆるが故に、犯戒と名け、身・語を防禁せざるが故に不律儀と名け、身・語業なるが故に業と名け、身語業を起す思が身語業に託し或は之を境と爲して轉ずるが故に業道と名くるなり。

【一七】 是れより已後の諸の無表業とは、根本の後刹那に其の無表業の隨轉して絕へざるものの卽ち後起の無表業をいふ。

【一八】 **思が究竟して轉ずるとき倶生する不善業道の數に就て、**業道を作すには必ず思(意志)を必要とす、然らば一の思によりて、幾の業道が遂行さるるやといふに最も少きときは一にして最も多き場合は八なり。(倶舍十七卷參照)

【一九】 大正本には種種とあるも、三本・宮本に從つて種類と訂正す。

所有の不善の身・語業は是れ虛誑語の加行なり。若し正に攝受さるゝ虛誑の語言を發す、爾の時の、所有の不善の語表と及び此の刹那の無表とは、是れ虛誑語の根本なり。是れより以後、卽ち此の事に依りて起す所の不善の身・語の表・無表業は、是れ虛誑語の後起なり。

(五)離間語(Paiśunya)の三種とは、謂く、財利名譽等を以つての故に、種々に方便して他の親友に於て破壞し、離間し乃至未だ正しく破壞の言を發さざる爾の時の所有の不善の身・語業は、是れ離間語の加行たり。若し壞意を以つて、正に壞の言を發す爾の時の所有の不善の語表及び此の刹那の無表は、是れ離間語の根本なり。是れより以後、卽ち此の事に依つて、起す所の不善の身語の表・無表業は、是れ離間語の後起たり。此の中、有るが說く「若し離間語にして他をして沮壞せしめば方に業道を成ず」と。[一四] 若し爾らば、聖人を破壞するは應に業道に非らざるべけん。然るに離間語は聖人を壞すること重し。如是說者は「但、壞心を起して離間語を作せば、若しくは壞するも壞せざるも皆、業道を成ず」といふ。

(六)麁惡語(Pārusya)の三種とは、謂く、彼れ本性、瞋恚多きが故に、將に語を出さんとする時、先づ憤を現はして發し、身悼ひ色變じ、怒目叱咤して、彼の人の所に往き、乃至未だ正に毀辱の言を發せざる爾の時の所有の不善の身・語業は、是れ麁惡語の加行なり。若し其の所發の毀辱の言に至らば、爾の時の所有の不善の語表と及び此の刹那の無表とは、是れ麁惡語の根本なり。是れより以後、卽ち此の事に依りて起す所の不善の身語の表・無表業は、是れ麁惡語の後起なり。此の中、有るが說く、「彼をして瞋惱せしむるとき方に業道を成ず」と。[一五] 若し爾らば、離欲者を罵るは、應に業道に非らざるべけん。然るに麁惡語は離欲者を罵ること重し、如是說者は「但、憤恚を懷いて麁惡の言を發せば、若しくは惱ますも惱まさざるも、悉く業道を成ず」といふ。

(七)雜穢語(Saṃbhinnapralāpa)の三種とは、謂く、財利・恭敬・名譽及び戲樂を以つての故に、樂

も元明二本に隨つて肢と改む。

【一〇】擊は大正本に繫とあるも、宋本及び宮本によりて擊と訂正す。

【一一】卽は大正本に則とあるも三本・宮本に隨つて卽と改む。

【一二】分張とは分配すの義なり。

【一三】相は大正本に想とあるも明本に隨つて相と改む。

【一四】異生は動ずべく壞すべきも、聖者は無漏法性を得するをもて、動壞さるゝこと無し。從つて「沮壞せしめば方に業道を成ず」といはば聖者に對して離間語を作すとも業道を成ぜざることとなるべしとなり。

【一五】瞋は唯、欲界にのみ在るを以つて、離欲者は瞋を起すこと能はざるが故に、若し瞋惱せしむるを以て業道を成ずとせば、離欲者を罵るとも、業道を成ぜざるべしとなり。

（一）彼の斷生命（Prāṇātipāta）の三種とは、謂く、若し屠羊者なれば、彼れは先づ羊所に詣り、若しくは買ひ、若しくは牽き、若しくは縛し、若しくは打ち、乃至、命の未だ斷ぜざる爾の時の所有の不善の身・語業は、是れ斷生命の加行なり。若し殺心を以つて正に他命を斷ずる爾の時の所有の不善の身表と及び此の刹那の無表とは、是れ斷生命の根本なり。是れより以後、即ち是の處に於て所有の皮を剝ぎ、[九]肢肉を斷截し、或は賣り、或は食すとき起す所の不善の身・語の表・無表業は、是れ斷生命の後起なり。

（二）不與取（Adattādāna）の三種とは、謂く、初めに盜心を起し、彼彼の處に往き、圖謀伺察し、牆を攻め、結を斷じて他の財寶を取り、乃至物を擧げて未だ本處を離れざる爾の時の所有の不善の身・語業は、是れ不與取の加行なり。若し盜心を以つて正に他物を取り、擧げて本處を離るゝ爾の時の所有の不善の身表と及び此の刹那の無表とは、是れ不與取の根本なり。是れより以後、或ひは物主覺せば乃至相[一〇]擊し相害す、[一一]即ち殺生の加行を以つて偷盜の後起と爲し、若し主覺せずば、[一二]分張し受用する爾の時の所有の不善の身・語の表・無表業は、是れ不與取の後起なり。

（三）欲邪行（Kāmamithyācāra）の三種とは、謂く、欲の火に燒逼せらるゝを以つての故に、若しくは信、若しくは書、若しくは飮食、財寶を以つて愛の相を表はし、彼れは或ひは摩し、或ひは觸れ、乃至未だ和合せざる前の所有の不善の身・語業は、是れ欲邪行の加行なり。若し爾の時彼此和合するに於いて起す所の不善の身表と及び此の刹那の無表とは、是れ欲邪行の根本なり。此の中、有るが說く、「纔かに和合する時、即ち業道を成ず」と。有るが說く「熱惱を暢ぶる時、方に業道を成ず」と。是れより以後即ち此の事に依る所有の不善の身・語の表・無表業は、是れ欲邪行の後起なり。

（四）虛誑語（Mṛṣāvāda）の三種とは、謂く、財利名譽等を以つての故に、一有情が或は大衆會に對して、矯りて明證を爲し、覆[一三]相して說き、乃至未だ攝受さるゝ虛誑の語言を發せさる爾の時の

後起の區別、（二）前七業道の五義、（三）業道と思との俱轉關係、（四）業道の界分別、（五）業道の趣分別等なり。

【八】 **十不善業道の根本・加行・後起に就いて、**抑も業道（Karmapatha）とは、業の道なるが故に、業道と名くるなり。即ち後の三業道に於ては、彼れと相應する思を業と名け、貪等を道と名く、而も貪等が轉ずるが如くに思が轉じ造作するが故に貪等を業道と名く。更に又、前七業道は是れ身・語業なるが故に業なり、而もそは思の所託なるが故に業道なり、從つて此の七は嚴密には、業道と業業道との兩義を具するも便宜上單に業道といへるなり。（俱舍十七參照）因みに根本業道（Maula Karma patha）とは之を概說せば、一事業を完成するに最も本質的なるものをいひ、之に到る迄の一切の準備行爲を加行（prayoga）といひ、業道完成以後に於ける一切の接尾的のものを後記（pṛṣṭha）といふ。而して、十業道中、前七は此の三を具するも、後の三は唯、根本のみなり。但し、有說に據れば不善の思を加行及び後起とすといへり。

【九】 肢は大正本に支とある

卷の第百十三（第四編　業蘊）

（業蘊　第四中、惡行納息第一之二）

第七節[一]　三惡行と十不善業道との雜・不雜論

【本論】三惡行と十不善業道とは、三が十を攝すとせんや。十が三を攝するや。乃至廣說。

[二]問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、契經の義を分別せんと欲するが爲めの故なり。契經に說くが如し、「三惡行・十不善業道有り」と。契經は是の說を作すと雖も、而も廣く辯ぜず……廣說することは前の如し。復、說者有り「前已に三種の惡行を分別せしも、而も未だ十不善業道を分別せざるをもて、今、分別せんと欲するが故に斯の論を作すなり。

[三]此の中、三惡行は名は略なるも事は廣く、十不善業道は名は廣なるも事は略なり。故に、三惡行は十不善業道を攝するも、十不善業道は三惡行を攝するには非らず。諸の惡行を以つて業道を攝し已りて而も更に餘り有ること、譬へば、大器が小器を覆ふて而も更に餘り有るが如し。是の故に、

【本論】答ふ、三は十を攝するも、十は三を攝するには非らず。攝せざるものとは何ん。謂く、[四]業道所攝の身・語・意惡行を除く所餘の身・語・意惡行なり。

何ものか是れ「餘の身・語惡行」なりや。謂く、身・語業道の加行と後起と及び[五]施設論所說の諸業と幷びに一切の[六]遮罪所攝の業となり。何ものか是れ「餘の意惡行」なりや、謂く、不善の思なり。

第八節[七]　特に十不善業道に就いて

[八]今當に十不善業道の根本と加行と後起との三種の差別を顯示すべし。

【一】本節は、身・語・意の三惡行と十不善業道との廣狹關係を明にせんとしたる段なり。而して、十不善業道は三惡行の一部分に過ぎざるを以つて、三惡行は廣く十不善業道は狹し。

【二】論究の由來。

【三】三惡行と十不善業道との雜、不雜論。

【四】婆沙論に引用せる本論には「除業道所攝餘身・語・意惡行」とあるも、今は發智論によりて斯く訂正せり。

【五】施設論所說の諸業とは、前卷に引用せらるゝ「斷命に非らずして手杖等を以つて有情を捶擊すると……諸の犯戒者を避くる能はざると」の諸業をいふ。

【六】遮罪とは、それ自身罪に非らざるも、性罪の因となるの恐よりして佛陀が特に制せられしものをいふ。例へば飮酒等がそれ自身罪惡に非らざるも、飮酒によりて種々の惡行をなすことあるを以つて遮罪としての不飮酒戒を設けられしが如し。

【七】前節に於て、三惡行と十不善業道との雜・不雜關係を論じたるに因みて、十不善業道の性質を明にするは本節の目的なり。其の內容を摘記せば、(一)業道の根本・加行・

あり。謂く、前相を除くものなり。眼識と倶生する善品に於けるが如く、是くの如く乃至、身識と倶生する善品に於ても亦、爾り。

[七六]正見と倶生する品中に於て、或は、有る妙行にして善根に非らざるものありやといふに、應に四句を作すべし。(一)有るは妙行にして善根に非らざるものあり。謂く善の思なり。(二)有るは、善根にして妙行に非らざるものありとは[七七]無きなり。(三)有るは妙行にして亦、善根なるものあり、謂く無貪と無瞋と正見となり。(四)有るは妙行にも非らず善根にも非らざるものあり。謂く前相を除くものなり。

[七八]盡智・無生智と倶生する品中、或は有るは妙行にして善根に非らざるものありやといふに、應に四句を作すべし。(一)有るは妙行にして善根に非らざるものあり。謂く、善の思なり。(二)有るは善根しにて妙行に非らざるものあり。謂く無癡善根なり。(三)有るは妙行にして亦、善根なるものあり。謂く無貪と無瞋となり。(四)有るは妙行にも非らず、善根にも非らざるものあり。謂く、前相を除くものなり。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第百十二

【七六】 **正見と倶生する品中に於ける妙行と善根との雜・不雜論。**

【七七】 無癡善根の中、五識と相應するものは、善根にして妙行に非らざるも、そは正見と倶生すること無く、又、他の二善根は意妙行に攝せらるゝものなるをもつて、正見と倶生する聚中に於ては善根にして妙行に非らざるものは無きことゝなるなり。

【七八】 **盡・無生智と倶生する品中に於ける妙行と善根との雜・不雜論。**

應に四句を作すべし。(一)有るは妙行にして善根に非らざるものあり、謂く、身・語の妙行と及び善の思となり。

此は唯、妙行の相のみ有りて善根の相無きに由るが故なり。

【本論】(二)有るは善根にして妙行に非らざるものあり。謂く、[七三]正見に攝せざる所の無癡善根なり。

此は唯、善根の相のみ有りて、妙行の相無きに由るが故なり。

【本論】(三)有るは妙行にして亦、善根なるものあり、謂く、無貪と無瞋と[七四]正見となり。

此は二種の相を具有するに由るが故なり。

【本論】(四)有るは妙行にも非らず、善根にも非らざるものあり。謂く、前相を除くものなり。

相とは謂く、名ざす所なり。前三句の名の顯す所の義を除く所餘の諸法を第四句と爲す。謂く、色蘊中、諸の善の色を除き餘の色蘊を取り、行蘊中に於ては、三善根と及び諸の善の思とを除く餘の相應・不相應行蘊を取り、及び三蘊の全と、幷びに無爲法となり。是くの如き一切は第四句と作る。故に、「謂く、前相を除くものなり」と言ふなり。

[七五]復次に、眼識と倶生する善法品中に於て、或は、有るは妙行にして善根に非らざるものありやといふに、應に四句を作すべし。(一)有るは妙行にして善根に非らざるものあり。謂く、善の思なり。(二)有るは善根にして妙行に非らざるものあり。謂く、無癡善根なり。(三)有るは妙行にして亦、善根なるものあり、謂く、無貪と無瞋となり。(四)有るは妙行にも非らず、善根にも非らざるもの

【七三】正見は、唯意識とのみ相應すれど、無癡善根は六識と相應す。故に茲に、「正見に攝せざる所の無癡善根とは前五識と相應する無癡善根を指す。

【七四】正見とは意識と相應する有漏・無漏の慧をいひ、こは意識と相應する無癡善根なり。

【七五】五識と倶生する善法中に於ける妙行と善法との雜・不雜論。

の五蘊の與めに因と爲り、前生の十善業道は後の一切の已生と未生との十善業道の與めに因と爲り、前生の三十七菩提分法は、後の一切の已生と未生との三十七菩提分法の與めに因と爲る。此くの如くんば、則ち一切の善法は皆、應に善根と名くべきなるに、是くの如き三種に何の殊勝の不共の因緣有りてか立てて善根と爲すや。答ふ、此は是れ世尊の有餘の說なり。大師は彼の所化の有情の心行の願樂を觀じて簡略して而も說けるなり。脇尊者の曰く、「唯、佛世尊のみ究竟して諸法の性相を了達し亦、勢用を知るも、餘の能く知るところに非らず。若し法にして善根の相有るものなれば、卽便ち之を立つるも、無きものなれば立てざるなり」と。尊者妙音は亦、是の說を作す、「大師は此の三種の善根には、是くの如き勢用、是くの如き强盛、是くの如き親近ありて、能く一切の善法の與めに因と爲るも、其の餘の善法には是くの如き事無しと知るなり」と。復、說者有り、「此の三善根は諸の善法に於て最も殊勝となり、殊勝なるを以つての故に立てて善根と爲すなり」と。復、說者有り、「此の三善根は諸の善法に於て、最も上首と爲り、前行し前導すること、最勝の軍將の一切を導くが如く、是くの如く善根の增上力の故に、能く一切の善法をして增廣ならしむるが故に立てて善根と爲すなり」と。復、說者有り、「此の三善根は能く一切の善法の與めに因と爲り、根と爲り、眼と爲り、集と爲り、一切の善法を發起し、一切不善の諸法を障礙すること、善法中に於て、最も殊勝と爲すが故に、立てて根と爲すなり」と。復、說者有り「三善根を以つて能く遍く十善業道を發起し、[七〇]十善處に生ずるが故に立てて根と爲す」と。是くの如き等の諸の因緣に由るが故に、善法聚に於て、唯、此の三種のみを立てて善根と爲すなり。

第六節　三妙行と三善根との雜・不雜論[七一]

已に三妙行と三善根との自性を說けるをもて、今當に、雜・無雜の相を顯示すべし。

【本論】[七二]三妙行と三善根とは、前が後を攝すとせんや、後が前を攝するや。答ふ、

【七〇】十善處とは、人の四洲と六欲天處の十處をいふ。尙、不善根を修して十惡處に墮す說と對比して考ふべし（婆沙四七、毘曇部九、頁一〇七、を參照すべし）。

【七一】本節は身・語・意の三妙行と無貪・無瞋・無癡の三善根との相攝關係を明にするをその主目的とす。

【七二】三妙行と三善根との雜・不雜論一般。

[六四]三善根とは、謂く、無貪・無瞋・無癡善根なり。云何が無貪善根なりや。謂く、心所法にして心と相應し、是れ貪を對治するものなれば、是れを無貪善根の性と名く。云何が無瞋善根なりや。謂く、心所法にして心と相應し、是れ瞋を對治するものなれば、是れを無瞋善根の性と名く。云何が無癡善根なりや。謂く、心所法にして心と相應し、是れ癡を對治するものなれば、是れを無癡善根の性と名くるなり。

[六五]此の三善根は一心中に於て具足して得べきも、[六六]三不善根は一心に於て具足して得可きに非らず。又、三善根は、一切の善心を具足し防衞し、六識身と有漏と無漏とに通ずるも、[六七]三不善根は、一切の不善心を具足し防衞すること能はず。又、三善根は、遍く善心と相應するも、三不善根は遍く不善心と相應せず。又、三善根は能く遍く一切の善心を發起するも、三不善根は遍く一切の不善心を起すこと能はず。是くの如く、隨轉と不隨轉等も皆、應に廣說すべし。是れを三善根の自性と名くるなり。

[六八]已に自性を說けるをもて、所以を今當に說くべし。問ふ、何が故に善根と名け、善根には何の義有りや。答ふ、能く善を生ずるの義、是れ善根の義なり。能く善を養ふの義、能く善を增すの義、能く善を長ずるの義、能く善を益するの義、能く善を持するの義、能く善法をして廣く流布せしむるの義、是れ善根の義なり。尊者世友は是くの如き說を作す、「善法の因の義、是れ善根の義なり。善法の種の義、善を等起するの義、能く轉の因と爲りて諸の善を引くの義、隨轉の因と爲りて諸の善を生ずるの義、一切の諸の善法を攝益するの義、是れ善根の義なり」と。大德說きて曰く「此の物に依止して、遍く能く一切の善法を生長し、能く轉の因と爲り、隨轉の因と爲り、諸の善を攝益するが故に善根と名くるなり」と。

[六九]問ふ、若し善法の因の義、是れ善根の義なれば、前生の善の五蘊は後の一切の已生と未生との善

【六四】**三善根の自性に就きて。**因みに三善根の說明に關しては集異門足論、卷第三、（大正・二六、頁三七六）を參考せられたし。

【六五】**特に三善根と三不善根との法相學的相異點。**

【六六】癡は歡・慼行相を作すを以て、歡行相たる貪、或は慼行相たる瞋と相應するも、貪と瞋とは行相を異にするが故に相應せず、從つて、此の三不善根は一心に具足すること無し。此に反して無貪・無瞋は大善地法なるが故に無癡善根と相應し、從つて三は一心に具足することあるなり。

【六七】三不善根は大不善地法に非らざるが故に、一切の不善心を具足すること能はざるなり。

【六八】**善根の意義に就きて。**

【六九】**特に善根を無貪無瞋無癡の三に限る理由。**

已に自性を說けり、所以を今當に說くべし。問ふ、[六〇]何が故に妙行と名け、妙行には何の義有りや。答ふ、欣讃すべきが故に妙と名け、所依處に遊履するが故に行と名く。欣讃すべきが故に妙と名くとは、有る說言の如し「妙妻子・妙衣食・妙人・妙處・妙往來等」と。所依處に遊履するが故に行と名くとは、謂く卽ち前の三種の惡行の所依處に於て、彼と相違して三妙行を起すなり。[六一]復、說者有り「樂受の果を感ずるが故に名けて妙と爲し、動轉捷利なるが故に名けて行と爲す」と。問ふ、妙行中に於て云何が捷利なるや。答ふ、妙行を行ずるものには是くの如き巧便有り、世間の名譽を希求せずと雖も、而も、他に勸めんが爲めに妙行を修するが故に、所修の妙行は皆、他をして知らしむるが故に捷利と名くるなり。復說者有り、「善人に習近し能く善趣を招くが故に、妙行と名くるなり」と。復、說者有り「三因緣有るが故に妙行と名く。謂く、善の思の所思の故に、善の說の所說の故に、善の作の所作なるが故になり。善の思の所思とは、意妙行を謂ひ、善の說の所說とは語妙行を謂ひ、善の作の所作とは身妙行を謂ふなり」と。復、說者有り「三因緣有るが故に妙行と名く。謂く善の作の義の故にと、欣讃すべきが故にと、決定して能く可愛の果を感ずるが故にとなり。善の作の義とは、身・語・意の諸の善行を行ずるが故に、名けて妙行と爲すを謂ひ、欣讃すべきとは、善行を行じ尸羅を守護し、常に諸天・大師・有智同梵行者の爲めに共に欣讃せらるるを謂ひ、決定して能く可愛の果を感ずとは、所有の身・語・意の妙行は、能く非愛の諸果と異熟とを感ずる處も無く、容も無く、能く可愛の諸果と異熟とを感ずる處も有り容も有るを謂ふなり」と。[六二]集異門論も亦、是の說を作す、「何の因緣有りてか、名けて妙行と爲すや。謂く、彼れは能く可愛・可樂・適意・悅意・甚だ喜ぶべきの果を感ずるなり」と。此は等流果を顯はすなり。復、言く「能く可愛・可樂・適意・悅意・可喜の異熟を感ずるなり」と。此は異熟果を顯はすたり。

[六三]第五節　特に三善根に就きて

【六〇】妙行の眞義に就いて。

【六一】離斷生命と無瞋と離麁惡語は有情に對して起し、離不與取と離欲邪行と無貪とは資具に對して起り、正見は物心の一切の現象に對して起り、離虛誑語・離離間語・離雜穢語の三は名句・文身に對して起るなり。

【六二】現存の集異門足論には此の文、見出しかね。

【六三】本節は前節と同じく、次節の理解の必要上、三善根の自性定義等に關して種々、解說を試みし段なり。

行ずると并びに飲酒等の諸の放逸の業とを離るると、而も能く正知・正念に安住して食等を受用すると、復、能く正に諸の犯戒者を避くるとの、諸の是くの如き等の所起の身業は、三の所攝に非らず。所餘の問答は前の如く應に知るべし。問ふ、語の四妙行が一切の語妙行を攝すとせんや。一切の語妙行が語の四妙行を攝すとせんや。答ふ、一切は四を攝するも四は一切を攝するには非らず。攝せざるものは何ん。謂く、「一有りて、空閑に處して是くの如き說を作すが如し、「惠施有り、親愛有り、祠祀有り」と。是くの如き等の語妙行は世の有情に於て、領解を生ぜざるをもて、四の所攝に非らざるなり。問ふ、意の三妙行が一切の意妙行を攝すとせんや。一切の意妙行が意の三妙行を攝すとせんや。答ふ、一切は三を攝するも、三は一切を攝するには非らず。攝せざるものとは何ん。謂く、無貪・無瞋・正見と倶生する受・想・行・識にして、三の所攝に非らず』と。彼の施設論中の意妙行は四蘊の自性を攝す、是くの如くんば施設論は五蘊の自性を諸の妙行と爲すなり。

[五九]問ふ、此の發智論・集異門論と契經・施設論とは、諸の妙行を攝すること、何が故に不同なりや。答ふ、二種の門に依りて諸の妙行を說けばなり。一には世俗に依り、二には勝義に依る。謂く、契經と施設論とは世俗門に依りて諸の妙行を說き、此の發智論と集異門論とは、勝義門に依りて諸の妙行を說くなり。世俗と勝義とに依りて分別するが如く、是くの如く、不了義と了義に依る等も、廣說せば前の如し。復、說者有り、「三緣に由るが故に所攝不同なり。謂く、自性の故にと、相雜の故にと、世の欣讃する所なるが故にとなり。此の發智論と集異門論とは其の自性を說き、施設論中には其の相雜を說く。――若し法にして妙行の自性に非らずと雖も、而も妙行と相雜するが故に亦、其の名を得するなり。契經中に於ては世の欣讃を說くなり――一切の世間は根本業道に於て多く欣讃を起すも、業道の加行と後起とに於ては非らざるを以てなり。此の緣に由るが故に、諸の妙行を攝すること經と論と不同なり。是くの如きを名けて妙行の自性と爲すなり。

【五九】三妙行の自性に對する諸經論所說の不同なる理由に就きて。

や。謂く、離虚誑語と離離間語と離麁惡語と離雜穢語となり」と。是くの如き所說は、契經に隨順す。又言く「[五三]餘の善の語業有り」と。是くの如きは復、所有の業道の加行と後起とを攝するなり。又、言く「[五四]餘の諸有の如理所引の語業有り」と。問ふ、何等をか如理所引の語業が前に未だ攝せざる所のものを今、更に攝するや。答ふ、前は自性を說き、今は等起を說くなり。此は誰の所等起なりや。謂く如理作意のなり。復、說者有り「此は是れ一分の無覆無記の語業たり。謂く、應に一言・二言・多言・男言・女言・非男女言・去來今言を說くべくして而も皆、是くの如く一乃至去來今言を說く。此等の語業は所應說を說くものなるをもて、正理に應ずるが故に如理所引品中に攝在す。此れに由りて語妙行と名くるなり」と。若し是の說を作せば、語妙行は則ち、善と及び無記とに通ず。然るに妙行は唯、善のみなり、是の故に前說を好しとす。又、彼の集異門足論に言く、「何ものか意妙行なりや。謂く無貪と無瞋と正見となり」と。是くの如き所說は、契經に隨順す。又言く、「[五五]餘の善の意業有り」と。是くの如きは復、所有の善の思を攝するなり。又、言く「[五六]餘の諸有の如理所引の意業有り」と。問ふ、何等をか、如理所引の意業の前に未だ攝せざる所のものを今更に攝するや。答ふ、前は自性を說き、今は等起を說くなり。此は誰の所等起なりや。謂く如理作意のなり。復、說者有り、「此は是れ一分の無覆無記の意業を如理所引の意業と名くるなり。謂く、諸の意業にして前說の無覆無記の如理所引の身業・語業の如きを起すものなり」と。若し是の說を作せば、意妙行は則ち善と及び無記とに通ず。然るに妙行は唯善のみなり。是の故に前說を好しとす。

[五七]發智論と集異門論とが攝する身・語の妙行の如く、施設論中の所說も亦、爾り。唯、意妙行を除く、別の所攝有るが故なり。彼の施設論に言く、『問ふ、身の三妙行が一切の身妙行を攝すとせんや、一切の身妙行が身の三妙行を攝すとせんや。答ふ、一切は三を攝するも、三は一切を攝するには非らず。攝せざるものは何ん。謂く、[五八]前說の手杖等を以つて有情を捶擊すると、及び所應行の諸の不淨を

【五三】現在の集異門足論には「復次、諸學語業・諸無學語業・諸善非學非無學語業、總名語妙行」とあり。
【五四】現存の集異門足論には此の文見當らず。
【五五】現存の集異門足論には「復次、諸學意業・諸無學意業・諸善非學非無學意業、總名意妙行」とあり。
【五六】現存の集異門足論には此の文見當らず。
【五七】**施設論所說の三妙行の自性に就きて**。こは、發智論集異門足論の所說と意妙行に關する說明のみを異にす。
【五八】前說とは、前の惡行の自性を說明する際に於ける施設論の所說を指すなり。

與取と離欲邪行となり。何ものか語妙行なりや。謂く離虛誑語と離離間語と離麁惡語と離雜穢語となり。何ものか意妙行なりや。謂く、無貪と無瞋と正見となり」と。應に知るべし、此の中、世尊は唯、根本業道所攝の妙行のみを說くも、業道の加行と後起との所攝の妙行を說かざることを。

[四八] 此の發智論は通じて所有の善の身業の、若しくは是れ業道の所攝なるも、若しくは業道の所攝に非らざるも、是くの如き一切を說きて身妙行と名け、通じて所有の善の語業の、若しくは是れ業道の所攝なるも、若しくは業道の所攝に非らざるも、是くの如き一切を說きて語妙行と名け、通じて所有の善の意業等の、若しくは是れ業道の所攝なるも、若しくは業道の所攝に非らざるも、是くの如き一切を說きて意妙行と名くるなり。

[四九] 此の發智論中に攝する諸の妙行の如く、集異門論も亦、是の說を作す。故に[五〇]彼の論に言く、「何ものか身妙行なりや。謂く離斷生命と、離不與取と離欲邪行となり」と。是くの如き所說は契經に隨順す。又、言く「復次に、離斷生命と離不與取と離非梵行となり」と。是くの如きは復、前に攝せざる所のものを攝す。自の妻室に於て欲行を起すを離るるをいふ。又、言く、[五一]「餘の善の身業有り」と。是くの如きは復、所有の業道の加行と後起とを攝す。又言く、[五二]「餘の諸有の如理所引の身業有り」と。問ふ、何等をか如理所引の身業の前に未だ攝せざる所のものを今更に攝するや。答ふ、前は自性を說き、今は等起を說くなり。此は誰の所等起なりや。謂く如理作意のなり。復、說者有り「此は是れ一分の無覆無記の身業なり。謂く應に是くの如く去來し、是くの如く行住し、是くの如く坐臥し、是くの如く裁割し、是くの如く縫綴すべくして、而も皆是くの如く應の如くに去來し縫綴す。此等の身業は所應作を作すをもて、正理に應ずるが故に如理所引品中に攝在す。此れに由りて身妙行と名くるなり」と。若し是の說を作せば、身妙行は則ち善と及び無記とに通ず。然るに妙行は唯、善のみなり。是の故に前說を好しとす。又、彼の集異門足論に言く「何ものか語妙行なり

の自性に就いて。 こは十善業道をその自性となす說なり。

【四八】**特に發智論所說の三妙行の自性に就きて。**

【四九】**特に集異門足論所說の三妙行の自性に就きて。**

【五〇】彼の論とは集異門足論卷第三、（大正・二六、頁三七八中）を指す。

【五一】現存の集異門足論には、「復次、諸學身業・諸無學身業・諸善非學非無學身業總名身妙行」とあり。

【五二】現存の集異門足論の三妙行を說く處には、此の文見當らず。

思なり。(二)有るは不善根にして惡行に非らざるものあり。謂く癡不善根なり。(三)有るは惡行にして亦、不善根なるものあり。謂く貪不善根なり。(四)有るは惡行にも非らず、不善根にも非らざるものあり、謂く前相を除くものなり。眼識に於て四句を作すが如く、乃至意識に於ても亦、爾り。

[四〇]貪と俱生する不善品に於て、六の四句を作すが如く、瞋と俱生する品に於ても亦、爾り。

[四一]邪見と俱生する不善品中に於ては唯、意地のみなるが故に、一の四句を作す。(一)有るは惡行にして不善根に非らざるものあり。謂く邪見と及び不善の思となり。(二)有るは不善根にして惡行に非らざるものなり、謂く癡不善根なり。(三)有るは惡行にして亦、不善根なるものあり、とは無きなり。(四)有るは惡行にも非らず不善根にも非らざるものあり。謂く前相を除くものなり。

[四二]不共無明と俱生する不善品中に於ても亦、唯、意地のみなるを以ての故に一の四句を作す。(一)有るは惡行にして不善根に非らざるものあり。謂く、不善の思なり。(二)有るは不善根にして惡行に非らざるものあり。謂く癡不善根なり。(三)有るは惡行にして亦、不善根なるものありとは、無きなり。(四)有るは惡行にも非らず不善根にも非らざるものあり。謂く前相を除くものなり。

[四三]第四節　特に三妙行に就きて

【本論】　三妙行と三善根とは、前が後を攝すとせんや。後が前を攝するや。乃至廣說。

[四四]問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、契經の義を分別せんと欲するが爲めの故なり。[四五]契經に說くが如し「三妙行・三善根有り」と。契經は是の說を作すと雖も、而も未だ廣く辯ぜず……廣說すること前の如し。

[四六]三妙行(Trinisucaritāni)とは、謂く、身妙行(Kāyasucarita)・語妙行(Vāk s.)・意妙行(Mano s.)なり。云何が身等の妙行なりや。[四七]世尊の說くが如し「何ものか身妙行なりや。謂く、離斷生命と離不

【四〇】瞋と俱生する不善品中に於ける惡行と不善根との雜・不雜に關する四句分別。 とは前の貪の場合に準じて知るべしとなり。

【四一】邪見と俱生する不善品中に於ける惡行と不善根との雜・不雜に關する四句分別。 邪見は唯意地にのみ在るが故に、唯、一の四句分別あるのみなり。

【四二】不共無明と俱生する不善品中に於ける惡行と不善根との雜・不雜に關する四句分別。 不共無明も亦、唯、意地にのみあるが故に唯一の四句あり。

【四三】 本節の組織は第一節の組織と全く同じく、先づ三妙行の自性を諸經論の說を引用して定めて、次にその意義を明し、續いて、三善根の自性・定義に移り、以つて第六節に於ける三妙行と三善根との雜・不雜論の豫備門の役目をなせる段なり。

【四四】論究の所以。 とは、第六節の論究の由來を說けるもの。

【四五】 茲に契經とは長阿含卷第八、衆集經(大正・一、頁五〇上)等を指す。

【四六】以下三妙行の自性に對する諸經論の定義。

【四七】特に契經所說の三妙所

第三節　三惡行と三不善根との雜不雜論[三四]

已に三惡行と三不善根との自性を說けるをもて、今當に雜・無雜の相を顯示すべし。

【本論】[三五]三惡行と三不善根とは、前が後を攝すとせんや、後が前を攝すとせんや。答ふ、應に四句を作すべし。（一）有るは惡行にして不善根に非らざるものあり。謂く、身・語の惡行と[三六]邪見と不善の思となり。

此は唯、惡行の相のみ有りて、不善根の相無きに由るが故なり。

【本論】（二）有るは不善根にして惡行に非らざるものあり。謂く癡不善根なり。

此は唯、不善根の相のみ有りて、[三七]惡行の相無きに由るが故なり。

【本論】（三）有るは惡行にして亦、不善根なるものあり。謂く貪欲と瞋恚との不善根なり。

此は二種の相を具有するに由るが故なり。

【本論】（四）有るは惡行にも非らず、不善根にも非らざるものあり。謂く、前相を除くものなり。

相とは謂く、名ざす所なり。前の三句の名の顯す所の義を除く所餘の諸法を第四句と爲す。謂く、色蘊中[三八]不善の色を除く餘の色蘊を取り、行蘊中に於ては、三不善根と不善の邪見と、及び不善の思とを除く餘の相應・不相應行蘊を取り、及び三蘊の全と并びに無爲法となり。是くの如き一切を第四句と爲す。是の故に說きて「謂く前相を除くなり」と言ふ。

[三九]復次に、眼識の貪と俱生する不善品中に於て、或は有るは惡行にして、不善根に非らざるものありやといふに、應に四句を作すべし。（一）有るは惡行にして不善根に非らざるものあり。謂く、不善の

【三四】本節は前に述べし三惡行と、三不善根との相攝關係を明すをその目的とし、發智論の頌文の「三行對三根」の一部に相當す。

【三五】**三惡行と三不善根との雜・不雜論。**

【三六】邪見は不善の意業なるが故に惡行なれど、不善根に非らざる理由は、既に婆沙四七卷、（毘曇部九、頁一〇四）に說明せらるゝを以つて該處に讓る。不善の思は不善業道と俱生するものなるを以つて、惡行に攝せらるゝも、隨眠性に非らざるが故に不善根に非ざるなり。

【三七】癡不善根は不善の思の所思に非らざるが故に惡行に非らざるなり。

【三八】茲に不善の色とは不善の表色無表色をいひ、こは惡行に攝せらるゝが故に之を除くなり。

【三九】**貪と俱生する不善品中に於ける惡行と不善根との雜・不雜に關する四句分別。**貪は六識に遍ずるを以つて、六個の四句を生ずべきなれど、今は單に眼識と相應する貪に就いてのみの四句を示して他を推知せしめんとせり。

根と爲すなり。又、此の三種は多く三受に於て隨逐し隨增す。是の故に獨り立てて不善根と爲すなり。又、此の三種は、欲界の有情が多分に現起し、能く十種の不善業道を發して十惡處に生ず、是の故に獨り立てて不善根と爲すなり。

是くの如き三種は[三〇]五部に通じ、六識と倶に諸の不善品を起すをもて根と爲す。此の中、貪相應品は二根に由るが故に有根と名く。謂く、貪と及び彼れと相應する無明となり。瞋相應品も亦、二根の故に說きて有根と名く、謂く、瞋と及び彼れと相應する無明となり。此を除く所餘の不善心品は、一根に由るが故に、說きて有根と名く。所謂る無明なり。

[三一]問ふ、世尊の處々に根を說くこと同じからず。謂く、或は有身見・邊執見を說きて根と爲し、或は世尊を說きて根と爲し、或は樂欲を說きて根と爲し、或は不放逸を說きて根と爲し、或は自性を說きて根と爲す。是くの如き等に何の義有りや。答ふ、有身見・邊執見は能く六十二見を發起するに由るが故に說きて根と爲し、世尊は能く雜染と清淨、繫縛と解脫、生死と涅槃とを說きて正しき教法を起すが故に說きて根と爲す。樂欲は能く一切の善法を引くが故に說きて根と爲し、諸の不放逸は一切所修の善法を攝護し、散失せざらしむるが故に說きて根と爲す。自性は能く自體を持して失せざるが故に說きて根と爲す。是くの如くんば無爲は能く自體を持するが故に、說きて根と爲すも亦、過有ること無し。復、說者有り、「同類因と爲りて、等流果を持し、或は是れ同類因の性に持せらるるをもて、是の故に有爲の自性を根と名く」と。復、說者有り「相應と倶有との因力の任持するものなるをもて、是の故に有爲の自性を根と名く」と。[三二]名は能く諸法の自性を顯了するが故に、亦、彼を說きて自性の根と爲し、此の貪・瞋・癡は諸の不善法を能く生じ能く長ずるが故に說きて根と爲す。

三不善根につきては[三三]結蘊に廣く說けるが如し。

【三〇】三不善根が五部に通じ、六識に遍ずる理由に就いては、婆沙四七卷(毘曇部九、頁一〇八)を參照せよ。

【三一】**根の名稱を用ふる種々なる場合に就きて。** 因みに、こは毘曇部九、頁一〇九、「諸根の名義の區別に就いて」項と內容全く同じ、故に、註釋は該處に讓る。

【三二】茲に名とは名稱の意にして、例へば、「櫻」といふ名稱によりて、櫻そのものが闡明にさるゝが如き場合、その櫻なる名は、その櫻の自性を明かすと爲し得る點より名を自性の根と名くとなり。

【三三】婆沙四七卷、(毘曇部九、頁一〇二以下)參照。

種は、能く一切の不善の興めに因(hetu)と爲り、根(indriya)と爲り、眼(caksu)と爲り、集(samudya)と爲り、緣(pratyaya)と爲りて、一切不善の諸法を發起し、一切の諸の功德法を障礙すること、不善法中、最も殊勝と爲す。是の故に、獨り立てて不善根と爲すなり」と。復、說者有り「是くの如き三種は、遍く一切の不善の諸法を攝す。謂く、諸の不善は、或は是れ貪品、或は是れ瞋品、或は是れ癡品たり。是の故に獨り立てて不善根と爲すなり」と。又、此の三種は五義を具足す。謂く五部に通ずると、遍く六識に在ると、是れ隨眠性なると、能く麁惡の身業・語業を起すと、斷善根の牢强の加行と作るとなり。是の故に獨り立てて不善根と爲す。[二九]五部に通ずとは、五見と疑とを遮し、六識に遍ずとは其の諸の慢を遮し、隨眠性なりとは、纒垢等を遮し、能く麁惡の身業・語業を起すと、斷善根の牢强の加行と作るとは、根の義を示現するなり。又、此の五義は一切の法が根の義を成立することを遮す。謂く、不染汚法には六識に遍ずること有るも、餘の四義無く、染汚の色蘊には全く五義無し。染汚の受蘊と想蘊と、及び煩惱・纒・垢を除く所餘の相應の染汚の行蘊とは五部に通じ、亦、六識に遍ずと雖も、而も隨眠性に非らず、能く麁惡の身語の二業を起すと雖も、而も斷善の牢强の加行には非らず。所有の染汚の不相應行蘊は五部に通ずと雖も、餘の四義無し。染汚の識蘊中、眼等の五識には全く五義無く、意識は五部に通じ、亦、能く麁惡の身業・語業を起すと雖も、而も餘の三義無し。十煩惱中の五見及び疑には隨眠性有るも餘の四義無く、慢は五部に通じ、是れ隨眠性にして能く麁惡の身業・語業を起すも餘の二義無し。十纒中に於て、惛沈と掉擧と無慚と無愧とは、五部に通じ亦、六識に遍ずと雖も、而も隨眠性に非らず、麁惡の身業・語業を起すと雖も而も斷善の牢强の加行に非らず。睡眠の一種は五部に通ずと雖も、餘の四義無く、所餘の五纒は、麁惡の身・語の二業を起すと雖も、餘の四義無し。六煩惱垢は亦、有る時は能く麁惡の身・語の二業を起すと雖も、餘の四義無し。唯、貪・瞋・癡のみは五義を具足するも、所餘の法は非ず、是の故に獨り立てて不善

【二九】五部に通ず云云に就きては、毘曇部九、頁一〇四の註を見よ。

と爲りて不善を攝益するが故に不善根と名く」と。
[二六]問ふ、若し不善の因の義、是れ不善根の義なれば、是は卽ち前生の不善の五蘊は後の一切の已生と未生との不善の五蘊の與めに因と爲り、前生の十不善業道は後の一切の已生と未生との十不善業道の與めに因と爲り、前生の[二七]不善の三十四隨眠と倶生する品は後の一切の已生と未生との不善の三十四隨眠と倶生する品の與めに應の如く因と爲るをもて、是くの如き一切の不善法は皆、應に不善根と名くべきに、是くの如き三種に何の殊勝の不共の因緣有りてか、世尊は獨り立てゝ不善根と爲すや。答ふ、此は是れ世尊の有餘の說なり。[二八]大師は彼の所化の有情の心行の願樂を觀じ簡略して說けるなり。脇尊者の曰く、「唯、佛世尊のみ究竟して諸法の性相に了達し、亦、勢用をも知るも餘の知る所に非らず。若し法にして不善根の相有るものなれば、卽便ち之れを立つるも、無きものなれば立てず」と。尊者妙音亦、是の說を作す、「大師は此の三不善根に是くの如き勢用、是くの如き强盛、是くの如き親近有りて、能く一切の不善の與めに因と爲るも、此の不善根を除く餘の不善法には是くの如き事無しと知るなり」と。復、說者有り「是くの如き三種は能く一切の不善法を生じ、斷じ難く、滅し難く、超え難く、度し難し。是の故に獨り立てゝ不善根と爲すなり」と。復、說者有り「是くの如き三種には諸の過患多し、謂く一切の現法・後法の衆多の憂苦を生ずるなり。是の故に獨り立てゝ不善根と爲す」と。復、說者有り「是くの如き三種は欲界を出ずることに於て極めて障礙と爲ること、壯獄卒の獄門を守るが如し。是の故に獨り立てゝ不善根と爲す」と。復、說者有り「是くの如き三種は不善中に於て最も殊勝と爲り最も上首と爲りて前行し前導すること、最勝なる軍將の一切を導くが如し、此の不善根は增上力の故に、能く一切の不善をして增廣せしむ、是の故に獨り立てて不善根と爲すなり」と。復、說者有り「是くの如き三種は、三善根の與めに近の對治、怨敵・障礙と爲る。是の故に獨り立てて不善根と爲すなり」と。復、說者有り「是くの如き三

【二六】特に不善根を貪・瞋・癡の三に限る所以に就きて。

【二七】不善の三十四隨眠とは、欲界の三十六隨眠中より有身・邊の二見を除けるものをいふ。

【二八】この說は婆沙四七卷の所說より推察せば、世友の主張の如し。

惡行を行じて尸羅（Śila）を毀犯せば、常に諸天・大師・有智同梵行者の爲めに共に厭毀せらるゝを謂ひ、決定して非愛の果を感ずとは、諸の所有の身・語・意の惡行は能く可愛の果を感ずる處(ことわり)も無く容(ゆる)も無く、非愛の果を感ずる處有り容有るを謂ふなり」と。[20]集異門論も亦、是の說を作す、「何の因緣有りてか名けて惡行と爲すや。謂く彼は能く非愛樂・非適悅・不可意の果を感ずればなり」と。此は等流果を顯すなり。復言く「能く非愛樂・非適悅・不可意の異熟を感ずればなり」と。此は異熟果を顯はすなり。

第二節　特に三不善根に就きて[21]

[22]三不善根とは、謂く貪・瞋・癡・なり。問ふ、此の三は何を以つて自性と爲すや。答ふ、貪不善根に五有り、[23]卽ち欲界繫の五部所斷の愛なり。瞋不善根に五有り、卽ち、五部所斷の恚なり。癡不善根に五有り、卽ち欲界繫の見・集・滅・道及び修所斷の全と幷びに見苦所斷の一分となり。然るに見苦所斷の無明は十有り、此の中、[24]有身見・邊執見と相應する無明を除き餘の無明を取るが故に一分と言ふなり。此の十五法は唯、是れ不善にして遍く不善法を生ずるをもて不善根と名く。應に知るべし、此の三は皆、六識身と相應することを。是れを三不善根の自性と名くるなり。

[25]已に自性を說けり、所以を今當に說くべし。問ふ、何が故に不善根と名け、不善根には何の義有りや。答ふ、能く不善を生ずの義、是れ不善根の義なり。能く不善を養ふの義、能く不善を增するの義、能く不善を長ずるの義、能く不善を益するの義、能く不善を持するの義、能く不善法をして廣く流布せしむるの義、是れ不善根の義なり。尊者世友は是くの如き說を作す、「諸の不善の因の義、是れ不善根の義なり。諸の不善の種の義、不善を等起するの義、能く轉の因と爲りて不善を引くの義、隨轉の因と爲りて不善を生ずるの義、一切の不善法を攝益するの義、是れ不善の義なり」と。大德說きて曰く「此の物に依止せば、遍く能く諸の不善法を生長し、能く轉の因と爲り、隨轉の因

【二〇】現存の集異門足論に此の文見當らず。

【二一】本節は、次節の準備として三不善根の自性・定義等に關する論究をその課題とす。

【二二】**三不善根の自性に就て。**因みに以下は婆沙四七卷（毘曇部九、頁一〇二）「三不善根に就きての節と比較せば、その間、文章の上に多少の相違あるも、その內容の全く一致するものゝあることを知り得べし。

【二三】卽は大正本に則とあるも、今は三本・宮本によりて卽と訂正す。

【二四】有身見・邊執見と相應する無明は、有覆無記たるが故に、玆に之を除けるなり。

【二五】**不善根の意義に就きて。**

と、相雜の故にと、世の譏嫌の故にとなり。此の發智論と集異門論とは、其の自性を說き、施設論中には、其の相雜を說く、――若し法にして惡行の自性に非らずと雖も、而も惡行と相ひ和雜するが故に亦、其の名を得るなり。契經中に於ては、世の譏嫌を說く――諸の世間は根本業道に於て多く、譏嫌を生ずるも、業道の加行と後起とに於ては起すに非らざるを以つてなり。此の緣に由るが故に、諸の惡行を攝すること經と、論とは同じからざるなり」と。是くの如きを名けて惡行の自性と爲す。

已に自性を說けり、所以を今當に說くべし。

[一六]問ふ、何が故に惡行(duścarita)と、名くるや。答ふ、厭毀すべきが故に惡(duṣ)と名け、依處に遊履するが故に行(carita)と名くるなり。厭毀すべきが故に惡と名くとは、有る說言の如し「惡妻子・惡衣食・惡人・惡處・惡往來等」と。依處に遊履するが故に、[一七]行と名くとは、謂く、斷生命・麁惡語及び瞋恚は有情處に行じ、不與取・欲邪行及び貪欲は資具處に行じ、虛誑語・離間語・雜穢語は[一八]名處に行じ、邪見は[一九]名・色處に行ず。復說者有り、「苦受の果を感ずるが故に惡と名け、動轉捷利なるが故に行と名く」と。問ふ、諸惡に沈溺して云何が捷利なりや。答ふ、彼の惡行者には是くの如き巧便有りて、惡行を行ずと雖も、而も世間をして其の惡を知らざらしむるが故に、捷利と名くるなり。復、說者有り「惡人に習近するが故に、能く惡趣を招くが故に、惡行と名く」と。復、說者有り「三因緣有るが故に、惡行と名く。謂く、惡の思の所思なるが故に、惡の說の所說なるが故に、惡の作の所作なるが故になり。惡の思の所思とは意惡行を謂ひ、惡の說の所說とは語惡行を謂ひ、惡の作の所作とは身惡行を謂ふ」と。復、說者有り「三因緣有るが故に、惡行と名く。謂く、惡の作の義の故に、厭毀すべきが故に、決定して能く非愛の果を感ずるが故になり、惡の作の義とは身・語・意の諸の惡行を行ずるが故に名けて惡行と爲すを謂ひ、厭毀すべしとは、

【一六】**惡行の意義に就きて。**

【一七】大正本には、惡行とあるも、宮本に隨って行と改む。

【一八】名處とは名身・句身・文身處の意にして、虛誑語等の三は誑等を爲さんがために、巧に言葉を作すとき、必ず名身等に依る、卽ち名身等は言葉の親所依なるが故に、茲に名處に行ずといへるなり。(俱舍十六卷參照)

【一九】名・色處とは心的現象及び物的現象を指し、邪見が物・心の兩現象に涉りて一切の因果を否定するを、茲に邪見は名・色處に行ずといふなり。

及び邪行に非らずして所應行に於て不淨行を作すと、飲酒等の起す諸の放逸の業と、不正知失念に由りて諸の飮食等を受用すると、及び諸の犯戒者を避く能はざるとの、諸の是の如き等の所起の身業は、三の所攝に非らず。問ふ、諸の犯戒者は無量なり、云何が能く避くるや。復此を捨すと雖も還つて彼れに近くが故に。答ふ、所在に皆有り、離れんと欲するも實に難し、能く隨染せざる、是れを眞に避くると爲すなり。故に說言有り「、身は遠くに在りと雖も、而も彼の習に隨ふを卽ち親近と名け、身は近くに在りと雖も彼の習に隨はざるを、卽ち遠離と名く」と。問ふ、語の四惡行が一切の語惡行を攝すとせんや、一切の語惡行が語の四惡行を攝すとせんや。答ふ、一切は四を攝するも、四は一切を攝するに非らず。攝せざるものは何ん。謂く、一有りて、空閑に獨處して是くの如き說を作すが如し、「惠施有ること無く、親愛有ること無く、祠祀有ること無し」と。是くの如き等の語惡行は世間の有情が領解を生ぜるをもて、四の所攝には非らず。問ふ、意の三惡行が一切の意惡行を攝すとせんや、一切の意惡行が意の三惡行を攝すとせんや。答ふ、一切は三を攝するも、三は一切を攝するには非らず。攝せざるものは何ん。謂く貪欲・瞋恚・邪見と倶生する受・想・行・識にして、三の所攝に非らざるものなり』と。彼の施設論中の意惡行は四蘊の自性を攝す。是くの如くんば施設論は五蘊の自性を諸惡行と爲すなり。

〔一五〕問ふ、此の發智論・集異門論と、佛の契經及び施設論とは、諸の惡行を攝すること、何が故に同じからずや。答ふ、二種の門に依りて諸の惡行を說く。一には世俗に依り、二には勝義に依るなり。謂く、佛の契經と及び施設論とは世俗門に依りて諸の惡行を說き、此の發智論と集異門論とは、勝義に依りて諸の惡行を說くなり。世俗と勝義とに依りて分別するが如く、不了義と了義、別の意趣有ると別の意趣無きと、別の因緣有ると、別の因緣無きと、世俗諦現觀と勝義諦現觀等とに依るも、應に知るべし亦、爾ることを。復、說者有り、「三緣に由るが故に所攝は不同なり。謂く、自性の故に

【一五】三惡行の自性に對する諸經論所說の不同なる理由に就きて。

一分の無覆無記との語業なり。一切の有覆無記の語業とは、初靜慮地の諂・愛等の所起を謂ひ、一分の無覆無記の語業とは、應に一言・二言・多言・男言・女言・非男女言・去・來・今言を說くべきに而も、是くの如く一乃至去來今言を說かず、此れ等の語業は不應說を說くものなるをもて、理に應ぜざるが故に、非理所引品中に攝在す。此れに由り語惡行と名くるなり」と。若し是の說を作せば、語惡行は則ち不善と無記と、欲界と色界とに通ず。然るに惡行は唯、不善にして、唯、欲界のみなり。是の故に前說を好とす。又、彼の集異門足論に言く、「何ものか意惡行なりや。謂く、貪欲と瞋恚と邪見となり」と。是くの如き所說は契經に隨順す。又言く「餘の不善の意業有り」と。是くの如きは、復、諸の不善の思を攝す。又言く、「餘の諸有の非理所引の意業有り」と。問ふ、[一二]何ものをか非理所引の意業の、前に未だ攝せざる所のものを今、更に攝するや。答ふ、前は自性を說き今は等起を說くなり。此は誰の所等起なりや。謂く非理作意のなり。復、說者有り「此は是れ一切の有覆無記と及び一分の無覆無記との意業を、非理所引の意業と名くるなり。一切の有覆無記の非理所引の意業とは、欲界の薩迦耶見・邊執見と相應する意業と、及び色・無色界の一切の煩惱と相應する意業とを謂ひ、一分の無覆無記の非理所引の意業とは、諸の意業にして、前說の如き無覆無記の非理所引の身業と語業とを起すものを謂ふ」と。若し是の說を作せば、意惡行は則ち、不善に通じ、及び無記なるを以つて又、三界にも通ず。然るに惡行は唯、不善にして、唯、欲界のみなり。是の故に前說を好しとす。

[一三]發智論と集異門論とが攝する身惡行と及び語惡行との如く、施設論中の所說も亦、爾り。唯、意惡行のみを除く。別の所攝有るが故なり。彼の施設論に言く、「問ふ、[一四]身の三惡行が一切の身惡行を攝すとせんや。、一切の身惡行が身の三惡行を攝すとせんや、答ふ、一切は三を攝するも、三は一切を攝するに非らず。攝せざるものは何ん。斷命に非らずして手杖等を以つて有情を捶擊すると、

は次卷に精しき說明あるを以つて、之を省略す。

【八】發智論所說の三惡行の自性に就きて。こは一切の不善の身・語・意業を三惡行と名くる說なり。

【九】集異門足論所說三惡行の自性に就きて。こは發智論所說の一切の不善の身・語・意業の自性はもとより更に之に非理作意の所等起をも攝すとして等起よりも說けるなり。集異門足論卷第三（大正・二六、頁三七八上、

【一〇】現存の集異門足論には、「復次、諸所有不善身業、諸所有非理所引身業、諸所有能障礙定總名身惡行」とあり。

【一一】特に非理所引の身業と身惡行との關係。

【一二】何ものは、大正本に何等とあるも、三本・宮本に隨ひて、何者と訂正せり。

【一三】施設論所說の三惡行の自性に就きて。

【一四】身の三惡行とは、斷生命と不與取と欲邪行とをいひ、一切の身惡行とは、一切の不善の身業をいふなり。

き一切を說きて語惡行と名け、通じて、所有の不善の意業の、若しくは是れ業道に攝せらるゝもの も、若しくは業道に攝せらるゝに非らざるものも、是くの如き一切を說きて意惡行と名くるなり。

此の發智論の中に諸の惡行を攝するが如く、[9]集異門足論も亦、是の說を作す。故に彼の論に言く、「何ものか身惡行たりや、謂く、斷生命と不與取と欲邪行となり」と。是くの如き所說は契經に隨順す。又、言く「復次に、斷生命と不與取と非梵行となり」と。是くの如きは、復、前に攝せざる所の自の妻室に於て起す所の欲行をも攝す。又、言く[10]「餘の不善の身業有り」と。是くの如きは、復所有の業道の加行と後起とをも攝す。又言く「餘の諸有の非理所引の身業有り」と。[11]問ふ、何ものをか、非理所引の身業が前に未だ攝せざる所のものを今更に攝するや。答ふ、前は自性を說き、今は等起を說くなり。此は誰の所等起なりや。謂く、非理作意のたり。復、說者有り「此は是れ一切の有覆無記と及び一分の無覆無記との身業なり。一切の有覆無記の身業とは、初靜慮地の諂・愛等の所起を謂ひ、一分の無覆無記の身業とは、應に是くの如く去來し、是くの如く行住し、是くの如く坐臥し、是くの如く、裁割し、是くの如く、縫綴すべきに、而かも是くの如く、去來・行住乃至縫綴せず、此等の身業は不應作を作すものなるをもて理に應ぜざるが故に、非理所引品中に攝在す。此れに由りて身惡行と名くるなり」と。若し是の說を作せば、身惡行は則ち不善と無記と、欲界と色界とに通ず。然るに惡行は唯、不善にして、唯、欲界のみなり。是の故に前說を好しとす。又、彼の集異門足論に言く、「何ものか語惡行なりや。謂く虛誑語と離間語と麁惡語と雜穢語となり」と。是くの如き所說は契經に隨順す。又言く「餘の不善の語業有り」と。是くの如きは復、所有の業道の加行と後起とを攝す。又言く「餘の諸有の非理所引の語業有り」と。問ふ、何ものをか非理所引の語業の前に未だ攝せざる所のものを、今更に攝するや。答ふ、前は自性を說き、今は等起を說くなり。此は誰の所等起なりや。謂く非理作意のなり。復、說者有り「此は是れ一切の有覆無記と及び

業道との雜・不雜論をいひ、「三業對十道」とは、三業と十業道との雜・不雜論を指し、「九門業相攝」とは(一)身・語・意の三業と(二)黑等の四業と(三)順現法受等の三業と(四)順樂受等の三業と(五)三世業と(六)三性業と(七)三學業と(八)三斷業と(九)三界繫業との九種の業の相互の相攝關係を明すをいひ、「身心受四句」とは、感身受業と、感心受業との四句分別をいひ、「三障體云何」とは、煩惱障と業障と異熟障との體に關する論究を指し、「何大罪大果」とは、破僧の虛誑語が無間の一劫壽を感じ、有頂の思が八萬劫壽を感ずるに就きての論究なり。

【四】 **論究の因由。** こは第三節に於て、三惡行と三不善根との雜・不雜論をなすその所以を說明せるものなり。

【五】 茲に引用さるゝ契經は長阿含經卷第八、衆集經、(大正・一、頁五〇上)等を指す。

【六】 **以下三惡行の自性に關する諸經論の所說。**

【七】 **契經所說の三惡行の自性に就きて。**——こは根本業道に攝する惡行のみを說きて、業道の加行・後起を說かず。因みに、業道の根本、加行及び後起に關して

卷の第百十二（第四編　業蘊）

（業蘊第四中、惡行納息第一之一、以下舊、缺）

第一章[一]　諸種の善・惡行に關する論究

第一節[二]　特に三惡行に就きて

【本論】　三惡行と三不善根とは、前が後を攝すとせんや、後が前を攝するや。

[三]是くの如き等の章及び解章の義は既に領會し已りぬ。次に應に廣く釋すべし。

[四]問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、契經の義を分別せんと欲するが爲めの故なり。[五]契經に說くが如し「三惡行・三不善根有り」と。契經は是の說を作すと雖も、而も廣く辯ぜず。亦、未だ三惡行が三不善根を攝するや、三不善根が三惡行を攝するやを說かず。契經は是れ此の論の根本なるをもて、彼れに未だ說かざるもの今、應に之を說くべきが故に、斯の論を作すなり。

[六]三惡行（Triṇi duścaritāni）とは、謂く身惡行（Kāya-duścarita）・語惡行（Vāg-d.）・意惡行（Mano-d.）なり。云何が身等の惡行なりや。[七]世尊の說くが如し「何ものか身惡行なるや。謂く、斷生命と不與取と欲邪行となり。何者か語惡行なりや。謂く虛誑語と離間語と麁惡語と雜穢語となり。何者か意惡行なりや。謂く、貪欲と瞋恚と邪見となり」と。應に知るべし、此の中、世尊は唯、根本業道に攝せらるゝ惡行のみを說きて、業道の加行と後起とに攝せらるゝ惡行を說かざることを。

[八]此の發智論は、通じて所有の不善の身業の、若しくは是れ業道に攝せらるゝものも、若しくは業道に攝せらるゝに非らざるものも、是くの如き一切を說きて身惡行と名け、通じて、所有の不善の語業の、若しくは是れ業道に攝せらるゝものも、若しくは業道に攝せらるゝに非らざるものも、是の如

【一】　本章は三惡行三不善根を始めとし、五無間業等の惡行と、三妙行・三善根等の諸種の善行との自性・定義及び、其等の雜・不雜論の究明をその主なる課題とす。而して本章の內容の概要は、註三に出せる發智論の頌によりて知られ得るを以つて玆には之を省略す。因みに本章を惡行納息と言へるは最初に顯はるゝ「三惡行」の惡行を取りて便宜上、本章の表題に冠せるのみ。

【二】　本節は先づ三惡行の自性に關する契經・發智論・集異門足論・施設論の所說を引用し、之に批判を加へて三惡行の自性を明かにし、次に惡行の意義を定め、以つて第三節に於て三惡行と三不善根との雜・不雜論、をなす準備に資せんとする段なり。

【三】　是の如き章とは、發智論に記載せる「三行對三根、及對二十業道、三業對二十道、九門業相攝、身・心受四句、三障體云何、何大罪大果、此章願具說」の頌文を指す。中に就て、「三行對三根」とは、三惡行と三不善根の雜不雜論、及び三妙行と三善根との雜・不雜論をいひ、「及對十業道」とは三惡行と十不善業道との雜・不雜論及び三妙行と十善

【本論】[一〇九]過去を首となして七有るが如く、未來乃至、過去・未來・現在を首と爲すも亦、各、七有ること、應の如く當に知るべきなり。

とは謂く、過去の法智等を首と爲して三世の類智等を問ふに、小と大との七の差別有るが如く、是くの如く、未來の法智等を首と爲して三世の類智等を問ひ、乃至過去・未來・現在の法智等を首と爲して三世の類智等を問ふも亦、各、小と大との七の差別有り、皆、所應の如く當に其の相を知るべしとなり。

此の中、一行・歴六・小七・大七の差別等の義は、[一一〇]前の結蘊に廣く説きしが如く應に知るべきなり。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第百十一

【一〇九】八智成就に關する小大七句の七七句論。

【一一〇】前とは婆沙五十九卷、（毘曇部九、頁三六三）を指す。

るものあり。謂く、法・苦智已に滅するも失せずして、苦智現在前せざるときなり。

(四)有るは過去の法智及び過去・未來・現在の苦智をも成就するものあり。謂く、法・苦智已に滅するも失せずして、苦智現在前するときなり。設し、過去・未來・現在の苦智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや。答ふ、若し已に滅するも失せざれば則ち成就するも、若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかなれば、則ち成就せざるなり。

こは、前に准じて應に其の相を知るべきなり。

【本論】[106] 法智を後に對して小七を作すが如く、乃至、滅智を道智に對し、其の所應に隨つて小七を作すことも亦、爾り。

とは、謂く、法智を後の類智等に對して小七を作すが如く、是くの如く類智を後の他心智等に對し、乃至滅智を後の道智に對するも應に知るべし亦、爾ることを。

[107]第十九節　八智の成就に關する大七句論・及び小大七句の七七句論

【本論】[108] 小七の如く、大七も亦、爾り。

とは、謂く、八智の前を以つて後に對して小七を作すが如く、是くの如く、八智の前を以つて後に對して大七を作すことも應に知るべし亦、爾ることをとなり。

【本論】 差別あるをいへば、二或は多を以つて一に對し、或は一を以つて二或は多に對することなり。

とは謂く、前の小七中は定んで一を以つて一に對するに、今の大七中には、或は二或は多を以つて一に對し、或は一を以つて二或は多に對するなり。是れを小七・大七の差別と謂ふ。

【一〇六】**類智乃至滅智の小七句問答**、

【一〇七】本節は八智中の前を後に對してその間の成就關係を大七句問答及び小大七句の七七句問答の型に收めて論ずべきなれど省略して論ぜず。前の結蘊に九結の擧事關係に就きて廣說せしが如く、八智成就關係の大七句、小大七句の七七句論をなし得るを示すのみ。

【一〇八】**八智成就に關する大七句論**、

【一〇三】若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは未來・現在の苦智をもなりや。答ふ、未來のは定んで成就するも、現在のは若し現在前せば則ち成就す。設し未來・現在の苦智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや。答ふ、若し已に滅するも失せざれば則ち成就す。若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかなれば則ち成就せず。

【一〇四】若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは過去・未來の苦智をもなりや。答ふ、未來のは定んで成就するも、過去のは若し已に滅するも失せざれば則ち成就す。若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかなれば、則ち成就せず。設し過去・未來の苦智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや。答ふ、若し已に滅するも失せざれば則ち成就するも、若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかなれば、則ち成就せず。

【一〇五】若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは、過去・未來・現在の苦智をもなりや。答ふ、(一)有るは過去の法智及び未來の苦智を成就するも、過去・現在の苦智を成就するに非らざるものあり。謂く法智已に滅するも失せずして、苦智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかにして、現在前せざるときなり。(二)有るは過去の法智及び未來・現在の苦智を成就するも、過去の苦智に非らざるものなり。謂く法智已に滅する失せずして苦智現在前し、未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失せるかのときなり。(三)有るは過去の法智及び過去・未來の苦智を成就するも、現在の苦智に非ざ

已れるものの法智苦智已に滅するも失せずして苦智現在前するときなり。

【一〇三】小七句問答の第五句—過去の法智—未來・現在の苦智。

【一〇四】小七句問答の第六句—過去の法智—過去・未來の苦智。

【一〇五】小七句問答の第七句—過去の法智—過去・未來・現在の苦智。

ふ、若し已に滅するも失せざれば、則ち成就す。
此は次前の所說の諸位の如し。

【本論】若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかなれば、則ち成就せず。
此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるもの、苦現觀一心の頃――謂く苦法智の時なり――と、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるものの、法智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかにして、而も苦智現在前する時となり。
餘の文は卽ち

【本論】[九八]若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは過去・現在の苦智をもなりや。答ふ、(一)有るは過去の法智を成就するも、過去・現在の苦智を成就するに非らざるものあり。謂く、[九九]法智已に滅するも失せずして、苦智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかにして、現在前せざるときなり。(二)有るは過去の法智及び過去の苦智を成就するも、現在の苦智に非らざるものあり。謂く[一〇〇]法・苦智已に滅するも失せずして、苦智現在前せざるときなり。(三)有るは過去の法智及び現在の苦智を成就するも、過去の苦智に非らざるものあり。謂く、[一〇一]法智已に滅するも失せずして、苦智現在前し、未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失せるかのときなり。(四)有るは過去の法智及び過去・現在の苦智を成就するものあり。謂く、[一〇二]法・苦智已に滅するも失せずして、苦智現在前するときなり。設し、過去・現在の苦智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや。答ふ、若し已に滅するも失せざれば、則ち成就す。若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失すれば、則ち成就せず。

【九八】小七句問答の第四句――過去の法智――過去・現在の苦智、因みに以下の本文は婆沙論に省略せらるるを以つて發智論より補譯せしものなり。

【九九】此の位は、四沙門果を得せしもの及び學・無學の練根し已れるものの、苦智に非らざる法智已に滅するも失せずして、苦智未だ滅せざるか、設ひ滅するも、已に失して、且つ苦智の現在前せざるときなり。

【一〇〇】此の位は、已に正性離生に入れるものの苦現觀等第三心の頃と、集・滅現觀の各の四心の頃と道現觀の前三心の頃と、四沙門果を得せるもの及び學無學の練根し已れるものの、法智、苦智已に滅するも失せずして、苦智現在前せざるときとなり。

【一〇一】此の位は、四沙門果を得せしもの及び學・無學の練根し已れるものの、苦智に非らざる法智已に滅するも失せずして、苦智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかにして、而も苦智現在前するときなり。

【一〇二】此の位は、已に正性離生に入れるものの、苦現觀第四心の頃と、四沙門果を得せるもの及び學・無學の練根し

ふ、是くの如し。

若し過去の法智を成就するものなれば、必ず未來の苦智を成就するが故なり。此は何の位に在りや。謂く已に正性離生に入れるもの丶苦現觀の後二心の頃と、集・滅現觀の各の四心の頃と、道現觀の三心の頃と、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるものの、若し法智已に滅するも失せざるときとなり。

【本論】　設し未來の苦智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや。答ふ、若し已に滅するも失せざれば、則ち成就す。

此は次前の所説の諸位の如し。

【本論】　若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかなれば、則ち成就せず。

此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるもの丶苦現觀一心の頃——謂く苦法智の時なり——と、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるものの、法智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかのときとなり。

【本論】[九七]　若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは現在の苦智をもなりや。答ふ、若し現在前すれば、則ち成就す。

謂く、若し餘の智と諸の忍とを起さず、無心位に非らざれば、此は定んで現前す。此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるもの丶苦現觀一心の頃——謂く苦類智の時なり——と、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるものの、若し法智已に滅するも失せずして、而も苦智現在前するときとなり。

【本論】　設し現在の苦智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや。答

【九七】　小七句問答の第三句——過去の法智——現在の苦智。

す。設し過去・未來・現在の世俗智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや。答ふ、若し已に滅するも失せざれば、則ち成就す。若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかなれば、則ち成就せざるなり。

こは前に准じて應に其の相を知るべきなり。

【本論】[九四]若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは過去の苦智をもなりや。答ふ、若し已に滅するも失せざれば、則ち成就す。

此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるものゝ苦現觀の後二心の頃と、集・滅現觀の各の四心の頃と、道現觀の三心の頃と、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるものゝ若し法智・苦智已に滅するも失せざるときとなり。

【本論】若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかなれば、則ち成就せず。

此は何の位に在りや。謂く、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるものゝ、若し[九五]苦智に非らざる法智已に滅するも失せずして、苦智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかなり。

【本論】設し過去の苦智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや。答ふ、若し已に滅するも失せざれば則ち成就す。

此は前の「過去の法智・苦智を成就する」の說の如し。

【本論】若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかなれば則ち成就せず。

此は何の位に在りや。謂く四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるものゝ、若し苦類智已に滅するも失せずして、法智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかのときなり。

【本論】[九六]若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは未來の苦智をもなりや。答

【九四】**過去の法智と苦智に對しての小七句問答。** 小七句問答の第一句—過去の法智—過去の苦智。

【九五】苦智に非らざる法智とは、集・滅・道法智をいふ

【九六】小七句問答の第二句—過去の法智—未來の苦智、

し已れるもの丶、法智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかにして、世俗智を起して現在前する時となり。

餘の文は、即ち

【本論】[九〇] 若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは過去・現在の世俗智をもなりや。答ふ、過去なるものは定んで成就するも、現在のは若し現在前すれば成就す。設し過去・現在の世俗智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや。答ふ、若し已に滅するも失せざれば則ち成就するも、若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失すれば則ち成就せず。

[九一] 若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは未來・現在の世俗智をもなりや。答ふ、未來のは定んで成就するも、現在のは、若し現在前すれば則ち成就す。設し未來・現在の世俗智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや。答ふ、若し已に滅するも失せざれば則ち成就す。若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失すれば、則ち成就せず。

[九二] 若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは過去・未來の世俗智をもなりや。答ふ、是くの如し。設し過去・未來の世俗智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや。答ふ、若し已に滅するも失せざれば、則ち成就す。若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失すれば則ち成就せず。

[九三] 若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは過去・未來・現在の世俗智をもなりや。答ふ、過去・未來のは定んで成就するも、現在のは若し現在前すれば、則ち成就

【九〇】小七句問答の第四句―過去の法智―過去・現在の世俗智。因みに、以下の本文は婆沙論に省略せるを以つて發智論より之を補譯せり。

【九一】小七句問答の第五句―過去の法智―未來・現在の世俗智。

【九二】小七句問答の第六句―過去の法智―過去・未來の世俗智。

【九三】小七句問答の第七句―過去の法智―過去・未來・現在の世俗智。

の頃と、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるもの〻、法智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかのときとなり。

【本論】[八八]若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは未來の世俗智をもなりや。

答ふ、是くの如し。

此は前の「若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは過去の世俗智をもなりや」の說の如し。

【本論】設し未來の世俗智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや。

答ふ、若し已に滅するも失せざれば、則ち成就す。若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失すれば、則ち成就せず。

此は前の「設し過去の世俗智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや」の說の如し。

【本論】[八九]若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは現在の世俗智をもなりや。

答ふ、若し現在前すれば、成就す。

謂く、若し諸の無漏の慧を起さず、無心位に非らざれば、此は定んで現前す。此は何の位に在りや。謂く、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるもの〻若し法智已に滅するも失せずして、世俗智を起して現在前する時なり。

【本論】設し現在の世俗智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや。

答ふ、若し已に滅するも失せざれば則ち成就す。

此は次前の所說の諸位の如し。

【本論】若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失すれば、則ち成就せず。

此は何の位に在りや。謂く、一切の異生と、若しくは四沙門果を得するもの及び學・無學の練根

【八八】小七句問答の第二句―過去の法智―未來の世俗智。

【八九】小七句問答の第三句―過去の法智―現在の世俗智。

【本論】（四）有るは過去の法智及び過去・未來・現在の他心智を成就するものあり。謂く、法智已に滅するも失せずして、他心智現在前するときなり。

此は[八五]前の「有るは過去の法智及び過去・現在の他心智を成就するものあり」の說の如し。

【本論】設し過去・未來・現在の他心智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや。答ふ、若し已に滅するも失せざれば則ち成就す。若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失すれば則ち成就せず。

此は[八六]前の「設し過去・現在の他心智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや」の說の如し。

【本論】[八七]若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは過去の世俗智をもなりや。答ふ、是くの加し。

過去・未來の世俗智は一切の有情が皆成就するを以っての故なり。此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるものゝ苦現觀の後二心の頃と、集・滅現觀の各の四心の頃と、道現觀の三心の頃と、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるものゝ、若し法智已に滅するも失せざるときとなり。

【本論】設し過去の世俗智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや。答ふ、若し已に滅するも已に失せざれは則ち成就す。

此は次前の所說の諸位の如し。

【本論】若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失すれば、則ち成就せず。

此は何の位に在りや。謂く、一切の異生と、若し已に正性離生に入れるものなれば苦現觀初二心

【八五】前とは、小七句中の第四句の第三項を指す。

【八六】前とは、小七句中の第四句の終り項に當る。

【八七】過去の法智を世俗智に對しての小七句問答。小七句問答の第一句―過去の法智―過去の世俗智。

滅するも已に失せるかなれば、則ち成就せず。

此は[八〇]前の「設し過去の他心智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや」の説の如し。

【本論】[八一]若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは過去・未來・現在の他心智をもなりや。答ふ、(一)有るは過去の法智を成就するも、過去・未來・現在の他心智に非らざるものあり。謂く、法智已に滅するも失せずして、未だ他心智を得せざるか、設ひ得するも已に失せるかのときなり。

此は[八二]前の「有るは過去の法智を成就するも、未來・現在の他心智を成就するに非らざるものあり」の説の如し。

【本論】(二)有るは過去の法智及び未來の他心智を成就するも、過去・現在の他心智に非らざるものあり。謂く、法智已に滅するも失せず、他心智、已に得するも失せずして未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかにして、現在前せざるときなり。

此は[八三]前の「有るは過去の法智の及び未來の他心智を成就するも、過去の他心智に非らざるものあり」の説の如し。

【本論】(三)有るは過去の法智及び過去・未來の他心智を成就するも、現在の他心智に非らざるものあり。謂く、法智と他心智とが、已に滅するも失せずして、他心智現在前せざるときなり。

此は[八四]前の「有るは過去の法智及び過去の他心智を成就するも、現在の他心智に非らざるものあり」の説の如し。

【八〇】前とは、小七句中の第一句の第二項を指す。

【八一】小七句問答の第七句―過去の法智―過去・未來・現在の他心智。

【八二】前とは、小七句中の第五句の第一項を指す。

【八三】前とは、小七句中の第六句の第二項を指す。

【八四】前とは、小七句中の第四句の第二項を指す。

此は次前の所說の諸位の如し。

【本論】 若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失すれば、則ち成就せず。

此は前の現在の他心智を成就するも、過去の法智を成就せざるときの說の如し。

【本論】[七七] 若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは過去・未來の他心智をもなりや。答ふ、(一)有るは過去の法智を成就するも、過去・未來の他心智を成就するに非らざるものあり。謂く、法智已に滅するも失せずして、未だ他心智を得せざるか、設ひ得するも已に失せるかのときなり。

此は、[七八]前の「有るは過去の法智を成就するも、未來・現在の他心智に非らざるものあり」の說の如し。

【本論】 (二)有るは過去の法智及び未來の他心智を成就するも、過去の他心智に非らざるものあり。謂く、法智已に滅するも失せず、他心智已に得するも失せずして、未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失せるかのときなり。

此は何の位に在りや。謂く、學なれば、法智已に滅するも失せずして、無漏の他心智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失して無色界に生じ未だ無學果を得せざるときとなり。

【本論】 (三)有るは過去の法智、及び過去・未來の他心智を成就するものあり。謂く、法智と他心智とが已に滅するも失せざるときなり。

此は[七九]前の「過去の法智と他心智とを成就する」說の如し。

【本論】 設し過去・未來の他心智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや。答ふ、若し已に滅するも失せざれば、則ち成就す。若し未だ滅せざるか、設ひ

【七七】 小七句問答の第六句―過去の法智―過去・未來の他心智、

【七八】 前とは前の第五句中の第一項を指す。

【七九】 前とは、小七句中の第一句の第一項を指す。

【本論】[七六]若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは未來・現在の他心智をもなりや。答ふ、(一)有るは過去の法智を成就するも、未來・現在の他心智を成就するに非らざるものあり。謂く、法智已に滅するも失せずして、未だ他心智を得せざるか、設ひ得するも已に失するかのときなり。

此は何の位に在りや。謂く、未だ欲染を離れざるもの、苦現觀の後の二心の頃と、集・滅現觀の各の四心の頃と、道現觀の三心の頃と、初二沙門果を得するもの及び未だ欲染を離れざる學の練根し已れるもの、法智已に滅するも失せざるときとなり。

【本論】(二)有るは過去の法智及び未來の他心智を成就するも、現在の他心智を成就するに非らざるものあり。謂く、法智已にす滅するも失せず、他心智已に得するも失せずして、現在前せざるときなり。

此は何の位に在りや。謂く、已に欲染を離れて正性離生に入れるもの、苦現觀の後の二心の頃と、集・滅現觀の各の四心の頃と、道現觀の三心の頃と、後の二沙門果を得するもの及び已に欲染を離れし學・無學の練根し已れるもの、法智已に滅するも失せずして、他心智現在前せざるときとなり。

【本論】(三)有るは過去の法智及び未來・現在の他心智を成就するものあり。謂く、法智已に滅するも失せずして、他心智現在前するときなり。

此は前の過去の法智・現在の他心智を成就する說の如し。

【本論】設し未來・現在の他心智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや。答ふ、若し已に滅するも失せざれば、則ち成就す。

【七六】小七句問答の第五句―過去の法智―未來・現在の他心智。

學果を得せざるときとなり。

【本論】（二）有るは過去の法智及び過去の他心智を成就するも、現在の他心智を成就するに非らざるものあり。謂く、法智と他心智とは已に滅するも失せずして、他心智が現在前せざるときなり。

此は何の位に在りや。謂く、已に欲染を離れて正性離生に入れるもの丶苦現觀の後の二心の頃と、集・滅現觀の各の四心の頃と、道現觀の三心の頃と、後の二沙門果を得するもの及び已に欲染を離れし學・無學の練根し已れるもの丶、法智已に滅するも失せずして他心智現在前せざるときと、若し學なれば、無漏の他心智已に滅するも失せずして無色界に生じ未だ無學果を得せざるときとなり。

【本論】（三）有るは過去の法智及び過去・現在の他心智を成就するものあり。謂く、法智已に滅するも失せずして、他心智現在前するときなり。

此は何の位に在りや。謂く、後の二沙門果を得するもの及び已に欲染を離れし學・無學の練根し已れるもの丶、法智已に滅するも失せずして、他心智現在前するときなり。

【本論】設し過去・現在の他心智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや。答ふ、已に滅するも失せざれば則ち成就す。

此は次前の所説の諸位の如し。

【本論】若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失すれば則ち成就せず。

此は何の位に在りや。謂く、諸の異生にして他心智を起して現在前する時と、若しくは、後の二沙門果を得するもの及び已に欲染を離れし學・無學の練根し已れるもの丶法智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかにして、而も他心智現在前する時となり。

【本論】[七四]若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは現在の他心智をもなりや。
答ふ、若し現在前すれば、則ち成就す。
此は何の位に在りや。謂く、後の二沙門果を得するもの及び已に欲染を離れし學・無學の練根し已れるもの〻、法智已に滅するも失せずして、他心智現在前するときなり。
【本論】設し現在の他心智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや。
答ふ、若し已に滅するも失せざれば則ち成就す。
此は次前の所說の諸位の如し。
【本論】若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失すれば、則ち成就せず。
此は何の位に在りや。謂く、諸の異生にして他心智を起して現在前する時と、若しくは後の二沙門果を得するもの及び已に欲染を離れし有學・無學の練根し已れるもの〻、法智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかにて、而も他心智を現在前するときとなり。
【本論】[七五]若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは過去・現在の他心智をもなりや。答ふ、(一)有るは過去の法智を成就するも、過去・現在の他心智を成就するに非らざるものあり。謂く、法智已に滅するも失せずして、他心智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかにして、現在前せざるときなり。
此は何の位に在りや。謂く、未だ欲染を離れずして正性離生に入れるもの〻苦現觀の後の二心の頃と、集・滅現觀の各の四心の頃と、道現觀の三心の頃と、初二沙門果を得するもの及び未だ欲染を離れざる學の練根し已れるもの〻、法智已に滅するも失せざるときと、若し學なれば法智已に滅するも失せずして無漏の他心智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失して無色界に生じ未だ無

【七四】小七句問答の第三句―過去の法智―現在の他心智。

【七五】小七句問答の第四句―過去の法智―過去・現在の他心智。

生ずるときと、若しくは已に欲染を離れて正性離生に入れるもの丶苦現觀の初の二心の頃と、後の二沙門果を得するもの及び已に欲染を離るゝ學・無學の練根し已れるもの丶、法智未だ滅せざるか、設ひ、滅するも已に失するかのときと、若し學なれば、無漏の他心智已に滅するも失せずして、法智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかにて[七〇]無色界に生じて未だ無學果を得せざるときとなり。

【本論】[七一]若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは未來の他心智をもなりや。答ふ、若し已に得して失せざれば、成就す。

此の中、已に得すとは、已に欲染を離るゝを謂ひ、失せずとは、退して欲染を起さゞるを謂ふ。此は何の位に在りや。謂く、已に欲染を離れて正性離生に入れるもの丶苦現觀の後の二心の頃と、集・滅現觀の各の四心の頃と、道現觀の三心の頃と、後の二沙門果を得するもの及び已に欲染を離れし學・無學の練根し已れるもの丶、法智已に滅して失せざるときと、若し學なれば、欲界に在りて法智已に滅するも失せずして、色・無色界に生じて未だ無學果を得せざるときとなり。

【本論】設し未來の他心智を成就するものなれば、彼れは過去の法智もなりや。答ふ、若し已に滅するも失せざれば、則ち成就す。

此は次前の所說の諸位の如し。

【本論】若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかなれば、則ち成就せず。

此は何の位に在りや。謂く、諸の異生にして已に他心智を得して失せざるときと、若しくは已に欲染を離れて正性離生に入れるもの丶苦現觀の初の二[七二]心の頃と、後の二沙門果を得するもの及び已に欲染を離れし學・無學の練根し已れるもの丶、法智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかのときと、若し學なれば、欲界に在りて法智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失して[七三]色・無色界に生ずるときと、設ひ已に滅するも失せずして彼れに生じ無學果を得するときとなり。

【七〇】茲に「無色界に生じて云云」の規定を設けしは、無色界に生じて得果せば、過去の無漏の他心智を捨することとなるが故なり。

【七一】小七句問答の第二句—過去の法智—未來の他心智、

【七二】心は大正本に無きも、三本宮本によりて之を補へり。

【七三】法智を起し得るは、欲界生のものに限る。故に欲界に於て法智を起して成就せるものが、得果等の爲め之を捨し、且つ上界に生ぜし時は、過去の法智を成就せざるなり。

とは、法智を類智に對して小七句を作すが如く、集・滅・道智に對して小七句を作すことも亦、爾りとなり。差別有るをいへば、各、自の名を說くとき應に隨つて說くことなり。

【本論】[六四]若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは過去の他心智をもなりや。

答ふ、若し已に滅するも失せざれば、則ち成就す。

此は何の位に在りや。謂く、[六五]已に欲染を離れて正性離生に入れるもの﹅苦現觀の後の二心の頃と、集・滅現觀の各の四心の頃と、道現觀の三心の頃と、[六六]後の二沙門果を得するもの及び已に欲染を離れし學・無學の練根し已れるもの﹅、法智已に滅するも失せざるときと、若し學なれば法智と無漏の他心智とが已に滅するも失せずして、無色界に生じて未だ無學果を得せざるときとなり。

【本論】若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失すれば、則ち成就せず。

此は何の位に在りや。謂く、未だ欲染を離れずして正性離生に入れるもの﹅苦現觀の後の二心の頃と、集・滅現觀の各の四心の頃と、道現觀の三心の頃と、[六七]初二沙門果を得するもの及び未だ欲染を離れざる學の練根し已れるもの﹅、若し法智已に滅するも失せざるときと、若し學なれば法智已に滅するも失せず無漏の他心智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失して無色界に生じ[六八]未だ無學果を得せざるときとなり。

【本論】設し、過去の他心智を成就するものなれば、彼れは過去の法智もなりや。

答ふ、若し已に滅するも失せざれば則ち成就す。

此は前の[六九]倶を成就するの說の如し。

【本論】若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失すれば、則ち成就せず。

此は何の位に在りや。謂く、諸の異生にして欲界に生じて已に欲染を離る﹅ときと、及び色界に

【六四】**過去の法智を他心智に對しての小七句問答。**
小七句問答の第一句—過去の法智—過去の他心智。

【六五】「已に欲染を離る」とは、過去の他心智を成就することを顯はすなり。

【六六】後の二沙門果を得するものとは、不還者及び阿羅漢をいひ、こは已に欲染を離るるが故に、過去の他心智を成就するなり。

【六七】初二沙門果を得するものとは、預流者・一來者をいひ、こは未だ欲染を斷盡せざるが故に、他心智を起すこと能はざるなり。

【六八】玆に「未だ無學果を得せざるとき」の規定を設けしは、若し得果せば過去の法智をも失することとなるをもつて、「過去の法智を成就す」といふ條件に反することとなればなり。因みに他心智は旣に失せるが故に、玆の得果と直接關係なし。

【六九】倶とは、過去の法智と過去の他心智との二を指す。

滅するも已に失するかにて、而も現在前するときとなり。

【本論】 (四)有るは過去の法智及び過去・未來の類智を成就するも、現在に非らざるものあり。謂く、法・類智已に滅して失せず、類智現在前せざるときなり。

此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるものゝ集・滅・道現觀の各の前三心の頃と、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるものゝ、法智・類智已に滅するも失せずして、類智の現在前せざるときとなり。

【本論】 (五)有るは過去の法智及び過去・未來・現在の類智を成就するものあり。謂く、法・類智已に滅して失せず、類智現在前するときなり。

此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるものゝ集・滅現觀の各の後の一心の頃と、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるものゝ法智・類智已に滅するも失せずして、而も類智現在前するときとなり。

【本論】 設し過去・未來・現在の類智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや。答ふ、若し已に滅するも失せざれば則ち成就す。

此は次前の所説の諸位の如し。

【本論】 若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失すれば則ち成就せず。

此は何の位に在りや。謂く、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるものゝ、若し類智已に滅するも失せずして、亦、現在前し、法智は未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかのときなり。[六二]

【本論】[六三] 類智に對して小七を作すが如く、集・滅・道智に對しても亦、爾り。

【六二】「類智已に滅して失せず」とは過去の類智を成就することを顯はし、「亦、現在前す」とは亦、現在のも成就することを顯はし、更に、之によりて必然に未來の類智を成就することをも顯はすなり。

【六三】 **過去の法智を、集・滅・道智に對しての小七句問答。**

此は次前の所説の諸位の如し。

【本論】若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかなれば、則ち成就せず。

此は何の位に在りや。謂く、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるもの丶、類智已に滅するも失せずして法智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失せるかのときなり。

【本論】[六〇]若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは過去・未來・現在の類智をもなりや。答ふ、(一)有るは過去の法智を成就するも、過去・未來・現在の類智に非らざるものあり。謂く法智已に滅して未だ類智を得せざるときなり。

此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるもの丶苦現觀一心の頃にして、苦類智忍の時を謂ふ。

【本論】(二)有るは過去の法智及び未來の類智を成就するも、過去・現在に非らざるものあり。謂く、法智已に滅するも失せずして、已に類智をし得、未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかにて、現在前せざるときなり。

此は何の位に在りや。謂く、一來・不還果を得するもの及び學の練根し已れるもの丶、若し法智已[六一]に滅するも失せず類智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかにして、現在前せざるときなり。

【本論】(三)有るは過去の法智及び未來・現在の類智を成就するも、過去に非らざるものあり。謂く、法智已に滅失せず類智現在前し、未だ滅せざるか、設ひ滅すも已に失するかのときなり。

此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるもの丶苦現觀の後の一心の頃と、一來・不還果を得するもの及び學の練根し已れるもの丶、若し法智已に滅失せず、類智未だ滅せざるか、設ひ

【六〇】小七句問答の第七句―過去の法智―過去・未來・現在の類智。

【六一】「法智已に滅して失せず」とは過去の法智を成就することを顯はし、「類智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するか」とは過去の類智を成就せざることを顯はし、「現在前せず」とは現在の成就せざることを顯はす、而して未來の類智を成就することを明示せざるは一來、不還等の得果の時、過去なる類智は捨するも、其の初刹那に必ず未來修として類智をも得すればなり。練根時も之に準ず。

だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかにて、而も類智現在前するときなり。

【本論】[五九]若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは過去・未來の類智をもなりや。答ふ、(一)有るは過去の法智を成就するも、過去・未來の類智に非らざるものあり。謂く、法智已に滅して、未だ類智を得せざるときなり。

此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるもの丶苦現觀の一心の頃にして、苦類智忍の時を謂ふ。

【本論】(二)有るは過去の法智及び未來の類智を成就するも、過去の類智を成就するに非らざるものあり、謂く、法智已に滅するも失せずして、已に類智を得するも未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかのときなり。

此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるもの丶苦現觀の後の一心の頃と、一來・不還果を得するもの及び學の練根し已れるもの丶、若し法智已に滅するも失せずして、類智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかのときとなり。

【本論】(三)有るは過去の法智及び過去・未來の類智を成就するものあり。謂く、法・類智已に滅するも失せざるときなり。

此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるもの丶集・滅現觀の各の四心の頃と、道現觀の三心の頃と、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるもの丶、法智・類智已に滅するも失せざるときとなり。

【本論】設し過去・未來の類智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや。答ふ、若し已に滅するも失せざれば、則ち成就す。

【五九】小七句問答の第六句—過去の法智—過去未來の類智。

や。答ふ、(一)有るは過去の法智にして未來・現在の類智に非らざるものあり、謂く、法智[三八]已に滅して未だ類智を得せざるときなり。

此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるもの丶苦現觀一心の頃にして、苦類智忍の時を謂ふ。

【本論】(二)有るは過去の法智及び未來の類智にして、現在に非らざるものあり。謂く、法智已に滅するも失せずして、已に類智を得し、現在前せざるときなり。

此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるもの丶集・滅・道現觀の各の前三心の頃と、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるもの丶、若し法智已に滅するも失せずして類智現在前せざるときとなり。

【本論】(三)有るは過去の法智及び未來・現在の類智を成就するものあり。謂く、法智已に滅するも失せずして、類智現在前するときなり。

此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるもの丶苦・集・滅現觀の各の後の一心の頃と、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるもの丶若し法智已に滅するも失せずして類智現在前するときとなり。

【本論】設し、未來・現在の類智を成就するものなれば彼れは、過去の法智をもなりや。答ふ、若し已に滅するも失せざれば、則ち成就す。

此は次前の所說の諸位の如し。

【本論】、若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかなれば、則ち成就せず。

此は何の位に在りや。謂く、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるもの丶、法智未

【三八】「已に滅して」は發智論には「已に滅して失せず」とあるも、玆は今、苦類智忍の位に當るをもつて、見道位中には失すること無きが故に、「失せず」の條件を必要とせず、故に今は暫らく、婆沙論の本文に隨ひ置くこととせり。

【本論】（三）有るは過去の法智及び現在の類智にして、過去に非らざるものあり。謂く、法智已に滅するも失せずして、類智現在前し、未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失せるかのときなり。

此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるものゝ苦現觀の一心の頃――謂く苦類智の時なり――と、一來・不還果を得するもの及び學の練根し已れるものゝ、若し法智已に滅するも失せず、類智未だ滅せざるか、先に滅するも已に失するかにして而かも現在前するときとなり。

【本論】有るは過去の法智及び過去と現在との類智を成就するものあり。謂く、法・類智已に滅するも失せずして類智現在前するときなり。

此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるものゝ集・滅現觀の各の一心の頃――謂く、類智の時なり――と、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるものゝ法・類智已に滅するも失せずして而も類智現在前するときとなり。

【本論】設し過去・現在の類智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや。答ふ、若し已に滅するも失せざれば、則ち成就す。

此は以前の所說の諸位の如し。

【本論】若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかなれば則ち成就せず。

此は何の位に在りや。謂く、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるものゝ、若し類智已に滅するも失せずして法智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかにて、而も類智現在前するときなり。

【本論】[五七]若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは未來・現在の類智をもなり

【五七】小七句問答の第五句―過去の法智―未來・現在の類智、

類智現在前する時となり。

【本論】設し現在の類智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや。

答ふ、若し已に滅するも失せざれば、則ち成就す。

此は次前の所說の諸位の如し。

【本論】若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかなれば、則ち成就せず。

此は何の位に在りや。謂く、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるもの〻、法智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかにして、而も類智現在前するときなり。

【本論】[五六]若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは過去・現在の類智をもなりや。答ふ、(一)有るは過去の法智にして過去・現在の類智に非らざるものあり。謂く、法智已に滅するも失せずして、類智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかにして現在前せざるときなり。

此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるもの〻苦現觀一心の頃——謂く類智忍の時なり——と、*一來・不還果を得するもの及び學の練根し已れるもの〻、若し法智已に滅するも失せずして、類智未だ滅せざるか、先に滅するも已に失するかして現在前せざるときとなり。

【本論】(二)有るは過去の法智及び過去の類智にして、現在に非らざるものあり。

謂く、法・類智已に滅するも失せずして、類智現在前せざるときなり。

此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるもの〻集・滅・道現觀の各の三心の頃——類智の時を除くなり——と、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるもの〻、法智・類智已に滅するも失せずして、而も類智現在前せざるときとなり。

【五六】小七句問答の第四句—過去の法智—過去・現在の類智。

＊前註五二を照合すべし。

【本論】若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失すれば成就せず。

此は何の位に在りや。謂く[五三]四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるものの類智已に滅するも失せず、法智は未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかのときなり。

【本論】[五四]若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは未來の類智をもなりや

答ふ、若し得すれば成就す。

謂く、苦類智已に生ずるときなり。此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるものの苦現觀の後の一心の頃と、集・滅現觀の各の四心の頃と、道現觀の三心の頃と、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるものの、若し法智已に滅して失せざるときとなり。

【本論】設し未來の類智を成就するものなれば、彼れは過去の法智をもなりや。

答ふ、若し已に滅するも失せざれば、則ち成就す。

此は次前の所說の諸位の如し。

【本論】若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失すれば則ち成就せず。

此は何の位に在りや。謂く、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるものゝ、法智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかのときなり。

【本論】[五五]若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは現在の類智をもなりや。答ふ、若し現在前すれば成就す。

謂く、若し餘の智と諸忍とを起さず、無心位に非らざれば、此は定んで現前す。此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるものゝ苦・集・滅現觀の各の一心の頃——謂く類智の時なり——と、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるものゝ、若し法智已に滅するも失せずして

得るなり。更に、學の練根し已る位の第九解脫道には、四の法智と四の類智との隨一を現修するに、若し、法智を現修し終りて已に滅するも失せずんば、過去の法智を成就するも類智は成就せざるなり。

【五三】茲に「已に正性離生に入り云云」といふ見道位を說かざるは、見道位中に於ては過去の類智を成就して過去の法智を成就せざること必定して無ければなり。

【五四】小七句問答の第二句—過去の法智—未來類智。因みに、過去或は現在の類智を成就するものは、必ず、未來の類智をも成就することを想起せば、茲の文解し易し。

【五五】小七句問答の第三句—過去法智—現在の類智。

過去のは定んで成就するも、現在のは若し現在前すれば成就す。設し過去・現在のを成就するものなれば、彼れは未來のもなりや。答ふ、是くの如し。

[四八]若し現在の世俗智を成就するものなれば、彼れは過去・未來のもなりや。答ふ、是くの如し。設し過去・未來のを成就するものなれば、彼れは現在のもなりや。答ふ、若し現在前すれば成就するなり。

此等は前に准じて應に其の相を知るべきなり。

[四九]第十八節　八智の成就に關する小七句問答

【本論】[五〇]若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは過去の類智をもなりや。答ふ、若し已に滅するも失せざれば、則ち成就す。

此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるものの集・滅現觀の各の四心の頃と、道現觀の三心の頃と、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるものの、法智と類智とを起して已に滅して失せざるときとなり。

【本論】若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかなれば、則ち成就せず。

此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるものの、[五一]苦現觀の後の二心の頃と、[五二]一來・不還果を得するもの及び學の練根し已れるものの若し法智已に滅するも失せずして、類智未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失せるかのときとなり。

【本論】設し過去の類智を成就するものなれば、彼れは過去の法智もなりや。答ふ、若し已に滅するも失せざれば則ち成就す。

此は前の過去の法智及び類智を成就する位の說の如し。

【四八】歷六問答第六句―現在―過去・未來。

【四九】本節は、八智の一一に就きて、三世に於ける成就關係を、小七句問答の形式に嵌めて論究する段なり。因みに小七句問答の形式に關しては毘曇部九、頁三六〇を參照せよ。

【五〇】**過去の法智を類智に對しての小七句問答。**小七句問答の第一句―過去の法智―過去の類智。

【五一】苦現觀の後の二心の頃云々とは、苦類智忍の頃は過未の法智を成就するも類智は未だ得せざるが故に成就せず。又、苦類智の頃は、類智を得するも未だ滅せざるが故に過去の類智として成就せざるなり。

【五二】玆に預流と阿羅漢を說かざるは、預流果を得せし時は、道智と類智とを現修し、阿羅漢果を得せし時は、苦類智と集類智との二智を現修す。故に此の二聖が法智を起せし時は必ず已に過去の類智を成就し居るをもつて、今の場合に適應せざるなり、此に反して一來・不還果を得するとき卽ち、欲の修所斷の九解脫道は俗智と四の法智とを現修す、故に類智未だ滅せざるとき過去の法智を成就し

若し現在前すれば成就す。

此も亦、前所説の諸位の如し。

【本論】[四三]若し過去の世俗智を成就するものなれば、彼れは未來のもなりや。答ふ、是くの如し。設し未來のを成就するものなれば、彼れは過去のもなりや。答ふ、是くの如し。

【本論】[四四]若し過去の世俗智を成就するものなれば、彼れは現在のもなりや。答ふ、若し現在前すれば成就す。

一切の有情にして、過去・未來の世俗智を成就せざるもの無きが故たり。

謂く、若し諸の無漏の慧を起さず、無心位に非らざれば、此の世俗智は定んで現在前す。

【本論】設し現在のを成就するものなれば、彼れは過去のもなりや。答ふ、是くの如し。

【本論】[四五]若し未來の世俗智を成就するものなれば、彼れは現在のもなりや。答ふ、若し現在前すれば、成就す。設し現在のを成就するものなれば、彼れは未來のもなりや。答ふ、是くの如し。

[四六]若し過去の世俗智を成就するものなれば、彼れは未來・現在のもなりや。答ふ、未來のは定んで成就するも、現在のは若し現在前すれば成就す。設し未來・現在のを成就するものなれば、彼れは過去のもなりや。答ふ、是くの如し。

[四七]若し未來の世俗智を成就するものなれば、彼れは過去・現在のものなりや。答ふ、

【四三】**世俗智の成就に關する歷六問答。** 歷六問答第一句—過去—未來。

【四四】歷六問答第二句—過去現在、

【四五】歷六問答第三句—未來現在。因みに、以下の本文は發智論より補譯せしものなり。

【四六】歷六問答第四句—過去——未來・現在。

【四七】歷六問答第五句—未來—過去・現在。

るか」とは、過去のが無きことを顯はし、「現在前せず」とは、現在のが無きことを顯はす。此は何の位に在りや。謂く、若し學なれば、欲・色界に在りて未だ無漏の他心智を起さざると、設ひ起すも已に失すると、無色界に生ずると、設ひ起して失せざるも無色界に生じて無學果を得するとのときなり。

【本論】(二)有るは未來及び過去にして、現在に非らざるものあり。謂く、彼の已に滅して失せず、現在前せざるときなり。

此は何の位に在りや。謂く、欲界に生じて已に欲染を離るるも他心智が現在前せざると、若し色界に生ずるも他心智が現在前せざると、若し學なれば欲・色界に在りて已に無漏の他心智を起して失せざると、無色界に生じて未だ無學果を得せざるとのときなり。

【本論】(三)有るは未來のも及び過去・現在のもあるあり。謂く、彼の現在前するときなり。

即ち欲・色界に生ずる異生・聖者にして他心智が現在前する時なり。

【本論】設し過去・現在のを成就するものなれば、彼れは未來のもなりや。答ふ、是くの如し。

此は次前の所說の諸位の如し。

【本論】[四二] 若し現在の他心智を成就するものなれば、彼れは、過去・未來のもなりや。答ふ、是くの如し。

亦、次前の所說の諸位の如し。

【本論】設し過去・未來のを成就するものなれば、彼れは現在のもなりや。答ふ、

【四二】他心智の成就の歷六問答の第六句—現在——過去・未來、

如し。

此は次前の所説の如し。若し他心智現在前するときは、必ず過去の有漏の他心智を成就するも[三七]無漏なるものは則ち定まらず。

【本論】[三八]若し未來の他心智を成就するものなれば、彼れは現在のもなりや。答ふ、若し現在前すれば成就す。

此は[三九]前の「過去のを成就するものは現在のもなりや」の説の如し。

【本論】設し現在のを成就するものなれば、彼れは未來のもなりや。答ふ、是くの如し。

但し、現在のを成就するものは必ず未來のを有するが故なり。

【本論】[四〇]若し過去の他心智を成就するものなれば、彼れは未來・現在のもなりや。答ふ、未來のは定んで成就するも、現在のは若し現在前すれば成就す。

此は何の位に在りや。謂く、他心智現在前する時にして、卽ち欲・色界の異生・聖者なり。

【本論】設し未來・現在のを成就するものなれば、彼れは過去のもなりや。答ふ、是くの如し。

此は次前の所説の諸位の如し。

【本論】[四一]若し未來の他心智を成就するものなれば、彼れは過去・現在のもなりや。答ふ、(一)有るは未來にして過去・現在に非ざるものあり。謂く、彼の已得不失にして未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかにして、現在前せざるときなり。

此の中、「已得不失」とは、未來のが有ることを顯はし、「未だ滅せざるか設ひ滅するも已に失す

【三七】「無漏なるものは則ち定まらず」とは聖者が始めて無漏の他心智を現前するときは、過去の他心智を成就せざるも、初起に非らざれば過去のを成就するをいふ。

【三八】他心智の成就の歴六問答の第三句—未來—現在、

【三九】前とは他心智成就の歴六問答の第二句を指す。

【四〇】他心智の成就の歴六問答第四句—過去—未來・現在、

【四一】他心智の成就の歴六問答の第五句—未來—過去・現在、

有るをいへば、各、自名を說くとき應に隨つて說く點なり。

【本論】[三三]若し過去の他心智を成就するものなれば、彼れは未來のもなりや。答ふ、是の如し。

但し、過去のを成就するものは、必ず未來のを成就するが故なり。此は何の位に在りや。謂く、欲界に生じて已に欲染を離れしもの、若しくは色界に生ずるもの、若し學なれば、欲・色界に在りて已に無漏の他心智を起して失せざるものと、[三四]無色界に生じて未だ無學果を得せざるものとなり。

【本論】設し未來のを成就するものなれば、彼れは過去のもなりや。答ふ、若し已に滅して、失せざれば則ち成就す。

此は次前の所說の諸位の如し。

【本論】若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかなれば、則ち成就せず。

此は何の位に在りや。謂く學なれば、欲・色界に在りて未だ無漏の他心智を起さざると、設ひ起すも已に失して[三五]無色界に生ずると、設ひ起すも失せずして無色界に生じて無學果を得するとなり。

【本論】[三六]若し過去の他心智を成就するものなれば、彼れは現在のもなりや。答ふ、若し現在前すれば成就す。

謂く、若し餘の智と諸忍とを起さず、無心位に非らざれば、爾の時、此の智は定んで現在前す。此は何の位に在りや。謂く諸の聖者、或は諸の異生の欲・色界に生ずるものにして、此の他心智を現在前する時なり。

【本論】設し現在のを、成就するものなれば、彼れは過去のもなりや。答ふ、是くの

【三三】他心智の成就に關する歷六問答、歷六問答第一句—過去—未來、

【三四】無漏の他心智は、無色界に生ずるも失すること無けれど、無色界に於ては色無きを以つて他心智を起すことを得ず。從つて無色界にて、一度之を失すれば過去の他心智を成就するを得ず。又、無漏は得果の故に之を捨す。故に今茲に「無色界に生じて未だ無學果を得せざるもの」との規定を設けしなり。

【三五】無色界に生ぜるものは、無色界に色無きをもつて、他心智を現起することを得ず。故に欲色界に於て無漏の他心智を起すも已に失せるものは、無色界に於ては、過去の他心智を成就し得ざるなり。

【三六】他心智成就の歷六問答第二句—過去—現在、

し、已に失するも而も現在前するかのときとなり。

【本論】（四）有るは未來のも及び過去・現在のもあるあり。謂く、彼の已に滅するも失せずして亦、現在前するものなり。

此の中、「已に滅するも失せず」とは、過去のが有ることを顯はし、「亦、現在前す」とは、現在のが有ることを顯はす。若し過去・現在のが有れば、必ず未來のも有るなり、此は[三〇]前の「過去の法智を成就するものは現在のもなりや」の說の如し。

【本論】設し過去・現在のを成就するものなれば、彼れは未來のもなりや。答ふ、是くの如し。

但し、過去・現在のを成就するものは、必ず未來のも成就するが故なり。

【本論】[三一]若し現在の法智を成就するものなれば、彼れは過去・未來のもなりや。答ふ、未來のは定んで成就するも、過去のは若し已に滅して失せざれば則ち成就す。

前の三世の位に成就するものにつきて說けるが如し。

【本論】若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかなれば、則ち成就せず。

前の「未來・現在のを成就するも過去のは非らず」の說の如し。

【本論】設し過去・未來のを成就するものなれば、彼れは現在のもなりや。答ふ、若し現在前すれば成就す。

前の三世の位に成就するものにつきて說けるが如し。

【本論】[三二]法智の歷六の如く、類・苦・集・滅・道智も、亦爾り。

とは、法智が三世に依りて六句の問答を有するが如く、類・苦・集・滅・道智も亦、爾りとなり。差別

【三〇】前とは註二十の項の歷六問答の第二句を指す。

【三一】法智成就の歷六問答の第六句――現在―過去・未來。

【三二】類智及び四諦智の成就に關する歷六問答。

ふ、(一)有るは未來にして、過去・現在に非らざるものあり。謂く、彼の已得にして未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかにして、現在前せざるなり。

此の中、「已得」とは未來のを有することを顯はし、「未だ滅せざるか設ひ滅するも已に失するか」とは、過去のが無きことを顯はし、「現在前せず」とは、現在のが無きことを顯はすなり。此は何の位に在りや。謂く、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるものの、若し法智未だ已に滅を起さざるか、先に已に滅を起せるものなれば已に失するかにて、及び現在前せざるときなり。

【本論】(二)有るは未來及び過去にして、現在に非らざるものあり。謂く、彼の已に滅するも失せずして、現在前せざるときなり。

此の中、「已に滅し、失せず」とは、過去のが有ることを顯し、「現在前せず」とは、現在のが無きことを顯す。但し、過去のが有れば必ず、未來のも有るなり。此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるものの苦現觀の後の二心の頃と、集・滅現觀の各の三心の頃——法智の時を除く——と、道現觀の二忍心の頃と、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるものの、若し法智已に滅するも失せずして、現在前せざるときとなり。

【本論】、(三)有るは未來及び現在にして、過去に非らざるものあり。謂く、彼の現在前して、未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかのときなり。

此の中、「現在前す」とは、現在のが有ることを顯はし、「未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかのとき」とは、過去のが無きことを顯す。但し現在のが有れば必ず未來のも有るなり。此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるものの苦現觀の一心の頃——謂く苦法智の時なり——と、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるものの、若し法智未だ滅せざるか、先に滅

此は何の位に在りや。謂く已に正性離生に入れるものの苦現觀一心の頃――謂く、苦法智の時なり――と、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるものの、若し法智、[二三]未だ已に滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかにて而も法智現在前するときとなり。

【本論】[二四]若し未來の法智を成就するものなれば、彼れは現在のものなりや。答ふ、若し現在前せば、成就す。

此は何の位に在りや。謂く已に正性離生に入れるものの苦・集・滅・道現觀の各の一心の頃――謂く四法智の時なり――と、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるものの若し法智現在前するときとなり。

【本論】設し現在のを成就するものなれば、彼れは未來のものなりや。答ふ、是くの如し。

若し現在の法智を成就するものなれば、必ず未來のも成就するが故なり。

【本論】[二五]若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは未來・現在のものなりや。答ふ、未來のは定んで成就し、現在のは若し現在前すれば、成就す。

此は[二六]前の「過去の法智を成就するものなれば、彼れは現在のものなりや」の場合の說の如し。

【本論】若し未來・現在のを成就するものなれば、彼れは過去のものなりや。答ふ、若し已に滅して失せざれば則ち成就し、若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失せるかなれば則ち成就せず。

此は前の[二七]「設し現在のを成就するものなれば、彼れは過去のものなりや」の[二八]說の如し。

【本論】[二九]若し未來の法智を成就するものなれば、彼れは過去・現在のものなりや。答

【二三】未だ已に滅せざるときなれば過去のを成就する理なく、又、設ひ滅したりとも、已に失する限り過去のを成就せず、而して今、法智現在前するときなれば現在のを成就するなり。

【二四】法智成就の歷六問答第三句――未來―現在、

【二五】法智成就の歷六問答第四句――過去―未來・現在、

【二六】前とは註二十の項の歷六問答の第二句を指す。

【二七】大正本には設の上に說の字あるも三本、宮本によりて之を除却せり。

【二八】說は大正本に設とあるも說の誤植につき訂正す。

【二九】法智成就の歷六問答の第五句――未來―過去・現在、

の頃と、四沙門果を得するもの及び[一七]學・無學の練根し已れるものの、若し法知已に滅して、失せざるときとなり。

【本論】設し未來のを成就するものなれば、彼れは過去のものなりや。答ふ、若し已に滅して、失せざれば則ち成就す。

謂く、前所說の諸位なり。

【本論】若し未だ滅せざるか、[一九]設ひ滅するも已に失するかなれば、則ち成就せず。

此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるものの苦現觀一心の頃――謂く苦[一八]法智の時なり――と、四沙門果を得するもの及び、學・無學の練根し已れるものの法智未だ滅せざるか、[一九]設ひ滅するも已に失するかのときなり。謂く、得果と練根と或は退との故に失するなり。

【本論】[二〇]若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは現在のものなりや。答ふ、若し現在前すれば、成就す。

謂く、若し類智・諸忍或は世俗智も起らず、[二一]無心位にも非らざれば、爾の時、法智は定んで現在前す。此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるものの集・滅・道現觀の各の一心の頃――謂く三法智の時なり――と、四沙門果を得するもの及び學・無學の練根し已れるものの、[二二]若し法智已に滅するも失せず。及び、現在前するときとなり。

【本論】設し現在のを成就するものなれば、彼れは過去のものなりや。答ふ、已に滅するも失せざれば則ち成就す。

此は次前の所說の諸位の如し。

【本論】若し未だ滅せざるか、設ひ滅するも已に失するかなれば則ち成就せず。

過去ー未來、

【一七】學・無學の練根とは、信勝解が練根して見至となり、時解脫が練根して不時解脫となるをいふ。

【一八】苦現觀一心時の苦法智が現前するときには、未だ滅せざるが故に、過去の法智を未だ成就せざるも、未來の法智は之を成就するなり、是れ「若し未だ滅せざるか」の條件に相當する一の場合なり。

【一九】こは「設ひ滅するも已に云云」の條件に相當する場合なり。

【二〇】法智成就の歷六問答第二句ー過去ー現在、

【二一】無心位とは、無想定或は、滅盡定等の位をいふ。

【二二】「若し法智已に滅して失せず」とは過去の法智を成就することを顯し、「及び現在前するとき」とは現在の法智を成就することを示すものなり。

し得するものなれば、成就す。設し道智を成就するものなれば、彼れは苦智をもなりや。答ふ、是くの如し。

[12] 若し集智を成就するものなれば、彼れは滅智をもなりや。答ふ、若し得するものなれば、成就す。設し滅智を成就するものなれば、彼れは集智をもなりや。答ふ、是くの如し。若し集智を成就するものなれば、彼れは道智をもなりや。答ふ、若し得するものなれば、成就す。設し道智を成就するものなれば、彼れは集智をもなりや。答ふ。是くの如し。

[13] 若し滅智を成就するものなれば、彼れは道智をもなりや。答ふ、若し得するものなれば、成就す。設し道智を成就するものなれば、彼れは滅智をもなりや。答ふ、是くの如し。

然るに法智・類智及び四諦智は、若し得して以後なれば、恒時に成就す。[14]他心智の有漏なるものは、已離欲染にして若し退して欲界の煩惱を起さざるものと、及び無色界に生ぜざるものとなれば、恒時に成就し、無漏なるものは已離欲染にして、若し退して欲界の煩惱を起さざれば恒時に成就す。世俗智は一切の有情が恒時に成就す。是れを此處に略毘婆沙と謂ふなり。

[15] 第十七節　八智の成就に關する歷六問答

【本論】[16] 若し過去の法智を成就するものなれば、彼れは未來のもなりや。答ふ、是くの如し。

此は過去のを成就するものは、必ず未來のも成就するが故なり。此は何の位に在りや。謂く、已に正性離生に入れるものの苦現觀の後の二心の頃と、集・滅現觀の各の四心の頃と、道現觀の三心

【一二】 集智を中心としての八智成就に關する一行問答。

【一三】 滅智を中心としての八智成就に關する一行問答。

【一四】 有漏の他心智は色界繫なるをもつて無色界に生ぜしものは、之を捨すなり。故に玆に有漏の他心智に於ては「無色界に生ぜざれば」との規定を設く。然るに無漏の他心智は不繫なるが故に無色界に生ずるも之を成就するをもつて、無漏の他心智の場合は、「無色界に生ぜば」との規定を設けざるなり。

【一五】 本節は八智の一一について、三世中に於ける成就關係を歷六問答の形式に嵌めて論究せる段なり。因みに歷六問答の形式に就ては、毘曇部九、頁三二七を參照せよ。

【一六】 法智の成就に關する歷六問答。歷六問答第一句—

や。答ふ、若し得して失せざるものなれば、成就す。若し他心智を成就するものなれば、彼れは道智をもなりや。答ふ、若し得するものなれば、成就す。設し道智を成就するものなれば、彼れは他心智をもなりや。答ふ、若し得して失せざるものなれば、成就す。

一〇 若し世俗智を成就するものなれば、彼れは苦智をもなりや。答ふ、若し得するものなれば、成就す。設し苦智を成就するものなれば、彼れは世俗智をもなりや。答ふ、是くの如し。若し世俗智を成就するものなれば、彼れは集智をもなりや。答ふ、若し得するものなれば成就す。設し集智を成就するものなれば、彼れは世俗智をもなりや。答ふ、是くの如し。若し世俗智を成就するものなれば、彼れは滅智をもなりや。答ふ、若し得するものなれば成就す。設し滅智を成就するものなれば、彼れは世俗智をもなりや。答ふ、是くの如し。若し世俗智を成就するものなれば、彼れは道智をもなりや。答ふ、若し得するものなれば、成就す。設し道智を成就するものなれば、彼れは世俗智をもなりや。答ふ、是くの如し。

一一 若し苦智を成就するものなれば、彼れは集智をもなりや。答ふ、若し得するものなれば、成就す。設し集智を成就するものなれば、彼れは苦智をもなりや。答ふ、是くの如し。若し苦智を成就するものなれば、彼れは滅智をもなりや。答ふ、若し得するものなれば、成就す。設し滅智を成就するものなれば、彼れは苦智をもなりや。答ふ、是くの如し。若し苦智を成就するものなれば、彼れは道智をもなりや。答ふ、若

【一〇】世俗智を中心としての八智成就に關する一行問答。

【一一】苦智を中心としての八智成就に關する一行問答。

なりや。答ふ、若し得するものなれば、成就す。若し類智を成就するものなれば、彼れは苦智もなりや。答ふ、是くの如し。設し苦智を成就するものなれば、彼れは類智もなりや。答ふ、若し得するものなれば、成就す。若し類智を成就するものなれば、彼れは集智もなりや。答ふ、若し得するものなれば、成就す。設し集智を成就するものなれば、彼れは類智もなりや。答ふ、是くの如し。若し類智を成就するものなれば、彼れは滅智もなりや。答ふ、若し得するものなれば、成就す。設し滅智を成就するものなれば、彼れは類智もなりや。答ふ、是くの如し。若し類智を成就するものなれば、彼れは道智もなりや。答ふ、若し得するものなれば、成就す。設し道智を成就するものなれば、彼れは類智もなりや。答ふ、是くの如し。

[九] 若し他心智を成就するものなれば、彼れは世俗智もなりや。答ふ、是くの如し。設し世俗智を成就するものなれば、彼れは他心智もなりや。答ふ、若し得して失せざるものなれば、成就す。若し他心智を成就するものなれば、彼れは苦智もなりや。答ふ、若し得するものなれば、成就す。設し苦智を成就するものなれば、彼れは他心智をもなりや。答ふ、若し得して失せざるものなれば、成就す。若し他心智を成就するものなれば、彼れは集智をもなりや。答ふ、若し得するものなれば、成就す。設し集智を成就するものなれば、彼れは他心智もなりや。答ふ。若し得して失せざるものなれば、成就す。若し他心智を成就するものなれば、彼れは滅智もなりや。答ふ、若し得するものなれば、成就す。設し滅智を成就するものなれば、彼れは他心智もなり

【九】他心智を中心としての八智成就に關する一行問答。

一切の有情にして世俗智を成就せざるもの無きが故なり。

【本論】 設し世俗智を成就するものなれば、彼れは法智もなりや。答ふ、若し、得するものなれば、成就す。

謂く、苦法智現前以後なり。

餘の智の一行は文に廣説するが如し。即ち

【本論】[三]若し法智を成就するものなれば、彼れは苦智もなりや。答ふ、是くの如し。設し苦智を成就するものなれば、彼れは、法智もなりや。答ふ、是くの如し。若し法智を成就するものなれば、彼れは、集智もなりや。答ふ、若し[四]得するものなれば、成就す。設し集智を成就するものなれば、彼れは法智もなりや。答ふ、是くの如し。若し法智を成就するものなれば、彼れは滅智もなりや。答ふ、若し[五]得するものなれば、成就す。設し滅智を成就するものなれば、彼れは法智もなりや。答ふ、是くの如し。若し法智を成就するものなれば、彼れは道智もなりや。答ふ、若し[六]得するものなれば、成就す。設し道智を成就するものなれば、彼れは法智もなりや、答ふ、是くの如し。

[七]若し類智を成就するものなれば、彼れは他心智をもなりや。答ふ、若し得して失せざるものなれば、成就す。設し他心智を成就するものなれば、彼れは類智もなりや。答ふ、若し[八]得するものなれば、成就す。若し類智を成就するものなれば、彼れは世俗智もなりや。答ふ、是くの如し。設し世俗智を成就するものなれば、彼れは類智も

【三】 以下の本文は發智論より之を補へるものなり。

【四】 茲に「得す」とは、集法智現前以後をいふ。

【五】 茲に「得す」とは、滅法智現前以後をいふ。

【六】 茲に「得す」とは、道法智現前以後をいふ。

【七】 類智を中心として八智成就に關する一行問答。

【八】 茲に「得」すとは苦類智現前以後を云ふ。

卷の第百十一（第三編　智蘊）

（智蘊第三中、七聖納息　第五之三、舊譯第五十九卷、頁四〇八中）

第十六節　八智の成就に關する一行問答[一]

【本論】[二]若し法智を成就するものなれば、彼れは類智もなりや。答ふ、若し得するものなれば、類智をも成就す。

此の中、得すとは、已得を得と名くるなり。謂く、苦類智現前以後なり。後の諸の得すの言は、皆、此の釋に准ず。

【本論】設し類智を成就するものなれば、彼れは法智もなりや。答ふ、是くの如し。

謂く、苦法智現前以後なれば、法智・苦智は恒に成就するが故に。

【本論】若し法智を成就するものなれば、彼れは他心智もなりや。答ふ、若し得して失せざるものなれば、成就す。

此の中、得すとは、已離欲染を謂ひ、失せざるものとは、退して欲界の煩惱を起さざるを謂ふ。

【本論】設し他心智を成就するものなれば、彼れは法智もなりや。答ふ、若し得するものなれば、成就す。

謂く、苦法智現前以後なり。

【本論】若し法智を成就するものなれば、彼れは世俗智もなりや。答ふ、是くの如し。

【一】本節は八智中に於て、前の一を成就する場合、之を後の一一に對して、それをも成就するや否やの關係を明にせんとする段なり。

【二】法智を中心として、八智の成就に關する一行問答。

すやと。諸の苾芻の言く、我等の所證は皆、彼れに依らずと。蘇尸摩の言く、若し彼れに依らざれば、如何が證することを得るやと。諸の苾芻の曰く、我等は皆、是れ慧解脫者なりと。時に、蘇尸摩聞き已りて[九七]芒然として謂ふ所を識らず。便ち是の念を作す、脫し我が親友が此の義を問はば、我れは當に云何にすべきやと。還りて佛所に詣り是くの如き義を問ふに、世尊の告げて曰く、「蘇尸摩よ、當に知るべし、先に法住智有り後に涅槃智あり、」と。蘇尸摩の曰く、我れ今、知らず、何ものか法住智にして、何ものか涅槃智なるやを。佛の言はく、汝の知ると知らざるとに隨らず、然かも法は應に爾るべきなり。時に蘇尸摩は先願を果さず。然かも彼の五百の應眞の苾芻は未至定に依りて漏盡を得已りて後、方に能く、根本等至を起せり」と、此れに由るが故に知る、近分地の智は是れ法住智にして、根本地の智は是れ涅槃智なることを。』と

阿毘達磨大毘婆沙論卷第百十

【九七】芒然は大正本に忙然とあるも三本宮本によりて芒然と訂正せり。

住智にして、滅を知る智は是れ涅槃智なり」と。問ふ、若し爾らば、何が故に先に法住智有り後に涅槃智有りと說くや。答ふ、有る法住智は涅槃智の後に在りと雖も、而も有る法住智は涅槃智の前に在るが故に、是の說を作すなり。復た說者有り、「流轉を知る智は是れ法住智にして、還滅を知る智は是れ涅槃智なり」と。復次に、緣起を知る智は是れ法住智にして、緣起の滅を知る智は是れ涅槃智なり。復次に、生死を知る智は是れ法住智にして、生死の滅を知る智は是れ涅槃智なり。有餘師の說く『近分地の智は是れ法住智にして、根本地の智は是れ涅槃智なり。云何が然るを知るやといへば、經を量と爲すが故なり。[九三]契經に說くが如し「諸の外道有り、共に集りて議して言く、佛の未だ出でざる時、我等は多く名譽・利養を獲たりしに、佛世に出ずるに由りて名利頓に絕すること、日既に出ずれば[九四]爝火輝を潛むるが如し。何の方便を設けてか名利を本の如くならしむる。然かも[九五]喬答摩に二事の勝あり。謂く、經論を善くすると形貌端嚴なるとなり。形貌は移し難しと雖も、而も經論は竊み易し。我等の衆內に蘇尸摩有り、念慧堅强にして、彼の法を竊むに堪へたり。若し彼の法を得ば名利は本の如くならんと。既に共に議し已りて、蘇尸摩に告げしに、彼は二緣に由りて遂に衆の請を受けたり。卽ち一に親友を愛すると、二に善根熟するとなり。便ち王舍城を出でて竹林精舍に詣り苾芻に謂ひて曰く、「我れは出家せんと欲す、」と。時に諸の苾芻は將に往いて佛に白す、佛は根性を知りて諸の苾芻を遣りて度して出家せしめ、具戒を受くることを與せり、彼れ後ち未だ久しからずして三藏の文を誦し、亦、少しく義を解せしをもて、竊かに是の念を作す、親友を利せんと欲するは、今正に是の時なりと。遂に竹林より出でて王舍城に還らんと欲す。然るに佛に遍照護法天眼有りて、恒に世間に、誰れか能く竊むものなりやを觀ぜり。時に五百の[九六]應眞の苾芻有りて蘇尸摩の前に自から已が德を讚へて我が生は已に盡き、梵行は已に立し、所作已に辨じ、後有を受けずといへり。蘇尸摩の曰く、仁等の所證は何定に依るや、初靜慮と爲すや、乃至無所有處と爲

【九三】契經とは前註に出せる、雜阿含卷第十四の蘇尸摩經を指す。

【九四】爝火とは、小さきたいまつの火。

【九五】喬は大正本に憍とあるも三本・宮本によりて喬と訂正せり。

【九六】應眞とは阿羅漢の古譯なり。因みに舊には茲に此の比丘は眞實の比丘なりとする說と佛の所化作なりとする說との二說を揭ぐ。

に說けるが如し。

[八九]問ふ、何が故に、第七を法住智と名くるや。答ふ、法とは是れ果にして住とは是れ因なり。果法の所住の因を知るが故に法住智と名く。謂く、三界の下・中・上の果の所住の因を知るを法住智と名くるなり。此の智は、唯、因の別相のみを知りて、[九〇]聖の行相には非らざるが故に、唯、世俗智のみの攝なり。有るが是の說を作す、「此は四智に通ず、謂く、法・類・世俗・集智なり」と。問ふ、若し爾らば、何が故に、是は一の世俗智なりと說くや。答ふ、實には無漏にも通ずるも、此の中、且らく是れ有漏なるもののみを說くなり。此は多分に因の別相を知るが故に。復た說者有り「前の六智は是れ因を知るの智なるが故に名けて法住と爲し、彼れに緣りて起る智を法住智と名く。此の智は道を知るも、集因を知るに非らざるをもて亦、四智の攝たり。謂く、法・類・世俗・道智なり」と。問ふ、若し爾らば何が故に、是の如き說を作すや「此は是れ無常・有爲・思の所作・緣より生ずるもの、盡法・滅法・離法・滅法なりと遍知す」と。無漏を豈に離法と名くることを得んやと。答ふ、此の中は但、應に是くの如き說に作るべし「此れは是れ無常・有爲・乃至滅法なりと遍知す」と、應に、離法と說くべからずして而も離法と說くは、聖者は亦、[九一]無漏を厭ひ、欣樂を生ぜざることを顯はさんと欲するが故に、離法と說くなりと。有餘は復說く、「前の因を知る智は是れ四智の性にして、今、彼を知る智を法住智と名く。故に此の法住智は彼の世俗智を知るをもて亦、離法を知るとも名くるなり」と。評して曰く、「應に知るべし、此の中初說を善と爲す」と。

[九二]世尊の說くが如し、「蘇尸摩よ、當に知るべし、先に法住智有り、後に涅槃智有ることを」と。問ふ、此の中、何者か是れ法住智にして、何者か是れ涅槃智なりや。有るが是の說を作す「集を知る智は是れ法住智にして、滅を知る智は是れ涅槃智なり」と。有餘は復た說く、「苦・集を知る智は是れ法住智にして、滅・道を知る智は是れ涅槃智なり」と。或は說者有り「苦・集・道を知る智は是れ法

【八九】 特に法住智の有漏無漏に關する異說。

【九〇】 聖の行相とは卽ち無漏の十六行相にして、こは共相のみを緣ずるも別相を緣ずるに非らず。然るに別相を緣ずるは唯世俗智のみなるが故に、因の別相を知る法住智を世俗智といへるなり。

【九一】 無漏を厭ひ云云とは、聖道は無漏なりと雖も、之れ涅槃に至るの船筏なるが故に、涅槃の岸に達するときは、之の聖道をも厭捨するをいふ。

【九二】 **法住智と涅槃智とに就て**　因みに、茲に引用さるる契經の文は雜阿含經卷第十四、(大正・二、頁九七中)に在り。

老死あるに非らずと知るものも亦、是れ四智なり。[八六]合して八智有り。過去・未來の生を緣として老死ありと知るものにも亦、各、八智あり。合して二十四智あるなり。第七の法住智は唯、是れ一の世俗智のみなるが故に、前に足して、二十五智あるなり。生を緣として老死ありと知るものの如く、乃至無明を緣として行ありと知るものも亦、爾り。是くの如くして合して二百七十五知有り。若し相續と刹那とを以つて分別すれば、則ち無量無邊の智事あるなり。此の中、世尊は十一支の三世差別に依りて各、七智を起すが故に但、七十七智事有りとのみ說くなり。

問ふ、何が故に現在を知るものを說かざるや。有るが是の說を作す、「七中の前の二は卽ち現在を知るものなり」と。復た說者有り、「七中の前の二は通じて三世を知るものなり。過去と未來とは了知すること難きが故に、復た別說するも、現在を知るものは爾からざるが故に、別說せざるなり」と。

[八七]此の七十七智事は幾か有漏にして幾か無漏なりや。答ふ、十一法住智は唯、有漏のみなり。唯、是れ世俗智の性の攝なるが故に。餘の六十六智は有漏と無漏とに通ず、四智の攝なるが故に。有るが是の說を作す「一切は皆、有漏と無漏とに通ず」と。幾か有漏を緣じ、幾か無漏を緣ずるや、答ふ、一切は皆、有漏を緣ず。幾か有爲にして幾か無爲なりや。答ふ、一切は皆、有爲なり。必ず、智の體は是れ無爲たること無きが故に。幾か有爲を緣じ幾か無爲を緣ずるや。答ふ、一切は皆、有爲を緣ず。幾か過去、幾か未來、幾か現在なりや。答ふ、一切は皆、三世に通ず。幾か過去を緣じ、幾か未來を緣じ、幾か現在を緣ずるや。答ふ、諸有の七中の前の二をして唯、現在のみを緣ぜしめんと欲するもの、彼れは二十二は過去を緣じ、二十二は未來を緣じ、二十二は現在を緣じ、十一は三世を緣ずと說くなり。諸有の、七中の前の二をして通じて三世を緣ぜしめんと欲するもの、彼れは、二十二は過去を緣じ二十二は未來を緣じ、三十三は三世を緣ずと說くなり。

此の智は正性離生に入ること等能はざるも、四緣に由るが故に修して現前せしむること、義は[八八]前

非らずと云へるなりとなり。

【八六】合は大正本に各とあるも、宮本によりて合と訂正せり。

【八七】七十七智の諸門分別。

【八八】前とは、前節の註七一の項を指す。

し此の法に依りて有支を緣ずる七智を起すものなれば、此の中に之を說くも、無明の所從の緣に依りては有支を緣ずる七智を起さざるが故に、此れを說かざるなり。

【本論】[八二]此の中、生を緣として老死ありと知る智等の七十七智事は、當に法智乃至道智なりと言ふべきや。答ふ、應に生を緣として老死ありと知る等の前六智は皆、是れ四智なりと言ふべし、謂く、法・類・世俗・集智なり。[八三]第七法住智は是れ一の世俗智なり。生を緣として老死ありと知る七智の如く、乃至無明を緣として行ありと知る七智につきても亦、爾り。

此の中、「法智なり」とは、欲界の生を緣として老死ありと知るもの等なり。「類智なり」とは、色・無色界の生を緣として老死ありと知るもの等なり。「世俗智・[八四]集智なり」とは、倶に三界の生を緣として老死ありと知るもの等なり。

問ふ、已に生を緣として老死あり等と說けるに何が故に、復た生を緣とせざる老死あるに非らず等と說くや。答ふ、論に二種あり、一には自の宗を立つるものにして、二には他の宗を遮するものなり。自の宗を立つるものとは、善說法者は善說法の宗を立て、惡說法者は惡說法の宗を立て、應理論者は應理論の宗を立て、分別論者は分別論の宗を立つるが如し。他の宗を遮するものとは、善說法者が惡說法の宗を遮し、惡說法者が善說法の宗を遮し、應理論者が分別論の宗を遮し、分別論者が應理論の宗を遮するが如し。若し但、生を緣として老死あり等とのみ說けば、或は有るが疑を生じ、爲めに言論を興して是くの如き說を作さん、[八五]「理未だ必ずしも爾らず」と。彼の疑を決して此の理の定まれることを顯はさんが爲めに、是の故に復た生を緣とせざる老死あるに非らず等と說くなり。

此の中、生を緣として老死ありと知るものは、是れ法・類・世俗・集の四智にして、生を緣とせざる

至依二無明緣行一亦爾、故有二七十七智事一」とて略出せるも、今は便宜上發智論の本文を揭げ置くこととせり。

【七八】彼は大正本に無きも三本宮本によりて之を補へり。

【七九】知は大正本に無きも三本・宮本によりて之を補へり。

【八〇】滅は大正本に滅とあるも、宮本・聖本によりて、減と訂正せり。

【八一】**無明所從の緣を知る智を說かざる理由。**

【八二】**七十七智事の八智分別。**

【八三】法住智が唯、世俗智なる理由に就ては、以下の註八九「特に法住智の有漏無漏に關する異說」の項を往見せよ。

【八四】集智なりとは、「三界の生を緣として老死ありと知る智」は、老死たる苦諦の因を知る智なるが故に、集智となるなり。

【八五】「理未だ必ずしも爾らず云云」とは、「生を緣として老死あり」と云ひしのみにては、未だ生を緣とせざる老死ありや否やに對し、決定的判斷を與へたるものに非らずして、考へ方によりては、有る老死は生を緣とするも、有る老死にして生を緣とせざるもののありとも考へらるるが故に、此の疑を決定せんがために「生を緣とせざる老死あるに

とは前の如し。

問ふ、世尊は何が故に此の契經を說くや。答ふ、世尊は、昔者、此の加行を門と爲し、路となすに由りて、……廣說すること前の如し。

【本論】[七五]云何が七十七智事なりや。謂く、(一)生を緣として老死ありと知る智、(二)彼の生を緣とせざる老死あるに非ざることを知る智、(三)過去の生を緣として老死ありと知る智、(四)彼の生を緣とせざる老死あるに非ざることを知る智、(五)未來の生を緣として老死ありと知る智、(六)彼の生を緣とせざる老死あるに非ざることを知る智、(七)及び法住智、此れは是れ無常・有爲・[七六]思の所作・緣より生ずるもの、盡法・滅法・離法・滅法なりと遍知するものなり。

[七七]是くの如く、有と取と愛と受と觸と六處と名色と識と行と無明とを緣として行ありと知る智、無明を緣とせざる行あるに非らざることを知る智、過去の無明を緣として行ありと知る智、彼の無明を緣とせざる行あるに非らざることを知る智、未來の無明を緣として行ありと知る智、[七八]彼の無明を緣とせざる行あるに非らざることを[七九]知る智、及び法住智、此の事は是れ無常・有爲・思の所作・緣より生ずるもの、盡法・[八〇]滅法・離法・滅法なりと遍知するものなり。

[八一]問ふ、此の中、何が故に、無明の所從の緣を知る智を說かざるや。答ふ、應に說くべくして而も說かざるは、當に知るべし此の義有餘なることを。復次に、若し法にして有支に攝せられ、有支を以つて因と爲し、是れ有支の果なれば、此の中に之を說くも、無明は亦、有支に攝せらるると雖も而も有支を以つて因となさず、亦、有支の果にも非らざるが故に此れを說かざるなり。復次に、若

緣ずることとなるなり。

【七〇】十一は三世を緣ずとは、十一有支の滅に趣く行を知る智をいひ、十一は非世を緣ずとは、十一有支の滅を知る智をいふ。

【七一】**四十四智事を現前する理由。** 此の問を生ぜし所以は、有部にては、正性離生に入るに就きても、得果し離染し、漏を盡すにも、嘗て、斯る智事を修し現前するに依ると爲すこと無く、從つてこれを修起するも直接之等の功德なきを以て無用に非らずやとの疑を生ずればなり。その答は本文の如し。

【七二】聖財とは、信・戒・聞・慧・捨・慚・愧の七聖財をいふ。

【七三】前節に於いて四十四智事のことに就きて說明せしを以つて、之と關連する七十七智事の解說を試むるは本節の課題なり。

【七四】七十七智事を說く、經文は、雜阿含經卷第十四、第三五七經、(大正・二、頁九九下)及びS.N. 12. 35-36. Avijjāpaccāyā. にあり。

【七五】**七十七智事の名目。**

【七六】思の所作は雜阿含には心所とあり、又發智論には心の所作とあり。

【七七】婆沙論は以下の本文を「如下依二生緣老死一起中七智上乃

四智事有りとのみ說くなり。

〔六四〕此の四十四智事は、幾か有漏にして幾か無漏なりや。答ふ、一切は皆、有漏・無漏に通ず。幾か有漏を緣じ幾か無漏を緣ずるや。答ふ、〔六五〕二十二は有漏を緣じ、二十二は無漏を緣ずるなり。幾か有爲にして、幾か無爲なりや。答ふ、一切は是れ有爲なり。幾が有爲を緣じ、幾が無爲を緣ずるや、答ふ、〔六六〕三十三は有爲を緣じ、十一は無爲を緣ず。幾か過去、幾か未來、幾か現在なりや。答ふ、一切は皆、三世に通ず。幾か過去を緣じ、幾か未來を緣じ、幾か現在を緣ずるや。答ふ、三十三は三世を緣じ、十一は非世を緣ずるなり。若し〔六七〕雜蘊の分位の三世の如くんば、應に〔六八〕三は過去を緣ずと言ふべし。謂く、行を知る智と行の集を知る智と識の集を知る智となり。三は未來を緣ず。謂く、老死を知る智と老死の集を知る智と生を知る智となり。十六は現在を緣ず。謂く、〔六九〕生の集を知る智、有を知る智、有の集を知る智、取を知る智、取の集を知る智、愛を知る智、愛の集を知る智、受を知る智、受の集を知る智、觸を知る智、觸の集を知る智、六處を知る智、六處の集を知る智、名色を知る智、名色の集を知る智、識を知る智なり。〔七〇〕十一は三世を緣じ、十一は非世を緣ず。

〔七一〕問ふ、是くの如き智事は、既に正性離生に入り、得果し、離染し及び諸漏を盡くすこと能はざるに、何に緣りて聖者は修して現前せしむるや。答ふ、四緣に由るが故なり。一には現法樂に住せんが爲めの故に、二には功德に遊戲せんが爲めの故に、三に本の所作を觀ぜんが爲めの故に、四には〔七二〕聖財を受けんが爲めの故なり。

〔七三〕第十五節　特に七十七智事に就きて

【本論】〔七三〕說くが如し、苾芻よ、吾は當に汝の爲めに七十七智事を說くべし。汝は應に諦かに聽き極めて善く作意すべし、乃至廣說。

問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、契經の義を廣く分別せんが爲めの故なり。廣說するこ

【六四】 **四十四智事の諸門分別。**

【六五】 二十二は有漏を緣ずとは、十一有支を知る智の十一と、十一有支の集を知る智の十一とをいひ、二十二は無漏を緣ずとは、十一有支の滅を知る智の十一と、十一有支の滅に趣く道を知る智の十一とをいふ。

【六六】 三十三とは、四十四智事中より、十一有支の滅を知る智、卽ち無爲を緣ずるものを除く餘の三十三を指す。

【六七】 玆に雜蘊の分位の三世云云とは、婆沙二三卷（毘曇部八、頁一、第一節の十二因緣論一般を指す。

【六八】 「三は過去を緣ず……」とは、分位緣起說よりすれば、無明・行は過去に屬し、生・老死の二は未來に屬し、識乃至有の八は現在に屬す。中に就いて、行は過去に屬するを以つて行を知る智は過去を緣ずることとなり、行の集たる無明も過去に屬するを以つて、行の集を知る智は過去を緣ずることとなり、更に又、識は現在なれど識の集たる行は過去に屬するを以つて識の集を知る智は過去を緣ずることとなるなり。

【六九】 生は未來なれど生の集たる有は現在に屬するを以つて、生の集を知る智は現在を

と名色と識と行とを知る智、行の集を知る智、行の滅を知る智、行の滅に趣く行を知る智、是れを四十四智事と名くるなり。

[五九]問ふ、此の中、何が故に無明を知る智等を說かざるや。答ふ、應に說くべくして而も說かざるは、當に知るべし此の義有餘なることを。復次に、若し法にして、有支に攝せられ、有支を以つて因と爲し、是れ有支の果なれば、此の中に之を說くも、無明は亦、有支に攝せらるると雖も而も有支を以つて因と爲さず亦、有支の果にも非らざるが故に、此を說かざるなり。復次に、若し此の法に依りて具さに四智を起すものなれば、此の中に之を說くも、無明に依りては但、三智のみを起して、有支の[六〇]集を緣ずる智を起さざるが故に、此を說かざるなり。

【本論】[六一]此の中、老死を知る智等の四十四智事は當に法智乃至道智と言ふべきや。

答ふ、應に老死を知る智は是れ四智なりと言ふべし。謂く、法・類・世俗・苦智なり。[六二]老死の集を知る智は、是れ四智なり。謂く、法・類・世俗・集智なり。老死の滅を知る智は是れ四智なり。謂く、法・類・世俗・滅智なり。老死の滅に趣く行を知る智は是れ四智なり。謂く、法・類・世俗・道智なり。生乃至行の四智も亦、爾り。

此の中、[六三]老死を知る智は是れ四智なりといふうち、法智なりとは、欲界の老死を知るものにして、類智なりとは、色・無色界の老死を知るもの、世俗智・苦智なりとは、倶に三界の老死を知るものなり。苦を知るに四智有るが如く、集・滅・道を知るも應に知るべし亦、爾ることを。

老死に依りて十六智事を起すが如く、乃至行に依りても應に知るべし亦、爾ることを。

是くの如くして合すれば、一百七十六智事有り。若し相續と刹那とを以つて分別すれば、則ち無量無邊の智事有り。此の中、世尊は十一支の四諦の差別に依りて、各四智を起すが故に、但、四十

【五九】特に無明に關する四智事を說かざる理由。

【六〇】有支の集を緣ずる智を起さずとは、無明にはそのよつて來る原因を立てざるが故に、無明の原因卽ち有支の集を緣ずること能はざるをいふ。

【六一】四十四智事の八智分別。

【六二】以下の本文は發智論より之を補へり。

【六三】特に十一有支各支に關する十六智事。

は、一切の有漏の心心所法を謂ひ、此れが倶と相應せざるは、是れ他聚なるが故なり。色と無爲と心不相應行とは、一切の色と無爲と心不相應行とを謂ひ、此れが倶と相應せざるは、無所緣なるが故なり。

【本論】[五二]念覺支乃至正念を後に對して廣く說くこと、學支納息の如しとは、此の蘊の初納息に已に廣く說けるが如しとなり。

第十四節　特に四十四智事に就きて[五三]

【本論】[五四]說くが如し。苾芻よ、吾は當に汝の爲めに四十四智事を說くべし。汝は應に諦かに聽き極めて善く作意すべし。乃至廣說。

[五五]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、廣く契經の義を分別せんが爲めの故なり。契經に說くが如し、「佛、苾芻に告ぐ、吾は當に汝の爲めに四十四智事を說くべし。汝は應に諦かに聽くべし、乃至廣說」と。契經は是の說を作すと雖ども、而も其の義を分別せず。經は是れ此の論の所依の根本なるをもて、彼れに未だ說かざるものは、今應に之れを說くべきなり。故に斯の論を作すなり。

[五六]問ふ、世尊は何が故に此の契經を說くや。答ふ、世尊は昔者、此の加行を門と爲し路と爲して、無上正等菩提を證得せしに由り、今復、此を說きて諸の弟子に示す。「汝等若し能く是くの如き加行の門と路とを捨てざれば、久しからずして當に諸漏の永盡を得べし」と。譬へば長者の是の方便に由りて珍財を集得し而して富樂を受け、[五七]後ち亦、此の方便を以つて諸の子孫に敎へ、告げて、「汝等若し能く是くの如き方便を捨てざれば、必ず珍財を獲、亦、富樂を受けん」といふが如く、世尊も亦、爾るなり。

【本論】[五八]云何が四十四智事なりや。謂く、老死を知る智、老死の集を知る智、老死の滅を知る智、老死の滅に趣く行を知る智、是くの如く生と有と取と愛と受と觸と六處

【五二】**覺支相應法と道支との相應關係に就きて**とは前九七卷、(毘曇部十一、頁三二五、以下)に詳說されしを以って今は省略さる。

【五三】以上智に關して種々論究をなせし序でに、契經中に說かる四十四智事を紹介し併せて四十四智事と八智との相攝關係及び諸門分別をなすが本節の目的なり。

【五四】四十四智事に關する經文は雜阿含卷第十四、第三五六經(大正・二、頁九九下)S.N. 12. 33. ñānassavatthūni.

【五五】**論究の理由**。

【五六】**四十四智經所說の由來**。

【五七】後は大正本に復とあるも、元・明・宮の三本によりて後と改む。

【五八】**四十四智事の名目**　因みに此の文は前出の雜阿含經卷第十四の經文なり。

謂く、具知根に攝せらるる正見と、及び正見に攝せず相應せずして具知根と相應する法となり。

此の中、具知根に攝せらるる正見とは、具知根と倶生する正見を謂ひ、此れが具知根と相應するも正見とに非らざるは、自性は自性と相應せざるが故なり。及び正見に攝せず相應せずして具知根と相應する法とは、盡智・無生智と倶生する聚中の具知根と相應する法を謂ひ、此れが具知根と相應するも正見とに非らざるは、是れ他聚なるが故なり。

【本論】（二）、有る法にして、正見と相應するも具知根とに非らざるものあり。謂く、具知根に攝せざる所の正見と相應する法なり。

此の法は是れ何んといへば、未知當知根・已知根と倶生する聚中の正見と相應する法を謂ひ、此れが正見と相應するも具知根とに非らざるは、是れ他聚なるが故なり。

【本論】（三）、有る法にして、具知根とも相應し亦、正見とも相應するものあり。謂く具知根に攝せらるる正見と相應する法なり。

此の法は是れ何んといへば、[五〇]餘の八根と、及び彼れと相應する諸の非根の心所法とを謂ふ。

【本論】（四）、有る法にして、具知根と相應するにも非らず、亦、正見とにも非らざるものあり。謂く、具知根に攝せざる所の正見と、――（乃至廣說）――[五一]及び、正見と具知根とに攝せず相應せざる諸餘の心心所法と、色と無爲と心不相應行となり。

此の中、具知根に攝せざる所の正見とは、未知當知根・已知根と倶生する聚中の正見を謂ひ、此れが具知根と相應するに非らざるは、是れ他聚なるが故にして、亦、正見と相應するにも非らざるは、自性は自性と相應せざるが故なり。及び正見と具知根とに攝せず相應せざる諸餘の心心所法と

【五〇】餘の八根とは無學道位に在る無漏の九根中より正見の自性たる慧根を除く餘の八根をいふ。
【五一】以下の本文は之を發智論より補へり。

此の法は是れ何んといへば、已知根・具知根と倶生する聚中の正思惟と相應する法を謂ひ、此の法が正思惟と相應するも、未知當知根とに非らざるは、是れ他聚なるが故なり。

【本論】(三)、有る法にして、未知當知根とも相應し亦、正思惟とも相應するものあり。謂く、未知當知根と相應し正思惟とも相應する法なり。

此の法は是れ何んといへば、謂く十大地法と十大善地法と尋と伺と及び心となり。

【本論】(四)、有る法にして、未知當知根と相應するにも非らず亦、正思惟とにも非らざるものあり。謂く、未知當知根と相應せざる正思惟と――(乃至廣説)――[四六]及び未知當知根と正思惟とに相應せざる諸餘の心心所法と、色と無爲と心不相應行となり。

此の中、未知當知根と相應せざる正思惟とは、已知根・具知根と倶生する聚中の正思惟を謂ひ、此れが未知當知根と相應するに非らざるは、是れ他聚なるが故にして、亦、正思惟とも相應するに非らざるは、自性は自性と相應せざるが故なり。「及び未知當知根と正思惟とに相應せざる諸餘の心心所法」とは、靜慮中間と後三靜慮と前三無色との地の中の已知根・具知根と倶生する聚中の心心所法と、及び一切の有漏の心心所法とを謂ひ、此れが倶と相應せざるは、是れ他聚なるが故なり。色と無爲と心不相應行とは、一切の色と無爲と心不相應行とを謂ひ、此れが倶と相應せざるは、無所緣なるが故なり。

【本論】[四七]未知當知根を後に對するが如く、已知・具知根を後に對するも亦、爾り。差別有るをいへば、具知根を正見に對するとき應に四句を作すべきなり。

[四八]前と異り有る所なり。

【本論】(一)、[四九]有る法にして、具知根と相應するも、正見とに非らざるものあり。

[四六] 以下の本文は發智論より補へるもの。

[四七] 已知根・具知根相應法と覺支・道支との相應關係。

[四八] 前とは未知當知根相應法を念覺支に對して四句を作せし場合に準じて、未知當知根相應法を正見に對する場合を推知せしめしを指す。然して斯かる差別を生ぜし所以は具知根は未知當知根及び已知根と異りて、盡智・無生智と相應するが故なり。

[四九] 特に具知根相應法と正見との相應に關する四句分別。

て、此れが未知當知根と相應するに非らざるは、是れ他聚なるが故にして、亦、輕安と相應するにも非らざるは、自性は自性と相應せざるが故なり。及び諸餘の心心所法とは、一切の有漏の心心所法を謂ひ、此れが倶と相應せざるは是れ他聚なるが故なり。色と無爲と心不相應行とは、一切の色と無爲と心不相應行とを謂ひ、此れが倶と相應せざるは、無所緣なるが故なり。

【本論】 捨覺支に對するも亦、爾り。

とは、謂く、未知當知根を輕安覺支に對するに四句有るが如く、此れを捨覺支に對するも亦、爾りとなり。

【本論】 [四四]諸法にして、未知當知根と相應するものなれば、彼の法は正思惟と相應するや。答ふ、應に四句を作すべし。

義定まらざるが故なり。

【本論】 (一)、有る法にして、未知當知根と相應するも、正思惟とに非らざるものあり。謂く、未知當知根と相應する正思惟と、及び正思惟と相應せずして未知當知根と相應する法となり。

此の中、未知當知根と相應する正思惟とは、未知當知根と倶生する聚中の正思惟を謂ひ、此れが未知當知根と相應するも正思惟とに非らざるは、自性は自性と相應せざるが故なり。及び正思惟と相應せずして未知當知根と相應する法とは、[四五]靜慮中間と後三靜慮との地の中の未知當知根と相應する法を謂ひ、此れが未知當知根と相應するも正思惟とに非らざるは、是れ他聚なるが故なり。

【本論】 (二)、有る法にして、正思惟と相應するも未知當知根とに非らざるものあり。謂く、未知當知根と相應せずして正思惟と相應する法なり。

【四四】 未知當知根相應法と正思惟との相應に關する四句分別。

【四五】 正思惟は未至と初靜慮との二地のみに在ることを想起せば此の文解し易し。

色と無爲と心不相應行とは、一切の色と無爲と心不相應行とを謂ひ、此れが倶と相應せざるは、無所緣なるが故なり。

【本論】[四一]諸法にして、未知當知根と相應するものなれば、彼の法は輕安覺支とも相應するや。答ふ、應に四句を作すべし。

義定まらざるが故なり。

【本論】(一)、有る法にして、未知當知根と相應するも、輕安とに非らざるものあり。謂く、未知當知根と相應する輕安覺支なり。

此れが未知當知根と相應するも輕安とに非らざるは、自性は自性と相應せざるが故なり。

【本論】(二)、有る法にして輕安と相應するも、未知當知根とに非らざるものあり。謂く、未知當知根と相應せずして輕安覺支と相應する法なり。

此の法は是れ何んといへば、已知根・具知根と倶生する聚中の輕安と相應する法を謂ひ、此れが輕安と相應するも未知當知根とに非らざるは、是れ他聚なるが故なり。

【本論】(三)、有る法にして、未知當知根とも相應し亦、輕安とも相應するものあり。謂く、未知當知根と相應し輕安覺支とも相應する法なり。

此の法は是れ何んといへば、十大地法と[四二]九大善地法と尋と伺と及び心とを謂ふ。

【本論】(四)、有る法にして、未知當知根と相應するにも非らず亦、輕安とにも非らざるものあり。謂く、未知當知根と相應せざる輕安覺支と、――(乃至廣說)――[四三]及び諸餘の心心所法と、色と無爲と心不相應行となり。

此の中、未知當知根と相應せざる輕安覺支とは、即ち已知根・具知根と倶生する聚中の輕安にし

【四一】未知當地根相應法と輕安との相應に關する四句分別捨覺支に對する場合も之に準ず。

【四二】九大善地法とは信・精進・慚・愧・無貪・無瞋・捨・不放逸・不害の九をいひ、輕安を除くは自性は自性と相應せざるが故なり。

【四三】以下の本文は發智論より補ふ。

當知根と相應するも喜とに非らざるは、自性は自性と相應せざるが故なり。及び喜覺支に攝せず相應せずして未知當知根と相應する法とは、未至定と靜慮中間と第三・第四靜慮との地の中の未知當知根と相應する法を謂ひ、此れが未知當知根と相應するも喜とに非らざるは、是れ他地なるが故なり。

【本論】（二）、有る法にして、喜覺支と相應するも未知當知根とに非らざるものあり。謂く、未知當知根に攝せざる所の喜覺支と相應する法なり。

此の法は、是れ何んといへば、已知根・具知根と俱生する聚中の喜と相應する法を謂ひ、此れが喜と相應するも未知當知根とに非らざるは、是れ他聚なるが故なり。

【本論】（三）、有る法にして、未知當知根とも相應し、亦喜とも相應するものあり。謂く、未知當知根に攝せらるる喜覺支と相應する法なり。

此の法は是れ何んといへば、[三九]餘の八根と及び彼れと相應する諸の非根の心所法とを謂ふなり。

【本論】（四）、有る法にして、未知當知根と相應するにも非らず亦、喜とにも非らざるものあり。謂く、未知當知根に攝せざる所の喜覺支と、——（乃至廣說）——[四〇]及び喜覺支と未知當知根とに攝せず相應せざる諸餘の心心所法と、色と無爲と心不相應行となり。

此の中、未知當知根に攝せざる所の喜覺支とは、已知根・具知根と俱生する聚中の喜を謂ひ、此れが未知當知根と相應するに非らざるは、是れ他聚なるが故にして、亦、喜とも相應するに非らざるは、自性は自性と相應せざるが故なり。及び喜覺支と未知當知根とに攝せず相應せざる諸餘の心心所法とは、未至定と靜慮中間と後二靜慮と前三無色との地の中の已知根・具知根と俱生する聚中の心心所法と、及び一切の有漏の心心所法とを謂ひ、此れが俱と相應せざるは、是れ他聚なるが故なり。

【三九】餘の八根とは見道位に在る無漏の九根中より喜覺支の自性たる喜根を除く餘の八根をいふ。
【四〇】以下の本文は發智論より補ふ。

此の法は是れ何んといへば、[三六]餘の八根と及び彼れと相應する諸の非根の心所法とを謂ふ。

【本論】(四)、有る法にして、未知當知根とも相應するに非らず、亦、念とにも非らざるものあり。謂く、未知當知根に攝せざる所の念覺支と――(乃至廣說)――[三七]及び諸餘の心心所法と色と無爲と心不相應行となり。

此の中、未知當知根に攝せざる所の念覺支とは、已知根・具知根と倶生する聚中の念を謂ひ、此れが未知當知根と相應するに非らざるは、是れ他聚なるが故にして、亦、念と相應するに非らざるは自性は自性と相應するに非らざるが故なり。及び諸餘の心心所法とは、一切の有漏の心心所法を謂ひ、此れが倶と相應せざるは是れ他聚なるが故なり。色と無爲と心不相應行とは、一切の色と無爲と心不相應行とを謂ひ、此れが倶と相應せざるは、無所緣なるが故なり。

【本論】擇法・精進・定覺支と正見・正精進・正念・正定とに對するも亦、爾り。

とは、謂く、未知當知根を念覺支に對するに四句有るが如く、此れを擇法覺支等に對するも亦、爾りとなり。

【本論】[三八]諸法にして、未知當知根と相應するものなれば、彼の法は喜覺支とも相應するや。答ふ、應に四句を作すべし。

義定まらざるが故なり。

【本論】(一)、有る法にして未知當知根と相應するも、喜とに非らざるものあり。謂く、未知當知根に攝せらるる喜覺支と、及び喜覺支に攝せず相應せずして未知當知根と相應する法となり。

此の中、未知當知根に攝せらるる喜覺支とは、未知當知根と倶生する聚中の喜を謂ひ、此れが未知

【三六】餘の八根とは、見道位に在る無漏の九根より念覺支の自性たる念根を除く餘の八根をいふ。

【三七】以下の本文は發智論より補譯す。

【三八】未知當知根相應法と喜覺支との相應に關する四句分別。

[32] 正見・正思惟に對するも亦、爾りとなり。

第十三節　三無漏根相應法と三德（無漏根　覺支・道支）との相應關係[33]

【本論】[34] 諸法にして未知當知根と相應するものなれば、彼の法は已知根とも相應するや。答ふ、爾らず。設し法にして已知根と相應するものなれば、彼の法は未知當知根とも相應するや。答ふ、爾らず。具知根に對するも亦、爾り。

所以は何んとなれば、一心に非らざるが故にと、位各別なるが故にとなり。

【本論】[35] 諸法にして未知當知根と相應するものなれば、彼の法は、念覺支とも相應するや。答ふ、應に四句を作すべし。

義定まらざるが故なり。

【本論】（一）、有る法にして未知當知根と相應するも、念とに非らざるものあり。謂く、未知當知根に攝せらるる念覺支なり。

卽ち、未知當知根と倶生する聚中の念にして、此れが未知當知根と相應するも念覺支とに非らざるは、自性は自性と相應せざるが故なり。

【本論】（二）、有る法にして、念覺支と相應するも未知當知根とに非らざるものあり。謂く未知當知根に攝せざる所の念覺支と相應する法なり。

此の法は是れ何んといへば、已知根・具知根と倶生する聚中の念と相應する法なり。此れが念と相應するも未知當知根とに非らざるは、是れ他聚なるが故なり。

【本論】（三）、有る法にして未知當知根とも相應し亦、念とも相應するものあり。謂く、未知當知根に攝せらるる念覺支と相應する法なり。

【三二】 玆に特に正見を加へたる理由は、正見と盡智・無生智とは相應せず（他聚なるが故に）又、空三摩地と盡智無生智とも相應せざるに（行相異るが故に）、無願・無相は盡智・無生智と行相同じきを以つて相應す、故に空を正見に對して四句分別をなす場合と無相・無願を正見に對して四句分別を作す場合とに多少の相違あるは、恰も空を念覺支に對せし場合と空を喜覺支に對する場合との如し、故に玆にその相違を示せるなり。

【三三】 本節は三無漏根相應法を以つて後の七覺支・八道支に對してその相應關係を明にせんとする段なり。

【三四】 **未知當知根相應法は已知・具知根と相應せず。**

【三五】 **未知當知根相應法と念覺支との相應に關する四句分別**

未知當知根相應法を擇法・精進・定覺支及び正見・正精進・正念・正定に對する場合も之に準ず。

が空と相應するに非らざるは、自性は自性と相應せざるが故にして、亦、喜とも相應するに非らざるは、是れ他地なるが故なり。及び諸餘の心心所法とは、未至定と靜慮中間と後二靜慮と前三無色との地の中の無願・無相と倶生する聚中の心心所法と、及び一切の有漏の心心所法とを謂ひ、此れが倶と相應せざるは、是れ他聚なるが故なり。色と無爲と心不相應行とは、一切の色と無爲と心不相應行とを謂ひ、此れが倶と相應せざるは、無所緣なるが故たり。

【本論】　正思惟に對するも亦、爾り。

とは、空三摩地を喜覺支に對して四句を作すが如く、此れを正思惟に對するも亦、[二九]爾りとなり。

【本論】　[三〇]諸法にして空三摩地と相應するものなれば、彼の法は定覺支と相應するや。

答ふ、諸法にして空と相應するものなれば、彼の法は亦、定とも相應す。

一切の空三摩地は皆、是れ定覺支の攝なるが故に。

【本論】　有る法にして定と相應するも、空とに非らざるものあり。謂く空に攝せざる所の定と相應する法なり。

此の法は是れ何んといへば、無願・無相と倶生する聚中の定覺支と相應する法を謂ひ、此れが定覺支と相應するも空とに非らざるは、是れ他聚なるが故なり。

【本論】　正定に對するも亦、爾り。

とは、空三摩地を定覺支に對して順前句を作すが如く、此れを正定に對するも亦、爾りとなり。

【本論】　[三一]空を後に對するが如く、無願・無相を後に對するも亦、爾り。

とは、空三摩地を後に對するが如く、無願・無相を後に對して廣說することも亦、爾りとなり。

【本論】　差別有りとは、空を喜覺支・正思惟に對するが如く、無願・無相を喜覺支・

【二九】　喜覺支は初二靜慮に在れど、正思惟は未至と初靜慮とにのみ在るが故に、四句分別を作す上に於ては異ること無きも、その說相に於ては多少の相違あることは心得置くべきことなり。

【三〇】　空三摩地相應法と定覺支との相應關係　空三摩地相應法を正定に對する場合も之に準ず。

【三一】　無願・無相三摩地相應法と三無漏根・七覺支・八道支との相應關係。

とに非らざるは、自性と相應せざるが故なり。及び喜と相應せずして空と相應する法とは、未至定と靜慮中間と後二靜慮と前三無色との地の中の空三摩地と相應する法を謂ひ、此れが空と相應するも喜とに非らざるは、[二六]是れ他地なるが故なり。

【本論】（二）有る法にして喜覺支と相應するも空とに非らざるものあり。謂く、喜覺支と相應する空と、及び空と相應せずして喜覺支と相應する法となり。

此の中、喜覺支と相應する空とは、喜覺支と倶生する聚中の空三摩地を謂ひ、此れが喜と相應するも空とに非らざるは、自性は自性と相應せざるが故なり。及び空と相應せずして喜覺支と相應する法とは、無願・無相と倶生する聚中の喜と相應する法を謂ひ、此れが喜と相應するも空とに非らさるは、是れ他聚なるが故なり。

【本論】（三）有る法にして空とも相應し亦、喜とも相應するものあり。謂く、二と相應する法なり。

卽ち初二靜慮の空と倶生する聚中より空及び喜を除ける諸餘の心心所法なり。此の法は是れ何んといへば、謂く、[二七]八大地法と十大善地法と尋と伺と及び心となり。

【本論】（四）有る法にして、空と相應するにも非らず、亦、喜とにも非らざるものあり。謂く空と相應せざる喜覺支と、――（乃至廣說）――[二八]喜覺支と相應せざる空と、及び、諸餘の心心所法と、色と無爲と心不相應行となり。

此の中、空と相應せざる喜覺支とは、無願・無相と倶生する聚中の喜を謂ひ、此れが空と相應せざるは是れ他聚なるが故にして、亦、喜と相應せざるは、自性は自性と相應せざるが故なり。喜覺支と相應せざる空とは、未至定と靜慮中間と後二靜慮と、前三無色との地の中の空三摩地を謂ひ、此れ

【二六】空三摩地は、未至・中間四根本・下三無色の九地に在るも、喜覺支は唯初二靜慮の二地にのみ在るが故なり。

【二七】八大地法とは十大地法中より、空三摩地と喜覺支との自性たる三摩地と受とを除く餘の八をいふ。

【二八】以下の本文は之れを發智論より、補譯せり。

即ち空と倶生する聚中より空及び念を除く、諸餘の心心所法なり。此の法は是れ何んといへば、謂く、[二二]八大地法と十大善地法と尋と伺と及び心となり。

【本論】（四）有る法にして、空と相應するにも非らず、亦、念覺支とにも非らざるものあり。謂く、空と相應せざる念覺支と――（乃至廣說）――[二三]及び餘の心心所法と色と無爲と心不相應行となり。

此の中、空と相應せざる念覺支とは、無願・無相と倶生する念覺支を謂ひ、此れが空と相應するに非らざるは是れ他聚なるが故にして、亦、念とも相應するに非らざるは、自性は自性と相應せざるが故なり。及び諸餘の心心所法とは、一切の有漏の心心所法を謂ひ、此れが倶と相應せざるは、是れ他聚なるが故なり。色と無爲と心不相應行とは、一切の色と無爲と心不相應行とを謂ひ、此れが倶と相應せざるは、無所緣なるが故なり。

【本論】擇法・精進・輕安・捨覺支と正見・正精進・正念とに對するも亦、爾り。

とは謂く、空三摩地を念覺支に對するに四句有るが如く、此れを擇法等に對するも、亦、[二四]爾りとなり。

【本論】[二五]諸法にして、空三摩地と相應するものなれば、彼の法は喜覺支とも相應するや。答ふ、應に四句を作すべし。

義定まらざるが故なり。

【本論】（一）有る法にして空と相應するも、喜覺支とに非らざるものあり。謂く、空と相應する喜覺支と及び喜と相應せずして空と相應する法となり。

此の中、空と相應する喜覺支とは、空と倶生する聚中の喜覺支を謂ひ、此れが空と相應するも喜

【二二】茲に八大地法とは十大地法より、空三摩地と念覺支との自性たる三摩地と念とを除く所餘の八をいふ。
【二三】以下の本文は發智論より補譯す。

【二四】擇法乃至正念は念覺支と同じく一切地に通ずるが故に、念覺支の如く四句分別を作し得となり。
【二五】空三摩地相應法と喜覺支との相應に關する四句分別因みに空三摩地相應法を正思惟に對する場合も之に準ず。

を謂ひ、此れが俱と相應せざるは、是れ他聚なるが故たり。色と無爲と心不相應行とは、一切の色と無爲と心不相應行とを謂ひ、此れが俱と相應せざるは無所緣なるが故なり。

【本論】 已知・具知根に對するも亦、爾り。

とは、空三摩地を未知當知根に對するに四句有るが如く、此れを已知・具知根に對するも亦、爾りとなり。

【本論】[30]諸法にして空三摩地と相應するものなれば、彼の法は念覺支とも相應するや。答ふ、應に四句を作すべし。

義定まらざるが故なり。

【本論】(一)有る法にして、空と相應するも、[31]念覺支とに非らざるものあり。謂く、空と相應する念覺支なり。

卽ち空三摩地と俱生する念覺支にして、此れが空と相應するも念とに非らざるは、自性は自性と相應せざるが故なり。

【本論】(二)有る法にして、念覺支と相應するも、空とに非らざるものあり。謂く、空と、及び空と相應せずして念と相應する法となり。

此の中、空とは、念覺支と俱生する空三摩地を謂ひ、此れが念と相應するも、空とに非らざるは自性は自性と相應せざるが故なり。及び空と相應せずして念と相應する法とは、無願・無相と俱生する念覺支と相應する法を謂ひ、此れが念と相應するも空とに非らざるは、是れ他聚なるが故なり。

【本論】(三)有る法にして空とも相應し亦、念覺支とも相應するものあり。謂く、二と相應する法なり。

【三〇】**空三摩地相應法と念覺支との相應に關する四句分別** 空三摩地相應法を、擇法・精進・輕安・捨覺支及び正見・正精進・正念に對する場合も之に準ず。

【三一】 念覺支は婆沙論の本論には唯、念とのみあるも、こは念覺支の意味なれば發智論の本文に從つて念覺支と訂正す。以下之に準ず。

るも、未知當知根とに非らざるは、是れ他聚なるが故なり。

【本論】(二)有る法にして未知當知根と相應するも、空とに非らざるものあり。謂く、未知當知根に攝せらるゝ空と、及び空に攝せず相應せずして未知當知根と相應する法となり。

此の中、未知當知根に攝せらるる空とは、未知當知根と倶生する聚中の空を謂ひ、此れが未知當知根と相應するも空とに非らざるは、自性は自性と相應せざるが故なり。及び空に攝せず相應せずして未知當知根と相應する法とは、無願・無相と倶生する聚中の未知當知根と相應する法を謂ひ、此れが未知當知根と相應するも空とに非らざるは、是れ他聚なるが故なり。

【本論】(三)有る法にして、空とも相應し、亦、未知當知根とも相應するものあり。謂く未知當知根に攝せらるゝ空と相應する法なり。

此の法は是れ何んといへば、謂く[一八]此の聚中の八根と及び彼と相應する諸の非根の心所法となり。

【本論】(四)有る法にして空と相應するにも非らず、亦、未知當知根とにも非らざるものあり。謂く、未知當知根に攝せざる所の空と――(乃至廣說)――[一九]及び空と未知當知根とに攝せず相應せざる諸餘の心心所法と、色と無爲と心不相應行となり。

此の中、未知當知根に攝せざる所の空とは、已知根・具知根と倶生する聚中の空を謂ひ、此れが空と相應するに非らざるは、自性は自性と相應せざるが故にして、亦、未知當知根と相應するに非らざるは、是れ他聚なるが故なり。及び空と未知當知根とに攝せず相應せざる諸餘の心心所法とは、已知根・具知根に攝せらるる無願・無相と倶生する聚中の心心所法と、及び一切の有漏の心心所法と

【一八】此の聚中の八根とは、見道位に在る無漏の九根より三摩地の自性たる定根を除く餘の八根をいふ。

【一九】以下の本文は發智論より補譯す。

は、自性は自性と相應せざるが故なり。及び諸餘の心心所法とは、空・無相と倶生する聚中の心心所法と、及び一切の有漏の心心所法とを謂ひ、此れが倶と相應せざるは、是れ他聚なるが故なり。色と無爲と心不相應行とは、一切の色と無爲と心不相應行とを謂ふ。此れが倶と相應せざるは、無所緣なるが故なり。

【本論】[一四]三無漏根と七覺支と八道支とに對するにつきては、法智の場合に說けるが如し。

とは、謂く、法智を三無漏根等に對するが如く、此の道智を三無漏根等に對するも廣說せば亦、爾りとなり。

[一五]第十二節　三三摩地相應法と四德（三摩地乃至道支）との相應關係

【本論】[一六]諸法にして、空三摩地と相應するものなれば、彼の法は無願三摩地とも相應するや。答ふ、爾らず。設し法にして、無願三摩地と相應するものなれば、彼の法は空三摩地と相應するや。答ふ、爾らず。無相に對するも亦、爾り。

所以は何んといへば、一心に非らざるが故に、行相異るが故に、或は所緣異るが故になり。

【本論】[一七]諸法にして、空三摩地と相應するものなれば、彼の法は未知當知根と相應するや。答ふ、應に四句を作すべし。

義定まらざるが故なり。

【本論】（一）有る法にして、空と相應するも、未知當知根とに非らざるものあり。謂く未知當知根に攝せざる所の空と相應する法なり。

此の法は是れ何んといへば、已知根・具知根と倶生する空と相應する法を謂ひ、此れが空と相應す

【一四】道智相應法と三無漏根・覺支・道支との相應關係。

【一五】本節は、空・無願・無相三摩地相應法の各を以つて、各自の後のもの（例へば無願乃至正定）に對して其の相應關係を明にせんとしたるもの。

【一六】三摩地相應法は三摩地と相應せず。

【一七】空三摩地相應法と未知當知根との相應に關する四句分別

因みに空三摩地相應法を已知根・具知根に對するも亦之に準ず。

【本論】（一）有る法にして道智と相應するも、無願とに非らざるものあり。謂く、道智と相應する無願なり。

卽ち道智と倶生する無願にして、此れが道智と相應するも、無願とに非らざるは、自性は自性と相應せざるが故なり。

【本論】（二）有る法にして無願と相應するも、道智とに非らざるものあり。謂く、道智と、及び道智と相應せずして無願と相應する法となり。

此の中、道智とは、無願と倶生する道智を謂ひ、此れが無願と相應するも道智とに非らざるは、自性は自性と相應せざるが故なり。及び道智と相應せずして無願と相應する法とは、苦忍・苦智・集忍・集智・道忍と倶生する聚中の無願と相應する法を謂ひ、此れが無願と相應するも道智とに非らざるは、是れ他聚なるが故なり。

【本論】（三）有る法にして道智とも相應し亦、無願とも相應するものあり。謂く、二と相應する法なり。

此の法は是れ何んといへば、道智と倶生する聚中より道智と及び無願とを除く諸餘の心心所法を謂ふ、卽ち[二]八大地法と十大善地法と尋と伺と及び心となり。

【本論】（四）有る法にして、道智と相應するにも非らず亦、無願とにも非らざるものあり。謂く道智と相應せざる無願と――（乃至廣說）――[三]及び諸餘の心心所法と色と無爲と心不相應行となり。

此の中、道智と相應せざる無願とは、苦忍・苦智・集忍・集智・道忍と倶生する聚中の無願を謂ひ、此れが道智と相應するに非らざるは、是れ他聚なるが故にして、亦、無願とも相應するに非らざる

【二】茲に八大地法とは、十大地法より、道智と無願との夫々の自性なる慧と三摩地とを除く所餘の八大地法を云ふ。
【三】以下の本文は發智論より補譯す。

謂ふ。卽ち八大地法と十大善地法と尋と伺と及び心となり。

【本論】（四）有る法にして、滅智と相應するにも非らず、亦、無相とにも非らざるものあり。謂く、滅智と相應せざる無相と――（乃至廣說）――及び諸餘の心心所法と色と無爲と心不相應行となり。[八]

此の中、滅智と相應せざる無相とは、滅忍と倶生する無相を謂ひ、此れが滅智と相應するに非らざるは、是れ他聚なるが故にして、亦、無相と相應するにも非らざるは、自性は自性と相應せざるが故なり。及び諸餘の心心所法とは、空・無願と倶生する聚中の心心所法と、及び一切の有漏の心心所法とを謂ひ、此れが倶と相應せざるは、是れ他聚なるが故なり。色と無爲と心不相應行とは、一切の色と無爲と心不相應行とを謂ひ、此れが倶と相應せざるは、無所緣なるが故なり。

【本論】[九]三無漏根と七覺支と八道支とに對するにつきては、法智の場合に說けるが如し。

とは、謂く、法智を三無漏根等に對するが如く、此の滅智を三無漏根等に對するも廣說せば、亦、爾りとなり。

【本論】[一〇]諸法にして道智と相應するものなれば、彼の法は空三摩地とも相應するや。答ふ、爾らず。設し法にして、空三摩地と相應するものなれば、彼の法は道智とも相應するや。答ふ、爾らず。無相三摩地に對するも亦、爾り。

所以は何んといへば、一心に非らざるが故に、行相異るが故に、所緣異るが故になり。

【本論】[一一]諸法にして道智と相應するものなれば、彼の法は無願三摩地とも相應するや。答ふ、應に四句を作すべし。

義定まらざるが故なり。

【八】以下の本文は、婆沙論に乃至廣說とて、省略せり。

【九】滅智相應法と三無漏根・覺支・道支との相應關係。

【一〇】道智相應法は空・無相と相應せず。

【一一】道智相應法と無願との相應に關する四句分別。

【本論】[六]諸法にして滅智と相應するものなれば、彼の法は道智とも相應するや。答ふ、爾らず。設し法にして道智と相應するものなれば、彼の法は滅智とも相應するや。答ふ、爾らず。空・無願三摩地に對するも亦、爾り。

所以は何んといへば、一心に非らざるが故に、行相異るが故に、所縁異るが故になり。

【本論】[七]諸法にして滅智と相應するものなれば、彼の法は無相三摩地とも相應するや。答ふ、應に四句を作すべし。

義定まらざるが故なり。

【本論】(一)有る法にして滅智と相應するも、無相とに非らざるものあり。謂く、滅智と相應する無相なり。

即ち滅智と俱生する無相三摩地にして、此れが滅智と相應するも、無相とに非らざるは、自性は自性と相應せざるが故なり。

【本論】(二)有る法にして、無相と相應するも、滅智とに非らざるものあり。謂く、滅智と、及び滅智と相應せずして無相と相應する法となり。

此の中、滅智とは、無相と俱生する滅智を謂ひ、此れが無相と相應するも、滅智とに非らざるは、自性は自性と相應せざるが故なり。及び滅智と相應せずして無相と相應する法とは、滅忍と俱生する無相と相應する法を謂ひ、此れが無相と相應するも滅智とに非らざるは、是れ他聚なるが故なり。

【本論】(三)有る法にして、滅智とも相應し、亦、無相とも相應するものあり。謂く二と相應する法なり。

此の法は是れ何んといへば、滅智と俱生する聚中より滅智と及び無相とを除く諸餘の心心所法を

【六】滅智相應法は道智と相應せず
滅智相應法を空・無願に對するも亦、之に同じ。

【七】滅智相應法と無相との相應關係に關する四句分別。

忍・集智・道忍・道智と倶生する聚中の無願と相應する法を謂ひ、此れが無願と相應するも集智とに非らざるは、是れ他聚なるが故なり。

【本論】（三）有る法にして集智とも相應し亦、無願とも相應するものあり。謂く、二と相應する法なり。

此の法は、是れ何んといへば、集智と倶生する聚中の集智と及び無願とを除く諸餘の心心所法を謂ふ。卽ち八大地法と十大善地法と尋と伺と及び心となり。

【本論】（四）有る法にして、集智と相應するにも非らず亦、無願とにも非らざるものあり。謂く、集智と相應せざる無願と――[四]（乃至廣說）――及び諸餘の心心所法と色と無爲と心不相應行となり。

此の中、集智と相應せざる無願とは、苦忍・苦智・集忍・道忍・道智と倶生する聚中の無願を謂ひ、此れが集智と相應するに非らざるは、是れ他聚なるが故にして、亦、無願とも相應するに非らざるは、自性は自性と相應せざるが故なり。及び諸餘の心心所法とは、空・無相と倶生する聚中の心心所法と及び一切の有漏の心心所法とを謂ひ、此れが倶と相應せざるは是れ他聚なるが故なり。色と無爲と心不相應行とは、一切の色と無爲と心不相應行とを謂ひ、此れが倶と相應せざるは、無所緣なるが故なり。

【本論】[五]三無漏根と七覺支と八道支とに對するにつきては法智の場合に說けるが如し。

とは、謂く、法智を三無漏根等に對するが如く、此の集智を三無漏根等に對しても、廣說せば亦、爾りとなり。

【四】婆沙論は玆に「乃至廣說」の文を置きて以下の本文を省略せり。

【五】集智相應法と三無漏根・覺支・道支との相應關係。

卷の第百十　（第三編　智蘊）

（智蘊第三中、七聖納息第五之二、舊譯第五十八卷、頁四〇三、中）

[一]第十一節　苦・集・滅・道智相應法と五德との相應關係（續き）

【本論】[二]諸法にして集智と相應するもの、彼の法は滅智と相應するや。答ふ、爾らず。設し法にして滅智と相應するものなれば、彼の法は集智とも相應するや。答ふ、爾らず。道智と空・無相三摩地とに對するも亦、爾り。

所以は何んといへば、一心に非らざるが故に、行相異るが故に、或は所緣異るが故になり。

【本論】[三]諸法にして集智と相應するものなれば、彼の法は無願三摩地と相應するや。答ふ、應に四句を作すべし。

義定まらざるが故なり。

【本論】（一）有る法にして集智と相應するも無願とに非らざるものあり。謂く、集智と相應する無願なり。

卽ち集智と倶生する無願三摩地なり。此れが集智と相應するも無願とに非らざるは、自性は自性と相應せざるが故なり。

【本論】（二）有る法にして無願と相應するも集智とに非らざるものあり。謂く、集智と、及び集智と相應せずして無願と相應する法となり。

此の中、集智とは、無願と倶生する集智を謂ひ、此れが無願と相應するも集智とに非らざるは、自性は自性と相應せざるが故たり。及び集智と相應せずして無願と相應する法とは、苦忍・苦智・集

【一】　こは前節の續きにして、集智相應法を以って後の滅智乃至正定に對してその相應關係を論究せんとする項より始まる。

【二】　**集智相應法と滅智との相應關係**　集智相應法を道智・空・無相に對する場合も亦、之に準ず。

【三】　**集智相應法と無相との相應關係に就ての四句分別。**

智とは、無願と倶生する苦智をいふ。此は苦智と相應するに非ず、自性は自性と相應せざるが故に。亦、空とも相應するに非ず。是れ他聚なるが故に。及び諸餘の心々所法とは、苦智と相應せずして無願と倶生する聚の心々所法と、無相と倶生する聚の心々所法と、一切の有漏の心々所法とをいふ。此は倶に相應せず。是れ他聚なるが故に。色と無爲と心不相應行とは、一切の色と無爲と心不相應行とをいふ。此れが倶と相應せざるは、無所緣なるが故なり。

【本論】 無願に對するも亦、爾り。

とは、苦智を空に對するに四句有るが如く、此を無願に對しても亦、爾りとなり。

【本論】[一〇九] 三無漏根と七覺支と八道支とに對するにつきては、法智の場合に說けるが如し。

とは、法智を三無漏根等に對するが如く、此の苦智を三無漏根等に對しても、廣說せば亦、爾りとなり。

【一〇九】 苦智相應法と三無漏根・七覺支・八道支との相應關係、

【本論】（一）有る法にして苦智と相應するも、空とに非ざるものあり、苦智と相應する空と、及び空と相應せずして苦智と相應する法とをいふ。

此の中、苦智と相應する空とは、苦智と相應する空三摩地をいふ。此は苦智と相應するも、空とには非ず、自性は自性と相應せざるが故に。及び空と相應せずして苦智と相應する法とは、無願と倶生する苦智と相應する法をいふ。此は苦智と相應するも空とには非ず、是れ他聚なるが故に。

【本論】（二）有る法にして空三摩地と相應するも、苦智とに非ざるものあり、空と相應する苦智と、及び苦智と相應せずして空と相應する法とをいふ。

此の中、空と相應する苦智とは、空三摩地と倶生する苦智をいふ。此は空と相應するも、苦智とには非ず、自性は自性と相應せざるが故に。及び苦智と相應せずして空と相應する法とは、苦忍と倶生する空と相應する法をいふ。此は空と相應するも苦智とには非ず。是れ他聚なるが故に。

【本論】（三）有る法は苦智とも相應し、亦、空とも相應するものあり、二と相應する法をいふ。

此の法は是れ何んといへば、苦智と相應する空と倶生する聚の中より、苦智と及び空とを除く諸餘の心々所法をいふ。即ち八大地法と十大善地法と尋と伺と及び心となり。

【本論】（四）有る法にして、苦智と相應するにも非ず、亦、空とにも非ざるものあり。苦智と相應せざる空と――（乃至廣說）、[一〇八]空と相應せざる苦智と、及び諸餘の心々所法と、色と無爲と心不相應行とをいふ。

此の中、苦智と相應せざる空とは、苦忍と倶生する空をいふ。此は苦智と相應するに非ず、是れ他聚なるが故に、亦、空とも相應するに非ず、自性は自性と相應せざるが故に。空と相應せざる苦

【一〇八】以下の本文は婆沙は之を乃至廣說といひて省略す。

と倶生する聚の心々所法と、他心智に攝せず相應せずして具知根と倶生する聚の心々所法と、他心智に攝せず相應せざる有漏の心々所法とをいふ。此れが倶と相應せざるは、是れ他聚なるが故なり。色と無爲と心不相應行とは、一切の色と無爲と心不相應行とをいひ、倶と相應せざるは、無所緣なるが故なり。

【本論】具知根に對するも亦、爾り。

とは、他心智を已知根に對するに四句有るが如く、此を具知根に對するも亦、爾りとなり。

【本論】[一〇四]諸法にして世俗智と相應するものなれば、彼の法は、苦智乃至正定と相應するや。答ふ、爾らず。設し法にして苦智乃至正定と相應するものなれば、彼の法は世俗智と相應するや。答ふ、爾らず。

所以は何ん。一心に非ざるが故に。苦智乃至正定は、皆、無漏なるが故に。

[一〇五]第十節　苦・集・滅・道智相應法と五德との相應關係

【本論】[一〇六]諸法にして苦智と相應するものなれば、彼の法は集智と相應するや。答ふ、爾らず。設し法にして集智と相應するものなれば、彼の法は苦智と相應するや。答ふ、爾らず。

滅智と道智と無相三摩地に對するも、亦、爾り。

所以は何ん。一心に非ざるが故に、行相異なるが故に。或は所緣異なるが故になり。

【本論】[一〇七]諸法にして苦智と相應するものなれば、彼の法は空三摩地と相應するや。答ふ、應に四句を作すべし。

義定まらざるが故に。

【一〇四】世俗智相應法と苦智乃至正定との相應關係。

【一〇五】本節は、苦智相應法を後の集智乃至正定……に對して、乃至道智相應法を空三摩地乃至正定に對してその相應關係を明にせんとしたるもの。

【一〇六】苦智相應法と集智との相應關係、苦智相應法を滅・道智及び無相三摩地に對する場合も亦、之に準ず。

【一〇七】苦智相應法と空三摩地との相應關係に關する四句分別、——無願に對するも亦爾り。

る心々所法とをいふ。此の法は他心智と相應するも、已知根とには非ず、是れ他聚なるが故に。

【本論】(二)有る法にして已知根と相應するも、他心智とには非ざるものあり、已知根所攝の他心智と、及び他心智に攝せず相應せずして已知根と相應する法とをいふ。

此の中、已知根所攝の他心智とは、修道中の無漏の他心智をいふ、此は已知根と相應するも、他心智とには非ず、自性は自性と相應せざるが故に。及び他心智に攝せず、相應せずして已知根と相應する法とは、修道中の苦と集と滅との智と倶生する聚と、及び他心智に攝せざる所の道智と倶生する聚との中の心々所法をいふ。此は已知根と相應するも、他心智とには非ず、是れ他聚なるが故に。

【本論】(三)有る法にして他心智とも相應し、亦、已知根とも相應するものあり。已知根所攝の他心智と相應する法をいふ。

此の法は是れ何んといへば、修道中の無漏の他心智と相應する法をいふ。即ち此と相應する八無漏根と及び彼れと相應する餘の非根の心所法とを謂ふなり。

【本論】(四)有る法にして他心智と相應するにも非ず、亦、已知根とにも非ざるあり。已知根に攝せざる所の他心智と、及び他心智と已根知とに攝せず相應せざる諸餘の心々所法と、色と無爲と心不相應行とをいふ。

此の中、已知根に攝せざる所の他心智とは、具知根所攝の他心智と、及び有漏の他心智とをいふ。此は他心智と相應するに非ず、自性は自性と相應せざるが故に、亦、已知根と相應するにも非ず、是れ他聚なるが故に。及び他心智と已知根とに攝せず相應せざる諸餘の心々所法とは、未知當知根

あり、他心智と相應せざる無願と、無願と相應せざる他心智と、及び諸餘の心々所法と色と無爲と心不相應行とをいふ。

此の中、他心智と相應せざる無願とは、苦と集との無願と、及び他心智と相應せざる道の無願とをいふ。此は他心智と相應するにも非ず、是れ他聚なるが故に、亦、無願とも相應するに非ず、自性は自性と相應せざるが故に。無願と相應せざる他心智とは、有漏の他心智をいふ、此は無願と相應するにも非ず、是れ他聚なるが故に、亦、他心智とも相應するに非ず、自性は自性と相應せざるが故に。及び諸餘の心々所法とは、空・無相と倶生する聚中の心々所法と、及び他心智に攝せず相應せざる有漏の心々所法をいふ。此れが倶と相應せざるは是れ他聚なるが故なり。色と無爲と心不相應行とは、一切の色と無爲と心不相應行とをいひ、此れが倶と相應せざるは無所緣なるが故なり。

【本論】 念と精進と喜と輕安と定と捨との覺支と、正思惟と正精進と正念と正定とに對するも、亦、爾るなり。

とは。他心智を無願に對するに四句有るが如く、此を六覺支と四道支とに對するも亦、爾りとなり。

【本論】[一〇三] 諸法にして他心智と相應するものなれば、彼の法は已知根と相應するや。答ふ、應に四句を作すべし。

義定まらざるが故に。

【本論】 (一)有る法にして他心智と相應するも、已知根とに非ざるものあり、已知根に攝せざる所の他心智と相應する法をいふ。

此の法は是れ何んといふに、具知根所攝の他心智と相應するものと、及び有漏の他心智と相應す

【一〇三】他心智相應法と已知根との相應關係に關する四句分別、
具知根に對する場合も亦、之と同じ。

や。答ふ、應に四句を作すべし。

義定まらざるが故に。

【本論】（一）有る法にして他心智と相應するも、無願とに非ざるものあり、他心智と相應する無願と、及び無願と相應せずして他心智と相應する法とをいふ。

此の中、他心智と相應する無願とは、他心智と倶生する無願をいふ。此は他心智と相應するも、無願とには非ず。自性は自性と相應せざるが故に、及び無願と相應せずして他心智と相應する法とは、有漏の他心智と相應する法をいふ。此は他心智と相應するも、無願とには非ず。是れ他聚なるが故に。

【本論】（二）有る法にして無願と相應するも、他心智とに非ざるものあり、無願と相應する他心智と、及び他心智と相應せずして無願と相應する法をいふ。

此の中、無願と相應する他心智とは、無願と倶生する他心智をいふ。此は無願と相應するも、他心智とには非ず、自性は自性と相應せざるが故に。及び他心智と相應せずして無願と相應する法とは、苦・集の無願と、及び他心智と相應せざる道の無願とに相應する法をいふ。此は無願と相應するも他心智とには非ず、是れ他聚なるが故に。

【本論】（三）有る法にして他心智とも想應し、亦、無願とも相應するものあり、二と相應する法をいふ。

卽ち無漏の他心智と倶生する聚中の、他心智と及び無願三摩地とを除く、諸餘の心々所法をいふ。此の法は是れ何んといへば、[一〇二]八大地法と十大善地法と尋と伺と及び心とをいふ。

【本論】（四）有る法にして他心智と相應するにも非ず、亦、無願とにも非ざるもの

【一〇二】八大地法とは、十大地法中より三摩地と慧とを除く所餘の八をいふ。

【本論】（三）有る法にして他心智とも相應し、亦世俗智とも相應するものあり。
他心智に攝する所の世俗智と相應する法をいふ。
此の法は是れ何んといへば、此と相應する[九九]九大地法と十大善地法と尋と伺と心とをいふ。

【本論】（四）有る法にして他心智とも相應せず、亦、世俗智とにも非ざるものあり。
他心智と世俗智と、及び他心智と世俗智とに攝せず相應せざる諸餘の心心所法と、色と無爲と心不相應行とをいふ。

此の中、他心智と世俗智とは、自性は自性と相應せざるが故なるをいふ。及び他心智と世俗智とに攝せず相應せざる諸餘の心々所法とは、無漏忍と苦・集・滅・智と及び他心智に攝せざる道智と倶生する聚の心々所法をいひ、倶と相應せざるは、是れ他聚なるが故なり。色と無爲と心不相應行とは、一切の色と無爲と心不相應行をいひ、倶と相應せざるは、無所緣なるが故なり。

【本論】道智と擇法覺支と正見とに對するも亦、爾り。
とは、他心智を世俗智に對するが如く、此を道智と擇法覺支と正見とに對するも、亦、爾りとなり。

【本論】[一〇〇]諸法にして他心智と相應するものなれば、彼の法は苦智と相應するや。答ふ、爾らず。設し、法にして苦智と相應するものなれば、彼の法は他心智と相應するや。答ふ、爾らず、集・滅智と空と無相との三摩地と、未知當知根とに對するも亦、爾り。
とは、一心に非ざるが故に、或は行相異るが故に、或は所緣異なるが故になり。

【本論】[一〇一]諸法にして他心智と相應するものなれば、彼の法は無願三摩地と相應する

【九九】九大地法とは十大地法中より慧を除く所餘をいふ。

【一〇〇】**他心智相應法と苦智との相應關係、**他心智相應法を集・滅智と空・無相三摩地と未知當知根とに對する場合も之に準ず。

【一〇一】**他心智相應法と無願との相應關係に關する四句分別**他心智相應法を、念・精進・喜・輕安・定・捨覺支及び正思惟・正精進・正念・正定に對する場合も之に準ず。

答ふ、諸法にして法智と相應するものは、亦、擇法覺支ともなり。

法智は皆是れ擇法覺支の攝なるが故に。

【本論】有る法にして擇法覺支と相應するも、法智とに非ざるものあり、法智に攝せざる所の擇法覺支と相應する法をいふ。

此の法は是れ何んといへば、無漏忍・類智と倶生する聚中の擇法覺支と相應する法をいふ。此は擇法覺支と相應するも、法智とには非ず。是は他聚なるが故に。

【本論】[九六]法智を後に對するが如く、類智を後に對するも亦、爾り。

とは、法智を類智乃至正定に對するが如く、類智を他心智乃至正定に對するも、亦、爾りとなり。

[九七]第九節　他心智（及び世俗智）相應法と五德との相應關係

【本論】[九八]諸法にして他心智と相應するものなれば、彼の法は世俗智と相應するや。

答ふ、應に四句を作すべし。

義定まらざるが故に。

【本論】（一）有る法にして他心智と相應するも、世俗智とに非ざるものあり、世俗智に攝せざる所の他心智と相應する法をいふ。

此の法は是れ何んといへば、無漏の他心智と相應する法をいふ。

【本論】（二）有る法にして世俗智と相應するも、他心智とに非ざるものあり、他心智に攝せざる所の世俗智と相應する法をいふ。

此の法は是れ何んといふに、他心智に攝せざる所の諸の善と染汚と無覆無記との世俗智と相應する法をいふ。

【九六】類智相應法と他心智乃至正定との相應關係、

【九七】本節は他心智相應法と世俗智・四諦智の五智及び三摩地・無漏根・覺支・道支との相應關係を明し、併せて世俗智相應法と四諦智及び三摩地等との相應關係をも推知せしむる段なり。

【九八】他心智相應法と世俗智との相應關係に關する四句分別、

因みに、他心智相應法道智と擇法覺支と正見とに對する場合も亦、同じ。

此の中、法智とは、念覺支と倶生する法智をいふ。此は念覺支と相應するも、法智とには非ず、自性は自性と相應せざるが故に、及び法智と相應せずして念覺支と相應する法とは、無漏忍及び類智と倶生する聚中の念覺支と相應する法をいふ。此は念覺支と相應するも、法智とには非ず、是れ他聚なるが故に。

【本論】（三）有る法にして法智とも相應し、亦、念とも相應するものあり、二と相應する法をいふ。卽ち法智と倶生する聚中の法智と及び念とを除く諸餘の心々所法にして、二と相應する法なり。

此は復、是れ何ぞといへば、二と相應する[九四]八大地法と十大善地法と尋と伺と及び心とをいふ。

【本論】（四）有る法にして法智と相應するにも非ず、亦、念とにも非ざるものあり。法智と相應せざる念覺支と、及び餘の心々所法と、色と、無爲と、心不相應行とをいふ。

此の中、法智と相應せざる念覺支とは、無漏忍・類智と倶生する聚中の念覺支をいふ。此は法智と相應するに非ず。是れ他聚なるが故に。亦、念と相應するにも非ず、自性は自性と相應せざるが故に。及び餘の心々所法とは、此は無漏の心々所法に非ずして、但、是れ有漏の心々所法のみをいふ。色と無爲と心不相應行とは、一切の色と無爲と心不相應行とをいふ。是等が皆、倶と相應せざるは、無所緣なるが故なり。

【本論】 精進と輕安と定と捨との覺支と正精進と正念と正定とに對するも亦、爾り。

とは、法智を念覺支に對するに四句有るが如く、此を精進覺支乃至正定に對するも、亦、爾りとなり。

【本論】[九五]諸法にして法智と相應するものなれば、彼の法は擇法覺支と相應するや。

【九四】八大地法とは、十大地法より、念と慧とを除く所餘の八をいふ。

【九五】法智相應法と擇法覺支との相應關係。

せず相應せざる諸餘の心々所法と、色と、無爲と、心不相應行となり。

此の中、未知當知根に攝せざる所の法智とは、已知根と具知根と倶生する聚の中の法智をいふ。此は法智と相應するものに非ず、自性は自性と相應せざるが故に。亦、未知當知根と相應するにも非ず、是れ他聚なるが故に。及び法智と未知當知根とに攝せず相應せざる諸餘の心々所法とは、法知に攝せず相應せずして、已知根・具知根と倶生する聚中の心々所法と、及び一切の有漏の心々所法とをいふ。こは皆、法智と相應するにも非ず、亦、未知當知根とにも非ず、是れ他聚なるが故に。色と無爲と心不相應行とは、一切の色と無爲と心不相應行とをいふ。皆、倶と相應せざるは、無所緣なるが故なり。

【本論】 已知根と具知根とに對するも、亦、爾り。

とは、法智を未知當知根に對するに四句有るが如く、此れを已知根と具知根とに對するも亦、爾りとなり。

【本論】[九三] 諸法にして法智と相應するものなれば、彼の法は念覺支と相應するや。答ふ、應に四句を作すべし。

義定まらざるが故に。

【本論】 (一)有る法にして法智と相應するも、念とには非ざるものあり、法智と相應する念覺支をいふ。

此は法智と相應するも、念覺支とには非ず。自性は自性と相應せざるが故に。

【本論】 (二)有る法にして念覺支と相應するも、法智とには非ざるものあり。法智と、及び法智と相應せずして念覺支と相應する法をいふ。

【九三】 法智相應法と念覺支との相應關係に關する四句分別
法智相應法と精進・輕安・定・捨覺支及び正精進・正念・正定との相應關係も亦、之に準ず。

【本論】[九一]諸法にして法智と相應するものなれば、彼の法は未知當知根と相應するや。答ふ、應に四句を作すべし。

義定まらざるが故に。

【本論】（一）有る法にして法智と相應するも、未知當知根とに非ざるものあり、未知當知根に攝せざる所の法智と相應する法をいふ。

此の法は是れ何ぞやといへば、已知根と具知根とに攝する所の法智と相應する法をいふ。此は法智とは相應するも、未知當知根とには非ず、是れ他聚なるが故に。

【本論】（二）有る法にして未知當知根と相應するも、法智とには非ざるものあり。未知當知根所攝の法智と、及び法智に攝せず相應せずして未知當知根と相應する法とをいふ。

此の中、未知當知根所攝の法智とは、未知當知根と倶生する聚中の法智をいふ。此と未知當知根とは相應するも、法智とには非ず、自性は自性と相應せざるが故に。及び法智に攝せず相應もせずして未知當知根と相應する法とは、諸の類智及び無漏忍と倶生する聚中の未知當知根と相應する法をいふ。此と未知當知根とは相應するも、法知とには非ず、是れ他聚なるが故に。

【本論】（三）有る法にして法智とも相應し、亦、未知當知根とも相應するものあり、未知當知根所攝の法智と相應する法をいふ。

此の法は是れ何ぞやといへば、[九二]餘の八根と及び彼れと相應する餘の非根の心所法とをいふ。

【本論】（四）有る法にして、法智と相應するにも非ず、亦、未知當知根とにも非ざるものあり。謂く、未知當知根に攝せざる所の法智と、及び法智と未知當知根とに攝

【九一】法智相應法と三無漏根との相應關係に就ての四句分別。

【九二】玆に餘の八根とは見道位に在る意・樂・喜・捨・信・勤・念・定・慧の九根中より慧根を除く所餘の八根をいふ。因みに此の九根は、見・修・無學の三道に在りては、三無漏根として建立せらるるものなり。

【本論】(三)有る法にして法智とも相應し、亦、空とも相應するものあり、二と相應する法をいふ。

此の中、二と相應する法とは、法智と空と倶生する聚中、二の自性を除く諸餘の心々所法をいふ。此の法は是れ何ぞやといふに、二と相應する[八九]八大地法と十大善地法と尋と伺と及び心とをいふ。

【本論】(四)有る法にして法智と相應するにも非ず、亦、空とにも非ざるものあり。謂く、法智と相應せざる空と、空と相應せざる法智と、及び法智と空とに攝せず相應せざる諸餘の心々所法と、色と、無爲と、心不相應行となり。

此の中、法智と相應せざる空とは、苦類智及び苦忍と倶生する空三摩地をいふ。此は法智と相應するものに非ず。是れ他聚なるが故に。亦、空と相應するにも非ず、自性は自性と相應せざるが故に。空と相應せざる法智とは、無願・無相と倶生する法智をいふ。此は空と相應するに非ず、是れ他聚なるが故に、亦、法智と相應するにも非ず。自性は自性と相應せざるが故に。及び法智と空とに攝せず相應せざる諸餘の心々所法といふにつきて、攝せずとは、二の自性を除き、相應せずとは、二と相應するを除きて諸餘の心々所法を取るなり。此の法は是れ何んといへば、法智と相應せずして無願・無相と相應する聚と、及び一切の有漏の心心所法とをいふ。色と無爲と心不相應行とは、一切の色と無爲と心不相應行とをいふ。皆、法智と相應するにも非ず、亦、空とにも非らず、無所緣なるが故に。

【本論】無願と無相と喜覺支と正思惟とに對するも亦、爾り。

とは、法智を空に對して大の四句を作すが如く、此れを無願と無相と[九〇]喜覺支と正思惟とに對するも亦、爾りとなり。

【八九】茲に八大地法とは、十大地法中より、法智と空三摩地との自性たる、慧と三摩地とを除く所餘の八大地法を指す。

【九〇】法智は、未至・中間・四根本の六地によりて起し得るに、喜覺支は、初二靜慮の二地により、正思惟は未至初靜慮の二地によりてのみ起し得るが故に、此の點法智は廣にして喜覺支と正思惟とは狹なり。然るに、後の二者は諸忍とも相應する點に於て法智よりも廣なり。是の故に、茲に大の四句を作すと云へるなり。

一切の有漏の心々所法とをいふ。色と、無爲と、心不相應行とは、一切の色と無爲と心不相應行とをいふ。是れ等は皆、法智と相應するものにも非ず、亦、他心智とにも非ず、無所緣[八七]なるが故に。

【本論】苦・集・滅・道智と及び正見とに對するも亦、爾り。

とは、法智を他心智に對して四句を作すが如く、此れを苦・集・滅・道智と及び八道支中の正見とに對するも亦、爾りとなり。

【本論】[八八]諸法にして法智と相應するものなれば、彼の法は空三摩地と相應するや。

答ふ、應に四句を作すべし。

此の中、法智は三三摩地と相應し、空三摩地は、二智と二忍と相應す。二智とは、苦法智と、苦類智とをいひ、二忍とは、苦法智忍と苦類智忍とをいふ。是の故に此の中、大の四句を作す。

【本論】(一)有る法にして法智と相應するも、空とに非ざるものあり。法智と相應する空と、及び空と相應せずして法智と相應する法とをいふ。

此の中、法智と相應する空とは、法智と倶生する空三摩地をいふ。此の法は法智と相應するも、空とには非ず、自性は自性と相應せざるが故に。及び空と相應せずして法智と相應する法とは、無願・無相と倶生する法智と相應する法をいふ。

【本論】(二)有る法にして空と相應するも、法智とには非らざるものあり、空と相應する法智と、及び法智と相應せずして空と相應する法なり。

此の中、空と相應する法智とは、空と倶生する法智をいふ。此は空と相應するも、法智とには非ず。自性は自性と相應せざるが故に。及び法智と相應せずして空と相應する法とは、苦類智及び苦忍と倶生する空三摩地と相應する法をいふ。

【八七】無所緣法は心法に非らざるが故に、相應するの義なし。

【八八】**法智相應法と三三摩地との相應關係に就ての四句分別。**法智相應法と喜覺支・正思惟との相應關係も亦之に準ず。

義定まらざるが故に。

【本論】(一)有る法にして法智と相應するも、他心智とに非ざるものあり。他心智に攝せざる所の法智と相應する法をいふ。

此の法は是れ何んといふに、謂く、苦・集・滅法智と、及び他心智に攝せざる所の道法智とに相應する法なり。

【本論】(二)有る法にして他心智と相應するも法智とに非ざるものあり。法智に攝せざる所の他心智と相應する法をいふ。

此の法は是れ何んといふに、謂く、類智と世俗智とに攝する所の他心智と相應する法なり。

【本論】(三)有る法にして法智とも相應し、亦、他心智とも相應するものあり。法智に攝する所の他心智と相應する法をいふ。

此の法は是れ何んといふに、謂く、此れと相應する[八六]九大地法と十大善地法と、尋と伺と及び心となり。

【本論】(四)有る法にして法智と相應するものにも非ず、亦、他心智とにも非ざるものあり、法智と、他心智と、及び法智と他心智とに攝せず、相應せざる諸餘の心々所法と、色と無爲と心不相應行とをいふ。

此の中、法智と他心智といふは、自性は自性と相應せざるが故たり。及び法智と他心智とに攝せず相應せざる諸餘の心々所法といふにつきて、攝せずとは、彼の自性を除き、相應せずとは、彼と相應するものを除きて、諸餘の心々所法を取るのいゝなり。此の法は是れ何んといふに、苦・集・滅類智と他心智に攝せざる所の道類智に相應する聚と、無漏忍と相應する聚と、他心智と相應せざる

【八六】九大地法とは、十大地法中より、慧を除く餘の九をいふ。慧が之と相應せざるは、自性は自性と相應せざるが故なり。又、無漏法は善なるをもて之と相應する法は必ず善なり、故に茲に之と相應する法として十大善地法を擧げたるなり。

【本論】 諸法にして法智と相應するものなれば、彼の法は類智とも相應するや。乃至廣說。

[八三] 問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、他の宗を止め、正理を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は有るが執す、「心々所法は一一にして而して生じ、相應するの義無し」と。彼の執を遮し、心々所法は必ず、倶時に生じ、相應するの義有ることを顯さんが爲めなり。或は復、有るが執す。「心々所法は前後相應す」と。有餘は復、執す、「自性と自性とは相應す」と。彼の執を遮し、相應するものは必ず倶時に生じ、別に自體を有することを顯さんが爲めの故に、斯の論を作すなり。

此の中、諸法は三緣に由るが故に、互に相交涉し、對顯し、相應するなり。謂く、(1)或は有る法は、相攝に由るが故に、互に相交涉す、智と智との如し。(2)或は復、有る法は相應に由るが故に、互に相交涉す、智と三摩地との如し。(3)或は復、有る法は相攝と相應とに由るが故に、互に相交涉す、智と根・覺支・道支との如し。是を此處に略毘婆沙といふ。

【本論】[八四] 諸法にして法智と相應するものなれば、彼の法は類智とも相應するや。答ふ、爾らず。設し法にして類智と相應するものなれば彼の法は法智とも相應するや。答ふ、爾らず。

所以は何ん。一心に非ざるが故に、所緣異なるが故になり。

【本論】 世俗智に對するも亦、爾り。

所以は何ん。一心に非ざるが故に、有漏と無漏との聚、各々異なるが故に。

【本論】[八五] 諸法にして法智と相應するものなれば、彼の法は他心智とも相應するや。答ふ、應に四句を作すべし。

[八三] 論究の所以としての相應に關する異執の破斥
因みに相應に關する種種の異說は既に婆沙十六卷（毘曇部七、頁三〇九）に出せり。

[八四] 法智と相應する法は類智及び世俗智と相應せず。

[八五] 法智相應法と他心智との相應關係に就きての四句分別
因みに法智相應法と苦・集・滅・道智及び正見との相應關係も亦、之に准ず。

是れに盡智或は無生智或は他心智の三かなり。七覺支・七道支の現在前する時も亦、爾り。[七七]正見が現在前する時は、或は二か、或は三かなり。謂く苦智・法智の二か、苦智・類智の二か、集智・法智の二か、集智・類智の二か、滅智・法智の二か、滅智・類智の二か、道智・法智に他心智非しの二か、是れに他心智の三か、道智・類智に他心智非しの二か、是れに他心智の三かなり。

【本論】慧解脫の如く、倶解脫も亦、爾るなり。

とは、謂く、見道中の八忍時には全く智無し。七智の時には、各々二智有り。修道中の苦・集・滅智の時には、各〻二智有り。道智の時には、或は二智有り、或は三智有り。無學道中には、苦・集・滅・道智に皆、或は二智有り、或は三智有ること、[七八]前に准じて應に知るべし。

[七九]問ふ、此の中には、數[しばしば]慧解脫者にして他心智を起すものを説くも、[八〇]此の他心智の起るは、必ず根本靜慮に依るなり。若し慧解脫も亦、能く根本靜慮を現起すとせば、[八一]豈に蘇尸摩經に違害せざるや。彼の經中に説く、「慧解脫者は、根本靜慮を現起すること能はず」と。答ふ、慧解脫に二種あり、一には是れ少分、二には是れ全分なり。少分の慧解脫は四靜慮に於て、能く一・二・三を起すも、全分の慧解脫は四靜慮に於て皆、起すこと能はず。此の論中にては、少分の慧解脫を説くが故に、能く他心智を起すも、蘇尸摩經は、全分の慧解脫を説くをもて、彼れは四靜慮に於て皆、起すこと能はざるたり。是の如くなれば二説は、倶に爲めに善通するなり。此に由れば、少分の慧解脫者は、乃至能く有頂の等至をも起すも、但、滅定のみを得せず。若し滅定を得せば、倶解脫と名くればなり。

[八二]第八節　法智（及び類智）相應法と五德との相應關係

【七七】無學の正見が盡・無生智を攝せざることを想起せば以下解し易し。

【七八】前の第六節を參照すべし。

【七九】慧解脫は、根本靜慮を起し得るや否や。

【八〇】他心智が必ず根本靜慮に依ることに就ては婆沙九九卷を參見せよ、

【八一】蘇尸摩經（Susima sutta）は雜阿含第十四卷三四七經（大正・二、頁九六）S. N. 12, 70 に當る。

【八二】以下數節に涉りて、五德各自の相應法と五德各々との相應關係を論究するに當り、本節は先づ八智中の第一の法智を以つて他の七智並びに、三三摩地・三無漏根・七覺支・八道支に對してその相應關係を論じ、併せて、類智の場合をも推知せしめんとしたる段なり。

【本論】 隨信行乃至俱解脫に、三無漏根・七覺支・八道支が應に隨つて現在前する時、幾智が現在前するや。答ふ、[七三]隨信行に未知當知根が現在前する時には、或は二か、或は無かなり――[七四](廣說乃至)、苦智・法智の二か、苦智・類智の二か、集智・法智の二か、集智・類智の二か、滅智・法智の二か、滅智・類智の二か、道智・法智の二かを謂ひ、八の忍時には無なり。七覺支・八道支の現在前する時も亦、爾り。

隨信行の如く、隨法行も亦、爾り。

[七五]信勝解に已知根が現在前する時、或は二か、或は三かなり。謂く、苦智・法智の二か、苦智・類智の二か、集智・法智の二か、集智・類智の二か、滅智・法智の二か、滅智・類智の二か、道智・法智に他心智非しの二か、是れに他心智の三か、道智・類智に他心智非しの二か、是れに他心智の三かなり。七覺支・八道支が現在前する時も亦、爾り。

信勝解の如く、見至と身證とも亦、爾り。

[七六]慧解脫に具知根の現在前する時、或は二か、或は三かなり。謂く、苦智・法智に盡・無生智非しの二か、是れに盡智或は無生智の三か、苦智・類智に盡・無生智非しの二か、是れに盡智或は無生智の三か、集智・法智に盡・無生智非しの二か、是れに盡智或は無生智の三か、集智・類智に盡・無生智非しの二か、是れに盡智或は無生智の三か、滅智・法智に盡・無生智非しの二か、是れに盡智或は無生智の三か、滅智・類智に盡・無生非しの二か、是れに盡智或は無生智の三か、道智・法智に盡・無生・他心智非しの二か、是れに盡智或は無生智或は他心智の三か、道智・類智に盡・無生・他心智非しの二か、

【七三】 隨信・隨法行が未知當知根(及び覺支・道支)を現前するとき現起する智數、

【七四】 以下の本文は婆沙之を省略せり。

【七五】 信勝解乃至身證が已知根(及び覺・道支)を現前するとき現起する智數

【七六】 慧解脫・俱解脫が具知根(及び覺・道支)を現前する時現起する智數に就きて。

盡智或は無生智の三か、集智、類智に盡・無生智非しの二か、是れに盡智或は無生智の三か、道智、法智に盡・無生・他心智非しの二か、是れに盡智或は無生智或は他心智の三か。道智・類智に盡・無生・他心智非しの二か、是れに盡智或は無生智或は他心智の三かなり。無相三摩地が現在前する時は、或は二か、或は三かなり。謂く、滅智法智に盡・無生智非しの二か、是れに盡智或は無生智の三か、滅智・類智に盡・無生智非しの二か是れに盡智或は無生智の三かなり。

倶解脱も亦、爾り。

とは、謂く、見道中の忍の時には智無し、智の時には二智有り。修道中、苦・集・滅智の時は二智有り、道智の時は、或は二智或は[六九]三智あり。無學道中、苦・集・滅智にして無學の正見の攝なるものなれば、一一に二智有るも、[七〇]無學の正見の攝に非らざるものなれば、一一に三智有り。道智にして若し無學の正見の攝に非ざるものなれば三智有り。若し是れ無學の正見の攝なるも他心智なるものなれば亦、三智有るも、即ち此れが若し他心智に非ざるものなれば、唯、二智のみ有るなり。

[七一]問ふ、何が故に盡・無生智は、空三摩地と相應せざるや。答ふ、行相異なるが故なり。謂く、空行相なれば盡・無生智に非ず。若し盡・無生智の行相なれば、空に非ざればなり。復次に、空三摩地は見と相應するも、盡・無生智は見性に非ざるが故に。復次に、空三摩地の自性は是れ勝義にして、所起の行相も亦、是れ勝義なるに、盡・無生智の自性は是れ勝義なりと雖も、而も所起の行相は勝義に非ざればなり。謂く、此の智の後に、是の念を作して言く、「我が生已に盡き等」と。こゝに我の行相有るは是れ世俗の攝にして勝義に非ざるが故なり。

[七二]第七節　七聖者が無漏根・覺支・道支を現前する時、現起する智數に就きて

【六九】三智とは、道智・法智・他心智の三か、道智・類智・他心智の三かをいふ。見道位中には他心智起ること無きも、修道位中に道智の攝なる無漏の他心智起り得ればなり。

【七〇】無學の苦・集・滅・道の四智は、無學の正見と無學の正智（盡智・無生智）とに攝せらる。今「無學の正見の攝に非らざるもの」とは、即ち無學の正智たる盡智・無生智を指す、從つて、四諦智と法・類智と盡・無生智との各々の隨一を取りて三智を成ずるなり。

【七一】**特に盡・無生智が空三摩地と相應せざる理由に就て**

【七二】本節に、七聖者が、五德中の第三德たる三無漏根、第四德たる七覺支、第五德たる八道支をその所應に隨つて現在前するとき、現起する諸智を十智に攝めて分別せんとしたる段なり。因みに覺支・道支の現在前に關しては、婆沙九五―六卷（毘曇部十一、頁三〇二以下）を參照せば便宜多し。

するや。答ふ、[六二]隨信行に空三摩地が現在前する時、或は二、或は無なり。――[六三](廣說乃至)。苦智と法智との二か、苦智・類智の二かを謂ひ、[六四]二忍の時は無なり。無願三摩地が現在前する時、或は二、或は無なり。苦智法智の二か、苦智類智の二か、集智法智の二か、集智、類智の二か、道智、法智の二かを謂ひ、[六五]六忍の時は無なり。無相三摩地が現在前する時は、或は二か、或は無なり。滅智、法智の二か、滅智、類智の二かを謂ひ、[六六]二忍の時は無なり。

隨法行も亦、爾り。

[六七]信勝解に空三摩地が現在前する時、二智現在前す、謂く、苦智、法智の二か、苦智、類智の二かなり。無願三摩地が現在前する時、或は二か、或は三かなり。謂く、苦智・法智の二か、苦智、類智の二か、集智、法智の二か、集智、類智の二か、道智、法智に他心智非しの二か、是れに他心智の三か、道智、類智に他心智非しの二か、是れに他心智の三かなり。無相三摩地が現在前する時、二智現在前す。謂く、滅智、法智の二か、滅智、類智の二かなり。

見至と身證とも亦、爾り。

[六八]慧解脫に、空三摩地が現在前する時、二智現在前す。謂く、苦智、法智の二か、苦智、類智の二かなり。無願三摩地が現在前する時、或は二か、或は三かなり、謂く、苦智法智に盡・無生智非しの二か、是れに盡智或は無生智の三か、苦智、類智に盡・無生智非しの二か、是れに盡智或は無生智の三か、集智、法智に盡・無生智非しの二か、是れに

【六二】**隨信・隨法行が現前する三摩地と十智との關係。**

【六三】以下の本文は發智論より補譯せるもの。

【六四】二忍とは苦法智忍と苦類智忍との二忍をいふ。忍は智に非らざるが故に、此の時は智現在前せざるなり。因みに大正本には三忍とあるも三本、宮本に依りて、二と訂正せり。

【六五】六忍とは、苦・集・道の法・類忍の六忍をいふ。

【六六】二忍とは、滅法智忍と滅類智忍との二忍なり。

【六七】**信勝解・見至・身證が現前する三摩地と十智との關係。**

【六八】**慧解脫・俱解脫が現前する三摩地と十智との關係。**

若し無願に依りて正性離生に入るも、應に知るべし亦、爾ることを。差別有るをいへば、謂く、過去は定んで、[五六]空無く唯、一或は二有るのみ。見苦と見集との各々四心の頃と、見道三心の頃とは皆、現在は一——無願をいふ——なり。

[五七]問ふ、何等の補特伽羅が空に依りて正性離生に入り、何等の補特伽羅が無願に依りて正性離生に入るや。答ふ、若し見行者なれば、空に依りて正性離生に入り、若し愛行者なれば、無願に依りて正性離生に入る。唯、[五八]菩薩を除く、是は愛行なりと雖も而も空に依りて正性離生に入ればなり。又、見行者にも復、二種有り。我見に著する者は非我行相に依りて正性離生に入り、我所見に著する者は、空行相に依りて正性離生に入る。諸の愛行者にも亦、二種有り、我慢増す者は、非常行相に依りて正性離生に入り、懈怠増す者は苦行相に依りて正性離生に入る。復次に、若し利根者なれば、多く空に依りて正性離生に入り、若し鈍根者なれば、多く無願に依りて正性離生に入る。利根と鈍根との如く、乃至開智と說智とも應に知るべし亦、爾ることを。

若し無願に依りて正性離生に入る者なれば、彼は、或は無願と無相とに依りて三界の染を離れ、衆同分を盡すも、空は現在前せざるなり。

【本論】 隨法行も亦、爾り。

とは、此の二聖は地等しく、……廣說せば前の如し。

【本論】 [五九]信勝解乃至倶解脫は、三三摩地に於て、皆未來は三を成就し、[六〇]過去は若し已滅にして失せずんば三を成就し、現在は若し現在前すれば一を成就す。

此は皆、前に准じて應に其の相を知るべし。

[六一]第六節　七聖者が三三摩地を現在前する時現起する智の數に就きて

【本論】 隨信行乃至倶解脫に、空・無願・無相三摩地が現在前する時、幾智が現在前

【五六】 無願に依りて正性離生に入りたる故、空行相を作せしこと無く、從つて苦法智以後なりと雖も過去の空三摩地を成就せず。即ち、苦法智乃至滅法智忍位には唯、過去の無願三摩地のみを成就し、滅法智以後は、過去の無相・無願の二三摩地を成就す。

【五七】 **特に空及び無願に依て正性離生に入る者に就きて**

【五八】 菩薩は愛行者なれども最勝の利根者なるが故に空に依りて正性離生に入るなり。

【五九】 **信勝解乃至倶解脫の三世に於ける三三摩地の成就關係。**

【六一】 こは七聖者が三三摩地の隨一を現在前するとき現在前する智を十智に依りて分別せんとする段なり。

【本論】[五一]信勝解乃至倶解脱は、三三摩地に於て皆成就す。

とは、已に具さに得するが故なり。

[五二]第五節　七聖者の三世に於ける三三摩地の成就關係に就きて

【本論】隨信行乃至倶解脱は、三三摩地に於て、過去は幾くを成就するや、未來は幾くなりや、現在は幾くなりや。答ふ、[五三]隨信行は、三三摩地に於て、若し空に依りて正性離生に入れば、苦法智忍の時、過去は無、未來は二、現在は一を成就す――[五四]（廣說乃至）苦法智乃至集法智忍の時、過去は一、未來は二、現在は一なり。集法智乃至集類智の時、過去・未來は[五五]二、現在は一なり。滅法智忍の時、過去は二、未來は三、現在は一、滅法智乃至道類智忍の時、過去・未來は三、現在は一なり。

若し無願に依りて正性離生に入れば、苦法智忍の時、過去は無、未來は二、現在は一、苦法智乃至集類智の時、過去は一、未來は二、現在は一、滅法智忍の時、過去は一、未來は三、現在は一、滅法智乃至道類智忍の時、過去は二、未來は三、現在は一なり。

とは、謂く、若し空に依りて正性離生に入れば、見苦初心の頃、過去は無なり、見苦四心の頃、現在は一――空をいふ――なり。見苦の後の三心の頃と及び見集の初心の頃、過去は一――空をいふ――なり。見集の後の三心の頃と、見滅初心の頃とは、過去は二――空と無願とをいふ――なり。見苦と見集との各々四心の頃、未來は二――空と無願とをいふ――なり。見滅四心の頃、現在は一、――無相をいふ――なり。見集四心の頃と、見道三心の頃との現在は一――無願をいふ――なり。見滅の後の三心の頃と見道三心の頃とは、皆、過去に三を具す。見滅四心の頃と見道三心の頃とは、皆、未來も亦、三を具す。

【五一】信勝解乃至倶解脱と三三摩地との成就關係。

【五二】本節は、七聖者が成就する三三摩地を三世に配して分別せるもの。

【五三】隨信・隨法行の三世に於ける三三摩地の成就關係

【五四】これより以下「滅智乃至道類智忍云々」に至る――本文は婆沙論に省略せらる。

【五五】大正本には一とあるも宮本・聖語藏本とに依りて二と訂正せり。

[四六] 問ふ、何が故に盡智と無生智と他心智との體は、相雜へざるや。答ふ、盡智と無生智とは見の自性に非ざるに、他心智は是れ見の自性なるが故に、相雜へず。盡智と無生智との所起の行相に互に異り有るが故に亦、相雜へざるなり。謂く苦を我れ已に知る等といふは、是れ盡智の所起の行相にして、復び當に知るべからず等といふは、是れ無生智の所起の行相なればなり。

【本論】 倶解脫も亦、爾り。

とは、謂く位等しきが故なり。

第四節　七聖者の三三摩地に於ける成就關係に就きて [四七]

【本論】 隨信行乃至倶解脫は、三三摩地に於て、幾か成就にして幾か不成就なりや。

[四八] 問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、他宗を止め、正理を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は有るが執す、「三三摩地の體は唯、是れ一なるも、義としては三種と說く」と。彼の執を遮し、此の三種の自性は各〻異ることを顯さんが爲めの故に、斯の論を作すなり。

【本論】 答ふ、[四九] 隨信行は、三三摩地に於て、滅法智忍未已生なれば、二を成就し、已生なれば、三を成就す。

とは、謂く、滅法智忍が未だ現在前せざれば、但、[五〇] 空と無願との二のみを成就す、苦法智忍の時、二を雙び修するが故に。滅法智忍が已に生じ、乃至道類智忍が現在前する時は、皆、三を成就す。復、無相をも成就するが故に。

【本論】 隨法行も亦、爾り。

とは、此の二聖は地等しく、……廣說せば前の如し。

【四六】 特に盡・無生智・他心智の不相雜の理由に就きて、

【四七】 本節は七聖者が、五德中の第二德たる三三摩地の幾を成就するかに就きての論究をその目的とす。

【四八】 論究の理由としての三三摩地一體論の破斥、

【四九】 隨信・隨法行と三三摩地との成就關係。

【五〇】 空三摩地は空・非我の行相と相應する等持にして、無願三摩地は、苦諦を緣ずる苦・非常の二と、集・道諦を緣ずる各の四との十行相と相應する等持なるが故に、苦法智忍の時、已に此の二三摩地を修することとなるも、無相三摩地は滅諦を緣ずる四行相と相應する等持なるが故に、滅法智忍の時、始めて修するなり。

との三かなり。集智が現在前する時、或は二、或は三智が現在前す、謂く、集智と法智とに盡・無生智非しの二か、是れに盡智或は無生智との三か、集智と類智とに盡・無生智非しの二か、是れに盡智或は無生智との三かなり。滅智が現在前する時、或は二、或は三智が現在前す。謂く、滅智と法智とに盡・無生智非しの二か、是れに盡智或は無生智との三か、滅智と類智とに盡・無生智非しの二か、是れに盡智或は無生智との三かなり。道智が現在前する時、或は二、或は三智が現在前す。謂く道智と法智とに盡・無生・他心智非しの二か、是れに盡智或は無生智或は他心智との三か、道智と類智とに盡・無生・他心智非しの二か、是れに盡智或は無生智或は他心智の一を加へての三かなり。

とは、無學位にて、諸智が現在前する時、一一の刹那の智の體は一なりと雖も、而も義として二と說き、或は義として三と說くをいふ。謂く、無漏智が現在前する時、若し盡・無生智を攝せざる所の苦・集・滅智、及び盡・無生・他心智を攝せざる所の道智なれば、但、義として二なりと說く、卽ち對治の故に或は法智と名け、或は類智と名け、行相の故に或は苦智と名け、乃至或は道智と名くるをいふ、若し盡智或は無生智を攝する所の苦・集・滅智、及び盡智或は無生智或は他心智を攝する所の道智なれば、則ち義として三と說く。卽ち對治の故に或は法智と名け、或は類智と名け、行相の故に或は苦智と名け、乃至或は道智と名け、[四四]事を辦ずるが故に或は盡智と名け、[四五]因圓かなるが故に或は無生智と名け、加行の故に、或は他心智と名く。有漏智が現在前する時には、若し他心智に非ずんば則ち唯、一智、謂く世俗智なるも、若し是れが他心智なれば則ち義として二と說く、卽ち自性の故に世俗智と名け、加行の故に他心智と名くるをいふ。

【四四】盡智は、我が生已に盡き、梵行已に立し所作已に辦ずと觀ずるものにして、阿羅漢の身中に最初に起るものなるが故に茲に「事を辦ずるが故に或は盡智と名く」と言へるなり。

【四五】因とは聖道を意味し、無生智の生ずるときは、見・修・無學道の一切の聖道を同類因として生ずるが故に、茲に「因圓かなるが故に」と名けしなり。詳しくは光記二六卷參照のこと。

と名くるをいふ。

【本論】 見至と身證とも亦、爾り。

とは、謂く、此等は、信勝解と[三九]位等しきが故に、諸智の現前する義、相似なるが故なり。

[四〇]【本論】 慧解脱に法智が現在前する時、或は二或は三智か現在前す。謂く、法智と苦智とに[四一]盡・無生智非しの二か、是れに盡智或は無生智の一を加へての三か、――[四二](廣說乃至)……法智と集智とに盡・無生智非しの二か、是れに盡智或は無生智との三か、法智と滅智とに盡・無生智非しの二か、是れに盡智或は無生智との三か、法智と道智とに盡・無生智・他心智非しの二か、是れ盡智或は無生智或は他心智の一を加へての三かなり。類智の現在前する時、或は二或は三智が現在前す。謂く、類智と苦智とに盡・無生智非しの二か、是れに盡智或は無生智との三か、類智と集智とに盡・無生智非しの二か、是れに盡智或は無生智との三か、類智と滅智とに盡・無生智非しの二か、是れに盡智或は無生智との三か、類智と道智とに盡・無生・他心智非しの二か、是れに盡智或は無生智或は他心智との三かなり。他心智が現在前する時、或は二或は三智が現在前す。謂く、他心智と世俗智との二か、他心智と道智と法智との三か、他心智と道智と類智との三かなり。世俗智が現在前する[四三]時、或は一、或は二智が現在前す。謂く、世俗智に他心智非しの一か、是れに他心智との二かなり。苦智が現在前する時、或は二、三智が現在前す、謂く、苦智と法智とに盡・無生智非しの二か、是れに盡智或は無生智との三か、苦智と類智とに盡・無生智非しの二か、是れに盡智或は無生智

【三九】 「位等し」とは信勝解と見至と身證とが同じく修道位中に在るをいふ。但し、別に身證道を建立する異說あること婆沙五四卷(毘曇部九、頁二四五)に見ゆ。

【四〇】 **慧解脱俱解脱の現前する智の數に就きて、**

【四一】 「盡・無生智非しの云云」とは、盡智・無生智は、空・非我を除く他の十四行相と作るが故に苦・集・滅・道智と法・類智との六智の少分を攝するを以つて、六智にして盡智・無生智に攝せられざるものを茲に「盡・無生非しの」と言へるなり。此に反して、六智にして盡智か或は無生智かに攝せらるるものなれば茲に、「是れに盡智か或は無生智かの一を加へての」といふなり。

【四二】 以下「道智現在前」に至る迄の本文は、婆沙之を省略して揭げざるをもて、發智論より補へり。

【四三】 大正本には時は無きも三本宮本に依りて之を附加せり。

類智と滅智との二か、類智と道智とに他心智非しの二か、是れ他心智を加へての三かなり。他心智が現在前する時、或は二或は三智が現在前す。謂く、他心智と世俗智との二か、他心智と道智と法智との三か、他心智と道智と類智との三かなり。世俗智が現在前する時は、或は一或は二智が現在前す。謂く、世俗智に他心智非しの一か、[三八]是れに他心智を加へての二かなり。苦智が現在前する時には、二智が現在前す、謂く、苦智と法智との二か、苦智と類智との二かなり。集智が現在前する時には二智が現在前す。謂く、集智と法智との二か、集智と類智との二かなり。滅智が現在前する時には、二智が現在前す、謂く、滅智と法智との二か、滅智と類智との二かなり。道智が現在前する時には、或は二或は三智が現在前す。謂く、道智と法智とに他心智非しの二か、是れに他心智を加へての三か、道智と類智とに他心智非しの二か、是れに他心智を加へての三かなり。

とは、修道位の諸智が現在前する時、一一の刹那の智の體は一なりと雖も、而も義によりて二と說き、或は義によりて三と說くをいふ。謂く、無漏智が現在前する時、若し苦智か集智か滅智か、及び他心智の攝せざる所の道智かなれば、但、義として二と說く。卽ち對治の故に、或は法智と名け或は類智と名け、行相の故に或は苦智と名け、乃至或は道智と名くるをいふなり。若し他心智の攝する所の道智なれば、則ち義として三と說く、卽ち對治の故に或は法智と名け、或は類智と名け、行相の故に道智と名け、加行の故に他心智と名くるをいふなり。

有漏智が現在前する時には、若し他心智に非ざれば則ち唯、一智——謂く世俗智なり——にして、若し是れが他心智なれば則ち義として二と說く、卽ち自性の故に世俗智と名け、加行の故に他心智

を緣ずる四行相と作り卽ち道智の攝たるをもて、こは一面他心智なると同時に又、道智なり。(倶舍、二六卷參照)。

【三八】 こは有漏の他心智を起せし場合にして、そは一面有漏なる點に於て世俗智と名けらるるも、他面、他の心を知るが故に他心智と名けられ、斯くて二智と數へらるるなり。

【本論】[三〇] 答ふ、隨信行に法智が現在前する時、二智が現在前す。謂く、法智と苦智との二か——[三一](廣說乃至)……法智と集智との二か、法智と滅智との二か、法智と道智との二かなり。類智が現在前する時には、二智が現在前す、謂く、類智と苦智との二か、類智と集智との二か、類智と滅智との二かなり。[三二] 苦智が現在前する時には、二智が現在前す。謂く、苦智と法智との二か、苦智と類智との二かなり。集智が現在前する時には、二智が現在前す、謂く、集智と法智との二か、集智と類智との二かなり。滅智が現在前する時には、二智が現在前す、謂く滅智と法智との二か、滅智と類智との二かなり。道智が現在前する時には、二智が現在前す、謂く、道智と法智との二なり。

とは、見道位の七智が現在前する時、一一の刹那の智の體は一なりと雖も、而も義によりて二と說くをいふ。謂く、[三三] 對治の故に、或は法智と名け、或は類智と名け、行相の故に、或は苦智と名け乃至或は道智と名くるなり。

【本論】 隨法行も亦、爾り。

とは、此の二聖は、地等しく……廣說せば前の如し。

【本論】[三四] 信勝解に法智が現在前する時、或は二或は三智が現在前す、謂く、法智と苦智との二か、——[三五](廣說乃至)……法智と集智との二か、法智と滅智との二か、[三六] 法智と道智とに他心智非しの二か、[三七] 是れに他心智を加へての三かなり。類智が現在前する時、或は二或は三智が現在前す。謂く、類智と苦智との二か、類智と集智との二か、

[三〇] **隨信隨法行に現前する智の種類に就きて。**

[三一] 以下「道智現在前云云」に至る本文は婆沙之を、廣說乃至といひて、省略せり。依つて今、之を發智論より補譯し置く。

[三二] 茲に、「類智と道智との二か」の項なきは、若し道類智現在前すれば既に隨信行に非らざるを以つてなり。

[三三] 對治の故に云云とは、同じ無漏智乍らも、欲界を對治する場合は之を法智と名け、(但し修道位中の上界の滅道を緣ずる法智を除く)、色・無色界を對治する場合は之を類智と名くるをいひ、行相の故に云云とは同く無漏智が、苦・空・非常・非我の行相を作す場合は之を苦智と名け、乃至道・如・行・出の行相を作す場合は道智と名くるをいふなり。

[三四] **信勝解乃至身證の現前する智の種類に就て**

[三五] 以下「道智現在前」に至る迄の本文を婆沙は廣說乃至といひて、省略せり。

[三六] とは他心智に非ざる道法智にして、對治の故に法智と名け、行相の故に道智と名くるも、他心智に非らざるが故に、唯、二智のみと數へらるるなり。

[三七] 無漏の他心智には唯、道

とは、過去なるは、若し已滅にして、得果と、練根と及び退との故に失するに非ざれば、則ち成就するも、若し未だ已に滅せざるか、設ひ已に滅するも、三緣の故に失するかなれば、則ち成就せざるなり。但し此は、無漏智或は他心智につきて說き、世俗智につきては非ず。世俗智は、過去も未來も定んで成就するを以ての故なり。現在は或は一、或は二、或は三なり。若し無心時には都て成就せず。

【本論】 見至も亦、爾り。

とは、前に准じて應に知るべし。

[二七]**【本論】** 身證と慧解脫と俱解脫とは、八智に於て、皆、未來は八、過去は若し已滅にして失せざれば成就し、現在は若し現在前すれば成就す。

身證等の三は、文に具さに說けるが如し。「已滅にして失せざれば成就す」とは、若し已滅にして、而も、練根等と及び退との故に失するに非ずんば、則ち成就するの謂ひなり。

[二八]第三節　七聖者が八智の隨一を現在前する時、其の智の十智分別

【本論】 隨信行乃至俱解脫に、法智乃至道智が現在前する時、幾智が現在前するや。

[二九]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、他宗を止め、正理を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は有るが執す、「諸智は一一に現前す可しと雖も、二有るを得ず」と。彼の執を遮し、智の現前するときには、或は一、或は二、或は復、三種なること有るを顯さんが爲めなり。有餘が復、執す、「現觀に入る時は、總じて四諦を觀じ、四智頓に起る」と。彼の執を遮して、「現觀する時は、各、諦を別觀し、二諦の智すら俱時に起るの義無し。況んや多くを起すことを得んや」といふことを顯さんが爲めなり。或は復、有るが執す、「多識俱生し、多智並起す」と。彼の執を遮し、一有情は一刹那中、唯、一識を起すのみにして、智の體も亦、爾ることを顯さんが爲めの故に、斯の論を作すなり。

【二七】 **身證乃至俱解脫の三世に於ける八智の成就關係、** 因みに以下の本文は、婆沙之を省略せり。

【二八】 本節は、七聖者が八智中の隨一を現在前するとき、自性・行相・對治・加行等の方面より眺めて、そが十智（八智と盡・無生智）中の幾智を現在前せしことになるやを分別せんとしたる段なり。

【二九】 **論究の因由としての頓現觀說と多識俱起說との評破。**

五、現在は無、他心智有れば、過去・未來は六、現在は無なり。集類智の時、他心智無くんば、過去・未來は五、現在は二、他心智有れば、過去・未來は六、現在は二なり。滅法智忍の時、他心智無くんば、過去・未來は五、現在は無、他心智有れば、過去・未來は六、現在は無なり。滅法智の時、他心智無くんば、[二四]過去は五、未來は六、現在は二、他心智有れば、過去は六、未來は七、現在は二なり。滅類智忍の時、他心智無くんば、過去・未來は六、現在は無、他心智有れば、過去・未來は七、現在は無なり。滅類智の時、他心智無くんば、過去・未來は六、現在は二、他心智有れば、過去・未來は七、現在は二なり。道法智忍の時、他心智無くんば、過去・未來は六、現在は無、他心智有れば、過去・未來は七、現在は無なり。道法智の時、他心智無くんば、[二五]過去は六、未來は七、現在は二、他心智有れば、過去は七、未來は八、現在は二なり。道類智忍の時、他心智無くんば、過去・未來は七、現在は無、他心智有れば、過去・未來は八、現在は無なり。

此等後の位にて智を增すことは、前に准じて應に知るべし。

【本論】 隨法行も亦、爾り。

とは、此の二聖は、地等しく、……、廣說せば前の如し。

[二六]**【本論】** 信勝解は八智に於て、他心智無くんば、未來は七、他心智有れば、未來は八なり。過去なるは、若し已滅にして失せざれば、成就し、現在は若し現在前すれば成就す。

【二四】 「過去は五」とは、過去の苦智・法智・類智・集智及世俗智の五を成就するをいひ、「未來は六」とは未來の苦智・法智・類智・集智・滅智及び世俗智の六を成就するをいひ、「現在は二」とは、現在滅智と法智との二を成就するをいふ。

【二五】 「過去は六」とは過去の苦智・法智・類智・集智・滅智及び世俗智の六を成就するをいひ、「未來は七」とは未來の、苦智・法智・類智・集智・滅智・道智及び世俗智の七を成就するをいひ、「現在は二」とは現在、道智と法智との二を成就するをいふ。

【二六】 信勝解・見至の三世に於ける八智の成就關係

【本論】[19] 答ふ、隨信行は八智に於て、苦法智忍の時、他心智無くんば、過去・未來は一にして、現在は無、他心智有れば、過去未來は二にして現在は無なり。

とにつきて、他心智無きと、他心智有りとの義は、前說の如し。一とは世俗智をいひ、二とは世俗智と他心智とをいふ。忍は智に非ざるが故に、現在は都て無きなり。

【本論】苦法智の時、他心智無くんば過去は一

とは、世俗智をいひ。

【本論】未來は三

とは、法智と苦智と世俗智とをいひ、

【本論】現在は二なり。

とは、法智と苦智とをいふ。

【本論】他心智有れば、過去は二、未來は四、現在は二なり。

とは、過去・未來に他心智を加へ、現在には加へざるなり。他心智は、見道にては決定して現前す容きこと無く、亦、修せざるを以ての故なり。

【本論】[20] 苦類智忍の時、他心智無くんば過去・未來は三、現在は無。他心智有れば、過去・未來は四、現在は無なり。苦類智の時、他心智無くんば、[21] 過去は三、未來は四、現在は二、他心智有れば、過去は四、未來は五、現在は二なり。集法智忍の時、他心智無くんば、過去・未來は四、現在は無、他心智有れば、過去・未來は五、現在は無なり。集法智の時、他心智無くんば、[22] 過去は四、未來は五、現在は二、他心智有れば、過去は五、未來は六、現在は二なり。集類智忍の時、[23] 他心智無くんば、過去・未來は

【一九】隨信隨法行者の三世に於ける八智の成就關係。

【二〇】以下の本文は婆沙論之を省略せり。

【二一】「過去は三」とは、過去の苦智・法智及び世俗智の三智を成就するをいひ、「未來は四」とは、未來の苦智・法智・類智及び世俗智の四智を成就するをいひ、「現在は二」とは、現在、苦智と類智との二智を成就するをいふ。

【二二】「過去は四」とは過去の苦智・法智・類智及び世俗智を成就するをいひ、「未來は五」とは、未來の苦智・法智・類智・集智及び世俗智の五を成就するをいひ、「現在は二」とは、現在、集智と法智との二智を成就するをいふ。

【二三】大正本の發智論は他心は心他とあるも誤植なり。

依身等しく、離染も亦、等しきも、唯、根のみ異有るを以てなり。卽ち隨信行は是れ鈍根の攝なるも、若し隨法行なれば是れ利根の攝なるをいふ。

[14]【本論】　信勝解は八智に於て、或は七・八を成就す。謂く他心智無ければ七にして、他心智有れば八なり。

とは、謂く、未だ欲染を離れざれば、他心智を成就せざるが故に、唯、七のみを成就し、若し已に欲染を離るれば、亦、他心智を成就するが故に、具さに八を成就するなり。

【本論】　見至も亦、爾り。

とは、信勝解の如く、或は七を成就し、或は八を具するが故なり。此の二聖は、[15]地等しく、道等しく、所依身等しく、離染も亦、等しきも、唯、根にのみ異有るを以てなること、前に准じて應に知るべし。

[16]【本論】　身證と慧解脫と俱解脫とは、此の八智に於て皆、成就す。

とは、此の三聖は、皆已に欲染を離るゝを以て、具さに八智を成就するが故なり。

[17]第二節　七聖者の八智の三世に於ける成就關係に就きて

【本論】　隨信行乃至俱解脫は、八智に於て、過去は幾を成就し、未來は幾く、現在は幾なりや。

[18]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、他宗を止め、正理を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は有るが執す、「過去・未來は俱に實有に非ず」と。彼の執を遮し、彼の實有なることを顯さんが爲めなり。復次に、前に總じて八智を成就することを說きしと雖も、未だ三世に依りて多少を分別せざりしをもて今、之を說かんと欲するが故に、斯の論を作すなり。

に在るをいひ、「道等し」とは同じく見道に在るをいひ、「所依身等し」とは人の三洲と六欲天との身に依るを謂ひ、「離染等し」とは此の兩者が具縛にあると乃至下八地の染を離れ得ることに於て等しきを言ふなり。

【一四】　信勝解・見至の八智に於ける成就關係。

【一五】　「地等し」とは、信勝・見至の二聖が等しく三界九地に在るをいひ、「道等し」とは、修道に在るをいひ、「所依身等し」とは二十九處（欲界の三州及び六欲天と、色界の十六處と無色界の四處）の身に依るをいひ、「離染等し」とは等しく欲界修惑の具縛と、一品——九品染を離るゝと、乃至、有頂の前八品染を離るるとを謂ふなり。

【一六】　身證乃至俱解脫の八智に於ける成就關係。

【一七】　前段に於て、七聖者が各自、八智中の幾智を成就するやを論究せるは、謂ば、八智成就に關する一般論なりしをもて、更に、本節に來りて之を、三世に配して細說せんとするは、その課題なり。

【一八】　論究の因由。

廣く七種の補特伽羅を辯ずること、[九]前の結蘊の不善納息の如し。

【本論】答ふ、[一〇]隨信行は八智に於て、或は一・二・三・四・五・六・七・八を成就す。義定まらざるが故に。

【本論】謂く苦法智忍の時には、他心智無くんば、一を成就し、他心智有れば二なり。

とは、若し未だ欲染を離れずして正性離生に入れば、他心智を成就せざるが故に、他心智無しと名け、彼は一世俗智を成就す。若し已に欲染を離れて正性離生に入れば他心智を成就するが故に、他心智有りと名け、彼は世俗と他心との二智を成就するなり。

【本論】苦法智と苦類智忍との時には、他心智無ければ三にして、他心智有れば四なり。

とは、[一一]此の二心の頃、若し他心智を成就せざれば但、三のみを成就す。謂く、法智と苦智と世俗智となり。若し他心智を成就すれば則ち四を成就す。前の三に他心智を加ふるをいふ。後の位にて[一二]智を増すことは、前に准じて應に知るべし。

【本論】苦類智と集法智忍との時には、他心智無くんば四なるも、他心智有れば五なり。集法智乃至滅法智忍の時、他心智無ければ五、他心智有れば六。滅法智乃至道法智忍の時、他心智無ければ六、他心智有れば七。道法智・道類智忍の時、他心智無ければ七、他心智有れば八なり。

【本論】隨法行も亦、爾り。

とは、隨信行の如く、或は一乃至八を成就するが故なり。此の二聖は、[一三]地等しく、道等しく、所

覺支・八道支の三の現在前に關する論究をいひ、「相應」とは、五德の一一の相互相應關係を論ずるをいひ、「事」とは、四十四智事及び七十七智事の解說をなすをいひ、四門とは八智成就に關する、一行・歷六・小七句・大七句問答の四門をいふなり。

【四】**論題提起の因由。**

【五】成就・不成就性の實有の論證に關しては、婆沙九十卷(毗曇部十一、頁一六七)を參照せよ。

【六】**七補特伽羅に依りて作論する所以。**

【七】茲に定蘊とは、發智論第十八卷、婆沙論第百六十八卷を指す。

【八】發智論第三卷、婆沙論第五十三卷(毘曇部九、頁二四三)を參照すべし。

【九】婆沙第五四卷(毘曇部九、頁二四三——)を往見すべし。

【一〇】**隨信・隨法行の八智に於ける成就關係。**

【一一】此の二心の頃とは、苦法智の頃と苦類智忍の頃との二心の頃を指す。

【一二】以下の本文は婆沙論之を省略せるをもて、今、發智論より補譯せり。

【一三】「地等し」とは、隨信・隨法の二聖者が等しく、欲界

卷の第百九（第三編　智蘊）

（智蘊　第三中、七聖納息、第五之一　舊第五十七卷、百三九九中）

[一]第五章　七聖者の八智等の五德に於ける成就等に關する論究

[二]第一節　七聖者の八智に於ける成就關係に就きて

【本論】隨信行乃至俱解脫は、八智に於て、幾を成就し、幾を成就せざるや。

[三]是の如き等の章及び解章の義は、旣に領會し已るをもて、次に應に廣く釋すべし。

[四]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、他宗を止め、正理を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は有るが執す、「實の成就不成就の性無し」と。[五]彼の執を遮し、成就性・不成就性の體は俱に實有なることを顯さんが爲めの故に、斯の論を作すなり。

[六]問ふ、何が故に此の中と及び後の[七]定蘊とにては、俱に七種の補特伽羅に依りて而して論を作すに、[八]前の結蘊不善納息に於ては、唯、五種の補特伽羅のみに依りて而して論を作せしや。答ふ、是れ作論者の意欲爾るが故なり、乃至廣說。復次に、前の結蘊中にては、有結者に依りて論を作せしが故に、後の二補特伽羅を說かざりしも、[九]此と及び定蘊とにては、智と定とを有する補特伽羅に依りて而して論を作すが故に、亦、後の二をも說くなり。復次に、前の結蘊中にては、補特伽羅を以て章と爲し、煩惱を以て門と爲せしが故に、後の二を說かざりしも、此と及び定蘊とは、補特伽羅を以て章と爲し、智と定とを以て門と爲すが故に、亦、後の二を說く。慧解脫と及び俱解脫とには煩惱無しと雖も、而も智と定とを有するを以ての故に、具さに七補特伽羅を說くなり。

【一】前章に於て智の性質等を種々論究せるを以つて之に引き續き、智の自體たる八智及び智と直接關係深き、三三摩地・三無漏根・七覺支・八道支の所謂る五德の夫々に就きて隨信・隨法行・信勝解・見至・身證・慧解脫・俱解脫の七聖者が、幾を成就するや、幾を現在前せしむるやを論究し、又此等五德の、一一の相互相應論等の種々の問題を呈出して、之れが解說を試むるは卽ち本章の課題なり。尙、本章の內容の輪郭は以下十九節の題目の示すが如し。

【二】本節は七聖者の各が、五德中の第一たる八智の幾くを成就するやに就きて論究せんとしたる段なり。

【三】玆に「是の如き等の章及び解章の義」とは、發智論の「七聖ノ於ケル五德ニ二ノ成ト現ト三ノ現ト相應ト事ト四門此章願具說」の頌を指す。此の中、七聖とは隨信行乃至俱解脫の七聖者をいひ、五德とは、八智・三三摩地・三無漏根・七覺支・八道支の五といひ、「二の成と現」とは、八智及び三三摩地の成就關係及びその現在前に關する論究を指し、「三の現」とは、三無漏根・七

ふ、亦、應に彼の二種の差別をも說くべきに、而も說かざるは、是れ有餘の說なればなり。復次に、此の中、後を以て前を顯示すればなり。謂く、滅と出との差別を問答分別せば、應に知るべし、前の二をも亦、應に之を說くべきことを。復次に、滅諦は最勝なるが故に偏に分別するも、苦と集とは、勝に非ざるが故に、之を說かざるなり。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第百八

せば、彼の斷を色の出と名く。受・想・行・識の滅と出とも亦、爾り。是を差別といふ。

[九三]問ふ、何が故に此の中、色等の滅を問ひて、而も愛等の滅をもて答ふるや。答ふ、因斷ずるが故に、果隨つて斷じ、因滅するが故に、果隨つて滅し、因息むが故に、果隨つて息み、因を捨するが故に、亦、果をも捨し、因を吐くが故に、果も亦、吐く。若し道路を斷ずれば、諸有續かず、色等永滅すれば、便ち苦邊に至るが故に、色等の滅を問ひて、而も愛等の滅をもて答ふるなり。

[九四]問ふ、何が故に此の中、已生の愛等の斷を滅と名け、未生の愛等の斷を出と名くるや。答ふ、已生の煩惱・業は、已に所作有り、已に聖道を障え、已に取果し、已に與果し、已に同類・遍行・異熟因となり、已に等流・異熟果を取り、自相續に於て已に染汚を作し、已に繫縛を作し、已に苦事を作せしかば、但、斷滅す可きのみにして、出離す可からざるが故に、說きて滅と爲すも、未生の煩惱業は、上と相違し、出離す可きが故に、之を說きて出と爲すなり。恰も三の苦事あり、一に已受、二に正受、三に當受なるに、已と正との受は、出離す可からざれど、當に受くべきは、或は自力を以て、或は他力、或は財物力を以て、而して出離す可きが如し。

[九五]問ふ、何が故に此の中、三たび愛を說き、再び餘の煩惱・業を說けるや。答ふ、愛は斷じ難く、破し難く、越度す可きこと難く、諸の過患多きを以て甚だ訶責す可きものなるが故に、三たび之を說く。恰も諸の賊と女人と餘の惡法とは、總じて訶厭し已りて、復び別して訶厭すべきが如し。復次に、愛力に由るが故に、界別・地別・部別あり、一切の煩惱は愛に由りて而して生じ、愛に因りて增長するが故に、三たび之を說けるなり。

[九六]問ふ、何が故に諸處に種々の門*を以て、數々滅諦を分別するに餘は非らざるや。答ふ、此の滅諦は一切法中にても最勝最妙なり、四聖諦中にても亦、最勝妙なるを以ての故に、多く分別するなり。

[九七]問ふ、何が故に此の中、但だ、滅と出との差別を問答分別し、集と味、苦と患は非らざるや。答

【九三】色の滅を問ひて愛の滅を以つて答ふる理由。

【九四】已生の愛の斷を滅と名け、未生の愛の斷を出と名くる理由。

【九五】本論中に愛を三說し餘の煩惱業を再說せる理由。

【九六】特に滅諦を諸處に分別する理由に就て。
*門は大正本に間とあるも、三本宮本に依りて門となせり。

【九七】滅と出との區別を特分問答分別せし所以。

契經中、三有の異りを說く、一に中有、二に本有、三に生有なり。謂く、熹の集の故に色の集有りとは、中有を說き、觸の集の故に三蘊の集有りとは、本有を說き、名色の集の故に識の集有りとは、生有を說くなり。復次に、喜の集の故に色の集有りとは、名が色に緣たるを說き、觸の集の故に三蘊の集有りとは、名が名に緣たるを說き、名色の集の故に識の集有りとは、名色が名に緣たるを說くなり。復次に、愛を以て未來の諸有の身分自體を希求するが故に、世尊は熹の集の故に色の集有りと說き、觸は能く心々所法を長養し、任持し牽引して、現在前せしむるが故に、世尊は、觸の集の故に三蘊の集有りと說き、識は名色に依りて增長廣大するが故に、世尊は、名色の集の故に識の集有りと說けるなり。

[八九] 問ふ、先の苦(Duḥkha)と後の患(Ādīnava)とに何の差別有りや。答ふ、名に卽ち差別有り。謂く色等の苦と名け、色等の患と名くるが故に。復次に、[九〇]苦は三受に通ずるに、患は唯、苦受のみなり。復次に、苦は染汚と不染汚とに通ずるに、患は唯、染汚のみたり。復次に、苦は三界に通ずるに、患は唯、欲界のみなり。復次に、苦は煩惱・業・苦に通ずるに、患は唯、煩惱のみなり。復次に、苦は諸の煩惱に通ずるに、患は唯、愛のみに在り。是れを差別といふ。

【本論】[九一] 色乃至識の滅(Nirodha)と、色乃至識の出(Niḥsaraṇa)とに何の差別有りや。

答ふ、若し此の愛に由りて諸色の集起らば、彼の斷を色の滅と名く。若し諸餘の愛が色を緣じて增廣せば、彼の斷を色の出と名く。——(乃至廣說)——[九二]復次に、若し此の業煩惱に由りて諸色の集起らば、彼の斷を色の滅と名け、若し餘の業・煩惱が色を緣じて增廣せば、彼の斷を色の出と名く。復次に、若し此の愛と及び業・煩惱とに由りて諸色の集が起れば、彼の斷を色の滅と名け、若し諸餘の愛及び業・煩惱が色を緣じて增廣

【八九】 以下苦と患との區別に就きて。

【九〇】 「苦は三受に通ず」とは苦・樂・捨の三受に通ずるの意にして、苦受の苦たるは勿論樂・捨受と雖も、壞苦・行苦の攝なるが故に茲に苦は三受に通ずと言へるなり、此の理論よりして苦は又三界に通ずと言ひ得るなり。

【九一】 以下滅と出との區別に就きて。

【九二】 以下の本文は、婆沙はこれを全く省略せり。

(八二)問ふ、諸の蘊の集は、是れ一なりと爲んや、異有りと爲んや。設し爾らば何の失ありやといふに、若し是れ一なりとせば、(八三)契經の所說を當に云何が通ずべきや。經に說くが如し、「熹の集の故に、色の集有り、觸の集の故に、(八四)三蘊の集有り、名色の集の故に識の集有り」と。若し異有りとせば、施設論の說は、復、云何が通ずるや。論に說くが如し、「此の愛は若しくは過去なるも、若しくは未來なるも、若しくは現在なるも、皆是れ苦の因にして、苦の根本、苦の道路、苦の由緒、苦の能作、苦の生、苦の緣、苦の有、苦の集、及び苦の等起なり」と。

答ふ、應に是の說を作すべし。「別緣有るが故に、諸蘊の集は是れ一なり、別緣有るが故に、諸蘊の集に異有り。謂く、(八五)遠因に依るが故に諸蘊の集は是れ一たり、近因に依るが故に諸蘊の集に異有り。遠と近とに依るが如く、彼に在ると此に在ると、現前せざると現前すると、餘身の衆同分と此の身の衆同分とも、應に知るべし亦、爾ることを。

(八六)復次に、契經中に、(八七)三種の集の異りを說けり。一に煩惱の集、二に苦の集、三に業の集なり。謂く、熹の集の故に色の集有りとは煩惱の集を說き、觸の集の故に三蘊の集有りとは苦の集を說き、名色の集の故に識の集有りとは業の集を說くなり。此の經中には、業を名色と說くが故なり。煩惱・苦・業の集を說くが如く、煩惱・苦・業の有と、煩惱・苦・業の生と、煩惱・苦・業の路とも應に知るべし亦、爾ることを。復次に、契經中、(八八)三時の異有るを說けり。一に積集の時、二に受用の時、三に守護の時なり。謂く、熹の集の故に色の集有りとは、積集の時を說き、觸の集の故に三蘊の集有りとは、受用の時を說き、名色の集の故に識の集有りとは、守護の時を說くなり。復次に、此の中、別に三時の異有るを說く、一に將に和合せんとする時、二に正に和合する時、三に別離せざる時なり。謂く、熹の集の故に色の集有りとは、將に和合せんとする時を說き、觸の集の故に三蘊の集有りとは、正に和合する時を說き、名色の集の故に識の集有りとは、別離せざる時を說くなり。復次に、此の

【八二】 **蘊の集の一多に就きて。**

【八三】 契經とは、雜阿含卷第三、第五十九經（大正・二、一五中）を指す。

【八四】 三蘊とは受・想・行の三蘊を謂ふ。

【八五】 茲に「遠因に依るが故に云云」とは、無明或は愛を因として後有(五蘊)を受くるは遠因に依るものにして、前出の雜阿含の文の如きは、近因に依るものなり。

【八六】 **特に蘊の集を一と見ての「喜の集の故云々」の經文の會通**

【八七】 **特に三種の集に就て。**

【八八】 **特に三種の時に就て。**

きて後に苦諦を說けるや。答ふ、見道中にては、現觀の次第に依り、修道中にては因果の次第に依るが故に、是の說を作せり。復次に、見道中にては、見の次第に依り、修道中にては說の次第に依るが故に、是の說を作す。見の次第なれば先きに果、後に因なるも、說の次第なれば、先に因、後に果なるを以ての故なり。復次に、佛は修道に依りて愛行者の爲めに斷愛法を說きて是の如き言を作す「汝等、先に應に諸蘊の味を觀察すべし、味を觀察し已れば味の過患を見よ、過患を見已れば、能く速かに出離せよ」と。復次に、修道位中には、已に[七九]生死に於て分齊有るが故に、多く苦を厭はず、但、煩惱の爲めに心を擾濁するが故に、多く煩惱を厭ふ。諸の煩惱中、愛は數々行ずるが故に、多分に愛を厭ふ故に、修道中、先に愛の味を觀じ、次に愛の患を觀じ、後に愛の出を觀ずるなり。復次に、愛は現在に於て最も能く心を引いて諸境に馳流せしめ、愛は未來に於て、最も能く有を潤して、斷絕せざらしむ。故に諸の聖者は、愛を厭ふ心を增すをもて、修道位中、先に愛の味を觀じ、次に愛の患を觀じ、後に愛の出を觀ずるなり。

[八〇]問ふ、何が故に世尊は、所化者をして、數々所知の境界を觀察せしむるや。答ふ、無始時來、所知の境に迷ひて正道を失し、生死に沈淪し、種々の苦を受くるをもて、世尊は、所知の境を悟らしめ、正道に趣き、生死を超出して種々の苦を離れしめんと欲するが故に、數々所知の境界を觀ぜしむ。而も此の中の要をいへば、謂く七處善と及び三義觀なり。

[八一]問ふ、先の集(samudaya)と後の味(āsvāda)とに何の差別有りや。答ふ、名に卽ち差別あり。謂く、色等の集と名け、色等の味と名くるが故に。復次に、集は六識に通じ、味は唯、意地のみなり。復次に、集は染汚と不染汚とに通じ、味は唯、染汚のみなり。復次に、集は三界に通じ、味は唯、欲界のみなり。復次に、集は業と煩惱とに通ずるに、味は唯、煩惱のみなり。復次に、集は諸煩惱に通ずるに、味は唯、是れ愛のみなり。是れを差別といふなり。

【七九】生死に於て分齊ありとは、預流は極くは七返有、一來は、一度人天に往來し、不還は欲界に來生せざるが如きをいふ。

【八〇】**佛が所化をして對象を觀察せしむる理由。**

【八一】**以下集と味との區別に就きて。**

行相なるに、修道は已得の聖なる種性にして已得の聖なる行相なるを以ての故なり。

[七五]問ふ、何が故に此の七處善中に於て、再び前の三諦を說き、一たび道諦を說くや。答ふ、此の中、道諦は數々分別するが故なり。謂く「如實に色乃至識を知る」といふ。此の如實に知るとは皆是れ道諦なり。「如實に色の集乃至識の集を、色の滅乃至識の滅を、色の滅に趣く行乃至識の滅に趣く行を、色の味乃至識の味を　色の患乃至識の患を、色の出乃至識の出を知る」といふ此の如實に知るといふも亦、皆是れ道諦なるをもて、既に道諦に於て、數々分別するが故に、再び之を說かざるなり。復次に、已生苦有り、未生苦有り、已生苦因有り、未生苦因有り、已生苦滅有り、未生苦滅有り、[七六]是の如き諸法を、唯、道諦のみ有りて能く斷じ證するが故に、三諦を說けば、則ち已に道をも說くなり。復次に、近苦有り、遠苦有り、近苦の因有り、遠苦の因有り、近苦の滅有り、遠苦の滅有り。是の如き諸法を唯、道諦のみ有りて能く知り斷じ證するが故に、三諦を說けば、則ち已に道をも說くなり。復次に、三諦は有邊なれば是の故に再び說くも、道諦は無邊なるが故に、唯、一たびのみ說けるなり。

[七七]問ふ、論に因りて論を生ぜん。何が故に三諦は有邊なりと說くに、道諦は無邊なりと說くや。答ふ、苦は盡く知る可く、集は盡く斷ずべく、滅は盡く證す可きも、道は盡く修す可からざるが故なり。餘の義を廣說すること現觀邊の世俗智の處の如し。復次に、前の四處善は見道位を說く、見道は必ず具さに四諦を觀察するが故に、具さに四を說くも、後の三處善は、修道位を說く、修道中に修する所の聖道は、即ち是れ道諦なるをもて、未だ必ずしも四聖諦を具ぶさに觀ぜざるが故に、但、三種のみを說けり。復次に、一切の賢聖は、皆、苦集を厭ひ、涅槃(滅)を欣樂するも、聖道は爾らざるをもて、是の故に、世尊は再び三諦を說き、一たび道諦を說けるなり。

[七八]問ふ、何が故に見道中、先きに苦諦を說き、後に集諦を說くに、而も修道中には、先に集諦を說

[七五] **七處善中に三諦を再說し、道諦を一說する理由に就きて。**

[七六] 舊には、「諸已生苦・未生苦、已生苦因・未生苦因、已生苦滅・未生苦滅、誰能知斷證耶謂是道諦」とあり。

[七七] **特に三諦が有邊にして道諦が無邊なる理由。**

[七八] **見道中にては苦・集の順に說き修道中にて集・苦の順に說く理由。** こは七處善中、前四は四諦の順(果因の順)なるに後の三が集・苦・滅の順(因果の順)なるは如何なる理由に基くものなるやを明にせる項なり。

界觀に入る。能く是の如き七處善を以て三義觀に入ると雖も、而も多く功力を用ひ、多く作意を起し、多く加行を作すなりと。

[七二]問ふ、三義觀は前に在り、七處善は後に在るに、世尊は何が故に先に七處善を說き、後に三義觀を說けるや。答ふ、三義觀は前に在り、七處善は後に在ると雖も、而も先に七處善を說き、後に三義觀を說くは、說に於ても、文に於ても皆隨順するが故なり。復次に、是の如く次第せば、說者も受者も、皆、隨順するが故なり。復次に、若し是の說を作せば、文に於ても義に於ても、皆、圓滿するが故なり。若し先に三義觀を說き、後に七處善を說けば、則ち義に於て圓滿すと雖も、而も文に於て圓滿せず。尊者妙音是の如き說を作す、「應に前に說くべき者なれば則ち前に之を說き、應に後に說くべきものなれば、則ち後に之を說くも、二俱に過無し。三義觀位には別して二有るを以てなり。一は見道の前に在り、二は修道の前に在るなり。見道の前に在るは、此の中に說かず。修道の前に在るは此の中、之を說けり。見道と修道との如く、見地と修地、未知當知根と已知根とも應に知るべし亦、爾ることを」と。[七三]脇尊者の言はく、『此の中には四地を說く、謂く、修行地と見地と修地と無學地となり。「七處善と三義觀」と說くが如きは、修行地を說き、「如實に色と色の集と色の滅と色の滅に趣く行を知る……乃至識も亦、爾り」とは見地を說き、「如實に色の味と色の患と色の出とを知り、乃至識も亦、爾り」とは修地を說き、「速かに諸漏を盡す」とは、無學地を說くなり』と。

[七四]問ふ、何が故に見道中に四處善を說き、修道中には但、三處善のみを說けるや。答ふ、見道は處所決定し、對治決定せるに、修道は非らざるを以ての故なり。復次に、見道は所緣決定し對治決定せるに、修道は非らざるが故に。復次に、見道は初得の見諦にして初得の現觀なるに、修道は已得の見諦なり已得の現觀なるを以ての故なり。復次に、見道は初得の聖なる種性にして初得の聖なる

【七二】七處善を前に說き三義觀を後に說く理由に就きて。

【七三】特に七處善の經文を四地に配して釋する脇尊者の說。

【七四】特に四處善を見道中に立て、三處善を修道中に立つる理由に就きて。

の自相作意は、能く共相作意は、能く速かに漏を盡すをもて、展轉因に依るが故に、是の說を作せり。復、說者あり「此の中には、正に共相作意を說く」と。問ふ、若し爾らば、云何が此の契經に「如實に色を知り乃至如實に識を知る」と說けるや。答ふ、此の契經中、應に是の說を作すべし「如實に蘊と蘊の集と、蘊の滅と、蘊の滅に趣く行と、蘊の味と、蘊の患と、蘊の出とを知る」と。而も別說するは、應に知るべし、說時異り、現觀時異ればなり。佛が四天王の爲めに、先に聖語を以て四聖諦を說けるに、二は解し、二は解せざるが如き等、[六九]前已に說けるが如し。故に知る、說時異り、現觀時異なることを、謂く、說く時には別に說くも、現觀する時には、總じて現觀するが故なり。

[七〇]問ふ、七處善と三義觀とに何の差別有りや。答ふ、名に卽ち差別あり。謂く、七處善と名け、三義觀と名くるが故に。有るは是の說を作す「七處善は是れ無漏なり、三義觀は是れ有漏なり」と。問ふ、若し爾らば、此の說を當に云何が通ずべきや。「如實に色を知るは是れ四智、謂く法・類・世俗・苦智なり等」と。答ふ、此の世俗智は亦、有り容べしと雖も、而も現行せざるなり。復次に、此の七處善は是れ聖行相なるをもて、說きて無漏と爲すも、實には有漏にも通じ、三義觀が聖行相に非ずして、唯、是れ有漏のみなるに對するが故に、無漏と名くるなりと。

[七一]問ふ、能く七處善を以て三義觀に入ると爲んや。答ふ、能はず。七處善は是れ無漏の行相なるに、三義觀は是れ有漏の行相なるを以ての故なり。復、說者有り「七處善は有漏無漏に通ずるも、三義觀は唯、有漏のみなり」と。問ふ、能く七處善を以て三義觀に入るとせんや。答ふ、能くす。然も多く功力を用し、多く作意を起し、多く加行を作す。謂く、如實に色乃至識を知り、如實に色の患乃至識の患を知りて而して蘊觀に入り、如實に色の集乃至識の集を知り、如實に色の味乃至識の味を知りて而して處觀に入り、如實に色の滅乃至識の滅を知り、如實に色の出乃至識の出を知りて而して

【六九】前とは、婆沙七十九卷、(毘曇部十、頁三六七)を指す。

【七〇】**七處善と三義觀との區別に就きて**。七處善は有漏無漏に通ずるに三義觀は唯、有漏のみなり。因みに三義觀とは、順次に蘊・處・界の義を觀ずるものにして、別相念住より、總相念住に到る間の加行として七處善と共に修するものなり。

【七一】**七處善を以つて三義觀に入り得るや否や**。之に入り得ずとする說と多加行を用ひて入り得とするの二說あり。

實に色の滅に趣く行、乃至識の滅に趣く行を知り、如實に色の味乃至識の味を知り、如實に色の患乃至識の患を知り、如實に色の出乃至識の出を知る」と說くべし』と。評して曰く若し是の說を作せば、唯、七處善のみ有りて、三十五或は無量種に非ざらん。復次に、若し略說せば七處善有るも、若し廣說せば三十五或は無量種有り。契經は略說するが故に、唯、七のみ有りとす。略と廣との如く、總と別、不分別と分別、頓說と漸說とも應に知るべし亦、爾ることを。復次に、利根者の爲めに七處善を說き、鈍根者の爲めに三十五或は無量種を說くなり。利根と鈍根との如く、因力と緣力、內分力と外分力、內思惟力と外聞法力、開智と說智とも應に知るべし亦、爾ることを。復次に、近の觀察に依りて七處善を說き、遠の觀察に依りて三十五或は無量種と說く。近と遠との如く、隣逼と非隣逼、現前と非現前、此の衆同分と餘の衆同分とも應に知るべし亦、爾ることを。復次に、無漏觀に依りて七處善を說き、有漏觀に依りて三十五或は無量種を說く。有漏と無漏との如く、世と出世と、縛と解、繫と不繫も應に知るべし亦、爾ることを。復次に、現觀に依る時、七處善を說き、觀察に依る時、三十五、或は無量種を說くなり。復次に、總相觀に依るが故に七處善を說き、別相觀に依るが故に、三十五或は無量種を說くなり。總相觀と別相觀との如く、自相觀と共相觀、自相覺と共相覺、自相作意と共相作意とも應に知るべし亦、爾ることを。

六八 問ふ、此の中、自相作意を說くとせんや、共相作意を說くとせんや。設し爾らば何の失ありやといふに、若し自相作意を說くとせば、此の中の所說を當に云何が通ずべきや。此に說くが如し、「七處善と三義觀とは、能く此の法毘奈耶中に於て、速かに諸漏を盡さしむる」と。自相作意は能く諸漏を盡すべきに非ざればなり。若し共相作意を說くとせば、此の中の所說を復、云何が通ずべきや。此に說くが如し、「如實に色を知り、乃至如實に識を知る」と。答ふ、應に是の說を作すべし。「此の中には、正に自相作意を說く」と。問ふ、若し爾らば云何が能く速かに漏を盡すや。答ふ、此

【六八】七處善は自相作意なりや、共相作意なりや。

問者の意は七處善が若し自相作意をなすものとせば、自相作意は諸漏を盡すこと能はざるをもつて、玆の本論に「七處善は――能く諸漏を盡くす」と言へるに反し、若し共相作意を作すとせば、契經に「如實に色を知り、乃至識を知る」と言へるに反することとなりて、何れにするも不都合あるを如何に會通すべきやとなり。之に對する答は本文の如し。

【本論】[六二]如實に色の味を知るは是れ四智、謂く、法・類・世俗・集智なり。

とは、此の中、四智は皆、色の味を知るものなること前の如く應に知るべし。此に四有りと雖も、而も一善を立つるは、皆、同じく一の色の集を觀察するが故なり。

【本論】[六三]如實に色の患を知るは是れ四智、謂く、法・類・世俗・苦智なり。

とは、此の中の四智は、皆、色の患を知ること、前の如くに應に知るべし、此に四有りと雖も、而も一善を立つるは、皆、同じく一の色の苦を觀察するが故なり。

【本論】[六四]如實に色の出を知るは是れ四智、謂く、法・類・世俗・滅智なり。

とは、此の中の四智は、皆、色の出を知ること前の如く應に知るべし。此に四有りと雖も、而も一善を立つるは、皆、同じく一の色の滅を觀察するが故なり。

【本論】如實に受・想・行・識につきての七を知るも亦、爾り。

とは、色を觀ずるに、說けるが如きなり。

[六五]問ふ、若し爾らば、應に三十五處善、或は無量處善なりと說くべきに、何が故に七とのみ說けるや。答ふ、一一の蘊を觀ずるに各〻七有り、七數に過ぎざるが故に、七有りと說けるなり。[六六]餘の經に說くが如し。「諸の預流者は極七反有なり」と。彼れ若し別して二趣・二有を說けば、應に二十八なるべきも——謂く、人趣の有に七、天趣の有に七、人の中有に七、天の中有に七なり——、然も七を過ぎざるが故に、七の名を說く。又、餘の經に說くが如し、「二法有り、謂く、眼と色と、乃至意と法となり」と。又、[六七]餘の經に說くが如し、「三轉の法輪に十二行相有り」と。彼等は二及び十二に過ぎざるが故に、二又は十二と說くなり。此も亦、是の如し。脇尊者の言はく、『此の經は應に「如實に色乃至識を知り、如實に色の集、乃至識の集を知り、如實に色の滅乃至識の滅を知り、如

【六二】如實に色の味を知る智。味とは愛味の意にして、こは重ねて色の集を觀ずるなり。

【六三】如實に色の患を知る智。患とは過患の意にして、重ねて色の苦を觀ずるなり。

【六四】如實に色の出を知る智。出とは出離の意にして、こは重ねて色の滅を觀ずるなり。

【六五】三十五處善を立てずして七處善を立つる理由。

【六六】茲に餘の經とは、中阿含、卷第一、水喩經、第四、(大正・一、頁四二四、)等を指す。

【六七】四諦の三轉十二行相のことを說ける經文に雜阿含卷第十五、第三七九經、(大正・二、頁一〇三——)等あり。

や」といふが如し。復次に、諸の學者が、已に初果を得し、後、勝果に於て加行を作さず、設ひ加行を作すとも、如實に知らざるあり、世尊は彼れに勝加行を起さしめんと欲して告げて言はく、「汝等、若し能く先に得せし預流の諸加行を捨せざれば、久しからずして、必ず究竟の漏盡を獲ん」と。佛は彼の爲めの故に、此の契經を說けるなり。

【本論】[五八]如實に色を知るは是れ四智、謂く法・類・世俗・苦智なり。

とは、此の中、法智は欲界の色の果を知り、類智は色界の色の果を知り、世俗智は一切の色の果を知り、苦智は有漏の色の果の非常と苦と空と非我とを知る。此に四有りと雖も、而も一善を立つるは、皆、同じく一の色の果を觀察するが故なり。

【本論】[五九]如實に色の集を知るは是れ四智、謂く、法・類・世俗・集智なり。

とは、此の中、法智は、欲界の色の因を知り、類智は色界の色の因を知り、世俗智は一切の色の因を知り、集智は有漏の色の因と集と生と緣とを知る。此に四有りと雖も、而も一善を立つるは、皆、同じく、一の色の因を觀察するが故なり。

【本論】[六〇]如實に色の滅を知るは是れ四智、謂く、法・類・世俗・滅智なり。

とは、此の中、法智は欲界の色の滅を知り、類智は色界の色の滅を知り、世俗智は一切の色の滅を知り、滅智は有漏の色の滅と靜と妙と離とを知る。此に四有りと雖も、而も一善を立つるは、皆、同じく一の色の滅を觀察するが故なり。

【本論】[六一]如實に色の滅に趣く行を知るは是れ四智、謂く、法・類・世俗・道智なり。

とは、此の中、法智は、欲界の色の對治道を知り、類智は色界の色の對治道を知り、世俗智は一切の色の對治道を知り、道智は有漏の色の對治の道と如と行と出とを知る。此に四有りと雖も、而も一善を立つるは、皆、同じく、一の色の道を觀察するが故になり。

【五八】 **如實に色を知る智。** こは七處善の第一なり。

【五九】 **如實に色の集を知る智。** こは七處善中の第二なり。

【六〇】 **如實に色の滅を知る智。** こは七處善中の第三なり。

【六一】 **如實に色の滅に趣く行(道)を知る智。** こは七處善中の第四なり。

や。答ふ、此の中、且く近對治を說くが故なり。無常想は是れ我慢の近對治なるをいふ。[五一]契經に說くが如し、「若し諸の苾芻にして、無常想を修する者は、能く無我想を引き、若し無常想無我想に住する者は、能く我慢を斷じて、速かに諸漏を盡す」と。

[五二]問ふ、何が故に一切の隨煩惱中の、唯、掉擧のみを說けるや。答ふ、隨煩惱中の過患增す者は、唯、掉擧のみ有ればなり。卽ち、是は三界に通じ是れ纒性の攝なるをいふ。惛沈は是の如き二義を具すと雖も、而も上界に在りては等至に順ずるが故に、過患を增さず。是の故に、此の中、偏に掉擧のみを說けるなり。

[五三]第十五節　七處善に關する論究（附三義觀論）

【本論】「七處善と三義觀とは、能く此の法毘[五四]奈耶中に於て、速かに諸漏を盡す」と說くが如し。云何が七なりや。謂く、如實に、色・色の集・色の滅・色の滅に趣く行・色の味・色の患・色の出を知るをいふ。如實に受・想・行・識につきての七を知るも亦、爾り。此の智は、當に法智乃至道智と言ふべきや、乃至廣說。

[五五]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、廣く契經の義を分別せんが爲めの故なり。謂く、[五六]契經に說く、「苾芻よ、當に知るべし、七處善と及び三義觀有り、……廣說せば前の如し……」と。契經は是の說を作すと雖も、而も其の義を分別せず。經は是れ此の論の所依の根本なるをもて、彼に未だ說かざる者、今應に之を說くべきが故に、斯の論を作すなり。

[五七]問ふ、世尊は何が故に此の契經を說くや。答ふ、諸の學者にして已に見道に入り、修道中に住し、修所斷の煩惱の爲めに惱まさるゝあり。世尊は彼の對治を修せしめんと欲し、告げて言く、「汝等、已に聖道を得たり。何ぞ之に依りて餘の煩惱をも斷ぜざるや」と。恰も勇健人が怨の爲めに惱まさるるとき、他人、告げて、「汝、既に勇健なるに、寧んぞ怨を害せずして、而も彼の爲めに惱まさるゝ

【五一】此の契經の文に近きものに、中阿含經卷第十、卽爲比丘說經（大正・一、頁四九二）あり。

【五二】**特に無常想所對治として掉擧を擧げて惛沈を說かざる理由。**

【五三】本節は前の無常想論と同じく修智論の特殊の場合として、契經所說の七處善の解說をなすをその目的とす、次に、謂はばその附論として三義觀に言及し、更に翻つて又集と味・苦と患・滅と出の區別を分別して以つて此の節を終れり。因みに、こは發智の頌文よりすれば「七善」に相當す。

【五四】奈は大正本に㮈とあるも、明本と、大正本の發智の文に徵して、奈を採用せり。

【五五】**論究の所以。**

【五六】契經とは雜阿含卷第二、第四十二經、（大正・二、頁一〇）を指す。

【五七】**特に七處善を說ける佛陀の意趣に就きて。**

に此の中、能く一切の三界の貪等を除くと說けるや。答ふ、此の中、但、應に能く三界の貪等を除くと說くべきも、一切のとは說くべからず。而も一切のと說くは、一切に二種――少分の一切と及び一切の一切とをいふ――有るに、此の中、但、少分の一切のみを說けばなり。謂く、見苦所斷と及び修所斷との一切にして、餘には非ず。復次に、佛は聖者の爲めに此の契經を說く。彼は已に見所斷の結を永斷するをもて、彼れに此の無常想を修習するを勸め、一切の三界の修所斷の結を斷ぜしめんとするが故に、過あること無きなり。

四八 問ふ、無常想は、能く七隨眠を對治するに、何が故に此の中には唯、能く貪・慢・無明を斷ずるをのみ說けるや。答ふ、此の三種は三界に通じ、五部に遍きに由るをもて、是の故に偏に說くなり。五見と及び疑とは三界に通ずと雖も、而も五部に遍ねからず、瞋は五部に遍ねしと雖も、而も三界に通ぜざるが故に、之を說かざるなり。復次に、此の三種は、三界の異生と聖者とに通じて、倶に現行す可きに由るをもて、是の故に偏に說くも、五見と及び疑とは、三界に通ずと雖も、而も諸の聖者には、必ず現行せず、瞋は異生と聖者とに倶に現行す可しと雖も、而も三界に通ぜざるをもて、是の故に說かざるなり。

四九 問ふ、何が故に貪に三界の差別を分ちて、而も掉擧等は然らざるや。答ふ、彼をも亦、應に三界の差別を分つべきも、而も分たざるは、應に知るべし、こは有餘なることを。復次に、異說異文を現して、義を莊嚴し、受持者をして欣樂を生ぜしめんと欲するが故なり。復次に、二門二略……乃至廣說……を現はさんと欲すればなり。復次に、貪愛は是れ重にして斷じ難く破し難くして、諸の過患多きをもて、是の故に偏へに分てり。復次に、貪愛を以ての故に、諸界と諸地と諸部と差別するをもて、是の故に偏に分てるなり。

五〇 問ふ、無常想を修せば、能く七慢を除くに、何が故に、此には、唯、我慢を除くとのみ說ける

【四八】 無常想の所對治は七隨眠なるに玆に貪、慢、無明の三に限定せし理由。

【四九】 特に貪を三界に分てるに掉擧等を分たざる理由。

【五〇】 特に無常想は我慢を除くと說きて他の慢を言はざる理由。

或は喜根と相應すといふべし、謂く初二靜慮に在ればなり。或は捨根と相應すといふべし、謂く、未至定と靜慮中間と第四靜慮とに在ればなり。此の想は應に無願と倶なりと言ふべし、謂く苦無願と相應すればなり。此の想は應に色界繫を縁ずと言ふべし、謂く色界の五蘊を縁ずればなり。

四四 能く一切の無色貪を除くといふにつきて、此の想は應に類智と相應すと言ふべし、謂く苦類智なり。或は有尋有伺、或は無尋唯伺、或は無尋無伺といふべく、樂・喜・捨根と相應し、無願と倶にして、無色界繫を縁ずといふべきこと、前に、能く色貪を除く想につきて說けるが如し。差別有るをいへば、此の想は或は無尋無伺なり、謂く後三靜慮と及び前三無色に在ればなりといふと、或は捨根と相應す、謂く未至定と靜慮中間と第四靜慮と及び前三無色とに在ればなりといふと、無色界繫を縁ず、謂く無色界の四蘊を縁ずればなりといふとなり。

四五 能く一切の掉擧と我慢と無明とを除くといふにつきて、此の想は、應に法・類智と相應すと言ふべし、謂く、苦法・類智なり。此の想は、應に或は有尋有伺なり、或は無尋唯伺なり、或は無尋無伺なり、樂・喜・捨根と相應し、無願と倶なりといふべきこと、皆、前の能く無色の貪を除く想につきて說けるが如し。此の想は應に或は欲界繫を縁ずと言ふべし、謂く、欲界の五蘊を縁ずればなり。或は色界繫を縁ず、謂く色界の五蘊を縁ずればなり。或は無色界繫を縁ず、謂く無色界の四蘊を縁ずればなり。

四六 問ふ、一切の聖道は、皆能く結を斷ずるに、何が故に唯、無常想のみを說くや。答ふ、此の中、想(Samjñā)の聲は、諸の聖道を顯すなり。謂く、佛は或る時は、受の聲、想の聲、思の聲、意の聲、燈の聲、信・精進・念・定・慧の聲、船筏の聲、山石の聲、水の聲、花の聲、慈・悲・喜・捨の聲を以て、諸の聖道を顯すこと、廣說せば前の如く、此の中も亦、爾るが故に、難とすべからず。

四七 問ふ、無常想は、唯、能く二部の煩惱のみを對治す、謂く見苦所斷と及び修所斷となり。何が故

【四四】 **無色貪を對治する無常想の諸門分別。**

【四五】 **掉擧・我慢・無明を對治する無常想の諸門分別。**

【四六】 **想の聲が聖道を顯す理由。**

【四七】 **無常想が一切三界の貪を除くといふに就きて。** 無常想の所對治は、三界の見苦所斷と修行斷との貪等なるをもて一切三界の貪といへば此の外に、見集・滅・道所斷の貪等をも包含するが故に、不都合を來すこととなるを以つてそを會釋するは此の項を設けし所以なり。

說く、「無常想は若しくは習し、若しくは修し、若しくは多く所作せば……廣說すること前の如し……」と。契經に是の說有りと雖も、而も其の義を分別せず。經は是れ此の論の所依の根本なるをもて、彼れに未だ說かざるものは、今應に之を說くべがき故に、斯の論を作すなり。

〔四〇〕問ふ、世尊は何が故に此の契經を說けるや。答ふ、諸の有情に、心、多く懈怠し、勤、精進せずして諸善の軛を捨するものあり。彼を勸策せんが爲めの故に、此の經を說けるなり。復次に、學者を勸めて後有の愛を捨せしめんが爲めの故に、此の經を說けり。謂く、世尊が〔四一〕彌勒の當來成佛時の事を說けるに、諸の學者の是の念を作して、「願くば我れ當に彼の成佛事を見て乃ち般涅槃すべし」と言ふもの有り。故に佛は告げて言はく、「汝等、今は諸の資具有り、少時は適意なるが故に後有を愛するも、若し資緣を乏けば、苦の爲めに逼られて、便ち諸有に於て、都て愛樂せざるべし。爾の時は應に此の無常想を修し、永く諸漏を盡して、而して般涅槃すべし。是の故に、後有を貪愛すべからず」と。故に學者の爲めに、此の契經を說けるなり。

〔四二〕然も無常想は、若しくは習し、若しくは修し、若しくは多く所作せば、能く一切の欲貪を除くといふにつきて、此の想は、應に法智と相應すと言ふべし、謂く苦法智なり。此の想は應に有尋有伺なりと言ふべし、謂く未至定の尋伺と倶生すればなり。此の想は應に捨根と相應すと言ふべし、謂く、未至定の捨根と倶生すればなり。此の想は應に無願と倶なりと言ふべし、謂く苦無願と相應すればなり。此の想は應に欲界繫を緣ずと言ふべし、謂く欲界の五蘊を緣ずればなり。

〔四三〕能く一切の色貪を除くといふにつきて、此の想は應に類智と相應すと言ふべし、謂く苦類智なり。此の想は應に或は有尋有伺なりと言ふべし、謂く未至定と及び初靜慮の尋伺と倶生すればなり。或は無尋唯伺といふべし、謂く、靜慮中間の唯伺と倶生すればなり。或は無尋無伺といふべし、謂く後三靜慮に在ればなり。此の想は應に或は樂根と相應すといふべし。謂く第三靜慮に在ればなり。

〔四〇〕特に無常想を說ける佛陀の意趣に就て。

〔四一〕彌勒（Maitreya）の當來成佛に關する經典は種々あれど、今は、最も早く成立せりと思はるゝ中の一なる中阿含、卷第十三、說本經（大正・一、頁五一〇）を示し置かん。

〔四二〕欲貪を對治する無常想の諸門分別。

〔四三〕色貪を對治する無常想の諸門分別。

て智の所知に非ざるものも無し、智無くんば所知無く、所知無くんば智も無きなり。

第十四節[三七]　無常想に關する論究

【本論】「無常想(anityasaṃjñā)は、若しくは習し、若しくは修し、若しくは多く所作せば、能く一切の欲貪・色貪・無色貪・掉擧・慢・無明を除く」と說くが如き、――(乃至廣說)――此の想は[三八]、當に幾智と相應すと言ふべきや。答ふ、應に言ふべし、「能く欲貪を除くものは、法智と苦智とに相應し、能く色・無色貪を除くものは、類智と苦智とに相應し、能く掉擧・慢・無明を除くものは、法智と類智と苦智とに相應す」と。

此の想は、當に有尋有伺と言ふべきや、無尋唯伺なりや、無尋無伺なりや。答ふ、應に言ふべし、「能く欲貪を除くものは有尋有伺なり、能く色・無色貪、掉擧・慢・無明を除くものは、或は有尋有伺なり、或は無尋唯伺なり、或は無尋無伺なり」と。

此の想は當に幾根と相應すと言ふべきや。答ふ、應に言ふべし、「能く欲貪を除くものは捨根と相應し、能く色・無色貪、掉擧・慢・無明を除くものは、樂・喜・捨根と相應す」と。

此の想は、當に空・無願・無相と俱なりと言ふべきや。答ふ、應に無願と俱なりと言ふべし。

此の想は、當に何の界繫を緣ずと言ふべきや。答ふ、應に言ふべし、「能く欲貪を除くものは欲界繫を緣じ、能く色貪を除くものは、色界繫を緣じ、能く無色貪を除くものは、無色界繫を緣じ、能く掉擧・慢・無明を除くものは、三界繫を緣ずるなり」と。

[三九]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、廣く契經の義を分別せんが爲めの故なり。謂く、契經に

智の對象に關する略毘婆沙」の項を指す。

【三六】**特に智と所知との意義に就て**、前來、數節に亙りて、智に關する種種の論究をなせり。その智の主なる役目は煩惱の對治に在ること言ふ迄も無し。然るに、特種の煩惱に限定されゐるとは言へ、同じく煩惱を對治し得るものに、無常想あり、以下、修智論の謂はば特殊論として此の無常想を攻究するは卽ち本節の目的にして、こは發智論の頌文の「想」に相當するものなり。因みに、此の無常想、(anicca-saññā)は、無常苦想、(anicca-dukkha-s.)苦無我想、(Dukkhe anatta-s.)不淨惡露想。(asubha-s.)一切世間不可樂想、(sabbaloke anabhirata-s.)と共に五熟解脫想、(pañca-vimuttiparipācaniyāsaññā)と稱せらるゝものなること、中阿含、卷第二十一、說處經上五(大正・一頁五六三)に出ず、

【三八】以下の本文は、婆沙これを全然省略せり。

【三九】**論題提起の由來**。

智を除く。

〔二四〕三結は八智が知るものにして、滅と道との智を除く。無明漏と、見と無明との瀑流・軛と、見取・戒禁取と、後二身繋と、貪結慢結と、後三順下分結と、五見と、眼・耳・身・意・觸所生の愛身と、後四隨眠と、愛・慢・無明・見取・疑結とも亦、爾り。三不善根は七智が知るものにして、類と滅と道との智を除く。欲漏・瀑流・軛・取と、前二身繋と、五蓋と、瞋・癡・慳結と、前二順下分結と、鼻・舌觸所生の愛身と、欲貪・瞋恚隨眠と、恚・嫉・慳結とも亦、爾り。有漏は七智が知るものにして、法と滅と道との智を除く。有瀑流・軛と、我語取と、無色貪を除く餘の四順上分結と、有貪・隨眠とも亦、爾り。無色貪は六智が知るものにして、法と他心と滅と道との智を除く。欲界の三十六隨眠は七智が知るものにして、類と滅と道との智を除く。色界の三十一隨眠は七智が知るものにして、法と滅と道との智を除く。無色界の三十一隨眠は六智が知るものにして、法と他心と滅と道との智を除くなり。

此の中、眼根は七智の知るものなり等の理は、〔二五〕前の所說に准じて應に其の相を知るべし。

〔二六〕問ふ、何が故に智(Jñāna)と名くるや。答ふ、能く所知を知るが故に名けて智と爲す。問ふ、何が故に所知(Jñeya)と名くるや。答ふ、是れ智の所知なるが故に、所知と名くるなり。尊者妙音是の如き說を作す、「能く量るが故に智と名く。量らるゝが故に所知と名く。是の如く、能く稱すると稱せらるゝと、能く度ると度らるゝとも應に知るべし亦、爾ることを」と。脇尊者の言く、「能く知るが故に智と名く。若し法にして是れ智の所行たり所緣たり、所取の境事たらば、說きて所知と名く、智と所知と相對し建立するが故に、智にして所知を知らざるもの有ること無く、亦、所知にし

知る智の數に就て。此は四十二章中の第十七章たる四諦より第二十六章に至る十章の各自を知るものは十智中の幾智なりやを定めんとする段。

〔二〇〕三重三摩地は、有爲・有漏なるが故に滅・道智の所緣にあらず。

〔二一〕四無量は有漏・有爲なるが故に、滅・道智は之を緣ずること無し。四無量は欲・色界繫なりと雖も、靜慮の勝功德なるが故に、欲界の惑をのみ緣じて知る苦集の法智は、之を知らずと云ふものなるべし。倶舍は四無量の地を六地に限り、又色界繫のみとなせる點は、婆沙と相違す。(倶舍二十九參照)。

〔二二〕第四・五・六解脫は有漏・無漏に通ずるが故に、この中の無漏なるは道智の所知なり。

〔二三〕茲に道智を除くは第四無色即ち有頂には無漏道無きを以つて、無漏道を緣ずる道智を除けるなり。

〔二四〕**三結乃至九十八隨眠を知る智の數に就きて。**以下は、四十二章中の第二十七章たる三結より第四十二章に至る十六章を知る智は十智中の幾くなりやを定めんとする項なり。

〔二五〕前の所說とは、前の「十

と滅と道との智を除く。不善と欲界繫法とも亦、爾り。意界と意識界とは九智が知るものにして滅智を除く。意處と後の四蘊と有爲法と過去・未來・現在法も亦、爾り。法界は十智が知るものなり。法處・[二七]無色・無見・無對法と善法とも亦、爾り。色蘊は八智が知るものにして、他心と滅との智を除く。有色法も亦、爾り。無漏法は八智が知るものにして、苦と集との智を除く。無斷法も亦、爾り。無爲法は六智が知るものにして、他心と苦と集と道との智を除く。色界繫法は七智が知るものにして、法と滅と道との智を除く。無色界繫法は六智が知るものにして、[二八]法と他心と滅と道との智を除く。學と無學との法は七智が知るものにして、苦と集と滅との智を除く。非學非無學法は九智が知るものにして、道智を除く。

[二九]苦・集諦は八智が知るもにして、滅と道との智を除く。世俗智と[三〇]三重三摩地とも亦、爾り。滅諦は六智が知るものにして、他心と苦と集と道との智を除く。道諦は七、智が知るものにして、苦と集と滅との智を除く。苦・集・滅・道智と三三摩地とも亦、爾り。四靜慮は九智が知るものにして、滅智を除く。他心智も亦、爾り。[三一]四無量は七智が知るものにして、法と滅と道との智を除く。初三解脱と八勝處と前八遍處とも亦、爾り。下三無色は七智が知るものにして、法と他心と滅との智を除く。[三二]第四・第五・第六解脱も亦、爾り。第四無色は六智が知るものにして、法と他心と滅と[三三]道との智を除く。第七・第八解脱と後の二遍處とも亦、爾り。法智は六智が知るものにして、類と苦と集と滅との智を除く。類智は六智が知るものにして、法と苦と集と滅と

界とを通ずるをもて法・類智の所知、有漏・無漏に通ずるが故に、苦・集智と道智との所知、從つて盡・無生智及び世俗智の所知なり。又、此等は心心所なるが故に他心智の所知たるも、此等は善の無爲に非らざるが故に、滅智の所知には非らざるなり。

【二四】 玆に苦・集智を除くは、三無漏根は無漏なるに、苦・集智は無漏を緣ぜざるが故なり。

【二五】 **十八界乃至三斷法を知る智の數に就て。** こは四十二章中の第二章たる十八界より、第十六章たる三斷法に至る十五章の各を知る智の數を論究せる段なり。

【二六】 識界とは六界中の一にして、こは、五識身及び有漏の意識とを攝し、有漏なるが故に道智の所知に非らず、有漏有爲なるが故に滅智の所知に非らざるなり。

【二七】 無色法とは、意處と法處の少分（法處所攝の色を除く）とをいひ、無見法とは、色處を除く所餘の十一處をいひ、無對法とは、意處と法處とをいふ。此れを心得へ置かば此の文解し易し。

【二八】 玆に他心智を除くは、無色界に於ては他心智が現起せざるが故なり。

【二九】 **四諦乃至三重三摩地を**

の法と、及び諦に攝せざる所の法とは、各々唯、一種のみなり、不相應なるをいふ。[17]欲界の苦・集・諦所攝の相應法は、[18]七智が知るものにして、類と滅と道との智を除く、不相應法は六智が知るものなり、類と他心と滅と道との智を除く。色界の苦・集・諦所攝の相應法は七智が知るものにして、法と滅と道との智を除く。不相應法は六智が知るものなり、法と他心と滅と道との智を除く。無色界の苦・集諦所攝の相應法と不相應法とは、倶に六智が知るものなり、法と他心と滅と道との智を除く。滅諦所攝の法は六智が知るものなり、他心と苦と集と道との智を除く。道諦所攝の相應法は七智が知るものなり、苦と集と滅との智を除く。[19]不相應法は六智が知るものなり、他心と苦と集と滅との智を除く。諦に攝せざる所の法は、一智が知る卽ち世俗智をいふなり。是れを此處に略毘婆沙といふ。

【本論】[20]答ふ、[21]眼根は七智が知るものにして、他心と滅と道との智を除く。耳・鼻・舌・身・命根も亦、爾り。[22]女根は六智の知るものにして、類と他心と滅と道との智を除く。男根も亦、爾り。[23]意根は九智が知るものにして、滅智を除く。樂・喜・捨根と信等の五根も亦、爾り。苦根は七智が知るものにして、類と滅と道との智を除く。憂根も亦、爾り。三無漏根は七智が知るものにして、[24]苦と集と滅との智を除く。

[25]眼・耳・鼻・舌・身・色・聲・觸界は七智が知るものにして、他心と滅と道との智を除く。眼・耳・鼻・舌・身・色・聲・觸處と、色取蘊と前五界と、有見・有對法とも、亦、爾り。香・味界は六智が知るものにして、類と他心と滅と道との智を除く。香・味處も亦、爾り。眼・耳・身識界は八智が知るものにして、滅と道との智を除く。[26]後の四取蘊と識界と有漏法と無記と見・修所斷法とも亦、爾り。鼻・舌識界は七智が知るものにして、類

【一七】十智の對象に關する略毘婆沙。とは一切法を、三界の苦・集諦所攝の相應・不相應法と、滅諦所攝法と、道諦所攝の相應・不相應法と、四諦不攝法との十法に分ち、その一一を十智中の幾智が知るやに就きて總括的に説明せる項なり。

【一八】玆に七智とは、苦智・集智・法智・他心智・世俗智・盡智・無生智の七智をいふ。（因みに盡無生智は、各自の一の全と、法類智と四諦智との少分を攝すのことを想起せば此の文解し易し）

【一九】道諦所攝の不相應法とは、道諦と倶生する生等の不相應法なり。

【二〇】以下の本文は、全部之を婆沙論は省略するも、例に依りて發智論より補譯し置けり。

【二一】二十二根を知る智の數に就きて。二十二根は四十二章中の第一章に當る。

【二二】女・男根は欲界にのみありて、上界には無きが故に、上界を緣ずる類智は之を緣ぜず。從つて玆に類智を除くと言ふ。以下類智を除く場合は之に準じて知るべきなり。

【二三】意根及び樂・喜・捨根併びに信等の五根は、欲界と上

有爲を斷ずることを顯し、此の門は無爲を證することを顯す。復次に、前門は頓斷を顯し、此の門は數斷を顯す。復次に、前門は斷時に卽ち證することを顯し、此の門は先に斷じて後に證することを顯す。是れを前門と此の門との差別といふなり。

〔一〇〕第十三節　四十二章の各自を知る智の十智分別

【本論】　服根乃至無色界の修所斷の無明隨眠は、十智中に於ける幾智が知るや。乃至廣說。

〔一一〕問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、他宗を止め、正理を顯さんが爲めの故なり。謂く、〔一二〕或は有るが執す「諸の覺慧は有るも、所緣の境は無し。恰も幻事・健達縛城・鏡像・水月・影光・鹿愛・旋火輪等を取する種々の覺慧には、皆實の境無きが如し」と。彼の執を遮し、諸の覺慧は、皆境を實に有することを顯さんが爲めなり。或は復、〔一三〕有るが執す「有る能知の智は所知を知らず、有る所知の境は、智の所知に非ざるあり」と。彼の執を遮し、能知の智にして所知を知らざるもの無く、及び所知の境にして智の所知に非ざるもの無きことを顯さんが爲めなり。此等の因緣に由るが故に、斯の論を作すなり。

〔一四〕若し攝を問へば、應に十八界に依りて審思して答ふべく、若し識を問へば、十二處に〔一五〕依りて審思して答ふべく、若し隨眠を問へば、應に五部に依りて審思して答ふべく、若し智を問へば、應に四聖諦に依りて審思して答ふべし。是の如くせば諸法は顯示す可きこと易く、施設す可きこと易ければなり。

〔一六〕此の中には智を問へるが故に、應に四聖諦に依りて審思して答ふべきなり。然も一切法に略して五種あり。謂く、四諦が攝する所のものと、攝せざる所のものとなり。此の中、三界の苦と集と及び道との諦に攝する所の法に、各々二種有り。謂く相應なると不相應なるとなり。滅諦に攝する所

【一〇】本節は幾智論頌文の「智知」に相當する段にして、四十二章の各々を對象として知る智は十智中の幾智なりやを規定せんとするをその課題とす。先づ對象の實有性と及び主觀、客觀の間に於ける能知、所知の關係とに關する異說を破して、本論題提起の因由とし、次に、發問・應答形式一般論をなして、本論は智論なるが故に四諦によりて應答すべきことを明し、更に十智の對象を總括的に規定し、進んで愈々四十二章の一一に涉りてそは十智中の幾智の所知なるやを說述し、最後に、智と所知との意義を明にせり。

【一一】論題提起の因由。

【一二】特に無境をも緣ずとの異說。

【一三】特に能知と所知の關係に關する異說。

【一四】發問・應答の形式論一般。こは諸法所屬の部門と、その取扱ひ方法とに關する論究なり。

【一五】依は大正本に衣とあるも誤植なり。

【一六】特に、本節の採用せる發問形式と、應答形式とに就きて。

で斷ぜられし三界の見所斷の結の滅を證し、及び先に世俗と集・滅・道智にて斷ぜられし欲界の前八品の修所斷の結の滅を證するが如き、不還者が、世俗道或は集・滅・道智を以て、初靜慮乃至無所有處の染を離れ、集・滅・道智を以て非想非々想處の八品の結を斷じ已りて、復、苦智を以て無間道と爲し、第九品を斷じて無學果を得する爾の時の無間道の苦智が、先に忍にて斷ぜられし三界の見所斷の結の滅を證し、及び先に世俗・集・滅・道智にて斷ぜられし八地の修所斷の結の滅と、集・滅・道智[七]にて斷ぜられし非想非々想處の前八品の修所斷の結の滅を證するが如き、是の如き諸結の滅は、苦智の作證なるも、彼の結は苦智の斷に非ざるものなり。

【本論】[八]「諸結が集・滅・道智の斷なれば、彼の結の滅は集・滅・道智の作證なりや。答ふ、諸結が集・滅・道智の斷なれば、彼の結の滅は集・滅・道智の作證なり。有る結の滅は、集・滅・道智の作證なるも、彼の結は、集・滅・道智の斷に非ざるものあり、謂く、或は忍の斷なるもの、或は餘智の斷なるものにして、彼の結の滅が集・滅・道智の作證なるものなり。

苦智につきて說けるが如く、集・滅・道智につきて說くことも、應に知るべし亦、爾ることを。

[九]問ふ、前門と此の門とに何の差別有りや。答ふ、諸有の無間道をして諸結の得を斷じ、解脫道をして彼の滅の得を證せしめんと欲する者、彼れは說く「前門は無間道の作用を顯し、此の門は解脫道の作用を顯すなり」と。諸有の無間道をして能く諸結の得を斷じ、亦、彼の滅の得をも證せしめんと欲する者、彼れは說く「前門は無間道が能く諸結の得を斷じ及び彼の滅の得をも證することを顯し、此の門は、唯、無間道のみが諸結の滅の得を證することを顯すなり。結の得を斷じて彼の滅の得を證するが如く、過失を捨して功德を修し、無義を捨して有義を得し、下劣を捨して勝妙を得し、愛染の苦を離れて寂靜の樂を證することも應に知るべし亦、爾ることを」と。復次に、前門は

【七】智は大正本に無きも、三本宮本に從ひてこれを加入せり。

【八】**集・滅・道智の各が滅を作證する場合。** 之に、(一)、集・滅・道智の各が結を斷じてその滅を作證する場合と、(二)、忍及び餘智が結を斷じて、その滅を集・滅・道智の各が作證する場合とあり。因みに以下の本文は、婆沙之を省略せり。

【九】**特に結斷門と滅作證門との區別に就いて。** こは、前節と本節(發智の頌文を以つて表せば「斷」と「證」)とは何を主眼として論究せんとしたるものなりやを說明せる項なり。

ち或は忍の斷なるもの、或は餘智の斷なるものにして、彼の結の滅が類智の作證なるものをいふ。

諸の聖者が、法智或は世俗道を以て、欲界乃至無所有處の染を離れ、法智を以て非想非々想處の八品の結を斷じ已りて、復、類智を以て第九品を斷じ、無學果を得する爾の時の無間道の類智は、先に忍にて斷ぜられし三界の見所斷の結の滅を證し、及び先に法智と世俗智とにて斷ぜられし八地の修所斷の結の滅と、法智所斷の非想非々想處の前八品の修所斷の結の滅とを證するが如く、是の如きの諸結の滅は類智の作證なるも、彼の結は類智の斷には非ざるなり。

【本論】諸[六]結が苦智の斷なれば、彼の結の滅は苦智の作證なりや。答ふ、諸結が苦智の斷なれば、彼の結の滅は苦智の作證なり。

謂く、苦智が無間道と爲りて爾所の結を斷ずるに隨ひ、此の無間道は即ち能く彼の爾所の滅を證するが故に。

【本論】有る結の滅は苦智の作證なるも、彼の結は苦智の斷に非ざるあり。謂く或は忍の斷なるもの、或は餘智の斷なるものにして、彼の結の滅が苦智の作證なるものなり。

預流者が、世俗道、或は集・滅・道智を以て、欲界の一品乃至五品の結を斷じ已りて、復、苦智を以て無間道と爲し第六品を斷ずる爾の時の無間道の苦智は、先に忍にて斷ぜられし三界の見所斷の結の滅を證し、及び先に世俗と集・滅・道智とにて斷ぜられし欲界の前五品の修所斷の結の滅を證するが如き、一來者が、世俗道と及び集・滅・道斷とを以て、欲界の第七・第八品の結を斷じ已りて、復、苦智を以て無間道と爲し第九品を斷じて、不還果を得する爾の時の無間道の苦智は、先に忍に

【六】苦智が滅を作證する場合。之に復た、(一)苦智が結を斷じてその滅を作證する場合と(二)、集・滅・道智、忍・世俗智が結を斷じて、その滅を苦智が作證する場合との二種あり。

ち或は忍の斷なるもの、或は餘智の斷なるものにして、彼の結の滅が法智の作證なるものをいふ。

預流者が世俗道を以て、欲界の一品乃至五品の結を斷じ已りて、復、法智を以て無間道と爲し、第六品を斷じて一來果を得するに、爾の時の無間道の法智は、先に忍にて斷ぜられし三界の見所斷の結の滅を證し、及び先に世俗智に斷ぜられし欲界の前五品の修所斷の結の滅を證するが如き、一來者が世俗道を以て、欲界の第七第八品の結を斷じ已りて、復、法智を以て無間道と爲し、第九品を斷じて不還果を得する爾の時の無間道の法智は、先に忍に斷ぜられし三界の見所斷の結の滅を證し、及び先に世俗智に斷ぜられし欲界の前八品の修所斷の結の滅を證するが如き、不還者が、世俗道、或は類智を以て、初靜慮乃至無所有處の染を離れ、類智を以て非想非々想處の八品の結を斷じ已りて、復、法智を以て無間道と爲し、第九品を斷じて無學果を得する爾の時の無間道の法智は、先に忍にて斷ぜられし三界の見所斷の結の滅を證し、及び先に世俗智にて斷ぜられし欲界の修所斷の結の滅と、類智と世俗智とにて斷ぜられし七地の修所斷の結の滅と、類智にて斷ぜられし非想非々想處の前八品の修所斷の結の滅とを證するが如き、是の如き諸結の滅は法智の作證なるも、彼の結は法智の斷には非ざるなり。

【本論】[五]諸結が類智の斷なれば、彼の結の滅は類智の作證なりや。答ふ、諸結が類智の斷なれば、彼の結の滅は類智の作證なり。

謂く、類智が無間道と作りて爾所の結を斷ずるに隨ひ、此の無間道は、即ち能く彼の爾所の滅を證するが故に。

【本論】有る結の滅は類智の作證なるも、彼の結は類智の斷に非ざるものあり、即

【五】類智が滅を作證する場合。之に(一)類智が結を斷じてその滅を作證する場合と、(二)忍・法智・世俗智が結を斷じて類智がその滅を作證する場合との二種あり。

卷の第百八（第三編　智蘊）

（智蘊第三中、修智納息第四之四　舊第五十六卷、頁三九五、下）

第十二節[一]　法・類智及び四諦智の滅作證に就きて

【本論】諸結が法智の斷なれば、彼の結の滅は法智の作證なりや。乃至廣說。

[二]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、他宗を止め、正理を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は有るが執す、「無間道は諸結の得を斷じ、解脫道は彼の滅の得を證す」と。外國の諸論師の如し。彼の意を遮し、無間道は能く諸結の得を斷じ、亦、彼の滅の得を證することを顯さんが爲めなり。若し無間道は唯、結の得のみを斷じ、解脫道が方に能く彼の滅の得を證すとせば、便ち此の說に違せん、「諸結が法智の斷なれば、彼の結の滅は法智の作證なり」等と。[三]若し滅・道の法智を以て、究竟して非想非々想處の染を離るとせば、彼れは法智を以て無間道と爲し、類智を解脫道と爲すに、如何が諸結が法智の斷なれば、彼の結の滅は卽ち法智の作證なりと說く可けんや。是の故に應に知るべし、無間道は能く諸結の得を斷じ、亦、彼の滅の得を證すといふは、理として違ふ可からざることを。此の因緣に由るが故に、斯の論を作すなり。

【本論】[四]諸結が法智の斷なれば、彼の結の滅は法智の作證なりや。答ふ、諸結が法智の斷なれば、彼の結の滅は法智の作證なり。

謂く、法智が無間道と爲りて爾所の結を斷ずるに隨ひ、此の無間道は卽ち能く、彼の爾所の滅を證するが故に。

【本論】有る結の滅は法智の作證なるも、彼の結は法智の斷に非ざるものあり。卽

【一】前節に於て、諸忍・智が斷ずる諸結の範圍に關して種々論究せしを以つて、本節は、その斷ぜられし諸結の滅は、法智・類智・四諦智の中の何れが之を作證するやに就きての解說を試むるをその課題とす。

【二】論究の理由としての無間道非作證說に對する破斥。

【三】法智に依りて究竟して有頂の染を離るゝ時、無間道は法智なるも、最後の解脫道が類智たるべきに關しては前卷の第七節の「聖者の有頂染を離るゝ時の修智」の項を見よ。

【四】法智が滅を作證する場合。之に二つの場合あり卽ち（一）法智が結を斷じて且つ、その滅を作證する場合と、（二）忍・世俗智・類智が結を斷じて法智がその滅を作證する場合となり。

れば、彼の結は苦智の斷に非ず。或は忍の斷なり、或は餘智の斷なり、或は不斷なるなり。

此の中、或は忍の斷なりとは、[158]苦法類智忍の斷なるをいひ、或は餘智の斷なりとは、世俗智の斷をいひ、或は不斷なりとは、已に斷ぜるが故に、或は未だ彼の斷の加行を起さゞるが故なるをいふ。必ず苦智の能く彼の結を斷ずるものは無し。無漏智は唯、能く修所斷のみを斷ずるが故に。

【本論】[159]設し結が苦智斷なれば、彼の結は見苦所斷なりや。答ふ、諸結が苦智斷なれば、彼の結は見苦所斷に非ざるなり。

是は修所斷の無漏智なるをもて。見苦所斷を斷ずること能はざるが故に。

[160]見集・滅・道所斷の結が、集・滅・道智の斷に對するにつきては、

【本論】[161]諸結が見集・滅・道所斷なれば、彼の結は集・滅・道智の斷なりや。答ふ、諸結が見集・滅・道所斷なれば、彼の結は集・滅・道智の斷には非ずして、或は忍の斷なり、或は餘智の斷なり、或は不斷なるものなり。

設し結が集・滅・道智の斷なれば、彼の結は見集・滅・道所斷なりや。答ふ、諸結が集・滅・道智の斷なれば、彼の結は見集・滅・道所斷には非ずして、是れ修所斷なり。

此の諸相はこの上に准じて應に知るべし、唯、[162]無間道のみが能く諸結を斷ずればなり。此の中に、苦智等は、見所斷の結を斷ずること能はずと說くに由るが故に。

【一五八】苦法・類智忍は大正本には、苦類智忍とのみあるも、三本宮本に依りて、斯の如く訂正せり。

【一五九】以下諸結が苦智斷なれば彼の結は見苦所斷に非ざるにつきて——

【一六〇】見集・滅・道所斷の結は集・滅・道智の斷に非ざるやに就きて。

【一六一】以下の本文は、婆沙は之を省略せるを以て、發智より補譯し置けり。

【一六二】特に無間道のみが諸結を斷ずるに就きて、

の結の法智の斷のものなり。

即ち色・無色界の修所斷の結の滅道の法智の斷なるものなり。

【本論】[一五四](三)有る結は欲界繫にして亦、法智の斷なるものあり。謂く、欲界の結の法智の斷なるもの。

即ち欲界の修所斷の結の四法智の斷なるものなり。

【本論】[一五五](四)有る結は欲界繫にも非ず、亦、法智の斷にも非ざるあり。謂く、色・無色界の結の、或は忍の斷なるもの、或は餘智の斷なるもの、或は不斷なるものなり。

此の中、或は忍の斷なるものとは、四類智忍の斷なるをいひ、或は餘智の斷なるものとは、類智或は世俗智の斷なるものをいひ、或は不斷のものとは、已に斷ずるが故に、或は未だ彼の斷の加行を起さゞるが故なるをいふ。

【本論】[一五六]諸結が色・無色界繫ならば、彼の結は類智の斷なりや。答ふ、諸結の類智の斷なるものなれば、彼の結は色・無色界繫なり。

即ち色・無色界の修所斷の結の、四類智の斷なるをいふなり。

【本論】有る結は、色・無色界繫なるも、類智の斷なるに非ざるあり、謂く、色・無色界の結の、或は忍の斷なるもの、或は餘智の斷なるもの、或は不斷なるものなり。

此の中、或は忍の斷なるものとは、四類智忍の斷をいひ、或は餘智の斷なるものとは、法智或は世俗智の斷なるものをいひ、或は不斷なるものとは、已に斷ぜるが故に、或は未だ彼の斷の加行を起さゞるが故なるをいふ。

【本論】[一五七]諸結が見苦所斷なれば、彼の結は苦智斷なりや。答ふ、諸結が見苦所斷な

【一五四】第三俱是——

【一五五】第四俱非——

【一五六】色・無色界繫の結は類智の所斷なりや——順後句を作す——

【一五七】見苦所斷の結は苦智斷に非ず。

所作を觀ぜんが爲めの故に、四に聖財を受用せんが爲めの故なり。

[一五〇] 尊者妙音是の如き說を作す、「世尊の弟子が無色界に生ぜば、靜慮及び靜慮中に發せし所の功德を起さず。色界に生ぜば、亦、能く之を起す」と。彼れは何の義を說くやといふに、彼れは說く、「若し無色界に生ぜば、法智を起して上界の結を斷ぜざるも、色界に生ずる者は、若し未だ色・無色界の染を離れずんば、亦、能く滅・道の法智を起して色・無色界の結を斷ずるなり」と。評して曰く、彼れ是の說を作すべからず。所以は何ん。若し此の義有りとするも、應に決定せざるべければなり。謂く、色界に生ぜば法智に於て少分は能く起すも、少分は起すこと能はざればなり。少分は能く起すとは、滅・道法智をいひ、少分は起すこと能はずとは、苦・集の法智をいふ。或は能く起す有り、或は起すこと能はざるあり。或は能く起す有りとは、未だ彼の染を離れざるをいひ、或は起すこと能はざるありとは、已に彼の染を離るゝをいふ。或は時に能く起し、或は時に起す能はず。或は時に起す有りとは、離染道を起す時をいひ、或は時に起すこと能はざる有りとは、善根を引く時をいふ。是の故に前說を理に於て善となすなり。

【本論】[一五一] 諸結の欲界繫なる、彼の結は法智の斷なりや。答ふ、應に四句を作すべし。義定まらざるが故に。

【本論】[一五二] (一)有る結は欲界繫なるも、法智の斷に非ざるあり、謂く、欲界の結の、或は忍の斷なるもの、或は餘智の斷なるもの、或は不斷なるものなり。

此の中、或は忍の斷なるものとは、四法智忍の斷なるをいひ、或は餘智の斷なるものとは、世俗智の斷なるをいひ、或は不斷なるものとは、已に斷ずるが故に、或は未だ彼の斷の加行を起さゞるが故なるをいふ。

【本論】[一五三] (二)有る結は法智斷なるも、欲界繫に非ざるものあり。謂く、色・無色界

【一五〇】妙音の上二界結斷の法智の生ずる處に關する異說と其の評破。

【一五一】欲界繫の結は法智の斷なりや否やに就きて
これに四分別あり。——

【一五二】第一單句——

【一五三】第二單句——

を捨し已りて、彼の對治と及び惡を滅するとに報ゆるが故に、數ゝ復觀察し、數ゝ觀察する時、即ち自然に能く色・無色界の結をも斷ずるなり。復次に、欲界は是れ不定界にして、修地に非ず、離染地に非ざるに、色・無色界は是れ定界なり是れ修地、是れ離染地、厭に非ざるをもて、不定界の法が能く定界の結を斷ずるが故に。復次に、欲界は是れ麁なるに、色・無色界は細にして厭に非ざるをもて、麁界の法が能く細界の結を斷ずるが故に。復次に、欲界は是れ下劣なるに、色・無色界は是れ勝妙にして厭に非ざるをもて、下劣界の法が能く勝妙界の結を斷ずるが故なり。復次に、欲界は是れ下なるに、色界は是れ中、無色界は是れ上にして厭に非ざるをもて、下界の法が能く中・上界の結を斷ずるが[一四七]故に。復次に、若し苦・集法智が能く色・無色界の結を斷ずとせば、便ち異處に於て厭離を修し、異處に於て解脱を得すること〻爲らん。恰も手の繫を斷ずれば手が解脱を得し、若し足の繫を斷ずれば足が解脱を得するも、手の繫を斷ずるも足は解脱を得するに非ず、足の繫を斷ずるも手は解脱を得するに非ざるが如し。[一四八]是の故に法智の能く色・無色界の結を斷ずるものは、是れ滅・道の法智にして、苦・集の法智に非ざるなり。然も滅・道の法智にて能く色・無色界の結を斷ずるものは、唯、欲界にのみ生じ、色・無色界に生ずるに非ず。所以は何ん。法智に入出する方便心は唯、欲界繫のみにして、上二界に生ずるものは、已に此の心を捨し必ず起さゞるが故に。復次に、法智の隨轉戒は、唯、是れ欲界の大種の所造なるに、上二界に生ずるものは、此の大種を捨して、必ず起さゞるが故に。復次に、上二界に生ずる者は、必ず法智に於て所作已辦し、加行已に息みて復び現前せざればなり。恰も阿羅漢は三界の結の斷對治道に於て、所作已に辦じ、復び現前せざるが如し。[一四九]問ふ、若し爾らば、何が故に諸の阿羅漢は無漏智を起すや。答ふ、所捨の諸蘊の過患を觀じ、及び所得の滅道の勝利を觀ぜんと欲するが故に、彼れは復び諸の無漏智を起すなり。復次に、彼れは四緣に由りて無漏智を起す。一に現法樂に住せんが爲めの故に、二に功德に遊戲せんが爲めの故に、三に本

【一四七】大正本には「故」は無きも、三本宮本に依りて、これを附加せり。

【一四八】特に修道位の上界の結斷の滅・道法智の生ずる處に就きて。

【一四九】特に羅漢が無漏智を更に起す所以、

利となる。猛利なるに由るが故に、能く上の結を斷ずるも、類智は、要ず有頂の結を離れ已りて、用が方に猛利となる。彼が猛利となる時は、下の結已に斷ずるをもて、復、何の斷ずる所かあらん。復次に、法智は、極く猛利なるをもて、不善の結を斷ずるにさえ尙、功を用ひず、況んや無記の結にして而も斷ずること能はざらんや。恰も極く利なる刀の如し、尙、能く鐵をすら斷ず。況んや、草木等をや。類智は極く猛利ならざるをもて、無記の結を斷ずるすら尙、多くの功を用ゆ、況んや不善の結にして、而も當に能く斷ずべけんや。恰も、鈍刀を以て草木等を斷ずるが如し、尙、多くの功を用ゆ。況んや能く鐵を斷ぜんや。復次に、法智は、具さに能く十八界・十二處・五蘊を斷ずること、壯士の力、千夫に敵するが如くなるをもて、能く上結を斷ず。類智は唯、能く十四界・十處・五蘊を斷ずるのみなるをもて、力用劣るが故に、下の結を斷ぜざるなり。復次に、[一四四]欲界の邪見は、能く三界の苦・集を緣ずるをもて、先づ彼を斷じ已りて、復、彼の所緣を斷ぜんと欲す。是の故に法智は能く上二界の結をも斷ず。色・無色界の邪見は、欲界の苦集を緣ずること能はざるをもて、是の故に類智は欲界の結を斷ずること能はず。復次に、[一四五]欲界の他界緣の遍行の諸結は、能く色・無色界の苦集を緣ずるをもて、先づ彼結を斷じ已れば、復、彼の所緣をも斷ぜんと欲す。是の故に法智は能く上二界の結を斷ずるも、上界の他界緣の遍行の諸結は、欲界の苦集を緣ぜざるをもて、是の故に類智は欲界の結を斷ずること能はず。恰も、國王は先きに怨賊を殺して後に亦、彼の遊戲の處を壞すること有るが如し。復次に、欲界の諸蘊が有情を逼切すること重擔に過ぐるをもて、既に彼を斷じ已れば、數〻復、彼の對治と及び滅とを讃す。爾の時、復、能く上の諸蘊をも斷ず。是の故に法智は能く上界の結をも斷ずるも、類智は欲界の結を斷ずること能はず。[一四六]然も法智にして能く色・無色界の結を斷ずる者は、是れ滅と道との法智にして、苦と集との法智には非ず。所以は何ん。法應に爾るべきが故なり。謂く、修行者は欲界の蘊の爲めに現に逼切されること重擔に過ぐるあり。既に彼

【一四四】見苦集所斷下の七見と二疑と二無明との十一遍行惑の中、有身見と邊執見との二を除く（見苦所斷下の邪見・見取・戒禁・疑・無明と見集所斷下の邪見・見取・疑・無明の九）を又、九上緣の惑とも言ふ。卽ち此の中の欲界繫の邪見は、自界をも緣ずると共に、上二界の苦集をも能く緣ずるが故に、玆に欲界の邪見が三界の苦集を緣ずと言へるなり。

【一四五】九上緣の惑が、欲界繫にして、而も、亦、上二界をも緣ずる邊より、特にこれを他界緣の惑とも言ふことあるを指す。（俱舍十九參照）

【一四六】修道位中の上二界の結を斷ずる法智は、滅・道智なり。

法智は能く色・無色界の結を斷じ、類智は欲界の結を斷ずること能はざるにつき、或は有るが疑ひを生ずるものあり、「法智が能く色・無色界の結を斷ずるが如く、類智も亦、能く欲界の結を斷ずと爲んや。類智が欲界の結を斷ずること能はざるが如く、法智も亦、色・無色界の結を斷ずること能はずとせんや」と。此の疑ひをして決定を得せしめんと欲するが故に、法智は定んで能く色・無色界の結を斷じ、類智は定んで欲界の結を斷ずること能はざることを顯すが故に、斯の論を作すなり。[一四三]問ふ、何が故に法智は能く色・無色界の結を斷ずるに、類智は欲界の結を斷ずること能はざるや。答ふ、法智は先に欲界の結を斷ずるが故に、亦、能く色・無色界の結を斷ずるも、類智は先に色・無色界の結を斷ぜざるが故に、欲界の結を斷ずること能はず。復次に、類智が未だ色・無色界の結を斷ぜざるが故に、法智が之を斷ずるも、法智が已に欲界の結を斷ずるが故に、類智は斷ぜざるなり。復次に、若し類智が能く欲界の結を斷ずとせば、云何が斷ずるや。先に色・無色界の結を斷じて後、欲界の結を斷ずと爲んや。先に欲界の結を斷じて後、色・無色界の結を斷ずと爲んや。若し先に色・無色界の結を斷じ、後、欲界の結を斷ずとせば、欲界の結は麁なるをもて、先に已に斷ぜるが故に、復、何の斷ずる所があらん。若し先きに欲界の結を斷じて後、色・無色界の結を斷ずとせば、類智は則ち應に他の訶責を受くべし、「自界の諸結すら猶、未だ離るゝこと能はずして、如何が他界の結を斷ぜんと欲するや」と。恰も王は未だ自國の怨敵すら降さずして、他國を伏せんと欲して他の爲めに訶せらるゝが如し。復次に、一切の類智は定んで法智を以て因と爲すが故に、法智は能く彼を助けて、色・無色界の結を斷ずるも、一切の法智は定んで類智を以て因と爲すに非ざるが故に、類智は法智を助けて欲界の結を斷ずること能はず。復次に、道類智の後に、類智は多分に現在前せず。設ひ現在前するも、勢用羸劣なり。要ず畢竟して欲界の結を離れ已りて、勝用が類智に方に現前し容べきが故に、彼は欲界の結を斷ずること能はず。復次に、法智は、要ず欲界の結を離れ已りて、用が方に猛

【一四三】特に、法智は上二界の結を斷ずるに、類智は欲界結を斷ぜざる所以、

の與めに四縁と爲る。他心智の與めに四縁と爲る、若し彼の與めに因・等無間と爲れば、所縁に非ず、若し彼の與めに所縁と爲れば、因・等無間に非ず。世俗智の與めには三縁と爲り、因を除く。

[一三七]集智は集智及び滅智の與めに三縁と爲り、所縁を除く。道法・類智の與めに四縁と爲る。他心智の與めに四縁と爲る、若し彼が與めに因・等無間と爲れば、所縁には非ず、若し彼が與めに所縁と爲れば、因・等無間には非ず。世俗智の與めに三縁と爲り、因を除く。苦智の與めに三縁と爲り、所縁を除く。

[一三八]滅智は滅智の與めに三縁と爲り、所縁を除く。道法・類智の與めに四縁と爲る。他心智の與めに四縁と爲る、若し彼が與めに因・等無間と爲れば所縁には非ず、若し彼が與めに所縁と爲れば、因・等無間には非ず。世俗智の與めには三縁と爲り、因を除く。苦・集智の與めには三縁と爲り、所縁を除く。

[一三九]道智は道智及び法・類智の與めに四縁と爲る。他心智の與めに四縁と爲る、若し彼が與めに因・等無間縁となれば、所縁には非ず、若し彼が與めに所縁と爲れば、因・等無間に非ず。世俗智の與めに三縁と爲り、因を除く。苦・集・滅智の與めには三縁と爲り、所縁を除くなり。

等とは、文の廣説の如し。其の中の所以は、[一四〇]前に准じて應に知るべきなり。

[一四一]第十一節　無漏智の諸結の斷に對する能力の限界に就きて

【本論】　諸結の欲界繫なる、彼の結は法智の斷なりや。乃至廣説。

[一四二]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、疑者をして決定を得せしめんと欲するが故なり。謂く、

【一三七】集智は八智の與めに幾縁と爲るやに就きて、

【一三八】滅智は八智の與めに幾縁と爲るやに就きて、

【一三九】道智は八智の與めに幾縁と爲るやに就きて、

【一四〇】前とは「法智が八智の與めに幾縁と爲るや」の項下の夫々の説明を指す。

【一四一】本節は發智頌文の示せる本章の課題中の第七問たる八智中、特に法・類智と四諦智とが、三界繫又は見所斷の諸結を斷ずるに際して、其の斷惑能力の限界に就きて、詳論する段なり。

【一四二】論究の因由としての法・類智の斷惑の範圍に就きて

ば、定んで因緣には非ず。有漏は無漏の與めに因緣と爲らざるが故に。

【本論】滅智の與めに三緣と爲る、所緣を除く。

とは、彼の無爲を緣ずるが故なり。

【本論】道法・類智の與めに四緣と爲る。

とは、義は前說の如し。

【本論】[一三二]世俗智は世俗智の與めに四緣と爲る。

とは、此の中、因緣とは、[一三三]同類・遍行・異熟の三因をいふ。餘は前說の如し。

【本論】苦・集智の與めに三緣と爲り、因を除く。

とは、有漏は無漏法の與めに、因緣と爲らざるが故なり。

【本論】滅・道智の與めに二緣——等無間と增上とをいふ——と爲る。

とは、彼は無漏を緣ずるが故なり。餘は前說の如し。

【本論】法・類智の與めに三緣と爲り、因を除く。

とは、有漏は無漏の與めに種子の如くには非ざるが故なり。

【本論】他心智の與めに四緣と爲る、[一三四]若し彼の與めに因・等無間と爲れば、所緣には非ず、若し彼の與めに所緣と爲れば、因・等無間には非ず。

等とは、世俗智は自相續の有漏の他心智の與めに、同類因・等無間緣と爲り、自相續の無漏の他心智の與めには等無間緣と爲るも、倶に所緣には非ず。他相續の有漏の他心智の與めには所緣とは爲るも、因・等無間には非ざるをいふ。

【本論】[一三五]苦智は苦智及び集・滅智の與めに、三緣と爲り、所緣を除く。[一三六]道・法・類智

【一三二】世俗は八智の與めに幾緣と爲るやに就きて、

【一三三】世俗智が世俗智の與めに同類因となるは、勿論なるも、亦遍行因となるとは、遍行の惑としての世俗智が後の有漏智の與めに因たるをいふ。

【一三四】以下の本文、婆沙はこれを省略せるを以て、發智より補譯せり。

【一三五】苦智は八智の爲めに幾緣と爲るやに就きて、

【一三六】以下の本文は、婆沙之を省略せるを以て、發智より補譯せり。

【本論】[二三]苦・集・滅智の與めに三緣と爲り、所緣を除く。

とは、苦・集智は有漏を緣ずるに、法智は無漏なるが故に、彼等の所緣に非ず。滅智は無爲法を緣ずるに、法智は有爲なるが故に、彼の所緣に非ざるをいふなり。

【本論】[二四]道智の與めに四緣と爲る。

とは、[二五]前說の如し。

【本論】[二六]類智は類智の與めに四緣と爲り、[二七]他心智の與めに四緣と爲る。若し彼れが與めに因・等無間と爲れば、所緣に非ず。若し彼の與めに所緣と爲れば、因・等無間に非ざればなり。世俗智の與めに三緣と爲り、因を除く。苦・集・滅智の與めに三緣と爲り、所緣を除く。道智の與めに四緣と爲る。法智の與めに三緣と爲り、所緣を除くなり。

等は、前の法智に准じて、應に其の相を知るべきなり。

【本論】[二八]他心智は他心智の與めに四緣となる。[二九]若し彼の與めに因・等無間と爲らば、所緣に非ず、若し彼の與めに所緣と爲らば、因・等無間に非ざればなり。

等とは、此の中の因緣は[三〇]一同類因をいふ。餘は前說の如し。

【本論】世俗智の與めに四緣と爲る。

とは、此の中の因緣は、同類と異熟との二因をいふ。餘は前說の如し。

【本論】苦・集智の與めに四緣と爲る。[三一]若し彼が與めに因と爲れば所緣には非ず、若し彼が與めに所緣と爲れば因に非ざればなり。

とは、無漏の他心智の、苦・集智の與めに一の同類因と爲るものは、定んで彼の與めに所緣とは非ず、彼の苦集智は有漏を緣ずるが故に。若し有漏の他心智の、苦・集智の與めに所緣と爲るものなれ

【二三】**法智が苦・集・滅智の與めに三緣と爲るに就きて**――

【二三】法智が苦・集・滅智の與めに所緣緣に爲らざるに就きて――

【二四】法智が道智の與めに四緣と爲るに就きて――

【二五】法智が道智に三緣と爲ることは、前の苦・集・滅智の場合と異ならず、更にこれに、所緣緣となるとは、即ち、道智も無漏法の有爲なるものを緣ずるが故に、法智をも對境と爲せばなり。

【二六】**類智が八智の與め幾緣と爲るやに就きて、**

【二七】以下の本文は婆沙之を省略するを以て、發智より之を補へり。

【二八】**他心智は八智の與めに幾緣となるやに就きて、**

【二九】以下の本文は、婆沙之を省略せるを以て發智論より補譯せり。

【三〇】他心智が他心智の與めに、相應因に非ざるは、自性は自性と相應せざるが故にして、異熟因にも非ざるは、異熟果なるものは、無記なるべきも、他心智は恒に善にして無記なること無し。從つて異熟にして熟するの義無く、即ち異熟因たるの理成ぜざればなり。

【三一】以下婆沙は之を省略するを以て、發智より補譯せり。

俗に依る。復次に、彼は四種の差別に依りて說く——謂く、界差別と、世差別と、刹那差別と等無間縁差別となり——に、此は唯、一種の差別に依りて說く、等無間縁の差別をいふ。

【本論】[一五]法智は法智の與めに、四縁と爲る。

とは、因・等無間・所縁・增上をいふ。此の中、因縁は種子法の如く、等無間縁とは開僻法の如く、所縁々とは、[一六]任杖法の如く、增上縁とは不障法の如し。法智が法智の與めに因縁と爲るとは、謂く一因卽ち[一七]同類因と爲るをいひ。等無間縁と爲るとは、法智の無間に法智が現在前するをいひ、所縁々となるとは、法智は法智を縁じて生ずるをいひ、增上縁と爲るとは、法智は法智の生ずるを障礙せざるをいふなり。

【本論】[一八]類智の與めに三縁と爲る、所縁を除く。

とは、法智は類智の與めに三縁と爲る、所縁を除くをいふ。因縁と爲るとは、法智は類智の與めに一因卽ち同類因と爲るをいひ、等無間縁と爲るとは、法智の無間に類智の現在前するをいひ、增上縁と爲るとは、法智は類智の生ずるを障礙せざるをいひ、所縁を除くとは、法智と類智とは互に相縁ぜざるをいふ。

【本論】[一九]他心智の與めに四縁と爲る、[二〇]若し彼れが與めに因・等無間縁と爲れば、所縁々には非ず、若し彼れが與めに所縁となれば、因・等無間には非ざるなり。

等とは、[二一]法智は自相續の他心智の與めに、因・等無間と爲りて所縁と非ず、他相續の他心智の與めに所縁とは爲るも、因・等無間に非ざるをいふ。餘は前說の如し。

【本論】[二二]世俗智の與めに三縁と爲り、因を除く。

とは、因縁は種子法の如くなるに、無漏は有漏の與めに種子法に非ざるが故に、法智は世俗智の與めに因縁に非ずして、但、三縁とのみ爲るなり。

【一五】特に法智は法智の與めに四縁となるに就きて——

【一六】任杖法とあるも、大正本に柱杖法とあるも、三本宮本に任杖法とあるに依り、後者に依りてかく訂正せり。因みに舊には執杖とあり。

【一七】同類因は大正本に相似因とあるも、宮本、三本に同類因とあれば、今は後者に從ふ。因に舊は、相似因と譯ぜり。

【一八】以下法智が類智の與めに三縁と爲るに就きて——

【一九】特に、法智が他心智の與めに四縁と爲るに就きて——

【二〇】以下の本文は婆沙之れを「等」といふ一字にて略記せるも、發智より補譯せしもの

【二一】法智は、自相續卽ち自己の無漏の他心智の與めに、同類因相應因等となるをこゝに因縁と爲るといひ、又、自己の他心智を次ん開導するが故に、こは亦等無間縁となるも、自己の他心智は自己の心々所を縁ぜず、卽ち自己の法智は自己の他心智の對境と爲ること無きを以て、所縁々とはならざるなり。然るに他相續卽ち他の有情の他心智は、自己の心々所を縁ずるが故に自己の法智も亦、彼れの與めに所縁々となるとなり。

【二二】法智は世俗智の與めに

とは、無爲を緣ずるが故なり。

【本論】　道智は七智を緣ず、世俗智除くなり。

とは、道諦を緣ずるが故なり。

[一〇九]有餘は此に於て別の問言を作せり。「法智乃至道智は八智中に於て、一一が幾智を緣ずるや」と。卽ち自ら答へて言はく、「法智は四智を緣ず、類・苦・集・滅智を除く。類智は四智を緣ず、法・苦・集・滅智を除く。他心智は七智を緣ず、滅智を除く。世俗智は六智を緣ず、滅・道智を除く。苦・集・滅・道智は五智を緣ず、苦・集・滅智を除く」と。

第十節　八智各自相望むる時幾緣と爲るやに就きて[一一〇]

【本論】　法智乃至道智は、自他相望むるに幾緣と爲るや。

[一一一]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、他宗を止め正理を顯さんが爲めの故なり、謂く、或は有るが執す、「緣に實體無し」と。彼の意を遮せんが爲め、四緣は實に自體を有することを顯さんと欲するが故に、斯の論を作すなり。

[一一二]【本論】　答ふ、法智は法智の與めに四緣と爲る。乃至廣說。

[一一三]問ふ、何が故に此の中のは、前の結蘊の不善納息の所說と異なること有りや。謂く、此の中には、「法智は法智の與めに四緣と爲る」と說き、[一一四]不善納息は、「有身見は有身見の與めに或は四・三・二・一緣と爲る」と說くや。答ふ、此の中に說くが如く、彼も亦、應に爾るべし。彼の所說の如く、此も亦、應に爾るべきも但、異相・異文を顯示して、受持者をして欣樂を生ぜしめんが爲めの故なり。復次に、二門・二略・二影・二梯・二隥・二門・二炬を現し、所說を知らしめ、更に相顯さんと欲するが故なり。復次に、彼の說は是れ了義なるも、此の說は了義に非ず。彼の說には別意無きも、此の說には別意有り。彼の說には別緣無きも、此の說には別緣有り。彼の說は勝義に依るも、此の說は世

【一〇九】八智各自の緣ずる智に關する有餘の別說

【一一〇】本節は、本章の課題として發智頌文の示せる中の第六問たる、八智各自相望むる時、夫々が四緣中の幾緣となるや、卽ち相互の因緣關係を論究する段なり。

【一一一】論究の因由としての四緣の自體實有論

【一一二】法智が八智の與めに幾緣と爲るやに就きて、

【一一三】本節の所說が結蘊不善納息中の其れと異る所以

【一一四】發智論、第三卷、（大正二六、頁九三三、上）及び、毘曇部九第四十一節（頁二六八）を參照すべし。

るは倶に修せざるあり。謂く、入現觀の苦と集との法・類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前するも、滅智道智に非らざる時、已得の世俗智が現在前する時、未得の世俗智が現在前するも倶に修せざる時、一切の、異生・染汚心・無記心・無想定・滅定・無想天・無漏忍の時なり。

此等を廣說することは、[一〇三]前の方隅に准じて、應に其の相を知るべきなり。

[一〇四]第九節　八智の一一は八智中、幾智を緣ずるやに就きて

【本論】 法智乃至道智は、八智中に於て、一一が幾智を緣ずるや。

[一〇五]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、他宗を止め、正理を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は有るが說く、「諸の所緣々は實有の體に非ず」と。彼の執を遮し、所緣々は實に自體を有することを顯さんが爲めの故に、斯の論を作すなり。

[一〇六]**【本論】** 答ふ、法智は七智を緣ず、類智を除くなり。類智は七智を緣ず、法智を除くなり。

所以は何ん。法智は下を緣じ、類智は上を緣ずるが故に相緣ぜざるなり。恰も二人が同じく一處に住して、一人は地を觀じ、一人は空を觀ずるものあるに、是の如き二人は面を相見ざるが如し。

[一〇七]**【本論】** 他心智と世俗智とは、倶に八智を緣ず。

とは、此の二は總じて能く心々所法を緣ずるが故なり。

【本論】 [一〇八]苦智と集智とは、倶に二智――謂く、他心智と世俗智となり――を緣ず。

とは、此の二は唯、能く有漏の心品を緣ずるが故なり。

【本論】 滅智は智を緣ぜず。

【一〇三】前の方隅云云とは、第六節以來の諸の規定を横とし「法智を修する時、類智も修するや」の詳釋を縱として之れに準じて、右本文の諸文を考察すべしとなり。

【一〇四】本節は、發智の頌文に示せる本章課題中の第五問たる八智各自が、八智中の幾を緣ずるやを論究する段なり。

【一〇五】論起の所以としての所緣緣實有論

【一〇六】法智と類智との緣ずる智に就きて、

【一〇七】他心智・世俗智の所緣となる智

【一〇八】以下、四諦智の所緣たる智に就きて、

在前する時、未得の世俗智が現在前するも倶に修せざる時、一切の異生・染汚心・無記心・無想定・滅定・無想天・無漏忍の時なり。

一〇一 若し集智を修せば亦、道智もなりや。答ふ、應に四句を作すべし。(一)有るは集智を修するも道智に非らざるあり、謂く、入現觀の集法類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の集智現在前する時なり。(二)有るは道智を修するも集智に非らざるあり、謂く、入現觀の道法智の時、學見迹と阿羅漢との已得の道智が現在前する時なり。(三)有るは倶に修するあり、謂く、入現觀の道類智の時、學見迹と阿羅漢との未得の無漏智が現在前する時、未得の世俗智が現在前し能く倶に修する時なり。(四)有るは倶に修せざるあり。謂く、入現觀の苦・滅法類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前するも、集智道智に非ざる時、已得の世俗智が現在前する時、未得の世俗智が現在前するも倶に修せざる時、一切の異生・染汚心・無記心・無想定・滅定・無想天・無漏忍の時なり。

一〇二 若し滅智を修せば、亦、道智をもなりや。答ふ、應に四句を作すべし。(一)有るは滅智を修するも道智に非らざるあり、謂く、入現觀の滅法・類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の滅智が現在前する時なり。(二)有るは道智を修するも滅智に非らざるあり、謂く、入現觀の道法智の時、學見迹と阿羅漢との已得の道智の現在前する時なり。(三)有るは倶に修するあり、謂く、入現觀の道類智の時、學見迹と阿羅漢との未得の無漏智が現在前する時、未得の世俗智が現在前し能く倶に修する時なり。(四)有

【一〇一】**集智を修する時道智をも修するや、**
——四句分別あり——

【一〇二】**滅智を修する時、道智をも修するや、**
——四句分別あり——

[一〇〇]若し苦智を修せば、亦、道智をもなりや。答ふ、應に四句を作すべし、(一)有るは苦智を修するも道智に非らざるあり。謂く、入現觀の苦法・類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の苦智現在前する時なり。(二)有るは道智を修するも苦智に非らざるあり、謂く、入現觀の道法智の時、學見迹と阿羅漢との已得の道智が現在前する時なり。(三)有るは倶に修するあり、謂く、入現觀の道類智の時、學見迹と阿羅漢との未得の無漏智が現在前する時、未得の世俗智が現在前して能く倶に修する時なり。(四)有るは倶に修せざるあり、謂く、入現觀の集・滅法・類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前するも苦・道智は非らざる時、已得の世俗智が現在前する時、未得の世俗智が現在前するも倶に修せざる時、一切の異生・染汚心・無記心・無想定・滅定・無想天・無漏忍の時なり。

[一〇一]若し集智を修せば、亦、滅智をもなりや。答ふ、應に四句を作すべし、(一)有るは集智を修するも滅智に非らざるあり、謂く、入現觀の集・法類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の集智が現在前する時なり。(二)有るは滅智を修するも集智に非らざるあり。謂く、入現觀の滅・法類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の滅智が現在前する時なり。(三)有るは倶に修するあり、謂く、入現觀の道類智の時、學見迹と阿羅漢との未得の無漏智の現在前する時、未得の世俗智が現在前し能く倶に修する時なり。(四)有るは倶に修せざるあり、謂く、入現觀の苦法・類智と道法智との時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前するも集・滅智は非らざる時、已得の世俗智の現

【一〇〇】苦智を修する時、道智をも集するや、——四句分別あり——

【一〇一】集智を修する時、滅智をも修するや、——四句分別あり——

已得の苦智の現在前する時なり。(二)有るは集智を修するも、苦智に非らざるあり。謂く、入現觀の集法・類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の集智の現在前する時なり。(三)有るは倶に修するあり、謂く、入現觀の道類智の時、學見迹と阿羅漢との未得の無漏智の現在前する時、未得の世俗智が現在前して能く倶に修する時なり。(四)有るは倶に修せざるあり、謂く、入現觀の滅法・類智と道法智との時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前するも苦・集智は非らざる時、已得の世俗智が現在前する時、未得の世俗智が現在前するも、倶に修せざる時、一切の異生・染汚心・無記心・無想定・滅定・無想天・無漏忍の時なり。

九九 若し苦智を修せば、亦、滅智もなりや。答ふ、應に四句を作すべし。(一)有るは苦智を修するも滅智に非らざるあり、謂く、入現觀の苦法・類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の苦智の現在前する時なり。(二)有るは滅智を修するも、苦智に非らざるあり、謂く、入現觀の滅・法・類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の滅智が現在前する時なり。(三)有るは倶に修するあり、謂く、入現觀の道類智の時、學見迹と阿羅漢との未得の無漏智が現在前する時、未得の世俗智が現在前して能く倶に修する時なり。(四)有るは倶に修せざるあり、謂く、入現觀の集法・類智と道法智との時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前するも苦智滅智は非らざる時、已得の世俗智が現在前する時、未得の世俗智が現在前するも、倶に修せざる時、一切の異生・染汚心・無記心・無想定・滅定・無想天・無漏忍の時なり。

【九九】苦智を修する時、滅智をも修するや、——四句分別あり——

(三)有るは倶に修するあり、謂く、入現觀の滅類智の時、學見迹と阿羅漢との未得の無漏智が現在前して世俗智を修する時、未得の世俗智が現在前して滅智を修する時なり、(四)有るは倶に修せざるあり、謂く、入現觀の苦・集・道法智の時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前するも滅智は非らざる時、一切の染汚心・無記心・無想定・滅定・無想天・無漏忍の時なり。

[九六]若し世俗智を修せば、亦、道智をもなりや。答ふ、應に四句を作すべし、(一)有るは世俗智を修するも道智に非らざるあり、謂く、異生の已得と未得との世俗智の現在前する時、入現觀の苦・集・滅類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の世俗智が現在前する時、未得の世俗智が現在前するも道智を修せざる所なり。(二)有るは道智を修するも世俗智に非らざるあり、謂く、入現觀の道法・類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の道智が現在前する時、未得の無漏智が現在前するも世俗智を修せざる時なり、(三)有るは倶に修するあり、謂く、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前して世俗智を修する時、未得の世俗智が現在前して道智を修する時なり。(四)有るは倶に修せざるあり、謂く、入現觀の苦・集・滅法智の時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前するも道智は非らざる時、一切の染汚心・無記心・無想定・滅定・無想天・無漏忍の時なり。[九七]

[九八]若し苦智を修せば、亦、集智もなりや。答ふ、應に四句を作すべし。(一)有るは苦智を修するも集智に非らざるあり。謂く、入現觀の苦法・類智の時、學見迹と阿羅漢との

【九六】世俗智を修する時道智をも修するや
——四句分別あり——

【九七】發智論第八卷の終り。

【九八】苦智を修する時、集智をも修するや、
——四句分別あり——
因みに以下發智論第九卷の初め。

定・滅定・無想天・無漏忍の時なり。

〔九四〕若し世俗智を修せば、亦、集智もなりや、答ふ、應に四句を作すべし、(一)有るは世俗智を修するも集智に非らざるあり、謂く、異生の已得と未得との世俗智の現在前する時、入現觀の苦・滅類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の世俗智が現在前する時、未得の世俗智が現在前するも集智を修せざる時なり。(二)有るは集智を修するも世俗智に非らざるあり、謂く、入現觀の集・法智と道類智との時、學見迹と阿羅漢との已得の集智が現在前する時、未得の無漏智が現在前するも世俗智を修せざる時なり。(三)有るは倶に修するあり、謂く、入現觀の集類智の時、學見迹と阿羅漢との未得の無漏智が現在前して世俗智を修する時、未得の世俗智が現在前して集智を修する時なり。(四)有るは倶に修せざるあり、謂く、入現觀の苦・滅・道法智の時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前するも集智は非らざる時、一切の染汚心・無記心・無想定・滅定・無想天・無漏忍の時なり。

〔九五〕若し世俗智を修せば、亦、滅智もなりや。答ふ、應に四句を作すべし、(一)有るは世俗智を修するも滅智に非らざるあり、謂く、異生の已得と未得との世俗智が現在前する時、入現觀の苦・集類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の世俗智が現在前する時、未得の世俗智が現在前するも滅智を修せざる時なり。(二)有るは滅智を修するも世俗智に非らざるあり、謂く、入現觀の滅法智と道類智との時、學見迹と阿羅漢との已得の滅智が現在前する時、未得の無漏智が現在前するも世俗智を修せざる時なり。

【九四】世俗智を修する時、集智をも修するや、——四句分別あり——

【九五】世俗智を修する時滅智をも修するや、——四句分別あり——

前するも他心智を修せざる時、未得の世俗智が現在前し道智を修するも他心智は非らざる時なり。(三)有るは俱に修するあり、謂く、已離欲染者の入現觀の道類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の他心智が現在前する時、未得の無漏智が現在前し他心智を修する時、未得の世俗智が現在前し能く俱に修する時なり。(四)有るは俱に修せざるあり、謂く、入現觀の苦と集と滅との法・類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前するも他心智・道智は非らざる時、已得の世俗智が現在前するも他心智は非らざる時、未得の世俗智が現在前するも俱に修せざる時、異生が他心智を修せざる時、一切の染汚心・無記心・無想定・滅定・無想天・無漏忍の時なり。

[九三]若し世俗智を修せば、亦、苦智もなりや。答ふ、應に四句を作すべし、(一)有るは世俗智を修するも苦智に非らざるあり。謂く、異生の已得と未得との世俗智が現在前する時、入現觀の集・滅・類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の世俗智が現在前する時、未得の世俗智が現在前するも苦智を修せざる時なり。(二)有るは苦智を修するも世俗智に非らざるあり、謂く、入現觀の苦法智と道類智との時、學見迹と阿羅漢との已得の苦智の現在前する時、未得の無漏智が現在前するも世俗智を修せざる時なり。(三)有るは俱に修するあり、謂く、入現觀の苦類智の時、學見迹と阿羅漢との未得の無漏智が現在前し世俗智を修する時、未得の世俗智が現在前して苦智を修する時なり。(四)有るは俱に修せざるあり。謂く、入現觀の集・滅・道法智の時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前するも苦智は非らざる時、一切の、染汚心・無記心・無想

【九三】世俗智を修する時、苦智をも修するや、——四句分別あり——

他心智を修するも滅智に非らざるあり。謂く、異生の已得と未得との他心智現在前する時、未得の世俗智が現在前し他心智を修する時、學見迹と阿羅漢との已得の他心智が現在前する時なり。(二)有るは滅智を修するも他心智に非らざるあり、謂く、入現觀の滅法・類智の時、未離欲染者の入現觀の道類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の滅智が現在前する時、未得の無漏智が現在前するも他心智を修せざる時、未得の世俗智が現在前し滅智を修するも他心智は非らざる時なり、(三)有るは倶に修するあり、謂く、已離欲染者の入現觀の道類智の時、學見迹と阿羅漢との未得の無漏智が現在前し他心智を修する時、未得の世俗智が現在前し能く倶に修する時なり。(四)有るは倶に修せざるあり、謂く、入現觀の苦と集との法・類智と道法智との時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前するも他心智滅智は非らざる時、已得の世俗智が現在前し他心智は非らざる時、未得の世俗智が現在前するも倶に修せざる時、異生の他心智を修せざる時、一切の染汚心・無記心・無想定・滅定・無想天・無漏忍の時なり。

[九三] 若し他心智を修せば、亦、道智もなりや。答ふ、應に四句を作すべし、(一)有るは他心智を修するも道智に非らざるあり、謂く、異生の已得と未得との他心智が現在前する時、未得の世俗智が現在前して他心智を修する時、學見迹と阿羅漢との已得の他心智が現在前するも道智は非らざる時なり。(二)有るは道智を修するも他心智に非らざるあり。謂く、入現觀の道法智の時、未離欲染者の入現觀の道類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の道智が現在前するも他心智は非らざる時、未得の無漏智が現在

【九三】他心智を修する時、道智をも修するや、——四句分別あり——

學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前し、他心智苦智に非らざる時、已得の世俗智が現在前するも他心智は非らざる時、未得の世俗智が現在前するも倶に修せざる時、異生が他心智を修せざる時、一切の染汚心・無記心・無想定・滅定・無想天・無漏忍の時なり。

[八九] 若し他心智を修せば、亦、集智もなりや。答ふ、應に四句を作すべし、(一)有るは他心智を修するも集智は非らざるあり、謂く、異生の已得・未得の他心智が現在前する時、未得の世俗智が現在前し他心智を修する時、學見迹と阿羅漢との已得の他心智が現在前する時なり。(二)有るは集智を修するも他心智に非らざるあり、謂く、入現觀の集・法類智の時、未離欲染者の入現觀の道類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の集智現在前する時、未得の無漏智が現在前するも他心智を修せざる時、未得の世俗智が現在前し集智を修するも他心智は非らざる時なり。(三)有るは倶に修するあり、謂く、已離欲染者の入現觀の道類智の時、學見迹と阿羅漢との未得の無漏智が現在前し、他心智を修する時、未得の世俗智が現在前し能く倶に修する時なり。(四)有るは倶に修せざるあり、謂く、入現觀の苦と滅との法・類智と道法智との時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前するも他心智と集智とは非らざる時、已得の世俗智が現在前するも他心智は非らざる時、未得の世俗智が現在前するも倶に修せざる時、異生の他心智を修せざる時、一切の染汚心・無記心・[九〇]無想定・滅定・無想天・無漏忍の時なり。

[九一] 若し他心智を修せば、亦、滅智もなりや。答ふ、應に四句を作すべし、(一)有るは

【八九】他心智を修する時、集智をも修するや、――四句分別あり――

【九〇】大正本には、無想定は入無想定とあるも、聖語本に從ひて入を除けり。

【九一】他心智を修する時、滅智をも修するや、――四句分別あり――

現在前するも他心智を修せざる時、未得の無漏智が現在前し世俗智を修するも、他心智は非らざる時なり。(三)有るは倶に修する有り、謂く、異生の已得・未得の他心智の現在前する時、未得の世俗智が現在前して他心智を修する時、學見迹と阿羅漢との已得の世俗智と他心智とが現在前する時、未得の世俗智が現在前し他心智を修する時、未得の無漏智が現在前し能く倶に修する時なり。(四)有るは倶に修せざるあり、謂く、入現觀の苦・集・滅・道法智の時、未離欲染者が入現觀の道類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前するも、他心智は非らざる時、未得の無漏智が現在前し、倶に修せざる時一切の、染汚心・無記心・無想定・滅定・無想天・無漏忍の時なり。

八八 若し他心智を修せば、亦、苦智をもなりや。答ふ、應に四句を作すべし、(一)有るは他心智を修するも苦智に非らざるあり、謂く、異生の已得と未得との他心智が現在前する時、未得の世俗智が現在前して他心智を修する時、學見迹と阿羅漢との已得の他心智が現在前する時なり。(二)有るは苦智を修するも他心智に非らざるあり、謂く、入現觀の苦法・苦類智の時、未離欲染者が入現觀の道類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の苦智が現在前する時、未得の無漏智が現在前するも他心智を修せざる時、未得の世俗智が現在前し、苦智を修するも他心智は非らざる時なり。(三)有るは倶に修するあり、謂く、已離欲染者の入現觀の道類智の時、學見迹と阿羅漢との未得の無漏智が現在前し、他心智を修する時、未得の世俗智が現在前して能く倶に修する時、(四)有るは倶に修せざるあり、謂く、入現觀の集と滅との法・類智と道法智との時、

【八八】他心智を修する時、苦智をも修するや、
——これに四句分別あり——

智を修するも道智に非らざるあり、謂く、入現觀の苦・集・滅類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の類智が現在前するも道智は非らざる時なり。（二）有るは道智を修するも類智に非らざるあり。入現觀の道法智の時、學見迹と阿羅漢との已得の道智が現在前するも類智は非らざる時なり。（三）有るは倶に修するあり、謂く、入現觀の道類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の道類智が現在前する時、未得の無漏智が現在前する時、未得の世俗智が現在前して能く倶に修する時なり。（四）有るは倶に修せざるあり、謂く、入現觀の苦・集・滅法智の時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前するも[八六]類智道智に非らざる時、已得の世俗智の現在前する時、未得の世俗智が現在前し倶に修せざる時、一切の異生・染汚心・無記心・無想定・滅定・無想天・無漏忍の時なり。

[八七]若し他心智を修せば、亦、世俗智をもなりや。答ふ、應に四句を作すべし。（一）有るは他心智を修するも、世俗智に非らざるあり、謂く、已離欲染者の入現觀の道・類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の他心智が現在前するも、世俗智は非らざる時、未得の無漏智が現在前し、他心者は修するも世俗智は非らざる時、（二）有るは世俗智を修するも、他心智に非らざるあり、謂く、他心智無き異生の已得・未得の世俗智の現在前する時、他心智有る異生の已得の世俗智が現在前するも、他心智は非らざる時、未得の世俗智が現在前するも他心智を修せざる時、入現觀の苦・集・滅類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の世俗智が現在前するも他心智は非らざる時、未得の世俗智が

【八六】大正本は、道類智とあるも、三本・宮本・聖語本に從ふて、類（智）道智と訂正せり。

【八七】**他心智を修する時、世俗智をも修するや、**——四句分別あり——

の集・道類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の集・類智が現在前する時、未得の無漏智が現在前する時、未得の世俗智が現在前し、能く俱に修する時なり。(四) 有るは俱に修せざるあり、謂く、入現觀の苦・滅・道法智の時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前するも、類智・集智は非らざる時、已得の世俗智が現在前する時、未得の世俗智が現在前するも、俱に修せざる時、一切の異生・染汚心・無記心・無想定・滅定・無想天・無漏忍の時なり。

(八四) 若し類智を修せば、亦、滅智をもなりや。答ふ、應に四句を作すべし、(一)有るは類智を修するも滅智に非らざるあり、謂く、入現觀の苦・集類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の類智が現在前するも滅智は非らざる時なり。(二)有るは滅智を修するも類智に非らざるあり。謂く、入現觀の滅法智の時、學見迹と阿羅漢との已得の滅智が現在前するも類智は非らざる時なり。(三) 有るは俱に修するあり、謂く、入現觀の滅・道類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の滅類智の現在前する時、未得の無漏智の現在前する時、未得の世俗智が現在前し能く俱に修する時、(四)有るは俱に修せざるあり、謂く、入現觀の苦・集・道法智の時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前するも類智滅智は非らざる時、已得の世俗智の現在前する時、未得の世俗智が現在前するも俱に修せざる時、一切の異生・染汚心・無記心・無想定・滅定・無想天・無漏忍の時なり。

(八五) 若し類智を修せば、亦、道智をもなりや。答ふ、應に四句を作すべし、(一)有るは類

【八四】類智を修する時、滅智をも修するや、――四句分別あり――

【八五】類智を修する時、道智をも修するや、――四句分別あり――

入現觀の苦・集・滅・道法智の時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前するも、類智に非らざる時、一切の染汚心・無記心・無想定・滅定・無想天・無漏忍の時なり。

[八二] 若し類智を修せば、亦、苦智もなりや。答ふ、應に四句を作すべし。(一)有るは類智を修するも苦智に非らざるあり。謂く、入現觀の集・滅類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の類智が現在前し苦智は非らざる時なり。(二)有るは苦智を修するも類智に非らざるあり、謂く、入現觀の苦法智の時、學見迹と阿羅漢との已得の苦智が現在前するも類智は非らざる時なり、(三)有るは俱に修するあり、謂く、入現觀の苦類智と道類智との時、學見迹と阿羅漢との已得の苦類智の現在前する時、未得の無漏智の現在前する時、未得の世俗智が現在前し能く俱に修する時なり。(四)有るは俱に修せざるあり、謂く、入現觀の集・滅・道法智の時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前するも、類智苦智は非らざる時、已得の世俗智の現在前する時、未得の世俗智が現在前するも俱に修せざる時、一切の異生・染汚心・無記心・無想定・滅定・無想天・無漏忍の時等なり。

[八三] 若し類智を修せば、亦、集智もなりや。答ふ、應に四句を作すべし、(一)有るは類智を修するも集智に非らざるあり。謂く、入現觀の苦・滅類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の類智が現在前するも、集智は非らざる時なり。(二)有るは集智を修するも類智に非らざるあり、謂く、入現觀の集法智の時、學見迹と阿羅漢との已得の集智が現在前するも類智は非らざる時なり。(三)有るは俱に修する有り、謂く、入現觀

[八二] 類智を修する時、苦智をも修するや、——四句分別あり——

[八三] 類智を修する時、集智をも修するや——四句分別あり——

し類智を修するも他心智は非らざる時等。(二)有るは他心智を修するも類智に非らざるあり、謂く、異生の已得未得の他心智の現在前する時、未得の世俗智が現在前し他心智を修する時、學見迹と阿羅漢との已得の他心智が現在前するも類智は非らざる時、(三)有るは俱に修するあり、謂く、已離欲染者がの入現觀の道類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の類智が現在前し、是れ他心智なる時、未得の無漏智が現在前し、他心智を修する時、未得の世俗智が現在前し能く俱に修する時等。(四)有るは俱に修せざるあり、謂く、入現觀の苦・集・滅・道法智の時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前し類智・他心智は非らざる時、已得の世俗智が現在前するも他心智は非らざる時、未得の世俗智が現在前するも俱に修せざる時、異生が他心智を修せざる時、一切の染汚心・無記心・無想定・滅定・無想天・無漏忍の時等なり。

[八二] 若し類智を修せば、亦、世俗智もなりや。答ふ、應に四句を作すべし、(一)有るは類智を修するも世俗智に非らざるあり。謂く、入現觀の道類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の類智が現在前する時、未得の無漏智が現在前するも世俗智を修せざる時等、(二)有るは世俗智を修するも類智に非らざるあり、謂く、異生の已得・未得の世俗智が現在前する時、學見迹と阿羅漢との已得の世俗智が現在前する時、未得の世俗智が現在前するも類智を修せざる時等、(三)有るは俱に修するあり。謂く、入現觀の苦・集・滅類智の時、學見迹と阿羅漢との未得の無漏智が現在前し、世俗智を修する時、未得の世俗智が現在前し類智を修する時なり、(四)有るは俱に修せざるあり。謂く、

【八二】 類智を修する時、世俗智をも修するや、
——四句分別あり——

に修せざるあり。謂く、入現觀の苦・集類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前する時、法・滅智は非らざる時、已得の世俗智が現在前する時、未得の世俗智が現在前し倶に修せざる時、一切の異生・染汚心・無記心・無想定・滅定・無想天・無漏忍の時等なり。

七九　若し法智を修せば、亦、道智をもなりや、答ふ、應に四句を作すべし。(一)有るは法智を修するも道智に非ざるあり、謂く、入現觀の苦・集・滅法智の時、學見迹と阿羅漢との已得の法智が現在前するも、道智は非らざる時等、(二)有るは道智を修するも法智に非らざるあり、謂く、學見迹と阿羅漢との已得の道智が現在前するも法智は非らざる時等、(三)有るは倶に修するあり、謂く、入現觀の道法智と道類智との時、未得の無漏智の現在前する時、未得の世俗智が現在前し能く倶に修する時等。(四)有るは倶に修せざるあり、謂く、入現觀の苦・集・滅類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前するも、法・道智は非らざる時、已得の世俗智の現在前する時、未得の世俗智が現在前するも倶に修せざる時、一切の異生・染汚心・無記心・無想定・滅定・無想天・無漏忍の時等なり。

八〇　若し類智を修せば、亦、他心智をもなりや。答ふ、應に四句を作すべし、(一)有るは類智を修するも、他心智に非らざるあり。謂く、入現觀の苦・集・滅類智の時、未離欲染者の道類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の類智が現在前するも、他心智は非らざる時、未得の無漏智が現在前するも他心智を修せざる時、未得の世俗智が現前

【七九】法智を修する時、道智も修するや、——四句分別あり——

【八〇】類智を修する時、他心智も修するや——四句分別あり——

無想定・滅定・無想天・無漏忍の時等なり。

[七六]若し法智を修せば、亦、集智をもなりや。答ふ、應に四句を作すべし。(一)有るは法智を修するも、[七七]集智に非らざるあり。謂く、入現觀の苦・滅・道法智の時、學見迹と阿羅漢との已得の法智が現在前するも集智は非らざる時等なり。(二)有るは集智を修するも、法智に非らざるあり、謂く、入現觀の集類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の集智現在前し、法智は非らざる時等なり。(三)有るは倶に修するあり、謂く、入現觀の集法智と道類智との時、學見迹と阿羅漢との已得の集・法智が現在前する時、未得の無漏智が現在前する時、未得の世俗智が現在前し、法・集智を修する時等なり。(四)有るは倶に修せざるあり、謂く、入現觀の苦・滅類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前し、法・集智は非らざる時、已得の世俗智の現在前する時、未得の世俗智が現在前し、法・集智を修せざる時、一切の異生・染汚心・無記心・無想定・滅定・無想天・無漏忍の時等なり。

[七八]若し法智を修せば、亦、滅智をもなりや。答ふ、應に四句を作すべし、(一)有るは法智を修するも滅智に非らざるあり、謂く、入現觀の苦・集・道法智の時、學見迹と阿羅漢との已得の法智が現在前するも、滅智は非らざる時等。(二)有るは滅智を修するも法智に非らざるあり、謂く、入現觀の滅類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の滅智が現在前するも、法智は非らざる時等。(三)有るは倶に修するあり、謂く、入現觀の滅・法智と道類智との時、學見迹と阿羅漢との已得の滅法智が現在前する時、未得の無漏智の現在前する時、未得の世俗智が現在前し、能く倶に修する時等、(四)有るは倶

——四句分別あること前の如し。

【七五】法智を修する時、苦智をも修するや

【七六】法智を修する時、集智を修するや

【七七】集は、大正本には修と有るも、誤植ならん。

【七八】法智を修する時、滅智をも修するや——四句分別あり——

法智を修するも世俗智に非らざるあり。謂く、入現觀の苦・集・滅・道法智と道類智との時、學見迹と阿羅漢との已得の法智の現在前する時、未得の無漏智が現在前し、世俗智を修せざる時、等なり。(二)有るは世俗智を修するも法智に非ざるあり、謂く、諸の異生の已得未得の世俗智が現在前する時、入現觀の苦・集・滅類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の世俗智が現在前する時、未得の世俗智が現在前するも法智を修せざる時等なり。(三)有るは倶に修するあり。學見迹と阿羅漢との未得の無漏智が現在前して世俗智を修する時、未得の世俗智が現在前して法智を修する時等なり。(四)有るは倶に修せざるあり。謂く、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前するも法智は非らざる時、一切の染汚心・無記心・無想定・滅定・無想天・無漏忍の時等なり。

〔七五〕若し法智を修せば、亦、苦智をもなりや。答ふ、應に四句を作すべし、(一)有るは法智を修するも苦智に非らざるあり。謂く、入現觀の集・滅・道法智の時、學見迹と阿羅漢との已得の法智が現在前するも苦智は非らざる時等なり、(二)有るは苦智を修するも法智に非らざるあり。謂く、入現觀の苦類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の苦智が現在前するも、法智に非らざる時等なり、(三)有るは倶に修するあり、謂く、入現觀の苦法智及び道類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の苦法智が現在前する時、未得の無漏智の現在前する時、未得の世俗智が現在前し、能く倶に修する時等なり。(四)有るは倶に修せざるあり。謂く、入現觀の集・滅類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前するも、法苦智は非らざる時、已得の世俗智が現在前する時、未得の世俗智が現在前するも、法・苦智を修せざる時、一切の異生心・染汚心・無記心・

此に、(一)有無學の已得の世俗智の現起時、(二)未得の世俗智が現起するも、法類二智を修せざる時、(三)一切の異生位、(四)一切の染汚心位、(四)無記心位、(五)無想定・滅定住時、(六)無想天生時、(七)無漏忍位の各位を擧げて詳論せり。

【六七】已得の無漏法の現前時餘の無漏法の未來修無き所以

【六八】以下諸智相修の四句分別の義は、凡て直前の「法智を修する時、亦、類智をも修するや」の四句分別と相似なるを以つて夫々の說明も亦、之に習つて推知すべし

【六九】法智を修する時、他心智も修するや、 四句分別あり――因みに以下の本論は、婆沙は全部これを省略するも、例に依りて發智より之れを補譯することとせり。

【七〇】第一句――修法智、非修他心智。

【七一】第二句――修他心智、非修法智。

【七二】第三倶是――法・他心兩智修、

【七三】第四倶非――法・他心兩智非修

【七四】法智を修する時世俗智も修すや、

んで未來の善法を修すること能はざるなり。

六八 餘の修智の義は次の文の如し。

【本論】六九 若し法智を修せば、亦、他心智をもなりや。答ふ、應に四句を作すべし。七〇 (一)有るは法智を修するも他心智は非らざるあり。謂く、入現觀の苦・集・滅・道法智の時、未離欲染者が入現觀の道類智の時、學見迹と阿羅漢とに、已得の法智が現在前し、而も他心智に非らざる時、未得の無漏智が現在前するも他心智を修せざる時、未得の世俗智が現在前し法智を修するも他心智に非らざる時等なり。七一 (二)有るは他心智を修するも、法智は非らざるあり。謂く、異生に已得・未得の他心智の現在前する時、未得の世俗智が現在前し他心智を修する時、學見迹と阿羅漢との已得の他心智が現在前するも法智は非らざる時。七二 (三)有るは倶に修するあり、謂く、已に欲染を離れて入現觀の道類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の法智が現在前し、是れ他心智なる時、未得の無漏智が現在前し他心智を修する時、未得の世俗智が現在前して能く倶に修する時等なり。七三 (四)有るは倶に修せざることあり。謂く、入現觀の苦・集・滅類智の時、學見迹と阿羅漢との已得の無漏智が現在前するも、法智・他心智に非らざる時、已得の世俗智が現在前するも他心智に非らざる時、未得の世俗智が現在前し、倶に修せざる時、異生が他心智を修せざる時、一切の、染汚心・無起心・無想定・滅定・無想天・無漏忍の時等なり。

七四 若し法智を修せば、亦、世俗智もなりや。答ふ、應に四句を作すべし。(一)有るは

とあるもこれ唯の誤り。

【五七】第三倶是――法・類智兩修の時。

【五八】能く倶に修すとは、法智と類智とを倶に修するの意。

【五九】以下特に、現觀の道類智に法類智倶修なるに就き――

【六〇】**未得の無漏智の現前時の法類智の倶修に就きて、**以下特に、學見迹と羅漢との法・類二智倶修の時に就き――

【六一】以下無學位にて法類二智倶修の時――

【六二】**未得の世俗智の現前時法類智の倶修に就きて、**これに、學位の場合と、無學位の場合とあり。更に、其の各々を、離染時と、練根時と、世俗の善法の現起時との三位に分ちて説けり。

【六三】以下學位に未得の世俗智の現前する時の法類智倶修につきて――これに(一)離染時と、(二)練根時と(三)雜修靜慮等の善法現起時とを分別せり、

【六四】以下無學位に未得の世俗智現前する時の法類智倶修に就きて、――これに(一)練根時と、(二)善法現起時との二時を分別せり。

【六五】第四倶非――法・類二智不修時。

【六六】**特に法・類二智を得修せざる種々なる場合に就きて**

を修すればなり。無想定・滅定とは、無想定に住し、及び滅定に住する時は、倶に法智・類智を修すること能はざるをいふ。要ず有心位に方に所修有るも、無心位中には修すること能はざるが故に。無想天とは、有るが說く、「彼れに生ぜば一切時に於て善心を起さざるが故に、法智・類智を修すること能はざるなり」と。有るが說く、「彼に生ぜば、善心を起すと雖も、而も加行善法を修すること能はず、彼は唯、生得善のみを起すを以ての故に、尙、加行の有漏をすら修すること能はず、況んや法・類智を、彼れ豈に能く修せんや」と。無漏忍の時とは、見道中の八無漏忍の時、智を修すること能はざるをいふ。爾の時、唯、自類の功德をのみ修し、他類に非ざるが故に。

六七 問ふ、何が故に已得の善法の現在前する時、餘の未來の諸の善の功德を修すること能はざるや。答ふ、作用劣るが故に、已に受用するが故に、已に作事するが故に、已に與果するが故になり。復次に、已に修して已に息み、勢用無きが故なり。復次に、已得法を起して現在前する時、前に已に得習せしを今復、習修するものなるをもて、二修は世を歷、但、損減のみ有りて、更に增益すること無し。豈に能く更に未曾得の善を修せんや。人が食用として、先に集めし所の財は、但、損減のみ有りて、更に增益無きが如し。豈に更に未だ曾て集めざる財を集むと名けんや。復次に、若し多く功を用ひて起す所の善法は、能く未來の諸餘の善法を修するも、已得の善を起して現在前する時は、多く功を用ひざるが故に、未來の善法を修すること能はざるなり。復次に、若し已得の善の現在前する時、能く未來の諸善法を修せば、世尊が將に涅槃に入らんと欲する時、次第に靜慮・等至に入り、亦、應に能く未來の功德をも修すべけん。世尊が初盡智を現起する時、已に具さに一切の功德を修することを得たりしに、今若し更に修すとせば、前に未得なりしなるべけん。若し爾らば、前位の功德は未だ滿たざりしものたるべく、初めて成佛せし時は、應に究竟して無上正等菩提を證得せしに非ざりしなるべし。此の失有ること勿らんがための故に、已得の善が現在前する時は、定

【四二】　神境と宿住との二通なり。

【四三】　他心智通なり。

【四四】　天眼と天耳との二通を指す。

【四五】　**已離欲の聖者が、善法を現起する時の修智**

【四六】　以下聖者が靜慮地に依りて無漏の念住等を起す時―

【四七】　以下聖者が無色定に依り無漏の念住等を起す時―

【四八】　聖者入滅盡定の微々を起す時―

【四九】　本節は、八智中の隨一を現に修する時、他の智をも修するや否やを、一行分別的に、前なるを後に對し、相互の修得關係を論究する段なり。

【五〇】　**法智を修する時類智も修するや、**此に四句分別あり―

【五一】　第一單句―修法智、非修類智

【五二】　**特に學見迹の意義に就きて**

【五三】　**特に學・無學が法智を現前する時、類智を修せざる所以。**

【五四】　第二單句―修類智、非修法智

【五五】　大正本に前は唯と有るもこれ誤植なり。

【五六】　大正本には、唯は、前

世俗の念住・入滅定の想微細心等を起す時なり。若し[六四]無學位にては、時解脱が練根して不動と作るに若し世俗をもて加行と作せば彼の加行道の時、雜修雜慮の中間の心の時、五通を引發する諸の加行道・五無間道・三解脱道の時、四無量・世俗の解脱・勝處・遍處・世俗の念住・世俗の無礙解・無諍願智・邊際定・空々・無願無願・無相無相三摩地・入滅定の想微細心等を起す時、是の如き等の學・無學位の未得の世俗智の現在前する時、能く未來の法智と類智とを修するなり。

【本論】[六五]（四）有るは倶に修せざるあり。謂く、學見迹と阿羅漢との已得の世俗智の現在前する時、未得の世俗智の現在前して倶に修せざる時、及び一切の異生、染汚心・無記心と無想定・滅定・無想天・無漏忍の時となり。

此の中、[六六]學見迹と阿羅漢との已得の世俗智の現在前する時とは、謂く、有學と無學との位の、已得の世俗智の現在前する時の勢力は羸劣にして、尙、未來の自類の有漏の功德すら修すること能はず。況んや能く異類の法智・類智品を修せんや。

未得の世俗智が現在前し倶に修せざる時とは、卽ち、有學・無學位の未曾得の聞・思所成の慧と、及び入滅定の微々心との現在前する時に、皆、法智・類智を修すること能はざるをいふ。一切の異生とは、異生位の諸の有心時には、皆、法智・類智を修すること能はざるをいふ。此は、異生の所修の法に非ざるが故に。染汚心とは、諸の聖者の諸の染汚心の現在前する時、皆、法智・類智を修すること能はず、染汚心は是れ順退分にして、其の性沈重、懈怠と相應するを以て、自らすら尙、修に非ず、況んや能く他の無漏の功德を修せんや。要ず、順勝分の其の性、輕妙にして精進と相應する心のみ、方に能く善を修するが故に。無記心とは、諸の聖者の諸の無記心が現在前する時、皆、法智と類智とを修すること能はざるをいふ。無記心は卑下羸劣にして腐種子の如く、自らすら尙、修すること能はず、況んや能く他の無漏の功德を修せんや。要ず、堅勝心のみ能く功德

を斷ずる第九解脱道卽ち盡智初生時には、苦と集との六種の行相（苦諦下の苦と非常との行相と集諦下の四行相）を以て、有頂の蘊を觀じて所緣の境と爲すが故なり。（倶舍第二十六卷、參照せよ）

【三二】 **諸の練根時の修智に就きて、**
これを大別すれば、信勝解が練根して見至と作る時と、時解脱が練根して不動と作る場合とあり。

【三三】 **特に信勝解が練根して見至と作る時の修智**

【三四】 以下已離欲染の信勝解が練根して見至と作る時の修智に就きて——

【三五】 **特に時解脱が練根して不動と作る時の修智**

【三六】 滅と道との二法智なり。

【三七】 苦類智と集類智なり。

【三八】 **聖者が四無量等の善法を現起する時の修智に就きて**
これを大別するに、未離欲染者の場合と已離欲染者の場合とあり。

特に未離欲染の聖者が善法を現起する時の修智

【三九】 以下四無量等の善法を起すとき——

【四〇】 以下雜修靜慮の時——

【四一】 以下五通引發時の修智

とに未得の無漏智の現在前する時と、未得の世俗智が現在前し、[五八]能く倶に修する時となり。

此の中、[五九]入現觀の道類智の時とは、見道の後の道類智の時、能く法智をも修し、亦、類智をも修するをいふ。此の位中に曾得道を捨して未曾得道を得し、結斷の一味得を證して、頓に八智を得し、倶時に十六行相を修するに由るが故なり。

學見迹と阿羅漢との未得の無漏智の現在前する時とは、謂く、[六〇]有學位にては、無漏道を以て欲染を離るゝときに、若し無漏をもて加行と作せば、彼の加行道・九無間道・九解脫道の時なり。乃至無所有處染を離るゝ時も亦爾り。次に非想非々想處の染を離るるに若し無漏をもて加行を作せば、彼の加行道・九無間道・八解脫道の時と信勝解が練根して見至と作るに、若し無漏をもて加行と作せば彼の加行道・無間道・解脫道時、雜修靜慮の初と後との心の時、無漏の他心智、無漏の念住・無漏の解脫を起す時等、是の如き等の學位にて、未得の無漏智の現在前する時、能く法智をも修し、亦、類智をも修す。[六一]若し無學位にては、非想非々想處の染を離るゝ第九解脫道の時と、時解脫が練根して不動と作るに、若し無漏をもて加行と作せば、彼の加行道・九無間道・九解脫道の時と、雜修靜慮の初と後との心の時、無漏の他心智、無漏の念住・無漏の無礙解・無漏の解脫を起す時と、是の如き等の無學位にて未得の無漏智の現在前する時、能く法智をも修し、亦、類智をも修するなり。[六二]未得の世俗智の現在前し能く倶に修する時とは、謂く、[六三]學位にては、世俗道を以て欲染を離るゝに、若し世俗をもて加行と作せば、彼の加行道・九無間道・九解脫道の時なり。乃至無所有處の染を離るゝ時も亦、爾り。非想非々想處の染を離るゝに若し世俗をもて加行と作せば彼の加行道の時、信勝解が練根して見至と作るに若し世俗をもて加行と作せば彼の加行道の時、雜修靜慮の中間の心の時、五通を引發する諸の加行道・五無間道・三解脫道の時、四無量・世俗の解脫・勝處・遍處・不淨觀・持息念・

【二四】 以下無漏を以て加行と作す時――

【二五】 **聖者が無漏道に依り、色染乃至下三無色染を離るゝ時の修智**

以下世俗を以て加行と作す時――

【二六】 以下無漏を加行と爲す時――

【二七】 二の法智とは、滅法智と道法智とをいふ。修道所攝の滅と道との法智は、兼ねて能く上界の修斷をも對治するが故なり。因みに、上地の染を離るゝ加行道時には四法智を現修するも、無間道時には滅道の二法智のみ現修すと云ふは、修道所攝の苦法智と集法智は上地の染を斷ずること能はざるをもて、必ずしも斷惑のみに非ざる加行時には之を修すと許し得るも、無間道時は即ち斷惑時なれば、この二法智を修する要なければなり。

【二八】 此の二法智も滅道の法智なり。

【二九】 **聖者の有頂染を離るゝ時の修智**

世俗を以て加行と爲す時――

【三〇】 以下無漏を以て加行と爲す時――

【三一】 茲に二類智といふは、苦類智と集類智を指す。有頂

【本論】[五〇]若し法智を修せば、亦、類智もなりや。答ふ、應に四句を作すべし。義定まらざるが故に。

【本論】[五一](一)有るは法智を修するも、類智は非らざるものあり。謂く、入現觀の苦・集・滅・道法智の時と、學見迹と阿羅漢とが已得の法智の現在前する時となり。

此の中、入現觀の苦・集・滅・道法智の時とは、謂く見道中の四法智時には、唯、法智のみを修して、類智を修せず。所以は何ん。見道中、若し是の如き功德を現在、修すれば、未來は卽ち是の如き功德を修するを以てなり、法智の現在前する時、唯、未來の法智品のみを修し、類智の現在前する時、唯、未來の類智品のみを修するが故に。[五二]學見迹と阿羅漢との已得の法智が現在前する時いふうち、學とは、預流・一來・不還の補特伽羅をいひ、迹とは四聖諦をいひ、無漏慧を以て已に具さに四諦迹を見るが故に、學見迹と名く。阿羅漢とは、慧解脫、或は俱解脫をいふ。[五三]此の學・無學は、已得の法智が現在前する時には、唯、法智のみを修す。是れ習修なるが故に。類智を修せず、所以は何ん。曾得法の現在前する時は、勢力羸劣なるを以て、尙、第二刹那にすら及ぶこと能はず。況んや能く餘の未來の遠なるものを修せんや。

【本論】[五四](二)有るは類智を修するも、法智は非らざるものあり。謂く、入現觀の苦・集・滅類智の時と、學見迹と阿羅漢との已得の類智の現在前する時となり。

此の中、入現觀の苦・集・滅類智の時とは、見道中の三類智時には、唯、類智のみを修して法智を修せざるをいふ、義は前說の如し。學見迹と阿羅漢との、已得の類智の現在[五五]前する時とは、學・無學の曾得の類智の現在前する時、[五六]唯、類智のみを修して法智を修せざるをいふ。義は前說の如し。

【本論】[五七](三)有るは俱に修するあり。謂く、入現觀の道類智の時、學見迹と阿羅漢

六俗に、之を論究せり。要を取りてこれを云へば第一苦・集・滅の三は、無始以來の有漏の六行相に依りて已に修したることあるも、無漏道に就きては未だ曾て修したること無きをもつて前よりの慣習無きが故に、現觀邊の俗智を此の現觀邊の道類智時修せざるなり。又、次に、苦 集・滅の三は見道位にてはともかくも、無學位に至れば、遍く知り斷じ、證せざるもの無きに至るも、道は見道位にては勿論、無學位に至るも、(三乘の各自の)道の種類多きが故に、徧く知り斷じ證し修すること能はざるが故に、未來の俗智迄もは修し兼ねればなりと。

【一八】聖者世俗道に依る離欲染時の修智に就き。

【一九】以下無漏を加行と作す時――

【二〇】世俗をもて加行と作す時――

【二一】聖者が世俗道に依りて初靜慮染乃至無所有處染を離るゝ時の修智に就きて

無漏を以て加行と作す時――

【二二】世俗道を以て加行と作る時――

【二三】聖者の無漏道に依る離欲染時の修智

世俗を以て加行と作す時――

を修す、世俗智を除く。第九解脱道中、[三七]二類智の隨二は現在修にして未來には八智を修し、及び三界の無量の善根を修す。

[三八]未だ欲染を離れざる聖者が、[三九]四無量・初二解脱・前四勝處・不淨觀・持息念、及び世俗の念住を起す時、現在は唯、世俗智を修し、未來は七智を修す、他心智を除く。[四〇]雜修靜慮の時は、初刹那の頃の四法・四類智の隨二が現在修にして、未來は七智を修す、他心智を除く。第二刹那の頃、現在は唯、世俗智のみを修し、未來は七智を修す、他心智を除く。第三刹那の頃、四法・四類智の隨二は現在修にして、未來は八智を修す。[四一]五通を引發する時には、五無間道中、現在は、唯、世俗智のみを修し、未來は七智を修す、他心智を除く。諸の加行道・[四二]二解脱道中、現在は唯、世俗智のみを修し、未來は八智を修す。[四三]一解脱道中、未來は八智を修し、現在は唯、世俗・他心智のみを修す。有るが說く「亦、道法と道類との隨二の他心智を修す、[四四]二解脱道は智を修せず、無記たるが故に」と。

[四五]已に欲染を離れし聖者にして、四無量・世俗の解脱・勝處・遍處・不淨觀・持息念・世俗の念住・世俗の無礙解・無諍願智・邊際定・空空・無願無願・無相無相三摩地、入滅定の想微細心を起す時には、現在は唯、世俗智をのみ修し、未來は八智を修す。無漏の他心智を起す時には、現在は道法・道類の隨二の他心智のみを修し、未來は八智を修す。[四六]靜慮地に依り、無漏の念住・無漏の義無礙解を起す時には、四法・四類智の隨二は現在修にして、未來は八智を修す。無漏の辭無礙解を起す時には、道法・道類智の隨二は現在修にして、未來は八智を修す。[四七]無色定に依る無漏の念住・無漏の義無礙解・無漏の解脱を起す時は、四類智の隨二は現在修にして、未來は八智を修す。無色定に依る無漏の辭無礙解を起す時には、現在は道・類二智を修し、未來は八智を修す。[四八]入滅盡定の微々心を起す時には、現在は唯、世俗智をのみ修し、未來も亦、唯、世俗智のみを修す。是を此處に略毘婆沙といふ。

[四九]第八節　八聖の相修關係に就きて

く、不同分なるものをも、修すと爲すをもて、茲に此の問題あるなり。

【三五】 答意を要約せば、見道は(一)處所定り、(二)對治定り、(三)所緣定る上、(四)初めて聖種の性を得し、四聖諦に於て初め聖行相を修し又、(五)初めて見諦を得し、又、初めて現觀を得するものなるに、修道は、凡て是等の條件と異なるが故なりとなす。此の中、見道の處所定るとは、界等を言へば欲界、人の三洲に限りて起るに、修道は欲界の他處所にても、色無色界の處所にても起り得て不定なり。次に對治及び所緣定る云云とは、苦智忍は決定して、見苦所斷の煩惱を對治し、苦諦を緣じ、乃至、道智忍は決定して、見道所斷の煩惱を對治し、道諦を緣ずるも、修道の諸智には、是の如き、決定の相なく、所緣も亦、定らず、從て其對治も亦交參定まらざるをいふ。

【三六】 聖者の修道位中の修智に就きて、特に道類智時の修智に就きて

【三七】 現觀の苦、集・滅類智の三心の頃には、現觀邊の俗智を得するに、道類智の時には、世俗智を修せずとせらるゝ所以に就ては、倶舍第二十

を修し、未來には八智を修す。[三〇]若し無漏をもて加行と作せば、彼の加行道中、四法智四類智の隨二が現在修にして、未來は八智を修す。九無間道中、二法智と四類智との隨二が現在修にして、未來に六智を修す、世俗智と他心智とを除く。八解脱道中、二法智四類智の隨二が現在修にして、未來に七智を修す、世俗智を除く。第九解脱道中、[三一]二類智の隨二が現在修にして、未來に八智を修し、及び三界無量の善根を修す。

[三二]未だ欲染を離れざる[三三]信勝解が練根して見至と作るとき、若し世俗をもて加行となせば、彼の加行道中、現在は唯、世俗智のみを修し、未來は七智を修す、他心智を除く。若し無漏をもて加行を作せば、彼の加行道中、四法智四類智の隨二が現在修にして、未來に七智を修す、他心智を除く。無間道中、四法智四類智の隨二が現在修にして、未來は六智を修す、世俗・他心智を除く。解脱道中、四法智・四類智の隨二が現在修にして、未來につきては、有るが説く、「六智を修す、世俗・他心智を除く」と。有るが説く、「七智を修す、他心智を除く」と。[三四]已に欲染を離れし信勝解が練根して見至と作る時、若し世俗をもて加行と作せば、彼の加行道中、現在は唯、世俗智のみを修し、未來には八智を修す。若し無漏をもて加行と作せば、彼の加行道中、四法・四類智の隨二が現在修にして、未來は八智を修す。無間道中、四法・四類智の隨二が現在修にして、未來は六智を修す、世俗・他心智を除く。解脱道中、四法・四類智の隨二が現在修にして、未來につきては、有るが説く「七智を修す、世俗を除く」と。有るが説く、「八智を修す」と。

[三五]時解脱阿羅漢が練根して不動と作る時、若し世俗をもて加行と作せば、彼の加行道中、現在は唯、世俗智のみを修し、未來は八智を修す。若し無漏をもて加行と作せば、彼の加行道中、四法・四類智の隨二が現在修にして、未來は八智を修す。九無間道中、[三六]二法・四類智の隨二が現在修にして、未來には六智を修す、世俗・他心智を除く。八解脱道中、二法・四類智の隨二が現在修にして、未來は七智

【一三】三心の頃の未來に亦、世俗智を修するものを除くとは、即ち、苦類智と集類智と滅類智との三現觀時には、現在夫々一類智を修すると共に、未來には、夫々の一智と現觀邊の世俗智との二智を修するが故に、前説の如く、「是の如き功德を現在修する時には、未來も亦、是の如き功德を修す」との範疇に當嵌まらざるを以て、茲にこの三心の頃を除くと云へるなり。（倶舍二十六參照）。

【一四】**見道中同分のみを修し修道中不同分をも修する所以** 此の中、同分のみを修すとは忍智に就きて言へば、苦法忍を現に修せば、未來も苦法忍のみを修し、乃至道法智を現在修せば、未來も亦道法智のみを修するが如き同類修なるを云ふ。更に之れを行相と念住との點より云ふも、見道位に於ては、自諦下の四行相及び四念住を現に修せば、未來も亦、自諦下の四行相及び四念住のみを修するを、同分のみを修すと言へるなり。之に對して、修道は之れを智に就きて言ふも、例せば、聖者が世俗道を以て離欲染する時、若し無漏を以て加行と作せば、彼の加行道中、四法智と四類智との隨二を現在修するも、未來は七智を修すと言ふが如

心智とを除く。他心智を有する者は、現在に道・類二智を修し、未來に七智を修す、世俗智を除くなり。

[一八]聖者が世俗道を以て欲染を離るゝ時、[一九]若し無漏をもて加行と作せば、彼の加行道中、四法智四類智の隨二が現在修にして、未來に七智を修す。他心智を除く。若し[二〇]世俗をもて加行と作せば、彼の加行道・九無間道・八解脫道中、現在は唯、世俗智のみを修し、未來は七智を修す、他心智を除く。第九解脫道中、現在は唯、世俗智のみを修し、未來は八智を修す。[二一]初靜慮の染を離るゝ時には、若し無漏をもて加行と作せば、彼の加行道中の四法智・四類智の隨二が現在修にして、未來に八智を修す。[二二]若し世俗をもて加行と作せば、彼の加行道・九解道中、現在には唯、世俗智のみを修し、未來には八智を修す。九無間道中にては、現在は唯、世俗智のみを修し、未來は七智を修す、他心智を除く。乃至無所有處染を離るゝ時にも、應に知るべし亦、爾ることを。

[二三]聖者が無漏道を以て欲染を離るゝ時には、若し世俗をもて加行と作せば、彼の加行道中、現在は唯、世俗智のみを修し、未來は七智を修し、他心智を除く。[二四]若し無漏をもて加行と作せば、彼の加行道中、四法智・四類智の隨二が現在修にして、未來に七智を修す、他心智を除く。九無間・八解脫道中、四法智の隨二が現在修にして、未來に七智を修す、他心智を除く。第九解脫道中、四法智の隨二が現在修にして、未來に八智を修す。[二五]初靜慮染を離るゝ時、若し世俗を以て加行と作せば、彼の加行道中、現在は唯、世俗智のみを修し、未來は八智を修す。[二六]若し無漏をもて加行と作せば、彼の加行道中、四法智四類智の隨二が現在修にして、未來に八智を修す。九無間道中、[二七]二法智四類智の隨二が現在修にして、未來に七智を修す。他心智を除く。九解脫道中、[二八]二法智四類智の隨二が現在修にして、未來に八智を修す。乃至無所有處染を離るゝときも應に知るべし亦、爾ることを。[二九]非想非々想處染を離るゝ時には、若し世俗をもて加行と作せば、彼の加行道中、現在には唯、世俗智のみ

無色の善法を起す時には、他心智の得修なし。

【一〇】　五通は、凡て解脫道の攝なるが故に、以下、之れを解脫道の名を以て呼ぶ。此の中、二解脫道に、世俗智の習修と世俗他心智の得修ありといふは、卽ち神境智證通と、宿住隨念智證通とをいひ、一解脫道に世俗他心二智の習修得修ありとは、他心智證通、二解脫道は智を修せずとは、天眼と天耳との兩通を指す。因みに此の中、無間道時他心智の得習なきは、これ亦見道に似るが故なり。(俱舍二七參照)。

【一一】　**聖者の離染位中の修智**　これに、見道位と修道位と無學位とを分てり。**聖者の見道位中の修智に就きて、**

【一二】　是の如き功德を現在に修すれば、未來は、是の如き功德を修すとは、例せば、苦法智忍現在前する時、現在は苦法智忍を修し、未來も亦、苦法智忍のみを修し、苦法智を現に修せば未來も苦法智のみを修すといふが如し。見道位にては、其の現在前する所の、忍又は智を現に習修し、又未來の卽ち得修も、其の習修せし忍又は智と同一類のみを修するなりとなり。

のみを修するも、未來は世俗・他心智を修す。[八]煖・頂・忍・世第一法を起す時には、現在は唯、世俗智のみを修し、未來も亦、唯、世俗智のみを修す。[九]無色の四解脱と二遍處及び念住を起す時には、現在は唯、世俗智のみを修し、未來も亦、唯、世俗智のみを修す。[一〇]五通を引發する時の諸加行道・二解脱道中、現在は、唯、世俗智のみを修し、未來は世俗、他心智を修す。一解脱道中、現在は、世俗・他心智を修し、未來も亦、世俗・他心智を修す。五無間道中、現在は唯、世俗智のみを修し、未來も亦唯、世俗智のみを修す。二解脱道中、智を修せず。無記なるが故に。

[一一]聖者の見道中、若し[一二]是の如き功徳を現在に修すれば、未來は卽ち是の如き功徳を修す。諸の忍の現在前する時、現在は是の如き忍を修し、未來も亦、是の如き忍を修す、諸智現在前する時、現在は是の如き智を修し、未來も亦、是の如き智を修するが如し。[一三]三心の頃の、未來に亦、世俗智をも修するを除く。謂く、苦・集・滅類智の時には亦、未來の現觀邊の世俗智をも修すればなり。

[一四]問ふ、何が故に見道中、唯、同分のみを修し、修道中にては、能く同分と不同分とを修するや。[一五]答ふ、見道は處所定まり、對治も定まるを以ての故に、唯、同分のみを修するも、修道は處所も定まらず、對治も定まらざるが故に、能く同分と不同分とを修す。復次に、見道は所緣定まり對治も定まるを以ての故に、唯、同分のみを修するも、修道は所緣も定まらず對治も定まらざるが故に、能く同分と不同分とを修す。復次に、見道中にて初めて聖種の性を得し、四聖諦に於て、初めて聖行相を修するが故に、唯、同分のみを修するも、修道中にては、已に聖種の性も得し、四聖諦に於て已に聖行相も修するが故に、能く同分と不同分とを修す。復次に、見道中、初めて見諦を得し、初めて現觀を得するが故に、唯、同分のみを修し、修道中にては、已に見諦を得し已に現觀を得するが故に、能く同分と不同分とを修するなり。

[一六]道類智の時に他心智無きものは、現在に道・類の二智を修し、未來に六智を修す、[一七]卽ち世俗智と他

欲染を離れざる者には、他心智を修することなきが故に其の習修も得修も無し。此の中、初二解脱は所謂る不淨解脱にして、初二靜慮と未至と中間とにあり、前四勝處の地も初二解脱と全同なるに、假令、之等を起すもこの時他心智を得修し得ざる所以は畢竟未離欲者なればなり。

【七】異生の已離欲染者の場合——此の中、初二解脱と前四勝處とに就きては、前述の如く共に色界地所攝なり。次に第三解脱と後四勝處と、前八遍處との所攝の地は何れも色界第四靜慮なり。卽ち已離欲染の異生が是等色界所攝の善法を起す時は、必ず、未來に俗智と共に他心智をも修すとなり。毘曇部十一、第五十一—六十一節參照。

【八】煖・頂・忍・世第一法を起す時に他心智の得修なき所以は、此の四善根は見道に順じ、順決擇分と稱せらるゝ程なるに、見道は諦理を觀じ速かに轉ずるが故に他心智無し。此の故に、この四善根位にも亦、是れ無しと言ふなり。

【九】無色の四解脱とは、第四解脱乃至第七解脱を云ひ、又無色の遍處とは、空無邊處、識無邊處をいふ。異生が之等

卷の第百七　(第三編　智蘊)

(智蘊第三中、修智納息第四之三、舊、第五十五卷頁、三九一、中)

[一]第七節　八智の習修得修に就きての補特伽羅分別

[二]異生が欲染を離るゝ時、諸の加行道、九無間道・八解脱道中にては、現在は唯、世俗智のみを修し、未來も亦唯、世俗智のみを修するも、第九解脱道中にては、現在は唯、世俗智のみを修するも、未來は世俗智と他心智とを修す。[三]初靜慮の染を離るゝ時、若し初靜慮に依つて加行を作せば、彼の加行道中にては、現在は唯、世俗智のみを修するも、未來は世俗智と他心智とを修す。若し第二靜慮の近分に依りて加行を作せば、彼の加行道・九無間道・八解脱道中に於て、現在は唯、世俗智のみを修し、未來も亦、唯、世俗智のみを修するも、第九解脱道中にては、現在は唯、世俗智のみを修するも、未來は世俗・他心智を修す。第二第三靜慮の染を離るる時も應に知るべし亦、爾ることを。[四]第四靜慮の染を離るゝ時、若し第四靜慮に依りて加行を作せば、彼の加行道中にては、現在は唯、世俗智のみを修するも、未來は世俗・他心智を修す。若し空無邊處の近分に依りて加行を作せば、彼の加行道・九無間道・九解脱道中、現在は唯、世俗智のみを修し、未來も亦、唯、世俗智のみを修す。[五]空無邊處の染を離るの時の諸の加行道・九無間道・九解脱道中、現在は唯、世俗智のみを修し、未來も亦、唯、世俗智のみを修す。識無邊處・無所有處の染を離るゝ時も、應に知るべし亦、爾ることを。

[六]未だ欲染を離れざる異生が、四無量・初二解脱・前四勝處・不淨觀・持息念・念住・煖・頂・忍・世第一法を起す時は、現在は唯、世俗智のみを修し、未來も亦、唯、世俗智のみを修す。[七]已に欲染を離れし異生が、四無量・初三解脱・八勝處・前八遍處・不淨觀・持息念・念住を起す時は、現在は、唯、世俗智

【一】本節は、八智の相修論を究明するに先立ちて、八智の中幾を、何人が、何時、習修し得修するやと言ふ即ち修智の人分別を論ずる段なり。其の組織の大綱を略記せば、先づ、異生の場合と聖者の場合との二段を大別し、第一、異生の場合には、(一)其の離染時と(二)有漏善法の修起時とに分けてこれを明にせり。第二、聖者に就きては、これを更に、見道位と修道無學道の二位に大別し、特に、後者に於ては、(一)離染時に就きて、(二)練根時に就きて、(三)有漏無漏の諸善法修起時に就きて、其の修智の工合を詳細に論究するなり。

【二】**異生の離染時の修智に就きて**　以下、離欲染時の智の習修と得修に就きて。

【三】以下、初第二、第三靜慮の染を離るゝ時の修智――

【四】以下、特に第四靜慮染を離るゝ時の修智――

【五】以下無色染を離るゝ時に就きて、無色界地には他心智無きが故に、現在も未來もこれを修せず。

【六】**異生が善有漏法を起す時の修智に就きて**　異生の未離欲染者の場合――

在世の勝善を因と爲して、未來の諸善法の得を引起す。彼の法の得に由るが故に、彼を說きて所修と爲すなり。若し能く未來善を修する者無くんば、則ち應に得果等の義有ること無かるべけん。謂く、得果等の時、現在には唯、一智のみ有るも、未來には八智を修し、現在には唯、一行相のみ有るも、未來には十六行相を修し、現在には唯、一刹那のみ有るも、未來には無量の刹那を修し、現在には、或は唯、有漏の心々所法のみ有るも、未來には有漏無漏の心々所法を修し、或は現在に有りては唯、無漏の心々所法のみ有るも、未來には無漏と有漏との心々所法を修すといふ、是の如き等の事は、皆成ぜざるべけん。復次に、諸佛が大菩提を證得する時の現在には唯、盡智の功德のみ有り。若し未來に善を修する義無くんば、則ち應に諸佛に一切智無かるべけん。此等の大過失有ること勿らんがための故に、必ず應に未來の善法を修することを許すべし。此等の種々の異執を遮し、及び正理を顯さんが爲めの故に斯の論を作す。

修に四種有ることは、前に廣說せしが如し、此の中には、唯、二修のみに依りて論を作る。謂く得修と習修となり。

阿毘達磨大毘婆沙論第百六

を以て初めと爲し、他心智を成就するは離欲染の第九解脫道と、及び無色界より沒して色界に生ずる中有の結生心とを以て初めと爲す。世俗智を成就するに初め無し、一切の有情が本來成就するが故に。集智を成就するは、集法智の時を以て初めと爲し、滅智を成就するは滅法智の時を以て初めと爲し、道智を成就するは[一二]道法智の時を以て、初めと爲す。

[一三]法・類・苦・集・滅・道智は初得より後、乃至未般涅槃まで恒時に成就し、世俗智は不可知の本際より乃至未般涅槃まで恒時に成就し、他心智は已に欲染を離れしより、未だ無色界に生ぜずんば、未般涅槃まで恒時に成就す。是れを此處に略毘婆沙と謂ふ。

[一三]第六節　八智相修論を提起せし因由

【本論】　若し法智を修すれば、亦、類智もなりや。乃至廣說。

[一四]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、他宗を止め正理を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は有るが說く、「善と染と無記との法には、皆、修の義有り」と。彼の執を遮し、唯、善の有爲法にのみ修の義有ることを得るを顯さんが爲めなり。云何が然りと知るやといふに、契經に說くが如し。「善の有爲法のみ應に修すべきも、餘は非らず」と。所以は何ん。若し[一五]法智者が、愛果の爲めの故に精勤修習して、漸く增長せしむるを、說きて名けて修と爲すに、唯、善の有爲法のみが能く愛果を得ればなり。謂く、世間の可愛の異熟の增上果を得るが故に、亦、出世の離繫果を得るが故に、諸の有智者が、これを精勤修習せば彼等をして下より中に至り、中より上に至りて、速かに求むる所の愛果を獲得せしむるも、染と無記法と、及び善無爲とには之を起すとも、是の如き用無きが故に、修と名けざるなり。

[一六]或は有るものは、未來修の義を撥無し、過去・未來には實體無きが故にといふあり。彼の執を遮し、定んで過去・未來は實有し、現在は能く未來の善法を修することを顯さんが爲めなり。謂く、現

【一二】道法智は大正本には唯、法智とのみあるも、三本宮本に從ひて訂正せり。

【一三】**特に諸智恒時の成就に就きて。**

【一三】本節は、本章第四問たる八智相互の修得問題を論ずるに當り、先づ、何が故にこの修智論を發智が作すに至りしやに就きて、其の所以としての二理由を明かにせんとする段なり。

【一四】**修の義は善の有爲法にのみ有るに就きて。**是れ論起の因由としての第一なり。尙この修の義に關しては、婆沙第百五卷、卽ち前章二十第九節を參照すべし。

【一五】こゝに法智者とは有智者と同意と見るべし。

【一六】**未來修の實有に就きて。**是れ論起の因由として第二なり。

成就し、他心智有れば四を成就す、苦類智と集法智忍との時には、他心智無くんば四を成就し、他心智有れば五を成就す。集法智乃至滅法智忍の時には、他心智無くんば五を成就し、他心智有れば六を成就す。滅法智乃至道法智忍の時には、他心智無くんば六を成就し、他心智有れば七を成就す。道法智乃至道類智の時には、他心智無くんば七を成就し、他心智有れば八を成就す。

若し[一〇七]集智を成就すれば、此の八智に於て、幾を成就し、幾くを成就せざるや。答ふ、或は五・六・七・八なり。謂く、集法智乃至滅法智忍の時には、他心智無くんば五を成就し、他心智有れば六を成就す。滅法智乃至道法智忍の時には、他心智無くんば六を成就し、他心智有れば七を成就す。道法智乃至道類智の時には、他心智無くんば七を成就し、他心智有れば八を成就す。

若し[一〇八]滅智を成就すれば、此の八智に於て幾くを成就し、幾くを成就せざるや。答ふ、或は六・七・八なり。滅法智乃至道法智忍の時には、他心智無くんば六を成就し、他心智有れば七を成就す、道法智乃至道類智の時には、他心智無くんば七を成就し、他心智有れば八を成就す。

若し[一〇九]道智を成就すれば、此の八智に於て、幾を成就し、幾を成就せざるや。答ふ、或は七・八なり。謂く、他心智無くんば七を成就し、他心智有れば八を成就す。

以上の中、見・慧・道を増し、及び智と名とを増すことは、法智中の如く應に其の相を知るべし。

[一一〇]然も、法智及び苦智を成就するは、苦法智の時を以て初めと爲し、類智を成就するは苦類智の時

【一〇七】集智成就時八智中の幾智を成就するや。

【一〇八】滅智成就時八智中の幾智を成就するや。

【一〇九】道智成就時八智中の幾智成就するや。

【一一〇】特に八智各自の最初成就時に就きて。

んば五を成就し、他心智有れば六を成就す。滅法智乃至道法智忍の時には、他心智無くんば六を成就し、他心智有れば七を成就す。道法智乃至道類智の時には、他心智無くんば七を成就し、他心智有れば八を成就す。

若し[一〇三]他心智を成就すれば、此の八智に於て幾を成就し、幾を成就せざるや。答ふ、[一〇四]或は二・四・五・六・七・八なり。謂く、異生と及び聖者となり。苦法智忍の時には二を成就し、苦法智と苦類智忍の時には四を成就し、苦類智と集法智忍の時には五を成就し、集法智乃至滅法智忍の時には、六を成就し、滅法智乃至道法智忍の時には七を成就し、道法智乃至道類智の時には八を成就す。

[一〇五]若し世俗智を成就すれば、此の八智に於て幾を成就し、幾を成就せざるや。答ふ、或は一・二・三・四・五・六・七・八なり。謂く、異生及び聖者なり。苦法智忍の時には、他心智無くんば一を成就し、他心智有れば二を成就す。苦法智と苦類智忍との時には、他心智無くんば三を成就し、他心智有れば四を成就す。苦類智と集法智忍との時には、他心智無くんば四を成就し、他心智有れば五を成就す。集法智乃至滅法智忍の時には、他心智無くんば五を成就し、他心智有れば六を成就す。滅法智乃至道法智忍の時には、他心智無くんば六を成就し、他心智有れば七を成就す。道法智乃至道類智の時には、他心智無くんば七を成就し、他心智有れば八を成就す。

若し[一〇六]苦智を成就すれば、此の八智に於て幾を成就し、幾を成就せざるや。答ふ、或は三・四・五・六・七・八なり。謂く、苦法智と苦類智忍の時には、他心智無くんば三を

【一〇三】他心智成就時、八智中の幾智を成就するや。

【一〇四】他心智には有漏なると無漏なるとあり。有漏なるは異生も、離欲染者なれば成就すといひ得、即ち、離欲染の異生は、世俗智と共に二を成就するなり。

【一〇五】世俗智成就時、八智中の幾智を成就するや。

【一〇六】苦智成就時、八智中の幾智を成就するや――

【本論】[九六]滅法智忍の時、他心智無くんば六を成就し、他心智あれば七を成就す。

此の中、六とは法・類・苦・集・滅・世俗智をいひ、七とは、前の六に他心智を加ふるをいふなり。滅法智の時、見・慧・道と及び智と名とを增す、卽ち滅智の名をいふ。滅類智忍と滅類智と道法智忍との時には、見・慧・道を增すも、智は非らず名は非らず。所以は何ん。滅類智の時の所得の滅智の名は、滅法智の時、得せし所の滅智の名と異ならざるが故に。爾の時所得の類智の名も、苦類智の時の所得の類智の名と異ならざるが故に。

【本論】[九九]道法智乃至道類智の時には、他心智無くんば七を成就し、他心智有れば八を成就す。

此の中、七とは、八智中より他心智を除くをいひ、八とは、前の七に他心智を加ふるをいふなり。道法智の時には、見・慧・道と及び智と名とを增す。卽ち道智の名をいふ。道類智忍と道類智の時には、見・慧・道を增すも、智は非らず、名は非らず。所以は何ん。道類智の時の所得の道智の名は、道法智の時の所得の道智の名に異ならざるが故に。爾の時、所得の類智の名も、苦類智の時の所得の類智の名に異ならざるが故なり。

[一〇〇]若しくは類智を成就し、乃至若しくは道智を成就するとき、此の八智に於て成就するところの少多は文の廣說の如く、應に其の相を知るべし。卽ち

【本論】[一〇一]若し類智を成就せば、此の八智に於て、幾を成就し、幾を成就せざるや。

答ふ、或は[一〇二]四・五・六・七・八なり。謂く、苦類智と集法智忍の時には、他心智無くんば四を成就し、他心智有れば五を成就す。集法智乃至滅法智忍の時には、他心智無く

【九六】前說の如く、一部分成就說に立脚するが故に、今苦智全分の成就を得るとも、新たにこれを加ふるを要せず。以下集・滅・道・法・類智の全部を得する時も、之に準じて考ふべし。

【九七】集法智乃至滅法智忍時の五又は六の成就に就きて—

【九八】滅法智乃至道法智忍時、六又は七の成就に就きて—

【九九】道法智乃至道類智時の七又は八の成就に就きて—

【一〇〇】以下、類智乃至道智成就時の八智成就關係を一束として揭ぐるなり。

【一〇一】**類智成就時八智中の幾智を成就するや。**以下の本文は婆沙は全部之を省略するも、發智より補譯せり。

【一〇二】類智を成就する限り、世俗智は言ふ迄も無く法智と苦智をも成就するを以て少くも四以上を成就すといふなり。

此の中、三とは法智と苦智と世俗智とをいふ。四とは、前の三に他心智を加ふるなり。若し未だ欲染を離れずして正性離生に入るものなれば、爾の時、三を成就し、若し已に欲染を離れて正性離生に入るものなれば、爾の時四を成就す。後の諸の所說は此に准じて應に知るべし。苦法智の時の法智と苦智とは、現在のと未來のとを成就す、卽ち一の智の體を、對治を以ての故に法智と名け、行相を以ての故に苦智と名くればなり。世俗智と他心智とは、過去のと未來のとを成就す。苦類智忍の時は、見を增し慧を增し道を增すも、智は非らず名は非らざるをもて、爾の時の法智と苦智と世俗智と或は他心智とは、皆、唯、過去のと未來のとのみを成就す。現在には無きを以ての故に。後の諸の所說は此に准じて應に知るべし。

【本論】[九五] 苦類智と集法智忍の時には、他心智無くんば四を成就し、他心智有れば、五を成就す。

此の中、四とは、法・類・苦・世俗智をいふ。五とは前の四に他心智を加ふるなり。苦類智の時は、見を增し慧を增し智を增し道を增し名を增す、卽ち類智の名をいふ。[九六] 此の苦智の名は、苦法智の時、已に得するが故に。集法智忍の時は、見・慧・道を增すも、智は非らず名は非らず。

【本論】[九七] 集法智乃至滅法智忍の時、他心智無くんば五を成就し、他心智有れば、六を成就す。

此の中、五とは、法・類・苦・集・世俗智をいひ、六とは、前の五に他心智を加ふるをいふなり。集法智の時、見・慧・道と及び智と名とを增す、卽ち集智の名をいふ。此の法智の名は、苦法智の時已に得するが故に。集類智忍と集類智と滅法智忍との時は、見・慧・道を增すも、智は非らず、名は非らず。所以は何ん。集類智の時の、所得の集智の名は、集法智時に得る所の集智の名と異ならざるが故に。爾の時所得の類智の名も、苦類智時所得の類智の名に異ならざるが故に。

きて立論なせばなり。而も、此時、無始爾來始めて無漏を得するものなるが故に、若し是れを時間的に見る限り、過去には成就なく、現在に二智の智修あり、未來に二智の得修あり、どいふを得べし。更に、世俗智は、無始以來これを成就するものなり。此の時の世俗智は現在に成就するに非ざるも、過去と未來とに成就するなり。卽ち、前の二智に加へて三智は、必ず苦法智の時成就す。

次に、他心智は、若し已に欲染を離れし者なれば成就（此の苦法智時には勿論、過去と未來とに）すと云ひ得べきが故に、離欲染者以上にして苦法智に達せるものに限り此の時、四智を成就すと云ふを得べし。かくて、苦類智忍時には、現在に非ざるも、三又は四を、過去又は未來に成就すと說くを得べし。更に、苦類智に達せし時に、これに類智を增すを以て、四又は五を成就することゝなる、法智を成就する時、三・四・五云云を成就すといふは、この考へより推知すべきなり。

【九四】 苦法智と苦類智忍の時三又は四を成就す――。

【九五】 苦類智と集法智忍の時の四又は五の成就に就きて――。

【本論】[八五]集智は集智と、二智の少分とを攝す、謂く法・類智なり。[八六]滅智は滅智と、二智の少分とを攝す、謂く、法・類智なり。
と。

【本論】[八七]道智は道智と、三智の少分とを攝す、謂く、法・類・他心智なり。
とは、[八八]此の中、總じては道智は道智を攝すと說くも、然も道智は九地に在り。未至定のものを攝し、乃至無所有處のものは、無所有處のを攝す。餘は前說の如し。又、[八九]此の道智が法・類智の少分を攝すとは、前の苦智が法・類智の少分を攝すといふに說けるが如し。又、此の道智が他心智の少分を攝すとは、謂く、他心智には有漏なる有り、無漏なるもあるに、此は唯、彼の無漏なるもののみを攝するが故に、彼の少分を攝すと說けるなり。
[九〇]此の中、攝すとは、自性を攝するをいふ。自性は自性に於て、實有、可得にして、離せず、脫せず、常住不空にして、恒に障礙を爲すが故に、說きて攝すと爲すなり。

第五節 八智相互の成就關係に就きて[九一]

【本論】若し法智を成就せば……乃至廣說。
[九二]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、他宗を止め、正理を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は有るが執す、「實の成就・不成就性無し」と。譬喩者の如し。彼の執を遮し、成就性不成就性は決定して實有なることを顯さんが爲めの故に、斯の論を作す。
[九三]【本論】若し法智を成就すれば、此の八智に於て、幾を成就し、幾を成就せざるや。
答ふ、或は三・四・五・六・七・八なり。謂く、[九四]苦法智と苦類智忍との時には、他心智無ければ三を成就し、他心智有れば四を成就す。

【八五】**集智は集智と二智の少分とを攝す。**（以下の本文は婆沙これを省略せり）
【八六】**滅智は滅智と二智の少分とを攝す。**
【八七】**道智は道智と三智の少分とを攝す。**
【八八】以下、道智が道智を攝すと言ふに就きて――。
【八九】以下、道智が三智の少分を攝すと言ふに就きて――。
【九〇】**特に「攝す」と言ふの意義に就きて。**
【九一】本節は、本章第三間たる八智相互の成就關係を論究する段なり。
【九二】**論起の所以。**
【九三】**法智を成就ずる時、八智中幾智を成就するや。**一概に法智と稱するも、其の一部又は少分なる場合あり、總體を指す場合も有ること前節に示せるが如し。而もこの八智成就問題に於ては、諸智の一部の成就に立脚して以下凡てを分別することは豫め注意し置くべきなり。さて、この法智の最初成就は、見道の第二刹那時、即ち苦法智に達せし時なり。此の時、即ち法智は勿論苦智をも、成就すると言ひ得。何んとなれば苦智とは苦法智と苦類智とを包含するも、今は、其の一部の成就に就

四靜慮に在るもののみを攝す。又、彼の道智にに別緣なるもの有り、總緣なるもの有り――廣說せば前の如し――然も此は唯、彼の別して、現在の、他の相續の、心々所法を緣ずるもののみを攝するが故に、彼の少分を攝すと說くなり。

【本論】[七九]世俗智は世俗智と他心智の少分とを攝す。

とは、[八〇]此の中、總じては世俗智は世俗智を攝することを說くも、然も世俗智は十八地に在り、欲界なるものは欲界のものを攝し、乃至非想非々想處のものは、非想非々想處のものを攝す。又、世俗智には、善なると染汚なると無覆無記なるものとあり、善なるは善なるものを攝し、染汚なるは染汚なるものを攝し、無覆無記なるは無覆無記なるものを攝す。又、世俗智は三世に通ず。過去なるは過去のものを攝し、未來なるは未來のものを攝し、現在なるは現在のものを攝し、過去・未來の各々多刹那のものは一一自らを攝するなり。[八一]又、世俗智は他心智の少分を攝すとは、謂く、他心智には、有漏なるあり、無漏なるもの有るも、此は唯、彼の有漏なるものゝみを攝するが故に、彼の少分を攝すと說けるなり。

【本論】[八二]苦智は苦智と、二智の少分とを攝す、謂く、法・類智なり。

とは、[八三]此の中、總じては苦智は苦智を攝することを說くも、然も、苦智は九地に在り。未至定のものは未至定のものを攝し、乃至無所有處のものは、無所有處のものを攝す。餘は前說の如し。[八四]又、此の苦智は法智の少分を攝すとは、謂く、法智には苦・集・滅・道智有るも、此は唯、彼の苦智のみを攝するが故に、彼の少分を攝すと說くなり。此は法智の少分を攝すと說くが如く、此が類智の少分を攝すと說くも亦、爾り。

苦智が一智と二智の少分とを攝すと說くが如く、集智・滅智も、應に知るべし亦、爾ることを。

即ち

【七九】**世俗智は世俗智と他心智の少分とを攝す。**

【八〇】以下、世俗智が世俗智を攝すと言ふに就きて――。

【八一】以下、世俗智が他心智の少分を攝すと言ふに就きて。

【八二】**苦智は苦智と二智の少分とを攝す。**

【八三】以下、苦智が苦智を攝すと言ふに就きて――。

【八四】以下、苦智が二智の少分を攝すと言ふに就きて――。

此の中、[七七]總じては他心智は他心智を攝することを說く。然も他心智は四根本靜慮に在り。初靜慮なるは、初靜慮のものを攝し、乃至第四靜慮なるのは、第四靜慮のものを攝す。又、他心智には有漏なる有り、無漏なる有り。有漏なるは有漏なるを攝し、無漏なるは無漏なるを攝す。此の有漏なるに又、曾得なる有り、未曾得なる有り。曾得なるは曾得なるを攝し、未曾得なるは未曾得なるを攝す。此の無漏なるものにも亦、法智品なるあり、類智品なるあり。法智品なるは法智品なるを攝し、類智品なるは類智品なるを攝す。又、此の他心智は三世に通ず。過去なるは過去なるを攝し、未來なるは未來なるを攝し、現在なるは現在なるを攝し、過去・未來の各ゝ多刹那なるは一一自らを攝す。[七八]即ち此の他心智が法智の少分を攝すとは、謂く、法智は六地に在るに、此は唯、彼の四根本靜慮に在るもののみを攝すればなり。又、法智に四種有り。四諦智をいふに、此は唯、彼の道智をのみを攝すればなり。又、彼の道智にも別緣なるもの有り、總緣なるもの有り、現在を緣ずるもの有り、過去と未來とを緣ずるもの有り、自相續を緣ずるもの有り、他相續を緣ずるもの有り、心々所法を緣ずるもの有り、餘の蘊を緣ずるもの有るに、此は唯、彼の別して、現在の、他相續の、心々所法を緣ずるもののみを攝するが故に、彼の少分を攝すと說けるなり。此が法智の少分を攝すと說けるが如く、此が類智の少分を攝すと說くも亦、爾り。差別有るをいへば、應に類智は九地に在るに、此は唯、彼の根本四靜慮に在るもののみを攝する點なり。又、此の他心智が世俗智の少分を攝すとは、謂く、世俗智は十八地に在るに、此は唯、彼の根本四靜慮に在るもののみを攝するなり。又、世俗智には、善・染汚・無覆無記なるもの有るに、此は唯、彼の善なるもののみを攝す。又、彼の善なるものに、別緣なるもの有り、總緣なるものあり――廣說すれば前の如し――然も此は唯、彼の別して、現在の、他の相續の、心々所法を緣ずるもののみを攝するが故に、彼の少分を攝すと說くなり。又、此の他心智が道智の少分を攝すとは、謂く、道智は九地に在るに、此は唯、彼の根本

の少分とを攝す。

【七七】以下他心智が他心智を攝すと言ふに就きて――

【七八】以下、他心智が五智の少分を攝すと言ふに就きて――

[六九] 問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、他宗を止め、正理を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は有るが執す「諸法の攝とは、他性を攝するを謂ひ、自性を攝するにあらず」と。分別論者の如し。彼の執を遮して、諸法は皆、自性を攝するも、他性を攝するにあらざることを顯さんと欲するが爲めの故に、斯の論を作すなり。此の中の理趣につきては、[七〇]結蘊中に已に廣く分別せしが如し。

【本論】[七一] 答ふ、法智は、法智と、五智の少分とを攝す、謂く、他心智と苦・集・滅・道智となり。

とは、此の中、[七二]總じては法智が法智を攝することを說くなり。然も法智は六地に在り、未至定なるは未至定のものを攝し、乃至第四靜慮なるは第四靜慮のものを攝す。又、法智に四種あり、即ち四諦智をいふ。苦智は苦智を攝し、乃至道智は道智を攝す。又、法智は三世に在り、過去なるは過去のを攝し、未來のは未來のを攝し、現在のは現在のを攝し、過去・未來の各ゝ多刹那なるは一一自らを攝す。[七三]即ち此の法智が他心智の少分を攝すとは、謂く、他心智には有漏なる有り無漏なる有るも、此は唯、無漏なるもののみを攝す。彼の無漏なるものには、復、法智品なるあり、類智品なるあるも、此は唯、法智品のみを攝するが故に、彼の少分を攝すと說けるなり。即ち此の法智が、苦・集・滅・道智の少分を攝すとは、謂く、彼の四智に各ゝ法智品なる有り、類智品なる有るも、此は唯、法智品のみを攝するが故に、彼の少分を攝すと說けるなり。

【本論】[七四] 類智は類智と五智の少分とを攝す。謂く、他心智と苦・集・滅・道智となり。

とは、此の中、[七五]總じては、類智は類智を攝することを說くも、然も類智は九地に在り、未至定なるは、未至定のものを攝し、乃至無所有處なるのは、無所有處のものを攝す。餘を廣說すれば、法智の如し。

【本論】[七六] 他心智は他心智と、四智の少分とを攝す。謂く、法・類・世俗・道智なり。

【六八】 先に八智其のものを明かにせしかば、本節は、即ち八智相互の相攝關係を論究するなり、因に本節以下は舊譯に於ては第五十五卷（大正二八・頁三九〇上）より始む。

【六九】 **論起の因由。**

【七〇】 結蘊第二中一行納息第二、婆沙第五十九卷、（毘曇部九、頁三六四）參照すべし。

【七一】 **法智は法智と五智の少分とを攝す。**

【七二】 以下、法智が法智を攝すと言ふに就きて――此の中、法智が法智を攝すといふは一應の說（即ち總說）にして、若し詳細に論ず（別說す）とせば、種々の場合の法智は、唯、夫々の場合の法智のみを攝するものにして、或る場合の一法智があらゆる場合の法智を攝するには非ざるなり。而して又此の總別の說に關しては「法智が法智を攝す」と言ふ場合のみならず、類智が類智を攝すと言ひ、乃至道智が道智を攝すと言ふ場合にも通ず。

【七三】 以下、法智が五智の少分を攝すと言ふに就きて――

【七四】 **類智は類智と五智の少分を攝す**、

【七五】 以下「類智が類智を攝す」といふに就き――

【七六】 **他心智は他心智と四智**

法智とは三道の法智をいひ、法智の地とは、三道の法智と相應すると倶有なると等の法をいふ。復次に、能斷の道とは無間道の法智をいひ、法智とは、餘の三道の法智をいひ、法智の地とは、四道の法智と相應すると倶有なると等の法と、及び四法忍品とをいふ。復次に、能斷の道とは、能く欲界の煩惱を斷ずる四道の無漏法をいひ、法智とは、餘時に所起所修の法智をいひ、法智の地とは、彼れと相應すると倶有なると等の法をいふなり。

次後の類智は、此れに准じて、應に知るべし、卽ち

六五【本論】云何が類智なりや、答ふ、色・無色界の諸行、諸行の因、諸行の滅、諸行の能斷の道に於ける所有の無漏智と、又、類智及び類智の地に於ける所有の無漏智と、是れを類智といふ。

六六 他心智等も文の廣說の如くにして、應に其の相を知るべし。卽ち

【本論】云何が他心智なりや。答ふ、若し智の是れ修の果にして、他の現在の心々所法を知るものなれば是れなり。云何が世俗智なりや、答ふ、三界の有漏慧なり。

六七 云何が苦智なりや、答ふ、諸行に於て苦・非常・空・非我の行相と作りて轉ずる智なり。云何が集智なりや。答ふ、諸行の因に於て、因・集・生・緣の行相と作りて轉ずる智なり。云何が滅智なりや、答ふ、諸行の滅に於て、滅・靜・妙・離の行相と作りて轉ずる智なり。云何が道智なりや、答ふ、諸行の對治道に於て道・如・行・出の行相と作りて轉ずる智なり。

六八 第四節 八智の相攝關係に就きて

【本論】法智乃至道智は八智中に於て、一一幾を攝するや。

薄、(三)五下分結盡、(四)一切結盡。

【六〇】道智の四種。舊に、(一)從二第八一乃至一切學諸有所作、(二)降二伏怨敵一(三)觀二本所作一、(四)近漏盡、若智行二此四行一、是名二道智一、鞞に、(一)緣(二)現法安樂遊、(三)身遊戲、(四)觀所作辨。

【六一】盡智の四種。舊に、(一)不レ擇レ見(二)不レ行レ空、(三)除二他心智一、(四)方便遲緩、鞞に、(一)空三昧不相應、(二)不レ擇レ見(三)不レ與二知他心智一(四)所求已捨、

【六二】無生智の四種。舊に、(一)知レ因(二)知レ果(三)知二自身一(四)以レ入鞞に、(一)依、(二)方便求(三)意(四)不轉。

【六三】十智を總じて一智と爲す種種說。十智を總じて法智乃至無生智の一智と見んとするなり。

【六四】法智の定義。

【六五】類智の定義。以下の本文は婆沙之を省略するも、發智より補譯し置けるもの。

【六六】他心智及び世俗智の定義。以下の本論も亦、婆沙は之を省略せり。

【六七】苦・集・滅・道智の定義。

り、三に本所作を觀じ、四に盡漏に近づくことを觀ずるものなり。[六一]盡智にも亦、四種有り、一に見の所攝ならざるもの、二に空定を遠離するもの、三に他心智に非ざるもの、四に加行の遲緩なるものたり。[六二]無生智にも亦、四種有り、一に因の故に、二に果の故に、三に相續の故に、四に補特伽羅の故になり。此の中、所說の四法智等は、汎く經中の諸智の差別を釋せるものにして、皆、必ずしも卽ち是れ法智等の攝には非ざるなり。

[六三]復次に、應に十智は總じて一智——謂く法智なり——と爲ると說くべし、皆法を以て體と爲すが故に。應に十智は總じて一智——謂く類智なり——と爲ると說くべし、皆是れ聖の種類なるが故に。應に十智は總じて一智——謂く決定智なり——と說くべし、決定の義は是れ智の義なるを以ての故に。應に十智は總じて一智——謂く所知智なり——と爲ると說くべし、所知を知るが故に、重ねて審決するが故に。應に十智は總じて一智——謂く道智なり——と爲ると說くべし。道諦の攝なるが故に。應に十智は總じて一智——謂く願智なり——と爲ると說くべし、能く所願を滿すが故に。應に十智は總じて一智——謂く盡智なり——と爲ると說くべし、煩惱を盡せしもの丶身中に得するが故に。應に十智は總じて一智——謂く無生智なり——と爲ると說くべし、退墮せざるが故なり。

[六四]**【本論】** 云何が法智なりや。答ふ、欲界の諸行、諸行の因、諸行の滅、諸行の能斷の道に於ける所有の無漏智と。

此の中、諸行とは苦諦をいひ、諸行の因とは集諦をいひ、諸行の滅とは、滅諦をいひ、諸行の能斷の道とは道諦をいふ。能く欲界の是の如き四諦を知る諸の無漏智を總じて法智と名く。

【本論】 又、法智及び法智の地に於ける所有の無漏智は、是れを法智といふ。

といふにつきて、問ふ、何が故に復、此れを說くや。答ふ、前には能斷の欲界の諸行の無間道を說くと雖も、而も未だ加行・解脫・勝進の道を說かざるをもて、今之を說かんと欲するなり。此の中、

(三)從二身口行一遍知レ心、(四)從レ見二善說法一遍知二世尊一。

【五四】**他心智の四種。** 舊に四事有り他心智と名く。因・次第・緣・威勢、(以下略)韓に、因・次第・緣・增上、(以下略す) とあり。

【五五】知は大正本に智とあるもこれ誤植なるべし。

【五六】**世俗(等)智の四種。** 舊に、(一)以二名等一(二)以二縛等一(三)以二假等一(四)以二著等一韓に、(一)名等、(二)相續等、(三)俗數等、(四)所入等。

【五七】**苦智の四種。** 舊に、(一)以二熱惱一(二)以レ生、(三)以二身受一(四)以レ死、若智行二此四事一名二苦智一韓に、(一)生苦、(二)老苦、(三)病苦、(四)衰苦。

【五八】**集(習)智の四種。** 舊に、(一)以レ業、(二)煩惱、(三)以レ愛、(四)以二無明一、若智行二此四事一名二集智一韓に、(一)行 (二)結 (三 愛 (四)處所(?)

【五九】**滅(盡)智の四種。** 舊に、(一)初沙門果斷二三結一(二) 第二果斷二三結一薄二愛恚癡一(三)第三果斷二五下分結一(四)第四果斷二一切結一若智行二此四行一是滅智、韓に、(一)三結盡、(二)欲恚

見・修所斷・不斷をいへば、他心智の若し有漏なるは修所斷にして、若し無漏なるは是れ不斷なり、世俗智は是れ見・修所斷にして、餘智は是れ不斷なり。見・修所斷・不斷を縁ずるやをいへば、法・類・世俗・他心智は三種を縁じ、苦・集智は見・修所斷を縁じ、滅・道智は不斷を縁ず。

名を縁ずるや義を縁ずるやをいへば、法・類・世俗・苦・集智は通じて名と義とを縁じ、餘智は唯、義のみを縁ず。

自・他相續・非相續を縁ずるやをいへば、法・類・世俗智は三種を縁じ、他心智は他相續を縁じ、苦・集・道智は自・他相續を縁じ、滅智は非相續を縁ず。

加行得・離染得・生得をいへば、世俗智は三種に通じ、餘智は加行・離染得に通ず。

曾得・未曾得をいへば、他心・世俗智は曾得・未曾得に通じ、餘智は唯、未曾得のみなり。

[五二]復次に、法智に四種あり、一に法に於て初めて知るが故に法智と名け、二に法に於て現に知るが故に法智と名け、三に法に於て實に知るが故に法智と名け、四に法に於て出離するを知るが故に法智と名く。[五三]比類智にも亦、四種有り、一に因を以て比類して果を知り、二に果を以て比類して因を知り、三に身語業を以て比類して心を知り、四に所說の法を以て比類して佛を知るものなり。[五四]他心智にも亦、四種有り、謂く、四縁より生じ、亦、能く四縁に爲るなり、此の智の所[五五]知も亦爾り。

[五六]世俗智にも亦、四種有り、一に名の世俗を知り、二に縛の世俗を知り、三に假立の世俗を知り、四に執着の世俗を知るものなり。[五七]苦智にも亦、四種有り、一に生の苦を知り、二に流轉の苦を知り、三に熱惱の苦を知り、四に和合の苦を知るもの。[五八]集智にも亦、四種有り、一に業を知り、二に煩惱を知り、三に愛を知り、四に事を知るもの。[五九]滅智にも亦、四種あり、一に三結の永斷を知り、二に貪・瞋・癡を薄くするを知り、三に五順下分結の盡を知り、四に一切結の盡を知るもの。[六〇]道智にも亦、四種有り、一に第八補特伽羅より、一切の學位にいたる諸有の所作を知り、二に怨敵を降伏することを知

【五二】契經所說の諸智の種々相に就きて。以下、十智の名目の下に、各々四種の智を列擧するも、こは必ずしも本論所說の法智等の内容を作すものに非ず。但、契經中の此等の智差別を、假りに四種に纒めたるものなれば、從つて說明も無く、意味も必ずしも明確ならず。此の故に以下參考の爲め、舊譯と鞞婆沙第十三卷の譯とを對照し置かん。

特に法智の四種。

舊に四事有り法智と名く卽ち

（一）以ニ初知レ法
（二）以ニ現見レ法
（三）是實智
（四）是捨智

鞞に

（一）始知レ法故名爲ニ法智一
（二）知ニ現法一故名爲ニ法智一
（三）於レ法非レ愚故名爲ニ法智一
（四）於レ法非レ欺故名爲ニ法智一

【五三】比（未知）智の四種。

舊に四事あり比智と名く。

（一）以レ因比相知レ果、
（二）以レ果比相知レ因、
（三）以ニ身口行一比相知レ心、
（四）以ニ所說一比相知レ佛

鞞に

（一）從レ因遙知レ果、
（二）從レ果遙知レ因、

念住をいへば、他心智は是れ三念住にして、身念住を除き、滅智は是れ法念住にして、餘智は四念住に通ず。

智をいへば、此の八智は卽ち是れ八智なり。

[四八]三摩地をいへば、法智類智は三三摩地と倶なり。[四九]他心智の無漏なるは、道無願三摩地と倶なるも、有漏なるは三摩地と倶に非ず。世俗智は三摩地と倶ならず。苦智は空と無願との三摩地と倶にして、集智は集無願三摩地と倶なり、滅智は無相三摩地と倶にして、道智は道無願三摩地と倶なるなり。

[五〇]根相應をいへば、世俗智は五根と相應し、餘智は三根と相應す、謂く樂・喜・捨なり。

三世をいへば、此の八智は皆三世に通ず。三世を緣ずるやをいへば、法智・類智・世俗智は皆、三世及び離世を緣ずるも、他心智の過去なるは過去を緣じ、現在なるは現在を緣じ、未來の生法なるは未來を緣ずるも、不生法なるは三世を緣ず。滅智は離世を緣じ、餘智は三世を緣ずるなり。

善・不善・無記をいへば、世俗智は三種に通じ、餘智は唯、是れ善のみなり。善・不善・無記を緣ずるやをいへば、類智は善と無記とを緣じ、滅・道智は唯、善のみを緣じ、餘智は三種を緣ず。

三界繫不繫をいへば、他心智の若し有漏なるは色界繫にして、若し無漏なるは是れ不繫なり、世俗智は三界繫に通じ、餘智は是れ不繫なり。三界繫不繫を緣ずるやをいへば、法智は欲界繫及び不繫を緣じ、類智は色・無色界繫及び不繫を緣ず。他心智は欲・色界繫及び不繫を緣じ、世俗智は三界繫及び不繫を緣ず。苦・集智は三界繫を緣じ、滅・道智は不繫を緣ず。

[五一]學・無學・非學非無學をいへば、他心智は三種に通じ、世俗智は唯、非學非無學なり、餘智は是れ學無學なり。學・無學・非學非無學を緣ずるやをいへば、法・類・世俗・他心智は、皆、三種を緣じ、苦・集・滅智は、唯、非學非無學のみを緣じ、道智は學・無學を緣ず。

【四八】以下八智の各自の三摩地分別――。

【四九】他心智の無漏なるは道諦下の四行相と作るが故に、道無願三摩地と倶なりといふ。

【五〇】以下八智各自の根相應乃至緣繫不繫門分別――。

【五一】以下八智の三學乃至曾得未曾得門分別――。

地をいへば、法智は六地に在り、類智は九地に在り、他心智は四地に在り、世俗智は十八地——謂く、八等至と八近分と靜慮中間と及び欲界となり——に在り、餘の四智のうち、法智の攝なるは六地に在り、類智の攝なるは九地に在るなり。

所依をいへば、法智は唯、欲界に依りて起り、他心智は唯、欲・色界にて起り、類智と世俗智とは倶に三界に依りて起り、餘智の法智の攝なるは、唯、欲界のみに依りて起り、類智の性なるは、通じて三界に依りて起る。

[四四]行相をいへば、法智類智は倶に十六行相と作り、他心智の無漏なるは道の四行相と作り、有漏なるは不明了行相と作り、世俗智は十六行相と作り、亦、[四五]餘の行相と作り、苦・集・滅・道智は各々四行相と作る。[四六]問ふ、諸の苦智は皆、苦行相と作りて轉ずるや。答ふ、應に四句を作すべし。(一)或は有るは苦智なるも、苦行相と作りて轉ずるに非ざるあり、苦智にして非常・空・非我行相と作りて轉ずるをいふ。(二)或は有るは苦行相と作りて轉ずるも、苦智に非ざるあり、苦行相と作りて轉ずる苦智と相應する法をいふ。(三)或は有るは苦智にして亦、苦行相と作りて轉ずるあり、苦行相と作りて轉ずる苦智をいふ。(四)有るは苦智にも非ず、亦、苦行相と作りて轉ずるにも非ざるあり、若し唯、此の種類を取りていはゞ、非常・空・非我行相と作りて轉ずる苦智と相應する法をいふも、若し唯、此の種類のみを取らずんば、前相を除くをいふなり。轉に四句有るが如く、已轉・當轉も應に知るべし亦、爾ることを。苦智が苦行相に對して三の四句有るが如く、非常・空・非我行相に對するときも應に知るべし、亦、爾ることを。苦智に十二句有るが如く、集・滅・道智も應に知るべし亦、爾ることを。是の如く總じて四十八の四句有るなり。

[四七]所緣をいへば、法智・類智は倶に四諦を緣じ、他心智は他の心々所法を緣じ、世俗智は一切法を緣じ、苦智は苦諦を緣じ、集智は集諦を緣じ、滅智は滅諦を緣じ、道智は道諦を緣ず。

【四四】以下八智の行相分別——。

【四五】有漏の六行相の如し。

【四六】特に苦智と苦行相との關係——。苦智の中には、苦行相以外の空・非常・非我行相となるものあり、又、苦行相には、苦智と相應する法と倶轉するものありて、互に寛狹あるが故に以下、四句分別を爲すなり。

【四七】以下八智各地の所緣念住・智分別——。

[三八]問ふ、何が故に、苦智乃至道智と名くるや。答ふ、苦聖諦を緣ずる四行相轉ずるが故に、苦智と名け、乃至道聖諦を緣ずる四行相轉ずるが故に、道智と名く。[三九]問ふ、諸の世俗智も亦、能く四諦を緣じ、各ゝ四行相轉ず、豈に四智と名けんや。答ふ、若し唯、苦諦のみ緣じて唯、四行相のみ轉ずるものなれば、苦智と名け、乃至若し唯、道諦のみを緣じ、唯、四行相のみ轉ずるものなれば、道智と名くるも、[四〇]諸の世俗智は四聖諦に於て、或は一一別に緣じ、或は二二合して緣じ、或は三三合して緣じ、或は四を總じて緣じ、或は餘法を緣じ、或は復、總じて緣じ、所起の行相も亦、決定せざるが故に、苦智乃至道智と名けず。雜亂あるを以ての故に。復次に、若し別して四諦を緣じて各ゝ四行相轉じ、苦集と同一縛に非ざるものなれば、四諦智と名くるも、諸の世俗智は、亦、別して四諦をも緣じ各ゝ四行相轉ずること有りと雖も、而も苦集と同一縛なるが故に、四諦智と名けざるなり。

[四一]問ふ、此は滅・道智と同一縛ならざるに、何が故に滅・道智と立てざるや。答ふ、初めを立てざるが故に、後も亦、立てざるなり。復次に、若し別して四諦を緣じて各ゝ四行相轉じ、能く煩惱を對治するものなれば、四諦智と名くるも、諸の世俗智には亦、別して四諦を緣じ各ゝ四行相轉ずるもの有りと雖も、而も煩惱を對治すること能はざるが故に、四諦智と名けず。復次に、別して四諦を緣じて各ゝ四行相轉じ、四聖諦に於て諦見し明了し、見・疑・無明の爲めに惑はされず、煩惱を增さず、三有を招かずして、定んで涅槃に趣くものなれば、四諦智と名くるも、諸の世俗智には是の如き義無きが故に、四諦智と名けず。復次に、若し別して四諦を緣じて各ゝ四行相轉じ、是れ聖性なるものなれば、四諦智と名くるも、諸の世俗智は聖性の攝に非ざるが故に、四諦智と名けざるなり。

[四二]是の如き八智の[四三]界をいへば、他心智の若し是れ有漏なるは是れ色界、若し無漏なるは是れ不繫なり。世俗智は三界に通じ、餘の六智は是れ不繫なり。

[三八] **苦・集・滅・道智と名くる所以。**
[三九] 以下、四諦を所緣とする點に於ける、四智と世俗智との差別を論ぜり。
[四〇] 例せば、四善根位に於けるが如し。
[四一] 問意は四智は苦集と同一縛ならざるが故に、四諦智と名くといひしをもつて、こゝに、然らば世俗智は滅道と同一縛に非ざれば、反つて世俗智を滅道智とも名け得べきやと稍ゝ詭辯的反問を提せるなり、答意文の如し。
[四二] **八智各自の諸門分別。**
[四三] 以下、界・地・所依分別——。

復次に、他心通を證する無間道時に、但、心のみを緣ずるが故なり。復次に、心を遥行、獨行等と說くが故なり。復次に、心は是れ前行なり等と說くが故に。復次に、心は是れ增上王なりと說くが故に。復次に、心は是れ城主なりと說くが故に。復次に、心は是れ依趣なりと說くが故に。復次に、心は能く善惡の戒を起すと說くが故に。復次に、心は能く善惡の趣を引くと說くが故に。復次に、心は是れ內處にして諸の界地に遍く、所緣を有するが故に。復次に、心は是れ所依なるも心所は非ざるが故に。復次に、若し心が行ずる處なれば、心所が隨ふが故に。復次に、心の調伏不調伏の時には、諸の心所法も亦、是の如くなるが故に。復次に、若し心が流散・不流散の時には、諸の心所法も亦、是の如くなるが故に。此等の緣に由りて、此の他心智は、亦、心所をも知ると雖も、而も他心智と名くるなり。

[三六]問ふ、何が故に世俗智と名くるや。答ふ、世俗を知るが故に、世俗智と名く。[三七]問ふ、亦、勝義をも知るに、何が故に但、世俗智とのみ名くるや。答ふ、亦、少分に蘊・界・處、四聖諦等の諸の勝義の法を知ると雖も、而も、多分に男・女・往・來・瓶・衣・車・乘・舍・林・山等の世俗法を知るが故に、世俗智と名く。復次に、此の世俗智には實の智相無きも、而も諸の世俗は共に智の名を立つるなり。恰も、王種に非ざるに、但、諸人衆が假想し施設するのみにて共に王名を立つるが如し。復次に、此の世俗智は、一切の有情が展轉共許して諍論有る無きこと、僧の上座の如く、衆人を悅ばし、衆の許す所の如くなるが故に、名けて世俗と爲す。復次に此の世俗智は、諸の有情に遍く、一切の境を緣ずるが故に世俗と名く。復次に、此の世俗智は、愚癡の所依にして、愚癡を繫屬し、是れ愚癡者の安立足處なるが故に世俗と名く。聲論者は「此の世俗智は、諸の無知の覆蔽する所と爲ること、器中の物が器に覆蔽さるゝが如くなるが故に、世俗と名く」と說く。復次に、此の世俗智は、對治道の變壞する所となり、愚癡者の欣尙する所と爲るが故に、世俗と名くるなり。

ばなり。

【三三】 他心智と名くる所以。以下こは已に第九十九卷他心智論中に說けるもの。

【三四】 特に一般立名の多緣に就きて——。これも亦婆沙九十九卷にあり。

【三五】 以下特に、心が心所に主勝たるの義を明して他心智と名くる所以を示す。

【三六】 世俗智と名くる所以。

【三七】 特に他の勝義の智に對して世俗智と名くる理由。

のなれば、說きて類智と名く。但し此は[二八]有漏地に依りて說けるものなり。復次に、若し智が六地の所攝にして、能く六地を緣ずるものなれば、說きて法智と名くるも、若し智が九地の所攝にして、能く九地を緣ずるものなれば說きて類智と名く。但し此は無漏地に依りて說けるなり。復次に、若し智が十八界・十二處・五蘊を對治するものなれば、法智と名け、若し智が[二九]十四界・十處・五蘊を對治するものなれば類智と名く。復次に、若し智が善・不善・無記の五蘊を對治するものなれば法智と名け、若し[三〇]智が善と無記との五蘊を對治するものなれば類智と名く。復次に、若し智が、福・非福・不動行を對治するものなれば、法智と名け、若し[三一]智が福と及び不動行とを對治するものなれば、類智と名く。復次に、若し[三二]智が段食と婬欲との愛を對治するものなれば法智と名け、若し智が諸の定の愛を對治するものなれば類智と名くるなり。

[三三]問ふ、何が故に他心智と名くるや。答ふ、他心を知るが故に、他心智と名く。問ふ、此は亦、他の諸の心所法をも知るに、何が故に但、他心智とのみ名くるや。答ふ、期心を以ての故なり。謂く、修觀者、先に意樂を起して、他心を知らんと欲し、此の意樂に由りて後、心を知る時、亦、心所をも知る。恰も人の意樂、本、王を見んと欲するも、後、王を見る時、亦臣等をも見るが如し。復次に、[三四]諸法の名を得ること多緣に由るが故なり。謂く、或は自性に由りて名を得。諦の如く、蘊の如く、世俗智の如し。或は對治に由りて名を得、法・類智の如し。或は加行に由りて名を得、他心智等の如し。或は相應に由りて名を得、「樂受等と相應する法を、順樂受等の法と名く」と說くが如し。或は所依に依りて名を得、眼識等の如し。或は行相に由りて名を得、苦・集智の如し。或は所緣に由りて名を得、念住等の如し。或は行相と所緣とに由りて名を得、滅・道智の如し。故に加行に由りて他心智と名くるなり。復次に、[三五]心が勝るゝを以ての故に、亦、心所をも知ると雖も、但、他心智とのみ名く。王來る等の如きなり。復次に、心は是れ大地なるを以ての故に、心所を大地法と名く。

と無色界の四地とをいふ。

【二八】以下、有漏地に依る云々に就きて考ふるに、法智は、欲界繫と及び不繫を緣ずるが故に、即ち有漏地に依るとき「一地を緣ずるものを法智と名く」とは、即ち法智が、欲界繫を緣ずるを意味し、無漏地に依りて說くとき「六地を緣ずるを法智と名く」とは、法智所攝の六地の不繫なるを緣ずるをいふものなるべく、又、類智は色・無色界繫と不繫とを緣ずるが故に、有漏地に依りて說くとき「八地を緣ず」とは、色・無色界繫の八地を緣ずるを意味すべく、無漏地に依て說くとき、九地を緣ずとは其の類智所攝の九地の不繫なるを緣ずるを言ふなるべし。

【二九】十四界とは、十八界中より鼻識界と舌識界及び香界と味界の四を除きたるもの、十處とは十二處中より、香處と味處とを除けるものにして即ち色界の諸法をいふ。

【三〇】上二界には不善無く、而も、五蘊を對治するといふが故に之れも色界の惑を對治するを意味す。

【三一】色界無色界には不善無きが如く非福も無きに據る。

【三二】段食と婬欲とに對する愛のあるは、唯欲界のみなれ

の境に於て、無始時來、數〻決擇するが故に皆智と名け、諸の無漏慧の重ねて決擇する者は、皆名けて智と爲すも、唯、無漏忍のみは四聖諦に於て、未だ重ねて決擇せざるが故に、智と名けず」と。[22]復、說者有り、二義に由るが故に說きて名けて智と爲す。即ち證智の義と及び了知の義とをいふ。證智の義とは、苦を證知し乃至道を證知するが故に智と名くるをいひ、了知の義とは、自相續を了知し、他相續を了知するが故に、智と名くるをいふ」と。

第三節　八智名論（附十智の一智總攝論）[23]

已に諸智の所以を總說せり。一一の所以を今當に說くべし。

[24]問ふ、何が故に法智と名くるや。答ふ、智の體は是れ法なるが故に法智と名く。問ふ、若し爾らば、餘の智も亦、體是れ法ならんに、何が故に法智と名けざるや。答ふ、一切の智の體は皆、是れ法なりと雖も、而も但、一に於てのみ法智の名を立つ。[25]十八界・十二處・七覺支・六隨念・四念住・四證淨・四無礙解・三寶・三歸は、皆體是れ法なるも、而も但、一に於てのみ法の名を建立するが如く、此も亦、是の如くなるが故に責むべからず。復次に、法智には但、一名――謂く共名なり――のみ有るに、餘智には二名――謂く、共と不共との名なり――有るをもて、簡別せん爲めの故に不共名を說くなり。復次に、初めて法を覺知するが故に、法智と名け、後に法を覺知するが故に類智と名く。復次に、若し初めて法證淨と相應する智を得せば、故に法智と名け、此の後の所得なるが故に類智と名く。復次に、現見の法に於て現量智を得するが故に法智と名け、此の後の所得なるが故に類智と名く。復次に、欲界には多くの非法煩惱有り、忿・恨・覆・惱・嫉・慳等の相應煩惱をいふ。若し智にして是れ彼の近對治なれば、法智と名く。色・無色界には是の如き非法煩惱有ること無く、彼を對治するものは法智の後に生ずるが故に類智と名く。復次に、若し智が[26]六地の所攝にして、能く一地を緣ずるものなれば、說きて法智と名くるも、若し智が[27]九地の所攝にして能く八地を緣ずるも

【二一】以下智の名義に關する第三說――。

【二二】前節に於て已に八智の總論を說き終れるを以て、本節は八智の各別に就きてこれを詳論せり。而も、本節を大別するに五段あり、（一）に八智各自夫々の名目に就きて論じ、（二）に八智各自の界地等の諸門分別をなし、（三）に契經中に說ける諸智の種々相を夫々四種に纏めて表示し、（四）に、本節のいはば附論として十智を總じて、一智と爲すの種々說をなし、最後に、發智本文によりて、八智各自の定義を顯示するにあり。

【二四】法智と名くる所以。

【二五】十八界、十二處云云とは十八界中にては只一法界のみを說き十二處中にては法處を、七覺支中に擇法覺支を、六隨念中にては法隨念を、四念住中に法念住を、四證淨中に法證淨を、四無礙解中に法無礙解を、三寶三歸中に法寶法歸依を立つるを指す。

【二六】六地とは、未至、中間・四根本地をいひ、一地とは欲界をいふ。

【二七】九地とは、右の六地に下三無色地を合したるものをいひ、八地とは、色界の四地

て、心愚を對治するが故に他心智を立て、法愚を對治するが故に世俗智を立て、諦愚を對治するが故に苦・[15]集・滅・道智を立つ」と。是れを八智の自性・我物・自體・相分・本性と名く。

[16]已に智の自性を說けり。所以を今當に說くべし。

問ふ、何が故に智と名け、智とは是れ何の義なりや。[17]答ふ、決定の義是れ智の義なり。[18]問ふ、若し爾らば、疑と相應する慧は、應に智と名けざるべし、所緣の境に於て決定せざるが故に。答ふ、彼れも亦、是れ智なり、一刹那の頃には所緣の境に於て亦、決定するが故に。然も此の聚中、疑の勢用勝れ心をして多刹那中境に於て、猶豫して決せざらしむるをもて、說きて疑聚と名くるなり。例せば三摩地は、一刹那中に境に於て恒に住するも、時有りてか若し掉擧と相應せば、多刹那に境に於て轉易せしむるを、說きて名けて亂と爲すが如く、又、有情にして若し多貪者なれば、說きて貪行と名け、若し多瞋者なれば說きて瞋行と名け、若し多癡者なれば說きて癡行と名くるも、一一が餘の煩惱を有せざるに非ざるが如く、此も亦、是の如くなるが故に、失有ること無きなり。

[19]譬喩者が說く、「若し心に智有れば則ち無知無く、若し心に疑有れば則ち決定無く、若し心に麁有れば則ち細有ること無し」と。[20]然も對法者の所說の法相は、鬧叢林の如し。謂く、一心中、智有り、無知有り、非智・非無知有り、疑有り決定有り、非疑非決定有り、麁有り、細有り、非麁非細有り。阿毘達磨諸論師の言はく、「法の倶生を許すこと斯に何の失があらん。謂く、諸の心所は展轉力によりて生ずるも、一心と相應する相と用とは各別なり。智とは般若をいひ、無知とは無明をいひ、非智非無知とは餘の心所法をいふ。疑とは猶預をいひ、決定とは智をいひ、非疑非決定とは餘の心所法をいふ。麁とは尋をいひ、細とは伺をいひ、非麁非細とは餘の心所法をいふ。諸の色法が異類倶生するが如く、心所も亦、爾るが故に、失有ること無きなり」と。

[21]有るが是の說を作す、「所緣の境に於て重ねて決擇するの義、是れ智の義なり。諸の有漏慧は所緣

【一五】集は大正本に業とあるもこは誤植なるをもてかく訂正せり。
【一六】智の名義に就きて。此に三種の解釋あり、第一說は、決定の義・是れ智の義となすもの、第二說は、境に於て重決擇するを智と名くとするもの、第三說は證知と了知との二義に由りて名けて智と爲すと說くものなり。
【一七】以下第一說——。決定の義、是れ智の義となすものにつきて。
【一八】特に、疑と相應する慧をも智と名くるに就きて。
【一九】譬喩者の心心所不倶生論——。
【二〇】對法者の諸心所倶生論。
【二一】以下智の名義に關する第二說——。

之を八智に攝せらるといふ。[九]宿住隨念智は、世俗智に攝せらる。尊者妙音は說く「宿住隨念智は六智に攝せらる、卽ち八智中より他心智を除く、過去法を緣ずるが故に。及び滅智を除く、有爲法を緣ずるが故に」と。評して曰く、應に知るべし、此の中、前說が理に應ずることを。[一〇]妙願智は、世俗智に攝せらる。尊者妙音は說く「妙願智は八智に攝せらる、謂く十智中、盡・無生智を除く、是れは見性なるが故に」と。評して曰く、應に知るべし此の中、前說が理に應ずることを。[一一]盡智と無生智とは、俱に六智に攝せらる。他心智を除くは、見性に非ざるが故にして、及び世俗智を除くは、是は無漏なるが故なり。此れに由りて八智は、一切智を攝するなり。

[一二]尊者僧伽筏蘇（Saṅghavarṣa）說きて曰く、「應に一智と說くべし、謂く決定智なり。決定の義は是れ智の義なるを以ての故に。此の決定智に二の差別有り。一には有漏にして、二は無漏なり。若し有漏なるは、自性に由るが故に世俗智と名け、若し無漏なるは對治の差別に由るが故に、復、二種を立つ。謂く、欲界を對治するものは法智と名け、色・無色界を對治するものは、類智と名く。卽ち前三智にして、若し能く他の心々所法を知るものなれば、これを他心智と名くるなり。又、無漏智は、行相の別に由りて復、四智を立つ。若し苦諦に於て四行相と作りて轉ずるものは苦智と名け、乃至若し道諦に於て四行相と作りて轉ずるものは道智と名くるなり」と。[一三]問ふ、若し決定智は、唯、一種或は二、或は三のみなれば、云何が此の納息中に八智と有りと立つるや。答ふ。五事を以ての故に八智有りと立つ。一に對治の故に、法・類智を立て、二に自性の故に、世俗智を立て、三に加行の故に他心智を立て、四に行相の故に苦・集智を立て、五に行相と所緣との故に滅・道智を立つるなりと。

[一四]尊者左受（Vāmalabdha）是の如き說を作す、「四種の愚を對治するが故に八智有りと立つるなり。四種の愚とは、一に界愚、二に心愚、三に法愚、四に諦愚なり。界愚を對治するが故に法・類智を立

【九】以下宿住隨念智に就きて――。

【一〇】以下妙願智に就きて――。

【一一】以下盡智無生智に就きて――。

【一二】**尊者僧伽筏蘇の決定智一智說と其の種々相。** 尊者僧伽筏蘇は、一切智を一の決定智なりとし、これを有漏と無漏とに分ち、更に、この二を自性、又は對治又は行相等より夫々八智に分つと主張するなり。

【一三】**尊者僧伽筏蘇の八智建立說**――。五事を以ての故なりと。

【一四】**尊者左受の八智建立說。** 四種の愚を對治せんが爲めなりと。

卷の第百六（第三編　智蘊）

（智蘊第三中、修智納息第四之二、舊、第四十五卷、頁三四三、中）

第二節　八智總論[一]

[二]或は一智にして一切智を攝するものあり、謂く法の智なり、法智の如きには非ず、智の體は是れ法なるを以ての故に。或は二智にて一切智を攝するもの有り、謂く有漏智と無漏智となり。或は三智にて一切智を攝するものあり、謂く、法智と類智と世俗智となり。或は四智にて一切智を攝するものあり、謂く前の三智に他心智を加へたるもの。或は五智にて一切智を攝するものあり、謂く世俗智と及び苦・集・滅・道智となり。或は六智にて一切智を攝するあり、謂く前五智に他心智を加へしもの。或は七智にて一切智を攝するあり、謂く八智中他心智を除くもの。或は八智にて一切智を攝するあり、謂く此の中に說く法智・類智・他心智・世俗智・苦智・集智・滅智・道智なり。

[三]問ふ、若し此の八智が一切智を攝すとせば、復、[四]八智あり、法住智・涅槃智・死生智・漏盡智・宿住隨念智・妙願智・盡智・無生智をいふ。是の如き八智は、何の智の攝なりや。答ふ、其の所應に隨ひて、皆、此に攝在す。謂く、[五]法住智は是れ因を知るの智なるが故に、三界の下・中・上の果法の所住の因を知るが故に、彼の智は卽ち此の四智に攝せらる、謂く、法・類・世俗・集智なり。[六]涅槃智は、是れ滅を知る智なるをもて、彼の智は卽ち此の四智に攝せらる、謂く、法・類・世俗・滅智なり。[七]死生智は、卽ち此の世俗智に攝せらる。尊者妙音說く、「死生智は卽ち此の四智に攝せらる、謂く、法・類・世俗・苦智なり」と。評して曰く、應に知るべし、此の中、前說が理に應ずることを。[八]漏盡智につきては、諸有の漏盡の法を緣ずるが故に漏盡智と名けしめんと欲する者は、これを四智に攝せらるといふ、謂く、法・類・世俗・滅智なり。諸有の漏盡の身を得するが故に漏盡智と名けしめんと欲する者は、

【一】本節は、總じて八智に就きて論究せる段にして、其の要項は、（一）一切智の種々なる分類の一として八智の地位を示し、（二）八智が一切智を攝盡するを述べ（三）特に法住智等の八智との關係を明かにし、（四）八智の建立に就きての說を擧げ、最後に、智の名義を說示するにあり。

【二】一切智の分類。

【三】法智等の八智が一切智を攝するに就きて。

【四】特に法住智等の八智が此の八智に攝せらるに就き。

【五】以下法住智に就き――。

【六】以下涅槃智に就きて――。

【七】以下死生智に就きて――。

【八】以下漏盡智に就きて――。

を窮盡するも、猶、是の如き二句の義の邊際を了すること能はず。況んや本論師が、佛所說の八智の義中に於て、能く增減すること有らんや。

[二]問ふ、佛は經中に於て、或は二智を說き、或は四智を說き、或は八智を說き、或は十智を說くに、何に緣りて尊者は、此の中但、八智に依りてのみ論を作るや。答ふ、此の八智は是れ處中の說にして、諸智を攝し盡すを以ての故に、依りて論を造るなり。謂く、二智等は皆是れ略說にして、智を攝すること盡さず、十智の契經は、智を攝し盡すと雖も、而も是れ廣說なり。唯、此の八智のみ諸智を攝し盡し、是れ處中に處するが故に、偏に之に依れるなり。復次に、是の如き八智は、學者と無學者と、及び有染者と無染者との身中に、俱に有るが故に偏に之に依る。盡智と無生智とは、唯、無學者と及び唯、無染者の身中にのみ得可きをもて、是の故に依らず。復次に、是の如き八智は通じて智と見との性なるが故に、偏に之に依るも、盡・無生智は見の性に通ぜざるをもて、是の故に依らず。復次に、是の如き八智は、[三]數〻修起するが故に偏に之に依るも、盡・無生智は數〻修起せざるをもて、是の故に依らざるなり。是の如き等の種々の因緣に由りて、此の中には但、八智のみに依りて論を作りしなり。

り。
(一)法智(Dharma-jñāna)、法智、法智
(二)類智(Anvaya-j.)、比智、未知智。
(三)他心智(Paracitta-j.)、他心智、知他心智。
(四)世俗智(Saṃvṛti-j.)、等智、等智。
(五)苦智(Duḥkha-j.)、苦智、苦智。
(六)集智(Samudaya-j.)、集智、習智。
(七)滅智(Nirodha-j.)、滅智、盡智。
(八)道智(Mārga-j.)道智、道智。
尙、十智は右の外に
(九)盡智(Kṣaya-j.)盡智、盡智。
(十)無生智(Anutpāda-j.)無生智、無生智。
處も、已に前章初頭に於て、「修智等」に關して明示し置けり。
【二】 **以下特に八智が處中の說なるに就きて。**
【三】 特に修道中屢〻起るをいふ。
此の中、特に、滅智を盡智と謬じて第九智と譯語上同じきは、譯語の不完全を示すもの。
【四】 是の如き等章及び解章の義は右註一に論述せるが如し。
【五】 **論起の所以。**
【六】 結蘊と定蘊中、八智に依り作論するに就きては前章初頭の註を參照せよ。
【七】 雜蘊中、一剎那の智に依りて作論する所は、雜蘊第一中、智納息第二發智第一卷大正二六、頁九一九、中及び婆沙第九卷を參照すべし。
【八】 次前の他心智納息中二智に依りて作論するは、其の初頭にあり、根蘊及び定蘊中二智に依りて作論する點も、前章の初頭を見よ。
【九】 根蘊中、四智に依りて作論するに就きても、前章の初頭に示せるが如し。
【一〇】 十智に依りて作論する

第四章[一] 八智十智等に關する論究

（智蘊　第三中、修智納息、第四之一　舊第五十五卷、頁三九〇、上
特に第四十五卷、頁三四二、下）

第一節[二] 八智にて作論する所以に就きて

【本論】[三] 八智有り、法智乃至道智をいふ。

[四]是の如き等の章及び解章の義は、既に領會し已りぬ。次に應に廣釋すべし。

[五]問ふ、何が故に尊者は、此の八智に依りて論を作すや。答ふ、諸の作論者は、欲するに隨ひて論を造るものなるをもて、詰責すべからず。故に本論師は自らの意欲に隨ひ、法相に違はずして、此の論を作れり。餘處にも亦、八智に依りて論を作れり。前の[六]結蘊と後の定蘊等の如し。有る處には、唯、一刹那の智にのみ依りて論を作す、[七]雜蘊の智納息中に說けるが如し、「頗し一智にして一切法を知るもの有りや。答ふ、無し」と。有る處には、唯、二智のみに依りて論を作る。[八]次前の納息と及び根蘊と定蘊との如し。有る處には、唯、四智に依りて論を作る、後の[九]根蘊の如し。有る處には、具さに[一〇]十智に依りて論を作る、謂く、本論師は所知の境に於て、具足して自相共相に了達し、欲するに隨つて論を造ること、或は略に、或は廣なるも、法相に違はざるが故に、責むべからず。復次に、作論者の意を詰責すべからず、謂く、此の八智は是れ佛の所說なるに、此の本論師は經に依りて論を造れり。經に八智を說き增減す可からざるをもて、尊者は一を減じて七を說き、一を增して九と說くこと能はざればなり。所以は何ん。諸佛の所說には增減無きが故に。又、佛の所說は無量無邊なり。義も無量、文も無邊なるを以ての故なり。大海の水の無量無邊なるが如し、深さも無量、廣さも無邊なるを以ての故に。假使、尊者舍利子等の諸大論師の數、百千那庾多に過ぐるもの等、同時に出世して、佛と經との二句義を釋せんが爲めの故に、百千俱胝等の論を整造し、覺慧

【一】本章を修智納息と稱するは、修行者が必須的に修習すべき智慧（八智又は十智）に就きて、之れを種々の方面より論ずるが爲めなり。以下發智論本納息頭初の頌文に據りて、本章の內容を概示すべし、頌に、

八智攝・成・修、相・緣・緣・斷・證、智知、想七善　此章願具說

とあり。即ち（一）先づ八智を示して（二）其れが相攝關係と、（三）成就問題とを論じ、（四）次に八智各自の修得に於ける相互の關係を述べ、（五）又八智の一一が幾智を緣ずるや、（六）八智の一一相望めて相互幾緣と爲るやを論究し、（七）八智各自の結類の斷と、（八）其の斷の證とを檢し、更に（九）四十二章の一一を十智中の幾智が認知するやを論述し、いはゞ附論として、（十）無常想及び（十一）七處善三義觀を述べて、其等の智との種々なる關係を論述するなり。

【二】本節は、修智納息に於て本論が八智によりて作論する所以を明かにせんとする段なり。

【三】八智を新舊鞞三譯對照せば次の如し、此の中、上は新譯、中は舊、下は鞞婆沙の順な

すなり。

現在前する時、能く未來の無量の刹那の善の有爲法を修するなり。此の所修の法の初め刹那の頃は、是れ正に得修なるも、而も現在には非ず、未來に在るが故に。

[九五] 此の中、現在なるを、正修なるものに對して問へるを、若し唯、得修のみに依りて說けば、應に四句と作るべけん。謂く、(1)或は有るは現在なるも正修に非ざるあり、曾得道の今現在前するものの如し。(2)或は有るは正修なるも、現在に非ざるものあり、修の未來なるもの丶初刹那の頃の如し。(3)或は有るは、現在にして亦、正修なるものあり。未曾得道の現在前するもの丶如し。(4)或は有るは現在なるにも非ず亦、正修にも非ざるものあり。道の過去なると、及び未來の已に修し已に息むもの丶如し。此の中、通じて得と習との修に依りて說くが故に、現在を以て正修に對して問ふに、唯、順前句を作して答へしなり。現在の道は、必ず習修有るを以て正修と名くるが故に。

[九六] 問ふ、若し上果より退して下果に住する時、所得の下果を得修と名くるや。答ふ、得とは名くるも修には非ず。問ふ、彼れは還た、所退の果を進みて得する時、所得の上果は、得修と名くるや不や。答ふ、若し過去のものなれば、得と名くるも修には非ず。若し[九七]未來なるものは、名けて得修と爲す。[九八]問ふ、何が故に過去のものは、得と名くるも修に非ずして、未來のものは得修と名くるや。答ふ、若し現在の道にして彼れが與めに因と爲るものなれば、彼を說きて得修と爲す可きも、現在の道は過去所得の果の與めに因たるの義無きが故に、過去の道は得と名くるも修には非ず。[九九]問ふ、諸の上果を退して下果に住する時、所得の未來の下の無漏果には、既に現在の無漏の得の因有り、何ぞ修と名けざるや。答ふ、若し現在の因が、勝進に由るが故に未來を得するものなれば、彼れは修と名くべきも、退して下果に住する時の現在の無漏の得は、是れ彼の因たりと雖も而も勝進に非ざるが故に、修と名けず。現在の得に由りて、彼の未來を修せざるが故に。但、退に由るが故に、彼の得が現前するなり。

【九六】 **退して下果に住する時、下果は得修と名くるや否や。** 舊は以下を、「問、退ニ阿羅漢果一住ニ須陀洹果一時、須陀洹果、但是得亦是修耶。答曰、但是得不ㇾ修。若還得ニ阿羅漢果一時、但是得亦是修耶。答曰、過去者是得非ㇾ修。未來者、是得亦修」と譯ぜり。

【九七】 蓋し未來のものも、過去果よりも、勝進なるものたるを要することと次に詳說するが如し。

【九八】 **得道にして得修と名けらるべきものの內容に就きて。** 本項は、前項の意味を更に解說せしもの。

【九九】 問意は前述の如く若し現在の道にして、彼れが與めに因たらば、得修と名け得べしといはゞ、例せば羅漢果より退して預流果に住する時、其の未來の預流果に對しては、現在の無漏の法の得は、當に因(同類)たるべし。若し然らば、未來の預流果にとり、現在の果の得はやはり得修といひ得べきに非ずやとなり。これに對して答意は、假令現在法の得が、未來のある法に對して因たり得るとするも、曾得の法よりも勝進なる未來の法の因たるものに非ずんば、得修とは名け得ずといふにあり。

と爲す」と。評して曰く、應に是の說を作すべし、有漏道は、有漏無漏道を以て種類と爲し、無漏道は無漏・有漏道を以て種類と爲す」と。所以は何ん。一一の現前に、俱に未來の二種の道を修するが故に、彼の勢力に由りて未來に修する者は、皆說きて彼の種類と爲す可きが故なり。

[八九]律儀の種類とは、[九〇]業蘊に說くが如し、「若し過去の戒を成就すれば、亦、未來と現在との此の種類の戒も成就するや」と。此の中、律儀は律儀を以て種類と爲す。卽ち別解脫律儀は別解脫律儀を以て種類と爲し、靜慮律儀は靜慮律儀を以て種類と爲し、無漏律儀は無漏律儀を以て種類と爲し、律儀の加行は律儀の加行を以て種類と爲し、律儀の後起は律儀の後起を以て種類と爲す。中に於て、表は表を以て種類と爲し、無表は無表を以て種類と爲すなり。

[九一]界の種類とは、[九二]根蘊に說くが如し、「若し此の種類の眼根を成就すれば、亦、此の種類の身根をも成就するや」と。此の中、若し是れ此の界の法は、還た此の界の法を以て種類と爲す。謂く、欲界の法は欲界の法を以て種類と爲し、色界の法は色界の法を以て種類と爲し、無色界の法は無色界の法を以て種類と爲すなり。

[九三]相似の種類とは、毘奈耶に說くが如し、[九四]「尊者物犢子は左手に光を放ち、右手に臥具等を分けて、相似の種類の苾芻に與ふ」と。相似の種類の苾芻とは、謂く、素怛纜を持する者は、素怛纜を持する者と同じく一處に在らしめ、毘奈耶を持する者は毘奈耶を持する者と同じく一處に在らしめ、阿毘達磨を持する者は、阿毘達磨を持する者と同じく一處に在らしめ、阿練若に居する者は阿練若に居する者と同じく一處に在らしめ、諸の苾芻の種類同じき者は共に一處に在らしむるをいふ。談論・靜默、互に相ひ隨順し、諸の善法を修して憂惱無きが故に。契經に亦、說く、「諸の有情類の諸の界は各別なるに、種類同じき者は、更に相愛樂す。惡者は惡を樂しみ、善者は善を樂しむ」と。

右の四の種類中に於て、此の中、但、修の種類のみに依りて論を作す。謂く、不淨觀乃至盡智の

【八九】以下律儀の種類に就きて――。

【九〇】業蘊第四中、表無表納息第四（發智第十二卷大正二六、頁九八〇、上及び婆沙、百二十三卷）參照すべし。

【九一】以下界の種類に就きて。

【九二】根蘊第六中、觸納息第三（發智第十五卷、大正二六頁九九七、上、婆沙、第百四十九卷）參照せよ。

【九三】以下相似の種類に就きて――。

【九四】尊者物犢子は、舊に尊者陀婆摩羅子（Dabba-Mallaputta）といふ。此の物犢子比丘が指頭に光を放ち、僧衆に種々の臥具等を與ふるの記事に關しては、雜寶藏經第三（大正四、頁四五七上）を參照せよ。又、相似の種類の比丘衆に關しては雜阿第十六卷第四百四十七經（大正二、頁一一五）を參照すべし。

【九五】此の云云とは、直前の本論の現在の諸道と正修の法との關係論を指す。此の關係論に於て本論文は、正修と得修とある中、兩者に依りての論述なるが故に、順前句を作せるも、若し後者にのみ依りて論をなせば如何なる關係になるやを以下論ずるにあり。卽ち得修のみに依れば、文の如く四句分別と爲るべきを明

修の法は初刹那の頃、未だ已に修せずと名く、今正に得修するが故に。亦、未だ已に息まずと名く、正に所作事を作すが故に。此の所修の道は猶、未來に在るなり。

[八五]【本論】（四）有る道は、未來なるにも非ず、亦、未だ已に修し已に息まざるにも非ざるものあり、謂く、道の過去なると、及び曾得道の今、現在前するものなり。

道の過去なるとは、已に修し已に息むものなること前已に說けるが如し。及び曾得道の今現在前するものとは、先に得修有る故に已修と名け、所作已に辦ずるが故に、已に息むと名く。卽ち是は曾得の不淨觀等の現在前する時なり。問ふ、此の道の現在なるは、今習修するが故に、正に作事するが故に、應に未だ已に修し已に息まずと名くべけんに、云何が未だ已に修し已に息まざるに非ざるものと說くや。答ふ、習修に依れば、應に唯、過去の道のみ是れ此の句の攝と說くべきなりと雖も、而も得修に依るが故に、亦、現在の曾得道をも說きて此の句と爲すなり。

[八六]【本論】諸の道の現在なるは、皆正に修するや。答ふ、諸の道の現在なるは、皆正に修するなり。

謂く、若し現在の未曾得道なれば、得と習との二修に由るが故に正修と名くるも、若し現在の曾得道なれば、但、習修にのみ由るが故に、正修と名くるなり。

【本論】有る道は正修なるも現在なるに非ざるものあり。謂く、未曾得道の初めて現在前するとき所修の未來の彼の種類の道なり。

[八七]然も種類に四種あり。一に修の種類、二に律儀の種類、三に界の種類、四に相似の種類なり。

[八八]修の種類とは、此の中に說くが如き、未曾得道の初めて現在前するとき、所修の未來の彼の種類の道をいふ。此の中、有るが說く、「有漏道は有漏道を以て種類と爲し、無漏道は無漏道を以て種類

【八五】第四俱非句——。此の中、道の過去なるものとは、例せば、不淨觀乃至盡智が現前し、次いで第二刹那に至りし時、第一刹那の道は卽ち是れ道の過去なるものにして、已修已息といひ得るが如きなり。

【八六】現在の諸道と正修の法との關係。こは順前句を作す。

【八七】特に種類の四種に就きて。

【八八】以下修の種類に就きて、是に異說あるも評家の說は有漏道は有漏無漏道、無漏道は無漏有漏道をこゝに修の種類とすと言ふにあり。

【本論】 有る道は已に修し已に息むも、過去なるに非ざるものあり。道の未來の已に修し已に息むをいふ。

不淨觀乃至盡智が現在前する時に、能く未來の無量の刹那の善なる有爲法を修するときの如し。此の所修の法は、第二刹那已後は、皆已修と名く、已に得修有るが故に、亦、已息と名く。所作已に辦ずるが故に。而も過去には非ずして、[七八]未來に在るが故なり。

【本論】[七九] 諸の道の未來なるは、皆、未だ已に修し、已に息むにあらざるや。答ふ、應に四句を作すべし。

義定まらざるが故に。

【本論】[八〇] (一)有る道は未來なるも、未だ已に修し已に息まざる に非ざる もの あり。謂く、道の未來なるものにして、已に修し已に息むものなり。

[八一]此は以前の所說の如きもの、是れなり。

【本論】[八二] (二)有る道は未だ已に修し已に息まざるも、未來なる には非ざるものあり。謂く、未曾得道の初めて現在前するものなり。

[八三]未曾得の不淨觀乃至盡智が正に現在前するとき、此は未だ已に修せず、正に得修と及び習修と有るが故に。亦、未だ已に息まず、正に所作事を作すが故に。而も未來に非ずして現在に在るが故なり。

【本論】[八四] (三)有る道は未來なるものにして、亦、未だ已に修し已に息まざるものあり。謂く、道の未來なるものにして未だ已に修し已に息まざるものなり。

不淨觀乃至盡智の現在前する時、能く未來の無量の刹那の善なる有爲法を修するをいふ。此の所

【七八】 大正本には、未來の上に現の字あるも、宮本に隨ひて之を除去せり。

【七九】 **未來の諸道と未已修未已息法との關係**　此の兩者に夫々寬狹あるが故に以下四句分別をなす。

【八〇】 第一單句――。

【八一】 不淨觀乃至盡智現起の第二刹那後に於ける未來の諸道なり。

【八二】 第二單句――。

【八三】 こは第一句は不淨觀乃至盡智が現在前する第二刹那以後の未來の其等の諸法を意味するに對して、第二句は此等が現前せる初刹那に於けるものを指す。

【八四】 第三俱是句――。こは、不淨觀乃至盡智が現前した初刹那に於ける未來の道を云ふ。

いふ、契經に說くが如し、「此の六根に於て善く調伏し、善く覆藏し、善く守護し、善く攝し、善く修し、能く後樂を招く」と。分別修とは、色身を分別するをいふ。契經に說くが如し、「此の身中に、髮毛爪齒有り、乃至廣說」と』と。此の國の諸師は說く、「後の二種は、即ち是れ對治と除遣との修の攝なり。故に、一切の修には、唯、四種のみ有り」と。

此の中、前の二修に依りて論を作る。[七四]然も四種修の歷法を分別すれば、應に四句を作すべし。(1)有る法は是れ前の二修にして後の二修に非ざるあり。謂く無漏有爲法なり。(2)有る法は是れ後の二修にして前の二修に非ざるあり、謂く染汚と無覆無記との有爲法なり。(3)有る法は是れ前の二修にして亦、是れ後の二修なるものあり。謂く善の有漏法なり。(4)有る法は前の二修にも非ず、亦、後の二修にも非ざるあり、謂く無爲法なり。

[七五]問ふ、修とは是れ何の義なりや。答ふ、熏發の義是れ修の義、習學の義是れ修の義、明淨ならしむるの義是れ修の義なり。

[七六]有爲の善法の現在なるは習修の所顯にして、未來なるは得修の所顯なり。現在なるは、習するが故と得するが故とにて修と名け、未來なるは唯、得するが故のみにて修と名く。現在なるは受用の故に修と名け、未來なるは引發の故に修と名く。現在なるは身に在るが故に修と名け、未來なるは得を起すが故に修と名く。現在なるは現前の故に修と名け、未來なるは成就の故に修と名く。現在なるは、正に所作事を作すが故に修と名け、未來なるは遙の與欲の如くなるが故に修と名くるなり。

[七七]**【本論】** 諸の道の過去なるは、皆已に修し已に息むや。答ふ、諸の道の過去なるは、**皆已に修し、已に息む。**

已に修すとは、過去の善をいふ。已に得と修との二修有りしが故に。已に息むとは、過去法をいふ。所作已に息むが故に。

は治淨修と譯ぜり。

【七二】 西方諸師の六種說。

【七三】 防護修(Saṃvara-bhāvanā)を舊は戒修と譯じ、分別修(Vibhāvana-bhāvanā)は舊は同じきも、玄奘の俱舍論は觀修と譯じ、眞諦は擇修と譯ぜり。

【七四】 四種修法の歷法。 之に四句分別あり。即ち四修の中、前二修と後の二修との相互關係を檢するに、前二者は善の有爲法より建立するに由り、有爲無漏法をも包含する點、一切の有漏法のみに依りて建立せらるる後の二修より寬なるも、後の二修が染汚と無覆無記法をも包含する點、前二修の唯善のみより建立せるものより廣し。從つて夫々の點に寬狹あるが故に、以下、四句分別を作して、其の間の關係を明むるなり。

【七五】 修の意義。

【七六】 特に習修と得修との意義に就き。

【七七】 過去の諸道(善法)と已修已息法との關係。 之は順前句をなすこと本文の如し。

定より出で已りて便ち般涅槃し、復び此の定を起さず、亦、聖道をも起さざるなり」と。評して曰く、應に是の說を作すべし、「此の定を得する者は、欲するに隨ひて現前し、時に決定無きなり」と。

[六八]問ふ、聖道の無間に此の定現前するも、此の定の無間に聖道を起すや不や。答ふ、此の定の無間に聖道を起さず。所以は何ん。聖道を厭ふが故なり。有るが是の說を作す、「此の定の無間にも亦、聖道を起す」と。問ふ、此の定の無間に若し聖道を起せば、云何にしてか此は聖道を厭ふと說けるや。答ふ、此の定は、能く聖道を厭背すと雖も、然も聖道が能く此の定を厭背するに如かず。聖道は能く此の定を厭背すると雖も而も、聖道の後に此の定が現前するなり。此の定は能く聖道に厭背すと雖も、此定の後に聖道寧んぞ現前せざらんやと。評して曰く、應に是の說を作すべし、「聖道の無間に此定は現前するも、此の定の無間に聖道を起さず。無用なるを以ての故に。此れに由りて應に知るべし、前說が理に應ずることを。

[六九]問ふ、此の定は諸煩惱を斷ずること能はず。亦、殊勝の功德をも引くこと能はざるに、何に緣りてか聖者は數〻起すこと有りや。答ふ、四因緣を以て數〻起すこと有るなり。一に現法樂に住するが故に、二に功德に遊戲するが故に、三に本所作を觀ずるが故に、四に聖財を受用するが故なり。復次に、此の三摩地は勢用微密なるをもて、定に自在なる者は、乃ち能く現前するが故に、數〻之を起して、勝觀に遊戲するなり。

[七〇]第二十九節　三世の諸道の習修・得修に就きて

【本論】　諸の道の過去なるは、皆已に修し已に息むや。乃至廣說。

[七一]修に四種あり、一に得修、二に習修、三に對治修、四に除遣修なり。得修と修習とは、一切の善有爲法にいひ、對治と除遣修とは、一切の有漏法にいふ。[七二]西方の諸師は說く、「修に六有り、謂く、前の四種に更に二修――[七三]一に防護修、二に分別修――を加ふるなり。防護修とは、諸根を防護するを

【六八】　重三摩地の無間に聖道を起すや否や。　婆沙の正說は無用なるが故に、起さずといふにあり。

【六九】　聖者が重三摩地を屢起す所以。――四因緣に依る。

【七〇】　本節は發智論本納息の第八問題たる修に關して論述するなり。玆に修と云ふは三世の諸道、即ち有爲の善法の習修と得修をいふ。以下、本節の內容を略記せば、(一)先づ修をいふに四種又は六種あるを擧示し、(二)修の意義を檢し、(三)特に習修と得修によりて作論する關係上、この二義を明にし、(四)次に本論主要の研究題目たる、三世の諸道と修、即ち過去なると已修已息、未來なると未已修未已息、現在なると正修との關係を論述し、(五)附論として、種類の四種義を述べ、(六)退時所住の果が得修といひ得べきや否やを論じて最後に得修と稱し得べき法を論究せり。

【七一】　修の四種に就きて。　此の中、(一)得修(Pratilambha bhāvanā)は舊も同じ、(二)習修(Niṣevaṇa-bhāvanā)は舊は行修と譯じ、(三)對治修(Pratipakṣa-b.)は舊も同じ、(四)除遣修(Vinirdhāva-b.)は、舊は除去修と譯じ、眞諦

學は能く起すも、有學は非らず。不時解脫は能く起すも時解脫は非らず。所以は何ん。若し定に於て自在を得、及び煩惱無き身のみが、方に能く此の三摩地を起すが故に。一切の異生と及び信勝解には此の二事倶に無く、見至は定に於て自在を得ると雖も、而も身中に猶、煩惱有り。時解脫は身中に煩惱は無しと雖も、而も定に於て自在を得ざるが故に、皆、此の定を起すこと能はず。唯、不時解脫に有りてのみ二事を具するが故に、能く此の定を起すなり。

（六三）問ふ、何時が是れ此の三摩地なりや。初刹那なりとせんや、總じて相續なりとせんや。若し初刹那が是れ此の定なりとせば、後に相續するものは、何定と名くるや。若し總じての相續が是れ此の定なりとせば、（六四）識身論の說を當に云何が通ずべきや。論に說くが如し、「頗し法の是れ世間・有漏・有取・取蘊の所攝にして、內に依りて起り、擇に因りて生じ、唯、善性にして欲界繫の定の、無漏より無間にして生じ、無漏法を緣じ、唯、是れ聖者のみの不共の法なるも、異生と共なるに非ざるもの有りや。答ふ、有り、欲界繫の空々・無願無願・無相無相三摩地をいふ……」と。（六五）有るが是の說を作す、「唯、初刹那のみ是れ此の定の攝なり」と。問ふ、若し爾らば、後に相續する者は、何の定と名くるや。答ふ、彼れは是れ此の定の相似の善根なるも、此の定の攝に非ずと。（六六）復、說者あり、「總じて諸の相續は、皆是れ此の定なり」と。問ふ、若し爾らば識身論の說を當に云何が通ずべきや。答ふ、彼の論は總じて此の定の種類を說けるなり。「謂く、此の定の前後は多刹那なりと雖も、而も皆是れ此の定の一種類の攝にして、此は無漏より無間にして生ずるが故に、彼に違はざるなり。若し別說せば、初刹那の定は、無漏に次ぎて生じ、無漏法を緣ずるも、後に相續するものは、無漏より無間にして生ずるに非ずと雖も、而も無漏を緣ずるなり。

（六七）問ふ、此の重三摩地は何時現在前するや。有るが是の說を作す、「涅槃に臨む時、方に此の定を起す。謂く、阿羅漢が般涅槃するに臨むや、復び聖道を起し、次に聖道の後に此の定を現前し、此の

【六三】**定中、重三摩地と稱すべき期間に就きて。**此に以下二說あるも、何れも有人の說にて、評者の決定說を掲げず。

【六四】識身足論第十一卷、（大正二六頁五八四、上）を參照すべし。

【六五】初說――、初刹那のみ重三摩地の攝なりとする說。

【六六】第二說――、總なる諸相續は重三摩地の攝なりとするもの。

【六七】**重三摩地現起の時機に就きて――。**此に二說あり、一は、涅槃に臨む時に現前すといひ、二は隨意に現前し得と爲す、此の中、後者を婆沙正說となす。

る空と無願との三摩地は總じて一切の聖道を緣ず」と、彼は又、說く、「此の二は三世にして、皆三世を緣ずるも、無相無相三摩地は唯、離世のみを緣ず」と。

[五八]善・不善・無記をいへば、皆是れ善にして、善・不善・無記を緣ずるやをいへば、前の二は唯、善のみを緣じ、後の一は唯、無記のみを緣ず。

三界繫・不繫をいへば、皆、三界繫に通じ、三界繫・不繫を緣ずるやをいへば、皆不繫を緣ずるなり。

學・無學・非學非無學をいへば、皆是れ非學非無學にして、、學・無學・非學非無學を緣ずるやをいへば、前の二は無學を緣じ、後の一は非學非無學を緣ず。

見・修所斷・不斷をいへば、皆是れ修所斷にして、見・修所斷・不斷を緣ずるやをいへば、皆不斷を緣ずるなり。

名を緣じ義を緣ずるやをいへば、皆義を緣じ、自・他相續・非相續を緣ずるやをいへば、前の二は自相續を緣じ、後の一は非相續を緣ず。

加行得・離染得をいへば、皆、二得に通じ、曾得・未曾得をいへば、皆唯、[五九]未曾得のみなり。

[六〇]問ふ、此の三重三摩地は、何處にて誰れが起すや。答ふ、欲界にて起すも、色・無色界には非ず。人趣は起すも餘の趣には非ず。三洲が起すも北洲には非ず。三洲中の女・男は俱に能く起すも、[六一]扇搋(saṇḍha)等には非ず。尊者瞿沙伐摩說きて曰く、「唯、贍部洲のみ能く起すも、餘洲には非ず。唯、男身は能く起すも、女身には非ず。所以は何ん。此の定は唯、强勝身にのみ依るが故なり。唯、贍部洲の男身のみ强勝なればなり」と。評して曰く、應に知るべし、此の中、前說が理に應ずることを。三洲の女・男は俱に强勝なるが故に。贍部洲の男が、心定に於て俱に自在を得るが如く、東西二洲と及び此の洲の女も亦、心定に於て俱に自在を得るが故に、皆强勝なり。

[六二]問ふ、何等の補特伽羅が能く此の三摩地を起すや。答ふ、聖者は能く起すも、異生は非らず。無

【五八】以下重三摩地の三性乃至曾得未曾得分別——。

【五九】此の重三摩地は後有を受けざる不時解脫のみの得するものなるを以て曾得たるの理無ければなり。

【六〇】**重三摩地所起の處と趣と洲と男女等に就きて。**贍部洲の男女人の共得なり。

【六一】扇搋等とは、扇搋、半釋迦、二形等男女根の欠けたるもの、又は無勢なるもの、不完全のもの等を指す。

【六二】**特に重三摩地は不時解脫のみが能く起すに就き。**

が故に、例とすべからず。復次に、滅の義は濫りに多きに、靜の義は濫りに少なし。謂く、滅には三有るも、靜には唯、二のみなる故に。若し復、靜行相と作らずんば、此は更に何の行相と作らんや。[五二]問ふ、何が故に此の定は妙行相と作らざるや。答ふ、非擇滅は妙法に非ざるを以ての故なり。所以は何ん。[五三]品類足に說く、「云何が妙法なりや、謂く善無漏法なり」と。非擇滅は無記なるが故に、妙法に非ざるなり。問ふ、何が故に此の定は離行相に作らざるや。答ふ、非擇滅は離法に非ざるを以ての故なり。所以は何ん。[五四]品類足に說く、「云何が離法なりや。謂く欲界の善戒と、色・無色界の出と離との所生の諸の善の等至と、學法と無學法と及び擇滅となり」と。此の定の所緣たる非擇滅には、彼の所說の離法の相無きが故なり。

[五五]此の重三摩地の所緣をいへば、空々及び無願無願三摩地のにつきては、有るが說く、「別して最後の刹那の聖道を緣ず」と。有るが說く、「別して最後の刹那の聖道と倶生する三摩地を緣ず」と。有るが說く、「總じて相續の聖道を緣ず」と。有るが說く、「總じて相續の聖道と倶生する三摩地を緣ず」と。無相無相三摩地は非擇滅を緣ず。

[五六]念住をいへば、皆、唯、法念住とのみ倶なり。

智をいへば、皆、唯、世俗智と倶なり。三摩地をいへば、即ち是は有漏の三摩地にして、無漏の三摩地に非ず。根相應をいへば、三根と相應す、謂く、樂・喜・捨なり。

三世をいへば、是れ三世。[五七]三世を緣ずるやをいへば、空々と及び無願無願との三摩地が、若し過去と現在とに在れば、過去のみを緣じ、若し未來に在るにつきては、諸有の別して最後の刹那の聖道或は彼の倶生の三摩地を緣ぜしめんと欲する者、彼れは說く、「正起なるは現在を緣じ、餘の未來なるは三世を緣ず」と。諸有の總じて相續の聖道或は彼の倶生の三摩地を緣ぜしめんと欲する者、彼れは說く、「正起なるは過去と現在とを緣じ、餘の未來なるは、三世を緣ず」と。有餘師の說く、「重な

【五二】 **特に重無相定が妙・離行相と作らざる所以。**

【五三】 品類足論第六卷（大正二六、頁七一六、下）に「妙法云何、謂無漏有爲法、及擇滅」とあるを指す。

【五四】 品類足論第六卷（大正二六、頁七一六、中）に、「離法云何、謂欲界繫善戒、色無色界繫・出離・遠離所生善定、及學無學法幷擇滅」といふを指す。

【五五】 以下重三摩地の所緣分別――。

【五六】 以下、重三摩地の念住・智・乃至三世分別。――

【五七】 以下、重三摩地の緣三世分別――。此は前の所緣分別に順じて種々の異說あること文の如し。

むるも、此の重空定は、聖道を厭背し、尙、能く聖道をも捨す、況んや生死を捨せざらんや。故に、唯、空行相の聖道の後にのみ現在前するなり。[四五]問ふ、何が故に此の定は非我行相と作らざるや。答ふ、若し諸法の非我を見るも空と爲るを見ざる者は、生死を厭ふと雖も、而も增勝ならず。若し空と爲るを見れば、則ち生死に於て厭力增勝す。恰も、人の道に在りて獨り行くとき、遇〻一伴に逢ふに、已れに屬するに非ざることを知ると雖も、而も大愁ならず、後に若し別るゝ時は便ち極めて愁惱する如くなるが故に、空行相は生死を厭ふことに於て非我に勝る。是れに由りて此の定は非我行相と作らざるなり。[四六]無願三摩地には十行相あるも、無願無願三摩地には、唯、無常行相のみ有り。所以は何ん。唯、無常行相の聖道の後にのみ現在前するが故なり。[四七]問ふ、何が故に此の定は唯、無常行相の聖道の後にのみ現在前するや。答ふ、無常行相と有と相違するを以て、能く有情をして速かに生死を捨せしむればなり。此の重無願定は聖道を厭背し、尙、能く聖道を捨す、況んや生死を捨せざらんや。故に、唯、無常行相の聖道の後にのみ現在前するなり。[四八]問ふ、何が故に此の定は苦行相と作らざるや。答ふ、聖道は苦に非ざるが故なり。問ふ、何が故に此の定は集を緣ずる四行相と作らざるや。答ふ、聖道は三有を招くこと能はざるが故なり。問ふ、何が故に此の定は道を緣ずる四行相と作らざるや。答ふ、此の定が若し道を緣ずる四行相と作らば、應に聖道を欣ぶべく、厭背するべからざればなり。[四九]無相三摩地に四行相あるも、無相無相三摩地には、唯、靜行相のみ有り。所以は何ん、唯、靜行相の聖道の後にのみ現在前するが故なり。[五〇]問ふ、何が故に此の定は滅行相と作らざるや。答ふ、滅に二種あり、一に非擇滅、二に無常滅なり。若し滅行相と作れば、則ち何の滅を緣ずるやを知らざればなり。[五一]問ふ、若し爾らば、亦、應に靜行相にも非ざるべけん。謂く靜にも亦、二種有り。一に非擇滅、二に擇滅なり。若し靜行相を作せば、則ち亦、何の靜を緣ずるやを知らざるべけん。答ふ。有る處には二滅を說くも、處として二靜を說くものなき

苦智中の無常行相のみなるを以て、空々定と同じく、法・類・苦智の後に起るといふ可く、最後に無相無相定の行相は、滅智中の靜行相のみを作るが故に、滅智の起りし後、これを緣じて次に起るをもて、法・類・滅智の後に起るといふ可ければなり。

【三九】謂くは大正本に諸とあるも誤植なり。

【四〇】特に地別に依る重三摩地と聖道との關係。

【四一】重三摩地の諸門分別。

【四二】以下界地分別。

【四三】以下行相分別。

【四四】特に空々定が空行相の聖道後にのみ現起する所以。

【四五】特に、空々定が非我行相と作らざる所以。

【四六】以下、無願無願三摩地の行相に就きて。

【四七】特に重無願定が無常行相の聖道直後に現起する所以。

【四八】特に重無願定が無常以外の行相と作らざる所以。

【四九】以下無相無相三摩地の行相。

【五〇】特に重無相定が滅行相と作らざる所以。

【五一】特に重無相定が靜行相とのみ作る所以。

も亦、是れ寂靜なり。三有爲相は皆寂靜なるが故に。恰も旃荼羅が柴木を積集して死屍を燒く時、手に長竿を執りて斂撥して盡さしめ、後、亦、竿を燒くが如く、此等も亦、是の如し」といふにあることを。

[三五]問ふ、何時、此の重三摩地を得するや。有るが是の說を作す。「見道中に得す、現觀邊の世俗智を得する時の如く、亦、此をも得するが故に」と。或は復、說者有り、「修道中に得す。聖者が離染に變化心を得する時の如く、亦、此をも得するが故に」と。復、說者有り、「盡智の時得す。盡智の時、三界の有漏の善根を修得するが如く、亦、此をも得するが故に」と。評して曰く、應に是の說を作すべし、「若し應に此の三摩地を得すべき者なれば、彼れが非想非々想處の染を離るゝ時、乃ち是の如き重三摩地を得す。[三六]されど皆が能く得するには非ず。諸の得を有する者も後に加行を起して、方に現在前す。佛は加行無く、獨覺は中加行有り、聲聞は中と上との加行有りて得すなり。

[三七]問ふ、此の重三摩地は、幾智の後に現在前するや。答ふ、[三八]四智の後に現在前す。謂く、法智・類智・苦智・滅智なり。此は則ち總說なり。若し別說すれば、欲界の重三摩地は、三智の後に現在前す、[三九]謂く、法・苦・滅智なり。色・無色界の重三摩地は、三智の後に現在前す、謂く、類・苦・滅智なり。[四〇]欲界の重三摩地は、未至定所攝の聖道の後に現在前し、非想非々想處の重三摩地は、無所有處所攝の聖道の後に現在前し、餘地の重三摩地は、皆自地所攝の聖道の後に現在前するなり。

[四一]此の三重三摩地の[四二]界をいへば、三界に通じ、地をいへば、十一地——謂く未至定と靜慮中間と四根本靜慮と四根本無色と及び欲界となり——に在り。所依をいへば、唯、欲界身のみに依る。[四三]行相をいへば、空三摩地には二行相あるも、空々三摩地には、唯、空行相のみあり。所以は何ん。唯、空行相の聖道の後にのみ現在前するが故なり。[四四]問ふ、何が故に此の定は唯、空行相の聖道の後にのみ現在前するや。答ふ、空行相は有と相違するを以て、能く有情をして速かに生死を捨せし

【三五】重三摩地を得する修行上の位時に關して、空・無願・無相等の三摩地は見道位に於て得ることは前說の如くなるも、此の三重三摩地は、然らば、修行道程上、如何なる時位に於て獲得するかを、本項は論ぜんとするものなり。而も、これに就きて以下(一)見道中に得すとなす說、(二)修道中なり、(三)盡智の時なり、(四)有頂の離染時に得すなりと爲す說との四異說を擧ぐ。此の中、最後の說を、婆沙評家の正說とす。即ち、金剛喩定現前時なりと。然も凡ての補特伽羅がこれを得するに非ずして、不時解脫種姓者の有頂離染時に得すといふは、以下の所論によりて知らるる所なり。

【三六】重三摩地を得する諸補特伽羅と加行の有無。

【三七】重三摩地は幾智の後に現前するやに就きて。

【三八】重三摩地が法・類・苦・滅の四智の後に現前すと爲す所以は、其等の行相に隨ふが故なり。即ち空々定の行相は唯、苦智中の空行相のみなるを以て、苦智の後、空智を緣じて起り、隨つて空法智と空類智との後に起るといふ可く、無相無相定の行相は、同じく

三重三摩地有り、空々三摩地、無願無願三摩地・無相無相三摩地をいふ。[28]施設論に說く、[29]「云何が空々三摩地なりや。謂く、苾芻あり、有漏有取の諸行は皆悉く是れ空なりと思惟し、此の有漏有取の諸行は、空にして常・恒・不變易法と我及び我所たるものとは無しと觀じ、是の如く觀ずる時、無間に、復、心々所法を起して、前の空觀も亦復是れ空なりと思惟し、此の空觀も亦、空にして、常恒・不變易法と我及び我所たるものと無しと觀ず。恰も人が、積聚する衆多の柴木を火を以て之を焚き、手に長竿を執りて、周旋斂撥して、都てを盡さしめんと欲し、旣に將に盡きんとするを知り、執る所の長竿をも亦、火中に投じ、燒きて同じく盡さしむるが如し。

[30]云何が無願無願三摩地なりや。謂く、苾芻有り、有漏・有取の諸行は皆悉く無常なることを思惟し、此の有漏有取の諸行は非常非恒にして、是れ變易法たることを觀ず。是の如く觀ずる時、無間に復、心々所法を起して、前の無常觀も亦復、是れ無常たりと思惟し、此の無常觀も亦、非常非恒にして、是れ變易法なりと觀ず。――喩は前の如し。

[31]云何が無相無相三摩地なりや。謂く、苾芻有り、擇滅は皆是れ寂靜なりと思惟し、此れは諸依を棄捨せる[32]愛の盡・離・滅・涅槃なりと觀ず、是の如く觀ずる時、無間に復、心々所法を起して、[33]寂靜を思惟して、非擇滅と觀ずることも亦、是れ寂靜なりとす。此の非擇滅を觀ずることにも亦、生等の諠雜法無きが故に。――喩は前說の如し――」と。

[34]應に知るべし「彼の論所說の義は、謂く、先に空定を起して五取蘊を觀じて空と爲し、後、空々定を起して、前の空觀を觀じて亦、空と爲す。謂く、空を觀ずる者も亦、是れ空なるが故に。先に無願定を起して五取蘊を觀じて無常と爲し、後、無願無願定を起して、前の無願觀も亦、是れ無常と觀ず。謂く無常を觀ずる者も亦、是れ無常なるが故に。先に無相定を起して擇滅を觀じて寂滅と爲し、後、無相無相定を起して、無相觀も亦、是れ寂靜なりと觀ず。謂く、寂靜とは非擇滅なりと觀ずる

曇部十一、頁、二五八、註八六參照のこと)。

【二七】本節は、發智論の第七問たる三摩地論を正論とせばいはゞ續論と稱すべき三重三摩地即ち空々三摩地(空空定)(Śūnyatāśūnyatā-samādhi)と無願無願三摩地(Apraṇihitāpraṇihita-s)と無相無相三摩地(Animittānimitta-s.)とに就きて詳論せんとする段なり。

【二八】施設論所說の三重三摩地の定義。現存施設論には此の論文を欠く。

【二九】以下、空々三摩地に就きて。

【三〇】以下、無願無願三摩地に就きて。

【三一】以下、無相無相三摩地に就きて。

【三二】舊は盡愛・離欲・滅盡・涅槃とせり。

【三三】寂靜を思惟して云云とは無相無相三摩地は靜行相にして亦、これ非擇滅なるを以て、この無相無相定が非擇滅なりとする、其のことも亦、寂靜なりと觀ずとなり。

【三四】施設論所說の重三摩地の定義の解釋。

處の想とは、即ち空無邊處想を顯し、乃至非想非々想處の想とは即ち非想非々想處想を顯す。復次に、城邑の想とは、十五我所見を顯し、有情想とは、五我見を顯し、阿練若想とは、能緣の空處の想を顯し、地想とは、所緣の空處を顯し、四無色想は彼の對治を顯す。復次に、城邑の想とは、欲界の器世間を顯し、有情想とは、欲界の有情世間を顯し、阿練若想とは前二靜慮を顯し、地想とは後二靜慮を顯し、四無色想は彼の對治を顯す。復次に、城邑の想とは、總じて欲界を顯す。所以は何ん。欲界の穢雜なること城邑の如くなるが故に。伽他に說くが如し、

[二一]若し能く、城邑・刺・罵・縛・害等を伏し、苦樂も動かすこと能はざること
山の如ければ苾芻と名く」

と。有情想とは、初靜慮を顯す。所以は何ん。[二二]初靜慮地には、猶、王臣・尊卑の差別の有情衆有るが故なり。[二三]阿練若想とは、第二第三靜慮を顯す。所以は何ん。尋・伺・喜を離るゝを聖默然と名くるが故なり。地想とは、第四靜慮を顯す、所以は何ん。彼の地中に、地遍處有るが故に。四無色想は彼の對治を顯すなり。

[二四]即ち彼の經に說く、「佛、阿難に告ぐ、是の如く無上空定に趣入せば、能く速かに諸漏を盡し、無漏を證得して、加行無くして解脫せん」と。

[二五]問ふ、云何が名けて有加行解脫、無加行解脫とせんや。答ふ、時解脫を有加行解脫と名け、不時解脫を無加行解脫と名く。復次に、前五種性の阿羅漢の相續中を、有加行解脫と名け、不動種性阿羅漢の相續中を無加行解脫と名く。[二六]復次に、若し未至定・靜慮中間・下三無色地に依るものなれば、有加行解脫と名け、若し根本四靜慮に依る者なれば、無加行解脫と名く。是れを二種の解脫の差別と名くるなり。

[二七]第二十八節　三重三學地論

【二一】舊は、「若伏二村落刺一　亦無二罵繫害一　苦樂心不動　是名爲二比丘一」とあり。

【二二】初靜慮の二處の中、梵衆天は大梵天の所屬とせられ、次上の梵輔天處には高臺閣有りて大梵天主居し、此の大梵天の周圍に梵輔が侍衞者として居在すといふをさす。

【二三】舊は、「阿練若想、是初禪二禪」とのみいひ、鞞婆沙は、「現二禪想、此說賢聖默然」とせり。婆沙第八十卷（毘曇部十、頁三九〇）に據るに、第二靜慮を聖默然と名くと說くが故に此の點のみよりすれば、鞞婆沙の記述が最も適當なりと考へらる、されど、尋伺は語言を發するものなるを以て尋伺を離るゝ第二禪以上となれば、喜を離るゝ第三禪も、之を聖默然と稱し得べきが故に、新譯も亦、理に違はずと言ふを得ん。

【二四】**無上空定と解脫との關係**。こはいはゞ、本節の結語なり。

【二五】**有加行解脫と無加行解脫**。こは本節のいはゞ附論なり。

【二六】未至定、中間定及び下三無色定は皆止觀の均等を欠くを以て苦通行と稱せらるゝ程、努力を要すればなり。（毘

にして亦、多く此の空定に住せんと欲せば、當に有情想と及び阿練若想とを除きて、地想を起すべし。若し能く是の如くんば、我れと異なること無し。是の如く、有餘の苾芻は、應に阿練若想と及び地想とを除きて、空無邊處の想を起すべし、乃至有餘の苾芻は、應に識無邊處想と及び無所有處想とを除きて、非想非々想處の想を起すべし。若し能く是の如くんば、我と異なること無し。若し復、能く無所有處の想及び非想非々想處の想を除けば、乃ち能く究竟して多く空想に住するなり」と。

[一八]問ふ、何が故に世尊は一切位に於て、漸く前の一想を減じ、漸く後の一想を増し、總じて前の諸想を除くことを勸めざるや。答ふ。過去の諸佛の殑伽沙に過ぐるものも、皆是の如く次第説を作せるが故なり。復次に、所説の文をして亂れざらしめんと欲せしが故なり。若し總じて前の諸想を除くことを勸むとせば、其の文便ち亂れん。諸佛の説法には文に必ず亂無し。故に漸く前の一想を減じ、漸く後の一想を増せしなり。復次に、所説の文をして重からざらしめんと欲するが故なり。若し總じて前の諸想を除くことを勸むとせば、其の文便ち重し。諸佛の説法は、文必ず重からざるが故に、是の説を作す。復次に、所説の文をして要略ならしめんと欲するが故なり。若し總じて前の諸想を除くことを勸めば、文は便ち繁廣となる。諸佛の説法は文、必ず要略なるべきが故に、是の説を作せり。復次に、論道を顯さんと欲すれば、法應に爾るべきが故なり。謂く、古昔の論師が、凡て論道を興すには、若し後の一を取れば、必ず前の一を捨す。世尊は既に是れ無上の論師なるが故に、論道に依りて是の如き説を作せしなり。

[一九]問ふ、此の中、城邑の想、乃至非想非々想處の想は各々何の事を顯すや。答ふ。城邑の想は、劫比[二〇]羅城を緣ずるの想を顯し、有情想とは、釋種を緣ずるの想を顯し、阿練若想とは、諾瞿陀園(Nigrodhārāma, Nyagrodhārāma)を緣ずる想、及び苾芻の修善處を緣ずるの想を顯し、地想とは、分散の色想を顯す。所以は何ん。若し諸色有れば、則ち手・足・耳・鼻・身分等を斷截するの苦有ればなり。空無邊

【一八】右、除想を漸次に一減一増爲す可しと説ける所以。

【一九】前引、除想の契經の文意に就きて。

【二〇】羅は大正本に顯とあるも、羅の誤植なり。

無常なることを觀ぜり。爾の時阿難、世尊の面に威光轉た盛にして、顏貌熙怡なるを觀、見已りて念じて言はく、世尊と、我と、生地眷屬を毀喪すること、異ること無きに、世尊は安靜不動なること山の如し。而も我が身心は、極めて苦惱を生ずと。佛は其の念を知りて阿難に告げて言はく、「[一四]我れ多く空三摩地に住するに由り、汝が城邑の想を起す處にて、我れは阿練若の想を起し、汝が親屬の想を起す處にて、我れは中庸人の想を起し、汝が有情の想を起す處にて、我れは圓滿法の想を起すが故に、我れは安靜不動なること山の如きなり」と。佛は阿難及び苾芻衆の心、是處に於ては、善を修すること能はざるを知り、遂に漸行して、室羅筏城に至り、暫時、鹿母精舍に住在せり。爾の時、阿難は憂苦稍ゝ止みしかば、佛所に來詣し、而して佛に白して言はく、「我れ憶ふ、一時……乃至廣説」と』。此の尊者は是の法を聞ける時、心憂惱しゐたりしが故に、而して疑惑を生ぜしなり。

[一五]問ふ、佛が、「我れ多く空三摩地に住す」と言へるは、多く何空に住せしや。有るが説く、「多く無所行空に住せり。四威儀に於ては、此の空に順ずるが故に。謂く、若し一有れば、餘の三は便ち空なるをもて、是の故に、此の空は佛の多く住せし所なり」と。評して曰く、應に是の説を作すべし、佛は本性空に住せり。法の本性、空、無我なるを觀ずるが故に、變壞を見ると雖も、而も憂惱せざるなりと。

[一六]時に諸の苾芻、世尊の「我れ多く空三摩地に住するに由る」と説くを聞きて、便ち此は是れ佛の不共の定ならんと疑ふ。佛は其の意を知り、阿難に告げて言はく、「若し苾芻あり、亦、多く此の空定に住せんと欲する者は、當に城邑の想及び有情想を除き、阿練若想を起すべし。若し能く是の如くんば、我れと異なること無し」と。

問ふ、世尊は何が故に、諸の苾芻に、先の二想を除くことを勸むるや。答ふ、此の二想が、諸の苾芻をして憂惱を生ぜしむるに由るが故なり。[一七]世尊は是に於て、復、阿難に告ぐ、「若し餘の苾芻

【一四】 **特に其の時世尊の空定に住せし心狀に就きて。**

【一五】 **佛陀の住せし空三摩地の種類に就きて。** 是れに二種の異説あり、無所行空説と本性空説となり。後者は評家の正説。

【一六】 **空三摩地は佛の不共法ならず。**

【一七】 **佛「空定に住する時の除想」に就きての經説**

[九]第二十七節　特に佛陀が空定に住せし實例及び空定の雜論

[一〇]契經に說くが如し、『一時佛、室羅筏城(Sāvatthi)の東鹿母精舍(Pubbārāma Migāramātupāsāda)に住せしに、尊者阿難、佛所に來詣し、雙足を頂禮して、佛に白して言はく、「我れ憶ふ、一時佛、釋種[一一]迷主盧園(Metalūpa or, Medaḷumpa)に住せし時、親しく世尊より是の如き義を聞けり。我れ多く空三摩地に住するに由り、乃至廣說と。我れ此の義に於て善く受持するや不や」と。世尊告げて曰はく、「汝、善く受持す、說の如くにして異なること無し」と』。問ふ、若し善く住持せば、應に猶豫を生ずべからざるに、既に猶豫を生ぜり。云何が善き受持ならん。答ふ、猶豫を生ずと雖も、而も邪に分別せず、全く忘れもせざるが故に、亦、善き受持と名く。問ふ、尊者阿難は聞持第一にして、如來の所說の八萬の法蘊を正念の器を以て、皆能く受持せしに、寧んぞ一句に於て而も疑惑を生ぜしや。答ふ、此の法を聞きし時、心、憂惱せしが故なり。[一二]諸釋種を誅すといふ是は此の因緣なり。謂く、毘盧宅迦(Viḍūḍabha, Virūḍhaka)は愚癡甚しきが故に、劫比羅城(Kapilavatthu)を破して、諸の釋種を誅し已りて第二日に至る。尊者阿難、一苾芻を將ひて、彼の城內に入るに、此の城は昔日、妙天宮の如くなりしに、爾の時に當り、其は丘塚の猶し。所有の樓觀、劫敵の埤堄、諸の窓牖等は、皆悉く毀壞し、寶樹の行の如きは摧折せざるは無し。清泉池沼は、泥血の渾され、鳧雁・鴛鴦・孔雀・鸚鵡・命々鳥等は、皆烟焔の爲めに逼惱せられしが故に、虛空に飛散す。諸の小女・男は父母を失へるが故に、阿難を隨逐して悲啼號哭し、各ゝ父母諸親を喪失せしを陳ぶ。阿難は復、[一三]母猪池側に至るに、諸の釋種は、昨、癡王の爲めに埋められ、半身は鐵磨を以て磨殺さる。證聖の死者七萬七千なり。尊者阿難、是の事を見已りて極めて憂惱を生ず。後に於て世尊は諸根閑寂、覺慧安住、不動なること山の如く、心意晏然として石鉢を持する猶く、攝念安靜なること油器を持するが若く、諸根調順にして、寶馬王の如く、正視し安庠として、城內に來入し、有爲法の變壞

【九】本節は先づ(1)佛陀が空三昧を重んじ且つ是に住せし著しき實例を示さんが爲め、其の因緣として毘盧宅迦王の釋種斬殺物語りを阿難の質問より導き出し、(2)次に佛陀の住せる空定の性質を規定せんとし、(3)空三摩地が佛のみの不共法ならざるを說示し、復次に、空論に關する雜論として、(1)空定に住する爲めの除想方法、(2)無上空定と解脫問題を論じ、最後に附論として、有加行解脫と無加行解脫との區別を論ぜり。

【一〇】論起としての佛の多住空定に關する阿難の質碍。

【一一】舊には彌周吒村とし、鞞婆沙には尼鉗とせり。

【一二】以下毘盧宅迦王の釋種斬殺物語。毘盧宅迦を流離王とも音譯し、惡生王とも譯ず。此の因緣に就きて、詳細は、增一阿含第二十六卷第二經(大正二、頁六九〇上—)及び根本說一切有部毘奈耶雜事第八—第九(大正二四・頁二三八上—二四四上)を參照せよ。

【一三】母猪地側は舊に修迦羅處梵志精舍とし、鞞婆沙には異學優曇鉢園とせり。

巻の第百五（第三編　智蘊）

（智蘊　第三中、他心智納息第三之七　舊第四十六巻、頁三四九、上）

第二十六節[一]　特に無相と名くる法の多種の義に就きて（續き）

[二]見道に於て無相の聲を説くとは、「目連よ、底沙梵天は、第六無相住者を説かず。云何が第六無相住者なりや、といふに、隨信行者と隨法行者とをいふ。此の二者は此に在り、彼にありと施設す可からず、苦法智忍に在り、乃至道類智忍に在りと施設すべからざるが故に」と説くが如し　問ふ、何が故に見道を説きて無相と名くるや。答ふ、見道は速疾にして期心を起さず*、施設す可からざるを此れ彼の相とするが故たり。

[三]不動心解脱に於て無相の聲を説くとは、「[四]大徳瞿達多よ、當に知るべし、貪欲・瞋恚・愚癡は、是れ相有にして、不動心解脱は是れ最勝無相なり」と説くが如し。問ふ、何が故に不動心解脱を無相と名くるや。答ふ、一切の煩惱は皆名けて相と爲すも、彼の心は煩惱の擾亂するところと爲らず、煩惱は心に於て自在を得ず、心が煩惱に於て自在を得するが故に、説きて無相と名くるなり。

[五]非想非々想處に於て無相の聲を説くとは、「我れ多く加行を起し、多く功力を用ひて無相心定を得したるも、中に於て欣樂し染著すべからず」と説くが如し。此は有頂の[六]味定を起さずして、唯、その[七]淨定のみを起すを説けるものなり。問ふ、何が故に非想非々想處を無相と名くるや。答ふ、彼れに明了の想無く、相も亦、無く、無想の相にして、但、昧鈍不明了の想のみ微細に現行する有りて、疑の如くにして轉ずるが故に、無相と名くるなり。

[八]卽ち無相三摩地に於て、無相の聲を説くとは、此の中に説く三三摩地の如し。謂く、空・無願・無相三摩地の所緣の境中には、十相無きが故に。

【一】本節は内容上、全然前節の續きなるも、卷別に隨ひて分節せしのみ。

【二】**見道を無相三摩地と稱する場合**、此の見道を第六無相住と名くるに關しては、婆沙第四十卷第四節（毘曇部八、頁三六〔二〕）を參照すべし。

*起は大正本に越とあるも三本宮本に依りて起とせり。

【三】**不動心解脱を無相と名くる例。**

【四】大徳瞿達多（Godatta）は舊に迦達多とあり。

【五】**非想非々想處を無相と名くる例。**

【六】味定（āsvādana-samāpatti）とは是れ愛卽ち貪煩惱と相應する定にして、前念の定に愛著するものをいふ。四靜慮と前三無色定との一一に、味と淨と無漏との三種ありとせらるゝ其の中の一なり。

【七】淨定（śuddha-samāpatti）とは、前註三種定中の一にして、善有漏定なり。而も、有漏善には濁・垢・刺・漏・過失等あるも、少分の淨あるが故に、これを淨定といひ、究竟淨なる無漏定に對せしむるなり。

【八】**無相三摩地を無相と説く例。**

便ち默然として住す。阿難告げて言はく、「佛は此の定は、解の果報を得し、解の利を得すと說けり。解とは、智生じ道を修し漏を盡すをいふ。汝も亦、久しからずして當に此の事を得べし」と。

此の中、沈まずとは、已に我見を斷ぜるが故にして、擧らずとは已に我所見を斷ずるが故なり。又、沈まずとは已に[九〇]五我見を斷ずるが故にして、擧らずとは、已に十五我所見を斷ずるが故なり。我見・我所見の如く、已見・已所見、我愛・我所愛、已愛已所愛、我癡・我所癡、已癡・已所癡も、應に知るべし亦、爾ることを。又、沈まずとは涅槃を得するが故にして、擧らずとは、生死を捨するが故なり。諸行を攝持すとは、多くが行を起し、多く功力を用ひ、極善に作意して、此の定を得するが故にして、水の堤塘の如しとは、水の泉より出でゝ、池中に流漫するも、堤塘之を壅きて、流散せしめざるが如く、是の如く、此の定は、隨一の境に轉じ、此の境に遍滿し、便ち住して散せざらしむるをいふなり。解脫の故に住すとは、是れ自性解脫なるをいひ、住するが故に解脫すとは、是れ相續の解脫なるをいふ。此の定は、我々所の相無きを觀ずるが故に、無相と名くるも、而も實には是れ空なり。彼の苾芻は專ら此の定を修するを以て、能く初めて正性離生に證入し、最後時に於て、諸漏を盡せるが故に。

[九一]法印經に說く、「若し色・聲・香・味・觸の相を觀じて、諸相を捨するものは、無相定と名く」と。彼れは、境界相を觀じて、[九二]有情想を捨す。謂く、空定を以て、色等の法を觀じ、有情想を捨すなり、中に於て、都て女・男等無きが故に。此に由りて尊者妙音說きて曰く、「諸の有情想は、境界に依る相なるが故に、境の相を觀じて有情想を捨し、女男の相無きを無相定とも名くるも、而も實には是れ空三摩地の攝なり」と。

阿毘達磨大毘婆沙論第百四

【九〇】五我見、十五我所見に就きては婆沙第八、毘曇部七頁一四一以下參照すべし。

【九一】雜阿含卷第三卷第八十經(大正二・頁二〇・上)及び異譯たる佛說聖法印經(竺法護譯大正二、五〇〇、上)佛說法印經(施護譯)大正二頁五〇〇、中)を參照せよ。

【九二】有情想は大正本に有情相とあり、又、舊譯にも「衆生相是境界相、若彼比丘見於空法則除衆生相、於境界不見有男相女相……」とあるも、明本に想とあり、又、次後及び次節には皆、有情想となすを以て、こゝも想となし置けり。

地上の草木山　……　皆、視ること唾聚の如し

と。今、此の頌中、尊者舍利子は、師子吼を作して、三解脫門を說けり。謂く、初句に於ては、無相解脫門を說き、第二句に於ては空解脫門を說き、後の二句に於て無願解脫門を說けるなり。問ふ、時に彼の外道身命尙存するに、何に緣りてか、此の死外道と經言せしや。答ふ、應に知るべし、死の言は鄙惡の事を目すことを。復次に、彼れに慧命無きが故に、說きて死と爲せしなり。

第二十五節[八八]　特に無相と名くる法の多種の義に就きて

此の中、無相三摩地につきて、謂く、無相の聲に多種の義を說く。或は空三摩地に於て無相の聲を說く。是の如く、或は見道に於て、或は不動心解脫に於て、或は非想非々想處に於て、或は卽ち無相三摩地に於て、無相の聲を說く。[八九]空三摩地に於て無相の聲を說くとは、契經に說くが如し、「一苾芻有り、無相心定を得せしも、然も根鈍なるが故に、此の定に何の果報有り、何の勝利有りやを知らず、彼れ是の念を作す、尊者阿難は、佛及び弟子の常に稱歎する所なり。我れは應に往いて問ふべしと。復、是の念を作す。尊者阿難は、善く聲相を知る。若し我が問を得ば、必ず還た我れに問はん。「汝、已に此の所問の定を得するや」と。若し答へて得すと言はゞ、便ち爲めに自ら所得の勝法を顯すこと〻なりて少欲法に違せん。若し得せずと言はゞ、是れ虛誑語なり。若し餘の言を作さば、便ち是れ上座苾芻を惱亂して軌範に違越せんと。復、是の念を作す、我れ應に尊者阿難を隨逐すべし。若し他の爲めに、此の定の事を說かば、我れも亦、聞くことを得んと。遂に六年を逐ふも、竟に說くを聞かず。彼れ疑ひを懷くこと久ふし、俛仰し問ふて言はく、「若し有るが無相心定を獲得すれば、沈まず擧らず、諸行を攝持すること、水の堤塘の如く、解脫の故に住し、住するが故に解脫せんや。佛は此の定に何の果報有り、何の勝利有りと說けるや」と。阿難聞き已りて便ち反問して言はく、「汝、此の定を得せしや」と。彼れ是の念を作す、我が昔し慮りし所、今、果して之を得と、

【八八】一概に無相といふも、この無相といふ語にて種々異れる內容を顯すことあり、卽ち(一)或時は空三摩地を無相の聲を以て說き、(二)或時は、見道を(三)又不動心を、(四)又或時は非想非々想定を、(五)又、こゝに說けるが如く、無相三摩地を、皆無相と呼ぶ場合あるをいふ。本節と次節に於ては、この無相の聲の顯す內容の種々相を顯示せり。

【八九】空三摩地を無相と說く場合。

くんば、尊者は豈に能く、憂悲苦惱の事を生ぜざるや不やと。舍利子の言はく、若し是の事有りとするも、亦、何ぞ憂惱せん。但、是の念を作す、世尊の滅度、一り何ぞ疾きや、世間の眼滅す、誰か能く將導するやと。阿難歎じて曰く、善哉善哉、尊者は善く空三摩地を修し、我と我所との執、及び我慢等を已に斷じ遍知せること、恰も、草の根、多羅樹の頂を斷じて、彼をして後に於て永く復び生ぜざらしむるが如し。世尊の妙色は、當に變壞すべき有爲法なりと雖も、然も何の憂惱する所かあらん』と。此に由るが故に知る、空定に住する者は其の心安住し、世間の違と順との爲めに傾動されざることを。是の故に說きて上座の住處となす。無願と無相との勢力は然らざるが故に、說きて上座の住處と爲さゞるなり。

〔八五〕契經に說くが如し、『尊者舍利子は、憍薩羅國に於て一の林中に住せり。時に〔八六〕活命出家外道有りて、亦、彼の林に住し、尊者に隣近せり。林を去ること遠からざる諸の村邑中、時有りて廣く四月の節會を*設けり。時に彼の外道、諸の村邑を巡り、猪肉を飽食し情を恣にして酒を飲み、竊かに殘るものを持して林中に還至し、舍利子の一樹下に坐するを見、酒の昏する所の故に、輕蔑心を起す。我れ今彼と與に出家すと雖も、我れ獨り富樂にして、而も彼は貧苦たりと。尋いで尊者の坐所に趣き、是の頌を作して言はく、

我れ已に酒肉に飽き、　復、竊かに餘を持し來れり、
地上の草木山　皆、視ること金聚の如し

と。時に舍利子聞き已りて念じて言はく、此の死外道は都て慚愧無きをもて、乃ち能く無賴にも此の伽他を說けるなり。我れ今、亦、應に彼に對して頌を說くべしと。是の念を作し已りて、即ち〔八七〕頌を說きて言はく、

我れは常に無相に飽き、　恒に空定門に住するをもて、

【八五】**契經所說の三解脫門に就きて。**

【八六】舊に阿耆婆(Ājīvaka, Ājīvika)梵志とあり。

*設は大正本に說と有るも之れ誤植なるを以て斯く訂正せり。

【八七】此の頌文に三解脫門を說くと爲すが故に、特に參考として舊譯と十四卷鞞婆沙譯を擧げ置かん。

舊——
我飮二無相酒一、復竊二持空瓶一
地上山草木、觀レ之猶二唾聚一

鞞婆沙第十三卷に
我飮二無想酒一、今復持二一瓶一
山地草樹木、觀レ之如二棄唾一

諸の有情の乃至未だ空三摩地を得ざるものは、身心輕躁なること、猶、風塵の如くなるに、若し此の定を得ば、身心不動安靜なること山の如し。是の故に尊者妙音說きて曰く、「若し諸法は是れ空にして非我なりと知らば、身と覺慧とは、皆動搖せず。身心安靜なるが故に、上座と名く」と。故に空は是れ上座の住處なりと說くなり。復次に、諸の瑜伽師が、若し空定に住せば、其る心安住し、世間の適意・不適意、可愛・非可愛・饒益・非饒益・樂具・苦具等の爲めに傾動せられず。是の故に說きて上座の住處と爲す。夫れ上座者は心安住するが故に。[八〇] 云何んが然るを知るやといへば[八一] 契經に說くが如し、『尊者舍利子は生母命終し、同住の弟子還俗せり。[八二] 苞齒苾芻有り、常に尊者に於て、心に怨恨を有せしが、此の事を聞き已りて、速かに尊者舍利子に告げて言はく、汝の母命過し、弟子還俗せり。汝の意云何んと。舍利子の言はく、我が母の命過せしは、生死の法、爾ればなり。弟子の還俗せしも、凡愚なりしをもて何ぞ怪まんと。苞齒苾芻は竊かに是の念を作して言はく、「自ら慰むと雖も、心は必ず憔惶ならん」と。時に舍利子は多く空に住するが故に、是の事を聞くと雖も、而も心動ぜず、日の初分に於て、著衣持鉢し、室羅筏城に入り、次第に乞食す。飯食既に訖りて、誓多林に還り、衣鉢を收め、足を洗ひ已りて尼師檀を以て左肩上に置き、所住處を出で闇林に往詣し、一樹下に坐し、[八三] 天住に入り、是の思惟を作す、[八四]「世間には頗る可愛の妙色の變壞する時有り。我をして憂悲せしめ、苦惱を生ぜしむるや不や」と。自ら審かに觀察せしに都て是の事無かりき。日の後分に於て、誓多林に還りしに、爾の時、阿難、舍利子を見て、便ち問ふ、尊者何所より來れるやと。舍利子の言はく、闇林より來れりと。阿難復、問ふ。尊者彼に住して何等の定に入れるや。答へて言はく、我れ有尋伺定に入れりと。復問ふ、彼に住して、何をか尋思する所ありしやと。時に舍利子は具さに、上の答へを以てす。阿難、遂に舍利子に問ふて言はく、尊者は常に、若し佛世尊出世せずんば、我等は便ち無目にして死を爲さんと說く。佛は是れ世間可愛の妙色なり。若し當に變壞すべ

【八〇】 以下、特に舍利弗が多く空定に住せし一例。

【八一】 契經に就きては S. N. 12. 32. Vol. II. p. 50 f. 及び、中阿含第五卷智經を參照すべし。

【八二】 苞齒苾芻(Kaḷāra khattiyo bhikkhu)は、舊に長齒比丘と譯じ鞞婆沙第十三卷及び前揭中阿智經にては黑齒比丘と譯ぜり。而してこの還俗せし舍利弗と同住の比丘は、牟利破群㝹比丘(Moḷiyaphaggguno bhikkhu)を指すべし。

【八三】 天住とは、一般には、梵住・聖住・佛住と共に四住とせらるゝもにして六欲天の住處を指すも、こゝにては特に有尋有伺定を指す。

【八四】 以下の記述に關しては、S. N. 21.2. Vol. II. p. 274.參照せよ。

の鬘と名くるなり。又、縷を以て衆花を貫結せば、世間は中に於て共に鬘の想を生ずるが如く、是の如く聖者も、三等持を以て諸功徳を攝するに、諸の天と人との衆は、此に於て共に等持の鬘想を生ず。又、縷を以て衆花を貫結し、一處に繋在するに、世間は中に於て鬘を繋ぐの想を起すが如く、是の如く、定を以て諸善心を攝し、一境に繋在せば、諸の天と人との衆は、咸く聖者等持の鬘を繋ぐと謂ふをもて、是の故に、等持は鬘を以て喩と爲すなり。

[七四]契經に説くが如し、「[七五]空三摩地は是れ上座の住處なり」と。問ふ、何が故に佛は空三摩地は是れ上座の住所なりと説けるや。答ふ、上座は多く此の空定に住するが故なり。謂く、三界中の佛は是れ第一功徳の上座にして多く空定に住し、獨覺は是れ第二功徳の上座にして、亦、多く空定に住し、[七六]尊者舍利子は是れ第三功徳の上座にして亦、多く空定に住し、目乾連等の諸大聲聞も亦、上座と名け、彼等も亦、多く空三摩地に住するが故に、此の空定は是れ上座の住處なりと説けるなり。復次に、空三摩地は、是れ諸の内道の不共の住處なるをもて、一切の内道は、皆是れ上座なるも、一切の外道は皆是れ嬰兒なり。謂く、内道法中の年八歳なる者をも亦、上座と名く。功徳の上座法を成就するが故に、外道法中、年八十なる者も亦、嬰兒と名く。過失の嬰兒法を成就するが故に。[七七]問ふ、外道に豈に無願と無相とも有らんや。而も、但、空のみ是れを不共法と説けるや。答ふ、外道の法中、眞實の無願と無相とは無しと雖も、而も相似のもの有り、謂く、[七八]麁行相等が無願に相似し、靜行相等が無相に相似するをいふ、されど[七九]九十六種外道法中には、尚、相似の空定すら無し、況んや眞實のもの有らんや。故に唯、空定のみ是れを内道の不共法なりと説けるなり。復次に、空三摩地は、能く上座の功徳法を引くが故に、上座の住處と名く。上座の功徳法とは、道と及び道果とをいふ。空三摩地は能く彼を引く力殊勝なるも、餘は非らず。是れ有身見の近對治なるが故なり。復次に、空三摩地は、能く身心をして安住不動ならしむるが故に、上座の住處と名く。謂く、

【七四】「空三摩地は上座の住處なり」との經文、と其の意義 契經に就きては、雜阿第九、第二百三十六經（大正二、頁五七、中）M.N.151. Piṇḍapāta parisuddhi.（Vol. III. p. 293.f）參照。

【七五】「空三摩地は是れ上座（大人）の住處なり（Mahāpurisavihāro h' esa, yad idaṃ suññatā,）

【七六】尊者舍利子が空三昧に住するを、佛が稱揚せる記事は、前揭の雜阿第九第三百三十六卷、及び增一阿、第四十一卷第六經（大正二・頁七七三・中）等を參照すべし。

【七七】**特に三摩地の中、空のみを佛敎の不共法となせる所以。**

【七八】麁行相等云云とは有漏の六行相の麁苦障の三行相をいひ、靜行相等とは同じく靜妙離の三行相をいふ。

【七九】九十六種外道に就きては毘曇部十一頁一〇九、註二九を見よ。

怨敵を防捍し、後、無漏の慧劍を以て、煩惱成就性の頭を斷じ、不成就性の地に墮せしむること、本の所願の如くして、涅槃に趣向すればなり。契經に說くが如し、「定は是れ正道なるも、不定は是れ邪道、定心は解脫を得るも、不定心は非らず」と。是の故に無漏の三三摩地は、是れ解脫門にして、有漏定は非らず。

第二十四節　三三摩地に關する論文及び諸經文と其の解釋[六九]

[七〇]施設論に說く、「空に多種有り、謂く、內空・外空・內外空・有爲空・無爲空・無邊際空・本性空・無所行空・勝義空・空空なり。是の如き十種の空は、[七一]餘處に分別するが如し。[七二]問ふ、何に緣りて諸處に多く空を分別するや。答ふ、空行相は是れ二十種の薩迦耶見の近對治なるを以ての故なり。彼の二十種の薩迦耶見は、能く一切の煩惱の根本と爲り、生死に流注し、涅槃に趣かず、過患增上なるが故に、多く彼の近對治の法を說くなり。」

[七三]契經に說くが如し、「若し聖弟子にして、三等持の鬘を具足し成就せば、能く一切の惡不善法を斷じ、善法を修習して速かに圓滿なるを得」と。問ふ、何故に等持を說きて名けて鬘と爲すや。答ふ、性端嚴なるが故に、愛樂すべきが故なり。恰も少壯者の首に花鬘を冠り、形貌端嚴なるものは、衆に愛樂せらるが如く、是の如く、聖者が、等持の鬘を冠し、功德端嚴なれば、天と人とに敬愛さるるなり。又、人の首に若し花鬘を冠れば、猛風の爲めに其の髮を飄亂されざるが如く、是の如く聖者も、等持の鬘を冠する諸勝の功德により、掉するも亂すこと能はず。又、人の首に冠するに花鬘を以てし、隨所に經行するに、多くの勝利を獲るが如く、是の如く聖者は、等持の鬘を冠せば、諸位中に於て多くの功德を獲るなり。諸位とは、入正性離生と得果と離染と、諸漏を永盡するとの位をいふ。又、縷を以て花を結び、鬘と作せば、能く衆花をして久しく散壞せざらしむるが如く、是の如く、勝定は諸の功德を持し、久時を經と雖も、而も失壞せしめず。是の故に此を說きて、等持

【六九】 本節はいはゞ前二節の附論にして、三三摩地に關する文を論及び諸契經より取り來りて、主として三三摩地の修道上に於ける重要性を述ぶる段なり。

【七〇】 施設論所說の十空論 現存の施設論中には、此を論ずる論門を欠くが故に、如何なる意義、如何なる目的の下に、此の十種空が論ぜられしものなるか不明なれど、こゝにては空三摩地門の內容分類として使用せしものと考へらる。參考の爲め左に十空の原語を揭げん。內空 (Adhyātma-śūnyatā) 外空 (Bahirdhā-śūnyatā) 內外空 (Adhyātma-bahirdhā-ś.) 有爲空 (Saṃskṛta-ś.) 無爲空 (Asaṃskṛta-ś.) 無邊際空 (Anavarāgra-ś.) 本性空 (Prakṛti-ś.) 無所行空 (Agocara-ś.) 勝義空 (Paramārtha-ś.) 空空 (Śūnyatā-ś.)。

【七一】 餘處とは、婆沙第八卷(毘曇部七頁一四四)に於て、薩迦耶見の近對治として分別せるものをさす。

【七二】 特に空を種々に分別する所以。

【七三】 三等持を鬘と稱する經文と其の意義。

〔六五〕此の三三摩地を亦、三解脫門とも名く。問ふ、三摩地と解脫門とに何の差別有りや。答ふ、三摩地は有漏無漏に通じ、解脫門は唯、無漏のみなり。問ふ、何が故に解脫門は、唯、無漏のみなりや。答ふ、有漏有縛なるを解脫門と爲すは、理に應ぜざるが故なり。

〔六六〕問ふ、何の義に依りて解脫門を立つるや。正性離生に入るに依るとせんや。盡漏に依るとせんや。設し爾らば何の失ありやといふに、若し正性離生に入るに依りて解脫門を立つとせば、則ち應に唯、苦法智忍と相應する定のみを解脫門と名くべく、若し盡漏に依りて解脫門を立つるとせば、則ち唯、金剛喩定のみを解脫門と名くべけん。答ふ、應に是の說を作すべし、俱に二義に依りて解脫門を立つと。然も解脫門は總じて一切の無漏定を攝す。謂く、一切の聖道は皆これを正性離生と名け、一切の聖道を得する時を皆名けて入と爲す。諸漏を斷ずる時を、皆盡漏と名く。〔六七〕四道と俱なる定には、皆盡の義有ればなり。卽ち世第一法の無間に苦法智忍現在前する時、空三摩地を得するをば、正性離生に入ると名け、苦現觀の無間に、集現觀現在前する時、無願三摩地を得するをば、亦、正性離生に入ると名け、集現觀の無間に滅現觀現在前する時、無相三摩地を得するをば、亦、正性離生に入ると名く。餘位の無間に無漏定を起す時も、應に知るべし亦、爾ることを。見道位中、別して無漏の三三摩地を起すは、別して諸漏を盡すなり、修道位中、總じて無漏の三三摩地を起すは、總じて諸漏を盡すなり、無學位中、總じて無漏の三三摩地を起すは、總じて諸漏を遮するものなるをもて、亦、盡漏と名くるなり。是の故に三解脫門は總じて諸無漏定を攝す。

〔六八〕問ふ、何が故に解脫門と名くるや。答ふ、涅槃を解脫と名く。此の三三摩地に依りて、能く解脫に趣證するが故に解脫門と名く。復次に、排柵の如くなるが故に、解脫門と名く。恰も鬪戰時、先に排柵を以て怨敵を防捍して、後に利劍を以て、怨家の頭を斷じ、戰場に隕せしむるも、意の所趣に隨ふが如く、是の如く行者は、煩惱の怨敵と共に鬪戰する時、先に三解脫門の排柵を以て煩惱の

〔六五〕三解脫門と三三摩地との差別。

〔六六〕解脫門建立の所以　これ二義に依る、卽ち(一)正性離生に入るが爲めと(二)漏を盡すが爲めとなり。

〔六七〕　こゝに四道といふは、世俗有漏道と、見道・修道・無學道の三道とをいふ。此の中有漏の世俗道にも有頂の惑を除く以外の漏を盡し得とは有部の特說たること前屢〻論ぜしが如し。蓋し有漏道は此の解脫門の建立に就きては、直接の關係なきも、盡漏を說く序いでにこれを說き出せるものと考ふべし。

〔六八〕　解脫門の名義。

三摩地をいへば、卽ち三摩地なり。根相應をいへば、三根と相應す、謂く樂・喜・捨なり。三世をいへば、是は三世、三世を緣ずるやをいへば、空三摩地の若し有漏なるは、三世及び離世を緣じ、若し無漏なると及び無願三摩地とは三世を緣じ、無相三摩地は、離世のみを緣ず。

善・不善・無記をいへば、皆是れ善にして、善・不善・無記を緣ずるやをいへば、空と無願との三摩地は三種を緣じ、無相三摩地は、唯、善のみを緣ず。

三界繫不繫をいへば、若し有漏なるは、是れ三界繫なるも、若し無漏なれば、是れ不繫なり。三界繫不繫を緣ずるやをいへば、空三摩地の若し有漏なるは、三界繫及び不繫を緣じ、若し無漏なるは唯、不繫のみを緣ず。無願三摩地は、三界繫及び不繫を緣じ、無相三摩地は唯、不繫のみを緣ず。

學・無學・非學非無學なりやをいへば、皆三種に通じ、學・無學・非學非無學を緣ずるやをいへば、空三摩地の若し有漏なるは三種を緣じ、若し無漏なるは唯、非學非無學のみを緣ず。無願三摩地は三種を緣じ、無相三摩地は、唯、非學非無學のみを緣ず。

見・修所斷・不斷をいへば、若し有漏なれば皆修所斷にして、若し無漏なれば皆不斷なり。見・修所斷・不斷を緣ずるやをいへば、空三摩地の若し有漏なるは三種を緣じ、若し無漏なるは唯、見、修所斷のみを緣じ、無願三摩地は三種を緣じ、無相三摩地は唯、不斷のみを緣ず。

名を緣ずるや義を緣ずるやをいへば、空と無願との三摩地は通じて名と義とを緣じ、無相三摩地は唯、義のみを緣ず。自相續・他相續・非相續を緣ずるやをいへば、空三摩地の若し有漏なるは三種を緣じ、若しその無漏なると及び無願三摩地とは、唯、自と他との相續のみを緣じ、無相三摩地は唯、非相續のみを緣ず。

加行得・離染得をいへば、皆二種に通じ、曾得・未曾得をいへば、皆、二種に通ずるなり。

第二十三節　特に三解脫門に就きて [六四]

空三摩地の非我と空との二行相は、一切を緣ずといはざるを得ざるを言ふ。之に對して無漏なるは苦諦下にのみあるを以て、苦諦を緣ずとのみ說けるなり。

【六三】以下三三摩地の念住・智等の分別。

【六四】本節は前の三三摩地を亦三解脫門(Trīṇi vimokṣa-mukhāni)とも稱する點あるに就きて、特に論述せんとする段なり。

き、不善と無記等のものは、此の所說に非ず」と。

[51]三三摩地の[52]界をいへば、若し有漏なれば、是れ三界にして、若し無漏なれば是れ不繫なり。地につきては、若し有漏なれば、十一地に在り、若し無漏なれば九地に在り。所依をいへば、三界の相續に依る。

[53]行相をいへば、空三摩地に二行相あり、無願三摩地に十行相あり、無相三摩地に四行相有るなり。

[54]問ふ、諸の空三摩地は、皆、空行相と作りて轉ずるや。答ふ、應に四句を作すべし。[55](一)有るは空三摩地にして、空行相と作りて轉ずるに非ざるあり。空三摩地の非我行相と作りて轉ずるをいふ、[56](二)有るは空行相と作りて轉ずるも、空三摩地に非ざるものあり。空行相が空三摩地と相應する諸法に轉ずるをいふ。[57](三)有るは空三摩地にして亦、空行相と作りて轉ずるものあり。空行相が、空三摩地に轉ずるをいふ。[58](四)有るは空三摩地にも非ず、亦、空行相と作りて轉ずるにも非ざるものあり。謂く、若し唯、此の種類のみを說けば、卽ち非我行相が空三摩地と相應する諸法に轉ずるをいひ、若し唯、此の種類のみを說かざれば、卽ち前相を除くなり。轉に四句を作すが如く、已轉・當轉も應に知るべし亦、爾ることを。[59]空行相に三の四句を作すが如く、非我行相も應に知るべし亦、爾ることを。是の如く、空三摩地に六の四句有り、[60]無願三摩地に三十の四句有り、[61]無相三摩地に十二の四句有り。是の如く三三摩地を合して、四十八の四句有るなり。

[62]所緣をいへば、空三摩地の若し有漏なるは、一切法を緣じ、若し無漏なるは唯、苦諦のみを緣じ、無願三摩地は三諦を緣じ、滅諦を除く。無相三摩地は唯、滅諦のみを緣ずるなり。

[63]念住をいへば、空と無願との三摩地は、各〻四念住と倶なり、無相三摩地は、唯、法念住と倶なるなり。智をいへば、空三摩地は四智と倶なり、法と類と苦と世俗との智をいふ。無願三摩地は七智と倶なり、滅智を除く。無相三摩地は四智と倶なり。法と類と滅と世俗との智をいふ。

【五一】三三摩地の諸問分別。

【五二】以下、界と地と所緣との分別——

【五三】以下行相分別——

【五四】特に空三摩地の轉ずる行相に就きて　これに四句分別あり。卽ち空三摩地は空行相とのみならず、非我行相ともなりて轉ずるに、空行相は空三摩地と轉ずるのみならず、空三摩地と相應する諸法とも轉ずるをもて、兩者に寬狹あればなり。

【五五】第一單句——

【五六】第二單句——

【五七】第三倶是——

【五八】第四倶非——

【五九】空行相の三及び六の四句。

【六〇】無願三摩地の三十の四句とは、無願三摩地には十行相あり、其の一行相に各々空三摩地の空行相に於けるが如く、三の四句あるが故に、總じて三十の四句あることゝなる。

【六一】無相三摩地には、滅の四行相あるが故に、四行相各の三の四句にて、總じて十二の四句となる。

【六二】以下三三摩地の所緣分別——此の中、有漏なる空三摩地が一切を緣ずといふは、一般世俗には、一切法を我なり我所なりと考ふるものあるを以て之れを緣じて對治する

問ふ、何が故に三摩地と名け、三摩地とは是れ何の義なりや。答ふ、三縁に由るが故に三摩地と名く、一に平等の故に、二に攝持の故に、三に相似相續の故になり。平等の故にとは、無始來の煩惱・惡行・邪見顚倒が、心々所をして偏曲にして轉ぜしめんとするをもて、此の定力に由りて、心々所をして境に於て、正直・平等にして轉ぜしめんとするが故に、三摩地と名くるをいひ、攝持の故にとは、無始來心々所が境に於て馳散するをもて、此の定力に由りて方便し攝持して、一境に住せしむるが故に、三摩地と名くるをいひ、相似相續の故にとは、無始來の心々所法は、善と染と無記との異類相續せしをもて、此の定力に由りて前後一類の唯、善のみをして相續せしむるが故に、三摩地と名くるをいふなり。復次に、三縁に由るが故に三摩地と名く。謂く、(一)一境に住するが故に、(二)相續して住するが故に、(三)正しく審慮するが故になり。復次に、三縁に由るが故に、三摩地と名く。謂く(一)能く身を持して平等にせしむるが故に、(二)諸の善法を攝して散ぜざらしむるが故に、(三)能く善心をして平等に轉ぜしむるが故になり。復次に、三縁に由るが故に三摩地と名く、謂く(一)所縁に於て恒に捨せざるが故に、(二)種々の勝善法を任持するが故に、(三)奢摩他・毘鉢舍那をして一所縁に住せしめ、平等に轉ぜしむるが故なり。尊者世友、是の如き說を作す、「何が故に三摩地と名くるやといふに、多種の善の心々所を攝持して、一境に於て平等に相續せしむるが故に、等持と名く」と。復、是の說を作す、「能く平等を持するが故に等持と名く。恰も能く嬰兒を持するが故に持嬰兒者と名け、能く水を持するが故に持水者と名け、能く秤を持するが故に持秤者と名くるが如く、此も亦、是の如し。能く種々の平等法を持するが故に、等持と名くるなり」と。[四七]大德說きて曰く、「卽ち此の[四八]等持を亦、等至とも名く。此に復、多種あり。謂く、善法等至・不善法等至・無記法等至・[四九]九次第等至なり、[五〇]兩々交會するをも亦、等至と名く。此の義中に於て、唯、能く善の心々所法を持して、其をして相續し、平等にして而して轉ぜしむるが故に等持と名くるをのみ說說となり。

【四七】 舊は尊者佛陀提婆とあり。

【四八】 等持(Samādhi)と等至(Samāpatti)とには一般に區別ありとせらる。そは共に定とは稱するも、等持(三昧)は、定と散(欲界の大地法中の心所)にも通ずるに、等至は定にのみ局り、等持は唯、有心定のみに通ずるに、等至は無心定にも通ずるをいふ。こゝにては定と稱する點に於て等持をも等至といへるものと思はる。

【四九】 九次第定(Navānupūrvasamāpattayah)とは四靜慮と四無色と、これに滅受想定を加へたるものとの九が、修行道程に於て梯橙の如く次第すると見てかく稱するなり。これに就きて長阿第十七卷布吒婆樓經、(大正一、頁一一〇、上・中)を參照せよ。

【五〇】 兩々交會するをも等至と名くとは善法等至と不善法等至とが交互に起るが如きをも等至を名くの意なるべし。

の四行相有るが故に、三摩地は唯、三のみを建立するなり」と。

[四二]施設論中の初めに、是の説を作す、「[四三]空三摩地は是れ空にして、無願と無相とに非ず。無願三摩地は是れ無願にして空と無相とには非ず。無相三摩地は是れ無相にして、空と無願とに非ず、所以は何ん、此の三種の行相別なるに由るが故に」と。即ち[四四]彼の論中、次に是の説を作す、「空三摩地は是れ空にして亦、無願なるも、無相に非ず、無願三摩地は是れ無願にして亦、空なるも無相には非ず、無相三摩地は唯、是れ無相のみにして空と無願とには非ず」と。

問ふ、何が故に空と無願とは展轉相亦するに、而も無相は獨立するや。答ふ、初めて得する時に同異有るに依るが故なり。謂く、若し空三摩地に依りて正性離生に入る苦現觀四心の頃に亦、無願をも修し、若し無願三摩地に依りて正性離生に入る苦現觀四心の頃に、亦、空をも修するが故に、空と無願とは展轉相亦するも、初めて得する無相は、自のみを修して餘に非ざればなり。復次に、初めの對治に同異有るに依るが故なり。謂く、空と無願とは、初對治の時、倶に能く見苦所斷の煩惱等を對治するが故なるも、無相の初對治の時は、獨り能く見滅所斷の煩惱等を對治するが故なり。

即ち[四五]彼の論中に、復、是の説を作す。「空三摩地は是れ空にして亦、無願・無相なり。無願三摩地は是れ無願にして亦、空・無相なり、無相三摩地は是れ無相にして亦、空・無願なり」と。

問ふ、此の三は何が故に、一一が三を具するや。答ふ、一一の自體の三義有るが故なり。謂く、此の三摩地の一一は常に非ず、恒に非ず、不變易に非ず、我と我所とに非ざるが故に、皆空と名け、貪・瞋・癡等の生長と、及び後有とを願はざるが故に、皆、無願と名け、色・聲・香・味・觸・女・男の七種の相を離るゝが故に、皆、無相と名くればなり。是れを三三摩地の自性・我物・自體・相分・本性と名く。

[四六]已に、自性を説けり、所以を今、當に説くべし、

【四〇】 三三摩地建立に關する第二説、對治の差別にのみ依るとするもの。

【四一】 三三摩地建立に關する第三説、――行相の差別に依るとするもの。

【四二】 **施設論所説の三三摩地相互關係論を述べて其の自性を顯す** これに以下三説を掲ぐ。

【四三】 施設論所説の三者不相亦論。――

【四四】 以下施設論所説の空と無相と相亦するも無願は獨立すとの論及び其の解釋。

【四五】 以下施設論所説の三三摩地相亦論及び其の意義、

【四六】 **三摩地の名義** 三摩地の名義に關して以下種々の説を列擧す、即ち(一)平等と攝持と相似相續との三縁とに由るとする説(二)一境に住すると、相續して住すると正審慮なるが故との三縁に由るとなす説、(三)能く身を持して平等ならしむると、諸善法を攝して散ぜざらしむると、能く善心をして平等に轉ぜしむるとの三縁に由るとなす説、(四)所縁に於て恒に捨せざると、種々の勝善法を任持すると、奢摩他・毘鉢舍那をして一所縁に住せしめ平等に轉ぜしむるとの三縁に由るとするもの、(五)世友の説(六)大德の

是れ我なりと執すると界中に我有りと執するとの、[三三]若しくは總なると、若しくは別なるとの行相を對治するにつきても、應に知るべし亦、爾ることを。

[三四]期心の故にとは、無願三摩地をいふ。諸の修行者は、期心して[三五]三有の法を願はざるが故に。[三六]問ふ、彼れは聖道に於ても亦願はざるや。答ふ、聖道に於ては全く願はざるに非ずと雖も、而も彼は期心して三有を願はず。聖道は有に依るが故に亦、これを願はざるなり。又、彼れは期心して五蘊を願はず、聖道は是れ蘊なるが故に亦、願はず。又、彼れは期心して三世を願はず、聖道は世に墮するが故に、亦、願はず。又、彼れは期心して衆苦を願はず、聖道は苦と與に展轉相續するが故に亦、願はざるなり。[三七]問ふ、若し爾らば、何が故に聖道を修するや。答ふ、涅槃に趣くが爲めの故に聖道を修するなり。謂く修行者は、是の思惟を作す、「究竟涅槃は何に由りて證に趣くや」と。思ひ已りて定んで「必ず聖道に由る」ことを知る。故に願はずと雖も而も要ず之を修するなり。恰も瀑流を越すには、要ず船筏に憑るが如し。

[三八]所緣の故にとは、無相三摩地をいふ。[三九]此の定の所緣は、十相を離るゝが故なり。謂く、色・聲・香・味・觸と及び女・男と三の有爲相とを離るゝなり。復次に、蘊の名を相と爲す。此の定の所緣は、諸の蘊の相を離るゝが故に無相と名く。復次に、世を名けて相と爲し、前後を相と名け、上・中・下等を相と名く。此の定の所緣は、世等の相を離るゝが故に、無相と名くるなり。

[四〇]有るが是の説を作す、「三三摩地は、皆對治の差別に由りて建立す。謂く、空三摩地は有身見の近對治なり、無願三摩地は戒禁取の近對治なり、無相三摩地は疑の近對治なり。此を先と爲すに由りて、一切を對治するなり」と。

[四一]復說者有り、「三三摩地は、皆行相の差別に依りて建立す。謂く、空三摩地には、空と非我との二行相あり、無願三摩地には、苦と非常と、及び集と道との各〻四行相と有り。無相三摩地には、滅

【三〇】第一說に由りて、三三摩地の建立を詳說せり。

【三一】空三摩地の建立――對治の故に。

【三二】特に空三摩地の行相と其の對治に就きて――。

【三三】若しくは總なるとは、十二處又は十八界を總じて、處は我なり、界は我なりと執するをいひ、若しくは別なりとは、十二處中の一一又は或るものを、十八界中の一一又は或るものを我なりと執するをいふ。

【三四】無願三摩地の建立――期心の故なり。

【三五】欲有・色有・無色有の三有をいふ。

【三六】特に聖道の無願に就きて。

【三七】特に、無願なるに拘らず聖道を修する所以に就きて。

【三八】無相三摩地の建立。

【三九】特に無相三摩地の所緣に就きて　この三摩地の所緣は相といふ語の表す內容の變化に依りて、種々となる。卽ち此の相は十相を表はすとは俱舍論の採用する所。而るにこの相は亦蘊をも表し、三世、前後、上中下、等をも顯はすと爲すが故に、是等一切を離るるを此の定の所緣といふべ。

地法內にては三摩地と名け。又、五根中にては定根と名け、五力中にては定力と名け、七覺支中にては定覺支と名け、八道支中にては正定と名くるものをいふ。或は應に二と說くべし、有漏と無漏との三摩地、或は繫縛なると解脫なると、或は繫と不繫との三摩地をいふ。或は應に三と說くべし。此に說く所のものをいふ。或は應に四と說くべし、謂く、三界繫なると不繫なるとなり。或は應に五と說くべし。謂く三界繫なると及び學・無學なるとなり。廣說乃至、若し相續と刹那とを以て分別すれば、則ち無量の三摩地有るなり。

[二九]問ふ、若し爾らば、世尊は何が故に一なるより增し、無量等なるより減じて、三種の三摩地を建立せしや。答ふ、[三〇]三緣に由るが故に、唯、三をのみ建立せしなり。一に對治の故に、二に期心の故に、三に所緣の故になり。

[三一]對治の故にとは、空三摩地をいふ。是は有身見の近對治なるが故に。[三二]問ふ、空三摩地には、空と非我との二行相有り、有身見には我と我所との二行相あり。此の中、何等の行相を以て、何等の行相を對治するや。答ふ、非我の行相を以て、我の行相を對治し、空の行相を以て、我所の行相を對治す。復次に、非我の行相を以て、五我見の行相を對治し、空の行相を以て、十五我所見の行相を對治するなり。我見と我所見の行相を對治するが如く、是の如く、己見と己所見との行相、是我と屬我の行相、是己と屬己との行相を對治するとにつきても、應に知るべし亦、爾ることを。復次に、非我の行相を以て我愛を對治し、空の行相を以て我所愛を對治す。我愛と我所愛とを對治するが如く、是の如く、己愛と己所愛、我癡と我所癡、己癡と己所癡等を對治することにつきても、應に知るべし亦、爾ることを。復次に、非我行相を以て、蘊は是れ我なりと執する行相を對治し、空行相を以て、蘊中に我有りと執する行相を對治す。蘊は是れ我なりと執すると、蘊中に我有りと執するとの行相を對治するが如く、是の如く、處は是れ我なりと執すると、處中に我有りと執すると、又界は

に過去は無なりといふべきも、未來は、有學としての八智を成就するが如く、必ず可能として恒にこの三三摩地を成就するなり。次に過去なるは必ず已滅なるものならざる可らざる上、劣根のものなれば練根によりて捨することも又得果によりて失することも無き限りに於て、一又は二、或は三を成就す。この點は、次の「且く道類智の初刹那云云」以下に說くが如し。現在は分り易し。

【二七】以下得果初刹那時より以後の預流者の起定の經過を述べて預流者が三摩地を如何に成就するかを縷述し、以て一般の場合を推知せしめんとするにあり。

【二八】種々なる三摩地(數)に就きて　以下の所說は、舊譯にては第四十五卷(大正二八・頁三四六・上)に記述せり。

【二九】三摩地を經に三種と限りて建立する所以　三摩地には無量あるに拘らず特にこゝに三と限りて、建立せる所以に就きては、以下三說あり。第一說は(一)對治(二)期心(三)所緣との三緣に由りて三を建立すとなすもの、第二說は對治の差別にのみ依るとするもの、第三說は、行相の差別に依りて三を建立すとする

第二十二節[23]　三三摩地論一般

[24]**【本論】** 諸の預流者は、空・無願・無相三三摩地に於て、過去は幾くを成就するや。未來は幾くなりや、現在は幾くなりや。

[25]問ふ、何が故に、此の論を作すや。答ふ、他宗を止め、正理を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は有るが説く、「過去・未來に實の自性無し」と。或は復、有るが説く、「實の成就 不成就の性無し」と。彼の意を遮し、過去・未來も、成就性等も實有なること顯さんと欲するが故に、斯の論を作すなり。

【本論】 [26]答ふ、未來は一切を、過去は若し已滅にして不失なるを、現在は若し現在前すれば之を、成就するなり。

此の中、未來の一切とは、具さに三を成就するをいひ、過去は、若し已滅にして不失なるをとは、一・二・三の已滅なるに隨つて、練根の故と失とに非ずんば則ち過去の爾所を成就す、現在は若し現在前すればとは、若し隨一が現在前すれば、則ち現在、一を成就するをいふ。[27]且らく、道類智の初刹那の時には、過去を成就せず、一刹那も已に生滅せしもの無きが故に。已に生滅せしものは、得果のとき捨せしが故に。未來の三を成就す、具さに得修するが故に。現在の一を成就す、卽ち道の無願をいふ。此は滅し已るも失せざればなり。若し空現在前すれば、彼れは過去の一を成就す、謂く無願なり。未來の三を成就し、現在の一――空をいふ――を成就す、此は滅し已るも失せざればなり。若し無相現在前すれば、彼れは過去の二――空と無願とをいふ――を成就し、未來の三を、現在の一――無相をいふ――を成就す、此は滅し已るも失せざればなり。若し三三摩地の隨一現在前すれば、彼れは過去・未來の三と、現在の一――現在前するものをいふ――を成就す。

[28]三三摩地有り、空と無願と無相とをいふ。然も三摩地は或は應に一なりと説くべし、心所中の大

【二三】 本節以下第二十八節に至る迄は、本章に於て論ぜらるべき第七問としての等持に關して詳述せんとするなり。此の中、本節に於ては、三三摩地論一般に就きて述ぶ。例に依りて其の內容を略記せば、(一)三三摩地の三世に於ける預流者の成就に就きて、(二)種々なる三摩地(三)三摩地を三と限りて建立する所以、及び其の建立、(四)施設論所説の三三摩地の相攝問題(五)三摩地の名義(六)及び三三摩地の諸問分別なり。

【二四】 三三摩地の三世に於ける預流者の成就に就きて、 三摩地(Samādhi)に無量ある中以下特に、空(Śūnyatā)無願、(Apraṇihita) 無相 (Animitta) のみに就きて、預流者が過未現に亘りて其の中の幾くを如何なる時に成就するかを論究せり。

【二五】 以下婆沙論は本論提起の緣由を述ぶ。

【二六】 見道位中、空三摩地は苦諦下に於て成就し、無願三摩地は、苦諦と集諦と道諦下に於て、無相三摩地は、滅諦下に於て必ず成就するものなること下に說くが如くなるも、これ等は得果の時捨す。卽ち道類智初得の刹那(得果初得時)には之等を捨するが故

の樂と淨との想は、是れ妄りの增益なりと雖も、而も推度の性に非ず、見の性に非ざるが故に、亦、一向に顛倒にも非ず。少の實事有るが故に。復次に、諦の理所に於て樂と淨との想を起すものは、是れ顛倒の攝なるも、預流・一來は皆、已に斷盡せり。境の事所に於て樂と淨との想を起すものは、顛倒の攝に非ず、預流と一來とは、これを猶、未だ斷盡せざるをもて現前すること有り容べきなり。

[三]有るが是の說を作す、「預流・一來は五欲の境に於て、染愛を起す時、彼に於て唯、苦と不淨との想のみを起す」と。問ふ、若し爾らば、何が故に染愛を起すや。答ふ、彼れは境に於て苦と不淨とを知ると雖も、而も無始來の串習の煩惱により、身心を燒然せられ、熱痛に逼られ、境を覺せずして、而して染愛を起すなり。恰も、淨を樂ふ波羅門子が、其の指、有る時、不淨に過觸せしをもて、鍛師の所に詣り、火にて之を淨めんことを求む。鍛師語りて言はく、幸に灰等有り、洗ふに淸水を以てせば、淨からしむ可きに足る。何ぞ能く苦を忍びて、火にて之を鍛ふるを求めんやと。波羅門の言はく、灰水等にて洗ふも淨からしむること能はず。要ず當に我が爲めに火を以て之を淨むべしと。是に於て鍛師は、熱鐵の鉗を以て、而して其の指を鉗みし時、波羅門は熱苦に逼られて、覺えず手を振り指を口中に內る。彼れは審かに指を不淨と爲すことを知ると雖も、苦に逼られて覺えず、口中に內置せるが如く、預流・一來の染愛も亦、爾るなり。復次に、彼れは境に於て、苦なり不淨なりと知ると雖も、而も無始來の串習の煩惱が、身心を燒然するをもて、熱痛に逼まられ、止息せんが爲めの故に、境に於て染愛するなり。恰も軟弱者が、身患ひ癰瘡し、苦痛忍び難きをもて、醫が之に語りて言はく、汝、當に濕れる狗糞を以て塗るべし。苦痛息む可ければなりと。其の人聞き已りて、速かに取りて之を塗るに、彼れ審かに狗糞は不淨なりと雖も、苦を止めんが爲めの故に、而も取りて之を塗るが如く、預流・一來の染愛も亦、爾り。故に彼れは苦と不淨との想を起すと雖も、而も、五欲に於て染愛の事を起すなり」と。

【三】以下第二說、苦と不淨との想を起すと爲すもの。

彼れは便ち定んで、「皆、我有ること無し、定んで作者も無く、遣作者も無く、亦受者も無く、遣受者も無く、唯、空行聚のみなり」と答へん。故に四顚倒は、唯、見苦所斷なり。苦類智の時、一切已斷なるが故に。

問ふ、若し爾らば、亦、隨信行隨法行者には、已に此の四顚倒を斷ずるもの有るに、此の中、何が故に說かずして、而も但、說きて「諸の預流者は一切已斷なり」とのみ言へるや。答ふ、應に說くべくして、而も說かざるは、當に知るべし此の義有餘なることを。復次に、隨信行隨法行者には差別の相——有るは已に斷盡せるものあり、苦類智の已に生ぜるをいふ。有るは未だ斷盡せざるあり、苦類智の未だ生ぜざるをいふ——有るをもて、是の故に說かざるも、諸の預流者には、差別の相無し、皆已に斷ずるが故に、此の中に之を說くなり。復次に、疑者をして決定を得せしめんと欲するが故に、偏に預流と說く。卽ち、預流者には、猶、妻子を畜へ、妙臥具に處し、女人を摩執し、妙衣服を著し、香花を塗飾し、僮僕を驅役し、諸の有情類を捶打し縛錄すること、諸の異生と同じきものあるを、有るが見て、疑ひを生じ、「未だ顚倒を斷ぜざらん」と謂ふものあるをもて、是の故に、彼は已に顚倒を斷ずと說けるなり。一來も此に准ずるが故に、別說せず。又諸の隨信行隨法行者には、有漏の善心すら尙、現起せず、況んや、染汚・無覆無記を起さんや。かくて彼に於ては疑ひ無きをもて、是の故に說かざるなり。

問ふ、預流と一來とは、五欲の境に於て、染愛を起すとき、樂と淨との想を起すとせんや、苦と不淨との想を起すとせんや。設し爾らば何の失ありやといふに、若し樂と淨との想を起すとせば、如何が顚倒に非ざらん。若し苦と不淨との想を起すとせば、如何が境に於て染愛を起さんや。答ふ、應に是の說を作すべし。「樂と淨との想を起す」と。問ふ、若し爾らば、何が故に顚倒に非ざるや。答ふ、先に是の說を作せり、三事に由るが故に、顚倒を建立すと。預流と一來との境に於て起す所

【一九】 顚倒已斷者を預流者に限りし所以　前述の四顚倒は全て見苦所斷なりといふ答意を正しとする限り、苦類智已生以後の見道位の一切の隨信隨法行者も、已に四顚倒を全斷せりと言はざるべからざるをもて、玆に此の問あり。答意は明かなり。

【二〇】 預流一來の、五欲の境に於て起す想に就きて　此に二說有り。第一說は預流一來が五欲の境に於て染愛を起すときは、樂と淨との想を起すとし、第二說は、苦と不淨との想を起すと爲すと爲せり。前說は、一には顚倒の建立は三事に由るも、こゝには其の條件を欠くが故と、二には預流等は理惑(見斷の煩惱)は已斷なるも、事惑(修斷のそれ)は未斷なるが故にといふ二理由に立脚して多少形式的說明に墮するに對し、後說は、無始爾來の煩惱の習氣により、想としては苦・不淨を起しつゝも、無意識的に染愛するに外ならずとせり。

【二一】 以下第一說、樂と淨との想を起すとなすもの。

の實處に於て轉ずるが故なり。謂く、有る色界道は能く欲界を淨め、有る無色界道は能く色界を淨め、有る上地道は能く下地を淨むること、無漏道の斷染・證滅の義と相似なるが故なり。是の如きを名けて、顚倒の自性・我物・自體・相分・本性と爲すなり。

[一七]已に自性を説けり、所以を今當に說くべし。

問ふ、何が故に顚倒と名け、顚倒とは是れ何の義なりや。答ふ、麁なる諦理に於て顚倒して轉ずるが故に、顚倒と名く。此に由りて四顚倒は、唯、見苦所斷なり。[一八]問ふ何が故に四顚倒は唯、見苦所斷なりや。答ふ、此は唯、苦處に於て轉ずるに由るが故に、苦諦を見るとき、此は便ち永斷すればなり。復次に、此は唯、果處のみに於て轉ずるに由るが故に、若し果を見る時、此は便ち永斷すればなり。復次に、此の四顚倒の、有るは是れ有身見なるあり、有るは有身見に依るものあるをもて、有身見の斷ずる時、餘も亦、隨つて斷ず、對治同じきが故に、此に由りて、四顚倒は唯、見苦所斷のみなるなり。復次に、苦諦は麁顯なるをもて、中に於て迷謬せば過失極重にして、賢聖に訶せらるゝが故に、顚倒と立つるも、三諦は微隱なれば、中に於て迷謬するも過、極重に非ず、甚しく訶せられざるをもて、顚倒と立てざるなり。人が晝日、平地に顚蹶せば、世共に訶笑するも、夜、嶮處にては非らざるが如し。復次に、諸の瑜伽師は、苦を現觀し已れば、心に顚倒無きが故に、見苦を見る時、顚倒皆斷ず。設し苦を見已りて、未だ餘の三を見ずして便ち出觀する者に、若し有るが問ふて、「此の五取蘊は常とせんや無常なりや」と言はんに、彼れは便ち定んで、「皆是れ無常なり、一刹那の後には必ず住せざるが故に」と答へん。復、若し問ふて、「此の五取蘊は樂と爲んや苦と爲んや」と言はんに、彼れは便ち定んで、「一切は是れ苦なること、熱鐵丸の如し」と答へん。復、若し問ふて、「此の五取蘊は淨なりとせんや、不淨なりや」と言はんに、彼は便ち定んで、「皆是れ不淨なること、糞穢聚の如し」と答へん。復、若し問ふて、「此の五取蘊に我有りや、無我なりや」と言はんに、

【一一】引の經證の會通。

【一二】倶舍論第十九に於ては、「彼れは世間に於て極成せざるが故に。謂く、心と想との倒は世間にて極成するも、受等は然らず……」といふ。

【一三】四顚倒の自性。

【一四】特に顚倒の自性と五見との關係　これに以下、二說を擧ぐる中、倶舍論にては後者の說に據り、婆沙の前說を有人の說として問答往來せり。(倶舍第十九卷參照)

【一五】劣を取りて勝と執するが如き見取見をいふ。

【一六】四顚倒建立の三事。

【一七】妄りに增益すとは、法體上無なるを有と思ひ、或は小分なり又は劣なるものを妄りに增益して多分なり又は勝れるものとするが如きをいふ。

【一八】顚倒の名義。

【一八】特に四顚倒が見苦所斷なる所以　苦類智の時、一切已斷なるを論證せんとするにあり。

夫異生なり」と。此の經に既に四顛倒有りと說くをもて、應に知るべし、顛倒は十二種に非ざることを。「既に顛倒に顛倒さるゝ者は當に知るべし彼れは是れ愚夫異生なり」と說くをもて、應に知るべし、顛倒は修所斷に非ざることを。

[一〇]問ふ、若し諸の顛倒は唯、四種有るのみとせば、分別論者所引の契經は、當に云何が通ずべきや。答ふ、想と心との二種は、實には顛倒に非ず。顛倒に親近するものなるが故に、顛倒と相應するものなるが故に、亦、顛倒と名くるなり。問ふ、若し爾らば、受等の諸の心所法も、亦、應に顛倒と名くべし。彼は心とも想とも義相似なるが故に。[一一]答ふ、世間は、但、心と想との二種に於てのみ、顛倒の名を說き、受思等には非ざるをもて、是の故に但、心と想との顛倒のみを說く。佛は、世俗に隨つて法を說くが故に。

[一二]問ふ、此の四顛倒の自性は是れ何ん。答ふ、見を自性と爲す。問ふ、[一三]若し爾らば五見中の幾見を自性と爲すや。答ふ、此は見苦所斷の二見半を以て自性と爲す。謂く、有身見と見取との全と、及び邊執見中の常見となり。二見半は顛倒の自性には非ず。謂く邪見と戒禁取との全と、及び邊執見中の斷見となり。有るが是の說を作す、「此の四顛倒は五見中に於て三見の各〻一分を以て自性と爲す。謂く、有身見中の我見は、是れ我顛倒の自性なるも、我所見は非らず。邊執見中の常見は、是れ常顛倒の自性なるも、斷見は非らず。見取中の見苦所斷を樂と淨と執する見は、是れ樂と淨との顛倒の自性なるも、[一四]餘の見取は非らざればなり」と。

問ふ、何故に唯、此は是れ顛倒なりや。答ふ、[一五]三事を以ての故に顛倒を建立す、一には推度の性なるが故に、[一六]二には妄りに增益するが故に、三には一向に倒なるが故に。邪見と斷見とは、是れ推度の性にして、及び一向に倒なりと雖も、而も、妄りに增益するに非ず。事を壞して轉ずるが故に。戒禁取は是れ推度の性、及び妄りに增益するものなりと雖も、而も一向に倒に非ず。亦、少分

び七處三觀經中第五經（大正二、頁八七六、下及び Anguttara N. IV. 49. (Vol. II. p. 52.) を見よ。

【六】 無常に於ける常の想顛倒と心顛倒と見顛倒、(anicce niccan ti saññāvipallāso cittavipallāso diṭṭhivipallāso. 苦に於ける樂の想顛倒…(dukkhe sukhan ti saññāvipallāso……)(因に、P.T.S. 出版の本經には、此の點 adukkhe dukkhan ti…… とあるも、此は誤りなるべけん) 無我に於ける我の想顛倒……(anattani attā ti saññāvipallāso ti……) 不淨に於ける淨の想顛倒……(asubhe subhan ti saññāvipallāso cittavipallāso diṭṭhivipallāso.

【七】 四種の修所斷とは(一)苦に於て、樂の想顛倒と(二)樂の心顛倒と(三)不淨に於て、淨の想顛倒と(四)淨の心顛倒とをいふ。

【八】 以下有部の四顛倒、見所斷說と經證。

【九】 Anguttara N. IV. 49. 3. に aniccenicca saññino. dukkhe ca sukhasaññino. anattani ca attā (ti) asubhe subhasaññino. micchādiṭṭhigatā sattā khittacittā visaññino……とあり。

【一〇】 以下有部の分別論者所

卷の第百四　（第三編　智蘊）

（智蘊第三中、他心智納息、第三之六、舊、第五十四卷、頁三八七、中）

[一]第二十一節　四顚倒と其の見所斷論（附、欲境に於ける未離欲聖者所起の想論に就きて）

[二]**【本論】** 諸の預流者は、四顚倒(Cattāro vipallāsā)に於て、幾已斷にして、幾未斷なりや。答ふ、一切已斷なり。

[三]問ふ、何が故に此の論を作せるや。答ふ、他宗を止め正理を顯さんが爲めの故なり。謂く、[四]或は（あるもの）說く、「十二顚倒有り、八は唯、見所斷なるも、四は修所斷に通ず」と。分別論者の如し。問ふ、彼れは何の量に依りて是の如き說を作すや。答ふ、契經に依るが故なり。謂く[五]契經に說く、[六]「無常に於て常の想顚倒と心顚倒と見顚倒とを起し、苦に於て、樂のを起し、無我に於て我のを起し、不淨に於て淨の想顚倒と心顚倒と見顚倒とを起す」と。此に由るが故に知る、一切の顚倒に十二種あることを。中に於て八種は唯、見所斷のみなり、謂く、常と我との中の各〻三種を取り、樂と淨との中、各、唯、見顚倒のみを取る。[七]四種は修所斷に通ずとは、謂く、樂と淨との中、各〻想と心との二顚倒を取るなり。此の中、見所斷なるは、苦類智忍の現在前時に、方に畢竟斷じ、修所斷なるは、金剛喩定現在前時に方に畢竟斷ずるなりと。[八]彼の意を止め、諸の顚倒は、唯、四種のみ有りて、唯、見所斷のみなることを顯すが故に、斯の論を作す。謂く、此の問言たる「諸の預流者は四顚倒に於て、幾已斷にして幾未斷なりや」といふは、即ち顚倒に十二種有りとするを止む。此に復、答言たる「一切已斷なり」とは、即ち顚倒が修所斷にも通ずとするを止む。修所斷法にして預流の已斷なるもの無きが故に。又、若し顚倒に十二種有りて、修所斷にも通ずとせば、便ち契經に違ふなり、[九]契經に說くが如し、「佛、苾芻に告ぐ、若し四顚倒にして顚倒さるゝならば、當に知るべし彼は是れ愚

【一】本節は、本章八個の論目中、第六、即ち發智の頌文中の、顚倒に就きて、說述せんとする段なり。例に依りて其の其内容を示せば、(一)預流者は四顚倒を全斷する旨を本論に於て述し、序いで(二)論題提起の緣由、(三)四顚倒の自性、(四)建立の所以、(五)その名義、(六)四顚倒が見所斷なる所以、(七)本文に預流のみを說き、隨信隨法行者に關說せざる所以(八)附論として、預流一來の五欲の境に於て起す想等を縷述せり。

【二】**預流者の四顚倒の斷に就きて**

【三】**論題提起の因由** 有部が顚倒は唯四にして、これ見所斷とするに對して、分別論者は顚倒は十二にして、見所斷なるあり修所斷なるありと主張せり。本論題提起の所以は此の分別論者の異說を破斥せんとするにありといふ。隨つて先づ分別論者の主張と及びその經證とを揭げ、次に有部の正說とするもの、及び其の經證を示し、更に分別論者の經證を會通せり。

【四】以下分別論者の十二顚倒一分見所斷一分修所斷說。

【五】契經は、大集法門經卷上、（大正二、頁二二九、下）及

は象馬に乘ずるときも、若しくは高樓に在るときも、遙かに世尊を見ば、卽便ち投下して雙足を頂禮す。堅信力に由るをもて、或は佛の威神も傷損する所無し。[八一]復次に、未生怨王が成就する所の信は、未だ惡趣を免れざるが故に無根と名く。彼れ後に命終して暫く、地獄に墮し、少苦を受け已りて、方に天に生ずるが故に。

阿毘達磨大毘婆沙論卷第百三

【八一】阿闍世王、五逆罪の苦果を受けて、一度は地獄に墮すべきをいふ。

き、勸めて安住せしめ、以て自ら調伏せしむべし。所以は何ん。諸の四大種は變異せしむ可きも、是の如き四證淨を成就する者には、終に變異無ければなり」と說けるなり。

[七九] 問ふ、一切の法性には、皆變異無きに、何が故に唯、四大種のみを說けるや。答ふ、四法を以て四法を顯さんと欲するが故なり。復次に、諸の瑜伽師は、先に大種の無變異の相を觀じ、後に諸の法性の不變異を觀じ、心便ち歡悅するが故に、偏に之を說けり。復次に、四大種は能く一切の情と非情との法を持するを以ての故に、偏に之を說けり。復次に、四大種は、能く一切の生死流轉を持するを以ての故に、偏に之を說けり。復次に、四大種は、能く五蘊を持して斷絕せざらしむるを以ての故に、偏に之を說けり。復次に、諸の外道は「大種に五有りて、其の性常住なり」と說く。彼れに對せんが爲めの故に、佛は、「大種は唯、四にして、而も是れ無常なり。假使、大種を、汝が執して常と爲すとも、變異せしむ可きに、證淨を得する者は、終に變異すること無し」と說けるなり。

[八〇] 契經に說けるが如し。「未生怨王(Ajātasattu)は能く無根の信を成就す」と。問ふ、諸の有爲法に、有根ならざるは無きに、何が故に彼の信は無根なりと說けるや。答ふ、此の信に見道の根有ること無きが故なり。契經に說くが如し、「是れ、見を根と爲す信は、證智と相應すと名く」と。謂く、未生怨の成就する所の信は、見道に依らざるが故に、無根と名く。然も彼の信心は堅固にして壞し難きこと見道に依るが如し。復次に、未生怨王の成就する所の信は、改易すべからざること無漏信の如く、而も根有ること無し。諸の無漏信は、無漏根に依る。無漏智は無漏の善根を以て根本と爲すが故に。復次に、此の信には、同類因有ること無きが故に、說きて無根と名けしなり。謂く、無始來、未だ是の如き堅强の信を得ざるが故に。譬へば、有る樹の、他に依りて萠生じ、自ら既に根無きを無根樹と名くるが如し。復次に、未生怨王の成就する所の信は、自性堅固にして、佛及び弟子に親近するに由らずして乃ち能く發生せしものなるが故に、無根と名く。此の信に由りて、若しく

[七九] 經中、特に、證淨の無變異性を示す爲め、四大を使用せる所以

[八〇] 未生怨王の無根の信に就きて　阿闍世王が無根の信を成就するを說ける契經として一般に熟知せらるゝものは、卽ち大般涅槃經第二十卷なるべし。今、試みに、之れを擧げん。阿闍世王は、そのかみ提婆と組み、佛陀を信ぜず、種々惡行を積み終に父王を逆殺して其の位を奪ひしも、一度悔悟の情の襲ふ所となりてより、憂惱に堪えず、終に臣耆婆の言に從ひて初めて佛陀に相見し、佛陀に歸依せし時、自ら發せし語の中に、

「……世尊、我見世間從伊蘭子生伊蘭樹、不見伊蘭生栴檀樹。我今始見從伊蘭子生栴檀樹。伊蘭子者我身是也。栴檀樹者卽是我心無根信也。無根者、我初不知恭敬如來、不信法僧、是名無根云云」と。(大正一二、頁四八四、下參照)蓋し、こゝにては、見道の修行に依らざるが故に無根といへり。

【七八】問ふ、諸の佛の法中には、無量種の功德の法寶有り。皆應に他の爲めに宣說すべきものなるに、何が故に、此に於ては、獨り爲めに四證淨を說かしむるや。答ふ、應に知るべし、此の中、證淨を首と爲して、總じて爲めに諸の功德の寶を說かしむものなることを。脇尊者の曰く、「此の中、世尊は、證淨の聲を以て、諸の聖道を說けるなり。諸の聖道とは、或は是れと相應するものも、或は是れと俱有なるものをも謂ふ。若し信を說けば、應に總じて相應の聖道を說くと知るべく、若し戒を說けば應に總じて俱有の聖道を說くと知るべきなり。復次に、此の中、初入の法門を略顯するなり。謂く、佛法中の諸の功德の寶には、或は是れ色の法なるあり、或は是れ非色の法なるあり。若し戒を說けば、應に總じて是れ色の法寶を說くと知るべく、若し信を說けば、應に總じて非色の法寶を說くと知るべきなり。色と非色との如く、是の如く、相應と不相應、有所依と無所依、有所緣と無所緣、有行相と無行相、有警覺と無警覺、是根と非根等も應に知るべし亦、爾ることを。復次に、此の四證淨には不壞相と及び清淨相と有るが故に、偏に之を說く。復次に、四證淨所引の等流に依りて、殊勝の四沙門果を設施するが故に、偏に之を說く。復次に、此の四證淨は、能く惡趣及び貧窮の怖れを止むるが故に、偏に之を說くなり。戒は能く惡趣の怖を止め、信は能く貧窮の怖を止むるを以ての故なり。無漏の信と戒とは、異熟果を招かずと雖も、而も無漏の信・戒は、必ず有漏の信・戒と互に相引發するが故に、能く二種の怖畏を遮止するなり。復次に、方便して化す可き外道の有情を導引して、佛法に入らしめんと欲するが爲めの故なり。謂く、諸の苾芻に或は親屬の先に外道と爲るもの有り。親愛を以ての故に、來つて相慰問す。時に諸の苾芻は彼の意を護らずして、佛法を讃歎し外道を毀呰すとせば、彼をして瞋恨せしめ、轉た佛法を遠ざからしむるなり。故に世尊は、「汝等苾芻よ、力・無畏・大悲等の德無く、有情の根・欲・性・行を知らずんば、輕爾に他の爲めに說法すべからず。若し汝の所說に信樂するもの有らば、汝は當に哀愍し方便して爲めに四種證淨を說

【七八】**諸佛法中、說法師をして特に四證淨を說かしむる所以**　以下列示する種々の理由を略擧せば、

一、證淨の聲もて聖道を示すが爲め。

二、初入の法門をこれにて略顯せんが爲め。

三、これには不壞相と淸淨相とあるが爲め。

四、證淨にて殊勝なる沙門果を引發せしむるが爲め。

五、惡趣と貧窮の恐怖を免れしむるが爲めに。

六、外道を導引せしむるが爲め等の故に四證淨を說くべしとなり。

〔七三〕問ふ、此の聖弟子及び彼の諸天は、皆具さに四種證淨を成就するに、何が故に〔七四〕佛證淨に多く住し成就するもの有りと說き、乃至戒淸淨に多く住し成就するもの有りと說けるや。答ふ、加行を修して法に入る時に依りて說く。謂く、或は有る行者は佛證淨を求め加行を勤修して聖道に入り、乃至、或は有る行者は戒淸淨を求め加行を勤修して聖道に入るが故に、是の說を作すなり。復次に、多く作意を愛樂するに依りて說くなり、謂く或は有る行者は、多分に佛を緣ずるの作意を愛樂し、乃至或は有る行者は多分に戒を緣ずる作意を愛樂するが故に是の說を作すなり。

〔七五〕契經に說くが如し、「佛、苾芻に告ぐ、若し汝の所說を信樂するもの有らば、汝は當に哀愍方便して爲めに四種證淨を說き、勸めて安住せしめ、以て自ら調伏せしむべし。所以は何ん。諸の四大種は變異せしむ可きも、是の如き四證淨を成就する者には、終に變異無きが故に」と。

〔七六〕問ふ、世尊は、何が故に此の契經を說けるや。答ふ、說法師に法儀を說くことを示すが故なり。謂く、有る說者は、受者が是れ器なりや非器なりやを知らずして、輕爾に爲めに說くをもて、彼の受者をして、或は輕慢を生じ、或は怯怖を生じて、空しく所得無からしむ。故に世尊は、「若し汝の所說に信樂有るものなれば、汝は當に哀愍し方便して爲めに說くべく、輕爾するを得ること勿れ」と說けるなり。〔七七〕復次に、報恩者に眞の報恩を示すが故なり。餘の經に說けるが如し、「苾芻よ、當に知るべし、若し孝子有り、一肩に父を擔ぎ、一肩に母を擔ぎて、經ること百年に於てし、處々に遊歷するも、猶、眞實に父母の恩を報ずるに非ず。若し孝子有り、能く父母に勸めて、佛・法・僧・因果の法等に於て、未信なる者を信ぜしめ、信ずるものを增長せしめ、無淨戒者に戒を受持することを勸め、有慳貪者に惠施を行ずることを勸め、無勝慧者に勝慧を修することを勸め、善く安住せしめ、以て自ら調伏せしむるものなれば、乃ち眞實に父母の恩に報ゆと名くるなり」と。故に此の經中には、說法を爲すことを敎ゆるなり。

【七三】特に四證淨の一に於て、「多く住す」との意義　こは、加行の故にと作意の故となりと。

【七四】　大正本に身證淨とあるも、佛證淨の誤りならん。

【七五】四證淨は無變異なりと說ける經文　雜阿第三十卷第八百三十六經參照のこと。尙本經を說ける意義に付き、左に二の重要なる意味を有すとせり。即ち、一は說法するものに、其の說法の仕方を敎示すること。二、孝養者に、眞の孝養の仕方を敎ゆることなり。

【七六】特に四證淨と說法師の心得

【七七】特に四證淨と眞の報恩者の心得

雜へずと名け、能く煩惱を斷ずるが故に穢せずと名く。復次に、違越せざるが故に破せずと名け、惡尋の損壞する所と爲らざるが故に穿れずと名け、自體堅住なるが故に雜へずと名け、極く清淨なるが故に穢せずと名く。復次に、自性堅强なるが故に破せずと名け、非所行を遠離するが故に穿れずと名け、犯戒惡の間雜する所に非ざるが故に雜へずと名け、善の意樂を捨せざるが故に穢せずと名くるなり。

此の中に、復說く、[七〇] 聖の受用する所とは、是れ諸の功德の依止する所なるが故なり。凡の所取に非ずとは、諸の異生は此の淨戒を執して眞道と爲すに非ざるが故なり。智者の讃する所とは、佛及び弟子の稱譽する所なるが故に、能善く究竟すとは、俱時に圓滿するが故に、能善く引發すとは、能く愛果を招くが故なり。

[七一] 契經に說くが如し、「大龍象有り、信を以て手と爲し、捨を以て牙と爲し、慧を以て頭と爲し、念を以て頸と爲し、其の兩肩に於て善法を擔集す」と。

問ふ、何が故に世尊は信を說きて手と爲すや。答ふ、善法を取るが故なり。象に手有り、能く有情・無情數の物を取るが如く、是の如く聖者は、信の手有るが故に、能く種々微妙の善法を取る。是の故に世尊は信を說きて手と爲すなり。

[七二] 契經に說くが如し、「苾芻よ、當に知るべし、天中に、時時、四聲の起ることあり、云何が四と爲すやといふに、謂く、若し此の間に、聖弟子の佛證淨に多く住し成就するもの有らば、爾の時、佛證淨を成就する天は、歡喜踊躍して、高聲にて唱え言ふ、「我れ先に佛證淨を成就せしが故に、而も此に來生せり、今、聖弟子も佛證淨に多く住し成就するが故に、亦、當に我が衆同分中に生じて、我が爲めに伴と爲るべし。甚だ快哉たり」と。餘の三證淨に多く住し成就するにつきて、廣說するも亦、爾りと。

【七〇】前揭經中の「聖の受用する所」等の文義

【七一】「信を以て手となす等」の經文の解釋

【七二】四證淨住者を讃する經文の意義

六四 問ふ、何が故に名けて聖所愛の戒と爲すや。答ふ、是れ諸の功德の所依處なるが故なり。謂く、諸の聖者は功德を愛樂するが故に、此の戒を愛す。人の寶を愛し、亦、寶器を愛するが如く、是の如く聖者は清淨なる菩提分法の功德寶を愛樂するが故に、亦、是の如き所依の戒器を愛するなり。復次に、聖者は、諸の破戒の惡を憎惡す。戒は能く破戒の惡を對治するが故に、聖者は之を愛す。復次に、聖者は諸の嶮惡趣を憎惡す。戒は能く嶮惡趣を超越するが故に、聖者は之を愛す。復次に、聖者は生死流轉を憎惡す。戒は能く生死流轉を超越するが故に、聖者は之を愛す。復次に、聖者は涅槃を愛す。戒は能く涅槃に趣かしむるが故に、聖者は之を愛す。契經に說くが如し、「戒は能く展轉して涅槃に趣向せしむるをもて、聖者は愛樂す」と。

六五 問ふ、破せず、穿れず、雜えず、穢せずといふ、是の如き四句に何の差別有りや。六六 有るが說く、『別無し、是の如き四種は、聲に異り有りと雖も、義に別無きが故に。六七 集異門足論に說くが如し、「此に於て、諸の戒は、恒作・恒轉し、勸作・勸轉するをもて、亦は破せずと名け、亦は、穿れずと名け、亦は、雜へずと名け、亦は穢せずと名く」と。故に知る、此の四は聲は異るも義は同なることを』と。六八 有るが說く、「此の四には亦、差別あり。謂く、名に卽ち差別あり、此を破せずと名け、此を穿れずと名け、此を雜へずと名け、此を穢せずと名くればなり。復次に、六九 初犯聚に於て違越せざるが故に破せずと名け、第二犯聚に於て違越せざるが故に、穿れずと名け、第三第四犯聚に於て違越せざるが故に雜へずと名け、第五犯聚に於て違越せざるが故に穢せずと名く。復次に、違越せざるが故に破せずと名け、貪に依らざるが故に穿れずと名け、瞋に依らざるが故に雜へずと名け、癡に依らざるが故に穢せずと名く。復次に、違越せざるが故に破せずと名け、無貪に依るが故に穿れずと名け、無瞋に依るが故に雜へずと名け、無癡に依るが故に穢せずと名く。復次に、違越せざるが故に破せずと名け、奢摩他に依るが故に穿れずと名け、毘鉢舍那に依るが故に

【六四】特に聖所愛戒と名くる所以

【六五】聖所愛戒の不破・不穿・不雜・不穢の意義　此の四句に就きては、以下、其の意義無差別論と、有差別論とあり。

【六六】こは無差別論なり。

【六七】集異門足論第十六卷（大正二六、頁四三二、上）の無ㇾ缺・無ㇾ隙・無ㇾ雜・無ㇾ穢者、謂於二此戒一恒隨作、恒隨轉、平等共作、平等共轉故、名二無ㇾ缺・無ㇾ隙・無ㇾ雜・無ㇾ穢一の文を指す。

【六八】以下、有差別論――

【六九】以下初犯聚　乃至第五犯聚とは殺生・偸盜・邪婬・妄語・飮酒の五戒を指すものならん。

きて曰く、「若し佛法に於て觀察し、籌量し覺證すること能はずんば、所得の信も戒も、動轉す可き易きこと、水上の船の如し。若し佛法に於て、能く審かに觀察し、籌量し覺證せば、所得の信と、戒とは動轉す可からざること、猶帝幢の如くなるが故に、此を正に不動淨と名くべし」と。[六〇]尊者妙音是の如き說を作す、「是の如き四種は、應に見淨と名くべし。四聖諦を見て此の淨を得るが故に、或は應に慧淨と名くべし、聖慧と俱轉するが故に」と。

[六一]問ふ、何が故に世尊は先に佛證淨を說き、乃至、後に戒證淨を說くや。答ふ、若し是の說を作せば、文詞の次第法に隨順するが故なり。復次に、說者・受者・持者の次第法に隨順するが故に。復次に、佛は是れ能說なるが故に應に先とすべく、信法は是れ所說なるが故に應に次にすべく、信僧は是れ所爲なるが故に應に次にすべく、信戒は是れ僧の所住なるが故に最後に說くべし。復次に、佛は良醫の如くなるが故に應に先にすべく、信法は無病の如くなるが故に應に次にすべく、信僧は看病者の如くなるが故に應に次にすべく、信戒は妙藥の如くなるが故に、最後に說くなり。復次に、佛は商主の如く、能く道路を示すが故に、應に先とすべく、信法は寶渚の如く、是れ正に所趣なるが故に應に次とすべく、信僧は商侶の如く、能く助伴と爲るが故に應に次とすべく、信戒は資糧の如く、能く正に任持するが故に、最後に說くなり。復次に、佛は船師の如くなるが故に應に先とすべく、信法は彼岸の如くなるが故に應に次とすべく、信僧は同載の如くなるが故に應に次とすべく、信戒は船筏の如くなるが故に、最後に說くなり。此等の緣に由りて、此の四證淨は、是の如く次第するなり。

[六二]第二十節　戒・信及び證淨に關する諸經文と其の義解

[六三]契經に說くが如し、「聖所愛の戒は、破せず、穿れず、雜へず、穢せず、聖の受用する所にして、凡の所取に非ず、智者の讚する所にして、能善く究竟し、能善く引發す」と。

【五四】舊に、自體を以て・三歸依を以て建立するも亦、爾りといへり。

【五五】隨念を以てとは、佛・法・僧・戒・捨・天の六隨念中の前三隨念を以てと言ふ意。

【五六】**證淨の名義に就きて**　これに種々の異れる說明あり。文の如し。

【五七】證淨は不壞なり淸淨なりと名くべしとする說――

【五八】證淨は不斷淨となす說

【五九】證淨を不動淨となす說　但し、舊には、こゝの大德說に相當すべきを、尊者瞿沙の說となせり。

【六〇】證淨を見淨慧淨なりと爲す說――

【六一】**四證淨の順次に就きて**

【六二】以下、本節は、證淨に關する種々なる經文を列擧し、其の意義解釋をなす段なり。

【六三】**「聖所愛の戒」に就きての經文と其の解釋**

修す。曾得の佛證淨が現在前する時には、現在に二證淨を修するも、未來には無し。乃至、第四靜慮に依りても應に知るべし亦、爾ることを。[五一]若し無色定に依りて未曾得の佛證淨現在前する時には、現在に一證淨を修し、未來に四證淨を修す。曾得の佛證淨現在前する時には、現在に一證淨を修し、未來には無し。佛證淨の如く、應に知るべし、餘の三證淨も亦、爾ることを。[五二]差別有るをいへば、無色定中には戒證淨無きことなり。

[五三]問ふ、云何が四證淨を建立するや。自體を以てすとせんや、所緣を以てすとせんや。若し自體を以てすとせば、唯、應に二のみ有るべし。謂く信と及び戒となり。若し所緣を以てすとせば、唯、應に三のみ有るべし。謂く佛・法・僧の證淨なり、戒には所緣なきが故に。答ふ、應に是の説を作すべし、亦は自體を以て、亦は、所緣を以て四證淨を建立すと。謂く、自體を以て戒證淨を建立するなり。戒には所緣無きが故に、所緣を以て餘の三證淨を建立す。信は三寶を緣ずるが故に。自體を以て、所緣を以て建立するが如く、[五四]自體を以て、三寶を以て建立し、自體を以て、[五五]隨念を以て建立することも應に知るべし亦、爾ることを。是れを證淨の自性・我物・自體・相分・本性と名くるなり。

[五六]已に自性を説けり、所以を今當に説くべし。問ふ、何が故に證淨と名け、證淨とは是れ何の義なりや。答ふ、淨とは信と戒とを謂ふ、垢穢を離るゝが故に、四聖諦に於て別々に觀察し、別々に籌量し、別々に覺證して此の淨を得るが故に證淨と名く。[五七]脇尊者の曰く、「此は應に不壞と名くべし。淨を不壞と言ふは、不信及び諸の惡戒の破壞する所と爲らざるが故に。淨とは淸淨の謂ひなり、信は是れ心の淸淨の相なるが故に、戒は是れ大種の淸淨の相なるが故に」と。[五八]尊者世友、是の如き説を作す、『此は應に不斷淨と名くべし。謂く、此を得已れば、沙門波羅門等の力の能く引奪し、斷壞せしむるもの有ること無きが故なり。契經に説くが如し、是れ、見を根と爲す信は、證智と相應するをもて、世間の沙門・波羅門等が引奪し、其をして斷壞せしむること能はずと名く』と。[五九]大德説

摩開身中の無漏法(僧證淨)をも緣じ得べきが故に、こゝに、未來は四を修すといへるなり。されど曾得の佛證淨が現前する時、即ち修道位に於けるが如き場合には、現在に佛と戒との二を修するは現在前するが故に、當然なるも、曾て得せるものを捨せず、從つて新たに得修すべきものも無きが故に、未來には無しと言へるなり。

【五一】無色界地に依るとき現在は佛證淨の一のみを修すとは、無色には戒無ければなり。されど未來に四を修すとは、未來多剎那中には、又、色界の諸定に依りて、佛・法・僧の三證淨をも修し得べければなり。

【五二】差別あるをいへばとは、佛證淨の如く法と僧との二證淨は全く同樣に論じ得。されど、戒證淨に就きては、戒證淨を現在前するときは、必ず前三の何れか一を現前すべきは勿論なるを以て、色界定に依る限り佛證淨の場合と同樣なれど、無色界には戒無きを以て、無色定に依る限り未曾得曾得に係らず、現在の一をも修すること能はず、此の點相違すとなり。

【五三】**四證の建立に就きて兼ねて自性を説く**

隨法行道とに於て、俱に二緣に由りて證淨を得す、隨法行者は、隨法行道に於ては具さに二緣に由りて證淨を得するも、隨信行道に於ては但、一緣に由りてのみ證淨を得す。謂く是れ可信なるも、所求に非ざるが故なり。[四四] 信勝解者は、信勝解道と及び見至道とに於て、俱に二緣に由りて證淨を得す。若し見至者なれば、見至道に於てのみ具さに二緣に由りて證淨を得するも、信勝解道に於ては、但、一緣に依りてのみ證淨を得す、謂く、是れ可信なるも所求に非ざるが故に。[四五] 時解脫者は、時解脫道と及び不時解脫道とに於て、俱に二緣に由りて證淨を得す。不時解脫者なれば、不時解脫道に於てのみ、具さに二緣に由りて證淨を得するも、時解脫道に於ては、但、一緣に由りてのみ證淨を得す。謂く、是れ可信にして所求に非ざるが故に。[四六] 聲聞乘者は、三乘道に於て、皆二緣に由りて證淨を得す。獨覺乘者は、自と上との乘道に於てのみ、俱に二緣に由りて證淨を得するも、聲聞乘道に於ては、但、一緣に由りてのみ證淨を得す。謂く、是れ可信なるも、所求に非ざるが故に。[四七] 諸の佛乘者は、佛乘道に於ては具さに二緣に由りて證淨を得するも、二乘道に於ては、但、一緣に由りてのみ證淨を得す。謂く、是れ可信なるも、所求に非ざるが故なり。

[四八] 問ふ、若し舍利子の身中の無學法を緣じて無漏信を起すとせば、是れ法證淨とせんや、是れ僧證淨とせんや。設し爾らば何の失ありやといふに、若し是れ法證淨なりとせば、彼は聲聞の無學法を緣じて起すものなるに、如何が法證淨と名けんや。若し是れ僧證淨なりとせば、云何が獨一の補特伽羅にして衆と名くるを得んや。答ふ、應に是の說を作すべし、是れ僧證淨なりと。問ふ、彼れ既に獨一なるに、如何が僧と名けんや。答ふ、彼の舍利子は聲聞乘中、最尊勝なるが故に、是れ獨一の補特伽羅なりと雖も、而も僧證淨なり。法に依りて建立するも、[四九] 數取趣によりてには非ず。聲聞乘の無學法を緣じて無漏心を起すが故に、無漏信は假なる有情を緣ずるに非ざればなり。

[五〇] 若し未至定に依りて、未曾得の佛證淨現在前する時には、現在に二證淨を修し、未來に四證淨を

【四四】 **信勝解と見至との場合**

【四五】 **時解脫と不時解脫の場合**

【四六】 **聲聞乘と獨覺乘の場合**

【四七】 **佛乘の場合**

【四八】 **特に舍利子身中の無漏法を所緣とする無漏法と法證淨**

【四九】 數取趣とは補特伽羅(Pudgala)の意にして舊は人と飜ず。即ち舍利子は獨一の人なるを以て、人に依るとせば僧(Saṅgha 衆聚の意)とは言ひ得ず、僧とは、四人以上の集團を意味すればなり。されど聲聞乘の僧衆最勝の無學法として、舍利子身中の無學法を緣ずるが故に、これをも僧證淨といひ得となり。

【五〇】 **未曾得及び曾得證淨の得の依地分別**

此の中、未曾得の佛證淨現在前するとは、例せば、鈍根者たる隨信行又は信勝解、時解脫等が練根して隨法行・見至・不時解脫等と成る時の如し。若し佛證淨を現在前せしむる時は、俱轉の戒證淨と共に現在は二證淨を得す。又、未來の無量の多刹那中には、曾得のものは已に捨せしが故に、未來は亦新たに、佛身中の無漏法(佛證淨)を緣じ得るは勿論、苦・集・滅の三諦又は獨覺、菩薩身中の無漏法(法證淨)も、

[三七]見道位の道現觀時の三刹那の頃の如く、道類智の時も應に知るべし亦、爾ることを。差別あるをいはゞ、かの三刹那時には唯、道を緣ずる諸の信及び戒をのみ修するに、[三八]道類智の時には、四諦を緣ずる諸の信及び戒を修することなり。

[三九]問ふ、滅道の二諦は、是れ清淨の事、是れ可信處なるをもて、此を現觀する時は證淨を得すべきも、苦集の二諦は、是れ雜染事にして、可信處に非ず、是れ諸の煩惱の顚倒、惡行の所依止なるが故に、彼を現觀する時、如何んが亦、證淨を得せんや。答ふ、[四〇]二緣に由るが故に、而して證淨を得す。一に可信に由り、二に可求に由る。滅道諦に於ては具さに二緣に由りて證淨を得するも、苦集諦に於ては、但、一緣に由りて證淨を得するなり。謂く是れ可信にして可求に非ず。恰も人の寶等の有る處を掘鑿するとき、是の處に於て彼は信も有り、求むるものも有るも、若し人が寶等の無き處を掘鑿するとき、彼は是の處に於て信は有るも、求むるもの無し。是の處に寶や水等の物無しと雖も、然も所爲有りて之を掘鑿するが如し。此も亦、是の如くなるが故に、失有ること無きなり。尊者妙音是の如き說を作す。「諸の瑜伽師は、先に苦集の過患有ることを見るが故に、後に滅道に於て、勝利有りと見るなり。謂く、此の滅道は極めて淨妙たり。是の如き穢惡の苦集諦を永息し能除するが故に。此に由りて行者は、苦集諦に於て所求無しと雖も、亦、證淨を得するなり」と。脇尊者の曰く、「諸の瑜伽師は、苦集諦の逼惱する所と爲るが故に、滅道に於て勝利有りと見る。譬へば人有り、風雨に逼まらるゝに、便ち室蓋を見て、是れに歸依す可きが如し。故に、苦集に於ては所求無しと雖も、亦、證淨を得するなり」と。

[四一]諸の瑜伽師は、皆滅諦に於て、二緣に由るが故に證淨を得す、一には可信に由り、二には可求に由る。

[四二]道諦に於ては、皆、必ずしも二緣に由りて證淨を得するに非ず。謂く、[四三]隨信行者は、隨信行道と

【三七】道類智時に得する證淨に就きて、――
【三八】道類智は、已に一切の諦理を見盡したる結果なるが故に、こは修道に屬し、從つて、見道位と異り、未來の八智及び道諦下の隨一行相のみならず、四諦十六行相を皆得修し得るが故に、即ち四諦を緣じ得といふなり。
【三九】苦集諦現觀時にも證淨を得すと爲す所以
【四〇】特に證淨を得すと爲す二緣に就きて、――
【四一】滅諦に於て證淨を得すと爲す二緣
【四二】道諦に於て證淨を得すと爲す緣につきて
【四三】隨信隨法行者の場合

も說かざるは應に知るべし、此の中、是は有餘の說なることを。復次に、此の中には、但、誰れが幾くの證淨を得するやを問へるのみに非ずして、而も誰れが幾くの何を緣ずる寶證淨を得するやを問へり。戒には所緣無きをもて、得すと雖も、說かざるなり。有るが是の說を作す、「法に於て最初證淨を得すとは、唯、法を緣じて證淨を得するとのみ說かず、但、法に於て而も證淨を得するとのみ說くなり。信も戒も倶に法寶に因りて得するが故に、皆、法證淨と名くることを得べければなり」と。

〔三五〕道現觀時、佛・法・僧に於て最初に證淨を得すといふにつきて、外國の諸師は是の如き說を作す、「道現觀時の、三刹那の頃、即ち現在の信と及び〔三六〕隨轉戒とには、應に知るべし、具に四證淨の義有ることを。謂く、即ち(1)此の信は佛身中の無學法を緣ずるが故に、佛證淨と名け、(2)此の信は復、獨覺身中の學・無學法と菩薩身中の諸の學法とを緣ずるが故に、法證淨と名け、(3)此の信は復、聲聞身中の無漏法を緣ずるが故に僧證淨と名け、(4)此の隨轉戒を戒證淨と名く」と。評して曰く、「彼れ是の說を作すべからず。時に現在の信は、總じて三乘の無漏法を緣ずるが故に、唯、是れ雜緣の法證淨の攝なればなり。然も即ち此の信が現在前する時には、亦、未來の多刹那の信をも修するをもて、此の無量の刹那の信中に於て、若し唯、佛の無學法のみを緣ずるものあれば、佛證淨と名け、若し唯、獨覺と菩薩との無漏法のみを緣ずるもの有れば、是れ不雜緣の法證淨の攝なり、若し唯、聲聞身中の學・無學法をのみ緣ずるものなれば、僧證淨と名くるなり。若しくは佛と及び獨覺と菩薩との身中の無漏法を雜緣するもの有り、若しくは佛と及び聲聞との無漏法を雜緣するものあり、若しくは獨覺と菩薩と聲聞身中の無漏法を雜緣するもの有り、若しくは、佛と及び獨覺と菩薩と聲聞との無漏法を雜緣するものありて、皆、是れ等は雜緣法證淨の攝にして、現在と未來との信なり。隨轉戒は是れ戒證淨なり。

法證淨——

〔三四〕特に前三諦觀時に戒證淨の得を說かざる所以　評家の說は戒には所緣無きが故となせり。

〔三五〕特に道現觀時最初得の證淨に就きて、——

〔三六〕隨轉戒とは即ち隨心轉の戒にして、靜慮生の戒即ち定俱戒と、道生の戒即ち道俱戒となること言ふ迄も無きも、證淨に攝するものは、諸の無漏戒なるを以て、此に於ては、道俱戒を指す。

の名を得るが如く、此も亦、是の如きなり。是の故に、他宗の所說を止め、及び正理を顯さんが爲めの故に、斯の論を作すなり。

此の中の[二七]佛とは、佛身中の諸の無學法をいひ、彼の無漏を緣じて信ずるを佛證淨と名く。此の中の法とは、獨覺身中の三無漏根等の學無學法と、菩薩身中の二無漏根等の諸學法と及び苦・集・滅の三諦とをいひ、彼の無漏を緣じて信ずるを法證淨と名く。此の中の僧とは、聲聞心中の學・無學法をいひ、彼の無漏を緣じて信ずるを僧證淨と名く。諸の無漏戒を戒證淨と名く、自性淨なるが故に、證に依りて起るが故に、亦、證淨と名くるなり。

[二八]**【本論】** 答ふ若し苦・集・滅現觀時には、法に於て最初に證淨を得し、道現觀時には、佛法僧に於て、最初に證淨を得すなり。

此の中、[二九]苦現觀時に、法に於て最初に證淨を得すとは 卽ち苦法に於て無漏信を得するをいふ。[三〇]脇尊者の言はく、「爾の時、苦に於て過患有るを信じ、亦、苦の滅に於て勝利有ることを信ずるなり。謂く、此の苦の滅を極めて淨妙と爲す。是の如き苦は、下賤にして鄙穢なるをもて、苦の滅を甚だ快哉と爲すなり」と。

[三一]集現觀時に法に於て最初に證淨を得すとは、卽ち集法に於て無漏信を得するをいふ。[三二]脇尊者の言はく、「爾の時、集に於て過患あるを信じ、亦、集滅に於て勝利あるを信ずるなり。謂く此の集滅は極めて淨妙たり。是の如き集は下賤・鄙穢なるをもて、集の滅を甚だ快哉となすなり」と。

[三三]滅の現觀時に法に於て最初に證淨を得すとは、卽ち滅法に於て無漏信を得し、滅の勝利を極めて淨妙なりと信ずるをいふ。謂く、有漏法の畢竟の寂滅は甚だ快哉たればなり。

[三四]問ふ、三の聖諦に於て現觀を得する時は、一一に皆二種の證淨――謂く信と戒となり――を得すに、何が故に此の中には唯、信を得するをのみ說けるや。答ふ、應に二を得すことを說くべし。而

【二七】 佛・法・僧と、佛證淨・法證淨・僧證淨に就きて 舊は證淨を不壞淨と譯ず。此の中、佛證淨(Buddha aveccappasāda)と法證淨(Dhamme-a.)と僧證淨(Saṅghe-a.)とは所謂る四證淨(Cattāri sotapannassa aṅgāni) 中より聖所愛の戒(āriya kāntasīla)卽ち聖戒證淨を除くもの。而し、こゝに四證淨といふも、こは所信の別に由りて名は四とするも、實事は唯、二種卽ち信と戒とのみなり。是れ佛法僧の三證淨に於ては信を以て體となし、聖戒證淨は戒を以て體と爲すが故なり。以下四證淨に關してはこの義理を念頭に置きて解了すべし、尙、之に就きては雜阿第三十、第八百三十四經乃至第八百三十六經(大正二、頁二一四、上中)並びに雜阿第三十三卷第九百三十五經(大正二、頁二三九、中)及び俱舍第二十五卷參照。

【二八】 四諦現觀時に於ける佛法僧三證淨に就きて

【二九】 特に苦現觀時最初得の法證淨――

【三〇】 舊は尊者瞿沙となせり。

【三一】 特に集現觀時最初得の法證淨

【三二】 舊は尊者羅沙の說とせり。

【三三】 特に滅現觀時最初得の

は有るが説く、「四聖諦に於て、一時に現觀す」と。分別論者の如し。問ふ、彼れは何が故に是の説を作すや。答ふ、[二一]彼れは契經に依るなり。世尊の説くが如し、「若し苦諦に於て疑惑有ること無くんば、集滅道諦に於ても亦、疑惑有ること無けん」と。既に四諦に於て頓に疑惑無きが故に知る、現觀は定んで頓にして漸に非ざることをと。[二二]彼の意を遮し、現觀時には四聖諦に於て、定んで漸にして頓に非ざることを顯さんが爲めたり。若し爾らずんば、便ち契經に違せん。[二三]契經に説くが如し、[二四]「給孤獨長者が佛所に來詣し、佛足を頂禮し、佛に白して言はく、世尊よ、諸の瑜伽師は四聖諦に於て、頓に現觀すとせんや、漸に現觀すとせんやと。佛、居士に告ぐ、諸の瑜伽師は四聖諦に於て、定んで漸に現觀すること、漸に上に登る四桄梯法の如し」と。[二五]問ふ、若し四諦に於て漸に現觀すとせば、云何が分別論者所引の契經を釋通するや。答ふ、彼の所引の經は應に是の説を作すべし、「若し道諦に於て疑惑有ること無くんば、苦・集・滅諦に於ても亦、疑惑有ること無し」と。而も是の説を作さざるは、應に知るべし、別の意趣あることを。謂く、彼の經は、已得果者には、若し苦諦に於て疑惑有ること無くんば、餘の三諦に於ても亦、疑惑無しと説くなり。四諦に迷ふの疑は、皆已に斷ずるが故に。尊者世友、是の如き説を作す、「彼の經意は、疑の現行せざることを説くなり。謂く、瑜伽師が、若し苦諦に於て已に現觀に入れば、疑惑有ること無し、その時餘の三諦に於ける所有の疑惑の得は、未だ斷ぜずと雖も、而も永く行ぜず、彼に於て已に非擇滅を得するが故に」と。

[二六]大徳説きて曰く、「此の經意は若し初めて正性離生に入ることを得ば、諸の諦寶に於て、皆、信を現ずるに名けしなり」と。問ふ、彼の大徳も亦、四聖諦に於て現觀を得する時、漸にして頓に非ずと説くに、今は何が故に是の説を作すや。答ふ、彼は、若し苦法忍に住する時、若し四諦に於て皆、信を得ずんば、必ず住するの義無きことを説くなり。恰も、泥器を持して重閣上に至り、之を地に投ぐるに、未だ地に至らざる頃(あいだ)は、器は未だ破せずと雖も、必ず當に破すべきが故に、亦、破すと

【二一】 とは分別論者、四諦一時現觀説の經證なり。因みにこの經證に就きては、雜阿含第十六(第四百十九經)(大正二、頁一一一、上參照、但し、宗輪論及び倶舍論光記はこれを大衆部等の主張となせる點注意すべし。

【二二】 有部の漸現觀説及び其の經證、――

【二三】 雜阿第十六卷第四百三十五經及び第四百三十六經(大正二、頁一一二、下――)參照すべし。

【二四】 即ち須達長者(Sudatta)なり。

【二五】 分別論者所引の契經の會通、――

【二六】 舊は尊者佛陀提婆とあり。

ら、尙、彼と共に格量すべからず、況んや戒定等の無量の善業につきては彼皆絕分するおやと思惟す。是の念を作し已りて、端身・正覺・儼然として坐せり。後に於て、魔王、三十六倶胝の魔軍を將ひ、各〻種々の可畏の形相を現じ、戰具の色類の無邊にして、三十六踰繕那の量に遍きを執持して、倶時に菩提樹下に奔趣せり。爾の時、菩薩、魔王に告げて曰く、「汝が昔し但、一の大施會を設けし神用すら尙然り。我は往昔に於て無遮會を設けしこと百千萬億にして、其の數知り難し、況んや餘の功德につきては汝、皆絕分するおや。何に緣りてか此に來りて相惱さんと欲するやと。時に惡魔王、菩薩に謂ひて曰く、我れの功德は汝を以て證と爲す、汝の功德は、誰れが復、證するやと。菩薩遂に相好の嚴手を伸べて座前の地を繫ちしに、時に彼の地下の雷吼の六種が大音聲を震へり。魔軍既に聞き驚駭して、退散し、己れの敵に非ざるを知りて、各自宮に還る。菩薩の所成の業生の眼耳は、但、極なる聞見も一踰繕那なり。魔軍既に遠のきしをもて、其の聲に何の評論あるやを聞かんと欲し、遂に天耳を起して既に聲を聞き已り、彼の色、何の所作を作すやを觀ぜんと欲し、復、天眼を起して既に色を見已る。其の心、當に何を思念すべきやを知らんと欲して、他心通を起し、帝釋天衆の心に慶喜を生じ、魔王の眷屬の心に嫉惱を生ずるを知る。菩薩、是に於て復、審かに、魔黨は何に緣りて斯の惡事を起せるやと思惟し、惡事を起すは、皆、[一八]五欲に緣り、五欲に耽著するは、皆煩惱に由ることを知りて、既に煩惱を厭ひて、遂に諸漏を盡し、無上正等菩提を證得せり。故に、次第に魔怨を降伏せんと欲して、初・中・後夜に各〻通明を起せしなり。

[一九]第十九節　諦現觀時に得する四證淨と其の自性等に就きて

【本論】　諦現觀時に、何に於て最初に證淨を得するや。佛にてなりや、法にてなりや、僧にてなりや。

[二〇]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、他の宗を止め、正理を顯さんが爲めの故なり。謂く、或

【一八】五欲とは、色・聲・香・味・觸の卽ち五官の對境に對する貪欲心を起すこと。

【一九】本節は四諦現觀時に幾證淨を得するやを說き、序いでに、四證淨の數・自性・名義・順次等に關して詳說する段なり。

【二〇】**問題提起の緣由**　玆に諦現觀時に四證淨の幾くが得らるゝやを論ずる所以は分別論者の四諦一時現觀說の破斥に在りとす。卽ち分別論者の所說と經證とを擧げて、これを破し、有部の漸現觀說及び其の經證を揭げ、次に分別論者の經證を會通し、更に世友・大德等の諸說を述べて、有部の說を明かにせり。

若し我が歎美語を用ひずんば、須臾に、汝をして大怖事を見せしめん」と。是の語を作し已りて、花を雨らして宮に還り、遍く六天に告ぐ、「汝等、速かに弓弩・刀劍・鬪輪・羂索・矛矟戟等の諸の闘戰の具を辦ぜよ。我れに大怨有るもの、菩提樹下に在り、當に汝等と與に速かに往きて之を伐つべし」と。菩薩爾の時、是の如き念を作す、凡夫との闘ひすら尚、輕んずべからず。況んや他化天の大自在主をやと。念じ已り速かに離欲染道を修し、欲界の染を離れ、初靜慮の神境智通を起し、種々の對敵の勝具を化作し、魔軍若し鳥形にて來らば、應に我れ猫狸の形を化作して敵すべく、魔軍若し猫狸の形を作さば、我れ應に狗狼の形を化作して敵すべく、魔軍若し狗狼の形を作さば、我れ應に豺豹の形を化作して敵すべく、魔軍若し豺豹の形を作さば、我れ應に虎形を化作して之に敵すべく、魔軍若し虎形を作して來らば我れ應に師子を形作して之に敵すべく、魔軍若し師子形を作さば、我れ應に龍麟を化作して之に敵すべく、魔軍若し龍麟と作りて來らば、我れ應に猛火を化作して之に敵すべく、魔軍若し猛火と作りて來らば、我れ應に暴雨を化作して之に敵すべく、魔軍若し暴雨と作りて來らば、我れ應に大蓋を化作して之に敵すべし。是の如く敵する類に無量種有り。復、堅固なる吠琉璃の臺を化し、身は中に處すと雖も、而も遠くを見るをえ、座前の地下に、能く雷吼を發する大種を化作せんと。是の化を作し已りて、復、自ら念じて言はく、「我れ前生に、他の修善を障げしこと勿きか」と。遂に宿住隨念智明を起して、自らの前生に曾て、諸の修善者を障礙せず、乃ち種々の諸の修善の具を以て、而して之を資助せしを見、又、自ら思惟して、「我れが善業、彼の魔の善に劣ること勿きか」と。思ひ已りて便ち、魔王の前生には、唯、曾て[七]一無遮施會(Pañca-parisad, Pañca Parisā) を設けしに、彼の會中に於て、一獨覺有りしかば、斯の善業に由りて、今、天に生ずることを得たるを見、次に自らの前生には、無遮會を設くること百千萬億にして其の數知り難く、諸會中に於ける佛・獨覺等も百千萬億にして數も亦、知り難きを見る。復、自ら「我が布施の福す

【七】 賢聖、道俗、貴賤、上下何人たりとも遮すること無く、平等に財法二施を行ずる法會なり。

を現じ、明は遠く事を作すが故に、通明を起せり。復次に、無間道と解脫道との如くなるが故なり。通は無間道の如く、明は解脫道の如くなるが故に、通明を起せり。復次に見道と修道との如くなるが故なり。通は見道の如く、明は修道の如くなるが故に、通明を起せり。復次に、善の有漏なると無覆無記なると、有漏・無漏なると及び無漏なるとの法が現前に用有ることを顯さんと欲するが故に、通明を起せり。善の有漏法とは、神境智證通と、及び宿住隨念智證通明とをいひ、無覆無記法とは、天眼智證と及び天耳智證との二通をいひ、有漏無漏法とは、他心智證通をいひ、無漏法とは、漏盡智證通明をいふ。[一四]復次に、次第に魔怨を降伏せんと欲せしが爲めに、初・中・後夜に各〻通明を起せしなり。曾て聞く『菩薩は苦行を修するは眞道に非ざることを知り已りて、遂に[一五]難陀(Nanda)・難陀跋羅(Nandabala)姉妹の奉る所の十六德を具する香蜜乳糜を受け、食し已りて身心安隱にして、力有り。吉祥人の邊より吉祥草を受けて、菩提樹下に詣り、手自から敷設し、婆蘇吉(Vasuki)龍王の盤身の如く、[一六]結跏趺坐し、坐し已りて、便ち堅固なる誓願を發す、「我れ若し此に於て、諸漏を盡し、無上正等菩提を證得せずんば、誓つて當に起たざるべし」と。爾の時、大地・大海・諸山は、六種に震動し、海の輕船の如きんば逐浪により高下し、乃至他化自在天宮も皆悉く震動し、猶し、猛風の芭蕉の葉を吹くが如かりしかば、魔王驚愓して、その動の所因を觀ぜしに、遂に菩薩が菩提樹下に坐し、端身不動にして、菩提を取らんことを誓へるによるを見、速かに自宮を出で菩薩所に往き、菩薩に謂つて曰く、「刹帝利子よ、此の座を起つべし、今、濁惡の時、衆生剛强なるをもて、定んで無上菩提を證すること能はざるべければなり。且らく、應に轉輪王位を現受すべし。我れ七寶を以て當に相ひ奉獻すべし」と。菩薩告げて曰く、「汝の今の所言は童子を誘ふが如し。日月辰星を遂落せしむ可きも、山林大地を虛空に昇らしむ可きも、我れをして今、大覺を取らずして、此の座を起たしめんと欲するもの、定んで是の處無し」と。爾の時、魔王、菩薩に告げて曰く、「汝、

【一四】 **特に菩薩成道前の降覺に就きて** 前掲の過去因果經第三及び修行本起經佛所行讃等參照せよ。

【一五】 此の牛乳を捧げし女人に就ては Suttanipāta Atthakatha p. 391- には善生女(Sujātā)とし、又、過去現在因果經第三(大正三、頁六三九)等には一牧牛女難陀波羅とするも、佛本行集(大正三、頁七七〇、中)及び Divyāvadāna p. 392 等には、難陀・難陀跋羅の二女とし、諸說必ずしも一定せず。

【一六】 跏は大正本には加とあるも、明本に從ひて、かく改めたり。

爾の時、世尊居士子に告ぐ、「若し我が弟子が諸の沙門波羅門等に對して神變事を現じ、過人法を示さば、是る過患有るが故に、我れこれを許さざるなり。若し我が弟子にして、自善を覆藏し、已惡を發露せば、賢聖法に順ずるをもて、世に稱譽せらる。斯の功德有るが故に、我れは之を許すなり」と。此に由るが故に知る、決定の信者と及び不信者とには、爲めに諸の神變の事を現ずべからず、若し不定者ならば、爲めに之を現じ、方便して引いて佛の正法に入らしむべきことを。[10]

此の契經中、佛は居士子の爲めに、三種の示導を說けり、卽ち一に神變示導、二に記心示導、三に教誡示導なり。[11]

問ふ、何が故に示導と名くるや。答ふ、示とは示現をいひ、導とは導引をいふ。希有の事を現じて、引いて正法に入らしむるが故に、示導と名く。守門者に示導の名を立つるが如し。謂く、守門者は、內事を示現して外人を導引し、外事を示現して內人を導引すればなり。內事を示現して外人を導引すとは、彼の侯王にして若し澡浴し寢食し觀寶せざるを、卽便ち引いて現ぜしむるをいひ、外事を示現して內人を導引すとは、彼れは外より貢獻する珍奇にして殊方の信物を伺ひ、內人を引きて受けしむるをいふ。是の如く、佛の正法中の微妙の功德を示現し、方便して所化の有情を導引し、其をして趣入せしむるが故に、示導と名くるなり。

[12] 此の契經中に復、說く、「菩薩は初・中・後夜に、各通明を起す、通明を起し已りて、明星の出づる時、無上正等菩提を證得せり」[13]と。問ふ、何に緣りてか菩薩は初・中・後夜に、各ゝ通明を起せしや。答ふ、殑伽沙を過ぐる後身の菩薩が、特に大覺を證せんとするときの法も應に爾るべきが故なり。復次に、初・中・後夜に各ゝ通明を起すは、自身をして法器を成ぜしめんと欲するが故なり。復次に、神變を現じて、事を了達せんと欲するが故なり。卽ち通は能く神變を現じ、明は能く事を了達するが故に、通明を起せり。復次に、安足を現じて遠く事を作さんと欲するが故なり。通は安足

【一〇】 特に三種示導に就きて 契經は前の契經を指す。三種示導(Trīṇi prātihāryā-ṇi)の中、(一)神變示導(Ṛddhi-prātihārya)は、神境智證通を以て、(二)記心示導(Ādeśa-nā-p.)は他心智證通を以て夫々他の有情をして調伏隨順せしめ正法を了解せしむるをいひ、(三)教誡示導(Anuśāsa-ni-p.)とは、一言にていへば佛の正法(主として四諦の理)を說示することを以て、他人を導き佛道に入らしめ、一般には諦順忍を起さしむるをいふなり。

【一一】 示導と名くる所以

【一二】 佛成道時に起せし通明に就きて 但し此の中の通明は、以下の說明に據るに、死生智の代りに天眼智を加へたる六通明を內容とす。

【一三】 精しき記述としては過去現在因果經、第三、(大正三、頁六四一、中)、修行本起經下(大正三、頁四七一、中下)等參照。

現じ、過人法を示し、此の城中の佛法を信ずるものをして倍増堅く信ぜしめ、暫らく往來する諸の不信者をして、佛法を信受せしめたまへと。時に佛、彼の居士子に告げて言はく、我れは曾て諸の弟子衆をして、諸の沙門波羅門等に對して諸の神變を現じ、過人法を示さしめず。然も我れ常に諸の弟子衆をして自善を覆藏し、己惡を發露せしむと。時に居士子復、佛に白して言はく、若し佛弟子にして、諸の沙門波羅門等に對し、神變事を現じ、過人法を示すとも、何の過患か有らん。而も佛は許さざるや。若し佛弟子にして自善を覆藏し、己惡を發露せしむとも、何の功德か有らん、而も佛は之を許すやと。爾の時、世尊は居士子に告ぐ、我れ今汝に問はん。汝の意に隨つて答へよ。若し我が弟子にして、諸の沙門波羅門等に對して、神變事――一を變じて多と爲し、多を變じて一と爲し、乃至梵世に及ぶ神力自在なる――を現ぜば、佛法を信ずる者は、此の事を見已りて、不信者に向ひ、是の如き言――奇なる哉、世尊の諸の聖弟子は、能く是の如き甚だ希有の事を現ず――と說かんも、時に不信者は信者に語りて言はん「此は何の希有とやせん。世に明咒あり、[八]健馱梨と名く。これを善く受持する者も亦、能く是の如き幻惑を示現す。誰か有智者にして、斯の鄙事を現さんや」と。佛、居士子に告ぐ、汝の意に於て云何。不信者が是の如き言を作さば、信者を譏ること有りとせんや不や。居士子曰く、實に斯の事有りと。世尊、復、居士子に告げて言はく、若し我が弟子にして、他の心の思念の差別をば記說せば、記說する所の如くに皆實にして虛ならざらんに、佛法を信ずる者は、此の事を知り已りて、不信者に向ひ、是の如き言――奇なる哉、世尊の諸の聖弟子には乃ち是の如き甚だ希有の事有りと――を說かんに、時に不信者、信者に語りて言はく、「此は何の希有かあらん、世に明呪あり、[九]刹尼迦と名け、善く受持する者は、亦、能く是の如き幻惑を造作す。誰か有智者にして、斯の鄙事を作さんや」と。佛、居士子に告ぐ、汝の意に於て云何ん。不信者が是の如き言を作さんに、信者を譏ること有りや不や。居士子の曰く、實に斯の事有りと。

【八】健馱梨呪（Gandhārī Vijjā）は舊に揵陀羅、長阿には瞿羅咒とあり。この呪によりて、神變智證通の如く能く無量の神變を現ずといふ。

【九】刹尼迦咒は舊には刹尼迦(Kaṇika, Khaṇika)とあり、記憶に關する呪なるべし。然るに巴利長部の Kevaddha sutta 中の觀察他心神足(ādesanā-pāṭihāriya)を說く中にはこれも相當するものとして Maṇikā (iddhi-)vijjā を說けり。

の弟子に與ふ。時に彼の弟子受け已りて卽ち食す。師獨り食はず。居士問ふて言はく、大師何に緣りて、而も獨り食はざるやと。彼の言はく、臛無し、如何が之を食はんと。居士調ひて言はく、奇なるかな天眼は乃ち能く遠くを見るも、近くを觀ずること能はずと。外道の師徒、時に深く愧恥す」と。故に天眼等の三は示導に非ず。自ら遠きを聞き、及び能く遠くを憶すと說くも亦、他をして卽ち信伏せしめざるが故なり。既に信伏せしめずんば、如何が引いて正法に入らしむ可けんや。是の故に此の三は皆、示導に非ず。若し神境智通――一を變じて多と爲し、多を變じて一と爲し、乃至梵世に及ぶ神力自在なるを示現せば、多くの有情をして、深心に信伏して正法に引入せしむるが故に、示導と名くるなり。若し他心智通を示現せんとして、彼の心の思念の差別を記說せば、記說する所の如く、皆實にして虛ならざるをもて、多くの有情をして深心に信伏せしめ、正法に引入せしむるが故に、示導と名くるなり。若し漏盡智通を示現せんとして、其の宜しき所に隨ひて敎誡敎授せば、速かに見諦し、遠塵し離垢せしめ、諸法中に於て、淨法眼を生じ、展轉乃至して、諸漏を永盡せしむるをもて、多くの有情をして深心に信伏せしめ、正法に引入せしむる。故に、示導と名くるなり。

[五]問ふ、應に何等の補特伽羅の爲めに、神變事を現ずべきや。答ふ、若し佛法に於ける決定信者と及び不信者とには、爲めに現ずべからず。若し不定なるものには、應に爲めに之を現じて正法に引入せしむべし。此を除きて更に餘の方便なきが故に。云何が然りと知るや。[六]契經に說くが如し、『一時、佛、那荼建他城(Nālandā)の側の周匝菴羅林(Pāvārikambavana)中に在りしとき、居士子有り、[七]鷄筏多(Kevaddha)と名く。佛所に來詣し、雙足を頂禮し、却つて一面に住して、而して佛に白して言はく、今、此の城中、安隱豐樂にして、多くの諸人衆、深く心に佛・法・僧寶を信敬す。唯、願くば世尊よ、一弟子を留めて、恒に此處に在らしめ、諸の沙門波羅門等に對して、時に神變を

[五] 神境・他心兩示導を用ふべき場合に就きて
[六] 長阿含第十六卷、堅固經(大正一、頁一〇一、――)(D. N. 11. Vol. I. p.211――)を參照せよ。
[七] 舊には翅跋多と翻じ、長阿含にては堅固と意譯せり。

卷の第百三　（第三編　智蘊）

（智蘊、第三中、他心智納息第三之五　舊第五十三卷、頁三八二、中）

第十八節[一]　特に通と明と示導とに關する論究

[二]問ふ、六通中、幾か是れ明にして示導に非ず、幾か是れ示導にして明に非ず、幾か是れ明にして亦、是れ示導なりや、幾か明にも非ず亦、示導にも非ざるや。答ふ、二通は是れ明なるも示導に非ず、謂く宿住隨念智證通と及び死生智證通となり。二通は是れ示導なるも明に非ず。謂く、神境智證通と及び他心智證通となり。一通は是れ明にして亦、是れ示導、謂く、漏盡智證通なり。一通は明にも非ず亦、示導にも非ず。謂く天耳智證通なり。[三]問ふ、何が故に、六通の三は是れ示導にして三は示導に非ざるや。答ふ、希有の事を現し、他を信伏せしめて、正法に引入せしむるが故に示導と名く。三には此の義有りと雖も、餘の三は然らざればなり。謂く、若し自ら、我は能く遠きを聞き、我は能く遠くを見、我れは能く遠く諸の宿住事を憶すと說かば、他、皆虛とせんや實とせんやと疑ひを生じ、即ち信伏せず、故に示導に非ざるなり。曾て聞く「一居士あり、外道の法を信じ、[四]離繫親子及び彼の徒衆に其の家に來赴せんことを屈請し、供するに飲食を以てせり。離繫親子、適ゝ其の家に入りて即便ち微笑す。居士怪しみ問ふ、師、掉擧を離るゝに、何をか笑を爲すやと。彼れ遂に答へて言はく、吾れに妙德有り、汝、在家者、豈に盡く知らんやと。是に於て居士慇懃に之を問ふ。彼れ便ち告げて曰く、㮈末陀河の側に二獼猴あり、共鬪して已まず、俱に彼の河に墮し、水の爲めに漂溺せり。吾れ是の事の爲めに、愍みて而して之を笑ふと。居士讃して言はく、甚だ希有たり、大師の天眼の淸淨なること乃ち爾りと。食時既に至る、居士念じて言はく、我れ當に食に因りて彼の虛實を驗すべしと。便ち飯を以て臛（あつもの）を覆ひ、先づ師に授與し、臛を以て飯に沃して彼

【一】本節は、（一）先づ前述の六神通を明と示導とにて分別し、（二）其の中、神境と他心と漏盡との三通のみを示導と爲す所以を說き、（三）佛徒が神境及び他心・示導の正に使用すべき時機を教示し、（四）次に示導と名くる所以を述べ、（五）最後に、菩薩成道時に起せし通明を明にせり。

【二】六神通の明・示導分別とは即ち、

一、明にして示導に非ざるもの――宿住智と死生智。
二、示導なるも明に非ざるもの――神境と他心。
三、明にして示導なるもの――漏盡。
四、兩者に非ざるもの――天耳なり。

【三】神境・他心・漏盡の三通のみ示導と爲す所以

【四】離繫親子は舊には尼揵陀若提子(Nigaṇṭha Nātaputta, Nāthaputta, Nātaputta, or Nigaṇṭha Nātaputta)といふ。尼揵陀又は尼乾陀は、パールシヤバ(Pārśva)を示し其の弟子としての尼揵陀若提子とは、六師外道の一人なるバルダマーナ(Vardhamāna)即ち大雄(Mahāvīra)を指し、之れ耆那敎の祖師に外ならざるも、玆にては果して彼のことなりや遽かに定め難し。

て、何處に於て汝の親友たりしかを觀ずべし」と。時に舍利子は、初靜慮の宿住隨念智を以て、乃至第四靜慮の宿住隨念智を以て、之を觀ぜしも、皆見ること能はず。便ち定より起ちて、而して佛に白して言く、「我が定力にて觀ずるも、見ること能はず」と。佛、舍利子に告ぐ、「是の如き有情は、曾て過去に於て爾所の劫前に汝の親友たり。彼の時既に遠きをもて、諸の聲聞と獨覺との境界に非ざるが故に、汝は知らざるなり」と。『佛、又、一時舍利子と一處に經行せしに、時に一人の緣に遇ひて而して死せるもの有り。佛、舍利子に告ぐ、「汝は彼れが當に何處に生ずべきかを觀ずべし」と。時に舍利子は、初靜慮の天眼を以て、乃至第四靜慮の天眼を以て、之を觀ぜしも、皆見ること能はず。便ち定より起ちて、佛に白して言く、我の天眼にて觀ぜしも、見ること能はず」と。佛、舍利子に告ぐ、「此の人、命終して某世界に生ずべきも、彼の處、既に遠きをもて、諸の聲聞と獨覺との境界に非ざるが故に、汝、知らざるなり」と。

七九 問ふ、三乘の漏盡には、既に差別無きに、何が故に、漏盡智の二乘のものは、力に非ざるや。答ふ、佛の漏盡智は、勝妙猛利にして、諸の聲聞・獨覺の及ぶ所に非ず、俱に漏を盡すと雖も、而も遲速有ること、恰も二人有り、各々一樹を伐るに、一人は勇健にして加ふるに利斧を用ふるに、一人は力劣り、又、鈍斧を用ふとせば、俱に樹を伐ると雖も、而も遲速有るが如くなるが故に、佛の漏盡智には力を立つるも、二乘は非ざるなり。又、二乘の智は、能く漏を盡すと雖も、餘習有るが故に、名けて力と爲さず。又、漏盡智を立てゝ力と爲すは、能く自身の漏を盡すが故なるに依らずして、但、能く他身の漏を盡さしむるに依るなり。謂く、佛は、是の如き有情は應に苦遲通行に依りて漏盡を當得すべし、乃至是の如き有情は、應に樂速通行に依りて漏盡を當得すべしと善達し、此の方便に由りて爲めに正法を說き、皆漏を盡さしむるが故に、力の名を立つるも、二乘は爾らざるが故に力と名けざるなり。

阿毘達磨大毘婆沙論第百二

【七九】特に佛乘と二乘との漏盡智の相違、

聖者の身中に起るを以ての故に、亦、名けて聖と爲すなり。此れも亦、是の如く、無學者の身中に起るが故に、亦、無學及び無學智と名くるなり。

[七二]問ふ、前二種の明は學者にも亦、有るに、何が故に、唯、無學位にのみ在りと立つるや。答ふ、無學位に在る明の義勝るが故なり。謂く、若し法の勝るを說けば、則ち無學法勝りて學に非ず、若し補特伽羅の勝るを說けば則ち無學の補特伽羅勝り、學に非ざればなり。復次に、無學者の明は勝る。無明を雜へざるが故に、學者の明劣る、無明を雜ふるが故に、立てゝ明と爲さざるなり。

[七三]四種の殊勝の功德有り、一には通、二には明、三には力、四には示導なり。[七四]如來身中の漏盡智には四種の義を具す。謂く、漏盡智證通と漏盡智證明と、漏盡智力と教誡示導となり。獨覺と無學の聲聞との漏盡智に三種の義有り。謂く、力の義を除く、餘の三は前の如し。[七五]如來身中の宿住隨念智と及び死生智とに、三種の義有り、卽ち、示導を除く通と明と力と有るをいふ。獨覺と無學の聲聞との卽ち前二智には、二種の義有り、謂く、是れ通と明とにして、力と示導とには非ず。學者及び異生の身中の卽ち前二智には、唯、通の義のみ有りて、餘の三種の義無し。有るが是の說を作す、「時解脫阿羅漢身中の漏盡智には、唯、二義のみ有り。謂く、通と示導とにして、力にも非ず明にも非ず。餘の二智には唯、一義のみ有り、謂く通にして餘には非ず」と。[七六]神境智と他心智とは一切の身中にて、皆唯、二義のみあり。謂く、通と示導となり。[七七]天耳智は一切の身中にて、唯、一義のみ有り。謂く、通にして餘には非ず。

[七八]問ふ、何が故に如來の身中に有る智を立てゝ力と爲し、聲聞獨覺身中の諸智を皆、立てゝ、力と爲さざるや。答ふ、屈伏す可からず、又障礙無き義は是れ力の義なり。聲聞・獨覺身中の諸智には、猶、無知よりの屈伏と、及び障礙有りとするが故に、力と名けざるなり。曾て聞く、『佛が尊者舍利子と一處に經行せしとき、一有情有り、彼所に來詣す。佛、舍利子に告ぐ、「汝、此の有情が過去曾

【七二】**特に有學の明を立てざる所以**

【七三】**四種の殊勝功德（通・明・力・示導）論**

【七四】特に三乘の漏盡智に於ける四種功德の有無――

【七五】三乘の宿住隨念智と死生智とに於ける四種功德の有無――

【七六】神境智と他心智とに於ける四種の功德の有無。

【七七】天耳智に於ける四種功德の有無。

【七八】**如來の身中の智のみを力と立つる所以**

なり。復次に、第四通は、前際の自らの衰損事を見て深く厭離を生じ、第五通は、後際の他の衰損事を見て深く厭離を生じ、第六通は、既に厭離し已りて涅槃を欣樂す。此に由りて、皆、前の三に勝るの用有り。復次に、第四通は前際の種々の相續の諸の蘊・界・處を見て深く厭離を生じ、第五通は、後際の種々の散壞の諸の蘊・界・處を見て、深く厭離を生じ、第六通は、既に厭離し已りて涅槃を欣樂す。此に由りて皆前の三に勝るの用有り。復次に、第四通は能く常見を除き、第五通は能く斷見を除き、第六通は既に二邊を離れて、中道に安住す。此に由りて、皆前の三に勝るの用あり。復次に、第四通は能く空解脫門を引き、第五通は能く無願解脫門を引き、第六通は能く無相解脫門を引く。此に由りて皆前の三に勝るの用有り。是の如き等の種々の因緣に由りて、後の三通には皆勝用有るが故に、六通內にて偏へに立てゝ明と爲すなり。

[七〇] 集異門論に是の如き說を作す「三種の無學の明有り、一は無學の宿住隨念智證明にして、諸の有情の行有の相續を知る無學智をいひ、二は無學の死生智證明にして、諸の有情の自業の勝劣を知る無學智をいひ、三は無學の漏盡智證明にして、漏盡を知る無學智をいふ。問ふ、漏盡智證明は、是れ無學の法なるが故に、說きて無學智と爲す可きも、前二明は是れ非學非無學法なるに、如何が說きて無學智と爲す可きや。答ふ、彼の論は應に是の說を作すべし、「三種の無學の明有り」と。又、應に說くべし、「無學者と爲るの智なり」と。而も是の說を作さざるは應に知るべし、無學の身中に起る智なるが故に、前二をも亦、無學智と名くることを。中間を略去すること牛車等といふが如し。又、施設論に說くが如し。「三種の三摩地有り、一には聖、二には非聖なり。[七一] 聖に復、三有り、一には善有漏、二には無漏、三には無覆無記なり」と。此の中、善有漏定とは善なるを以ての故に聖と名け、無漏を以ての故に聖と名くるに非ず。若し無漏定なれば、善を以ての故に、及び無漏なるが故に、聖と名け、無覆無記定は、善なるが故にも、無漏なるが故にも聖と名くるに非ずと雖も、而も、

【七〇】 **集異門論所說の無學の三明に就きて**
集異門足論第三卷（大正二六頁三七五、下—）を參照せよ。

【七一】 **特に聖の三種に就きて**

妙音說きて曰く、「三明中に於て、唯、漏盡智のみ是れ勝義の明なり。然るに餘の二は能く勝義の明を引くが故に、明の名を假立するなり」と。復次に、宿住隨念智證明は前際の法に通達し解了するが故に、死生智證明は後際の法に通達し解了するが故に、漏盡智證明は涅槃性に通達し解了するが故に、皆說きて明と爲す。復次に、初明は前際の流轉法を知るが故に、第二明は後際の流轉法を知るが故に、第三明は還滅法を知るが故に、皆說きて明と爲す。復次に、初明は前際の無知を除くが故に、第二明は後際の無知を除くが故に、第三明は涅槃の無知を除くが故に、皆說きて明と爲す。復次に、初明は蘊の愚を除くが故に、第二明は有情の愚を除くが故に、第三明は法の愚を除くが故に、皆說きて明と爲す。復次に、初明は諸の有情の前際が、是の如き業に由りて彼に死し此に生じて因果相續すと知り、第二明は諸の有情の後際が是の如き業に由りて、此に死し彼に生じて因果相續すと知るものなるに、第三明は諸の有情が、是の如き道に由りて能く諸漏を盡し、因果を隔斷すと知るものなるをもて、唯、此の一種のみ是れ勝義の明にして、前の二種は是れ世俗の明なり。復次に、是の如き三明は、皆能く隨順して生死を厭捨し、皆能く殊勝の功德を引發し、皆能く畢竟涅槃に趣向するが故に、名けて明と爲すも、而も實の明は、唯、無漏慧のみなり。

[六八] 問ふ、何が故に、六通中の三を立てゝ明と爲し、三を立てゝ明と爲さざるや。答ふ、神境智證通は工巧處の如く轉じ、天耳智證通は唯、能く聲をのみ取り、他心智證通は唯、自相のみを取りて、勝用無きが故に立てゝ明と爲さず。後の三通は、皆勝用有るが故に立てゝ明と爲す。勝用とは、皆能く隨順して生死を厭捨し、皆能く殊勝の功德を引發し、皆能く畢竟涅槃に趣向するをいふなり。

[六九] 問ふ、云何が後の三通に皆此の勝用有りや。答ふ、第四宿住隨念智證通は、前際事を見て深く、厭離を生じ、第五死生智證通は、後際事を見て深く厭離を生じ、第六漏盡智證通は、旣に厭離し已りて涅槃を欣樂し、此れに由りて皆能く隨順して生死を厭捨し、乃至皆能く畢竟涅槃に趣向すれば

盡智證明(Āsrava-kṣaya-jñāna-sākṣāt kriyā-vidyā) のみにして、後の宿住隨念智證明(Pūrvenivāsānusmṛti-jñāna-sākṣāt-kriyāvidyā) と死生智證明(Cyuty-upapādajñāna-sākṣāt-kriyāvidyā) との二は少分明にして、即ち假りに明と名くるものなりと。

【六八】 六通中の三のみを明と稱する所以 此の中の六通とは、
(一)神境智證通 (Ṛddhiviṣayajñāna-sākṣātkriyābhijñā)
(二)天耳智證通(Divyaśrotra-jñāna-sākṣātkriyābhijñā)
(三)他心智證通 (Paracetaḥ paryāya-jñānasākṣātkriyābhijñā)
(四)宿住隨念智證通 (Pūrve-nivāsānusmṛti jñānasākṣātkriyābhijñā)
(五)死生智證通 (Cyu yupapāda jñānasākṣātkriyābhijñā)
(六)漏盡智證通(Āsravakṣaya-jñāna-sākṣātkriyābhijñā)にして、一般に六神通 (俱舍第二十七卷) と稱するものが、天眼智證通(Divyacakṣuḥ jñānasākṣāt kriyābhijñā) を加ふるの死生智證通の代りに、と異なれり。

【六九】 特に、宿住・死生・漏盡の三通の勝用に就きて、

謂く、無學位の諸無漏慧なり。

【本論】 云何が無學智なりや。答ふ、無學の八智なり。

謂く、無學位の四法智と四類智となり。

[六五]問ふ、何が故に明と名くるや。答ふ、通達し解了するが故に名けて明と爲す。[六六]問ふ、若し爾らば、諸の善の有漏慧も、亦、通達し解了するをもて、應に亦、明と名くべし。答ふ、若し能く通達し解了するものにして、亦、四聖諦に於て決擇し現觀するものなれば、乃ち名けて明と爲すも、諸の善の有漏慧は、能く通達し解了すと雖も、而も四聖諦に於て決擇し現觀すること能はざるが故に、明と名けず。順決擇分所攝の慧は、極く猛利なりと雖も、而も四聖諦に於て、未だ能く決擇し現觀すること能はざるが如し。未だ畢竟して眞實に諦を決擇し現觀すること能はざるが故に。復次に、若し能く通達し解了するものにして、無知と猶豫と邪見との雜亂する所と爲らず、見疑を斷じ已りて、復び起らしめず、諸有の生老·病死を増さず、身見の事に非ず、苦集に墮するに非らず、無明を増さず、永く煩惱の魑魅魍魎を離るゝものなれば、乃ち名けて明と爲すも、諸の善なる有漏慧は、能く通達し解了すと雖も、而も餘の德無きが故に、明と名けず。復次に諸の善なる有漏慧は、倶に二品に涉るが故に明と名けず。謂く、明と無明との與めに、倶に三緣と作るが故なり。恰も、人の、己れの怨と親とに交涉するものなれば、定んで親と名くるに非ざるが如し。復次に、諸の善なる有漏慧は、明を謗るものと倶にして、是れ苦集の世間品の攝なるが故に、明と名けず。[六七]問ふ、若し善の有漏慧を明と名けずんば、契經の所說を當に云何が通ずべきや。經に說くが如し、「三明有り、一には宿住隨念智證明、二には死生智證明、三には漏盡智證明なり。後の一は爾るべきも、前の二は云何ん。答ふ、前の二は亦、少分の明相有るが故に、假りに明と名くるなり。謂く、煩惱に違ふが故に、煩惱を雜えざるが故に、勝義の明に順ずるが故に、無漏明を引くが故になり。是の故に尊者

讀者諒之

一、支明(Avayava-vidyā, or Aṅga-v.?)
二、事明(Vastu-vidyā)
三、獸明(Paśu-v. or Mṛga-v.)
四、禽明(Pakṣi-v. or Śakuna-v.)
五、瞿臘毘明 (Goravi-v. or Golabhi-v.?)
六、刹尼迦明(Kṣaṇika-v.)
七、建馱梨明(Gandhāri-v.)
八、星明 (Nakṣatra-v. or Jotir-v.?)
九、烏明(Kāka-v.)
十、孔雀明(Mayūra-v.)
十一、象鉤明(Hastyaṅkuśa-v.?)
十二、龍蛇明 (Sarpa-v. or Nāgasarpa-v.)
十三、火明(Agni-v. or tejo-v.)
十四、水明(Jala-v. or Ambho-v.)
十五、迷亂明(Bhrama-v. or Bhūta-v?)

【六三】 **學明及び學智**

【六四】 **無學明及び無學智**

【六五】 **明と名くる所以** 無漏慧をいひ、有漏慧ならず

【六六】 **特に明と善の有漏慧との相違**

【六七】 **明と契經所說の三明との關係** 契經の三明中、勝義の明は漏

ば、彼の論に說かず。復次に、若し諸の行相に、加行・無間・解脫・勝進の四道が皆有れば、彼の論は之を說くも、餘の無漏慧の行相は、唯、遠の加行道と及び遠の勝進道とのみに在りて得べきが故に、彼の論は說かざるなりと。

評して曰く、應に是の說を作すべし。「無漏慧にして十六聖行相を離るゝもの無し」と。

第十七節　學及び無學の明と智とに關する論究[五九]

【本論】　云何が學明なりや、乃至廣說。

[六〇]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、契經の義を分別せんと欲するが爲めの故なり。契經に說くが如し、「佛、居士に告ぐ、汝が、先に學智・學見・學明を以て四聖諦を觀ぜしが如く、今此の[六一]耶舍(Yaśa)童子も、亦、無學智・無學見・無學明を以て四聖諦を觀ぜしが故に、此の童子は、決定して復び家に住居し、諸の資產を畜へ、五欲の樂を受くることを樂しまず」と。契經に是の說を作すと雖も、而も其の義を分別せず。經は是れ此の論の所依の根本なるをもて、彼れに未だ說かざるもの今應に之を說くべければなり。復次に、世間は、妄りに種々の呪論を執して以て眞明と爲す。謂く、[六二]支明・事明・獸明・禽明・瞿臘毘明・刹尼迦明・健駄梨明・星明・烏明・孔雀明・象鉤明・呪龍蛇明・火明・水明・迷亂明等と及び諸の外論となり。世間は此に於て眞明の想を起すをもて、彼等の意を遮し、別に勝義の眞明有ることを顯さんと欲するが故に斯の論を作すなり。

[六三]【本論】　云何が學明なりや、答ふ、學慧なり。

謂く、學位の無漏慧なり。

【本論】　云何が學智なりや。答ふ、學の八智なり。

[六四]謂く、學位の四法智と四類智となり。

【本論】　云何が無學明なりや。答ふ、無學慧なり。

【五九】　本節は、有學の明と智と無學の明と智とを論究するを表題とすれど、主として無學の明を詳論するを目的とせり。其の內容を略記せば、(一)先づ學と無學の明と智を述べて、(二)次に明と名くる所以、(三)明と有漏慧の別、(四)契經所說の三明に就きて、(五)六神通中特に宿住・死生・漏盡の三のみを明と名くる所以、(六)此等三の勝用、(七)集異門論の三明論、(八)有學の明を立てざる所以、(九)四種殊勝の功德論、(十)如來身中の智のみを力と立つる所以等に就きて論ずるにあり。

【六〇】　問起の因由、

【六一】　耶舍は又耶輸陀(Yaśoda)とも稱す。以下の經文の出典は種々あるも特に、佛本行集經第三十五卷)大正三、頁八一八、下)根本說一切有部毘奈耶破僧事卷第六、(大正二四、頁一二九、中)等に詳し、就きて見るべし。

【六三】　以下の種々なる諸明に關しては、舊譯も之を欠き、これを檢すべき資料も、亦、容易に入手するを得ざるが爲め、確實なる原名を記し得ざるも、後日の研究上、何程かの參考にもなれかしと思ひ、ともかくも一應左に揭げ置かん、

は是れ苦の四行相を、已に集を斷ぜしかば復び斷ぜずとは是れの集の四行相を、我れ已に滅を證せしかば、復び證せずとは是れ滅の四行相を、我れ已に道を修せしかば、復び修せずとは、是れ道の四行相をいふなり。問ふ、集異門足論を復、云何に通ずるや。答ふ、三漏の盡を知り及び復び起さずとは、是れ六行相――苦と非常と及び集を緣ずる四とをいふ――なり。問ふ、此の論の見蘊を復、云何に通ずるや。[五五]答ふ、彼の意は、「樂受を受くと知る」とは說かず、但、道卽ち道等の四行相を知るとのみ說けるなり。

問ふ、[五六]契經の所說を當に云何が通ずべきや。答ふ、五種の緣に由るが故に、是の說を作す。一には加行の故に、二には對治の故に、三には作事の故に、四には相續の故に、五には補特伽羅の故になり。加行の故にとは、謂く、瑜伽師は先に加行の時、是の如き念を作す、「我は當に一切の生を盡すべし、乃至我れは當に後有を受けざるべし」と。對治の故にとは、謂く、瑜伽師は、是の如き對治を修して一切の生を盡さしめ、乃至後有を受けざらしむるなり。作事の故にとは、謂く、瑜伽師は是の如き事――卽ち謂く一切の生を盡し、乃至後有を受けざること――を作す。相續の故にとは、謂く、瑜伽師は是の如き相續――卽ち一切の生を盡さしめ、乃至後有を受けざらしむるもの、補特伽羅の故にとは、謂く、是の如き補特伽羅は見易く、施設し易ければなり――一切の生は盡き乃至後有を受けざるものをいふを得――。此の五緣に由るをもて、經は是の說を作す、「我が生已に盡き乃至後有を受けず」と。然も、無漏觀中に是の如き行相有るに非ずして、要ず[五七]二智の後に此の分別を起すなり。

[五八]有るが是の說を作す、「亦、無漏慧は十六行相を離れてもあり」と。問ふ、若し爾らば、善く品類足等を通ずるも、識身論中に何故に說かざるや。答ふ、若し諸の行相が現在に用有りて、能く勝事を作せば、彼の論は之を說くも、若し爾らずんば、彼の論は說かざればなり。復次に、若し諸の行相の能く聖道に入り、得果し離染し、諸漏を盡すものなれば、彼の論に之を說くも、若し爾らずん

【五五】此の答に關しては、婆沙第百八十九卷（大正二七、頁九四八、下）に「樂受を受くる時、如實に我れ樂受を受くと知ると說くが如きは、此れ四智卽ち法・類・世俗・道智にして、此の中に苦集智を說かず」といへるを指すが故に、卽ち無漏慧としては、道諦下の四行相に外ならざることゝなるなり。

【五六】**契經の我が生已に盡き等の四句は五緣に由る、**

【五七】二智とは盡智と無生智となり。

【五八】第二說――十六行相外に無漏慧を認むるもの。

應に盡智と名くべけん。答ふ、若し煩惱の盡の身中に起ること初起にして及び[四七]遍有なれば、乃ち盡智と名くるも、無學の正見は皆遍有たりと雖も、而も初起には非ず、無生智は遍有にも非ず、一時解脫者は、成就せざるが故に。亦、初起にも非ず、一必ず、盡智の後に方に現前するが故なり。有るが是の說を作す、「此は盡を緣ずるが故に名けて盡智と爲す」と。問ふ、此は四諦を緣ず、豈に獨り盡のみを緣ぜんや。答ふ、盡勝るを以ての故に、獨り智の名を標するなり。謂く、四諦中、滅諦は最勝なり。涅槃の性なるが故に、是れ善にして常なるが故に。之に依りて能緣の智の名を建立するが故に、盡智と名くるなりと。

[四八]問ふ、無漏慧にして、十六種の聖行相を離るゝもの有りや否や。設し爾らば何の失ありやといふに、若し有りとせば、識身論中に何が故に說かざるや。若し無くんば品類足論を當に云何が通ずべきや。[四九]品類足論に說くが如し、「云何が盡智なりや。謂く、我れに已に苦を知り、已に集を斷じ、已に滅を證し、已に道を修す……」と。彼の盡智は十六中、何の行相の攝なりや。[五〇]復、品類足に說く、「云何が無生智なりや、謂く、我れ已に苦を知りて復び知らず、乃至我れ已に道を修して復び修せず……」と。彼れは十六中、何の行相に攝するや。[五一]集異門足論を復、云何が通ずるや。論に說くが如し、「我れ已に欲漏・有漏・無明漏を盡すとは是れ盡智、彼れは復び當に起るべきにあらずとは是れ無生智なり」と。彼れは十六中の何の行相に攝するや。此の論の[五二]見蘊を復、云何が通ずるや。見蘊に說くが如し、「樂受を受くるとき如實に樂受を受くと知る」と。此は十六中、何の行相に攝するや。契經の所說を復、云何が通ずるや。契經に說くが如し、「我が生已に盡き、乃至後有を受けず」と。彼ば十六中、何の行相に攝するや。

[五三]答ふ、應に是の說を作すべし、十六行相を離れて別の無漏慧無しと。問ふ、若し爾らば善く識身足論を通ぜんも、品類足論を當に云何が通ずべきや。答ふ、我れ已に苦を知りしかば、復び知らずと

【四七】 こゝに遍有とは、羅漢と稱し得る一切の者に起り得といふ程の意。

【四八】 **十六聖行相以外に無漏慧ありや否や、**これに、十六行相を離れて別の無漏慧を認めずとなす說と、別の無漏慧の存在を認むるものとあるも、評者は、前說を善しとせり。

【四九】 品類足論第一卷（大正二六、頁六九四、上）を參照せよ。

【五〇】 同前處

【五一】 集異門足論第三卷（大正二六、頁三七六、上）參照。

【五二】 見蘊第八中念住納息第一、（發智第十九卷大正二六、頁一〇二三、中、婆沙第百八十九卷）を參照すべし。

【五三】 第一說——十六行相外に別の無漏慧を認めざるもの。

けずとは是れ無生智なり」と。有るが說く、「此の中、我が生已に盡きとは是れ集智、梵行已に立すとは是れ道智、所作已に辦ずとは是れ滅智、後有を受けずとは是れ苦智なり」と。[四五]有るが說く、「此の中、我が生已に盡きとは是れ集を遍知すること、梵行已に立すとは、是れ道を遍知すること、所作已に辦ずとは、是れ滅を遍知すること、後有を受けずとは、是れ苦を遍知することなり」と。有るが說く、「此の中、我が生已に盡くとは、是れ集を觀ずること、梵行已に立すとは是れ道を觀ずること、所作已に辦ずとは是れ滅を觀ずること、後有を受けずとは、是れ苦を觀ずることなり」と。有るが說く、「此の中、我が生已に盡くとは是れ集を證すること、梵行已に立すとは是れ道を證すること、所作已に辦ずとは是れ滅を證すること、後有を受けずとは是れ苦を證することなり」と。有るが說く、「此の中、我が生已に盡くとは是れ集を斷ずること、梵行已に立すとは是れ道を修すること、所作已に辦ずとは、是れ滅を證すること、後有を受けずとは、是れ苦を知ることなり」と。有るが說く、「此の中、我が生已に盡くとは是れ因を捨すること、梵行已に立すとは是れ道を得すること、所作已に辦ずとは是れ果を證すること、後有を受けずとは、是れ事を知ることなり」と。有るが說く、「此の中、我が生已に盡くとは、是れ集無願、梵行已に立すとは是れ道無願、所作已に辦ずとは是れ滅無相、後有を受けずとは是れ苦無願及び空なり」と。

[四六]問ふ、何が故に盡智と名くるや。盡を緣ずるが故に名けて盡智と爲すとせんや、煩惱の盡、身中に起るが故に盡智と名くとせんや。設し爾らば何の失ありやといふに、若し盡を緣ずるが故に盡智と名くとせば、盡智は唯、應に滅聖諦のみを緣ずべく、此ゝに四聖諦を緣ずと說くべからざらん。若し煩惱の盡、身中に起るが故に盡智と名くとせば、則ち無生智も無學の正見も亦、應に盡智と名くべけん。彼も亦、煩惱の盡、身中に起るが故に。答ふ、應に是の說を作すべし。唯、煩惱の盡、身中に起るが故に名けて盡智と爲すなりと。問ふ、若し爾らば、無生智と無學の正見とも亦、

【四五】我生已に盡き等四句の觀・證等の分別——以下の諸說は、四句を智によりて分別せんとするに非ず、夫々(一)四諦を遍知するものとして、(二)四諦を觀ずるもの、(三)證するもの、(四)四諦を夫々・斷・修・證・知するものとして、(五)捨・得・證・知するものとして、(六)夫々の三摩地を顯すものとして分す別るにあり。

【四六】特に盡智と名くる所以

無生智無き者には卽ち彼れ後有を受けずと說かざる」ことを觀察しゐたりしも、後の誦持者が善く此の理を簡別せざりしが故に、通じて一切の經初に在りてかく誦せしなり』と。尊者妙音、是の如き說を作す、「諸の阿羅漢には皆後有無きが故に、通じて說きて後有を受けずと爲す。無生智を說きて後有を受けずと爲さざるが故に相違せざるなり」と。脇尊者の曰く、「若し諸の煩惱が未斷未遍知なれば、皆說きて、我が生已に盡き、梵行已に立し、所作已に辦じて後有を受けずと爲さざるも、若し諸の煩惱が已斷已遍知なれば、皆總じて說きて、我が生已に盡き、乃至後有を受けずと爲すなり」と。

〔四三〕問ふ、我が生已に盡き、乃至、後有を受けずといふ──は、當に是れ何の智なりと言ふべきや。有るが是の說を作す、「我が生已に盡くとは是れ盡智にして、梵行已に立し、所作已に辦じ、後有を受けずとは、是れ無生智なり」と。或は說者あり、「我が生已に盡き、梵行已に立すとは、是れ盡智にして、所作已に辦じて後有を受けずとは是れ無生智なり」と。復、說者あり、「我が生已に盡き、梵行已に立し、所作已に辦ずとは是れ盡智、後有を受けずとは是れ無生智なり」と。〔四四〕問ふ、不時解脫阿羅漢は、初起の盡智のみの唯一刹那の無間に、必ず無生智を起すをもて、尙、二刹那の盡智の無間に無生智を起すの義も無し。況んや、三刹那の盡智の後に、方に無生智を起す者有らんや。然るに、如何んが今、我が生已に盡き、梵行已に立し、所作已に辦ずとは是れ盡智、後有を受けずとは是れ無生智なりと說けるや。答ふ、一刹那の盡智の自性に於て、義說して三と爲せるも、三刹那には非ざるが故に、理に違はざるなりと。脇尊者の曰く、「此の中の四句は盡智無生智を說かず、亦、無學の正見をも說かず。但、總じて諸の阿羅漢は一切の生盡き、梵行已に立し、所作已に辦じ、後有を受けずと讃說するのみ。是の如き四種には、別の自性無ければなり」と。有るが說く、「此の中、我が生已に盡くとは是れ道智、梵行已に立すとは是れ道智、所作已に辦ずとは是れ滅智、後有を受

【四二】後有を受けずとの自覺は、盡智を得せし者の一切が當然生ずべき自覺なるに今、これは無生智を顯すとせば、時解脫阿羅漢は、盡智の後に無學の正見を起すも無生智を起すことなしとの先きの所述と矛盾するに非ずやとは問起ある所以なり、之に對する答へとして四說を擧ぐるも、未だ全く、完答なりと云ひ難し、卽ち前二說は、共に後有を受けずとは無生智なることを肯定して、無生智無きものは後有を受けずと爲すべからざることを主張するに對して、後の二說の中、尊者妙音は「無生智を說きて後有を受けずとはなさず」といひ、脇尊者の說も亦、これに同ずるが如くなればなり。舊譯も是の點明答を記せず。尙考ふ可し。

【四三】**我が生已に盡き等の四句の智分別**、

【四四】問者は、前三說が共にこの四句を盡智、無生智に夫々配當するを見て、この四句も亦、羅漢の內觀に於ける異時的經過を示すものと考へ、此の間を起せしなり。答意は分り易し。

尊が、「牟尼は生の盡を觀ず」と說くが如く、彼も亦、此の如くなるをもて、應に別して徵問すべく、而して應に未來の生を盡すを言ふと答ふべし。修行者が戒禁を受持し、梵行を勤修するは皆、未來世の生を遮止して起らざらしむるが爲めの故なるを以てなり。譬へば、有る人に三厄難——一に已受、二に正受、三に當受——有らんに、諸の已受なるは、彼れ已に受くるが故に、復、遮止せず、諸の正受のものは、彼れ正受なるが故に遮止す可からず。諸の當受なるは、應に財貨或は親友力、或は餘の方便を以て、而して之を遮止すべきが如く、行者も亦爾り。諸の過去生なるは已に滅するが故に、遮止するを須ひず、諸の現在生なるは、正受の故に遮止す可からざれども、諸の未來生なるは、正に加行を修して、而して之れを遮止し、永く生ぜざらしむべきが故に、之れを說きて盡くと爲すなり』と。

[三八] 梵行已に立すとは、無漏行の已に立するをいふ。問ふ、學の梵行已に立すとせんや、無學の梵行已に立すとせんや。答ふ、學の梵行已に立するも、無學の梵行に非ず。所以は何ん。無學の梵行は今始めて立するが故に。

[三九] 所作已に辦ずとは、一切の煩惱皆已に斷ずるが故なり。一切の所作已に究竟するが故に、[四〇] 一切の道路已に遮塞するが故に。復次に、諸の界・趣・生の生老病死は、皆畢竟盡くるが故に、所作已に辦ずと名くるなり。

[四一] 後有を受けずとは、無生智を顯す。[四二] 問ふ、一切の阿羅漢は皆無生智を得するに非ざるに、何が故に諸の契經の初めに、皆、阿羅漢は後有を受けずと說けるや。有るが是の說を作す、「佛は經中に於て、無生智を有するものに隨ひて說きしも、而も結集者が通じて經の初めに冠せしめしなり」と。復、說者有り、「法を結集せし者は、皆、願智、無礙解等の殊勝の功德を得せしかば、「世尊が諸經を說く時の、阿羅漢衆の、若し無生智を有する者なれば、即ち亦、彼は後有を受けずと說くも、若し

【三三】特に生の種々の義に就きて、
【三四】有部主張の分位緣起支としての生支を指す。
【三五】特に盡智に依りて盡さるる生は過・現・未の何れなりや——
これに、三世の生を盡すといふと、唯未來生のみを盡すといふの二說あり。評者の立場は、前說なり。
【三六】舊は尊者佛陀提婆の說とあり。
【三七】我が生已に盡くの言は「世尊が、牟尼(Muni)は生の盡を觀ず」といふと同樣なるが故に、兩者に對し、次の問卽ち「過去の生の盡又は現在生の盡を見て、生の盡又は未來生を盡くすと言ふと爲さんや」との問を發し、これに答へて、應に「未來の生の盡を見てなり」と兩者に對して言ふべしとなり。
【三八】「梵行已に立す」の意義に就きて、
【三九】「所作已に辦ず」の意義に就きて、
【四〇】以下舊は「復次に畢竟、一切の界を盡し、畢竟、一切の生を盡し、畢竟、一切增長の生死法を盡すを、名けて所作已に辦ずと名く」とあり。
【四一】「後有を受けず」の意義に就きて、

類智なるあり、亦、是れ集類智なるあり。若し苦類智を起せば、其の時、集類智を起さず、若し集類智を起せば、爾の時苦類智を起さざるなりと。

第十六節　羅漢果得證時の「我が生已に盡く等」の四句に就きて[31]

契經に說くが如し、「諸の阿羅漢は、如實に自ら我が生已に盡き、梵行已に立し、所作已に辦じて、後有を受けずと知る」と。

此の中、[32]我が生已に盡くといふにつきては、然も諸の[33]生の名は多種の義を顯す。謂く、或は有る生の名は、母胎に入ることを顯し、或は有る生の名は母胎を出づることを顯し、或は有る生の名は分位の五蘊を顯し、或は有る生の名は不相應行蘊の少分を顯し、或は有る生の名は、非想非々想處の四蘊を顯す。或は有る生の名は母胎に入るを顯すとは、「云何が生なりや、謂く、彼々の有情が彼々の衆同分中に於て、生・等生し、入起出現するなり」と說くが如し。或は有る生の名は、母胎を出づることを顯すとは、「菩薩は初めて生ぜしとき、卽ち七步を行ず」と說くが如し。或は有る生の名は分位の五蘊を顯すとは、[34]「有は生に緣たり」と說くが如し。或る生の名は、不相應行蘊の少分を顯すとは、「云何が生なりや、謂く諸蘊の起るなり」と說くが如し。或は有る生の名は非想非々想處の四蘊を顯すとは、此の中に、「我が生已に盡きぬ」と說くが如きなり。[35]問ふ、此に何の生を盡すや。過去のなりや、未來のなりや、現在のなりや。若し過去の生を盡すものとせば、過去の生は已に滅するに、何ぞ復び盡さんや。若し未來の生を盡すものとせば、未來の生は未だ至らざるに、何所をか盡さん。若し現在の生を盡すものとせば、現在の生は住せず。何ぞ盡すを用ひんや。答ふ、應に此の說を作すべし、三世の生を盡すなりと。所以は何ん。此の中、生の名は、既に非想非々想處の四蘊を顯す。諸の瑜伽師は總じて非想非々想處の三世の四蘊を觀じて、彼の染を離るゝが故に、生の因果をして皆成ずることを得ざらしむればなり。[36]大德說きて曰く、[37]「我が生已に盡くの言は、世

---

rga)は、應に斷ずべき所の障を解脫して、最初に生ずる所の道なるに、勝進道(Viśeṣa-mārga)は下品より轉じて中品、又は上品に向ふ道をのみ言ひ直接に煩惱の障の斷又は解脫に關せず。卽ち盡智は、有頂の第九品の惑障を解脫して最初に生ぜしものにして、更に、こは又、上品に轉ずべき役割をも兼ぬるが故に、解脫と轉とに關係するを以て解脫道と勝進道との攝なりといふも、無生智は恒に盡智の後にのみ得するものにして、直接煩惱よりの解脫に關係せず、故に卽ち勝進道にのみ攝せらるゝと言ふなり。

【三〇】　**初得の盡智は苦類智か集類智かに就きて**

【三一】　本節は、前二解脫種性が羅漢果を證得せし最初時の自覺內容たる「我が生已に盡き等の」四句を經文によりて示し、これの各自の意義を檢討し、次に、其の四句の十智分別をなし更に亦、遍知・觀・證・斷・捨・得・證・知、及び三摩地等に由りて分別し、次に、この四句と最も密接の關係に立つ盡智の立名に關說し、最後に、右の四句と十六聖行相との關係を說述する段なり。

【三二】　**「我が生已に盡く」の意義、**

二四 此の中、時愛心解脫阿羅漢にては、金剛喩定は唯、一刹那のみ、盡智に流注して長時相續し、盡智より出でて、或は無學の正見を起し、或は世俗心を起す。二五 不動心解脫阿羅漢にては、金剛喩定及び盡智は唯、一刹那のみにして無生智に流注して長時相續し、無生智より出でて、或は無學の正見を起し、或は世俗心を起す。一切の阿羅漢は皆、無學の正見を修し圓滿するも、而も一切現在前するには非ざるなり。

二六 問ふ、盡智と無生智とに、何の差別有りや。答ふ、且く、名に卽ち差別あり。謂く、此を盡智と名け、此を無生智と名く。復次に、二七 因は是れ盡智にして、果は是れ無生智なり。復次に、已作は是れ盡智にして、因長養は是れ無生智なり。復次に、二八 未得にして得し、或は已得にして得するは、是れ盡智にして、唯、未得にしてのみ得するは、是れ無生智なり。復次に、或は二九 解脫道、或は勝進道の攝なるは是れ盡智にして、唯、勝進道のみの攝なるは是れ無生智なり。復次に、之に依りて五種阿羅漢を建立するは是れ盡智にして、之に依りて一種阿羅漢を建立するは是れ無生智なり。復次に通じて利根者鈍根者の得するものは是れ盡智にして、唯、利根者のみの得するものは是れ無生智なり。是れを差別と謂ふ。

三〇 問ふ、最初の盡智は是れ何の智なりや。有るが是の說を作す。「是れ苦類智なり、所以は何ん、諸の瑜伽師は生死の果を觀じて聖道に入り、生死の果を觀じて聖道を滿づるが故に。恰も毒箭を以て諸の禽獸を射るに、其の毒、最初に瘡門より入り、漸次に遍身して毒事を作し已りて、死時還つて瘡門よりして出づるが如く、聖道も亦爾り」と。復、說者あり。「是れ集類智なり、所以は何ん、諸の瑜伽師は生死の果を觀じて聖道に入り、生死の因を觀じて聖道を滿づるが故なり。一切の生死は果と因との攝なるをもて、先に果を遍知し、後、因を遍知すれば則ち、生死の道斷じて、復び相續せず。名けて苦邊と爲せばなり」と。評して曰く、應に是の說を作すべし、最初の盡智は亦、是れ苦

【二四】特に、時解脫者の金剛喩定直後の心的經過に就きて

【二五】特に不動心者の金剛喩定直後の心的經過に就きて

【二六】盡智と無生智との差別

【二七】盡智は必ず、無生智に先立ちて之に由りて獲得すればなり。卽ち修行者は、必ず金剛喩定の後に、正しく我れ已に苦を知り、乃至我れ已に道を修すと知る卽ち事辨の時生ぜる盡智(因)を經て、次に、若し不動心解脫者なれば、正しく、我れ已に苦を知る、更に知るべからず、乃至已に道を修す、更に修すべからずといふ卽ち因圓滿となれる無生智(果)を得るをいふなり。

【二八】盡智が未得にして得すとは、何人と雖も初めて羅漢果を得る時、これを得するをいひ、已得にして得すとは時解脫羅漢が練根して不動心解脫となるときの如く、先に時解脫としての已得の盡智あるに更に不動心所攝のものとして得するが如き亦、退して後再得するが如き場合をいふ。然るに無生智は不動心解脫のみの所攝なるが故に、決して時解脫種姓に屬するものゝ得することと無く、亦一度得せば退することも無きが故に、恒に未得にして得すと言へるなり。

【二九】解脫道(Vimukti-mā-

るものあり。有る阿羅漢は因力・加行力・不放逸力、皆廣大なるものあり。前なるは唯、二のみを修し、後なるは具さに三を修す。復次に、有る阿羅漢は是れ奢摩他行なるあり、有る阿羅漢は是れ毘鉢舍那行なるあり。前なるは唯、二のみを修し、後なるは具さに三を修するなり。二行の如く、二樂・二欲・二愛も亦、爾り。復次に、有る阿羅漢は止を修するを先と爲して聖道に入るものあり、有る阿羅漢は觀を修するを先として聖道に入るものあり。前なるは唯、二のみを修し、後なるは、具さに三を修す。復次に、有る阿羅漢は止を以て心を修し、觀に依りて解脱を得するあり、有る阿羅漢は觀を以て心を修し、止に依りて解脱を得するあり。前なるは唯、二のみを修し、後なるは具さに三を修す。復次に、有る阿羅漢は內心の奢摩他を得するも增上慧の法觀を得せず、有る阿羅漢は內心の奢摩他をも得し、亦、增上慧の法觀をも得するものあり。前なるは唯、二のみを修し、後なるは具さに三を修す。復次に、契經に說くが如し「二因二緣によりて能く正見を生ず、一に外より他の音を聞き、二に內に正作意するなり」と。若し外より他の音を聞くことの增上なる者は唯、二のみを修し、若し內に正作意することの增上なるものは、具さに三を修す。復次に、契經に說くが如し「四法を有する者は、多く所作有り、一に善士に親近し、二に正法を聽聞し、三に如理に作意し、四に法隨法行するものなり」と。前の二を增す者は、唯、二のみを修し、後の二を增す者は具さに三を修す。復次に、鈍根者は唯、二のみを修し、利根者は具さに三を修す。鈍根と利根との如く、緣力と因力、外分力と內分力、說智と聞智とも應に知るべし亦、爾ることを。復次に、若し無貪善根の增す者は唯、二のみを修し、若し無癡善根の增す者は具さに三を修す。復次に、若し滅道智を以て三界の結を盡す者は、唯、二のみを修し、若し苦・集智を以て三界の結を盡す者は、具さに三を修す。復次に、無相三摩地と道無願三摩地とを以て、三界の結を盡すものは、唯、二のみを修し、若し、空三摩地と〔三三〕苦・集無願三摩地とを以て三界の結を盡すものは具さに三を修す。

を省略せり。

【三二】**羅漢の二無漏慧を修する者と、三無漏慧を修する者との區別**　此の中、盡智と無學の正見との二無漏慧を修する者は即ち時愛心解脱にして、盡・無生智と無學の正見との三無漏慧を修するものは、不動心解脱なること勿論なり。隨つて、以下十二條の理由を列擧してこの二類を區別するは、畢竟するに、時解脱と不動解脱との種々なる相違差別を明かすものに外ならず。

【三三】苦・集無願三摩地とは、苦諦下の苦と非常との二行相となるものと集諦下の四行相となる三摩地とを指す。(尚これに就きては、婆沙第百〇四卷參照)

此の中、[一四]時愛心解脱が盡智と相應するものに對するとき四句有り。卽ち

【本論】[一五]諸の時愛心解脱は、皆盡智と相應するや。答ふ、應に四句を作すべし。[一六](一)有るは時愛心解脱にして、盡智と相應するに非ざるあり。謂く、時解脱阿羅漢の無學の正見と相應する心勝解、已勝解、當勝解なり。[一七](二)有るは盡智と相應するも、時愛心解脱に非ざるものあり。謂く、不動法阿羅漢の盡智と相應する心勝解、已勝解、當勝解なり。[一八](三)有るは時愛心解脱にして亦、盡智と相應するものあり。謂く、時解脱阿羅漢の盡智と相應する心勝解・已勝解・當勝解なり。[一九](四)有るは時愛心解脱にも非ず、亦、盡智と相應するにも非ざるあり、謂く、不動法阿羅漢の無生智、或は無學の正見と相應する心勝解・已勝解・當勝解なり。

[二〇]不動心解脱が無生智と相應するものと對するときは順後句を作す。卽ち

【本論】[二一]諸の不動心解脱は皆無生智と相應するや。答ふ、諸の無生智と相應するものは、皆不動心解脱なり。有るは不動心解脱なるも、無生智と相應するに非ざるものあり。謂く、不動法阿羅漢の盡智、或は無學の正見と相應する心勝解・已勝解・當勝解なり。

皆、本文の如く應に知るべきなり。

[二二]問ふ、何等の阿羅漢が唯、盡智と無學の正見との二無漏慧をのみ修し、何等の阿羅漢が具さに、盡・智と無生智と無學の正見との三無漏慧を修するや。答ふ、有る阿羅漢は心の善解脱にして、慧の善解脱に非ざるものあり、有る阿羅漢は心と慧と倶に善解脱なるものあり。前なるは唯、二のみを修し、後なるは、具さに三を修するなり。復次に、有る阿羅漢は因力と加行力と不放逸力と皆狹小な

後に盡智と無生智との差異を明かにして結びとせり。

【一三】**問題提起の因由、**先づ第一に時解脱羅漢は盡智と無學の正見の二のみを修し、不時解脱羅漢は盡・無生智と無學の正見との三を修することを顯し、次に、此の二解脱の雜不雜論を顯はさんが爲めに此の論を作るといふ。

【一四】**時愛心解脱と盡智相應法との關係**　時愛心解脱には、盡智と相應するものゝ外に、無學の正見と相應するものもあるが故に、此の點よりすれば前者は廣にして、後者は狹なり。然るに、盡智には時愛心解脱と相應するものゝ外に不動心解脱と相應するものも有るが故に、此の點盡智は廣にして時愛心は狹なるを以て、以下四句分別をなすなり。

【一五】以下の本論は、婆沙論には之れを省略するも、例に依りて、發智より補譯し置けり。

【一六】第一單句――

【一七】第二單句――

【一八】第三倶是――

【一九】第四倶非――

【二〇】**不動心解脱と、無生智相應法との關係**

【二一】以下の本文は婆沙之れ

假使、此の不動心解脫が去るとも、亦、減ぜず、來るとも亦、增さゞるが故なり。復次に、佛の功德の無邊故に依るが故なり。謂く、佛身中、無邊の功德有りて、唯、不動心解脫のみ有るに非ず、假使、不動心解脫、去るとも亦、減ぜず、來るとも亦、增さゞるが故なり。復次に、衆疑を除かんが爲めの故に是の說を作す。謂く、[一〇]大目連が、布灑他の夜に於て[一一]瞻波(Campā)にて苾芻を擯して衆外に出でしむ。時に苾芻あり、心に疑念——苾芻僧に減少を致さしむること勿からんか——を生ずるが故に、世尊は說く、「假使、殊勝の功德ある叢林衆中より、不動心解脫者を擯出すとも、我が苾芻僧には亦、減ずる者有ること無し。彼れ若し來るも、衆亦、增さず。況んや彼の苾芻は戒を破し禁を犯し、諸の威儀を壞し、白法を遠離するものなれば、彼を擯すとも、豈に淸衆に減有り增有らしめんや」と。復次に、不動心解脫は退す可からざるを以ての故に說きて減ずること無しと名け、勝進もせざるが故に、說きて增無しと名く。故に不動心解脫には勝事有りと雖も、而も佛は說きて減無く、增無しと爲せるなり。

[一二]第十五節　時・不時二解脫と盡・無生智相應法との關係(附盡無・生智差別論)

【本論】 諸の時愛心解脫は、皆盡智と相應するものなりや。乃至廣說。

[一三]問ふ、何故に此の論を作すや。答ふ、疑者をして決定を得せしめんと欲するが故なり。謂く、有るは、時解脫阿羅漢は、唯、盡知と無學の正見とのみを修すと說くを聞き、便ち、不時解脫阿羅漢も亦、唯、二のみを修すやと疑ふものあり。復、有るは、不時解脫阿羅漢は盡智と無生智と無學の正見とを修すと說くを聞き、便ち時解脫阿羅漢も亦、三種を修するやと疑ふものあり。彼等の疑ひを除き、時解脫は唯、二種のみを修し、不時解脫は具に三種を修することを顯さんと欲するなり。復次に、前に二解脫の自性を說くと雖も、而も未だ彼の雜不雜の相を說かざるをもて、今之を說かんと欲するが故に、斯の論を作すなり。

【一〇】 以下大目連が一不淨比丘を衆中より擯出せし物語りは、中阿含第二十九卷瞻波經(大正一、頁六一〇、下)及び中阿第九卷瞻波經(大正一頁四七八、中—)等に出づ。此の中、不動心解脫(不移動心解脫ともいふ)を四方の一切の四種姓が成就すとも、佛陀の正法律は無增無減なり云云と說けるは、中阿第九卷の瞻波經中、最後の正法律中の未曾有法に於てなり。精しくは就きて見るべし。

【一一】 瞻波は、中阿第二十九卷の瞻波經の異譯として、佛說瞻波比丘經なぞあり、又、舊譯には「於僧中擯出瞻波比丘」とありてかゝる名の比丘を指すものゝ如きも、こは、事件の起りし瞻波といふ市の名を取りて、經名とせしものなることを注意すべし。

【一二】 本節は、先づ(一)時愛心解脫と盡智と相應する法との關係を述べ、(二)次に、不動心解脫と無生智と相應する法との關係を論じ、(三)轉じて、羅漢にして盡智と無學の正見との二無漏慧を修すると、それに無生智を加へたる三無漏慧を修するものとの區別を究明し、(四)時解脫者と不時解脫者との金剛喩定直後の夫々の心的經過を述べ、(五)最

以て闇室中に置けば、能く彼の闇を破り、顯照の事を作すが如く、是の如く、不動心解脱の末尼寶を以て相續中に置くに、能く無明の闇を破りて顯照の事を作すなり。復次に、不動心解脱は能く煩惱の塵垢を除くを以ての故に、末尼寶と名く。清水末尼を濁水中に置くに、水、便ち澄淨となるが如く、是の如く、不動心解脱末尼寶を以て相續中に置けば、能く一切の煩惱の塵垢を除くなり。復次に、不動心解脱は善く安住するを以ての故に、末尼寶と名く。方等の末尼は所置處に隨つて即ち善く安住するが如く、是の如く、不動心解脱末尼寶を以て相續中に置くに、卽ち善く安住して定んで退失すること無し。復次に、不動心解脱は、能く貧乏を除く聖財るなを以ての故に、末尼寶と名く。無價末尼を室宅內に置くに、能く財寶を引いて、諸の貧匱を除くが如く、是の如く、不動心解脱末尼寶を以て相續中に置くに、能く聖財を引き、功德を乏しくするを除くなり。復次に、不動心解脱は、能く諸の有情を饒益するを以ての故に、末尼寶と名く。如意珠を高幢上に置くに、意の所樂に隨つて諸の寶物を雨らし、百千の貧匱有情を充濟するが如く、是の如く、世尊は、不動心解脱末尼寶を以て不放逸無量幢上に置き、諸の有情の所樂の差別に隨つて、正法寶を雨らし、能く無量無邊の有情をして生死の苦を離れしめ、善根をして滿足せしむ。是の如き等の種々の因緣に由りて不動心解脱を說きて、末尼寶と名くるなり。

[八]問ふ、若し不動心解脱に是の如き勝事有りとせば、何が故に世尊は不動心解脱を說きて無滅無增法と名くるや。[九]答ふ、修行者平等說に依るが故なり。謂く、若し東方に無量の刹帝利子有り、南方に無量の婆羅門子有り、西方に無量の吠舍子有り、北方に無量の戍達羅子有りて、皆我れに來歸し、鬚髮を剃除し、袈裟を被服し、正信にて捨家して非家に趣き、不動心解脱に於て身作證し具足して住すとも、或は爾らずとするも、此の不動心解脱には、亦、減無く、增無きが故に。復次に、聖教の功德無邊說に依るが故なり。謂く聖教中に無邊の功德ありて、唯、不動心解脱のみ有るに非ず。

【八】　不動心解脱を無滅無增法と名くる所以

【九】　不動心解脱につきては、前節の終りに於て、これを質の上より、時解脱には進と退とあるに對して、無進無退なるを無增無減なりといひしも、以下の答意中先づ最初には、種々なる量的表現を以て解釋し、次に質的表現に由る等多方面より之れを論釋せるも、多少混雜のきらひなしとせず。

く剛強なるをもて、人、愛樂せざるが故に愛と名けず。恰も今世の人の性利ならざる者は、多分に軟善にして、人、好んで親附するに、性鈍ならざる者は、多分に強猛なるをもて、人、親附せざるが如し。復次に、時解脱阿羅漢は、聖道を厭背する善根なきが故に、名けて愛と爲すも、不時解脱阿羅漢は、聖道を厭背するの善根有るが故に、愛と名けざるなり。聖道を厭背する善根とは、[三]空々・無願無願・無相無相三摩地と相應する善根をいふ。此は本論文に問答せずと雖も、而も義有るが故に、**今應に之を說くべきなり。**

[四]問ふ、何に緣りてか不時解脱を不動と名くるや。答ふ、體殊勝なるを以ての故に、不動と名く。今、世間の殊勝の飲食・衣服・嚴具を說きて不動と名くるは、劣物の爲めに、格量轉ぜざるが故なるが如し。復次に、貪等の煩惱が諸の有情の身心をして輕躁ならしめ、諸善根をして靭(いどう)を生じ離散せしむるが故に、名けて動と爲すも、不時解脱阿羅漢は、是の如き煩惱の所動と爲らざるが故に、不動と名く。復次に、[五]貪等の煩惱は、能く有情をして諸分位に於て勝劣不定ならしむるが故に名けて動と爲すも、不時解脱阿羅漢は、是の如き煩惱の所動と爲らざるが故に不動と名く。恰も勇健人は敵のこれを能く動かすもの無きをもて不動者と名くるが如し。復次に、不時解脱阿羅漢は、諸の功德に於て、定んで退失せざるが故に、不動と名く。善射人は射せば必ず的に中(あた)るをもて、不動者と名くるが如し。

[六]契經に說くが如し、「佛、舍利子に告ぐ。若し苾芻苾芻尼等有りて、不動心解脱の末尼寶を成就する者なれば、能く不善法を斷じ、能く善法を修習す」と。問ふ、何故に不動心解脱を說きて末尼寶(Maṇiratna)と名くるや。答ふ、不動心解脱は堅牢なるを以ての故に、勝妙なるが故に、過無きが故に、明徹なるが故に、無垢なるが故に、清淨なるが故に、得難きが故に、愛樂す可きが故に、末尼寶と名く。復次に、不動心解脱は能く無明の闇を破るを以ての故に、[七]末尼寶と名く。光明末尼を

【三】空々、無願無願・無相無相はこれを三重三摩地といふ。精しくは、婆沙第百五卷に至りて說明あり。

【四】**不時解脱を不動と名くる所以**

【五】貪・癡・瞋・邪見・疑等の煩惱が異生と聖者とを分け、聖者にても、預流・一來・不還等の夫々の位に勝劣の區別を附せしむるをいふ。

【六】**不動心解脱を末尼寶と說く契經の文義に就きて、**

【七】末尼寶は大正本には、末尼賓とあるも誤植なるを以て今はかく訂正す。

（智蘊第三中、他心智納息第三之四、舊、第五十一巻、頁三七九、下）

第十四節　特に時愛心解脱及び不動心解脱の名義に就きて[一]

【本論】[二] 何に縁りてか時心解脱を愛と名くるや。答ふ、時解脱阿羅漢は恒に此の法に於て、我れ縁に遇ひて、此の法を退失すること勿らんと、慇懃し守護し、寶愛し、執藏す。恰も一つ目の人が、自ら及び親友と共に、寒熱・塵翳等の縁に遇ひて此の一目を更に當に失壞すべからしむること勿らんと慇懃し守護し寶愛し執藏するが如く、彼も亦、是の如くなるが故に、名けて愛と爲すなり。

謂く、鈍根者が自の功德、爲性（ひととなり）に於て寶愛すること、利根者に過ぐるは、恰も諸の女人が自の男女子の稟性に於て慈愛すること、諸の丈夫に過ぐるが如ければなり。復次に、時解脱阿羅漢は自の解脱に於て、未だ自在を得ず、多く功力を用ひて乃ち能く現前せしむるをもて、既に現前せば、歡喜し重寶するが故に、名けて愛と爲す。不時解脱阿羅漢は、自の解脱に於て已に自在を得、少しく功力を用ひて即ち能く現前するをもて、現前するを得と雖も、而も極重ならざるが故に、愛と名けず。復次に、時解脱阿羅漢の功德は退し容べきをもて、彼れ退せんことを畏るるが故に、數〻現前を起すが故に、名けて愛と爲すも、不時解脱阿羅漢の功德には退無きをもて、退を畏れざるが故に、數〻現前せざるが。故に、愛と名けず。復次に、時解脱阿羅漢は信の增道に由りて證するが故に、名けて愛と爲すも、不時解脱阿羅漢は、慧の增道に由りて證するが故に愛と名けず。復次に、時解脱阿羅漢は、性多くは調善にして、人多く愛樂するが故に、名けて愛と爲すも、不時解脱阿羅漢は、性多

【一】本節は其の內容上からすれば前節中の二解脱の名義を論ずる項目中の續行に過ぎざるも、これが、發智本文にも論ぜらるゝと、卷別に由るが故との理由にて、特にこれを別節せしなり。勿論、本文にては單に時心解脱が愛と稱する所以を述ぶるのみなるも、婆沙はこれを解說し、次に婆沙は、不時解脱を不動法と稱する所以、及び不動法が末尼寶と稱せられ、又、無增無減と言はるゝ理由をも明かにせるなり。

【二】時心解脱を愛と名くる所以　以下の本論の文句は、大正本の發智論にては、次節初頭の本文「諸時愛心解脱は皆盡智と相應する……」と正しく前後入れ代れり。此の婆沙論の採用せし發智本論の說順は現存發智論中にては、聖語藏本と宮本との其れに一致す。

も資糧の缺乏も、共に、解脫の實現を、引奪すること無きをもつて、之を不可引奪道と言ふ。これに反して、若し、他の條件、又は機緣等を待ちて始めて解脫し得る者に取りては、これ等の外的條件が具はらざる時には、結局、解脫する機會を奪はるゝが故に、是の如きを可引奪道といへるなり。

【九一】 **五種姓を以て時解脫と立て、一種姓を不動心と立てしに就き**

問意は、何故に、最後の一不動のみをもつて一不動心と立つるに、前五種を合して一の時解脫をのみ立つるや、其處に、數量上、不均等の憂ひ無きか何、これに對して他の理由ありやといふにあり。

これに對する答意は、時解脫も種姓の上よりいへば、然るが如きも、他の立場より見れば、必ずしも時解脫たるべきものの量多きに非ざるを以て量の多少、不均等を憂ふるを要せずとなり。

【九二】 調柔者とは、自己の貪愛等の煩惱を調柔し、調禦する者をいひ、剛强者は煩惱熾烈なるものをいふ。

【九三】 前五種姓羅漢に增有りとは、退法より思法へ、思法より護法へ等の如く進み行くをいひ、減有りとは、反對に、堪達法より安住法へ、安住法より護法乃至不還者へ退することあるをいふ。

阿毘達磨大毘婆沙論第百一

に、時解脫は劣なるが故に、五種を施設するも、不時解脫は、勝なるが故に、一種を建立するなり。恰も、今、世間の國王・大臣・長者・居士の諸の富貴者其の數極めて少きも、諸の貧賤の類其數甚だ多きが如く、又、世間の佛及び獨覺、到究竟の聲聞の其の數極めて少きも、諸餘の聲聞の其の數甚だ多きが如く、又、世間に聰慧なる者少きに、愚矇者多きが如く、又、世間に善を爲すもの少きに、惡を作すもの多きが如く、又、世間に正見者少きに、邪見者多きが如く、又、世間に端正者少きに、醜陋者多きが如く、又、世間に[九二]調柔者少きに、剛强者多きが如し。是の如く、前五阿羅漢は劣なるが故に合して時解脫と名け、第六阿羅漢は勝なるが故に、別に不時解脫と名く。復次に、前五阿羅漢は、世間に得易きが故に合して一と立てゝ時解脫と名け、第六阿羅漢は世間に得難きが故に、別に一と立てゝ、不時解脫と名けしなり。恰も今の世の人にして、至那(Cīna)國、執師子(Sihaja or Siṁhaja 錫蘭)國に往けば還る者極めて少きも、近くの聚落に往けば還る者甚だ多きが如く、此れも亦是の如し。復次に、前五阿羅漢は多く功力を用ひず、多く加行を設けず、多く作意せずして得るが故に、合して一と立てゝ時解脫と名くるも、第六阿羅漢は上と相違するが故に別に一と立てて不時解脫と名けしなり。復次に、前五阿羅漢には、[九三]增有り減有るが故に、合して一と立てゝ時解脫と名け、第六阿羅漢は增無く減無きが故に、別に一と立てゝ不時解脫と名くるなり。此の中、增とは進むをいひ、減とは退するをいふなり。

不時解脫(asamaya-vimukta)ともいふを以て、其の名くる所以と意義とを究明するなり。

【八五】 **特に不時解脫が時を待たざるに就きて、**

【八六】 **二解脫の名義に就きての他の諸種の解釋**

前は時解脫と不時解脫とが時を待ちて解脫すると然らざるとの立場よりこの二の名義の區別を述べたりしが以下は、前者は狹小道・羸劣道・止增す道、可引奪道五種姓道とに依りて、時解脫と名くることを說き、後者はこれに對して、廣大道・强勝道・觀增す道・不可引奪道・一種姓道とに依りて不時解脫と稱するの義を明せり。

【八七】 舍利子が六十劫を經て解脫を得すとは、婆沙第七十一卷に據るに、「六十劫中、智見を增長し猛利圓滿なること、猶大地の如くして、佛が、「我れ法實に於て能く廣略して說く、而も能く解する者、甚だ得難しと爲す……」といひしを聞くも驚疑せず、佛に請ひてこれを聽聞し、終に羅漢果を得るに至るといふを指す。

【八八】 麟角喩獨覺(Khadga-viṣāṇa-kalpa pratyekabuddha)が百劫を經て解脫を得すとは、部行と麟角喩との二の獨覺の中、後者は要ず、百大劫に、菩提の資糧を修して、然る後、方に麟角喩獨覺と成るといふに該當す(倶舍第十二參照)

【八九】 佛乘が三無數劫を經て解脫を得すとは、倶舍に、「無上菩提は甚だ得可きこと難く、多くの願行に非ざれば、成じ得容きこと無し。菩薩は要ず、三劫無數を經、大福德智惠の資糧たる六波羅蜜多の多百千の苦行を修して方に無上正等菩提を證すといふが如きを指すなり。(倶舍十二參照)

【九〇】 可引奪道云云といへるは、若し、自己の內的實力のみを以て逆緣もこれを利用し得るが如きならば、時の不遇

乘も、六十劫を經て而して解脫を得すること。[八七]舍利子の如く、獨覺乘は百劫を經て解脫を得すること、[八八]麟角喩の如く、[八九]佛乘は三無數劫を經て解脫を得する如きをいふ。復次に、羸劣道に依りて解脫を得するが故に時解脫と名く。羸劣道とは、解脫の善品の加行に於て、恒常に殷重し修すること能はざるが故に、若し日の初分に於て修せば中後分に於ては則ち修すること能はず。若し夜の初分に於て修せば中後分に於て則ち修すること能はず、暫くは能く修すと雖も、而も殷重ならざるをいふ。强勝道に依りて解脫を得するが故に、不時解脫と名く。强勝道とは上と相違するなり。復次に、止の增す道に依りて解脫を得するが故に、時解脫と名け、觀の增す道に依りて解脫を得するが故に、不時解脫と名く。[九〇]復次に、可引奪道に依りて解脫を得するが故に、時解脫と名く。可引奪道とは、所修の道が適意と不適意、饒益と不饒益、樂と苦の資具の引奪する所と爲る可きをいふ。不可引奪道に依りて解脫を得するが故に・不時解脫と名く。不可引奪道とは、上と相違するなり。復次に、五種の種姓道に依りて解脫を得するが故に、時解脫と名く。五種の種姓道とは、退法種姓道乃至堪達法種姓道をいふ。一種の種姓道に依りて解脫を得するが故に、不時解脫と名く。一種の種姓道とは、不動法種姓道をいふ。此は則ち五種の種姓阿羅漢を時解脫と名け、不動法種姓阿羅漢を不時解脫と名くるを說くなり。

[九一]問ふ、論に因りて論を生ぜん。何が故に、前五の阿羅漢を總じて立てゝ一の時解脫と爲し、第六阿羅漢を別立して、一の不時解脫と爲せるや。答ふ、別緣有るが故に時解脫多く、不時解脫少きなり、謂く、種姓に依るが故に、前五種姓を施設して時解脫阿羅漢と名け、第六種姓を不時解脫と名けしが故に。別緣有るが故に、時解脫少く、不時解脫多し、謂く、乘の施設に依れば、唯、聲聞乘のみに、時解脫阿羅漢は有るに、三乘には、皆、不時解脫阿羅漢有るが故に。別緣有るが故に、二解脫等し、謂く、二解脫は俱に煩惱を離れ、俱に是れ淸淨なる無學身中の聖道の攝なるが故に。復次

釋は、夫々、貪愛又は無癡を離れたる狀態に力點を置きての解釋と考へらるればなり。答意は作用を以て狀態をも現すものと、解せんとするにあるものゝ如し。

【八二】現存の集異門足論の第三卷(大正二六頁三七六下―)に於ては心解脫と慧解脫に關して「心解脫者、謂無貪善根相應、已勝解・當勝解・今勝解、是名心解脫。慧解脫者、謂無癡善根相應心已勝解、當勝解、今勝解云云」とありて、反つて次後に集異門足論の文はかく訂正すべしとして掲ぐる文義と一致するものあるも、前掲の集異足論の文として掲ぐるもの無し。婆沙論師の披見せし集異門足論は現存のと多少異れるものなりしか、尙研究を要す。

【八三】**時解脫の名義に就きて** 發智本文中に、答ふ 時解脫阿羅漢の云々と言ひて、時愛心解脫を又時解脫(Samaya-vimukta)とも云ふが故に今其の名義を論究せんとするなり。

【八三】**特に時解脫を得する六種の時に就きて**

【八四】**不時解脫の名義に就きて**、時愛心解脫を時解脫ともいふに對し、不動心解脫を又、

にして應機なる教誡教授を得る時、乃ち解脱を得するも、若し爾らずんば則ち解脱を得せざるをいふ。好き補特伽羅を得る時を待つとは、彼れは、要ず勝德行を具し稟性柔和にして共住し易き者を得て、與に同住する時、乃ち解脱を得するも、若し爾らずんば、則ち解脱を得せざるをいふなり。

[八四]問ふ、何故に不時解脱と名くるや、不時解脱とは是れ何の義なりや。答ふ、彼の解脱は時を待たずして得するに由るが故なり。時とは卽ち前所説の六種の如し。[八五]好衣を得る時を待たずとは、彼れは惡糞掃衣を得る時と雖も、而も能く速かに解脱を得して、時解脱者が、價直百千兩金の衣を得る時に勝るをいひ、好食を得る時を待たずとは、彼れは麁惡なる飮食を得る時と雖も、而も能く速かに解脱を得して、時解脱者の百味の飮食を得る時に勝るをいひ、好き臥具を得る時を待たずとは、彼れは邊鄙の臥具石床等を得る時と雖も、而も能く速かに解脱を得して、時解脱者の上妙の臥具を得る時に勝るをいひ、好き處所を得る時を待たずとは、彼れは、憒閙の處所、惡房舍を得る時と雖も、而も能く速かに解脱を得して、時解脱者の靜妙の處所を得る時に勝るをいふ。彼の諠雜を厭ひて、速かに定に入るが故に。好き説法を得る時を待たずとは、彼れは違理に違ひ、機を失する教誡教授を得る時なりと雖も、而も能く速かに解脱を得して、時解脱者の如理にして機に應じたる教誡教授を得る時に勝るをいふ。彼の所説を厭ふて速かに入定するが故に。好き補特伽羅を得る時を待たずとは、彼れは、德行を具せず、爲性佷戾にして共住し難き者と與に同住するを得る時と雖も、而も能く速かに解脱を得し、時解脱者の德行を具し等しく與に同住するものを得る時に勝るをいふ。彼の猥惡を厭ひて、速かに入定するが故に。

[八六]復次に、狹小道に依りて解脱を得するが故に時解脱と名く。狹小道とは、若し極速なるものは、第一生中に善根を種え、第二生中に之を成熟せしめ、第三生中に解脱を得するも、餘は決定せざるをいふ。廣大道に依りて而も解脱を得するを不時解脱と名く。廣大道とは、若しくは極遲なる聲聞

【七五】　特に勝解の二種に就きて――

卽ち

一、邪勝解

二、正勝解

【七六】　特に正勝解の二種に就きて――

卽ち

(一)有漏なるもの（卽ち不淨觀等）

(二)無漏なるもの（卽ち學・無學のそれ）

【七七】・特に無漏勝解の二種に就きて――

卽ち

(一)學の勝解とは四向三果所攝の勝解

(二)無學の勝解とは羅漢果所攝のもの

【七八】　特に無學の勝解の二種に就きて――

卽ち

(一)五種羅漢所攝の勝解

(二)不動羅漢所攝のもの

【七九】　特に、心解脱と慧解脱とに就きて、

心解脱 cittavimukti)と慧解脱(prajñā-vimukti)との性質を述べ、兼て、差異を明せるなり。

【八〇】　以下問起の所以は、集異門論の二解脱は共に、無貪又は無癡善根が夫々、貪愛又は無癡を對治する作用に中心を置きて説けるに、**婆沙の解**

無明を離るゝが故に。[八〇]問ふ、若し無學の勝解脫が貪愛を離るゝが故に、心解脫と名け、無明を離るゝが故に慧解脫と名くとせば、[八一]集異門足論の說を當に云何が通ずべきや。論に說くが如し、「云何が心解脫なりやといふに、無貪善根が貪愛を對治するをいひ、云何が慧解脫なりやといふに、無癡善根が無明を對治するをいふなり」と。答ふ、集異門論は應に是の說を作すべし。「云何が心解脫なりやといふに、謂く無貪善根と相應する勝解なり。云何が慧解脫なりやといふに、謂く、無癡善根と相應する勝解なり」と。應に是の說を作すべくして、而も說かざるは別意趣有ればなり。謂く、善根に依りて勝解を顯示するなり。卽ち若し無貪に依るが故に心が貪愛を解脫せば、此と相應する勝解を心解脫と名け、若し無癡に依るが故に、慧が無明を解脫せば、此と相應する勝解を慧解脫と名くるなり。是の故に、此の中、二心解脫は、倶に無學の勝解を以て自性と爲す。是れを解脫の自性・我物・自體・相分・本性と名く。

[八二]已に自性を說けり。所以を今、當に說くべし。問ふ、何故に時解脫と名くるや。時解脫とは是れ何の義なりや。答ふ、彼の解脫は時を待つことに由りて得するが故に。[八三]時に多有りと雖も、略して六種有り。一に好衣を得る時、二に好食を得る時、三に好臥具を得る時、四に好き處所を得る時、五に好き說法を得る時、六に好き補特伽羅を得る時なり。好衣を得る時を待つとは、彼れ要ず細軟、鮮淨にして勝妙なる衣服を得る時に、乃ち解脫を得するも、若し爾らずんば、則ち解脫を得せざるをいひ、好食を得る時を待つとは、彼は要ず美妙の飲食たる酥蜜等を得る時に乃ち解脫を得するも、若し爾らずんば、則ち解脫することを得ざるをいふ。好臥具を得る時を待つとは、彼れ要ず厚軟なる臥具・床褥等を得る時、乃ち解脫を得するも、若し爾らずんば、則ち解脫を得せざるをいふ。好き處所を得るを待つとは、彼れ要ず寂靜なる處所の勝妙たる房舍を得る時、乃ち解脫を得するも、若し爾らずんば則ち解脫を得せざるをいふ。好き說法を得る時を待つとは、彼れは要ず如理

於て「二解脫が學根の得なりや、無學根又は學無學根の得なりや」を論ずるを指す。

【七一】**特に二解脫に關する異執の評破と正理の顯示**　二解脫に關する異執に三種あり、其の一執は、時解脫は有學の有所作にして、不時解脫は無學の無所作と爲すもの、第二執は、時解脫は有漏なるも、不時解脫は無漏なりと爲すもの、第三執は、時解脫は、有爲なるも不時解脫は無爲なりとなすものなり。此に對して、有部は、二解脫は共に無學の無所作にして、共に無漏、共に有爲なることを主張せり。

【七二】**時愛心解脫の定義**　時愛心解脫(Sāmayikī kāntā ceto-vimukti)とは、倶舍論第二十五によるに、恒時に愛護し、及び心(の煩惱の繫縛より)解脫するが故なりと。

【七三】**不動心解脫の定義**　不動心解脫(Akopyā-ceto-vimukti)とは、倶舍論第二十五に據るに、退動すること無く、及び心解脫するが故なりと。

【七四】**解脫の自性に就きて**　是れに二種あり。卽ち一、無爲法中の擇滅　二、有爲法中大地法所攝の勝解となり。

脫は是れ有漏なるも、不動心解脫は是れ無漏なり」と。彼の意を遮し、二解脫は俱に是れ無漏なることを顯はさんが爲めなり。復、有るものは、「時愛心解脫は是れ有爲にして、不動心解脫は是れ無爲ならしめん」と欲するものあり。彼の意を遮し、二解脫は俱に是れ有爲なることを顯さんが爲めなり。此等の緣に因るが故に、斯の論を作すなり。

[七二]**【本論】** 云何が時愛心解脫なりや。答ふ、時解脫阿羅漢の盡智、或は無學の正見と相應する心勝解・已勝解・當勝解なり。[七三]云何が不動心解脫なりや。答ふ、不動法阿羅漢の盡智、無生智、或は無學の正見と相應する心勝解・已勝解・當勝解なり。

此の中、盡・無生智と無學の正見とに相應する心とは、有學と及び有漏とを簡別す。心勝解とは現在なるをいひ、已勝解とは過去なるをいひ、當勝解とは未來なるをいふ、此は卽ち無爲解脫と簡異して二解脫は唯、無學の無漏心と相應する勝解を以て自性となすことを顯すなり。然も一切法中に、[七四]唯、二法のみ、是れ解脫の自性なるもの有り。謂く無爲法中の擇滅は是れ解脫の自性にして、有爲法中の大地法所攝の勝解は是れ解脫の解脫の自性なり。[七五]此の勝解に二種あり。一に染汚なるもの、謂く、貪等と相應するものにして邪勝解と名く。二に不染汚なるもの、謂く、無貪等と相應するものにして正勝解と名くるなり。此の[七六]正勝解に復、二種あり、一は有漏なるもの、謂く、不淨觀・持息念・無量・解脫・勝處・遍處等と相應する勝解なり。[七七]二は無漏なるもの、謂く、學・無學の勝解なり。學の勝解とは、四向三果所攝の勝解をいふ。卽ち苦法智忍乃至金剛喩定と相應する勝解なり。無學の勝解とは、阿羅漢果所攝の勝解をいふ。卽ち盡・無生智と無學の正見と相應する勝解なり。[七八]無學の勝解に復、二種あり、一に時愛心解脫、卽ち五種の阿羅漢果の所攝の勝解にして、亦、時解脫とも名く。二に不動心解脫、謂ゆる不動法阿羅漢果の所攝の勝解にして、亦、不時解脫とも名く。[七九]此の二解脫に各〻二種あり。一に心解脫と名く、貪愛を離るゝが故に。二に慧解脫と名く、

卷厭患品第三等其他諸種の佛傳に出づ。往きて見るべし。

【六七】 鹿釋女は舊に彌伽釋王女（Mrgī or Kisāgotamī）は、釋尊の叔父 Pitnochadhi-ta の子なり。世尊が四門出觀の後、ルンビニーエンにて羅睺羅の生誕せるを聞き、愛著の絆の强くならざる前に早く出家せんと欲して城に歸り給はんとする時、此の鹿釋女が、上の頌文の如き意を歌ひ出せりといふ。

【六八】 本節以下數節に亙りて、本章の第二の課題たる時愛心解脫（卽ち時解脫）と、不動心解脫（卽ち不時解脫）との二解脫論を論述せり。其の中、本節に於ては例に因りて先づこの二解脫論提出の緣由を述べ、序いで其の定義、自性、及び名義等に就きて論斷す。

【六九】 **論起の所以** こゝに二解脫に就きて論議を起せる所以は、第一、契經の義理を解釋せんが爲め、第二に、其の二解脫の自性及び、得する因緣を說かんが爲め、第三に、二解脫に關する種々なる異執を破して、正理を顯はさんが爲めなり。

【七〇】 袓蘊第六中、有納息第二、發智論にては第十五卷（大正二六頁九九五下に、及び婆沙論にては、第百四十八卷に

力に非ざらんや。又、[六七]鹿釋女は菩薩の爲めに、涅槃を讚ずるの頌を說きて、菩薩をして涅槃を欣ぶの心を覺發せしむ。是れ亦、緣力なり。頌に說くが如し、

久しからずして汝當に得べし　「安樂を以て母と爲し、
無憂を以て父と爲し、　寂滅を以て妻と爲すことを」

と。菩薩は是の如き事を見聞し已りて、既に厭欣を增し、城を踰えて出家す。又、過去生に無量佛有り、菩薩の爲めに菩提の資糧を說けり。諸の是の如き等を皆緣力と名く。有るが是の說を作す、「菩薩の最後身には本性念生智無し」と。問ふ、若し爾らば、云何が轉じて衰退せしに非ずや。答ふ、此の智無しと雖も、而も殊勝の宿住隨念智と及び願智等有るが故に、衰退せしに非ず」と。評して曰く、應に知るべし、此の中、前說が理に應ずることを。九十一劫より恒に此の智有るが故に。

[六八]第十三節　時愛心・不動心二解脫の論究

【本論】 云何が時愛心解脫なりや、乃至廣說。

[六九]問ふ、何が故に此の論を作すや。答ふ、契經の義を分別せんと欲するが爲めの故なり。謂く、契經に說く、「佛、阿難に告ぐ、苾芻は、樂しみて衆と與に聚りて諸戲論に耽るべからず。若し衆の聚るを樂しみ、戲論に耽る者は、能く時愛心解脫及び不動心解脫を證すること、是の處有ること無し。若し諸の苾芻にして衆聚を樂しまず、戲論に耽らずんば、能く二解脫を證すること、斯に是の處有るなり」と。契經に是の說を作すと雖も、而も、廣く其の義を釋せず。又、其の二解脫の自性及び得する因緣を說かず。[七〇]根蘊には得する二因緣を說くと雖ども、自性を顯さざるをもて、今之を顯さんと欲するなり。[七一]復次に、他宗を止め、正理を顯さんが爲めの故なり。謂く、或は有るが說く、「時愛心解脫は是れ有學の有所作、不動心解脫は是れ無學の無所作なり」と。彼の意を遮し、二解脫は俱に是れ無學にして、更に無所作なることを顯さんが爲めなり。或は復、說くもの有り、「時愛心解

【六四】「若し有りとせば云々」との此の反問の意、必ずしも明瞭ならず。これを舊譯と對校するに、新譯が此の點を「若有者云何緣力非勝因力耶」と飜ずるを、舊は「若有者、云何緣力勝因力耶」と全々反對に飜じ、又、次に此の同じ反問を作すに際して新譯は「若爾、云何緣力非勝因力耶」と繰返し、舊は「若然者云何現在外緣力勝過去內因力耶」と、少し說明的に繰返すに過ぎざればなり。要するに、此の反問の意は、因力有りといへば、緣力無きことを豫想して卽ち最後身には本性念生智無かるべしと主張せんとするに對して、答者は、因力ある所に緣力も亦ありとするも差支へなきが、故に、最後生にも亦、本性智有りとするも何等相違せずといふにあるが如し。

【六五】乃は、大正本に及とあるも三本宮本に從ひて乃と訂正せり。

【六六】淨居天（Suddhavāsa or Suddhādhivāsa Viśuddha-sattva deva）が老病死の姿を現じて、悉達太子に、世間を厭患し、出家の決意をせしむるに至りし物語は、過去現在因果經、第二卷第十四、四門遊觀の項、及び佛所行讚第一

く、皆疑問を生ずるが故に、事に從つて說けるのみ。理に於て違ふこと無きをもて、責問すべからず」と。復次に、[五九]彼に從ひて七佛世尊を建立するをもて、是の故に偏に說けり。復次に、彼より以來相好業を修するが故に、偏に之を說けり。復次に、彼より以來、業道淸淨にして、惡趣に墮せず、恒に男身を受け、常に宿住を憶するをもて、是の故に偏へに說けり。

[六〇]復說者あり。「世尊は、本性念生智を以て此の事を憶知せり」と。問ふ、若し爾らば、何が故に、前說にて、有るは唯、一生のみを憶すと說き、乃至有るは劫の成と壞とを憶すと說きて、而も能く九十一劫を憶すと說かざりしや。答ふ、前には、餘人が能く多少を憶することを說きしも、而も、佛につきて說かず。若し佛を說かば、亦、能く多を憶すと說くべきなり。

[六一]問ふ、本性念生智は、能く中有の事を憶知すとせんや不や。有るが是の說を作す「憶知すること能はず、所以は何ん。中有の事は極く微細なるを以ての故に、此の智の境に非ざればなり」と。評して曰く、應に是の說を作すべし。本性念生智も亦、能く中有中の事を憶知すと。所以は何ん。若し憶知せずんば、此の智が境を知るに、應に[六二]間雜を成ずべければなり。謂く、少分は能く知り、少分は知らざるが故に。

[六三]問ふ、菩薩の前生に既に本性念生智有り、最後生に於ても亦、有りとせんや不や。設し爾らば何の失ありやといふに、[六四]若し有りとせば、云何が「緣力は因力に勝るに非ざる」や。若し無しとせば、云何が菩薩は轉じて衰退するに非ざるや。答ふ、應に是の說を作すべし、「菩薩の最後身にも亦、本性念生智有り」と。問ふ、若し爾らば、「云何が緣力は因力に勝るに非ざる」や。答ふ、緣力無きものを、[六五]內因力有りと名くるに非ず。乃ち利根を以ての故に、內因力有りと名くるなり。謂く、此の菩薩は、諸の有情に於て、根性最も勝るゝを因力有りと名く。又、誰れか菩薩に緣力無しと說かんや。有る[六六]淨居天が老病死を現じ、菩薩をして生死を厭ふ心を覺發せしむるもの、これ。豈に緣

【五九】佛陀の菩薩時代の修行期間を三大阿僧企耶、九十一劫の間なりとなす中、前の三無數劫間を波羅密多を圓滿する爲めの修行となすに對して、後の九十一劫は、相異熟業即ち相好業の爲めの修行なりといはる。而も、この九十一劫の最初に逢ひし佛を、過去七佛中の第一、毘婆尸佛といひ、次に三十一劫を經て尸棄佛に、次の三十一劫に毘舍浮佛に逢事し、此の賢劫に於て、拘樓孫佛と拘那含牟尼佛と迦葉佛とに逢事し、而して、修行成就圓滿して、第七佛の釋迦文佛となるとは一般通說たり。此の通說に妥當せしめん爲めに、故意に、こゝに九十一劫と言ひしも、決して、九十一劫以上を憶知せずといふ義には非ずとなり。

【六〇】第二說――本性智にて憶知せりとの說。

【六一】**本性念生智は中有の事をも憶知す。**

【六二】少くとも、欲色界に續生する限りは、生有、本有、死有、中有、生有と連續轉生するを以て、若し中有の事を憶知せずとせば中有に住する間丈、暗黑的空隙を交ゆることゝなるべしとなり。

【六三】**菩薩の最後身に念生智有りや否やの問題**

の所造なり」と。王の曰く、「彼の時の瞿頻陀とは卽ち我身是れなり。汝、又、頗る聞けるや。[五三]佉盧瑟吒書(Kharoṣṭhī)の字は是れ誰れの所造なりや」と。婆羅門の曰く、「我は聞く、古昔に大仙人有り、佉盧瑟吒(Khara-oṣṭha)と名く。是れは彼れの所造なり」と。王の曰く、「彼の時の大仙人とは、卽ち我が身是れなり」と。王、又、問ふて言はく、「汝、頗る曾て聞くや、諸の吠陀論及び彼の眷屬の世俗の書等は、是れ誰れの造なりや」と。婆羅門の言はく、「如是如是(しかじか)の部黨の書論は、卽ち是れ彼々の諸の婆羅門、仙人等の造なり」と。王、又、報じて言はく、「彼れは皆是れ我が昔時の名字なるに、汝、頗る知るや。如何が汝、今自ら矜して蔑を見するや」と。池堅、是に於て一一を推徵するに、王の所言の如く、是れ實にして謬りに非ざることを知り、深心に欽慕して、遂に王に婚を許せり。此に由るが故に、此の智は能く極なるは過去世の劫の成と壞との事を憶することを知るなり」と。

[五六]契經に說くが如し、「佛、邑主に告ぐ、我れ自ら過去を憶念するに、九十一劫以來、淨戒田に於て、飮食等を施し、嘗て廢闕せしこと無し。又、亦、飮食等の爲めに、戒に於て毀傷せしことを憶せず」と。問ふ、世尊は宿住隨念智を以て此の事を憶知せしとせんや、本生念生智を以て此の事を憶知せりとせんや。設し爾らば何の失ありやといふに、若し宿住隨念智を以て此の事を憶知せりとせば、何が故に但、九十一劫のみを憶して而も多を憶せざるや、若し本性念生智を以て此の事を憶知すとせば、何故に、[五七]前說に、有るが此の智は唯、一生のみを憶すと說き、有るは二乃至極は七生を憶すと說き、有るは五百生を憶すと說き、有るは劫の成壞を憶すと說きて、而も能く九十一劫を憶すと說かざりしや。[五八]答ふ、應に是の說を作すべし、「世尊は、宿住隨念智を以て此の事を憶知せり」と。問ふ、若し爾らば、何が故に但、九十一劫のみを憶して而も多を憶せざるや。答ふ、實に能く多を憶すも、且らく爾許と說けるのみなり。問ふ、若し爾らば何故に多を憶すと說かざるや。脇尊者の曰く、「一切は疑を生ずればなり。卽ち若しくは多を憶すと說くも、若しくは少を憶すと說

【五三】 梵書字とは Brāhmī 文字のこと、(毘曇部十一頁一〇參照)。

【五四】 瞿頻陀は、舊に瞿頻陀羅と譯ず、典尊とも堅固とも意譯さる。此の瞿頻陀が、佛陀の前生なりとせらるゝは、長阿、第三、典尊經(大正一、頁三四上)にても明かなるも、梵書字の造者なりとの證文は、此の婆沙以外未だ見出しかぬるものあり、(倘要硏究)

【五五】 佉盧瑟吒書に就きては、毘曇部十一、頁一〇の註十二を參照せよ。

【五六】 宿住事の憶知に關する契經の文義の解釋　以下契經の文を揭げ、この宿住事を憶知するは宿住智なりや、又は本性智なりやを分別するなり。此の中、こは宿住智なりとする初說を婆沙評家は正說とするものの如し。

【五七】 前、本性念生智の憶知し得る過去生の數に就きての論述をさす。

【五八】 初說――宿住智なりとするもの、

惱して、諸の事業を息め、精進熾然し、後、多時を經て預流果を得せり。そのとき彼れ是の念を作す、「我れ先より、來(このかた)諸の苾芻に濟惠されし資具に賴りて、我が怖れし所をして已に永滅を得せしめしをもて、今、應に諸の資身の具を追覓して以て先恩に酬ふべし」と。是の念を作し已りて、處々に諸の資身の具を求覓す。時に諸の苾芻見て而して謂ひて曰く、「汝は先に[47]少事なりしに、今何が故に多きや」と。彼れ遂に他の爲めに具さに、本事を說けり。復、苾芻有り、自ら過去五百生中、地獄趣に隨せしに、彼の受けし所の地獄の苦を念ふ時、諸の毛孔中、遍く皆流血せしをもて、身及び衣服非常に臭穢なりしかば、毎日水に詣で、澡浴し浣衣せり。衆人之を[48]水を計して淨と爲すものと謂へり。彼れ事業を息め、精進熾然し、多時を經て、阿羅漢を證し、後に於ては、數ゝ澡浴浣衣せず。衆人怪み問ふに、彼れ亦、他の爲めに具さに本事を說けり。此に由りて、此の智は極なるは五百生を憶念すと知るなり」と。有餘師の說く、「此の智は、能く過去の壞劫及び成劫の事を知る。謂く、[49]佛、往昔、菩薩たりし時、有情を化さんが爲めに、大誓願を發す。有る時は、曾て旃荼羅(Cāṇḍāla)の王と作る。名けて三鈎(Triśaṅku)と曰ひ、善く一切の書論、呪術に通ぜり。其の時、阿難は彼の王子と作りて、[50]師子耳(Śārdūlakarṇa)と名く。顏貌端正にして、世の倫(ともがら)を絕する所たり。時に舍利子、婆羅門と作り、名けて[51]池堅(Puṣkalasārī)と曰ふ。善く明論及び諸眷屬に通ず。彼に一女有り、名けて[52]貞潔(Prakṛti)と爲す。容貌端嚴にして衆の樂しみ見る所たり。時に王、婆羅門所に往詣して、子の爲めに求婚せり。池堅大いに忿して彼の王に白して言はく、汝は諸姓中、最も卑賤たり。我は是れ梵志にして、諸姓中の尊たり。何に緣りてか此に來るやといひて、故(ことさら)に相輕辱す。時に王遂に婆羅門に告げて言はく、「族姓の尊卑は亦、常定無し、汝、何をか忽見(うのぼれ)て、而して自ら矜高するや。汝、頗る曾て聞けるや、諸の[53]梵書字は是れ誰れの造る所たるや」と。池堅報じて曰く、「我れは聞く、古昔に婆羅門あり、[54]瞿頻陀(Govinda)と名く。是の梵書字は、彼

【四七】少事とは少欲といふ程の意。

【四八】「水を計して淨と爲すものと謂へり」とは當時、或は水に投じ或は火に投ずるが如き苦行又は邪行を以て生天の因なり解脫の道なりと作せる彼の非因を因と計し、非道を道と計する所謂る戒禁取見に墮せるものと謂ひしとなり。

【四九】以下の物語りは、Divyāvadāna pp. 619. f—及び、摩登伽經卷上（大正二一、頁四〇一、中—）及び、舍頭諫太子二十八宿經（大正二四、頁四一一、下）等に出づ。茲に說くものと其の內容は何れも小異なるも大同なり。此は佛陀が阿難を戀せし旃荼羅女を度せしとき、此の比丘尼の本生話として語られしものとせらる。これに依るに此の中の、三鈎とは、卽ち帝勝伽(Triśaṅku)舊には多羅懷佉といひ、旃荼羅(Cāṇḍāla)摩登伽(Mātaṅga)種の王の名なり。(精しくは、前揭の經に就きて見るべし)。

【五〇】師子耳は舊に、奢頭羅とす。摩登伽經は婆沙に同じ。

【五一】池堅は、舊に弗伽羅婆羅と音譯し、摩登伽經にては、蓮華實と意譯す。

【五二】貞潔は、舊に波翅多、經に本性といふ。

頗る財物有り、我が意に隨つて布施を行ぜしむるや」と。或は中年時に勝るもの有り、尊者[四三]護國等の如し。或は老年時に勝るものあり、[四四]菴婆瑟搋等の如し。廣說せば契經の如きなり。

[四五]問ふ、此の本性念生智は、能く幾生の事を憶するや。有るが是の說を作す、「唯、能く一生の事のみを憶す。謂く、彼より歿して此に來生する者なり」と。或は說者あり『此は能く二生或は乃七至生の事を憶す。王舍城內に一屠兒有り。名けて伽吒と曰ふ。是れ未生怨王(Ajātasattu)の少小の知友なり。曾て太子に白す、「汝、王位に登らば、我れに何の願ひを與ふるや」と。太子語りて言はく、「當に汝が請ひを恣にすべし」と。後、未生怨、父を害して自立せしに、伽吒是に於て、王に從ひ乞願す、王便ち告げて曰く、「汝の意に隨つて求めよ」と。伽吒白して言く、「願くは、王よ我れに王舍城中にて屠殺を獨行せしめよ」と。王遂に告げて曰く、「汝、今云何が此の惡願を求むるや、豈に當來の苦を怖畏せざるや」と。屠兒、王に白す、「諸の善惡の業に皆果有ること無し、何ぞ怖畏する所あらんや」と。王遂に告げて曰く、「汝、云何が然りと知るや」。伽吒、王に白す、「我れ過去の六生を憶するに、此の王舍城中に於て常に屠殺を行ぜしも、最後生には三十三天に在りて、多く快樂を受け、彼の天より歿して此間に來生するに、少小にして王と知友たることを得たり。故に知る、善惡の其の果定んで無きことを」と。王聞きて疑ひを生じ、便ち往きて佛に白す。佛、王に告げて曰く、「此の事は虛ならず。然も彼の屠兒は曾て一食を以て獨覺に施與し、邪願を發して言はく、我れ常に王舍城內に於て、屠殺を獨行し、後、生天を得せしめよと。かの勝れたる業因に由りて、其の願を果遂せしなり。而も彼の先勝業の與果今盡きしかば、却後七日にして、定んで當に命終し、[四六]號叫地獄に生ずべく、次第に、先に屠せし業の苦果を受くべし」と。是の故に此の智は、極は七生を知るなり』と。復、說者有り、「此は極なるは能く五百生の事を憶す。謂く、苾芻有り、自ら過去五百生中、餓鬼趣に隨せしことを憶し、彼の受けし所の飢渴の苦を念ふ時、遍身流汗し、深心怖

【四三】護國賴吒积羅(Raṭṭhapāla)の人物に就きては、婆沙第九十三卷(毘曇部十一、頁二六〇註九九、參照)にて述べしが、精しくは、中阿第三十一卷、賴吒积羅經(大正一、頁六二三、上―)を見よ。尙・具壽護國の宿住事を說けるに就きては、根本說一切有部毘奈耶藥事卷第十七(大正二四、頁八四、中)を見よ。彼れは中年にして出家し得果せしものなるが故に、こゝに「中年時に勝るものあり、尊者護國等の如し」と言へるものなるべし。

【四四】菴婆瑟搋は婆斯搋(Vāsiṭṭhī, Vāsiṣṭhī)にして、こは已に婆沙第八十三卷(毘曇部十一、頁三四)に出づ。愛子を失ひて心狂ひしが、後、佛に會ひ、歸佛し出家したるものなれば前二者に比し比較的老年に至りて勝れし本性念生智を起せしことありしものと考へらる。

【四五】**本性念生智の憶知し得る過去の數に就きて、**

【四六】號叫地獄は舊に啼哭地獄(Raurava)といひ、八大地獄中の一なり。衆苦に逼られて、異類悲號し、叫聲を發するが故に號叫と名く。

く殊勝の業を造りて、此の智を引得すればなり。又、人趣中の智慧猛利なること餘趣に勝るが故なり。

[四〇] 問ふ、此の本性念生智は、何の業力に由りて、而して引起するや。有るが是の說を作す。「若し諸の有情が憙び、愛語を作して他をして歡憙せしむれば、彼の業力に由りて、能く此の智を引くなり」と。復、說者あり。「若し諸の有情が、憙びて好事を傳へ、他の心をして悅ばしめ、身に安樂を得せしめれば、彼の業力に由りて、能く此の智を引くなり」と。有餘師の說く、「若し諸の有情が、他の惶怖するを見、方便慰喩して爲めに歸依と作り、無畏を得せしむれば、彼の業力に由りて、能く此の智を引くなり」と。或は說者有り「若し諸の有情が他の愁惱するを見、法を以て開喩し、無憂なるを得せしむれば、彼の業力に由りて、能く此の智を引く」と。有餘復、說く、「若し諸の有情が、嶮隘の處を見て修して寬博ならしめ、往來する者をして艱難有ること無からしむれば、彼の業力に由りて、母腹中に在りても、迫迮の苦無きが故に、此の智を得るなり」と。或は餘の說有り、「若し諸の有情が、他に種々美妙なる飲食を施せば、彼の業力に由りて、能く此の智を引くなり」と。評して曰く、應に是の說を作すべし。若し諸の有情にして、他を惱害する業を造らず、恒に他を饒益するの事を作せば、斯の業に由るが故に、母腹中に在りて、風・熱・痰・癊・病等の逼切する所と爲らず、後、出胎の時も、迫迮の苦無きをもて、是の故に、能く諸の宿住事を憶するが故に是の說有り、「若し諸の有情にして、母腹に住在するとき、及び出胎の時、衆病の迫迮の苦を受けざるものなれば、皆應に能く過去生の事を憶すべし。但し、母の病と、及び迫迮の苦とに由りて、皆悉く之を忘る」と。

[四一] 問ふ、此の本性念生智は初・中・後時の何れが勝ると爲すや。答ふ、此は決定せず。謂く、或は初生時勝るもの有り、[四二] 世跋羅(Sīvali) 等の初生の 時の如し。便ち是の 說を作す、「今、此の家中、

【四〇】 本性念生智を引起する業力に就きて、之に關して以下數種の異說あるも、婆沙評家の說を一言にしていへば、前生に於て、他有情を惱害せずして利他の行業あればこれのみが此の智を引起すといふにあり。何となれば、若し此の利他の業をなせば母胎中に入るも種々の病患に逼惱されず、出胎時にも迫迮の苦無きが故に、過去生の事を忘却せざればなりと。

【四一】 本性念生智の能知力の最勝なる時に就きて、

【四二】 世跋囉は舊に尸婆羅と譯す、增一阿第二十五卷第三經（大正二、頁六八三上）に據るに、世跋羅は月光長者が諸天神に祈願して得し兒にして生時、兩手に無價の摩尼珠を執持し、卽時に偈を說きて、曰く、

「此家頗有財、寶物及穀物、我今欲惠施　使貧無有乏……云云」

といへり、後、五百の徒衆と共に出家して羅漢果を得たりといふ、精しくは增一阿の該處を見るべし。

ればなり。然も諸の願智は、通じて三世を緣ずるも、此の中には、唯、此の生の過去の有漏法を緣ずるもののみを取れり。

第十二節　本性念生智論 [三五]

[三六] 問ふ、前所說の本性念生智は、何を以て自性と爲すや。答ふ、慧を以て自性と爲す。是れを本性念生智の自性・我物・自體・相分・本性と謂ふ。

[三七] 已に自性を說けり。所以を今當に說くべし。問ふ、何故に本性念生智と名くるや。本性念生智とは是れ何の義なりや。答ふ、生とは前生の諸の有漏法をいひ、智とは、此が生ぜば能く彼を知るの智をいひ、念とは此の智と俱生する勝念をいひ、本性と言ふは、修得なるものと簡別するなり。卽ち本性智が、勝念力に由りて、過去生の諸の有漏法を知るが故に、本性念生智と名くるなり。復次に、本性心に住し、勝念力に由りて此の智を發起し、過去生の諸の有漏法を知るが故に、本性念生智と名く。本性心とは、善と染汚と無覆無記とをいひ、修得に由らざるが故に本性と名く。復次に、本性とは、諸法の自性卽ち過去生の諸の有漏法の自性をいひ、智が念力に由りて本性の生を知るが故に、本性念生智と名く。復次に、本性とは、前際の法性卽ち過去生の有漏の法性をいひ、智が念力に由りて本性の生を知るが故に、本性念生智と名く。

[三八] 問ふ、此の智と俱生する法に多種あり。何が故に但、念とのみ說くや。答ふ、念力增すが故なり。四念住、持息念、宿住隨念智は、慧を體と爲すと雖も、而も念力增すが故に、念住等と名くるが如く、伏除色想は、體是れ慧なりと雖も、而も想力增すが故に伏除色想と名くるが如く、此も亦、是の如し。體是れ慧なりと雖も、而も念力增すが故に、本性念生智と名くるなり。

[三九] 問ふ、此の本性念生智は何の界に在りて有りや。答ふ、唯、欲界のみに有り。問ふ、本性念生智は何の趣に在りて有りや。答ふ、唯、人趣にのみ有り。所以は何ん。唯、欲界の人趣中にのみ、能

【三五】 前節に於て、宿住智に非ずして而も、諸の宿住事を現知し得るは地獄乃至天趣に ては、夫々特殊の生處得智あるに由ると說けるも、人趣には、生處得智の宿住を知るもの無しといひ、而も、之に代りて宿住事を憶知するものとして、本性念生智の人趣にのみ存在することを述べしかば、本節は、爾らば、其の本性念生智とは、如何なるものかに就きて、詳說せんとするなり。

【三六】 本性念生智の自性に就きて、

【三七】 本性念生智の名義、卽ち簡單にいへば、本性智が勝念力に由りて過去生の諸の有漏法を知るを、本生念生智と名くとなり。

【三八】 特に本性念生智と名くる所以

【三九】 本性念生智の存在する界と趣とに就きて、唯、欲界の人趣にのみあり。

する願智と及び宿住智の加行となり。是れを此處に略毘婆沙と謂ふ。

【本論】[20]（一）有るは宿住隨念智なるも、他の過去の蘊・處・界の心の相續を知るに非ざるものあり。謂く、若し智の修所成なる、是れ修の果、修に依止するものにして、已得不失なるもの、自ら前生の過去の蘊・處・界の心相續を知るものなり。

此は卽ち自相續を緣ずる宿住隨念智なり。過去生の自の宿住事を緣ずるが故に。

【本論】[21]（二）有るは、他の過去の蘊・處・界の心相續を知るも、宿住隨念智に非ざるものあり。謂く、若し智の修所成なる、是れ修の果、修に依止し、已得不失なるものの、他の此の生の過去の蘊・處・界の心相續を知るものなり。

此は卽ち他相續を緣ずる願智と及び宿住智の加行となり。現在生の他の過去の事を緣ずるが故に。

【本論】[22]（三）有るは宿住隨念智にして、亦、他の過去の蘊・處・界の心相續を知るものあり。謂く、智の修所成なるもの、是れ修の果、修に依止して、已得不失なるものの、他の前生の過去の蘊・處・界の心相續を知るものなり。

此は卽ち他の相續を緣ずる宿住隨念智なり。過去生の他の宿住事を緣ずるが故に。

【本論】[23]（四）有るは宿住隨念智にも非ず、亦、他の過去の蘊・處・界の心相續を知るものにも非ざるものあり。[24]謂く、若し智の修所成なる、是れ修の果、修に依止して已得不失なるもの、自ら此の生の過去の蘊・處・界の心相續を知るものなり。

此は卽ち自相續を緣ずる願智と及び宿住隨念智の加行となり。自の此の生の過去の事を緣ずるが故に。此の中、願智は唯、此の生の過去の諸の有漏法のみを緣じ、宿住隨念智は、唯、前生の過去の諸の有漏法のみを緣ずるも、宿住隨念智の加行は亦、唯、此の生の過去の諸の有漏法のみを緣ず

【二〇】第一句――

【二一】第二句――

【二二】第三句――

【二三】第四句――

【二四】謂の字は大正本には無きも、三本宮本によりて補へり。

して宿住事を憶するや。答ふ、善と染汚と無覆無記とに住して、皆能く憶知す。六識中に於ては、唯、意識に住し、三無記中にては、通じて三種に住して、能く憶知するなり。問ふ、彼の生處得智は、能く幾生を憶知するや。有るが是の說を作す、「唯、一生のみを憶す、謂く、彼より歿して此に來生するものなり」と。評して曰く、應に是の說を作すべし、能く多生を憶すと。

[25]人趣中には、生處得智の宿住事を憶するもの無し。田と器とに非ざるが故に。本性念生智等の爲めに損覆せらるゝが故に。宿住隨念智及び願智等の爲めに映蔽さるゝが故に。

[26]**【本論】**（三）有るは宿住隨念智にして、亦、現に諸の宿住事を憶知するものあり。謂く、若し智の修所成なる、是れ修の果、修に依止するものにして已得不失なるものの、能く現に諸の宿住事の種々の相狀と及び言說する所とを憶知するものなり。

此は是れ現在の宿住隨念智通なり。廣くは前に釋せしが如し。

[27]**【本論】**（四）有るは宿住隨念智にも非ず、亦、現に諸の宿住事を憶知するにも非ざるものあり。謂く前相を除く。

相とは名ざす所をいふ。乃至廣說。謂く、行蘊中、總じて、三世の宿住隨念智通を除き、及び現在の本性念生智と生處得智との能く現に宿住事を憶知するものを除く、諸餘の行蘊と及び四蘊の全と、并びに無爲法とをもて、第四句と作すなり。

[28]**【本論】**諸の宿住隨念智は、皆、他の過去の蘊處界の心相續を知るや。答ふ、應に四句を作すべし。

[29]此の中、初句は、是れ自相續を緣ずる宿住隨念智なり。第二句は、是れ他相續を緣ずる願智及び宿住隨念智の加行なり。第三句は、是れ他相續を緣ずる宿住隨念智なり、第四句は是れ自相續を緣

【二五】**人趣中には、宿住事を憶する生處得智なし。**

【二六】第三俱是句——

【二七】第四俱非句——

【二八】**宿住智等と、所知たる自他の心相續との關係**　以下、宿住智と、宿住智に非ずして宿住事を現知する諸智等と、是等の所知としての自心相續と他心相續との相互關係を、四句に分別せり。

【二九】以下は、右の關係を、略毘婆沙を以て先づ說示するなり。

しめ、飯を食はせ、資を示さしめしに、皆、其の言に隨へり」と。問ふ、何時に於て宿住事を憶するや。答ふ、初・中・後位に皆能く憶知す。問ふ、彼は何の心に住して宿住事を憶するや。答ふ、善と染汚と無覆無記とに住して、皆能く憶知す。六識中に於ては、唯、意識に住するのみにして、三無記中にては通じて三種に住して、能く憶知するなり。

問ふ、彼の生處得智は、能く幾生を憶知するや。有るが是の說を作す「唯、一生のみを憶す。謂く、彼れより歿して此に來生する者なり」と。評して曰く、應に是の說を作すべし。能く多生を憶す。狼の五百生の事を憶知せしが如しと。

[三三]鬼趣にも亦、生處得智の能く現に宿住事を憶知する者有りといふにつきては伽他に說くが如し。

我れ昔し珍財を集むるに　法及び非法を以てせしかば

他が今、富樂を受くるに　我れは獨り貧苦を受く

と。問ふ、彼れは何時宿住の事を憶するや。答ふ、初・中・後位に皆能く憶知す。問ふ、彼は何の心に住して宿住事を憶するや。答ふ。善と染汚と無覆無記との心に住して、皆能く憶知す。六識中に於ては唯、意識に住してのみにして、三無記中にては、通じて三種に住して、能く憶知するなり。

問ふ、彼の生處得智は、能く幾生を憶知するや。有るが是の說を作す「唯、一生のみを憶す、謂く、彼より歿して此に來生する者なり」と。評して曰く、應に是の說を作すべし「能く多生を憶すること、鬼が五百生事を憶知せしが如し」と。

[三四]天趣にも亦、生處得智の能く現に宿住事を憶知するもの有り。伽他に說くが如し。

我れ誓多林に施せしに　大法王住し

賢聖僧の受用を蒙れり。　故に我が心歡喜す

と。彼れ何時に於て宿住事を憶せしや。答ふ、初・中・後位に皆能く憶知す。問ふ、彼は何の心に住

【三三】特に鬼趣の生處得智但し、宿住事を現知するものとしてなり。
（婆沙第十二卷參照せよ）

【三四】特に天趣の生處得智の宿住を現知するものに就き
（婆沙第十二卷參照せよ）

のあり。謂く過去・未來の宿住隨念智なり。

此は宿住隨念智の相あるも、而も現に諸の宿住の事を憶知する用無し。諸の過去なるは作用已に滅するが故に、未來なるは未だ作用有らざるが故に。

[一六]【本論】(二)有るは現に諸の宿住事を憶知するも、宿住隨念智に非ざるものあり。謂く一り有り、本性念生智を得し、或は是の如き生處得智を得して、能く現に諸の宿住の事を憶知するが如し。

[一七]本性念生智にして現に宿住の事を憶知するものは、唯、人趣のみに有り。餘の四趣中には此の智無きが故に。生處得智にして能く現に諸の宿住の事を憶知するものとは、地獄等に有るものをいふ。其の事は云何といふに、且らく、[一八]地獄中につきていふに、契經に說くが如し『地獄の有情は互に相謂つて言はく、奇なるかな自ら誤れり。我れ等、過去に曾て、沙門婆羅門が、「諸欲は過患にして、能く未來に怖畏す可き事を引く、汝等應に斷ずべし」と說くを聞けり。我れ等これを聞くと雖も、而も信用せず。今、彼の欲に因りて斯の劇苦を受くるなり』と。問ふ、彼は何時に於て宿住事を憶するや。答ふ、初めて地獄に生じ未だ苦を受けざる時なり。若し苦を受け已れば、次前に滅せし事すら尚、憶すること能はず。況んや久しきに滅せしことにして而も能く憶知せんや。問ふ、彼は何の心に住して宿住事を憶するや。答ふ、善と染汚と無覆無記とに住して、皆能く憶知す。六識中に於ては唯、意識に住し、三無記中に於ては、唯、威儀路にのみ住して能く憶知するなり。

問ふ、彼の生處得智は、能く幾生を憶知するや。答ふ、能く一生を憶知す、謂く、彼より歿して此に來生する者なり。有るが說く、「乃至五百生を知る」と。

[一九]傍生趣に生處得智有りて能く現に宿住事を憶知するといふにつきては、契經に說くが如し。[二〇]「螺音狗有り。昔、梵志にして刀提[二一]耶(Todeyya)と名けたりき。宿住事を憶するをもて、[二二]子、座に昇ら

【一六】第二單句——

【一七】特に本性念生智は人趣にのみ有るにつき、

【一八】特に地獄趣の生處得智につき、但し、宿住事を現知するものとしてなり。次にこれ等に關する、實例として以下擧ぐるものは、皆、他心智の場合の如く、婆沙第十二卷に已に論ぜるものなり。

【一九】特に傍生趣の生處得智に就き、但し宿住事を知るものとしてなり、

【二〇】螺音狗は、中阿含第四十四卷にては白狗と飜じ、婆沙第十二卷にては鍮佉狗と飜ぜり、此の物語りは、中阿含第四十四卷鸚鵡經(大正一、頁七〇三、特に頁七〇四中)等に出づ。往きて見るべし。

【二一】耶は大正本に那とあるも三本宮本によりて耶と改む。

【二二】此の刀提耶の子は精しくは、鸚鵡又は首迦都題子(Subha Todeyya-putta or Suka-Todeyya-putta)といふ。

等を知るべきに、[一〇]何が故に說かざるや。答ふ、應に說くべくして而も說かざるは、當に知るべし此の義有餘なることを。復次に、少しなるが故に說かざるなり。謂く、人趣中、此の智を得る者は、極めて少し有るが故に之を說かざるなり。有るが是の說を作す、「本性念生智の類は、能く他の心々所法を現知せざるが故に、此に說かざるなり」と。

【本論】[一一]（三）有るは他心智にして、亦、他の心々所法を現知するものあり。謂く、若し智の修所成にして、是れ修の果、修に依止し、已得不失、能く他の現在の欲・色界の心々所法、或は無漏の心々所法を現知するものなれば、是れなり。

此は是れ現在の他心智通にして、廣くは前に釋せしが如し。

【本論】[一二]（四）有るは他心智にも非ず、亦、他の心々所法を現知するにも非ざるものあり。謂く前相を除く。

相とは名ざす所をいふ。乃至廣說。謂く、行蘊中、總じて三世の他心智通を除き、及び現在の觀相と聞語と生處得との智にして能く他の心々所を現知する者を除く、諸餘の行蘊と及び四蘊の全と、并びに無爲法とを第四句と作すなり。

[一三]第十一節　宿住智の攝不攝論

【本論】[一四]諸の宿住隨念智は皆現に、諸の宿住事を憶知するや。答ふ、應に四句を作すべし。

此の中、宿住隨念智は三世に通ずるも、現に諸の宿住の事を憶知するものは、唯、現在のみなり。然も宿住隨念智に通ずるものと、及び宿住隨念智に非ざるものとあるが故に、四句有るなり。

【本論】[一五]（一）有るは、宿住隨念智にして、現に諸の宿住の事を憶知するに非ざるも

【一〇】前節の第二單句に於て他の心々所法を現知するも、他心智に非ざるものとして觀相智と聞語智及び生處得智等を說くも、終に本性念生智を說かざるを指す。

【一一】第三俱是——これ、前節來、四句分別をなせる中の第三句なり。

【一二】第四俱非——、

【一三】本節は、第一に宿住隨念智と、宿住の事を現智するものとの關係を論究し、次に、宿住智と、宿住智に非ずして宿住事を憶念する智及び知的作用と、及び是等の所知の境としての心相續が、自己のなりや他のなりやの區別を考へて、其れ等と、能知としての前二智との關係を四句を以て分別しなり。

【一四】宿住智と宿住事を現知する智とには、其の時間的制限と法の攝する內包との間に廣狹の差あるが故に、以下四句分別を作して論究す。

【一五】第一單句——

鬼に魅せらるゝ所と爲りて、羸瘦して將に死せんとす。呪師鬼に問ふ、汝、今、何すれぞ此の女人を惱すやと。鬼便ち報じて言く、此の女、過去五百生中、常に我が命を害せしかば、我も亦、過去五百生中、常に彼の命を害せり、怨ゝ相報ひ今に至るも未だ息まず。彼れ若し能く捨せば我れも亦、之れを捨せんと。呪師因りて彼の女人に報じて曰く、汝、若し命を惜まば、當に怨心を捨すべしと。女人報じて言はく、我れ已に捨せり矣と。鬼、女の意の都べて怨を捨せず、命の全からざるを恐れて、妄りに已に捨すと言へるを觀じて、遂に其の命を斷じて之を捨して而して去る。問ふ、鬼趣は何時他の心等を知るや。答ふ、初・中・後位に皆悉く能く知る。問ふ、彼は何の心に住して、他の心等を知るや、善なりや、染汚なりや、無覆無記なりや。答ふ、三種皆能く知る。問ふ、意識に住してと爲んや、五識に住して他の心等を知るとせんや。答ふ、唯、意識に住してのみなり。問ふ、威儀路心に住してとせんや、工巧處心に住してとせんや、異熟生心に住して他の心等を知るとせんや。答ふ、三種皆能く知ること傍生趣につきて說けるが如し。

[五]天趣にも亦、生處得智の、他の心等を知るもの有り。然も微細なるが故に別して之れを說かず。餘は傍生、鬼趣に廣說せるが如し。

[六]人趣中には生處得智の他の心等を知るものなし。所以は何ん。田と器とに非ざるが故に。勝れたる覩相智・聞語智等有りて、覆損さるゝが故に、他心通及び願智等有りて、映蔽さるゝが故なり。

[七]問ふ、誰れの生處得智が、幾趣の心を知るや。有るが是の說を作す、「各ゝ唯、自らのみ知る」と。復、說者有り『地獄は唯、地獄のみを知り、傍生は二を知り、鬼趣は三を知り、天趣は五を知る。[八]施設論に說く、「哀羅筏拏善住龍王が天[九]趣を知る」とは、是れ比相智が知るものにして、生處得智に非ざるなり』と。評して曰く、應に是の說を作すべし、四趣中に於ける生處得智は、各ゝ五趣を知るとするは、理に於て違ふこと無し。問ふ、人趣にも亦、本性念生智の類有りて、應に能く他の心

【五】　特に天趣の生處得智これも亦、他の心々所法を認知するものとしてなり。

【六】　人趣には他心等を現知する生處得智無し

【七】　生處得智と其の所智の趣に就きて

【八】　此の文、現存の施設論には無し。此の中の哀羅筏拏善住龍王（Airāvaṇa hasti nāga rāja?）は、光記第十九卷に據れば、水中の龍王にして、帝釋天の所乘なりといふ。（但し正理第七十五卷には、三十三天所乘の象王とあり。）

【九】　趣は大正本に心とあるも三本宮本に從ひかく訂正せり。

卷の第百一（第三編　智蘊）

（智蘊　第三中、他心智納息第三之三　舊第五十卷、頁三七六上）

第十節[一]　他心智の雜不雜論（續き）

[二]傍生趣にも亦、生處得智有りて、能く他の心等を知る。云何が然りと知るやといふに、昔、女人有り、兒を一處に置きて餘の事業を作せり。時に一狼有りて、其の兒を持ち去る。傍人爲めに逐ひて彼の狼に語りて言く、汝、今、何に緣りて他の兒を將ひ去るやと。狼遂に報じて曰く、其の母、過去五百生中、常に我が子を害せしをもて、我れも亦、過去五百生中、常に彼の子を害せり。怨ゝ相報ひて今にして、息まず。彼れ若し能く捨せば、我も亦之を捨せんと。傍人便ち彼の兒の母に告げて曰く、汝、若し子を惜まば、當に怨心を捨つべしと。女人報じて言はく、我れ已に捨せり矣と。狼、女の意を觀ずるに都べて怨を捨せず。但、兒を害せんことを恐れて妄りに已に捨すと言ふのみなりしかば、遂に其の子を害し、之を捨てゝ而して去る」と。

[三]問ふ、傍生は何時、他の心等を知るや。答ふ、初・中・後位に皆悉く能く知る。問ふ、彼は何の心に住して、他の心等を知るや。善心なりや、染汚なりや、無覆無記なりや。答ふ、三種心皆能く知る。問ふ、意識に住して他の心等を知るとせんや、五識に住して他の心等を知るとせんや。答ふ、唯、意識に住してのみなり。問ふ、威儀路心に住してとせんや、工巧處心に住してと爲んや。異熟生心に住して、他の心等を知るとせんや。答ふ、三種皆能く知る。彼も亦、工巧處心を現起するが故に。彼に異熟生心の意識も亦、有るが故に。地獄が決定して善の異熟果を受けざるが如きには非ざるなり。

[四]鬼趣にも亦、生處得智有りて、他の心等を知る。云何が然りと知るやといふに、昔、女人あり、

【一】本節は全く前節の續きなるも、唯卷別に隨ひて、便宜上分節せしのみ。

【二】特に傍生趣の生處得智に就きて　他心等を知るものとしての生處得智なり。

【三】傍生趣の他心等を知る時等に就きて。

【四】特に鬼趣の生處得智に就きて、特に他の心々所法を現知するものとしての生處得智を述ぶるなり。

根の滅壊は三界繋を離るゝこと即ち不繫なるを意味するを以て、この三根の滅壊は、順次に、修行者の修養過程の程度を示すものならん(尙可考)

【七二】本節は、他心智と他心智と云ふべきものに非ざるも而も他の心々所法を緣じ、且つ現に認知すべき法、即ち觀相智、聞語智、生處得智等の如きものとの關係を論ずるを主目的とす。

【七三】他心智は、三世に通ずるも、他の心々所を現に認知する法は、現在世のみなり、又、現に他の心々所を認知する法といふ中には、當然現世の他心智をも包含するも、他心智ならざるものをも同時に包含するが故に、互に概念の範圍に廣狹あるを以て、以下四句分別を生ずるなり。

【七四】第一單句――
他心智なるも、他の心々所を現知するに非ざるもの。

【七五】第二單句――
他の心々所法を認知するも他心智に非ざるもの、

【七六】**特に觀相智に就きて**
即ち人の相を見て其の心を推察するが如き知的作用をいふ。

【七七】鄔波難陀釋子は、舊に跋難陀釋子と譯ず。有部毘奈耶三二(大正二三頁七八八、中)に依れば、こは所謂る六群比丘の一人にして多欲にして足ることを知らざるものとして知らるゝ。

【七八】近事とは優婆塞即ち五戒を受け三寶に歸依せる信者のこと。

【七九】**特に聞語智に就きて、**
人の語をきゝて其の裏面の意を推知するが如き場合の智。

【八〇】三衣の衣とは、即ち袈裟のことなるも、後世に於て、所謂る「ころも」と區別する五條七條・九條等の意に非ずして、印度人の着物に外ならず。三衣の中、一に安陀會(antarvāsaka) とは、中着衣とも譯す即ち「はだぎ」をいひ、二に鬱多羅僧(Uttarāsaṅga)とは即ち上衣をいひ、三に僧伽梨(Saṅghāṭī)とは衆聚時衣と譯ずるものにして、授戒等の儀式に着する禮裝なり。

【八一】**生處得智に就きて、**
生處得智とは生得(Upapatti-lābhika) に屬するもの、所謂る生れ乍らにして、所有する智慧をいふ。
此の生處得智には、他の心々所法を現知するものと、宿住事を憶知するもの等あるも、以下は、前者に就きて述ぶるなり。

【八二】**特に地獄中の生處得智につきて。**

阿毘達磨大毘婆沙論巻第百

衣・敷具にして汝所著の衣に似たるを得んには、豈に美からざらんや」と。時に彼の居士、是の念を作して言く、今此の釋子は定んで、應に我が所著の衣を得、衣と臥具とを作らんと欲せしなるべしと。便ち脱して施與せりといふが如し。故に知る、人中に聞語智の有ることを。有るが是の說を作す『所引の二種は、皆是れ聞語の攝なり、或は倶に覩相なるをもて、此の本論文は應に是の說を作すべし。「或は相を覩、或はトを占して能く他の心々所法を現知す」と。或は相を覩るとは、前所說の如く、及び餘より身語の業相を見聞して他の心を知る者の如く、或はトを占すとは、諸の外道の種々トを占して、他の心を知る者の如し』と。

(七二) 生處得智にて他の心々所法を現知するとは、地獄等の有するものを謂ふ。其の事は云何といふに、(七三) 且らく、地獄中にも亦、生處得智ありて、能く他の心等を知る。然も別に現事の說くべきものは無きなり。問ふ、彼は何時に於て、他の心等を知るや。答ふ、初めて地獄に生じて未だ苦を受けざる時なり。若し苦を受け已れば、尙、自心の所念すら知ること能はず。況んや能く他の心々所法を知らんや。問ふ、彼は何心に住して他心等を知るや。善心なりや、染汚心なりや、無覆無記心なりや。答ふ、三種皆能く知る。問ふ、意識に住して他の心等を知るとせんや。五識に住して他の心等を知るとせんや。答ふ、唯、意識に住してなり。問ふ、威儀路心に住してとせんや、工巧處心に住してとせんや、異熟生心に住して他の心等を知るとせんや。答ふ、唯、威儀路心に住してのみ他の心等を知るなり。所以は何ん。彼れは工巧處心を現起すること無きが故に、彼の異熟生心は、唯、五識にのみ有るが故なり。

前の三趣の外に帝釋等の天趣をも憶念することゝなるを以て、此の時能く四趣を知ると云へるなり。

【六九】 三種の常見論者と其の宿住智、 こゝに常見論者とは、世俗智の攝なる宿住隨念智に關する限りに於ての、卽ち換言せば極く常識的見解より眺めての「常見論者」の意にして、必ずしも所謂常見を執して、我と世界は常住なりと主張する意味に於ける常見論者の意に用ひしには非ずと考ふべし。

【七〇】 三劫の壞事とは壞劫に於て器世間を破壞するものとしての、火災・水災・風災の所謂る大の三災を云ふ。而して、こは同時に起るに非ず、第一の火災には、七箇の日輪が同時に出でゝ此の世界を焚燒し、下は無間獄より上は色界の初禪天に至る、かく火災起ること七度にして、第八度目に一回水災が起る、この時は下は無間獄より上は第二禪の上まで大水に侵潤さる。この又、七度の火災に一回の水災を繰返すこと七度にして、最後に風災が起る、風災は、下は無間獄より上は第三禪天に至るまで及び一切の器物を飄散せしめ已る、結局六十四度の大災が起りこれにて卽ち壞劫は終り、次の空劫に入ることゝなる。(精しくは婆沙、第百三十三卷以下、倶舍第十二卷等參照)

【七一】 三根の壞事とは、こゝにては喜根・樂根・捨根の三根の壞する時をいふ。喜根の存在する最上地は色界第二靜慮、樂根の最上地は第三靜慮にして、捨根は無色界地にも存す。故に、喜根の滅壞は第二靜慮の染を離るゝことを意味し、樂根の滅壞は第三靜慮を、捨

[七二]第九節　他心智の雜不雜論

問ふ、已に二智の自性を說けるをもて、雜不雜の相を今當に說くべし。

[七三]**【本論】　諸の他心智は、皆、他の心々所法を現知するや。答ふ、應に四句を作すべし。**

此の中、他心智は三世に通ずるも、他の心々所法を現知するものは、唯、現在のみなり。然も他心智に通ずると及び他心智に非ざるとあるが故に、四句有るなり。

[七四]**【本論】（一）有るは他心智なるも、他の心々所法を現知するに非ざるものあり。謂く、過去・未來の他心智なり。**

此れには他心智の相は有るも、而も現に他の心等の用を知ること無ければなり。謂く、過去のは作用已に滅するが故に、未來のは、未だ作用有らざるが故なり。

[七五]**【本論】（二）有るは他の心々所法を現知するも、他心智に非ざるものあり。一有り、或は相を覩、或は語を聞き、或は是の如き生處得智を得て、能く他の心々所法を現知するが如きをいふ。**

[七六]相を覩て他の心々所法を現知するものとは、人趣中に有り。[七七]鄔波難陀(Upananda)釋子が、一[七八]近事の家に至り、其の門邊に一駮犢有るを見て、便ち近事に告ぐ、「若し臥具を得んに、汝の門邊の駮犢の皮の如きならば、豈に美ならざらんや」と。時に、彼の近事、是の念を作す、今、此の釋子は、定んで應に我が駮犢の皮を得、持して臥具と作さんことを欲するなるべしと。便ち駮犢を害し、皮を以て施與せしに、釋子之れを受けて本所止に還るに、犢母悲喚して後に尋いて而して行けりといふが如し。故に知る、人中に覩相智の有ることを。[七九]語を聞きて他の心々所法を現知するも、人趣中に有り。鄔波難陀釋子が一居士の新好衣を著し誓多林に入るを見、便ち彼れに告げて曰く、「若し[八〇]三

王の所應作として、當然、輪王の外祀を受くる神々（鬼趣の）をも同時に憶念することゝなりて、即ち一刹那に人傍生・鬼の三趣を憶念すといふなり。

【六七】　舊には「餓鬼趣者、是受祭祀神、及、轉轉等の諸神」とあり。

【六八】　曼馱多王は舊に頂生王(Mūrdhagata　これは曼馱多の異名なり)とあり。中阿含第十一卷、四洲經に依るに、曼馱王とは往昔の轉轉王にして、又、佛陀の前生身なり。此の王は輪王なるが故に、七寶を成就すること勿論なるも、更に、此の輪王の事業として著しきは、閻浮洲等の四洲に寶を雨らすこと七日間、終に地上に寶、積聚して人の膝を沒せしむるに至る、かくて後、更に、三十三天に上り、天帝釋と會見せしに帝釋が彼の爲めに半坐を分てば、光・色・形・威容、凡て帝釋と異なることなかりしも、彼れ、自ら飽くことなく、更に帝釋の位を奪取せんとの欲望を起せしが爲め如意足を失して、欲界閻浮提に墮し病沒せりと言はるゝ事なり。（中阿第十一、大正一頁四九四中參照）今この中、こゝにては、この王の天帝釋と會見せし刹那を憶念するを以

眷屬とを知れば、人趣を知ると名け、[六七]若し能く輪を轉じ、及び祀を受くる鬼等をも知れば、鬼趣を知ると名け、若し象馬等を知れば、傍生趣を知ると名くればなり。若し能く[六八]曼馱多王(Mandhātā)と天帝釋との共に集會せし事を憶念すれば、能く四趣を知る。卽ち唯、地獄のみを除く。餘の三趣を知ること、廣說せば前の如し。天趣を知るとは、帝釋と及び彼の眷屬とを知るをいふ。假使、五趣一處に集會せしとせば、一刹那の頃皆能く憶知す。是の故に、此の智は、一刹那の頃、其の所應に隨つて能く多趣を知るなり。

[六九]契經に說くが如し、「常見論者が、宿住事を憶知するに、三種の差別有り、(一)有る常見論者は能く二萬劫事を憶知し、(二)有る常見論者は、能く四萬劫の事を憶知し、(三)有る常見論者は能く八萬劫の事を憶知す」と。復、別誦有り、「第三は六萬劫の事を憶知す」と。問ふ。何等の常見論者が能く二萬劫の事を憶知し、乃至何等の常見論者が能く八萬劫の事を憶知するや。答ふ、常見論者の根に三品有り。若し下根者なれば、能く二萬劫を憶知し、若し中根者なれば能く四萬劫を憶知し、若し上根者なれば、能く八萬劫を憶知す。復次に、常見論者は能く[七〇]三劫の壞事を憶知す。若し能く火劫の壞事を憶知するものなれば、彼は能く二萬劫を憶知し、若し能く水劫の壞事を憶知するものなれば、彼は能く四萬劫を憶知し、若し能く風劫の壞事を憶知する者なれば、彼は能く八萬劫を憶知す。復次に、常見論者は能く[七一]三根の壞事を憶知す。若し能く喜根の壞事を憶知するものなれば、彼は能く二萬劫を憶知し、若し能く樂根の壞事を憶知するものなれば、彼は能く四萬劫を憶知し、若し能く捨根の壞事を憶知するものなれば、彼れは能く八萬劫を憶知するなり。復次に、常見論者に、三乘の種性の差別あり。若し聲聞種性を有するものなれば、彼は能く二萬劫を憶知し、若し獨覺種性を有するものなれば、彼は能く四萬劫を憶知し、若し佛種性を有するものなれば、彼は能く八萬劫を憶知す。是れを三種の別憶知の緣といふなり。

は五百劫時を一夜の間に追憶しき云云」と傳ふ。

【六三】　過人法は、又、上人法(Uttari manussa dhamma)。精しくは妄說自得上人法といひ、未だ悟證し得ざるもの(四沙門果の如き)を、已に悟證し得たりと言ひ騙らして、人々より尊重供養を受くるが如きをいふ。

【六四】　此の過人法は、律に於ては、四波羅夷(Pārājika)の一なるが故に重(禁)と云へるなり。

【六五】　**宿住智は刹那に幾趣を知るやに就きて**

【六六】　轉輪王の事を憶念すとは、七寶成就せる輪王の事を憶念するの意なり。七寶とは、已に婆沙第九十三卷(毘曇部十一、頁二四一)に示すが如く、輪寶・象寶・馬寶・神珠寶・玉女寶・藏臣寶・兵臣寶をいふ。故に、茲に、輪王と諸眷屬卽ち玉女・藏臣・兵臣の三寶とは人趣なり、象寶馬寶は共に傍生趣なり。更に長阿含遊行經に依れば、輪寶の轉ずるとき、四神、輪寶の前にありてこれを引導すといひ、舊は、「轉輪等の諸神」といふが故に、輪寶の轉ずるを憶念すれば、これ等鬼神(卽ち鬼趣)をも憶念し、又、轉輪王は世の常法に從つて祭祀すべきが故に輪

入に依り漸次に退出するとせんや、頓に出づるとせんや。有るが是の說を作す、「必ず前入に依りて漸次に退出す」と。評して曰く、應に是の說を作すべし、意樂する所に隨つて、若しくは漸に、若しくは頓に、皆能く退出するなりと。

[六〇]問ふ、宿住智を以て前際の宿住事を憶知し已りて、無間に卽ち能く死生智を起して、後際の死生事を觀察するや。答ふ、佛は能くするも、餘は非らず。諸佛の功德は加行を作さずして、能く現前するが故に。獨覺と聲聞と諸外道等とは、要ず加行を作して方に能く起すが故に。

[六一]問ふ、此の宿住隨念智は、一剎那の頃、能く幾生を知るや。答ふ、能く一生を知る。云何が然るを知るやといふに、聖教有るが故なり。毘奈耶に說くが如し「[六二]尊者淨妙、諸の苾芻に告げて言く、我れ一たび心を起せば、過去五百生の事を憶知すと。時に諸苾芻、皆共に訶擯して言はく、汝、自ら[六三]過人法を得すと稱するをもて、共住すべからず。必ず但だ一剎那心を起して多生を知ること無きが故にと。爾の時、佛、諸苾芻に告げて言はく、汝等、淨妙を訶擯すべからず、實想に隨つて說くが故に、[六四]重禁を犯さざるが故に。謂く、此の淨妙は曾て無想有情天中に生じ、五百劫壽き、今、彼の事を憶す、謂く五百生を實想に隨つて說けるが故に重を犯さざるなり」と。此に由りて、一剎那の頃、但、一生を知ることを證知するなり。

[六五]問ふ、此の宿住隨念智は、一剎那の頃、能く幾趣を知るや。有るが是の說を作す「此の智は一剎那の頃、但、一趣のみを知る、謂く、或は地獄趣を知り乃至或は天趣を知るなり」と。復、說者有り「此の智は、一剎那の頃、能く二趣を知る。謂く、或は地獄と傍生との趣を知り、或は鬼界と傍生との趣を知り、或は、人と傍生との趣を知り、或は、天と傍生の趣を知るなり」と。評して曰く、應に是の說を作すべし、此の智は一剎那の頃、其の所應に隨つて、能く多趣を知る、謂く、若し[六六]轉輪王の事を憶念せば、一剎那の頃、卽ち人と鬼と傍生との三趣を知る。卽ち若し輪王と諸臣

を經驗し得るものは、無色界生の聖者の中のみに求め得べし。而も、無色界には此の宿住智無きが故に、茲に、宿住智を有し得るものにして無始爾來未だ彼の五淨居天の全部を經生するもの無きことゝなるを以て此の意味に於て、茲に此の間をなせるなり。之に對する答意は、實際自ら五淨居天を經驗せずとも、曾て是を如實に知り聖者より聞きしことによりて、卽ち曾見によらずとも曾聞によりて憶知すといふにあり。因に五淨居天に關しては俱舍第二十四を參照せよ

【五八】 宿住智の一入定に於ける所知の生の數量に就きて、

【五九】 宿住智よりの退出時は頓か漸かの問題

【六〇】 宿住智の無間に死生智を起しうるや。

【六一】 宿住智は剎那に幾生を知るやに就きて、

【六二】 淨妙は舊に輪毘多(So-bhita)と音譯す。增阿第三、弟子品第四、第七經(大正二、頁五五八中)に、「自憶宿命無數劫事、所謂葉衣(淨妙のこと)比丘是」とあり。又、長老偈(Thera Gāthā)(165—169)には輪毘多長老の言として、正念あり智慧あり、力あり、精進を發したる比丘、卽ち我

界より死せしものならんと。漸く審かにして、此れ果して前生は欲界より死せりと憶念するなり。(四)或は有るは色界に依りて初めて加行を修し、還た色界に依りて加行成滿するものあり。謂く調善にして共住し易き者と同じく一處に住するとき是の思惟を作す、此は必ず前生に色界より死せしものならんと。漸く審かにして此れ果して前生色界より死せりと憶念するなり。界に依りて加行を修するの差別の如く、趣等に依るも亦、爾り。

第八節　宿住智の所知の境に就きて[五五]

[五六]問ふ、此の宿住隨念智は、但、曾て更し所の事をのみ憶知すとせんや、亦、未だ曾て更ざるの事をも憶知すとせんや。答ふ。此は但、曾て更し所の事のみを憶知するなり。[五七]問ふ、若し爾らば、此の智は應に五淨居の事を憶知せざるべし。無始時來、未だ彼れに生ぜざるが故に。答ふ、曾て更し所の事に略して二種あり、一には曾見と、二には曾聞となり。未だ五淨居の事を曾見せずと雖も、而も曾聞するが故に、亦、能く憶知す。餘の欲・色界の極遠極勝にして諸の知り難き事も、此に准じて應に知るべきなり。

[五八]問ふ、此の宿住隨念智は、一たび入定して唯、一生のみを知るとせんや、一たび入定して多生を知るとせんや。答ふ、初引發時には、若し一たび入定せば、唯、一生のみを知るも、後成熟時には、若し一たび入定せば、百千生を知る。但し世尊は一度入定すれば、若しくは初めなるも、若しくは、後なるも皆、能く百千生を知るなり。

問ふ、此の宿住隨念智は、能く近の百千生の事を捨して、而して遠の百千生の事を知るとせんや。答ふ、初引發時には能はざるも、後成熟時になれば則ち能くす。但し世尊のみは、若しくは初めにても、若しくは後にても倶に能くす。

[五九]問ふ、此の宿住隨念智は、漸次に前際の無量の宿住事を憶知し已りて、退出せんと欲する時、前

【五五】 本節は、主として宿住隨念智の憶知する所の境に就きての種々なる問題を論究し、最後に三種の常見論者とその宿住智とに關説せり。

【五六】 宿住智は經驗事をのみ憶知す、

【五七】 若し宿住隨念智が但、曾て實際、自ら經驗せし宿住の事のみを憶知すとせば、宿住智を有し得べき欲色界の一切の有情が決して其の一部又は全部を自ら經驗すること無き五淨居天は、憶知すること無かるべしとは此の問意なり。即ち、更に敷衍せば、五淨居は色界十七處中の上五處にして、茲に生ずるには、五品の雜修靜慮の何れかを修せざるべからず。而も、其の雜修靜慮は、必ず二心乃至十心の無漏心を經るを定則とす。然る限り此は又、已に正性離生に入れる有情なるべく、即ち不還果の聖者ならざるべからず。而も、聖者が經世するや必ず上に生ずべきも決して下に生ずることを得可き理無きが故に、廣果天以下の聖者は五淨居天の一處をも實際自ら經驗することなく、無煩天乃至色究竟天の聖者も過去生にては、一乃至四のみを經べきも、五淨居全部を經驗せざるべし。即ち五淨居天の全部

の加行成滿するなり。

[五三]問ふ、此の加行を修する時、自相續に依るとせんや、他相續に依るとせんや。有るが是の說を作す、「自相續に依る」と。若し爾らば、自ら前に欲・色界に生ぜし者は、爾る可けんも、若し前に無色界に生ぜし者ならんには、云何が爾る可けん。復、說者あり、「他の相續に依る」と。若し爾らば、他の前に欲色界に生ぜし者は爾る可けんも、若し前に無色界に生ぜし者ならんには、云何が爾る可けんや。評して曰く、應に是の說を作すべし。此の加行を修する時、亦は自相續にも依り、亦は他相續にも依ると。自相續に依りて加行を修する者は、若し自が前に欲色界に生ぜし者なれば、卽ち自相續に依りて加行成滿し、若し自が前に無色界に生ぜしものなれば、轉じて他の相續に依りて加行成滿するなり。他相續に依りて加行を修する者は、若し他が前に欲・色界に生ぜしものなれば、卽ち他相續に依りて加行成滿し、若し他が前に無色界に生ぜしものなれば、轉じて自相續に依りて加行成滿するなり。

[五四]問ふ、此の加行を修する時、欲界に依るとせんや、色界に依るとせんや。答ふ、此に四種有り。

(一)或は有るは欲界に依りて初めて加行を修し、後、色界に依りて加行成滿するものあり。謂く、暴惡にして共住し難き者と同じく一處に住するとき、是の思惟を作す、此は必ず前生に欲界より死せしものならんと、漸く審かにして此は乃ち前生は色界より死すと憶念するなり。

(二)或は有るは色界に依りて初めて加行を修し、後、欲界に依りて加行成滿するものあり。謂く、調善にして共住し易き者と同じく一處に住するとき、是の思惟を爲す。此は必ず前生色界より死せるものならんと。漸く審かにして此は乃ち前生は欲界より死せりと憶念するなり。

(三)或は有るは、欲界に依りて初めて加行を修して、還た欲界に依りて加行成滿するものあり。謂く、暴惡にして共住し難き者と同じく一處に住するとき、是の思惟を作す、此は必ず前生には欲

[五三] 宿住智の加行は自・他相續に依りて修す、

[五四] 宿住智の加行を修するに所依となる界趣等に就きて此の問題を分別するに四種の別あり。其の第一に於て「暴惡にして共住し難き者と同じく一處に住する時云云と斷るは、修行者が、加行の最初位に於て、かゝる暴惡者は、必ず前生には上妙なる色界に生存せしものには非らず、麁惡なる欲界に生存せしものならんと、豫想し易き心理を巧みに捉へしもの、第二の調善にして共住し易きもの云云は、一般修行者の前と反對の心理を應用せしものなり。而も、この第一と第二とは、何れも、其の加行位の最初位の豫想を裏切り、前生は欲界ならんと思ひしものが、成滿位には色界生のものたりしこと分明し、色界生たりしならんと思ひしものが成滿位には反つて欲界生なりしこと分明するが如き場合、卽ち、共に二界に依るを示せしものなり。後の二位は文意明瞭なり。

曾得未曾得をいへば、一切の聖者及び內法の異生は皆、曾得と未曾得とに通じ、外法の異生は、唯、是れ曾得のみなり。有るが是の說を作す、「最後有に住する異生と及び諸の聖者とは、曾得と未曾得とに通じ、諸餘の異生は唯是れ曾得のみなり」と。

[五一]問ふ、宿住隨念智を修する加行は云何。答ふ、施設論に說く、「初修行者は、世俗定に於て已に自在を得し、數々起して現前し、轉た明利ならしめ、先に審かに次前に滅せし心を憶念し、念に隨つて知り已り、次に審かに久已に滅せし心を憶念し、念に隨つて知り已り、展轉乃至して加行成滿するなり」と。此の中、有るが說く、「漸く審かに憶念して、母胎に入る前の一刹那心に至るを加行成滿すと名く」と。若し是の說を作せば、善なる成滿に非ず。所以は何ん。母胎に入る前の一刹那心は、是れ中有位なるに、中有は卽ち是れ此の生の所攝なり。衆同分に差別無きを以ての故に、是は猶、此の生を憶念するものなれば、豈に善き成滿ならんや。應に是の說を作すべし。漸く審かに憶念して此の中有の前の一刹那心に至るを、加行成滿と名くと。彼は是れ前生の命終する心なるが故に、能く念に隨つて知るを、善き成滿と名くるなり。

[五二]問ふ、此の加行を修して漸く憶念する時は、刹那を以てすとせんや、分位を以てすとせんや。答ふ、此は分位を以てし、刹那を以てせず。若し刹那を以てせば、憶念すること半生も未だ盡さずして卽便ち命終すべし。豈に能く修して加行成滿するに至らんや。謂く、先に此の生の老位を憶念し、次に復、此の生の中年位を憶念し、次に復、此の生の少年位を憶念し、次に復、此の生の童子位を憶念し、次に復、此の生の嬰孩位を憶念し、次に復、此の生の鉢羅奢佉位を憶念し、次に復、此の生の鍵南位を憶念し、次に復、此の生の閉尸位を憶念し、次に復、此の生の頞部曇位を憶念し、次に復、此の生の羯剌藍位を憶念し、次に復、母胎に入る位を憶念し、次に復、中有に住する位を憶念し、次に復、初めて中有を受くる位を憶念し、最後に前生の命終位を憶念して、爾の時に此の智

【五一】宿住隨念智の加行に就きて、この加行は、前生の最後の一刹那心、卽ち、今生の中有初位の前刹那心を審かに憶念するに至るとき、正に成滿すと名くるなり。

【五二】特に加行の修し方に就きて、卽ち分位を以てするなり。

り」と。評して曰く、應に是の說を作すべし、過去世の諸の樂苦の具を念ずるは、受の樂苦なるものと名くるものにして、但、受のみを緣ずるに非ざるが故に、彼は證に非ず。然も宿住隨念智は總じて前生の分位の差別を觀ずるをもて、唯、是れ雜緣法念住の攝なりと。

智をいへば、唯、是れ世俗智なり。尊者妙音は是の如き說を作す、「此は六智——謂く八智中より他心智と及び滅智とを除く——に通ず、他心智を除くは、彼れは現在を緣ずるも、此は過去のみを緣ずるが故なり。滅智を除くは、彼れは無爲を緣ずるに、此は有爲を緣ずるが故なり」と。評して曰く、應に是の說を作すべし、此は唯、世俗智のみなり、前際事を緣ずるが故にと。

四九 三摩地と倶なりやをいへば、三摩地と倶に非らず。唯、有漏のみたるが故に。根相應をいへば、三根と相應す、謂く樂・喜・捨なり。三世をいへば、是は三世なり。三世を緣ずるやをいへば、過去と現在となるは過去を緣じ、未來なるは三種を緣ず。善・不善・無記をいへば、唯、是れ善のみなり。善・不善・無記を緣ずるやをいへば、三種を緣ず。繫不繫をいへば、唯、色界繫のみなり。繫不繫を緣ずるやをいへば、唯、欲・色界繫のみを緣ず。學・無學・非學非無學をいへば、唯、非學非無學なり。學・無學・非學非無學を緣ずるやをいへば、唯、非學非無學のみを緣ず。見・修所斷・不斷をいへば、唯、修所斷なり。見・修所斷・不斷を緣ずるやをいへば、見・修所斷を緣ず。名を緣じ義を緣ずるやをいへば、通じて名と義とを緣ず。自・他相續・非相續を緣ずるやをいへば、自他の相續を緣ず。五〇 加行得離染得をいへば、加行と離染との得に通ず。離染得なりといふにつきて、初靜慮なるは、欲界の染を離るゝ時に得し、乃至第四靜慮なるは、第三靜慮の染を離るゝ時に得し、或は自地と上地との染を離るゝ時にも亦、修得し容べく、加行得なるは、勝進の加行を修する時得し、及び加行を起して現在前せしむるものなり。謂く、諸の聲聞は中上品の加行を以てし、獨覺は唯、下品の加行を以てす、されど佛は加行を以てせずして能く現在前せしむ。此の所得をいへば、唯、修所成なり。定に在るとき有るが故に。

【四九】宿住智の三摩地倶等の諸門分別、

【五〇】宿住地の加行離染得及び曾得・未曾得分別、

は一生半識無邊處に生じ、或は非想非々想處に生じ、壽量盡きずして死するあるあり。若し欲・色界を觀じ、八萬劫にして見ずんば、便ち彼は非想非々想處に生ずと謂ふ。而も彼は或は四たび空無邊處に生ずるか、或は再び識無邊處に生ずるか、或は一生一分、無所有處に生ずるかなるあり。世尊が諸の宿住事を觀ぜんと欲して、若し欲・色界の命終時の心、或は結生時の心を觀ずれば、卽ち「是の如き有情は當に空無邊處に生じ、或は彼より沒すべし、是の如き有情は當に識無邊處に生じ、或は彼より沒すべし、是の如き有情は當に無所有處に生じ、或は彼より沒すべし。是の如き有情は當に非想非々想處に生じ、或は彼より沒すべし」と、如實に知り、「此の四處に於て、或は壽量盡きて而して死し、或は壽量盡きずして而して死す」と、皆如實に知るなり。是の故に、外道の比智は、彼は斷滅すと謂ひ、聲聞の比智は、或は其の事の如くなり、或は其の事の如くならざるものあるに、佛の比智は明淨勝妙にして、皆、如實に知るなり。內法の異生と及び諸の獨覺とが無色の諸の宿住事を比[四六]知すること、諸の聲聞の如く、應に其の相を知るべきなり。

[四七]問ふ、第四靜慮所起の宿住隨念智は、一刹那に總じて五地の諸の宿住事を緣ずとせんや、地々別に緣ずとせんや。設し爾らば何の失ありやといふに、若し總じて五地を緣ずとせば、云何が麁細一時に能く知らん。若し地々別に緣ずとせば、何故に、此は能く五地を緣ずと說くや。答ふ、應に是の說を作すべし、地々別に緣ずと。問ふ、若し爾らば、何故に此は能く五地を緣ずと說くや。答ふ、但、此の智は能く五地を緣ずとのみ說くも、一時になりとは說かざるをもて、斯に何の失か有らん。下三靜慮は此に准じて應に知るべきなり。有るが是の說を作す、「若し初引起なれば、地々別に緣ずるも、若し成滿時に至れば、能く總じて五地を緣ずるなり」と。

[四八]念住をいへば、唯、是れ雜緣法念住なり。尊者妙音は是の如き說を作す、「四念住に通ず。契經に說くが如し、我れは過去の受の樂、受の苦を念ずと。既に念じて樂・苦を知るは、卽ち是れ受念處な

【四六】大正本には智とあるも、三本によりて知とせり。
【四七】特に宿住智の一刹那の所緣に就きて、
【四八】宿住智の念住、及び智分別、

の宿住隨念智は、無色界の諸宿住事を知らざるなり。問ふ、曾て欲・色界に生ぜしものの起せし所の無色界の諸の宿住事は、是れは此の智の所緣なりや不や。答ふ、此の智の所緣に非ず。果を知らざるが如く、因も亦、爾るが故に。問ふ、若し宿住隨念智が無色界の宿住事を知ること能はずんば、契經の所說を當に云何が通ずべきや。契經に說くが如し。「世尊は過去の諸宿住事に於て、若しくは有色なるも、若しくは無色なるも、若しくは有想なるも、若しくは無想なるも、種々の相狀と及び言說する所とを、皆能く憶知す」と。有るが是の說を作す、「若しくは有色とは、欲・色界の生・本・死有をいふ、色相麁なるが故に。若しくは無色とは、中有位をいふ。色微細なるが故に」と。評して曰く、彼れ是の說を作すべからず。所以は何ん。若し是の說を作せば、聲聞も亦、知ること、佛と何ぞ異らん。而も、舍利子が此を以て佛の無上の德を讃せんや。應に是の說を作すべし。「若しくは有色とは、欲・色界をいひ、若しくは無色とは、無色界をいふ。然も佛は、宿住隨念智を以て、無色界の諸の宿住事を憶知せず、但、[四五]比智を以て無色界の諸宿住事を知りしなり」と。問ふ、若し爾らば外道及び諸の聲聞にも亦、比智有り、佛と何ぞ異ならん。而も舍利子は此を以て、佛の無上の德を讃せんや。答ふ、應に知るべし、比智に略して三種有り、(一)には外道のもの(二)には聲聞のもの(三)には佛のものなり。外道は諸の宿住事を觀ぜんと欲するに、若し欲・色界を觀じ、或は二萬劫にして見ず、或は四萬劫にして見ず、或は六萬劫にして見ず、或は八萬劫にして見ずんば、便ち斷滅なりと謂ふ。聲聞は、諸の宿住事を觀ぜんと欲するに、若し欲・色界を觀じて、二萬劫にして見ずんば、便ち彼は空無邊處に生ずと謂ふ。而も彼は或は上地に生じ壽量盡きずして死するあるあり。若し欲・色界を觀じて、四萬劫にして見ずんば、便ち彼は識無邊處に生ぜりと謂ふ。而も彼れは、或は再び空無邊處に生じ、或は上地に生じ、壽量盡きずして死するあるあり。若し欲・色界を觀じて、六萬劫にして見ずんば、便ち彼は無所有處に生ぜりと謂ふ。而も彼は或は三たび空無邊處に生じ、或

して緣じ、諦の行相の決定するが如きに非ざればなり。

【四四】以下、宿住智が無色の宿住事を憶せざるに就きて、

【四五】特に比智に就きて、比智は舊に比相智といふ。これに三種の別あること次の解釋の如し。

に、隨念と說く。四念住は慧を體と爲すと雖も、而も念力増すが故に、念住と名くるが如く、持息念は慧を體と爲すと雖も、而も、念力増すが故に、持息念と名くるが如く、[三六]本性念生智は、慧を體と爲すと雖も、而も念力増すが故に、本性念生智と名くるが如く、[三七]伏除色想は、慧を體と爲すと雖も、而も想力増すが故に、伏除色想と名くるが[三八]如く、此も亦、是の如し。體は是れ慧なりと雖も、而も念力増すが故に、宿住隨念智と名くるなり。

第七節　宿住隨念智の諸門分別及び其の加行論[三九]

[四〇]此の宿住隨念智の界をいへば、是れ色界なり。問ふ、何故に無色界に宿住隨念智無きや。答ふ、田と器とに非ざるが故に、乃至廣說。復次に、宿住隨念智は色に依りて引發するに、無色界には色無きが故に、此の智無きなり。

地をいへば、唯、四根本靜慮にのみ在り。近分と無色とには非ず。彼の地にては、五通を發すること能はざるが故に。問ふ、[四一]靜慮中間の諸の宿住事は、何の地の智に依りて能く隨念して知るや。有るが是の說を作す、「初靜慮の上品の隨念智が能く知るなり」と。復、說者あり、「第二靜慮の下品の隨念智が能く知るなり」と。評して曰く、應に是の說を作すべし、「初靜慮の三品の隨念智が皆能く知る。所以は何ん。一地の攝なるが故に」と。

[四二]所依をいへば、唯、欲・色界の身に依りてのみ起す。

行相をいへば、[四三]不明了の行相と作る、十六行相の攝に非ざるが故に。

所緣をいへば、初靜慮の宿住隨念智は、欲界と初靜慮との前際の有漏の五蘊を緣じ、乃至第四靜慮の宿住隨念智は、欲界と四靜慮との前際の有漏の五蘊を緣ず。此の智は、無色界の諸の宿住事を緣ずること能はず、彼の地勝るが故に。初靜慮の宿住隨念智が第二靜慮以上の諸の宿住事を知らず、乃至第三靜慮の宿住隨念智は、第四靜慮以上の諸の宿住事を知らざるが如し。[四四]是の故に第四靜慮

[三六]　本性念生智に就きては、次卷に詳說するが如し。

[三七]　伏除色想とは、單に除色想とも言ふ。卽ち、修行者が、勝解を起して、「今我が此の身將に死せんとす、已に死して輿に乘り、墓所に往かんとす。已に墓所に至り地上に置かれ、將に種々の蟲等に食れんとす、已に種々の蟲等に食ひ盡され其の蟲等も已に散じ已ると觀ず。其の時、彼れは最後に於て、自身をも見ず、又蟲等をも見ざるに至る。是の如き觀を總じて除色想と名くるなり。(婆沙第百三十六・七卷參照)。

[三八]　如は大正本に加とあるもこは誤殖なるを以てかく訂正せり。

[三九]　本節は、例に由りて宿住隨念智の界・地等の諸門分別を述べ、次に、其の加行を論斷するなり。

[四〇]　**宿住隨念智の界・地分別**　欲界無色界にはなく、近分地無色地にも無し。

[四一]　**特に中間定の宿住事を知る宿住智に就きて、**

[四二]　**宿住智の所依・行相及び所緣分別、**

[四三]　不明了の行相とは、此は有漏善にして世俗智の攝なるが故に、自相共相を雜然と

伽他に

若し八智と十六行相とを成就する者は、　贍部の眞金の如く、　能く其の過を說くもの無し、

と說くが如き、此の中の相の聲は、無漏の慧を說く。應に知るべし、此の中の諸の宿住事の種々の相狀及び言說する所とは、皆、宿住隨念智の境を顯すことを。即ち、欲・色界にて過去生中に自他の更けし所の有漏の五蘊たり。

[三三]此の宿住隨念智は、或は應に一なりと說くべし。即ち宿住隨念智通明力をいふ。或は應に二と說くべし、謂く曾得と未曾得となり。或は應に三と說くべし、謂く下・中・上の三品なり。或は應に四と說くべし、謂く四靜慮の果たり。或は應に六と說くべし、曾得と未曾得とに各〻三品あるをいふ。或は應に八と說くべし、四靜慮の果に各〻曾得と未曾得のあるをいふ。或は應に九と說くべし、謂く下々品乃至上々品なり。或は應に十二と說くべし、四靜慮の果に各〻三品あるをいふ。或は應に十八と說くべし、曾得と未曾得とに各〻九品有るをいふ。或は應に二十四と說くべし。四靜慮の果に各〻曾得と未曾得と有りて、此れに復、各〻三品有るをいふ。或は應に三十六と說くべし、四靜慮の果に各〻九品有るをいふ。或は應に七十二なりと說くべし。四靜慮の果に各〻曾得と未曾得と有り、此れに復、各〻九品有るをいふ。若し身に在ると刹那とを以て分別せば、應に無量無邊なりと說くべし。此の中には總じて一の宿住隨念智をのみ說くなり。

[三四]問ふ、此の宿住隨念智は、何を以て自性と爲すや。答ふ、慧を以て自性と爲す。是れを宿住隨念智の自性・我物・自體・相分・本性と謂ふ。

已に自性を說けり。所以を今當に說くべし。[三五]問ふ、何故に宿住隨念智と名くるや。宿住隨念智とは是れ何の義なりや。答ふ、諸の過去生の有漏の五蘊を名けて宿住と爲し、念の勢力に隨ひて能く彼れを知るが故に、宿住隨念智と名く。謂く、此の聚中には、多法有りと雖も、而も念力增すが故

【三三】宿住隨念智の數に就きて

【三四】宿住隨念智の自性、

【三五】宿住隨念智の名義に就きて、

は、謂く是れ四支五支靜慮の果なるが故に。修に依止すとは、謂く、數習に依りて而して成就するが故に。已得不失とは、已に證得して捨せざるが故なり。問ふ、何故に未得・已失を說かざるや。答ふ、應に說くべくして而も說かざるは、當に知るべし、此の義は有餘なることを。復次に、若し此の智に由るを說きて宿住通を成就すと名くべきものなれば、此の中に之を說くも、未得・已失の諸の宿住智には、是の如き義無きをもて、是の故に說かざるなり。能く現に諸の宿住事を憶知するものとは、此の智は能く明了に過去生中の欲・色界の自他相續等の事を憶知するをいひ、種々の相狀及び言說する所のものに就きて、謂く生有・本有・死有を種々の相狀と名づく、彼の相狀の別を顯示すべきが故に。中有を言說する所のものと名づく、中有は微細にして但、言說すべきのみにして、其の相狀を示す可からざるが故に。有るが是の說を作す、「中有を種々の相狀と名く、本有に似るが故に、生・本・死有を言說する所と名く。彼等は刹帝利等の種姓の別を爲すと說く可きが故に。又、本有時には、能く種々の言論の事を起すが故に」と。復、說者あり、「種々の相狀とは、前生の事を略して顯し、及び言說する所のものとは、前生の事を廣く顯すなり」と。有餘師の說く、『種々の相狀とは、過去世に詮表する所の事を顯し、及び言說する所のものとは、過去世に能く詮表せし事を顯す。契經に說くが如し、「佛、阿難に告ぐ、若し相狀有り、及び言說の施設す可き有り、色身有るを、身と名く。若し相狀無く、及び言說の施設す可きもの無きものなれば、[三二]增語觸、[三三]有對觸なりや不や。阿難、佛に白す、「不なり」と。世尊は此の中、內の六處を相狀と名け、外の六處を言說と名けしなり」と。有るが是の說を作す、「外の六處を相狀と名け、內の六處を言說と名く。所以は何ん、內の六處に依りて、六識及び觸の言を說く可きが故に。謂く、眼識眼觸乃至意識意觸と名くるを說くなり」と。又、契經に「是の如き相狀に由りて初靜慮に入りて具足して住す」と說く。此の中の相とは、加行の相をいひ、狀とは、所緣の狀をいふ。論の所說の如し。前相を除くといふ、相とは名ざす所をいひ、

宿住隨念智は舊に念前世智といふ。

【三二】 增語觸（adhivacana-samparśa）とは、眞諦はこれを依言觸と飜ず、增語とは意識身と相應する觸にして、此の觸の自性は、語に由りて增すが故に增語觸といふ。倶舍論には、增語とは謂く名なり、意識と相應する觸は、名を緣ず。此の名は意觸以外の他の觸の緣ぜざる特別の境なるが故に、專ら意識身と相應する觸を、增語觸といふと解せり。（婆沙、百四十九卷及び、倶舍第十卷參照）

【三三】 有對觸（Pratigha-samsparśa）とは眞諦は有礙觸と譯す、これ前五識身と相應する觸をいふ、有對法のみを以て所緣となすが故なり。倶舍論は、有對の根を所依と爲すが故にと言へり（倶舍第十卷參照）

を知る」と。答ふ、彼の經は他心智を說かずして、但、[二二]比智のみを說く、謂く、佛、先に一の他心智を以て、一苾芻の心の所念を觀じ已りて後、比智を以て總じて苾芻僧の諸心の所念を觀じ、彼等は皆寂靜正行に住すと知れるなり。有るが此の說を作す。「此は、他心智にも非ず、亦、比智にも非ず、乃ち是れ[二三]願智にて、總じて苾芻の諸心の所念を知れるなり」と。復、說者有り、「此は他心智にも非ず、亦、比智、及び願智にも非ず。然も、世尊は、盡智現在前する時、欲界の是の如き種類の未曾得の無覆無記の心々所法を得。靜慮に入らず、亦、[二四]通をも起さずして、一作意する時に、此れに由りて則ち能く苾芻僧の諸の心の所念を遍知するなり」と。有るが說く、「此れは是れ欲界の善心にして、盡智の時に得、謂く勝思慧なり」と。

[二五]有餘師の說く、「諸の他心智は、能く俱生の心々所の聚を緣ず」と。問ふ、若し爾らば、云何が他心智に三念住の別有りや。答ふ、初めて引發する時に三念住有り、後成滿する時、總じて俱起の心々所法を緣じて、雜緣法念住を作すなりと。

[二六]評して曰く、「一切の他心智は、一刹那の項、但、一法のみを緣じ、唯、實物のみを緣じ、唯、自相のみを觀じ、唯、現在時のみを觀じ、唯、他の相續のみを觀じ、唯、[二七]心々所法のみを觀じて、見道に在らず、空・無相の三摩地と俱に非らず、亦、盡智・無生智の攝に非ず、無間道中には修せず、起らず。是は[二八]豫道の種類の攝なる容きが故に」と。

[二九]第六節　宿住隨念智論

[三〇]【本論】　云何が宿住隨念智(Pūrva-nivāsānusmṛti-jñāna)なりや。答ふ、若し智の修所成なるものにして、是れ修の果なり、修に依止し、已得不失、能く現に諸の宿住事の種々の相狀及び言說せし所を憶知せば、是れを宿住隨念智といふ。

此の中、若し智の修所成にしてとは、謂く修所成の慧を自性と爲すが故なり。是れ修の果なりと

【二二】　比智に就きては、本卷、宿住隨念智の下に辯ずる所あり。往きて見よ、

【二三】　願智(Praṇidhi-jñāna)とは、例せば、阿羅漢の神通を成就し、心に自在なることを得たるものが、種々の義を知らんと欲して、正願を發し、第四靜慮に入るに、定より起つとき、已に願の如く皆知ることを得る是の如き智をいふ。精しくは、婆沙第百七十八卷(大正、二七、頁、八九五、上―)參照のこと。

【二四】　通とは神通等の六通をいふ。

【二五】　以下他心智が能く俱生の心々所の聚をも緣ずとの異說に就きて、―

【二六】　以下、評者の他心智に就きての定義、

【二七】　大正本には心々所とあるも、三本に依りてかく補正せり。

【二八】　玆に豫道とは有學道無學道等の本道に對する、いはゞ豫備道といふ位の意、

【二九】　本章の取扱へる二智の中、他心智を說述し已りしかば、今は、宿住隨念智に就きて詳說せんとす、此の中、本節に於ては、その定義と、數と、自性及び名義とに就きて述ぶるなり。

【三〇】　宿住隨念智の定義

即ち是れ過去の他心智の所知にして亦、是れ未來の不生法の他心智の所知となり、若し未來に在れば、唯、是れ未來の他心智の所知なり、若し現在に在れば、即ち是れ現在の他心智の所知にして、亦、是れ未來の不生法の他心智の所知となるをいふ。此の意に依りて、「過去・未來の法は是れ九智の所知たり」と說けるも、過去・未來の法は是れ現在の他心智の所知なりとは說かざるなり。復、有るはいふ、「他心智をして現在前せしめんと欲する時、他の相續の三刹那心――現在前するものと、次前に滅せしものと、次後に生ずるものとをいふ――を知ることあり。論は此に依りて說けるをもて、亦、相違せざるなり」と。評して曰く、彼れ是の說を作すべからず。他心智は唯、現在の他の心々所のみを知るも、餘法を知るに非ざるを以ての故なり。

[一八] 問ふ、諸の他心智は、一物を緣ずとせんや、倶生の心々所聚を緣ずとせんや。設し爾らば何の過ありやといふに、若し一物をのみ緣ずとせば、契經の所說を當に云何が通ずべきや。[一九] 契經に說くが如し、「有貪心に於て如實に、此れは是れ有貪心なりと知る、乃至廣說」と。若し一時に於て貪及び心を知るとせば、豈に聚を緣ずるに非ざるや。[二〇] 餘經の所說を復、云何が通ずるや。「世尊の說くが如し、我れは一作意に苾芻僧の諸心の所念を遍知す」と。若し聚を緣ずとせば、云何が [二一] 他心智に三念住の別有らんや。答ふ、應に是の說を作すべし。「一刹那の頃、他心智起れば、但一物のみを緣ず」と。問ふ、若し爾らば、契經の所說を當に云何が通ずべきや。經に說くが如し、「有貪心に於て如實に此れは是れ有貪心なりと知る」と。

答ふ、有貪心とは、貪と相應する心をいふ。然も貪を知る時、即ち心を知らず、若し心を知る時は、復、貪を知らず。有垢衣を觀ずるが如し、若し垢を觀ずる時には、則ち衣を觀ぜず、若し衣を觀ずる時には、復、垢を觀ぜず。此れも亦、是の如くなるが故に相違せざるなり。問ふ、若し爾らば、餘經の所說を復云何が通ずるや。世尊の說くが如し、「我れ一作意にて遍く、苾芻僧の諸心の所念

【一八】 **他心智の所緣は一物なりや多物なりやに就きて、**前には、相續中に於ける即ち多刹那に於ける他心智が、總じて物類を知るや否やを說けるも、今は、一刹那の諸の他心智が一刹那の頃、一物を緣ずるや、多物を緣ずるやを論究せんとするにあり。此の中有餘師の「諸の他心智は、能く倶生の心々所法の聚を緣ず」との異說あるも評家の說は、但、一刹那の頃の他心智は、一物のみを緣ずといふにあり。

【一九】 これに就きて中阿含、第十九卷、迦絺那經(大正一、五五三、中)に、「諸賢、我爲他衆生所念・所思・所爲・所行、以他心智、知他心如眞、有欲心、知有欲心如眞、無欲心、知無欲心如眞、有恚・無恚、有癡・無癡、有穢・無穢、合・散、高・下、小・大、修・不修、定・不定、不解脫心知不解脫心如眞、解脫心知解脫心如眞」云云とあるを參照せよ。

【二〇】 經文の出處可尋。

【二一】 他心智に三念住の別ありとは、諸開分別のとき、「念住をいへば、是(他心智)は、三念住なり」身念住を除く」といふを指す。

亦爾り。受の刹那の無量無邊なるが如く、諸餘の一切の心々所法の刹那も亦、爾り。一有情の心々所法の刹那の無量無邊なるが如く、諸餘の一切の有情の心々所法の刹那も亦、爾り。是の如く、我が心々所法は則ち多と爲すをもて、餘の一切の有情も、智多きに由るが故に、所依も亦、多からん。有るが是の說を作す、「總じての物類を知るも、別刹那のに非ず」と。問ふ、若し爾らば、別刹那に於て、云何が能く知るや。答ふ、是の處有ること無し、然も爲めに分別せんに、假使、能く物類を知るの智を盡くせば、餘の刹那に於て復、知ることを欲せず、設ひ復、知らんと欲すとも亦、知ること能はず。智若し未だ盡きずんば、知らんと欲せば卽ち知る。又、物類の智は、諸の刹那に於て別知を欲せず。設ひ別知せんと欲するも、亦知ること能はざるをもて、諸の知らんと欲する者は、唯、物類に於てのみ知るなり」と。復、說者あり、「別刹那のを知る」と。問ふ、若し爾らば、云何が此の智の所依多きに非ざるや。答ふ、是の如きの失無し、此彼、等しきが故に。我が他心智の聚の二十一法に無量無邊の刹那有りて、餘の一切の有情の一切の心々所法の一一の刹那に於て、別々に能く緣ずるが如く、是の如く、諸餘の一切の有情の他心智聚にも亦、各々無量無邊の刹那有りて、餘の一切の有情の一切の心々所法の一一の刹那に於て、別々に能く緣ずるが故に、智の所依に偏多の失無きなり」と。評して曰く、應に知るべし、此の中、後說を善と爲すことを。心々所法の所緣定まるが故に。

[一六]問ふ、諸の他心智は、能く通じて三世を緣ずと爲んや、但、現在のみを緣ずとせんや。答ふ、諸の他心智は但、現在のみを緣ず。問ふ、若し爾らば、論の所說を當に云何が通ずべきや。[一七]論に說くが如し、「過去・未來の法を九智知る、滅智を除く」と。答ふ、應に是の說を作すべし、「過去・未來の法を八智知る、滅智と他心智とを除く。現在法を九智知る。滅智を除く」と。而も是の說を作さざるには、應に別意趣有りと知るべし。謂く、彼の種類が九智の所知なりとは、若し過去に在れば、

【一六】 **他心智が現在のみを緣ずるに就きて、**

【一七】 發智論第九（大正二六頁九六三下）に「意界意識界九智知、除滅智、意處、後四蘊、有爲法、過去未來現在法亦爾」といふ文を指す、舊には經本所說とあり。大正藏の婆沙論はこれを略記するも發智論より補譯し置けるを以て、第百〇八卷に附きて見るべし。

るが說く、「獨覺は能く四心を知る、謂く、初めの二と及び第八心と第十四心となり」と。有餘師の說く、「能く初めの二と及び第十一心第十二心——卽ち滅類智忍と滅類智と倶なる心——とを知る」と。

[一〇]佛の他心智は、加行に由らざるが故に、具さに彼れの見道十五刹那心を知るなり。

[一一]佛智は三道に於て、皆能く自相と共相とを知る。獨覺智は獨覺道と聲聞道とに於て、能く自相と共相とを知る。佛道に於ては能く共相を知るも、自相は非らず。聲聞智は聲聞道に於て能く自相と共相とを知る。佛と獨覺との道に於ては、能く共相を知るも自相は非らざるなり。

[一二]問ふ、聲聞が現觀に入る時には、佛と獨覺との道に於て能く現觀するや不や。設し爾らば何の失ありやといふに、若し能く現觀ずとせば、云何が聲聞の他心智は、佛と及び獨覺との心を知ること能はざるや。若し現觀すること能はずんば、云何が亦、彼を緣じて證淨なることを得ん。又、應に現觀時に遍く道諦を觀ぜざるべけん。答ふ、應に是の說を作すべし、聲聞が現觀に入る時は、佛と獨覺との道に於ても亦、能く現觀すと。問ふ、若し爾らば云何が聲聞の他心智は、佛及び獨覺の心を知ること能はざるや。答ふ、現觀に入る時は、彼の共相を知るにありて、自相には非ざるが故に能く現觀するも、他心智は唯、自相のみを知るものなるが故に、彼れの他心智は佛と及び獨覺との心を知らざるなり。

[一三]第五節　特に他心智の所緣に就きて

[一四]問ふ、一有情の相續中の所有の他心智は、能く一切の有情の其の所應に隨ふ心々所法を知るとせんに、此の智は彼れに於て、總じての物類を知ると爲んや、別刹那のを知るとせんや。設し爾らば何の失ありやといふに、若し總じての物類を知るも別の刹那のには非ずとせば、別刹那に於て云何が能く知らんや。若し別刹那のを知るとせば、云何が此の智の所依、多に非ざるや。謂く、我が他心智の聚に[一五]二十一法有りて、一有情の一刹那の受を緣ず。一刹那の受の如く、一切の刹那の受も

【一〇】佛の他心智は見道中の心々所法十五刹那心を全部知る。

【一一】**自相共相に對する三乘の智力と他心智**　此の中の自相及び共相に關しては、婆沙第七十八卷（毘曇部十、頁三四九）、參照せよ。

【一二】**特に現觀と他心智との區別に就きて、**

【一三】本節は特に他心智の所緣に就きて、種々の場合を論ぜんとする段なり。

【一四】**相續中の他心智の能緣と所緣との總か別かに就きて、**此に相續中の他心智が、他の心々所法を緣ずるには總じて物類を知るとの說と、總じて物類を知らずして、無量無邊の多刹那の他心智が無量無邊の刹那の心々所法を別々に能く緣ずとするとの二說ある中、評者は後者を善說となせり。

【一五】茲に二十一法といふは他心智は善法なるが故に大地法の十と、大善地法の十と、これに心王の一を加へたるものなり。

見道十五刹那に在るを顯し、獼猴とは獨覺を顯し、人とは聲聞を顯す。能く行く、能く行かずとは、諸の他心智を顯す。[七]然も他心智は能く同類の心々所法を知るも、不同類のには非ず。謂く、有漏なるは有漏を知り、無漏なるは無漏を知る。曾得なるは曾得なるを知り、未曾得なるは未曾得なるを知る。法智品たるは法智品なるを知り、類智品なるは類智品なるを知る。聲聞の他心智は見道に於て唯、能く二刹那心のみを知り、獨覺の他心智は見道に於て唯、能く三刹那心のみを知り、佛の他心智は見道に於て次第に能く十五刹那心を知る。所以は何ん。佛の他心智は加行に由らずして現在前し、獨覺の他心智は下の加行に由りて而して現前することを得、聲聞の他心智は、中の加行或は上の加行に由りて方に現前するが故なり。謂く、[八]修觀者の將に見道に入らんとするや、聲聞は彼れの見道心を知らんと欲し、先に法智品の他心智の加行を修す。彼の修觀者旣に見道に入るに、此の他心智の加行已に滿てば、便ち能く彼れの二刹那心を知る、謂く、苦法智忍と及び苦法智とに倶なる心なり。彼の修觀者、類智品に入るとき、聲聞も復、類智品の他心智の加行を修するに、十三刹那を經て加行方に滿ち、乃ち能く彼れの第十六心を知るなり。卽ち本、第三心を知らんと欲せしも、今は乃ち彼の第十六心を知るをもて、是の故に、聲聞の他心智は、唯、見道にては初二心のみを知るといふなり。

[九]若し修觀者、將に見道に入らんとするに、獨覺は彼れの見道心を知らんと欲して、先に法智品の他心智の加行を修するに、彼の修觀者、旣に見道に入るとき、此の他心智の加行已に滿てば、便ち能く彼れの二刹那心を知る、謂く苦法智忍と及び苦法智とに倶なる心なり。彼の修觀者が類智品に入るとき、獨覺は復、類智品の他心智の加行を修するに、五刹那を經て加行方に滿つるをもて、乃ち彼れの第八心を知る。卽ち本、彼の第三心を知らんと欲せしも、今は乃ち彼れの集類智と倶なる心を知るをいふなり。有るが說く、「彼は第十五心を知る、十二刹那を經て加行滿つるが故に」と。有

於て顯示せんとせしものなり。

【七】他心智の同類は相知るも不同類は然らざるに就きて。

【八】聲聞の他心智は見道中の心々所法の唯、二刹那心のみを知るに就きて。

【九】獨覺の他心智の見道中の心々所法に對する認識能力。

巻の第百　（第三編　智蘊）

（智蘊第三中他心納息第三之二　舊、第四十九巻頁三七二、中）

第四節　諸種の他心智の力能及び所取の境に就きて[一]

[二]諸の有情類に流轉者あり、還滅者有り。流轉者とは更に受生するものをいひ、還滅者とは、涅槃に趣くものをいふ。若し諸の有情にして、欲色界に生ずるもの、及び諸の異生にして無色界に生じて他心智を修する者なれば、彼の心々所法に於て、二事に由るが故に他心智を得す、一には能緣にして、二には現起なり。若し諸の有情にして已に般涅槃せしもの、及び諸の聖者の無色界に生じて他心智を修する者なれば、彼の心々所法に於て一事に由るが故に、他心智を得す、謂く但、能緣のみにして、現起することは能はざるなり。[三]問ふ、若し諸の聖者にして無色界に生ずるもの、能く下地の他心智を修するや不や。有るが說く「修せず、彼は畢竟、起すの義無きを以ての故に」と。[四]評して曰く、應に是の說を作すべし、必ずしも起さずと雖も、而も彼れは修を得す。上に生ずるもの、能く下の無漏を修するが故に。法智品の如し、理に違はざるが故に。異生は彼に生ずれば、此を修するの義無きなり。

[五]或は有る心々所法は是れ佛の他心智の境にして、獨覺・聲聞のに非ざるあり。或は有る心々所法は是れ佛と獨覺との他心智の境にして、諸の聲聞のに非ざるものあり。或は有る心々所法は、是れ佛と獨覺と聲聞との他心智の境なるあり。

[六]契經に說くが如し、「苾芻よ、當に知るべし、大雪山中に是の如き處あり、獼猴も人も倶に行くこと能はず。又、是の如き處あり、獼猴は能く行くも人は行くこと能はず。又、是の如き處有り、獼猴も人も二(ふた)り倶に能く行く」と。此の契經中の「大雪山」とは、所知の法を顯す。是の如き處とは、

【一】本節は內容上、前節の續行といふべきものにして、巻別に隨ひ便宜上、之れを分節せしに過ぎず。卽ち、諸種の他心智及び其の力能と所取の境とを他の觀點よりこれを分類し、又は、特種の場合に就き論じたるものなり。其の第一は、有情を流轉者と還滅者とに分ちて、其の他心智の能緣と現起とを吟味し、（二）特に見道中にある有情の心々所法に對する三乘の他心智の認知力の限界を論じ、（三）同じく法の自相共相中、他心智は自相のみを知るものなることを論ずるなり。

【二】**流轉者と還滅者との他心智に就きて、**

【三】**特に、無色界に生ぜし聖者の他心智に就きて、**

【四】有漏法は、界と地とを超ゆるとき捨するも、無漏なるは、得果と轉根と、退して捨するとの三因緣の外には、界と地を超ゆるも捨せずして其の法を修得すればなり。

【五】**三乘の他心智の境の差別に就きて**

【六】**特に見道中の心々所法に對する三乘の他心智の作用別、**以下契經の文を引きて、三乘の他心智の力能の別を、見道中に在る修行者の心々所法に

來の倶に出世すること無きが故に」と。復、說くもの有り、「得す」と。此は[六二]能緣を說きて現起を說かざるなり。

問ふ、獨覺は獨覺を緣ずる他心智を得するや不や。答ふ、麟角喩者は、佛に[六三]准じて應に知るべし。衆出の獨覺は決定して獨覺を緣ずる他心智を得す、此は能緣をも說き、亦、現起をも說く。聲聞も亦、定んで聲聞を緣ずる他心智を得す。此も亦、能緣をも說き、亦、現起をも說くなり。異生は定んで異生を緣ずる他心智を得すること、衆出の獨覺と及び諸の聲聞に說けるが如し。有るが是の說を作す、「麟覺喩獨覺も亦、定んで麟角喩獨覺を緣ずる他心智を得す。こは亦能緣をも說き、亦現起をも說く。餘の世界中に麟角喩獨覺の出世すること有るをもて、遮する理無きが故なり。唯、佛の無漏の心々所法と及び未曾得の有漏の心々所法とに就きては、定んで他心智の能緣も現起もするもの無し」と。[六四]無色界の一切の心々所法は、定んで他心智の所緣に非ず、其の境に非ざるが故に。

阿毘達磨大毘婆沙論巻第九十九

【六二】能緣の他心智とは、それが現在起り得るや否やに關せず、いはゞ可能性として、主觀上他心を知り得る能知の智をいひ、現起とは、單に可能性としてのみならず、現在なし得る他心智をいふ。

【六三】准は大正本には唯とあるも、三本に准とあり、今は後者を取れり。

【六四】無色界の一切法は他心智の境に非ず。

舍利子等の利根者は皆知ること能はず。若し傍生趣等をして我が心を知らしめて、人天趣に非ざらしめんと欲せば、則ち傍生趣等も亦、佛心を知るも、人及び天趣は皆知ること能はざるなり。云何が然りと知るやといふに、契經に說くが故なり。謂く、契經に說く、「一時佛、[五七]廣嚴城獼猴池側の重閣精舍に住せし時、諸の苾芻は、世尊の鉢と及び彼等の自鉢を以て皆露處に置きしに、一獼猴有り、娑羅樹より下り來りて鉢所に趣く。時に苾芻衆は彼が鉢を損はんことを恐れて、競ひて之を驅逐せんとせり。佛の言く、汝等驅逐すべからず。彼れに別意有り、須臾にして當に知るべしと。時に彼の獼猴、世尊の鉢を取りて徐ろに還つて樹に上り、流蜜を成滿して安庠として下り、持して世尊に奉りしに、蟲有りしを以ての故に世尊受けず。佛は曾得の有漏の心品を起し、彼をして蟲を去らしめんとす。獼猴は卽ち知り、退きて一處に住し、蟲を擇去し已り、來りて世尊に奉りしに、未だ淨ならざりしが故に佛復、受けず。佛、曾得の有漏心品を起して彼をして水を以て遍灑し淨らか作らしめんとす。獼猴卽ち知りて退きて一處に住して水を以て淨らかと作し、還た世尊に奉る。是に於て世尊は哀愍し爲めに受く。獼猴歡喜し踊躍すること無量、舞踊し却行して坑に墮して而して死す。斯の福業に乘じて人中に生ずることを得。長大し出家し、梵行を勤修し、久しからずして便ち阿羅漢果を獲たりしかば、世共に號して[五八]獻蜜上座(Madhuvasiṣṭha)と爲せり」と。尊者[五九]論力は、彼の因緣に由りて妙伽他を以て、佛を讃して曰く、

　無上天人調御士は　　能く惡趣をして亦、心を知らしむ、
　若し甚深微妙の定に住せば　　乃至人天も了すること能はず。

と。

[六〇]佛の他心智は能く[六一]三道を知り、獨覺の他心智は能く二道を知り、聲聞の他心智は能く一道を知るなり。問ふ、佛は佛を緣ずる他心智を得するや不や。有るが說く、「得せず。所以は何ん。二の如

【五七】廣嚴城は毘舍離(Vesāli)にして、その獼猴池(Markaṭa daha)邊の大林に重閣講堂(Mahāvane, Kūṭāgārasālā)あり、茲に於て、佛、阿難に入涅槃の意志を暗示せしに、阿難其の意を悟らず、佛、魔の請を入れて三ケ月の後に入涅槃を宣し給ひし所と傳へらる。

【五八】舊には、摩頭婆肆吒とあり。因みにこの物語りは賢愚經、第十二卷(大正藏四、頁四二九、下)にも見出さる。

【五九】舊に尊者波毘耆とあり。

【六〇】**三乘及び異生の他心智の能力に就きて**

【六一】三道とは、佛道、獨覺道、聲聞道なること勿論なり。

ざるが如く、果も亦、爾るが故に」と。

[50]諸の他心智は、地度・根度・[51]補特伽羅度の心々所法に於て皆知ること能はず。地度の心々所法に於て知ること能はずとは、初靜慮の他心智は第二靜慮以上の心々所法を知ること能はず、乃至第三靜慮の他心智は、第四靜慮以上の心々所法を知ること能はざるをいふ。根度の心々所法に於て知ること能はずとは、鈍根者の他心智は利根者の心々所法を知ること能はざるをいひ、補特伽羅度の心々所法に於て、知ること能はずとは、有學の他心智は、無學の心々所法を知ること能はざるをいふなり。[52]問ふ、一切の無學の他心智は、皆能く一切の有學の心々所法を知るや。答ふ、不なり、謂く、時解脫の他心智は見至の心々所法を知ること能はず、見至の他心智は、亦、時解脫の心々所法を知ること能はず。所以は何ん。時解脫の他心智は、見至の心々所法に於て根度なるが故に、知らず。見至の他心智は、時解脫の心々所法に於て補特伽羅度の故に知らざるなり。[53]問ふ、有學の上地の他心智と無學の下地の他心智との此の二は、互に相知るを得るとせんや。答ふ、不なり。所以は何ん。有學の上地の他心智は、無學の下地の他心智に於て補特伽羅度の故に知らず、無學の下地の他心智は有學の上地の他心智に於て、地度の故に知らざるなり。[54]問ふ、聲聞の上地の他心智と、如來の下地の他心智との此の二は、互に相知るを得るとせんや。答ふ、不なり。所以は何ん。聲聞の上地の他心智は、如來の下地の他心智に於て根度の故に知らず、如來の下地の他心智は、聲聞の上地の他心智に於て、地度の故に知らざるなり。[55]獨覺と餘乘とを望むも、前義に准じて應に說くべし。

[56]如來の無漏の心々所法と、及び未曾得の有漏の心々所法とは、倶に他心智の現の所取の境に非ず。曾得の有漏の心々所法は、佛が他をして知らしめんと欲せば、卽ち知る。謂く、佛が若し鈍根者をして我が心を知らしめて、利根者に知らざらしめんと欲せば、則ち蛇奴等をも亦、佛心を知るも、

【五〇】**諸種の他心智の作用の限界に就きて、**とは他心智の及ぶ能力の範圍を(一)依地の異り、(二)機根の異り、(三)補特伽羅の異りの三種の點より限定せんとするものにして、總じていへば、下にして、劣れる他心智は、上なるもの、勝れたるものの心々所法に對してはこれを知ること能はざるなり。

【五一】補特伽羅度とは、預流・一來・不還・阿羅漢等の異りをいふ。

【五二】以下無學の他心智と有學のそれとの相互作用上の限界に就きて、

【五三】以下有學の上地の他心智の、無學の下地のそれに對する相互作用上の限界に就きて。

【五四】以下聲聞の上地の他心智と如來の下地のそれとの相互作用上の限定に就きて

【五五】獨覺と餘乘との他心智の相互作用上の限界に就きて

【五六】**特に、他心智の所取の境としての如來の心々所法に就きて、**

ゝ三品の曾得の有漏の心々所法を知る。是の如く展轉乃至して、第四靜慮の曾得の有漏の上品の他心智は、能く欲界及び四靜慮の各ゝの三品の曾得の有漏の心々所法を知る。

曾得の有漏の十二種の他心智が十五種の曾得の有漏の心々所法を知るが如く、未曾得の有漏の十二種の他心智が、十五種の未曾得の有漏の心々所法を知ることも亦、爾るなり。

四七 無漏の心々所法に十二種あり、是れ他心智の所應取の境なり。無漏の他心智にも亦、十二種有り、四靜慮に各ゝ三品有るをいふ。此の中、第二靜慮の無漏の他心智の下品なるは、能く初靜慮及び第二靜慮の各ゝ唯、下品の無漏の心々所法のみを知り、中品なるは、能く初靜慮と及び第二靜慮との各ゝ下中二品の無漏の心々所法を知り、上品なるは、能く初靜慮と及び第二靜慮との各ゝの三品の無漏の心々所法を知る。是の如く展轉して乃至第四靜慮の上品の無漏の他心智は、能く四靜慮の各ゝ三品の無漏の心々所法を知るなり。四八 問ふ、何が故に上地の下中品の有漏の他心智は、倶に能く下地の三品の有漏の心々所法を知るに、上地の下・中品の無漏の他心智は下地の中・上品の無漏の心々所法を知らざるや。答ふ、有漏無漏の心々所法の建立各ゝ異なればなり。謂く、有漏の心々所法は、相續に依りて建立す、一身の相續中に三品の有漏の心々所法を成就すること有り。然も無漏の心々所法は、根品に依りて建立す、一身の相續中に二品の無漏の心々所法を成就することなし。況んや、三を成就するもの有らんや。建立既に別なるが故に異有ることを知るなり。

四九 十四種の通果の心々所法有りて、皆、是れ他心智所應取の境なり。謂く、欲界と初靜慮とに各ゝ四靜慮の果有り、第二靜慮に後三靜慮の果あり、第三靜慮に後二靜慮の果あり、第四靜慮に唯、第四靜慮の果のみあるなり。問ふ、初靜慮の他心智は、欲界と四靜慮との通果の心々所法に於て、能く幾種を知るや。有るが是の說を作す「能く四種を知る、所以は何ん。一切は皆是れ欲界の攝なるが故に」と。復說者あり「唯、能く初靜慮の果を知るも、餘の三を知らず。所以は何ん。因を知ら

て、鈍根者にとりては、鈍根者の有漏の心々所法は、無始爾來生死輪廻の間に必ず一度は經驗し居る筈なるを以て曾得といふも、利根者の有漏の心々所法は、未經驗なるべきをもつてこれを未曾得と名けしなり。

【四七】 **無漏の他心智と其の所取の境としての無漏法との關係** 此の中、下地、下品なるは上地上品なるを知ること能はざるを示し、其の所以を記せり。

【四八】 以下、他心智の有漏なると無漏なるとの能取力の限界につきて論ず。即ち、有漏なるは、上地の下品なるものにても下地の上・中・下の三品を所取の境となし得るに對して、無漏なるは、上地のものにても若し下品なれば、下地の唯、下品をのみ知るも、上・中品を知ること能はずと爲さるゝ所以を明かさんとするにあり。

【四九】 **他心智と通果心との關係**

時には亦、色をも緣じて起すと雖も、而も成滿時には、復び色を緣ぜず。所以は何ん。先に麁法を觀ずるは、細に入るが爲めの故なり。又、他心智は、加行時には亦、自の相續をも緣ずと雖も、而も成滿時には、唯、他の相續のみを緣ず。所以は何ん。自を緣ぜば他心智と名けざるが故なり。又、他心智は但、他心のみを緣ずるも、他心の所緣・行相を緣ぜず、若し他心の所緣・行相を緣ぜば、應に自心をも緣ずべく、他心智に非ざるべけん。自心は是れ彼れの所緣及び能緣の行相なるが故に。

〔四四〕問ふ、若し眼にて色を見ずして、能く他心を知るとせんや不や。答ふ、能く知る、耳にて聲を聞くが故に。問ふ、若し色も見ず聲も聞かずして、能く他心を知るとせんや不や。答ふ、能く知る、鼻にて香を嗅ぐが故に。問ふ、若し色を見、聲を聞き、香を臭がずして、能く他心を知るとせんや不や。答ふ、能く知る、舌にて味を嘗むるが故に。問ふ、若し色を見、聲を聞き、香を嗅ぎ、味を嘗めずして、能く他心を知ると爲んや不や。答ふ、能く知る、身にて觸を覺するが故に。問ふ、若し色を見、聲を聞き、香を嗅ぎ、味を嘗め、觸を覺せずして、能く他心を知るとせんや不や。有るが是の說を作す、「彼は知ること能はず。所以は何ん。他心智の起るは、色を緣ずるに因るが故に」と。評して曰く、應に是の說を作すべし、「初めの引發時なれば則ち知ること能はざるも、已に成滿すれば、色を緣ぜずと雖も、而も亦、能く知るなり」と。

〔四五〕第三節　特に能取としての諸の他心智及び其の力能と所取の境とに就きて

〔四六〕曾得の有漏の心々所法に十五種有り。是れ他心智の所應取の境となる。卽ち、欲界と及び四靜慮との各々に下・中・上の三品の心々所法有るをいふ。曾得の有漏の他心智に十二種有り、卽ち四靜慮の各々に下・中・上の三品の他心智有るをいふ。此の中、初靜慮の曾得の有漏の他心智の下品なるは、能く欲界の三品と及び初靜慮の下品との有漏の心々所法を知り、中品なるは、能く欲界の三品と及び初靜慮の下・中の二品の曾得の有漏の心々所法を知り、上品なるは、能く欲界と及び初靜慮との各

【四四】他心智の現在前と色との關係　とは、他心智を起すには、常に必ず色を緣とするを要するや、詳言せば他の心々所を知るに必ず五根の何れかゞ、夫々の對境を緣ずるを必要とするや否やを論ずるものなり。これには有者の異說あるも評者の立場は、他心智初引發時には色を緣とするを要するも已に加行成滿し熟諫の域に達せば心の欲するに隨ひの、外緣を藉らずとも起し得るに至るといふにあり。

【四五】　本節は、先づ(一)他心智の所取の境としての曾得・未曾得の有漏の心々所法の種類と及びその能取の他心智とを述べ、(二)次に、これを無漏の心々所に就きて、(三)又次に通果心に對して論述し、(四)更に轉じて能取力としての他心智の限界を論じ、(五)特に、所取の境としての如來の心々所法に就きて述べ、(六)最後に總じて三乘相互の他心智の能取と所取の境とを概說する段なり。

【四六】曾得未曾得の有漏の他心智と其の境に就きて　以下、曾得の有漏の心々所法及び未曾得の有漏の心々所法といふ區別は、有情の機根の別によりて分別せしものにし

は、唯、是れ曾得のみなり。

[四一]問ふ、他心智を修する加行は云何ん。答ふ、施設論に說く、『初修業者は世俗定に於て已に自在なるを得て、數ゝ起して現前し、轉た明利ならしめ、先に審かに自身の心相を觀察す、即ち「若し時に身に是の如き相の現ずること有れば、爾の時は便ち是の如き相の心を起し、若し時に自ら是の如き相の心を起せば、爾時身に是の如き相の現ずること有り」と。自ら審に身心の相を觀察し已り、次に審に他の身心の相を觀察す、即ち「若し時に身に是の如き相の現ずること有れば、爾の時便ち是の如き相の心を起し、若し時に他、是の如き相の心を起せば、爾の時身に是の如き相現ずるあり」と。審に他の身心の相を觀察し已り、次に純ら彼の心々所法を觀じて是の思惟を作す、「我れ應に、彼が心々所法に、何の尋求する所あり、何の伺察する所あり、何の攝受する所ありやを觀ずべし」と。既に思惟し已りて純ら彼の心の相續の前後の行相差別を觀ず。彼の心相を觀じて、若し純熟するを得れば、是れを齊りて名づけて、他心智を修する加行成滿すと爲すなり』と。

[四二]集異門足論に是の如き說を作す。「他心智を修する加行は云何ん。謂く、審に、五取蘊を緣じて苦・非常・空・非我と爲る智の行相差別を觀察せば、漸次に能く無漏智を引きて生じ、善く他心を知るをもて、他心智と名く」と。問ふ、無漏の他心智は能く四諦智を緣ずるに、何故に但、苦智を緣ずとのみ說けるや。答ふ、亦、應に餘の三諦智をも緣ずと說くべくして、而も說かざるは、當に知るべし有餘なることを。復次に、此の中、但、初入の加行には、但、苦智のみを緣じ、餘を緣ずと說かざるも、後の相續時には亦、餘智をも緣ずるなり。

[四三]問ふ、前の施設論と後の集異門論との所說の加行に何の差別有りや。答ふ、前のは有漏の他心智の加行を說けるに、後のは無漏の他心智の加行を說けるなり。復次に、前のは他心智の加行の勝妙明淨に非ざるものを說き、後のは他心智の加行の勝妙明淨なるものを說くなり。然も他心智は、加行

【四一】他心智の加行に就きて以下、施設論の記述と、集異門論のそれとを掲げて之を示せるも、其の意味に多少の異あるを以て、後に問答を設けてこの兩文の異義を會釋せり。

【四二】現存の集異門足に此の文見當らず。

【四三】施設論の文と集異門足論の文との會通。

三摩地と倶なりやをいへば、無漏の他心智は[三七]道無願と倶なるも、有漏の他心智は、三摩地と倶なるに非ず。

[三八]根相應をいへば、總じて說けば、此は三根と相應す。謂く、樂・喜・捨なり。

三世をいへば、是は三世なり。三世を緣ずるやをいへば、過去なるは過去を緣じ、現在なるは現在を緣じ、未來の若し生法なるは、未來を緣じ、若し不生法なるは三世を緣ず。

善・不善・無記をいへば、唯、是は善のみなり。善・不善・無記を緣ずるやをいへば、三種を緣ずるなり。

繫不繫をいへば、有漏の他心智は唯、色界繫のみにして、無漏の他心智は唯、不繫のみたり。繫不繫を緣ずるやをいへば、欲・色界繫及び不繫を緣ず。

[三九]學無學非學非無學をいへば、三種に通じ學無學非學非無學を緣ずるやをいへば、三種を緣ずるなり。

見・修所斷・不斷をいへば、有漏の他心智は唯、修所斷なるも、無漏の他心智は是れ不斷なり。見・修所斷及び不斷を緣ずるやをいへば、三種を緣ず。名を緣じ義を緣ずるやをいへば、唯、義のみを緣ず。自・他相續・非相續を緣ずるやをいへば、唯、他の相續のみを緣ず。

加行得・離染得をいへば、加行と、離染との得に通ず。離染得とは、謂く、初靜慮者が欲界染を離るゝ時に得し、乃至第四靜慮者が第三靜慮の染を離るゝ時に得す。或は自地と上地との染を離るゝ時も亦、修得し容べし。加行得とは、勝進の加行を修する時得し、及び加行を起して現在前せしむるをいふ。謂く、諸の聲聞は中・上品の加行を以てし、獨覺は唯、下品の加行のみを以てし、佛は加行を以てせずして、能く現在前せしむ。

曾得・未曾得をいへば、一切の聖者及び[四〇]內法の異生は、皆、曾得と未曾得とに通じ、外法の異生

止と觀との均しき地のみに依りて發し得るものなるに、無色地と近分地は共に、止增すも觀減ずるが故に此の五通を發起するを得ざればなり。

【三二】特に中間定の心々所法を知る他心智に就きて。

【三三】他心智の所依、行相及び所緣等。

【三四】無漏の他心智とは、法・類道智等の無漏智所攝の他心智をいひ、有漏の他心智とは、世俗智所攝のそれをいふ。

【三五】特に他心智が無色の心々所を緣ぜざるに就きて、

【三六】他心智の念住・智・三摩地分別

【三七】道無願と倶なりとは、即ち道無願三摩地と倶なるをいふ。因みに三三摩地の中、無願三摩地には十行相あり即ち苦と非常との二行相と、集と道との各四行相なる中、この道無願三摩地とは、道諦下の四行相としての無願三摩地を指す。

【三八】他心智と根相應・三世・三性門分別

【三九】他心智の三學・三斷門等の分別

【四〇】內法の異生とは、一口にいへば三寶歸依の異生、精しくは三賢四善根位等の異生を指す。

[29]此の他心智の界を云へば、有漏の他心智は是れ色界、無漏の他心智は是れ不繫たり。[30]問ふ、何故に無色界には他心智無きや。答ふ、田と器とに非ざるが故に、乃至廣說。復次に、他心智を修するには色に依りて起すが故に。

地をいへば、唯、四根本靜慮にのみ在るも近分と無色とには非ず。彼の地には[31]五通を發すること能はざるが故に。[32]問ふ、靜慮中間の心々所法は、何地の智が能く知るや。有るが是の說を作す、「初靜慮の上品の智が能くこれを知る」と。復說者あり、「第二靜慮の下品の智が能く知る」と。評して曰く、應に是の說を作すべし、初靜慮の三品の智は皆能く知ると。所以は何ん、一地の攝なるが故に。

[33]所依をいへば、唯、欲・色界の身に依りてのみ起る。

行相をいへば、[34]無漏の他心智は、道諦を緣ずる四行相と作りて轉じ、有漏の他心智は、不明了なる行相と作りて轉ずるなり。

所緣をいへば、初靜慮の他心智は、欲界と初靜慮地との心心所法を緣じ、第二靜慮の他心智は、欲界と初二靜慮地との心々所法を緣じ、第三靜慮の他心智は、欲界と前三靜慮地との心々所法を緣じ、第四靜慮の他心智は、欲界と四靜慮地との心々所法を緣ず。[35]他心智にして能く無色の心々所法を知るもの無し。彼の地勝るが故に。初靜慮等の他心智にして、第二靜慮等の心々所法を知らざるが如し。問ふ、欲・色界に生じて無色地の心々所法を起すとき、是は他心智の所緣の境なりや不や。答ふ、所緣の境に非ず。果を知らざるが如く、因も亦、爾るが故に。

[36]念住をいへば、是は三念住なり、身念住を除く。

智をいへば、是れ四智にして、法・類・道智と世俗智とをいふ、卽ち總じて彼等を說きて他心智と爲すなり。

又は世相等を離るが故に無相の名を建立すればなり。

【二六】 苦集智が行相は無雜なるも、所緣は雜なりとは、苦智の行相は、苦・空・非常・非我なり、集智のは、因・集・生・緣なるを以て、行相は各々別なるも、所緣(境)は、同じく有漏法なるを以て、所緣は相雜なるをいふ。

【二七】 滅智と道知との行相無雜なりとは、滅智の行相は滅・靜等なるも、道智の行相は、道・如等にして、二智の行相別異なるをいひ、所緣も無雜なりとは、滅智の所緣は滅諦卽ち無漏無爲なるも、道智の所緣は道諦卽ち無漏有爲にして、この二智の所緣各別なるをいふ。

【二八】 本節は(一)他心智の界地等の諸門分別、(二)その加行、(三)他心智が起るに色の緣を必要とするや否や等に就きて論述するにあり。

【二九】 他心智の界に就きて、他心智が、欲界繫に非ざるは此の智が修所成の慧なるをもつて、欲染を離れずんば得ることを得ざればなり。

【三〇】 特に他心智が無色界に無き所以。

【三一】 五通とは、神境・天眼・天耳・他心・宿住隨念・漏盡智證通中の前五通にして、とは

心智と名づく。問ふ、此は亦、他の諸の心所法をも知るに、何が故に但、他心智とのみ名づくるや。答ふ、諸の瑜伽師は意樂し加行して、他心を知らんと欲するも、他の心所には非ざるをもて、是の故に但、他心智の名のみを立つ。心を先きと爲して、亦、心所をも知るを以つてなり。譬へば、人の意樂し、加行して但、王のみを見んと欲するもの有るに、若し王を見る時は亦、臣等をも見るが如し。復次に、[二二]諸法の立名は、多緣に依るが故なり。謂く、或は自性に依り、或は對治に依り、或は加行に依り、或は相應に依り、或は所依に依り、或は所緣に依り、或は行相に依り、或は所緣と及び行相とに依るもの等なり。自性に依りて立名するものとは、五蘊・四諦・世俗智等をいひ、對治に依りて立名するものとは、法智、類智をいふ、欲界と上二界とを對治するが故に。加行に依りて立名するものとは、空・識無邊處・無所有處・[二三]五現見定・他心智等をいふ。相應に依りて立名すとは、[二四]品類足論に說くが如し、「云何が順樂受等の法なりや。謂く、樂受等と相應する、是の如き一切なり」と。所依に依りて立名すとは、眼識等を謂ふ。所緣に依りて立名すとは、四念住・[二五]無相定等をいふ。行相に依りて立名すとは、[二六]苦智・集智をいふ。此の二は、行相無雜なるも、所緣雜なるが故に。所緣及び行相に依りて立名すとは、[二七]滅智道智をいふ。此の二の所緣と行相とは倶に無雜たるが故に。諸の是の如き等の立名の因緣に乃ち無量なる有り。今、他心智は、但、加行に依りてのみ立名するも、餘には非ず。復次に、相應品中、心は最勝なるが故に、勝法を知るに依りて此の智の名を立つ。恰も、王來ると說くとき、臣等も無きに非ざるが如し。復次に、心に依るを以ての故に、心所法と名づく。心は是れ大地たるが故に、諸の心所法を大地の所有と名づく。故に但、心のみを說けるなり。復次に、他心通を修する無間道位には、唯、心のみを緣ずるが故に、但、心を知るとのみ說けるなり。

[二八]第二節　特に他心智の諸門分別及び加行等に就きて

神變示導(Ṛddhiprātihārya)にして種々の神祕を化現して衆生を調伏し隨順せしむるをいひ、二は記心示導(Ādeśanāprātihārya)にして、種々の方便に由りて他心を知りて、衆生をして調伏し隨順せしむるをいひ、三は教誡示導(Anuśāsanī-p.)にして種々正法を教說して衆生をして調伏隨順せしむるをいふ。茲に說く示導とは、三示導中の記心示導を示すこと勿論なり。

【一九】身に在るとは、他心智が各個人個人に有ることをいひ、刹那とは、その一個人の他心智も、一切法は刹那に生滅するといふ無常の法則よりせば、一刹那に一つづゝの他心智を數ふることゝなるが故に、應に無量無邊の他心智ありと云ふなり。

【二〇】**他心智の自性**

【二一】**他心智と名くる所以**

【二二】**特に諸法立名の多緣に就きて**

【二三】五現見定に關しては婆沙第四十卷(毘曇部八、頁三六〇を參照せよ)

【二四】出所未だ尋ねかぬ。

【二五】無相定とは、無相三摩地をいふ。この三摩地の所緣は、十相卽ち色・聲・香等の相を離るゝが故に無相と名け、又、此の定の所緣は諸蘊の相、

攝受する所ありとは、欲界より乃至第四靜慮を縁ずるなり」と。此の中、能く尋求す等と顯示するが故に、色等の法は此の智の境に非ざるなり。「衆縁より起る所にして」とは、能知の智が四縁に由りて生ずるが如く、所知も亦、四縁に由りて生ずるが故なり。意及び意の所有とは、意は即ち是れ心なり、諸の心所法を意の所有と名く。是の如きは皆他心智の境を說けるなり。

[一七]此の他心智は、或は應に一と說くべし。謂く、他心智と及び[一八]示導となり。或は應に二と說くべし。謂く有漏なると無漏なると、有縛なると、解脫なると、或は有繫なると不繫なるとなり。或は應に三と說くべし、下と中と上との品をいふ。或は應に四と說くべし。謂く四靜慮の果なり。或は應に六と說くべし、謂く、有漏と無漏とに各〻三品有ればなり。或は應に八と說くべし、謂く四靜慮の果に各〻有漏なると無漏なると有ればなり。或は應に九と說くべし、下々品乃至上々品をいふ。或は應に十二と說くべし、四靜慮の果に各〻三品有るをいふ。或は應に十八と說くべし、謂く、有漏なると無漏なるとに各〻九品あればなり。或は二十四と說くべし、謂く、四靜慮の果に各〻有漏なると無漏なると有り、此に復、各〻三品有ればなり。或は應に三十六と說くべし、四靜慮の果に各〻九品有るを謂ふ。或は應に七十二と說くべし、謂く、四靜慮の果に各〻有漏なると無漏なると有り、此に復、各〻九品有ればなり。若し[一九]身に在ると刹那とを以て分別すれば、應に無量無邊なりと說くべし、

此の中にては、總じて一の他心智を說けり。

[二〇]問ふ、此の他心智は何を以て自性と爲すや。答ふ、慧を以て自性と爲す。是れを他心智の自性、我物・自體・相分・本性と謂ふ。

已に自性を說けり。所以を今當に說くべし。

[二一]問ふ、何故に他心智と名くるや。他心智とは是れ何の義なりや。答ふ、他の心を知るが故に、他

【一〇】定蘊中にては、定蘊第七中攝納息第三（發智、十八、頁一〇一四、上、婆沙第百六十七卷、頁八四三、中）に「法智等（八智）攝幾智等耶……」と及び同納息（發智頁一〇一五上、婆第百六十八卷頁八四八下）に「於八智或二四五六七八……」等の文を指す。

【一一】此の蘊の後とは、智蘊第三中、七聖納息第五之一（發智頁九六五、中以下、婆沙第百九卷以下）を見よ。

【一二】修智等云云とは、修智納息中の第四之二（發智第九、頁九六三、下）に「眼根乃至無色界、修所斷隨眠、於十智中、幾智知耶……」（婆沙第百〇八卷頁五五八、上）を指す。

【一三】他心智の定義。

【一四】四支五支靜慮とは初靜慮が、尋・伺・喜・樂・等持の五支を具し、第二靜慮が內淨・喜・樂・定の四支を具し、第三靜慮が、捨・念・慧・樂・定の五支を、第四靜慮が捨・念・中受・定の四支を具するを言ふ。精しくは、俱舍二十八卷及び婆沙八十卷以下參照すべし。

【一五】他心智の別定義。

【一六】尋求即ち尋の心所は、初靜慮以下にのみあればなり。

【一七】他心智の徵に就きて、

【一八】示導（Prātihārya）に普通三種ありとせらる、一は

智は倶に、有漏無漏の二品に通ずるを以つての故に、偏にこれに依りて此の論を作れるなり」と。
評して曰く、彼れ謂く是の說を作すべからず。宿住隨念智は、唯、是れ有漏なるが故に。

【本論】[一三]云何が他心智（Paracittajñāna）なりや。答ふ。若し智の修所成なるものにして、是れ修の果なり、修に依止し、已得不失、能く他の相續の現在の欲・色界の心々所法、或は無漏の心々所法を知るものなれば、是れを、他心智と謂ふ。

此の中、若し智の修所成なるものにしてとは此の他心智は修所成の慧を自性と爲すが故なり。是れ修果なりとは、謂く是は[一四]四支五支靜慮の果なるが故なり。修に依止すとは、謂く、數習に依りて成就するが故なり。已得不失なりとは、已に證得して捨せざるが故なり。

問ふ、何故に未得と已失とを說かざるや。答ふ。應に說くべくして說かざるは、當に知るべし此の義有餘なることを。復次に、若し此の智に由るものにして、說きて他心通を成就する者と名くるものなれば、此の中に之を說くも、未得已失の諸の他心智には是の如き義無し。是の故に說かざるなり。「能く他の相續の現在の欲・色界の心々所法、或は無漏の心々所法を知るものなれば」とは、能く如實に他の有情身中の現在世の欲・色界の心々所法、或は無漏の心々所法を知るを謂ふ。

[一五]此に說く他心智の所緣の境相に就きては、別の誦言有り、「若し智の現起するものにして、他の有情の尋求する所あり、伺察する所あり、攝受する所あり、衆緣より起る所にして意及び意の所有を如實に知るものなれば、是を他心智と謂ふ。」と。此の中、若し智の現起するものとは、現行の他心智を說き、如實に知るとは、占相智等と簡別するなり。他の有情のとは、自の心々所法を知ることより簡別するなり。[一六]尋求する所ありとは、欲界と初靜慮との心々所法を謂ひ、伺察する所ありとは、靜慮中間の心々所法を謂ひ、攝受する所ありとは、後三靜慮の心々所法を謂ふ。復說者有り、尋求する所ありとは、欲界と初靜慮とを顯し、伺察する所ありとは、欲界より乃至靜慮中間を顯し、

他心智と宿住隨念智となること勿論なり。

【六】根蘊第六中、有納息（發智論第十五卷、頁九九五、上中、（婆沙第百四十八卷、頁七五二、下以下）に、諸根との相應を法智と類智とに依りて論じ、次に法智と類智とに就きて種々の問題を說述するを指す。

【七】定蘊第七中、一行納息第五（發智十九、頁一〇二一、下、婆沙第百八十五卷、頁九二八上）に「盡智當言於身循身觀念住耶……如盡智、無生智亦爾」の文を指すものなるべし、

【八】根蘊第六中、有納息第二（發智第十五、頁九九五、上、婆沙第百四十七卷、頁七五五、上）に、「諸苦智、是於苦無漏智耶……。諸集智是於集無漏智耶……。諸滅智是於滅無漏智耶……。諸道智是於道無漏智耶……」を指す。

【九】結蘊中、八智に依りて論を作すは、結蘊第二中、不善納息第一。（發智、第三卷、頁九三二、中下、婆沙は本文省略）に、「於九十八隨眠、未離欲染、苦法智未已生位皆成就、苦法智已生、苦類智未已生……苦類智已生集法智未已生……集法智已生集類智未已生……」の如きを指す。

卷の第九十九（續き）（第三編　智蘊）

智蘊第三中、他心智納息第三之一（舊第四十九卷、大正・二八、頁三七〇、上）

[一]第三章　他心智乃至善法の習修得修に關する論究

[二]第一節　他心智論

【本論】　云何が他心智なりや。……云何が宿住隨念智なりや。……

[三]是の如き等の章及び解章の義、既に領會し已りぬ、次に應に廣く釋すべし。[四]問ふ、何故に尊者は[五]前二智に依りて論を作すや。答ふ、是れ彼の尊者の意欲爾るが故なり。謂く、本論師は欲に隨つて論を造るも、法相に違はざるが故に責むべからず。此の如く尊者は[六]根蘊中に於て、法・類の二智に依りて論を作り、[七]定蘊中に於て盡・無生の二智に依りて論を作る。復た、[八]根蘊中に於て、苦・集・滅・道の四智に依りて論を作り、[九]結蘊と[一〇]定蘊と及び[一一]此の蘊の後とに於ては、八智に依りて論を作り、[一二]修智等に於ては處により十智に依りて論を作る。是の如く尊者は、此の蘊に於て、初め他心と宿住との二智に依りて論を作れり。恰も善巧なる陶師の、先に泥團を熟調し、輪上に置きて自の意樂に隨ひて器物等を造るが如く、尊者も亦、爾り。聞・思・修の慧をもて法相を觀察し、自性の愚及び所緣の愚を斷じ、欲に隨つて論を造りしが故に責むべからざるなり。復次に、前二智は、俱に加行及び離染得に通じ、俱に是れ修所成なり、俱に是れ自性に通じ、俱に是れ四支五支靜慮の果なるを以ての故に、偏に之れに依りて此の論を作りしなり。復次に、前二智は、俱に智と見とを以て自性と爲し、俱に所緣に於て分齊して取るを以てなり。謂く、他心智は唯、現在のみを緣じ、宿住隨念智は但、過去のみを緣ず。故に偏へに之れに依りて此の論を作れり。有るが是の說を作す、「此の二

【一】　納息の名目は、他心智納息とあるも、其の內容は、甚だ多岐に亙る。今、發智の說述せんと欲するもののみにても以下八個の論題を持つ發智本納息初頭の頌に曰く。
　二智と二解脫と、明と智と三證淨と、顚倒と等持と修と、此章願具說
此の中(一)二智とは、他心智と宿住隨念智をいひ、(二)二解脫とは、時愛心解脫と不動心解脫とをいひ、(三)明とは學と無學との明をいひ、(四)智とは學・無學の智、(五)三證淨とは佛法僧の三證淨にして(六)顚倒とは、預流者に於て四顚倒の中の幾か已斷なりやを論ずるもの、(七)等持とは三三摩地論をいひ、(八)修とは三世の道の已修未已修に就きて述ぶるをいふなり。即ちこゝに他心智納息といひしは、以上諸問題中の最初の間を以て此の納息の名とせしものなり。

【二】　本節と次卷の初頭とは、他心智に就きて種々の方面より論述するを目的とせり。

【三】　是の如き等の章及び解章の義とは〔註一〕の發智の頌文による內容解說を指す。

【四】　**他心宿住の二智により作論せる所以**

【五】　前二智とは玆にては、

目次

毗曇部十二

木村泰賢
西義雄譯
坂本幸男

國譯一切經

大東出版社藏版